

一般社団法人投資信託協会定款

昭和32年 7月10日制定
昭和34年 1月19日改正
昭和35年 3月31日改正
昭和37年 4月23日改正
昭和39年 4月18日改正
昭和41年 2月 4日改正
昭和41年 8月31日改正
昭和42年 4月28日改正
昭和42年 9月30日改正
昭和43年 4月30日改正
昭和44年 4月30日改正
昭和45年 2月20日改正
昭和46年 9月21日改正
昭和47年 9月13日改正
昭和48年 8月17日改正
昭和49年 8月16日改正
昭和50年 9月19日改正
昭和51年 9月17日改正
昭和52年 9月16日改正
昭和52年11月29日改正
昭和53年 9月22日改正
昭和55年 9月19日改正
昭和56年 3月20日改正
昭和56年 7月17日改正
昭和58年11月24日改正
昭和60年10月29日改正
昭和63年 1月26日改正
昭和63年 9月29日改正
平成 5年10月22日改正
平成10年 2月20日改正
平成10年11月27日全部改正
平成12年 6月13日改正
平成12年11月17日改正
平成13年 9月21日改正
平成18年 1月20日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 6月30日改正
平成23年 6月30日改正
平成24年 6月29日改正
平成29年 3月31日改正
令和 2年 6月30日改正
令和 3年 6月30日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人投資信託協会と称し、英文名をThe Investment Trusts Association, Japanと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、投資信託及び投資法人など投資運用業等の健全な発展、並びに投資者の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 正会員（第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）及び金融商品仲介業者（正会員を所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第66条の3の規定による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、正会員（同法第29条の規定による第二種金融商品取引業の登録を受けた正会員に限る。）の委託を受けて、受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集又は私募の取扱いを当該正会員のために行う金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）が金融商品取引業等を行うに当たり、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令の規定を遵守させるための正会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等に関し、資産運用の適正化、受益証券等（受益証券、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）の募集又は私募その他の取引の適正化、その他投資者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務
- (3) 正会員及び金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則（理事会決議を含む。以下同じ。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に争いがある場合のあっせん
- (6) 正会員及び金融商品仲介業者の行う金融商品取引業等に係る業務の適正化に必要な業務のため必要な規則（理事会決議を含む。）の制定その他の業務
- (7) 正会員及び金融商品仲介業者が取扱う個人情報の保護に関する業務
- (8) 投資信託及び投資法人に係る知識の啓発及び普及
- (9) 投資信託及び投資法人に関する統計等の作成及びその公表
- (10) 投資信託及び投資法人に関する調査、研究及びその公表
- (11) 会員間及び投資信託委託業等（金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為又は同項第14号に掲げる行為を業として行うことをいう。以下同じ。）に関係のある団体等（海外の投資信

託に係る団体を含む。)との意思の疎通及び意見の調整

(12) 関係官庁その他関係機関(海外の関係機関を含む。)に対する建議、要望及び連絡

(13) 金商法第66条の25において準用する同法第64条の7第1項の規定により行う外務員の登録事務

(14) 前各号に掲げるもののほか、投資者に対する広報その他この法人の目的を達成するために必要な業務

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(業務規程等)

第5条 この法人は、前条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務の実施の方法を規定した業務規程を定める。

2 定款の施行に関し必要な事項は、定款の施行に関する規則(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(規則等の制定改廃)

第6条 業務規程、定款施行規則その他の規則(理事会決議を含む。)の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人の会員は正会員及び賛助会員とする。正会員又は賛助会員となることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員 金商法第29条の規定に基づき投資運用業を行うことの登録を受けた者(同法第2条第8項第12号イに掲げる行為又は同項第14号に掲げる行為を業として行う者に限る。)及び投信法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等(信託業法(平成16年法律第154号)第3条又は第53条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。)

(2) 賛助会員 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会、認定投資者保護団体又は本会の目的に賛同しその活動に協力する法人であって、投資信託委託業等に関係のある業務を営む者

2 前項に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。)に規定する社員及び金商法第78条第2項に規定する会員とする。

(入会手続)

第8条 この法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会しようとする会員の種別に応じて、定款施行規則に定める事項を記載した入会申込書をこの法人に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者が提出する入会申込書には、定款施行規則に定める書類を添付しなければならない。

(入会の拒否)

第9条 この法人は、この法人に正会員として入会申込を行った者が次の各号の一つに該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令、法令に基づく主務官庁の処分若しくはこの法人の定款その他の規則に違反し、法令に基づく登録の取消し若しくはこの法人から除名の処分を受けたことがあること

(2) 前条に定める入会申込書又は入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けているとき

(3) 法令に基づき、行政官庁の業務停止又は業務改善命令を受けた場合であって、申請時においても適正な業務運営を実現するための経営管理態勢が確立されていないと認められること

(4) その他定款施行規則に定める事由に該当するとき

2 この法人は、この法人に賛助会員として入会の申込を行った者が前項各号の一つに該当するときは、その入会を拒否することができる。

(会員代表者等の届出)

第10条 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた正会員は、定款施行規則の定めるところにより、直ちにこの法人の業務についてその正会員を代表する者(以下「正会員代表者」という。)1名及び正会員代表者の代理者1名以内を定め、この法人に届け出なければならない。

2 第8条第1項の規定に基づき入会の承認を受けた賛助会員は、定款施行規則の定めるところにより、その賛助会員を代表する者をこの法人に届け出なければならない。

3 正会員又は賛助会員は、この法人に届け出た会員代表者(第1項に定める正会員代表者及び第2項に定める賛助会員を代表する者をいう。)又はその代理者(第1項に定める代理者をいう。)に変更があった場合には、この法人に届け出なければならない。

(入会金及び会費等)

第11条 この法人に入会の承認を受けた正会員は、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

3 前2項に定める入会金及び会費の額並びにこれらの納入方法その他必要な事項は、総会において定める入会金及び会費に関する規程による。

4 正会員は、この法人が総会において特別な支出に充てるために必要と認める特別会費の徴収を決議した場合には、その定めるところにより特別会費を納入しなければならない。

(正会員の報告事項)

第12条 正会員は、定款施行規則その他の規則で定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、その事由の内容その他必要な事項をこの法人に報告しなければならない。

(賛助会員の届出事項)

第13条 賛助会員は、定款施行規則に定める事由に該当することとなったときは、遅滞なく、この法人にその旨を届出しなければならない。

(資料の提出等)

第14条 この法人は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、正会員に対して、当該正会員又は金融商品仲介業者の営む投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

2 正会員は、前項の規定に基づく報告若しくは資料の提出、又は説明を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(調査)

第15条 この法人は、正会員の営む投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関し、当該正会員又は金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の業務の状況若しくは財産の状況若しくはこれらの帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 正会員は、前項の規定によりこの法人が行う調査に応じなければならない。

(任意退会)

第16条 正会員又は賛助会員は、定款施行規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の処分)

第17条 この法人は、正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該正会員に弁明の機会を与えたうえ、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名の処分を行うことができる。

なお、除名は、総会の決議に基づき行うものとし、過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限は、会員の処分等に関する規則に定める処分の程度の範囲内で、理事会の決議に基づきこれを行う。

- (1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書又は定款施行規則に定める添付書類の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明したとき
- (2) 第11条に規定する入会金又は会費又は特別会費を所定の期日までに納入しなかったとき
- (3) 第12条に規定する報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき
- (4) 第14条に規定する報告若しくは資料の提出若しくは説明を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出若しくは説明を行ったとき
- (5) 第15条に規定する調査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき
- (6) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
- (7) その他この法人の秩序又は信用を害したとき

2 この法人は、賛助会員が次の各号の一つに該当すると認めるときは、当該賛助会員に弁明の機会を与え、理事会の決議により、除名の処分を行うことができる。

- (1) この法人に提出した第8条に規定する入会申込書の記載事項について、虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていることが判明した場合
- (2) 第11条に規定する会費を所定の期日までに納入しなかったとき
- (3) 定款施行規則その他の規則に定める事由に該当した場合
- (4) その他本会の秩序又は信用を害したとき

3 前項の規定に基づき賛助会員に対して除名の処分を行う場合には、理事会の議決権の3分の2以上の多数決による。

(正会員に対する勧告)

第18条 この法人は、正会員の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況、又は資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が適当でないと認めるときは、事由を示して勧告を行うことができる。

(正会員資格の喪失)

第19条 正会員は、第16条又は第17条第1項の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項第1号に定める会員資格を失ったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該正会員が解散したとき

(賛助会員資格の喪失)

第20条 賛助会員は、第16条又は第17条第2項の場合のほか、当該賛助会員が解散したときは、その資格を喪失する。

(会員の名簿)

第21条 この法人は、正会員名簿及び賛助会員名簿を作成し、これをこの法人の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、定款施行規則において定める。

第4章 総会

(構成)

第22条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びに支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第24条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第27条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者のそれぞれの合計数が第30条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号に定める代表理事とする。

4 理事のうち、2名以内を一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長の選定は、理事会の決議による。
- 3 理事会の決議により、理事のうちから副会長を若干名選定することができる。
- 4 理事会の決議により、会員以外の理事のうちから専務理事を選定することができる。
- 5 前項の専務理事をもって業務執行理事とする。
- 6 副会長は専務理事を兼ねることができる。
- 7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補充として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結

の時までとする。ただし、補充として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第36条 理事及び監事には報酬等を支給しない。ただし、常勤の理事等に対しては、総会において定める報酬等の支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 前2号の規定にかかわらず、自主規制に関する規則等の制定、改正及び廃止に関する事項を自主規制委員会（委員会設置に関する規則第2章に規定する自主規制委員会をいう。）に委任することができる。ただし、本会の業務の適切な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条の2 一般法人法第96条の規定に基づき、理事が理事会の決議の目的である事項について提

案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条の3 一般法人法第98条の規定に基づき、理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 (削 除)

第42条 (削 除)

第8章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得てこれを委嘱する。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 財産及び会計

(基本財産等)

第44条 この法人は、次に掲げるものを基本財産として計理する。

- (1) 一般社団法人への移行登記の時の財産目録に基本財産として記載した財産
- (2) 第11条に規定する入会金を積み立てた基金
- (3) 基本財産として寄附された財産
- (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 この法人は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されるものに限る。）に係る支出に充てるため、特定費用準備資金を保有できるものとし、特定費用準備資金に関し必要な事項については、理事会の決議により定める。

(基本財産の処分等の制限)

第45条 前条第1項に規定する基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、理事会において定める事由に該当する場合は、理事会の決議を経たうえで、その一部又は全部を処分し又は担保に供することができる。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定時総会の承認を得るものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、理事及び監事の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配)

第49条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

(資産の管理・運用)

第50条 この法人の資産の管理・運用は、理事会の決議により、会長が行う。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第52条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第12章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の業務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、事務局長及び重要な使用人は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1. この定款の改正は、昭和39年5月1日から施行する。
2. 改正後の定款第7条第1項第1号の規定により会員が負担すべき基金の金額に不足を生じた当該会員は、直ちにその不足額を払い込むものとする。

附 則

この定款の改正は、昭和41年2月4日から施行する。

附 則

この定款の改正は、昭和41年8月31日から施行する。

附 則

この定款の改正は、昭和42年4月28日から施行する。

附 則

1. この定款の改正は、昭和42年10月1日から施行する。
2. 第5条第1号会員の基金負担額及び表決権が本会の全会員のそれらの過半数を保ちかつ、会員の基金負担額及び表決権が同条第1号会員間及び同条第2号会員間においてそれぞれ平等となるよう、昭和43年10月1日前に、本定款に所要の改正を行うものとする。なお、会員が既に払い込んだ基金負担額については所要の調整を行うものとし、その調整の方法を本定款によって定めるものとする。
3. 第7条の規定は、会員の増資の場合については、前項の規定による定款の変更まではその適用を停止する。

附 則

1. この定款の改正は、昭和43年5月1日から施行する。
2. 改正後の定款第7条の規定により負担すべき基金の額が増加した会員は、その増加額を昭和43年5月31日までに払い込むものとする。
3. 改正後の定款第7条の規定により負担すべき基金の額が減少した会員は、現に本会が運用を行っている有価証券の償還の状況を勘案して理事会の定めるところにより、その減少額につき本会から返還を受けるものとする。

附 則

この定款の改正は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則

1. 第18条及び第26条の改正規定は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この改正規定施行後の最初の定時総会は、第18条第3項の規定にかかわらず昭和45年4月に開催する。
3. この改正規定施行の日を含む会計年度は、第26条の規定にかかわらず昭和45年4月1日から昭

和45年9月30日までとする。

附 則

第29条の2及び第32条の改正規定は、昭和46年9月23日から施行する。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和47年9月25日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和48年8月29日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和49年8月28日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和50年10月7日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和51年10月4日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. 第7条の改正規定は、昭和52年10月1日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

この改正は、昭和52年12月7日から施行する。

附 則

1. この改正は、昭和53年10月3日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和55年10月9日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和56年4月8日から施行する。
2. 会員は、改正後の定款第7条の規定により、負担すべき基金の不足額を直ちに払い込むものとする。

附 則

1. この改正は、昭和56年8月6日から施行する。
2. 改正定款施行日において、改正前の第7条の規定により、払い込まれた基金は、改正後の第7条の規定により受け入れた基金とみなすものとする。

附 則

この改正は、昭和58年11月24日から施行する。

附 則

この改正は、昭和60年10月29日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年1月26日から施行する。

附 則

1. 第12条の改正規定は、昭和63年10月1日から施行する。
2. 第18条第3項及び第26条の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
3. 昭和63年10月1日から開始する会計年度についての改正前の第26条の規定の適用については、同条中「翌年9月30日」とあるのは「翌年3月31日」とする。

附 則

この改正は、平成5年10月22日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成10年3月23日）から施行する。

附 則

1. この定款の変更は、平成10年12月1日から施行する。
2. この変更定款の施行の際、現に変更前の定款第6条の承認を受けた会員である者は、変更後の定款第7条による承認があったものとみなす。
3. この変更定款の施行の際、変更後の定款第7条による承認があったものとみなされた会員に係る変更後の定款第8条に規定する入会金については、変更前の定款第7条に規定する基金で、当該会員がすでに納入している金額のうち入会金に相当する額を充当するものとする。この場合において、当該会員がすでに納入している金額のうち、入会金に相当する金額以外の金額については、第42条第1項に規定する寄金として第2特別基金に充当するものとする。
4. この変更定款の施行の際、変更後の定款第7条による承認があったものとみなされた会員に係る変更後の定款第9条に規定する会費で平成10年度の会費については変更前の定款第8条の規定により決定されている会費とする。
5. この変更定款の施行の際、現に変更前の定款第13条の規定により選任された理事及び監事の任期については、変更前の定款第15条の規定による。

*改正条項は第1条から第33条の全条にわたり改正。

附 則

この定款の変更は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成12年11月30日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成13年10月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、主務大臣の認可の日（平成19年9月30日）から施行する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から施行する。

2. この改正規定の施行の際、現に改正前の定款に定める会員であった金商法第29条の規定に基づき投資運用業を行うことの登録を受けた者及び投信法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託会社である信託会社等は、改正規定の施行日において改正後の第6条に規定する正会員とみなす。
3. この改正規定の施行の際、現に改正前の定款に定める会員であった金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた者（2に該当する者を除く。）については、あらかじめ退会の届出の提出をした場合を除き、施行日において改正後の第6条に規定する賛助会員とみなす。

附 則

1. この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は、稲野和利とし、業務執行理事（副会長兼専務理事）は、乾文男とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この改正規定の施行の日において、旧定款（平成23年6月30日付改正前の定款をいう。）第7条の3の規定に基づき複数の代理者の届出を行っている場合にあつては、当該代理者の変更が行われるまでの間、当該代理者を改正後の第10条第1項に定める代理者とする。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則

この改正は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から施行する。

入会金及び会費に関する規程

平成 23 年 6 月 30 日制定
平成 24 年 6 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 31 日改正
平成 29 年 6 月 30 日改正
平成 30 年 6 月 29 日改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 11 条に定める入会金及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 入会金

(入会金の額)

第 2 条 定款第 11 条第 1 項に定める正会員の入会金は、500 万円とする。

(合併等に伴う入会金の取扱い)

第 3 条 正会員が合併し、合併会社が新たに正会員として入会しようとする場合には、入会金を免除する。また、正会員からその業務の殆どを譲り受けて、新たに正会員として入会しようとする場合も同様とする。

(入会金の納入方法等)

第 4 条 第 2 条に定める入会金は、本会の請求に基づき入会日（入会の承認があった日又は本会が指定した日をいう。以下同じ。）の翌営業日から起算して 3 営業日目までに納入するものとする。ただし、当該正会員からやむを得ない事情により 3 営業日目までに納入することが困難であるとして、あらかじめ本会に申し出があった場合であって、本会が認めた場合には、本会が指定する日までに納入することができる。

2 本会は、前項の規定に基づき納入された入会金は、返還しない。

第 3 章 会 費

(正会員の会費)

第 5 条 定款第 11 条第 2 項に定める正会員の会費は、均等会費及び変動会費の合計額とする。

2 前項に定める正会員の会費は、正会員会費総額（本会の毎事業年度予算における支出総額から

資産の運用益、事業収入及び賛助会員の会費収入等の見込み得る収入を控除した額をいう。以下同じ。)を基礎として計算する。

(均等会費)

第6条 均等会費は、正会員会費総額の15%の額(以下「均等会費総額」という。)を直前事業年度末の正会員数で除した額とする。

2 第9条第2号イの規定に基づき新規入会正会員の均等会費を減額した場合には、前項の規定にかかわらず、減額した額を前項の定める方法により計算された新規入会正会員以外の正会員の均等会費の合計額に加算し、加算後の合計額を新規入会正会員以外の正会員の会社数で除した額を、新規入会正会員以外の正会員の均等会費とする。

(変動会費)

第7条 変動会費は、正会員会費総額から均等会費総額を控除した額(以下「変動会費総額」という。)を、正会員の直前事業年度の投資信託(金融商品取引法第2条第1項第10号に定める外国投資信託を含む。以下この項において同じ。)の純資産総額及び投資法人資産運用額の合計額(以下「純資産総額等」という。)の総額に対する各正会員の純資産総額等のシェアにより按分した額とする。なお、純資産総額等には、私募の投資信託及び投資法人の純資産総額等を含むものとする。

2 前項に定める直前事業年度の純資産総額等は、直前事業年度の毎月末の純資産総額等の平均額とする。この場合、直前事業年度に入会した正会員の純資産総額等の平均額は、入会日の属する月から直前事業年度末の月までの月末の純資産総額等の平均額とする。

3 前項に定める純資産総額等の平均額の計算に当たっては、投資信託の毎月末の純資産総額を、株価指数連動型上場投資信託その他これに類する上場投資信託、並びにMR F等の日々決算型の公社債投資信託は8分の1、公社債投資信託等(日々決算型の公社債投資信託以外の公社債投資信託(私募の公社債投資信託を含む。))及び公社債等運用投資信託をいう。以下同じ。)は4分の1、私募の株式投資信託は2分の1として計算する。

(会費の上限額等)

第8条 前2条の規定に基づき計算された均等会費及び変動会費の合計額が正会員会費総額の10%を超えることとなる正会員の会費は、正会員会費総額の10%の額とする。この場合、当該正会員の変動会費は、正会員会費総額の10%の額から第6条に定める均等会費を控除した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合において、当該正会員以外の正会員の変動会費は、変動会費総額から前項の規定により計算した額を控除した額を基準として、前条第1項に定める方法により再計算するものとする。

(新規入会の正会員の会費の特例)

第9条 新規入会の正会員（正会員と合併し、又は正会員からその営業の殆どを譲り受けた会社が、新たに本会に入会する場合を除く。以下「新規入会正会員」という。）の会費は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度について、当該各号に定める額とする。

(1) 入会日の属する事業年度 次の各号に掲げる均等会費及び変動会費の合計額を当該入会日から当該事業年度末までの日数に応じて日割りにより計算した額

イ 第6条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

ロ 第7条第1項に規定する当該事業年度の変動会費総額に、当該事業年度の変動会費の計算の基礎となった純資産総額等の総額に対する当該新規入会正会員の入会日に属する月の月末の純資産総額等のシェアを乗じて得た変動会費

(2) 入会日の属する事業年度の翌事業年度 次の各号に掲げる均等会費及び変動会費の合計額

イ 第6条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

ロ 第7条の規定に基づき算出された当該事業年度の変動会費

(合併会社等の会費)

第10条 正会員において合併等の事由が生じた場合の当該事業年度の会費については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 正会員が他の正会員と合併し、又は他の正会員の営業の殆どを譲り受けた場合 被合併会社又は営業の殆どを譲渡した他の正会員の当該事業年度の会費（未納となっている額に限る。）は、存続する正会員が負担するものとする。

(2) 正会員と合併し、又は正会員から営業の殆どを譲り受けたことに伴い、新たに本会に正会員として入会する場合 合併する正会員又は営業の殆どを譲り渡した正会員の当該事業年度の会費（未納となっている額に限る。）は、新たに入会する正会員が負担するものとする。

(賛助会員の会費)

第11条 定款第11条第2項で定める賛助会員の会費の額は、年50万円とする。

2 新たに入会した賛助会員の入会日の属する事業年度の会費の額は、50万円を当該入会日から当該事業年度末までの日数に応じて、日割りにより計算した額とする。

(会費の納入方法)

第12条 本会は、毎事業年度において、次の各号に定めるところにより、正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）に当該事業年度の会費を請求するものとし、会員は本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

(1) 正会員の当該事業年度の会費は、原則として4回に分割し、4月、7月、10月及び1月に請求するものとする。この場合、4月（第一回目）の請求額は、原則として直前事業年度の1月（第四回目）の会費請求額（直前事業年度の新規入会正会員であって、1月（第四回目）の請求対象になっていない正会員の場合は当該直前事業年度に係る会費請求額とする。）と同額とし、7月、10月及び1月の請求額は、当該事業年度の会費（年間負担額）から4月（第

一回目)の請求額を控除した額を3回に分割して、それぞれ請求するものとする。

なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ正会員から一括納入の申し出があった場合には、本会は、当該正会員に対し、原則として当該事業年度の会費(年間負担額)から4月(第一回目)の請求額を控除した額を7月に一括して請求するものとする。

(2) 賛助会員の当該事業年度の会費は、原則として4月に一括して請求するものとする。

2 本会は、新規入会正会員及び新規入会賛助会員に対し、次の各号に定めるところにより、入会日の属する当該事業年度の会費を請求するものとし、当該会員は本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

(1) 新規入会正会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月以降の第1項第1号に定める月に請求するものとする。

ただし、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該正会員から一括納入の申し出があった場合には、本会は、当該正会員に対し原則として第一回目の請求時に一括して請求するものとする。

(2) 新規入会賛助会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月に一括して請求するものとする。

(退会する会員の会費の取扱い)

第13条 本会を退会することが予定されている会員の会費の取扱いについては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 今後当該事業年度の会費の全部又は一部を請求する場合 当該事業年度の期首から退会予定日までの日数に応じて日割りにより計算した額(既納の会費がある場合には、当該既納額を控除した額)を請求する。

(2) 既に納入されている当該事業年度の会費が、当該事業年度の期首から退会予定日までの間の日数に応じ日割りにより計算した額を超えている場合 当該超過額を返還する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。ただし、施行日の属する事業年度が改正前の定款第37条に定める期間内の日(同条に定める期初の日を除く。)を期初とする場合の会費については、前事業年度の期初から当該事業年度の期末までを一事業年度とみなして従前の例により算定した額とする。

2. 「定款の規定に基づく総会決議(平成10年11月27日制定)」は、整備法第121条第1項にお

いて読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日をもって廃止する。

* 平成 24 年 6 月 14 日改正により当該附則を改正

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 25 年 1 月 4 日）から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。ただし、施行日の属する事業年度が改正前の第 6 条に定める期間内の日を期初とする場合の会費については、本会は、改正後の第 6 条で計算した正会員の会費から第 1 回目で納入した会費（従前の例により算定した会費の 4 分の 1 に相当する額）を差し引いた会費を 3 回に分割し、原則として、当該事業年度の 8 月、11 月及び 2 月に請求するものとし、正会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

附 則

1. この改正は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。
2. 施行日の属する事業年度における改正後の第 12 条第 1 項に定める会費の納入方法の適用については、以下によるものとする。
 - (1) 正会員会費については、当該改正条項に基づき、原則として、当該事業年度の 7 月、10 月及び 1 月に請求するものとし、当該正会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。
 - (2) 賛助会員会費については、施行日現在で当該事業年度の会費未納額がある場合には、原則として、当該事業年度の 7 月に一括請求するものとし、当該賛助会員は、本会の請求に基づき会費を納入するものとする。

定款の施行に関する規則

平成10年11月27日制定
平成11年 3月23日改正
平成11年 4月26日改正
平成12年11月17日改正
平成16年 3月19日改正
平成18年 1月20日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年12月17日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正
平成25年10月17日改正
平成26年10月16日改正
平成27年 6月11日改正
平成28年 1月21日改正
平成29年 3月 9日改正
平成29年 5月18日改正
平成30年 5月17日改正
平成31年 4月18日改正
令和元年12月19日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 4年 6月 9日改正
令和 6年 3月12日改正

(目 的)

第1条 この規則は、定款第5条第2項の規定に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定める。

(入会申込書)

第2条 定款第8条第1項に規定する正会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地及び代表電話番号
- (3) 資本金の額
- (4) 会社設立年月日
- (5) 登録若しくは免許を受けた業務の種別、登録若しくは免許の番号及び登録若しくは免許の年月日
- (6) 役員（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第29条の4第1項に規定する役員をいう。以下同じ。）の役職及び氏名
- (7) 投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業に関する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の4に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の役職及び氏名
- (8) 役職員数
- (9) 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 入会申込書は、正会員にあつては別紙様式第1号、賛助会員にあつては別紙様式第2号とする。

(入会申込書の添付書類)

第3条 定款第8条第2項に規定する正会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 投資運用業を営む者にあつては、金商法第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等にあつては、信託業法(平成16年法律第154号)第3条若しくは第53条の規定に基づき免許を受けていることを証する免許書の写し、又はこれらに代わる書面
- (2) 次のいずれにも該当しないことを証する書面(投資運用業を営む者に限る。)
 - イ 金商法第29条の4第1項第1号(ニからへを除く。)のいずれにも該当しないこと
 - ロ 役員及び重要な使用人について、金商法第29条の4第1項第2号のいずれにも該当しないこと
 - ハ 金商法第29条の4第1項第4号(ニを除く。)のいずれにも該当しないこと
 - ニ 金商法第29条の4第1項第5号(ハを除く。)のいずれにも該当しないこと
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
- (5) 業務の内容及び方法を記載した書面
- (6) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- (7) 役員(登記された取締役(執行役を含む。以下「取締役等」という。)をいい、委託者非指図型運用業者にあつては、第6条に規定する代表取締役等、委託者非指図型投資信託に係る業務を所掌する取締役及び監査役に限る。以下この条及び第10条において同じ。)及び重要な使用人の履歴書(委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。)
- (8) 役員及び重要な使用人の住民票の抄本の写し又はこれに代わる書面
- (9) 役員及び重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号ロに該当しない旨の官公署の証明書の写し又はこれに代わる書面
- (10) 役員及び重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が本会会長に誓約する書面(委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。)
- (11) 特定関係者(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、以下「府令」という。)第9条第4号に規定する特定関係者をいう。)の状況として同号イからへに掲げる事項を記載した書面(投資運用業を営む者に限る。)
- (12) 支店、営業所の名称及び所在地を記載した書面
- (13) 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)
- (14) 純財産額(金商法第29条の4第1項第5号に規定する純財産額をいう。)を算出した書面
- (15) 主要株主(金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。)及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位10名の株主について、府令第10条第1項第3号ロに掲げる事項を記載した書面(外国法人であるときは、主要株主に準ずる者について金商法第29条の4第1項第5号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面)

- (16) 本店所在地を示す略図
- (17) その他本会が必要と認める書類

2 定款第8条第2項に規定する賛助会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第一種金融商品取引業を営む者にあつては、金商法第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、登録金融機関にあつては、同法第33条の4の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務に係る認可を受けていることを証する認可書の写し、又はこれらに代わる書類
- (2) 本店所在地を示す地図
- (3) その他本会が必要と認める書類

(事務連絡者の届出)

第4条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、事務連絡者を定め、定款第8条第1項に規定する入会申込書を本会に提出するに際し、当該事務連絡者の氏名、役職及び連絡先を別紙様式第3号により本会に届け出るものとする。

(入会の拒否)

第5条 定款第9条第1項第4号に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること
- (2) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること

(正会員代表者等の資格要件)

第6条 定款第10条第1項に規定する正会員代表者及び代理者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 正会員代表者 登記された当該会社を代表すべき取締役（当該会社を代表すべき執行役を含む。以下「代表取締役等」という。）であること。ただし、外国法人である場合には、当該社が定めた日本における代表者であること
- (2) 正会員代表者の代理者 取締役等又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である場合には、日本における代表者に準ずる権限を有している者であること

2 定款第10条第2項に規定する賛助会員を代表する者（以下「賛助会員代表者」という。）は、当該法人を代表する者又はこれに準ずる地位を有する者とする。ただし、外国法人である場合には、当該社が定めた日本における代表者とする。

(正会員代表者等の届出)

第7条 正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）は、本会への入会が承認された後、直ちに正会員にあつては別紙様式第4号及び同第4号-②により定款第10条第1項に規定する正会員代表者及び代理者を、賛助会員にあつては別紙様式第5号により同条第2項に規定する賛助会員代表者を、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で本会に届け出なければならない。

2 会員は、前項に基づき本会に届け出た正会員代表者若しくは代理者、又は賛助会員代表者に変更（役職の変更を含む。）が生じた場合には、速やかに、正会員にあつては別紙様式第6号又は同第6号-②により、賛助会員にあつては別紙様式第7号により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

(事務連絡者の変更届出)

第8条 会員は、本会に届け出た事務連絡者の氏名、役職又は連絡先に変更が生じた場合には、別紙様式第8号により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

(入会金の納入等)

第9条 定款第11条第1項に規定する正会員の入会金は、別に定められた期日までに本会に納入するものとする。

2 本会は、入会金が所定の期日までに納入されなかった場合には、理事会の決議により当該入会申込者の入会の承認を取消することができる。

3 本会は、前項の規定に基づき入会の承認を取消した場合は、その旨を当該入会申込者に書面により通知する。

(正会員の報告事項)

第10条 定款第12条に規定する正会員が行う報告は、次の各号に掲げる事項とする。

なお、本会への報告は、次に掲げる事項のうち報告様式が定められている事項については、当該各号に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で報告しなければならない。

- (1) 金商法第31条の規定に基づき同法第29条の2第1項第5号に定める業務の種別（投資運用業を除く。）について変更登録を受けたとき又はこれを廃止したとき 別紙様式第9号
- (2) 金商法第35条第2項に規定する業務を行う旨を同条第3項の規定に基づき届出したとき、又は同条第6項の規定に基づきこれを廃止した旨の届出をしたとき 別紙様式第10号
- (3) 金商法第35条第4項に基づき金融商品取引業並びに同条第1項及び第2項に規定する業務以外の業務について承認を受けたとき、又は同条第6項の規定に基づきこれを廃止した旨の届出をしたとき 別紙様式第11号
- (4) 金融商品取引業（投資運用業に限る。）を休止し、又は再開したとき 別紙様式第12号
- (5) 定款を変更したとき 別紙様式第13号

- (6) 業務の内容及び方法を変更したとき 別紙様式第14号
- (7) 資本の額を変更したとき 別紙様式第15号
- (8) 商号又は名称を変更したとき 別紙様式第16号
- (9) 支店、営業所を設置し、又は廃止したとき 別紙様式第17号
- (10) 本店、支店又は営業所の名称若しくは所在地を変更したとき
 - イ 本店の所在地 別紙様式第18号
 - ロ 支店又は営業所の名称若しくは所在地 別紙様式第18号 - ②
- (11) 役員の変更（役職の変更を含む。）があったとき 別紙様式第19号
- (12) 重要な使用人の変更（役職の変更を含む。）があったとき（投資運用業を営む正会員に限る。） 別紙様式第20号
- (13) (削 除)
- (14) (削 除)
- (15) (削 除)
- (16) 事業報告書（添付書類を含む。）を作成したとき（投資運用業を営む正会員に限る。）
- (17) 自社の財務状況等を表す財務諸表、中間財務諸表について、公認会計士又は監査法人より監査証明を取得したとき
 - イ 投資信託委託業を営む正会員 別紙様式第21号
 - ロ 投資法人資産運用業を営む正会員 別紙様式第22号
- (18) 前号の規定に基づき報告した内容について純資産額の合計額で30%以上の増減があったとき、及び本号の規定に基づき報告を行った場合で、次に前号の規定に基づく報告を行うまでの間に純資産額の合計額で30%以上の増減（直近に提出した報告書に記載した純資産額の合計額をもとに計算するものとする。）があったとき。ただし、本号の規定に基づく報告は、純資産額の合計額が150億円に満たない正会員について、純資産額の合計額が150億円に達するまでの間は除く。
 - イ 投資信託委託業を営む正会員 別紙様式第21 - ②号
 - ロ 投資法人資産運用業を営む正会員 別紙様式第22 - ②号
- (19) 投資運用業、委託者非指図型投資信託に係る業務を廃止したとき 別紙様式第23号
- (20) 会社の合併若しくは解散、又は事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があったとき
 - イ 合併があったとき 別紙様式第24号
 - ロ 事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があったとき 別紙様式第25号
- (21) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合 別紙様式第26号
- (22) 金商法第56条の2又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第22条の規定に基づく主務官庁による検査が開始されたとき 別紙様式第27号
- (23) 前号に規定する主務官庁による検査が終了したとき

イ 法令違反等の指摘を受けたとき 別紙様式第28号

ロ 指摘を受けなかったとき 別紙様式第29号

(24) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、若しくは取引の信義則に背反する行為が行われていた事実を認識したとき、又は金商法若しくは投信法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約若しくは取引の信義則の遵守の状況若しくは資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が適切でないことを認識したとき 別紙様式第30号

(25) 正会員又は正会員の主要な関係法人について、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を受けたとき 別紙様式第31号

(26) 正会員又は正会員の主要な関係法人について、金商法第52条の規定に基づく監督上の処分を受けたとき 別紙様式第32号

(27) 金商法第56条の2の規定に基づく報告若しくは資料の提出命令を受けたとき 別紙様式第33号

(28) 金商法第51条又は第56条の2の規定に基づく主務大臣の命令等により提出を命じられた業務改善報告書又は報告書若しくは資料を提出したとき 別紙様式第34号

(29) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、投信法第23条の規定に基づく投資信託契約の引継ぎ命令を受けたとき 別紙様式第35号

(30) 投信法第26条の規定に基づく受益証券（振替投資信託受益権を含む。）の募集又は私募その他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたとき、又はその行為者が受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いその他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたことを知ったとき 別紙様式第36号

(31) 金商法第29条の4第2項に規定する主要株主について、変更があったことを知ったとき 別紙様式第37号

(32) 本会の定める個人情報の保護に関する指針第22条に規定する個人情報等の漏えい事案等の事故が発生したとき 別紙様式第38号 - ①

(33) 前号及び次号において軽微な事案の事故に該当するとき 別紙様式第38号 - ②

(34) 本会の定める個人情報の保護に関する指針第22条に規定する特定個人情報の漏えい事案等の事故が発生したとき 別紙様式第38号 - ③

(35) 前各号に定めるもののほか、本会が必要と認めるとき

2 前項第11号に掲げる役員又は第12号に掲げる重要な使用人の変更に係る報告について、当該報告が新たな役員又は重要な使用人の就任に係る報告である場合には、新たに就任する役員又は重要な使用人に係る次に掲げる書類を添付して報告するものとする。ただし、当該報告が委託者非指図型運用業者である場合は、第2号から第4号に掲げる書面の添付を要しない。

(1) 履歴書

(2) 住民票の抄本の写し又はこれに代わる書面

(3) 金商法第29条の4第1項第2号ロに該当しない旨の官公署の証明書の写し又はこれに代わ

る書面

(4) 金商法第29条の4第1項第2号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを正会員（イに係る部分に限る。）及び当該役員又は重要な使用人が本会会長に誓約する書面

3 正会員は第1項第17号、第18号の規定により、本会に対して報告を行った場合には、当該書面について、速やかに自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。

4 正会員は本会に対して第1項第21号、第25号、第26号、第29号及び第30号の規定による報告を行った場合には、速やかに当該報告の内容を記載した書面を、自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。

5 本会は正会員より第1項第21号、第25号、第26号、第29号及び第30号の規定による報告を受領した場合には、当該受領した書面を自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により報告を受領した日から5年間継続して公表しなければならないものとする。

(賛助会員の届出事項)

第11条 定款第13条に規定する賛助会員の届出事項は、次に掲げる事項とする。

なお、本会への届出は、当該各号に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で届け出なければならない。

(1) 投資信託委託業等に関する業務を廃止したとき 別紙様式第39号

(2) 商号又は名称を変更したとき 別紙様式第40号

(3) 本店の所在地を変更したとき 別紙様式第41号

(退会届)

第12条 定款第16条に規定する退会届は、別紙様式第42号とし、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

2 本会は、会員から退会の届出があったときは、その旨を各会員に通知するものとする。

(会員名簿の記載事項)

第13条 定款第21条第2項に規定する正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、会員の名称、所在地、電話番号並びに正会員代表者又は賛助会員代表者の役職名及び氏名とする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から実施する。

附 則

第4条の2の改正規定は、平成11年3月23日から実施する。

附 則

第4条の2の改正規定は、平成11年4月26日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年11月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年2月16日から実施する。

附 則

1. この改正は、定款について主務大臣の認可を受けた日（平成19年9月30日）から実施する。
2. この改正規則の施行後、改正前の投信法第6条の規定に基づく認可を受けた投資信託委託業者が本会に入会を申請する場合の入会申込書の添付書類については、改正前の第3条の規定を適用する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
2. この改正規則の施行の際現に改正前の定款に定める会員であった者で、平成20年6月30日の改正定款の附則第2条及び第3条の規定により正会員又は賛助会員とみなされる者は、第3条の2及び第4条の2第1項の届出をしたものとみなす。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から実施する。

附 則（平成24年6月14日付で附則改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年10月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年10月16日から実施する。

ただし、第10条第1項第17号、第18号、同条第3項の改正規定については、平成26年12月1日から実施するものとする。

附 則

この改正は、平成27年6月11日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成30年6月16日から実施する。
2. 改正前の第10条第1項第13号から第15号の規定に基づく報告書面については、本会が必要と認めるときには、第10条第1項第33号の規定に基づき正会員に対し提出を求めることができるものとする。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年12月19日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年6月9日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者の役職・氏名)

入会申込書

今般、貴協会に正会員として入会いたしたく、貴協会定款第8条の規定に基づき入会を申し込みいたします。

1. 商号又は名称 (フリガナ)
(英文)
2. 本店所在地 (〒)
(英文)
代表電話番号
3. 資本金の額
4. 会社設立年月日
5. 登録 (免許) を受けた業務の種別等
 - ① 業務の種別
 - ② 登録 (免許) 番号
 - ③ 登録 (免許) 年月日
6. 役員の役職・氏名 (フリガナ)
7. 重要な使用人の役職・氏名 (フリガナ)
8. 役職員数 役員 名 (うち非常勤 名)、職員 名
9. 他にしている事業の種類

(記載上の注意)

1. 「3. 資本金の額」は、入会申込日現在の額を記載すること。入会申込者が外国法人の場合は、持込資本金の額とする。
2. 「5. 登録 (免許) を受けた業務の種別等」は、入会申込者が金融商品取引業者にあつては、登録を受けているすべての金融商品取引業を記載する。
3. 「6. 役員の役職・氏名 (フリガナ)」は、別紙として入会申込書に添付することができるものとする。
4. 「7. 重要な使用人の役職・氏名 (フリガナ)」は、当該者が統括する業務を併せて記載する。なお、別紙として入会申込書に添付することができるものとする。
5. 「9. 他にしている事業の種類」は、金融商品取引業以外の事業を記載する。

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者の役職・氏名)

入 会 申 込 書

今般、貴協会に賛助会員として入会いたしたく、貴協会定款第8条の規定に基づき入会を申し込みいたします。

1. 商号又は名称 (フリガナ)
(英文)
2. 本店所在地 (〒)
(英文)
代表電話番号
3. 資本金又は基本財産の額
4. 法人設立年月日
5. 投資信託委託業等に関係のある業務の状況等

(記載上の注意)

1. 「3. 資本金又は基本財産の額」は、入会申込日現在の額を記載すること。入会申込者が外国法人の場合は、持込資本金の額とする。
2. 「5. 投資信託委託業等に関係のある業務の状況等」は、入会申込者が金融商品取引業者又は銀行業を営む者にあつては、登録(免許)を受けているすべての業務の種別、登録(免許)番号、登録(免許)年月日を記載すること。その他の入会申込者にあつては、投資信託委託業等に関係する業務の内容等をわかりやすく記載すること。

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

事務連絡者届

当社の事務連絡者を下記の者としますので、貴協会の定款の施行に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

フリ ガナ
(氏 名)
(所属・役職)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙様式第4号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代表者届

貴協会における当社の代表者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第1項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第4号-②

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代理者届

貴協会における当社の代理者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第1項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第5号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代表者届

貴協会における当社の代表者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第2項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第6号

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

商号又は名称	
代表者	

代表者変更届

貴協会における当社の代表者を下記のとおり変更いたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第6号-②

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

商号又は名称	
代表者	

代理者変更届

貴協会における当社の代理者を下記のとおり変更いたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第7号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

代 表 者 変 更 届

貴協会における当社の代表者を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第8号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会 殿

商号又は名称	
--------	--

事務連絡者変更届

当社の事務連絡者に係る下記事項について変更がありましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第8条の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
氏名 (フリガナ)		
氏名		
所属・役職		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第9号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務の種別の(変更登録・廃止)届出書

当社は、下記のとおり業務の種別の変更登録を受けましたので(を廃止しましたので)、定款の施行に関する規則第10条第1項第1号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 登録を受けた(廃止した)業務の種別・内容等
2. 登録(廃止)年月日
3. 業務開始年月日

※廃止の届出の場合は、3.の記載は不要です。

(添付書類：登録・変更登録書(写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第10号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

届出書

当社は、下記のとおり金商法第35条第3項(金商法第35条第6項)の規定に基づき届出をいたしましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第2号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 届け出た業務・内容等
2. 届出年月日
3. 業務開始(廃止)年月日

(添付書類：届出書(写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第 11 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

業務の (承認・廃止) 届出書

当社は、下記のとおり業務の承認を受けました (を廃止しました) ので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 承認を受けた (廃止した) 業務・内容等
2. 承認 (廃止) 年月日
3. 業務開始年月日

※廃止の届出の場合は、3. の記載は不要です。

(添付書類：承認書・届出書 (写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第 12 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品取引業の休止 (再開) に係る報告書

当社は、金融商品取引業を下記のとおり休止 (再開) いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づきお届けいたします。

(休止の場合)

1. 休止理由 ()
2. 休止予定期間
(年 月 日 ~ 年 月 日)

(再開の場合)

1. 再開日 年 月 日
2. 休止届の提出日 年 月 日

別紙様式第 13 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

定款の変更届出書

年 月 日付にて (下記のとおり) 定款を変更いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づき (別紙のとおり) お届けいたします。

(添付書類：変更の内容及び変更後の定款の写し)

別紙様式第 14 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務の内容及び方法の変更届出書

年 月 日付で、当社の業務方法書の変更を行いましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

(添付書類：変更の内容及び変更後の業務方法書)

別紙様式第 15 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

資 本 の 額 変 更 届

当社は、下記のとおり資本金を変更いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 7 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
資本金		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

変更事由	
------	--

別紙様式第 16 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

商 号 又 は 名 称 変 更 届

当社の商号又は名称を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 8 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
商号又は名称		
商号又は名称 (フリガナ)		
商号又は名称 (英文名)		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 17 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

支店・営業所の設置・廃止届

当社は、下記のとおり支店・営業所を設置・廃止することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、報告いたします。

記

支店・営業所の名称	
郵便番号	
住所	
住所（英文）	
電話番号	
FAX番号	

設置・廃止年月日	年 月 日
----------	-------

設置・廃止の理由	
----------	--

別紙様式第 18 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

本店所在地の変更届

当社は、下記のとおり本店の所在地を変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 10 号イの規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
郵便番号		
住所		
住所（英文）		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 18 号一②

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

支店・営業所の名称・所在地の変更届

当社は、下記のとおり支店・営業所の名称・所在地を変更することいたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 10 号ロの規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
支店・営業所の名称		
支店・営業所の名称(英文)		
郵便番号		
住所		
住所(英文)		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 19 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

役員（役職）変更届出書

年 月 日付で当社役員の変更を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

変更内容

変更年月日	変 更 後	変 更 前
(例) ○年○月○日付	取締役 ○○ ○○	(就 任) 又は旧役職等
(例) ○年○月○日付	(退 任)	取締役 ○○ ○○

別紙様式第 20 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

重要な使用人変更届出書

年 月 日付で当社の重要な使用人の変更を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

変更内容

担 当	変更年月日	変 更 後	変 更 前
(法令遵守・運用統括)	(例) ○年○月○日付	役 職 ○○ ○○	(就 任) 又は旧役職等
(法令遵守・運用統括)	(例) ○年○月○日付	(退 任)	役 職 ○○ ○○
(法令遵守・運用統括)			

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況
2. 事業の内容及び営業の概況
3. 委託会社等の経理状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□
お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ（第 18 号イ）の規定に基づき、○年○月○日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、○年○月○日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況
2. 事業の内容及び営業の概況
3. 委託会社等の経理状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町○×一△□
お問い合わせ先 ○×部 ○△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号ロの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 資産運用会社の名称、資本金の額及び事業の内容
2. 資産運用会社の運用体制
3. 資産運用会社の大株主の状況
4. 資産運用会社の役員の状況
5. 資産運用会社の事業の内容及び営業の概要

公開日 年 月 日

作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□

お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号ロ (第 18 号ロ) の規定に基づき、○年○月○日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、○年○月○日付で当社が運用する投資法人の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号ロの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 資産運用会社の名称、資本金の額及び事業の内容
2. 資産運用会社の運用体制
3. 資産運用会社の大株主の状況
4. 資産運用会社の役員の状況
5. 資産運用会社の事業の内容及び営業の概要

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町○×一△□
お問い合わせ先 ○×部 ○△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

別紙様式第 23 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇業務廃止届出書

当社の〇〇〇〇〇を廃止いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 19 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 廃止する業務の内容
2. 廃止年月日 年 月 日

別紙様式第 24 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

合 併 届 出 書

当社は、下記のとおり合併いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 20 号イの規定に基づきお届けいたします。

記

1. 合 併 の 趣 旨
2. 合 併 の 概 要
 - (ア) 合併の方式
 - (イ) 合併比率
 - (ウ) 合併期日
3. 新会社の概要
 - (ア) 商号又は名称
(英文：)

- (イ) 本 店
- ① 住所 (〒)
(英文 :)
- ② 代表電話番号
- ③ FAX 番号
- (ウ) 資本金の額
- (エ) 役員の役職・氏名 (フリガナ)
- (オ) 重要な使用人の役職・氏名 (フリガナ)
- (カ) 役 職 員 数 人 (内、役員 人、職員 人)

4. 会社代表者の役職^{フリガナ}氏名

5. 上記代表者の代理人となるべき者の役職^{フリガナ}氏名

6. 事務連絡者の役職^{フリガナ}氏名

7. 添付書類

- (ア) 主要株主一覧表
- (イ) 本店所在地地図
- (ウ) 合併前各社の概要 (別紙)

(別 紙)

合併前各社の概要

- ① 商号又は名称
- ② 所 在 地
- ③ 電 話 番 号
- ④ 代 表 者
- ⑤ 設 立 年 月 日 年 月 日
- ⑥ 資 本 金
- ⑦ 事 業 内 容
- ⑧ 役 職 員 数 人 (内、役員 人、職員 人)
- ⑨ 運用資産 (純資産額)

又は契約資産 (単位：億円、合併前月末の額数)

⑩ 損益及び財産の状況 (単位：億円)

	年 月期	年 月期	年 月期
営業利益			
経常利益			
当期利益			
純 資 産			

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

事業の譲渡・譲受に関する届出書

当社は、下記のとおり事業の譲渡・譲受を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 20 号ロの規定に基づき、報告いたします。

記

1. 譲渡・譲受の事業の内容
2. 事業の譲渡・譲受の相手方
3. 事業の譲渡・譲受の年月日
4. 事業の譲渡・譲受の方法
5. 事業の譲渡・譲受の理由

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

破産手続開始の申立て等に関する届出書

(当社/当社が設定した投資信託財産の受託銀行である〇〇信託銀行) に対して、下記のとおり破産手続開始の申立て等がなされましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 21 号の規定に基づき、報告いたします。

1. 当該破産手続開始の申立て等が行われた年月日
2. 当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所、代表者の氏名 (個人の場合には、その氏名及び住所とし、当該破産手続開始の申立て等を行ったものが正会員である場合を除く。)
3. 当該破産手続開始の申立て等を受けた者の名称、住所
4. 当該破産手続開始の申立て等の種類
5. 当該破産手続開始の申立て等に至った経緯
6. 当該破産手続開始の申立て等の内容
7. 当該破産手続開始の申立て等により影響を受ける公募のファンド等の名称

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□
お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用している公募ファンドで破産手続開始の申立て等により影響を受けるものの名称をすべて記載すること。

別紙様式第 27 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

検査の開始に係る報告書

年 月 日現在で、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査が開始されましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 22 号の規定に基づき報告いたします。

別紙様式第28号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

検査の終了に係る報告書

年 月 日現在で実施された金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査について、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より検査が終了した旨の通知があり、下記のとおり法令・諸規則に違反する行為等がある旨の指摘がありましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 23 号イの規定に基づき報告いたします。

記

指摘事項等	
法令・協会規則等の名称及び条項等	
事案の概要	
行為の内容等	1. 行為の内容 2. 発生の経緯、原因等 3. 発生時の内部管理体制の状況

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電 話 番 号

【記載上の注意事項】

1. 指摘事項・事案の概要欄は内容を簡潔に記載し、詳細は行為の内容欄に記載する。
2. 検査終了通知書の写を添付する。

別紙様式第 29 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

検査の終了に係る報告書

年 月 日現在で実施された金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査について、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より検査が終了した旨の通知があり、法令・諸規則に違反する行為等に係る指摘がありませんでしたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 23 号ロの規定に基づき報告いたします。

(添付書類：検査終了通知書の写)

別紙様式第30号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

当社において、下記のとおり法令・諸規則に違反等する行為があると認識いたしましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第24号の規定に基づき報告いたします。

記

法令・協会規則等に該当する場合はその名称及び条項等	
事案の概要	
行為の内容等	1. 行為の内容 2. 発生の経緯、原因等 3. 発生時の内部管理体制の状況 4. 是正・改善の状況 5. 監督官庁への報告

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電 話 番 号

【記載上の注意事項】

1. 法令・諸規則・約款違反等に該当しない場合は、当該欄は空欄とする。
2. 事案の概要欄は内容を簡潔に記載し、詳細は行為の内容欄に記載する。
3. 発生の経緯については、発見の端緒・発生日時・発生部署等についても詳細を記載する。
4. 是正・改善状況が策定・改善中の場合は、完了後に別途報告をする。また、社内処分等を行った場合は、その内容についても記載する。
5. 監督官庁へ報告の有無及び報告を行った場合はその詳細（報告月日等）を記載し、写を添付する。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務改善命令に係る報告書

(当社/当社の主要な関係法人である〇〇)は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第25号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令を発出した行政庁の名称	
業務改善命令の概要	
改善される業務の概要	
改善の終了予定期限	
影響を受ける公募のファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用している公募ファンドで業務改善命令の影響を受けるものの名称を全て記載する。

(添付書類：当該処分等に係る命令書等の写（正会員が命令を受けた場合に限る。）)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

監督上の処分に係る報告書

(当社/当社の主要な関係法人である〇〇)は、 年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第52条の規定に基づく監督上の処分(〇〇)を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第26号の規定に基づき、報告いたします。

記

監督上の処分を発出した行政庁の名称	
監督上の処分の概要	
処分により是正される業務等の概要	
処分等の期間	
影響を受けるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該処分等に係る命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

別紙様式第33号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇の提出命令に係る報告書

当社は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第 56 条の 2 の規定に基づき〇〇〇の提出を命じられたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 27 号の規定に基づき、報告いたします。

(添付書類：当該提出に係る命令書等の写)

別紙様式第34号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇〇の提出について

当社は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第 (51 条、56 条の 2) の規定に基づき〇〇の提出を命じられ、年 月 日付で提出いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 28 号の規定に基づき報告いたします。

(添付書類：金融庁への提出文書の写)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

投資信託契約の引継ぎ命令に係る報告書

(当社/当社を設定した投資信託財産の受託銀行である〇〇信託銀行)は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、投資信託及び投資法人に関する法律第23条の規定に基づき、投資信託契約の引継ぎ命令を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第29号の規定に基づき報告いたします。

記

引継ぎ命令が発出されるに至った背景	
ファンド等の引き継ぎ先の名称等(住所、代表者の氏名、連絡先)	
処分により是正される業務等の概要	
処分等の期間	
引き継がれるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

投信法第26条における命令に係る報告書

(当社/当社を設定した投資信託の受益証券の募集(私募その他取引)の取扱いを行っている〇〇)は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、投資信託及び投資法人に関する法律第26条の規定に基づき、受益証券の募集(私募その他取引)の禁止(停止)の命令を受けましたので(下記販売会社において、受益証券の募集の取扱等の禁止(停止)の命令を受けましたので)、定款の施行に関する規則第10条第1項第30号の規定に基づき報告いたします。

記

命令の概要	
募集が禁止(停止)される社の名称	
処分等の期間	
募集が禁止(停止)されるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

別紙様式第 37 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

主要株主の変更届出書

当社主要株主が変更となりましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 31 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

氏名、商号又は名称	変 更 後		変 更 前	
	保有する議決権の数	割合	保有する議決権の数	割合

変更年月日	年 月 日
-------	-------

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

個人情報等の漏えい事案等の事故報告書

今般、個人情報等の漏えい等事案の事故がありましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第32号の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1. 報告種別 (該当する□に印を付けること。)

新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日

※続報として提出の際、前回報告から記載変更した箇所に下線を引くこと。

速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報

※個人情報の保護に関する法律第26条に基づき報告が必要な事案 (個人情報の保護に関する法律施行規則 (以下、「規則」という。) 第7条各号に定める事態) に該当しないときは、「速報又は確報の別」の記載は省略することができる。

2. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印を付けること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失

□ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

発見者：□ 自社/委託先 □ 取引先 □ 顧客/会員

□ カード会社/決済代行会社 □ その他 ()

規則第7条各号該当性：

□ 第1号 (要配慮個人情報)

□ 第2号 (財産的被害)

□ 第3号 (不正の目的)

□ 第4号 (千人超)

□ 非該当 (上記に該当しない場合の報告)

報告者に個人データの取扱いを委託した者 (委託元) の有無：

□ 有 (名称：)

□ 無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者 (委託先) の有無：

□ 有 (名称：)

□ 無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（規則第7条第3号に該当する場合のみ記載）：

実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】

実施予定【依頼予定日： 年 月 日】

検討中

予定なし

（詳細： ）

（2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目（該当する□に印を付けること。）

媒体： 紙 電子媒体 その他（ ）

種類： 顧客情報 従業員情報 その他（ ）

項目： 氏名 生年月日 性別

住所 電話番号 メールアドレス

クレジットカード情報 パスワード

その他（ ）

（3）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数（ ）人 うちクレジットカード情報含む（ ）人

（4）発生原因（該当する□に印を付けること。）

主体： 報告者 委託先 不明

原因： 不正アクセス

（攻撃箇所：（ ））

（攻撃手法：（ ））

誤交付 誤送付（メール含む。）

誤廃棄 紛失 盗難 従業員不正

その他（ ）

詳細：

（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無： 有 無 不明

詳細：

（6）本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）： 対応済（対応中） 対応予定

予定なし

詳細（予定なしの場合は、理由を記載）：

（7）公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表： 実施済【公表日： 年 月 日】

実施予定【公表予定日： 年 月 日】

- 検討中
 予定なし
公表の方法： ホームページに掲載 記者会見
 報道機関等への資料配布
 その他（ ）

公表文：

※「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

(10) 監督官庁への報告の有無

- 有（報告年月日： ）
 無

【連絡担当者】

所属
役職・氏名
電話番号
メールアドレス

※「連絡担当者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該連絡担当者の直通電話番号を記載すること。

別紙様式第 38 号 - ②

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

申請日 年 月 日

会社名
代表者名

個人情報等漏えい等報告書

今般、個人情報等の漏えい等事案の事故がありましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第33号の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

発生日	漏えい等 人	情報の種類・内容等					発生日、発現日	漏えい等元	事故者	故意性 の有無	本人へ の通知	事実の概要	事後の対応		備考	新規/既報
		情報の種類	情報の内容	機械(センシティブ) 情報の有無	個人データ 個人情報、匿名加工情報に係る削除 情報等及び匿名加工情報に係る 加工方法等情報の別	匿名化等の情報 保護措置の有無							再発防止策	その他の対応		
	人	<input type="checkbox"/> 顧客の情報 <input type="checkbox"/> 従業員の情報 <input type="checkbox"/> その他の情報	氏名 生年月日 性別 住所 その他()	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	<input type="checkbox"/> 個人データ <input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る削除情報 等 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る加工方法 等情報	<input type="checkbox"/> 措置有 <input type="checkbox"/> 一部措置有 <input type="checkbox"/> 措置無 <input type="checkbox"/> 不明	年 月 日 発生 年 月 日 発覚	<input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 委託先(配送者) <input type="checkbox"/> 委託先(その他) () <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> FAX/郵送 <input type="checkbox"/> メール/郵送 <input type="checkbox"/> 配送等の郵配 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 技術的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 人的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 物理的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 組織的安全管理措置 <input type="checkbox"/> その他()			新規/ 既報 年 月 日	
	人	<input type="checkbox"/> 顧客の情報 <input type="checkbox"/> 従業員の情報 <input type="checkbox"/> その他の情報	氏名 生年月日 性別 住所 その他()	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	<input type="checkbox"/> 個人データ <input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る削除情報 等 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る加工方法 等情報	<input type="checkbox"/> 措置有 <input type="checkbox"/> 一部措置有 <input type="checkbox"/> 措置無 <input type="checkbox"/> 不明	年 月 日 発生 年 月 日 発覚	<input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 委託先(配送者) <input type="checkbox"/> 委託先(その他) () <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> FAX/郵送 <input type="checkbox"/> メール/郵送 <input type="checkbox"/> 配送等の郵配 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 技術的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 人的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 物理的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 組織的安全管理措置 <input type="checkbox"/> その他()			新規/ 既報 年 月 日	
	人	<input type="checkbox"/> 顧客の情報 <input type="checkbox"/> 従業員の情報 <input type="checkbox"/> その他の情報	氏名 生年月日 性別 住所 その他()	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	<input type="checkbox"/> 個人データ <input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る削除情報 等 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る加工方法 等情報	<input type="checkbox"/> 措置有 <input type="checkbox"/> 一部措置有 <input type="checkbox"/> 措置無 <input type="checkbox"/> 不明	年 月 日 発生 年 月 日 発覚	<input type="checkbox"/> 当社 <input type="checkbox"/> 委託先(配送者) <input type="checkbox"/> 委託先(その他) () <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> FAX/郵送 <input type="checkbox"/> メール/郵送 <input type="checkbox"/> 配送等の郵配 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 技術的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 人的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 物理的安全管理措置 <input type="checkbox"/> 組織的安全管理措置 <input type="checkbox"/> その他()			新規/ 既報 年 月 日	
(総計)	人	顧客の情報 件 従業員の情報 件 その他の情報 件	氏名 件 生年月日 件 性別 件 住所 件 その他 件	含む 件 含まない 件	<input type="checkbox"/> 個人データ 件 <input type="checkbox"/> 個人情報 件 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る削除 情報等 件 <input type="checkbox"/> 匿名加工情報に係る加工 方法等情報 件	<input type="checkbox"/> 措置有 件 <input type="checkbox"/> 一部措置有 件 <input type="checkbox"/> 措置無 件 <input type="checkbox"/> 不明 件	当社 件 委託先(配送者) 件 委託先(その他) 件 () 第三者 件 その他 件 不明 件	<input type="checkbox"/> 有 件 <input type="checkbox"/> 無 件 <input type="checkbox"/> 不明 件	<input type="checkbox"/> 有 件 <input type="checkbox"/> 無 件	<input type="checkbox"/> FAX/郵送 件 <input type="checkbox"/> メール/郵送 件 <input type="checkbox"/> 配送等の郵配 件 <input type="checkbox"/> その他 件	<input type="checkbox"/> 技術的安全管理措置 件 <input type="checkbox"/> 人的安全管理措置 件 <input type="checkbox"/> 物理的安全管理措置 件 <input type="checkbox"/> 組織的安全管理措置 件 <input type="checkbox"/> その他 件					

*該当項目の□に黒塗りする。
 *発生日について不明な場合は「不明」と記載する。
 *同一案件について複数回報告を行った場合、(総計)において重複のないよう留意する。
 *「匿名化等の情報保護措置の有無」には、漏えい発生時点で、これらの情報にアクセス可能な状態であった情報の有無について記載する。

連絡担当者 所属
役職氏名
電話番号
メールアドレス

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

特定個人情報の漏えい等報告書

今般、特定個人情報の漏えい等の事故がありましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 34 号の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 報告種別 (該当する□に印をつけること。)

新規又は続報の別：□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日

※続報として提出の際、前回報告から記載変更した箇所に下線を引くこと。

速報又は確報の別：□ 速報 □ 確報

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 (以下、「法」という。)

第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づき報告が必要な事案 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則 (以下、「規則」という。) 第 2 条各号に定める事態) に該当しない場合には、「速報又は確報の別」の記載は省略することができる。

2. 報告事項

(1) 事態の概要 (該当する□に印をつけること。)

発生日： 年 月 日

発覚日： 年 月 日

事務の内容：□ 個人番号利用事務 □ 個人番号関係事務 □ その他

事務の名称： ()

特定個人情報保護評価の実施の有無：□ 実施 (義務) □ 実施 (任意)
□ 実施していない

評価の種類：□ 基礎項目評価 □ 重点項目評価 □ 全項目評価

発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失

□ 滅失のおそれ □ 毀損 □ 毀損のおそれ

□ 法第 9 条違反 □ 法第 9 条違反のおそれ

□ 法第 19 条違反 □ 法第 19 条違反のおそれ

□ その他

発見者：□ 報告者 □ 委託者 □ その他 ()

規則第2条各号該当性：

第1号（情報提供ネットワークシステム等）

第2号（不正の目的）

第3号（不特定多数の者に閲覧）

第4号（百人超）

非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に特定個人情報の取扱いを委託した者（委託元）の有無：

有（名称： ）

無

報告者から特定個人情報の取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

有（名称： ）

無

事実経過：

概要： 発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）： 外部機関による調査の実施状況 （規則第2条第2号に該当する場合のみ記載）： <input type="checkbox"/> 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 実施予定【依頼予定日： 年 月 日】 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 予定なし （詳細： ）
--

(2) 特定個人情報の項目（該当する□に印を付けること。）

媒体： 紙 電子媒体 その他（ ）

種類： 顧客情報 住民情報 従業員情報

その他（ ）

項目： 氏名 生年月日 性別 住所

電話番号 メールアドレス パスワード

その他（ ）

(3) 特定個人情報に係る本人の数

（ ）人

(4) 発生原因 (該当する□に印を付けること。)

主体： 報告者 委託先 不明

原因： 不正アクセス

(攻撃箇所：())

(攻撃手法：())

誤交付 誤送付 (メール含む。)

誤廃棄 紛失 盗難 不正利用

不正提供 その他 ()

詳細：

(5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (該当する□に印を付けること。)

有無： 有 無 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

本人への対応 (通知を含む。)： 対応済 (対応中) 対応予定

予定なし

詳細 (予定なしの場合は、理由を記載)：

(7) 公表の実施状況 (該当する□に印を付けること。)

事案の公表： 実施済 【公表日： 年 月 日】

実施予定 【公表予定日： 年 月 日】

検討中

予定なし

公表の方法： ホームページに掲載 記者会見

報道機関等への資料配布

その他 ()

公表文：

※「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること

別紙様式第 39 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

〇〇業務廃止届出書

当社は〇〇〇〇〇を廃止いたしましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 廃止する業務の内容

2. 廃止年月日 年 月 日

別紙様式第 40 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

商号又は名称変更届

年 月 日付をもって当社の商号又は名称を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 11 条第 2 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
商号又は名称		
商号又は名称 (フリガナ)		
商号又は名称 (英文)		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第41号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

本店の所在地の変更届出書

当社は、下記のとおり本店の所在地を変更することといたしましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 3 号の規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
変更する本店の名称		
郵便番号		
住所		
住所（英文）		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 42 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

会 員 退 会 届 出 書

当社は、下記のとおり貴協会を退会いたしたく、定款第 16 条の規定に基づきお届けいたします。

記

1. 退会年月日

2. 退会理由

業 務 規 程

昭和42年 9月25日制定
昭和43年12月20日改正
昭和44年 1月30日改正
昭和45年 1月16日改正
昭和45年 4月10日改正
昭和45年10月30日改正
昭和46年 7月16日改正
昭和47年 5月19日改正
昭和47年11月17日改正
昭和59年 1月27日改正
昭和63年10月21日改正
平成 6年 3月17日改正
平成 6年12月28日改正
平成 7年12月15日改正
平成 9年11月 7日改正
平成10年 2月20日改正
平成10年 3月10日改正
平成10年11月27日改正
平成11年 4月16日改正
平成12年11月17日改正
平成15年 3月17日改正
平成17年 3月18日改正
平成17年12月16日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 6月20日改正
平成21年 9月16日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正
平成29年 4月20日改正
令和 3年 6月10日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第78条第2項及び第78条の2に定める認定金融商品取引業協会の業務のうち、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の定款第4条第1項各号に規定する業務の方法を定めることを目的とする。

第2章 定款第4条第1項第1号に定める業務

(業務等)

第2条 本会は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。以下同じ。）の規定を正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に定める金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）に遵守させるための指導、勧告その他の業務を行う。

(会員の法令遵守状況の把握)

第3条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者に対するアンケート調査の実施及び日常の業務等を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の金商法、投信法その他法令若しくは本会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）の規定の遵守状況（以下「法令遵守状況」という。）の把握に努める。

2 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況に関する情報等を入手した場合には、必要に応じ当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努める。

3 本会は、前項に定める方法によりその実態を把握することが困難と認められる場合は、必要に応じ定款第14条に定める資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第15条に定める会員調査を行う。

4 前項に基づき会員調査を実施する場合には、第9条第2項に定める方法により行う。

(指導等)

第4条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況が不適切であることを把握した場合には、必要に応じ当該会員に対して法令遵守状況の向上を図るために必要な指導、勧告を行う。

2 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員に対する処分等に関する規則（以下「会員処分規則」という。）に定める。

3 本会は、正会員に対し指導又は勧告を行った場合には、当該正会員から必要に応じて法令遵守状況の向上を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求める。

(法令遵守の向上を図るための業務)

第5条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法、投信法その他の法令の遵守状況の向上等を図るため、次の業務を行う。

- (1) 正会員及び金融商品仲介業者の役職員を対象とした研修・セミナー等の実施
- (2) 正会員及び金融商品仲介業者の法令等の違反事例の周知
- (3) その他本会が必要と認める業務

第3章 定款第4条第1項第2号に定める業務

(業務等)

第6条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等（委託者非指図型投資信託に係る業務を含む。以下同じ。）に関し、資産運用等及び受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集又は私募等の適正化、その他投資者保護を図るために必要な会員調査、指導、勧告その他の業務を行う。

(会員の業務運営状況の把握)

第7条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等に関し、正会員に対するアンケート調査の実施及び日常の業務を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況の把握に努める。

2 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況に関する情報等を入手した場合は、必要に応じ当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努める。

3 本会は、前項に定める方法によりその実態の把握が困難と認められる場合は、必要に応じ定款第14条に基づく資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第15条に定める会員調査を行う。

4 本会は、前項に基づき会員調査を実施する場合には、第9条第2項に定める方法により行う。

(指導等)

第8条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況が不適切な状況にあることその他投資者保護を図るために必要と認められる状況にあることを把握した場合には、必要に応じ当該正会員に対してその業務運営の適正化を図るために必要な指導又は勧告を行う。

2 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員処分規則に定める。

3 本会は、指導又は勧告を行った場合には、必要に応じ当該正会員から資産運用等の適正化を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求める。

第4章 定款第4条第1項第3号に定める業務

(会員調査)

第9条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約（以下「法令等」という。）又は取引の信義則の遵守について会員調査を行う。

2 前項に定める会員調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

イ 立入による調査

ロ 書面による調査

ハ ヒアリングによる調査

ニ その他本会が適当と認める方法による調査

(会員調査規則)

第10条 前条に定める会員調査の実施に関し必要な事項は、会員調査に関する規則に定める。

(会員調査結果に係る措置)

第11条 本会は、第9条に基づき会員調査を行った結果、当該正会員の法令等違反の事実を把握した場合には、必要に応じて定款又は会員処分規則に基づき適切に対応する。

2 当該正会員に対し定款に基づく処分その他の措置を行う場合の手続きは、会員処分規則に定める。

第5章 定款第4条第1項第4号に定める業務

(苦情の解決)

第12条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関する投資者からの苦情の解決に係る業務（以下「苦情解決業務」という。）を行う。

2 前項に定める苦情解決業務は、金商法第78条の8第1項に定めるところにより委託することができる。

3 苦情解決業務に関し必要な事項は、「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」（以下「苦情等解決規則」という。）をもって定める。

第6章 定款第4条第1項第5号に定める業務

(紛争解決のためのあっせん)

第13条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関する紛争がある場合は、その紛争の解決を図るため、あっせんに係る業務（以下「あっせん業務」という。）を行う。

2 前項に定めるあっせん業務は、金商法第78条の8第1項に定めるところにより委託することができる。

3 あっせん業務に関し必要な事項は、苦情等解決規則をもって定める。

(苦情解決業務及びあっせん業務の委託)

第14条 本会は、苦情解決業務及びあっせん業務について、第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき第三者に委託する場合には、当該業務を的確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託する。

2 前項に基づく業務の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結する。

第7章 定款第4条第1項第6号に定める業務

(規則の制定、改正又は廃止)

第15条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の適正化に必要な規則（理事会決議を含む。）の制定、改正又は廃止その他の業務を行う。

2 前項に定める規則の制定、改正又は廃止は、理事会の決議により行う。

第8章 定款第4条第1項第7号に定める業務

(認定個人情報保護団体の業務)

第16条 本会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に基づき認定を受けた認定個人情報保護団体として正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業に係る個人情報の取扱いに関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- (2) 個人情報保護指針の作成及び公表
- (3) 個人情報保護指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置
- (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての正会員及び金融商品仲介業者に対する情報提供
- (5) 個人情報の適正な取扱い確保のための正会員及び金融商品仲介業者の役職員に対する研修等
- (6) 正会員の名称の公表
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項

2 本会は、前項第1号に掲げる正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る業務については、別に定める正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則に基づき行う。

第9章 定款第4条第1項第8号に定める業務

(投資信託等の啓発・普及)

第17条 本会は、投資信託及び投資法人に係る知識の啓発・普及に係る活動を通じ、投資信託及び投資法人の健全な発展及び投資者保護に努める。

2 本会は、投資信託及び投資法人に係る知識の啓発・普及を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 投資信託又は投資法人に係る各種刊行物の発行に関する業務
- (2) 講演会、セミナー等の開催に関する業務
- (3) その他投資信託及び投資法人の知識の啓発・普及に関する業務

第10章 定款第4条第1項第13号に定める業務

(外務員の登録事務)

第17条の2 本会は、定款第4条第1項第13号に規定する外務員の登録事務を行うに当たっては、別に定める規則に則り行うものとする。その他の業務

第11章 その他の業務

(その他の業務)

第18条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 投資信託及び投資法人に関する統計等の作成及びその公表
- (2) 投資信託及び投資法人に関する内外の調査、研究及び国際交流
- (3) 正会員間及び金融商品取引業協会その他関係団体等との意思の疎通及び意見の調整
- (4) 関係官庁その他関係機関に対する建議、要望及び連絡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、投資者に対する広報その他本会の目的を達成するために必要な業務

第12章 本会の組織等

(委員会)

第19条 本会は、本会の業務を円滑に遂行するため、委員会を置く。

- 2 前項に定める委員会の構成及び運営等は、別に定める委員会設置に関する規則に定める。
- 3 本会は、委員会設置に関する規則に定める委員会のほか、必要に応じて理事会の決議により臨時に委員会を設置することができる。

(事務局組織)

第20条 本会の事務局の組織、事務分掌、職務権限等については、別に定める内規による。

(会計)

第21条 本会の会計処理については、法令、本会定款及び別に定める会計処理規則によるほか、公益法人会計基準その他一般に公正妥当と認められる会計基準により行う。

- 2 本会は、別に定める会計処理規則に基づき会計の処理を行う。
- 3 本会は、本会の会計について、公認会計士による監査を行う。

第13章 その他

(個人情報保護に係る体制整備)

第22条 本会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報の安全管理に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備する。

なお、本会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、本会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しない。

（本会の役職員による有価証券取引）

第23条 本会の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。以下同じ。）は、自己の職務上の地位を利用して、信託財産等の運用の動向若しくは業務に関して取得した発行会社に係る未公開情報その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をしてはならない。

2 本会は、本会の役員又は職員が前項に掲げる行為を行った場合には、当該行為を行った者を厳正に処置する。

（秘密の保持等）

第24条 本会の役員、委員会等の委員及び職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし又は盗用してはならない。

附 則

この規定は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

この規定の改正は、昭和43年12月25日から施行する。

附 則

この規定の改正は、昭和44年2月10日から施行する。

附 則

第5条及び第6条の改正規定は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則

第5条及び第7条の改正規定は、昭和45年4月10日から施行する。

附 則

第5条及び第10条の改正規定は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

第5条の改正規定は、昭和46年8月25日から施行する。

附 則

第5条の改正規定は、昭和47年5月17日から施行する。

附 則

この改正規定は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則

第2条の改正規定は、昭和59年1月27日から施行する。

附 則

第3条、第14条及び第16条の改正規定は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成6年3月17日から施行する。

附 則

第2条、第2条の2、第2条の3、第3条、第10条の2の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

1. この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
2. 委託業者が、投資一任会社（改正後の第2条の3第2項に規定する投資顧問業者をいう。以下この項において同じ。）の役員（同項に規定する役員をいう。）若しくは使用人を委託業者の役員若しくは使用人とし、又は投資一任会社の使用する営業所を使用することとなった場合の当該投資一任会社が、この規定の施行の際、現に外国の法令に準拠して設立された投資一任会社である場合においては、同項中「使用すること（これにより、実質的に投資一任会社の業務を営んでいると認められる場合に限る。）」とあるのは「使用することにより、実質的に投資一任会社の業務を営んでいると認められる場合において、当該投資一任会社が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を図るため、信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引の指図」とする。

附 則

第10条及び第10条の2の改正規定は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

第13条の改正規定は、平成10年3月23日から施行する。

附 則

第8条の改正規定は、平成10年3月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条を改正。
- (2) 第2条から第3条、第5条及び第6条を削除、第4条を第3条に改め、第7条、第8条を各3条繰り上げ第4条、第5条とし、第2条を新設。
- (3) 第9条、第10条の2及び第13条を削除し、第10条から第12条、第14条から第16条を各4条繰り上げ第6条から第12条までとし、第9条を新設。

附 則

この改正規定は、平成11年4月21日より施行する。ただし、改正後の第13条第2項の規定は、平成12年1月1日以降に決算期が到来する信託財産に係る運用報告書について適用する。

附 則

この改正規定は、平成12年11月30日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年1月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、定款について主務官庁の認可を受けた日（平成19年9月30日）から施行する。

附 則

1. この改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成20年3月31日）から施行する。
2. 会員における個人情報の適正な取扱いの確保について（平成17年4月27日理事会決議）は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成20年7月25日）から施行する。

附 則

1. この改正は、主務官庁の認可を受け、理事会において別に定める日（平成21年12月17日）から施行する。
2. この改正の施行の際、現に改正前の第12条第2項の規定に基づく苦情解決規則の規定に基づき本会に対し申し立てられている苦情については、その解決が図られるまでの間、本会において処理する。
3. この改正の施行の際、現に改正前の第13条第2項の規定に基づく苦情解決規則の規定に基づき本会に申し立てられているあっせんについては、当該あっせんに係る事案が終結するまでの間は、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

*平成24年6月14日改正により当該附則を改正

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

附 則

この改正は、主務官庁の認可を得て平成29年5月30日から施行する。

附 則

この改正は、主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から施行する。

委員会設置に関する規則

昭和37年 2月19日制定
昭和39年 4月 8日改正
昭和40年 3月15日改正
昭和41年 3月18日改正
昭和42年 4月27日改正
昭和44年 4月18日全部改正
昭和51年11月19日改正
昭和54年12月21日改正
昭和56年 3月20日改正
昭和58年 3月18日改正
昭和61年11月21日改正
昭和62年11月20日改正
昭和63年11月18日改正
平成 3年 6月21日改正
平成10年11月27日改正
平成13年 1月19日改正
平成14年 4月19日改正
平成18年 1月20日改正
平成19年 2月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成23年 4月21日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正
平成29年 3月 9日改正
平成29年 6月 8日改正
平成31年 4月18日改正
令和元年11月21日改正
令和 2年 6月10日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 3年 7月15日改正
令和 5年 6月 8日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第43条の規定に基づき、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）が設置する委員会の名称、構成及び運営等に関し必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 本会は、委員会として自主規制委員会、政策委員会、広報委員会、特別対策委員会、役員推薦委員会、規律委員会及び不服審査委員会を置く。

2 本会は、前項に規定する委員会のほか、必要に応じ理事会の諮問する事項を検討するため、理事会の決議により臨時的に委員会を置くことができる。

(議事細則)

第3条 各委員会は、議事手続きその他会議の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に

定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章 自主規制委員会

(所管事項)

第4条 自主規制委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項についての理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

- (1) 投資信託及び投資法人の運用、評価・計理及び開示等の自主規制に関する事項
- (2) 受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）の募集又は私募その他の取引の自主規制に関する事項
- (3) その他投資運用業等の正会員が行う業務に係る自主規制に関する事項

(委員の構成)

第5条 自主規制委員会の委員は、20名以内とし、会員委員（正会員委員及び賛助会員委員をいう。以下同じ。）及び会員外委員（会員委員以外の委員をいう。以下同じ。）で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員委員は、正会員又は賛助会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任する。
- 4 会員外委員は、公認会計士、弁護士等の有識者（投資運用業を営む会社の常務に従事する者を除く。）から選任する。

(委員長及び副委員長)

第6条 自主規制委員会には、委員長1名及び副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第7条 自主規制委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数及び議決)

第8条 自主規制委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 委員は一個の議決権を有する。ただし、委員会の決議に関し特別の利害関係を有する委員は議

決権を有しない。

- 3 委員は、やむを得ない事情等により、委員会の開催場所における審議及び決議に出席できないときは、電話会議、テレビ会議、Web会議その他委員会の審議及び決議に即時に参加することができる方法により出席することができる。ただし、この取扱いは、招集者からの招集通知にその旨が記載されている場合又は招集者から個別に了解を得た場合に限る。

(書面による委員会)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

(委員以外の者の出席)

第10条 会長、副会長又は専務理事及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

- 2 委員長は、委員会の同意を得て、委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を認め、必要に応じて意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

第11条 自主規制委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。

- 2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

(議事録の作成)

第12条 自主規制委員会の議事については、議事の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

第3章 政策委員会

(所管事項)

第13条 政策委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

本会の運営に関する事項

- (1) 投資信託及び投資法人の制度に関する事項
- (2) 投資信託及び投資法人の税制に関する事項
- (3) その他投資信託業界の活動等に関する事項

(委員の構成)

第14条 政策委員会の委員は、20名以内とし、正会員委員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、正会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第15条 政策委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第16条 政策委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第17条 第8条、第9条及び第12条の規定は、政策委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「政策委員会」と読み替える。

(委員以外の者の出席)

第18条 会長、副会長又は専務理事、及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

第19条 政策委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。

2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

第3章の2 広報委員会

(所管事項)

第19条の1 広報委員会は、次に掲げる事項を所管し、当該所管事項について理事会の諮問に応じ、又は必要と認める事項について審議し、かつ理事会に意見を述べることができる。

- (1) 投資信託及び投資法人に係る知識の啓発及び普及に関する事項
- (2) その他投資信託及び投資法人に係る広報に関する事項

(委員の構成)

第19条の2 広報委員会の委員は、20名以内とし、会員委員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会員委員は、正会員又は賛助会員を代表する者として会員代表者が推薦する者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第19条の3 広報委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第19条の4 広報委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第19条の5 第8条、第9条及び第12条の規定は、広報委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「広報委員会」と読み替える。

(委員以外の者の出席)

第19条の6 会長、副会長又は専務理事、及び事務局長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員並びに前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門委員会等)

第19条の7 広報委員会は、その所管事項に関する特定の問題について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、委員会の決定により専門委員会等の必要な検討機関を設けることができる。

2 専門委員会等の委員の数、委員の構成その他専門委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

第4章 特別対策委員会

(所管事項)

第20条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止又は株式市場における株価暴落等により株式等の需給が一方的となり、市場機能が正常に働かないような事態又はこれに準ずる事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合における措置を決定する。

(委員の構成)

第21条 特別対策委員会の委員は、12名以内とし、会長、副会長又は専務理事1名、会員委員を持って構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員（新たに会長、副会長又は専務理事に就任した者を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

3 正会員委員は、正会員の代表者又はその代理者のうちから、賛助会員委員は、賛助会員の代表者のうちから選任する。

(委員長)

第22条 特別対策委員会の委員長は会長とする。

2 委員長に事故あるときは、副会長又は専務理事がその職務を代理する。

3 委員長及び副会長又は専務理事がともに事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第23条 特別対策委員会は、緊急事態が発生した場合において、委員長が必要な措置を決定する必要があると認めたとときに召集し、会議の議長となる。

2 本会は、前項の規定に基づき特別対策委員会が招集される場合には、発生した緊急事態の内容その他必要な事項を速やかに委員及び会員に連絡するものとする。

(措置の実施の決議等)

第24条 特別対策委員会は、発生した緊急事態の内容及び発生後の状況等に応じ、次の各号に定めるいずれかの措置の実施を決議することができるものとする。

- (1) 設定、解約の申込の受付の中止
- (2) その他特別対策委員会が適当と認めた措置

2 本会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の実施を決議した場合には、決議した措置の内容その他必要な事項を速やかに会員に通知するものとする。

(措置の解除)

第25条 特別対策委員会は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと認められる場合には、前条の規定に基づき講じた措置の解除を決議するものとする。

2 本会は、特別対策委員会において前項の規定に基づき措置の解除を決議したときは、その旨を速やかに会員に通知するものとする。

ただし、前条の規定に基づいて措置の実施を決議する際に、措置の解除の条件やその時期なども決議している場合は、当該措置の解除の決議があったものとみなす。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第26条 第8条、第9条及び第12条の規定は、特別対策委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「特別対策委員会」と読み替える。

(やむを得ぬ状況が生じた場合の議決等)

第27条 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託の適切な運営を確保し投資者の保護を図るために緊急に必要な措置を講じることが適当であり、かつ直ちに特別対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めたときは、第23条及び前条で準用する第9条の規定にかかわらず、第24条に規定する措置の実施について委員と電話、メール等の通信手段等により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の実施について委員の過半数の賛同を得られた場合には、前条で準用する第8条の規定に基づき特別対策委員会において決議があったものとみなす。

この場合、委員長は可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

2 委員長は、緊急事態の発生に伴い投資信託市場の混乱を防止し投資者の保護を図るため緊急に必要な措置を講じることが適当であり、かつ特別対策委員会の招集や前項に規定する通信手段等による委員との協議及び意見聴取が不可能な状況にあると認めるときは、委員長の判断により措置の実施を決定することができるものとする。

この場合、委員長は通信手段等の復旧状況に応じて、可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

3 委員長は、金融商品取引所における取引の再開その他情勢に変化が生じたものと認められ、第1項又は第2項の規定に基づき講じた措置の解除を決議することが適当であり、かつ直ちに特別対策委員会を招集することが困難な状況にあると認めるときは、第23条及び前条で準用する第9条の規定に関わらず、第25条に規定する措置の解除について委員と電話、メール等の通信手段等により協議し、その意見を聴取することができるものとし、措置の解除について委員の過半数の賛同を得られた場合には、前条で準用する第8条の規定に基づき特別対策委員会において決議があったものとみなす。

この場合、委員長は可能な限り速やかに委員及び会員に対して、決定した措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

(委員会の運営手続き等)

第27条の2 この規則で定めるもののほか、議事手続きその他特別対策委員会の運営に関し必要な事項は、特別対策委員会の運営に関する規則をもって定める。

第5章 役員推薦委員会

(所管事項)

第28条 役員推薦委員会は、本会の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の候補者を会長に推薦する。

2 役員推薦委員会は、役員の任期満了に伴う役員改選時において、あらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、役員候補者を推薦する。

この場合、正会員から選出する役員の候補者の推薦に当たっては、次のいずれかの者を推薦する。

(1) 定款の施行に関する規則第6条第1項第1号の規定する正会員代表者であって、本会に届出のあった者

(2) 正会員において代表取締役等の地位にあった者であり、かつ取締役等又はこれに準じる地位を有する者（正会員が外国法人である場合には、当該者が定めた日本における代表者であった者であり、かつこれに準じる地位を有する者）

3 役員推薦委員会は、役員候補者の選出に関する規則第2条第1項ただし書きの規定に基づき、理事会が認めた場合の役員の候補者の選出に当たって、その後任の役員候補者を推薦する。

この場合、正会員から選出する役員の候補者の推薦に当たっては、定款の施行に関する規則第6条第1項第1号の規定に基づき、本会に届出のあった正会員代表者又は当該会社において代表取締役等の地位にあった者であり、かつ取締役等又はこれに準じる地位を有する者を推薦する。

ただし、理事会において、退任する役員の補充選任を行わないことを決議した場合には、この限りではない。

4 役員推薦委員会は、あらかじめ理事会において定められた役員選任実施要領に基づき、推薦する理事候補者のうちから、本会の会長及び副会長候補者を推薦する。

(委員の構成)

第29条 役員推薦委員会の委員は、10名以内とし、正会員委員及び会員外委員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 正会員委員は、本会の理事会を構成する正会員理事のうちから選任する。

4 会員外委員は、弁護士等の有識者又は本会の理事会を構成する正会員外理事のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第30条 役員推薦委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は会員外委員のうちから、副委員長は正会員委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第31条 役員推薦委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第32条 第8条、第9条及び第12条の規定は、役員推薦委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「役員推薦委員会」と読み替える。

2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第33条 会長又は副会長若しくは専務理事は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て前項に掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第6章 規律委員会

(所管事項)

第34条 規律委員会は、次に掲げる事項に関し、会長の諮問に応じ、又は会長に意見を述べることができる。

- (1) 定款第17条に基づく会員の処分及び同第18条に基づく正会員に対する勧告に関する事項
- (2) 外務員の登録等に関する規則に基づく外務員（同規則第2条に規定する外務員をいう。）の処分に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項
- (4) 委員の3分の1以上から書面により請求があった事項

(委員の構成)

第35条 規律委員会の委員は、9名以内とし、会員委員及び会員外委員で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員委員は、本会の理事会を構成する正会員理事（正会員から選出された理事をいう。）のうちから選任する。
- 4 会員外委員は、弁護士等の有識者（投資運用業を営む会社の常務に従事する者を除く。）のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第36条 規律委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第37条 規律委員会は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

- (1) 会長から諮問があったとき
 - (2) 委員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき
- 2 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第38条 第8条、第9条及び第12条の規定は、規律委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「規律委員会」と読み替える。

- 2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

第7章 不服審査委員会

(所管事項)

第39条 不服審査委員会は、本会が行う定款第17条に規定する会員に対する処分及びその他本会規則に定める外務員の処分に係る不服の申立てに関する審査・審議を行う。

(委員)

第40条 不服審査委員会の委員は、3名以内とし、会員外委員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、弁護士等の有識者のうちから選任する。

(委員長及び副委員長)

第41条 不服審査委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て会長が選任する。

(委員会の招集等)

第42条 不服審査委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(定足数、議決及び議事録の作成等)

第43条 第8条、第9条及び第12条の規定は、不服審査委員会の定足数、議決、書面による委員会の開催及び議事録の作成について準用する。この場合において、第8条及び第12条中「自主規制委員会」とあるのを、「不服審査委員会」と読み替える。

2 前項において準用する第12条の規定に基づき作成する議事録は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第44条 不服審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員会の運営手続き等)

第45条 この規則で定めるもののほか、議事手続その他不服審査委員会の運営に関し必要な事項については、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則をもって定める。

第8章 雑 則

(委員の辞任等)

第46条 委員会の委員は、当該委員会の委員を辞任しようとするときは、別紙様式第1号により本会に届け出るものとする。

2 辞任しようとする委員が会員委員である場合には、前項の規定に関わらず、当該会員の代表者は、辞任しようとする委員及びその後任者として推薦する者を、別紙様式第2号により本会に届け出るものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、当該委員の後任を推薦しないことができる。

附 則

この規則は、昭和44年5月1日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和51年12月1日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和54年12月21日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和56年3月20日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和58年3月18日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和61年11月21日から実施する。

附 則

第4条の改正規定は、昭和62年11月20日から実施する。

附 則

第4条及び第5条第4項の改正規定は、昭和63年11月18日から実施する。

附 則

第2条、第3条及び第4条の改正規定は、平成3年7月1日から実施する。

附 則

この改正規定は、平成10年12月1日から実施する。

附 則

この改正規定は、平成13年1月19日から実施する。

附 則

この変更規定は、平成14年4月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年3月1日から実施する。

ただし、改正後の第6条第1項第1号の規定は、平成18年7月1日以降に委嘱される委員から適用する。

附 則

この改正は、平成19年2月16日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
2. 改正規定の実施日後、最初に選任された委員の任期は、第5条第2項、第14条第2項、第21条第3項及び第29条第2項の規定にかかわらず、平成21年6月30日までとする。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年6月30日から実施する。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

*平成24年6月14日改正により当該附則を改正

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。

附 則

この改正は、平成29年6月30日から実施する。

ただし、第28条第2項及び第4項の改正規定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和元年11月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第28条第2項及び第4項、第29条第1項及び第4項、第33条第1項

附 則

この改正は、令和2年6月30日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第8条第3項を新設

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第39条第1項及び第2項に規定する別紙様式第1号及び第2号

附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第14条第1項、第23条第2項、第24条第2項、第25条第1項、第27条第1項～第3項、第34条
- ・第24条第1項第2号を削除
- ・第23条第2項、第27条の2、第7章（第39条～第45条）の新設及びそれに伴う章・条ずれ

附 則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第2条第1項
- ・第13条第3号を削除し、第4号を号ずれ
- ・第3章の2（第19条の1～第19条の7）の新設

(別紙様式第1号)

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(氏名)

委員会委員の辞任届

私儀、このたび都合により 年 月 日付をもって、〇〇委員会委員を辞任いたしたく、
お届けいたします。

(別紙様式第2号)

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

委員会委員の変更等について

年 月 日付をもって、下記の委員会委員を変更いたしますのでお届けするとともに、その後任者を推薦いたします。

記

1. 委 員 会 名 ○○委員会

2. 委員交代の内容

現委員会委員 (役職名) (氏名・フリガナ)

後任予定者

(メール・アドレス:)

特別対策委員会の運営に関する規則

令和3年7月15日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の委員会設置に関する規則（以下「委員会設置規則」という。）第3条及び第27条の2の規定に基づいて、議事手続きその他会議の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 委員会設置規則第23条に規定する特別対策委員会の招集については、次の各号に応じて、委員長が招集するものとする。

- (1) 委員会設置規則第20条に規定する緊急事態（以下「緊急事態」という。）のうち、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所（以下「東京証券取引所等」という。）において、取引システムの障害、地震、台風、火災などの災害又は暴動、テロなどの破壊行為（以下「システム障害等」という。）が発生し、東京証券取引所等における売買取引（以下「取引所取引」という。）が停止され、かつ委員長が必要な措置を決定する必要があると認める場合。
- (2) 前号に規定する東京証券取引所等におけるシステム障害等以外の緊急事態が発生した場合において、委員長が必要な措置を決定する必要があると認める場合。

(措置の実施の決議等)

第3条 前条第1号の規定に基づいて招集される特別対策委員会においては、次の各号に定める場合について、委員会設置規則第24条第1項第1号に規定する設定、解約の申込の受付の中止措置（以下「受付中止措置」という。）の実施を決議するものとする。

- (1) 取引所取引の午前立会（前場）が開始される以前にシステム障害等が発生し、午前立会時間の終了（前引け）までに、東京証券取引所等から取引所取引の再開について発表が無いなど、当日中の取引所取引再開が確実に認められない場合
- (2) 前号以外の場合で、特別対策委員会が招集された時点において、東京証券取引所等から取引所取引の再開について発表が無いなど、当日中の取引所取引再開が確実に認められない場合

2 前条第2号の規定により招集される特別対策委員会においては、発生した緊急事態の内容及び発生後の状況に応じて、次の各号に定めるいずれかの措置の実施を決議することができるものとする。

- (1) 受付中止措置
- (2) その他特別対策委員会が適当と認めた措置

(招集連絡、会員通知等)

第4条 委員会設置規則第23条第2項に規定する連絡については、次の各号に応じて対応するものとする。

- (1) 東京証券取引所等におけるシステム障害等の発生を本会事務局が認知した場合には、速やかに、本会事務局より、委員の連絡先(会員において、委員との間で、迅速、かつ確実に連絡できる部署、担当者として、あらかじめ本会に届け出たもの(以下「特別対策連絡窓口」という。))に対して、システム障害等の内容のほか委員会開催の可能性など必要な情報を連絡するものとする。
- (2) 緊急事態の発生により、委員長が特別対策委員会を招集することとしたときは、速やかに、本会事務局より特別対策連絡窓口に対して、招集に関し必要な情報を連絡する。また、発生した緊急事態の内容その他必要な事項を、本会事務局より、会員の事務連絡窓口及び緊急連絡窓口へ通知するとともに、本会の会員専用ホームページにおいて、特別対策委員会の招集予定時間を告知するものとする。
- (3) 第1号に規定する特別対策連絡窓口については別紙様式第1号により届け出るものとし、その内容に変更がある場合には別紙様式第2号により、速やかに届け出るものとする。
- (4) 第2号に規定する事務連絡窓口とは、定款の施行に関する規則第4条に基づいて会員から届出があった事務連絡者のことをいい、緊急連絡窓口とは、正会員が別紙様式第3号により、あらかじめ本会に届け出たものをいう。なお、当該緊急連絡窓口として届け出た内容に変更がある場合には別紙様式第4号により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」による方法で、速やかに届け出なければならない。

(決議に関する通知)

第5条 委員会設置規則第24条第2項及び同規則第25条第2項に規定する特別対策委員会の決議に関する通知については、次の各号に規定する内容を、本会事務局より、事務連絡窓口及び緊急連絡窓口へ通知するとともに、本会の会員専用ホームページに掲載するものとする。

- (1) 第3条の規定に基づき措置の実施を決議した場合は、緊急事態の内容及び決議した措置の内容
- (2) 委員会設置規則第25条の規定に基づき措置の解除を決議した場合は、その決議の内容

(やむを得ぬ状況が生じた場合の連絡)

第6条 委員会設置規則第27条各項に規定する連絡については、第4条及び第5条の規定に準じて、通信手段等の復旧状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに本会事務局において対応するものとする。

附 則

この規則は、令和3年7月15日から実施する。

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

特別対策連絡窓口届

当社の特別対策連絡窓口を下記の者／部署としますので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

フリガナ
(氏名／部署)

(所属・役職)

(電話番号)

(メールアドレス)

※特別対策連絡窓口は緊急事態発生時において、本会と特別対策委員との間で、迅速、かつ確実に連絡するための窓口です。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

特別対策連絡窓口変更届

当社の特別対策連絡窓口に係る下記事項について変更がありましたので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

1. 変更事項

(変更後)

(変更前)

フリガナ
(氏名／部署)

(所属・役職)

(電話番号)

(メールアドレス)

2. 変更年月日

※特別対策連絡窓口は緊急事態発生時において、本会と特別対策委員との間で、迅速、かつ確実に連絡するための窓口です。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

緊急連絡窓口届

当社の緊急連絡窓口を下記の者とししますので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※届出いただいた連絡先は、従前金融庁からの依頼によりご提出いただいている「緊急連絡先」として金融庁にも連携します。

※規則第4条に基づく「緊急連絡窓口」と金融庁の依頼による「緊急連絡先」（コンプライアンス担当者等、2名程度）の担当者が異なる場合、両方をお届けください。

別紙様式第4号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会 殿

商号又は名称	
--------	--

緊急連絡窓口変更届

当社の緊急連絡窓口について変更がありましたので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

(変更前)

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(変更後)

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

変更年月日	年 月 日
-------	-------

※届出いただいた連絡先は、従前金融庁からの依頼によりご提出いただいている「緊急連絡先」として金融庁にも連携します。

※規則第4条に基づく「緊急連絡窓口」と金融庁の依頼による「緊急連絡先」（コンプライアンス担当者等、2名程度）の担当者が異なる場合、両方をお届けください。

会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則

平成18年 1月20日制定
平成19年 5月18日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正
令和 3年 7月15日改正

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、定款第17条に定める会員に対する処分（正会員に対する過怠金の徴収、会員権の停止若しくは制限又は除名及び賛助会員に対する除名をいう。以下「会員処分」という。）及び定款第18条に定める正会員に対する勧告（以下「勧告」という。）並びに外務員の登録等に関する規則（以下「外務員登録規則」という。）に定める外務員（同規則第2条に規定する外務員をいう。以下同じ。）に対する処分（以下「外務員処分」という。）その他の措置等に関し、必要な事項を定める。

第2章 会員処分及び外務員処分等に係る調査

(調査)

第2条 会長は、正会員について定款第17条第1項各号の一に該当すると思料される事案若しくは定款第18条に規定する状況に該当すると思料される状況を認知したとき、又は外務員登録規則に定める外務員の処分事由若しくは登録拒否事由に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

2 会長は、賛助会員について定款第17条第2項各号の一に該当すると思料される事案を認知したときは、事務局にその調査を命じることができる。

3 会長は、前2項に規定する調査を行うため、必要に応じ会員に対して資料の提出、又は文書若しくは口頭による説明を求めることができる。

4 会員は、前項に規定する資料の提出、又は説明を求められた場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

第3章 会員処分等の実施手続き等

(規律委員会への諮問)

第3条 会長は、前条に規定する調査又は会員調査（業務規程第9条に規定する会員調査をいう。）の結果、当該会員に対して会員処分又は勧告を行うことが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、前条第1項又は第2項に基づく調査の結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第4条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（会員処分又は勧告を行うことの適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る会員に対して出席を求めて事情聴取し、又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、勧告を行うことが適当であるとする場合には、その内容及び理由を、会長に書面により報告するとともに、当該会員に通知するものとする。

(弁明の機会)

第5条 会長は、会員処分について総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとし、当該弁明手続の施行については、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則に関する細則（以下「処分等細則」という。）に定めるところにより実施するものとする。

(総会等への附議等)

第6条 会長は、第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、会員処分を行うことが適当であるとする場合には、定款第17条の規定に基づき総会又は理事会に附議するものとする。

2 総会又は理事会は、その決議に当たり規律委員会の審議の結果を尊重するものとする。

(処分の程度等)

第7条 定款第17条第1項に規定する過怠金の徴収又は会員権の停止若しくは制限の程度は、次のとおりとする。

(1) 過怠金の徴収 1億円以下

ただし、処分の対象となる事案が定款第17条第1項第6号に定める行為に該当する場合で、その内容が重大又は悪質なものであって、資産運用業に対する信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。

(2) 会員権の停止若しくは制限 6ヵ月以内

- 2 過怠金の徴収及び会員権の停止若しくは制限は、これを併科することができる。
- 3 正会員は、会員権の停止若しくは制限の処分を受けた場合においても、正会員としての義務を履行しなければならない。
- 4 除名処分を受けた者に係る再入会の申込みは、処分の日から1年を経過するまでは受理しない。

(勸告)

第8条 会長は、第2条第1項に規定する調査の結果、当該正会員に対して業務改善等を求めることが適当と認めるときは又は第4条第4項に基づき規律委員会から報告のあった審議の結果、勧告を行うことが適当であるとする場合は、勧告を行うことができる。

(その他の措置)

第9条 会長は、会員処分又は勧告を行うほか事案の内容に応じて、正会員に対して口頭若しくは文書による注意（以下「注意」という。）を行うことができる。

(業務改善計画等の徴求)

第10条 会長は、正会員に対して処分、勧告又は注意を行った場合には、当該正会員に対し業務改善計画の作成及び業務改善計画に基づく措置の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第4章 会員に対する処分通知及び公表

(処分等の通知)

第11条 会長は、理事会が会員処分を決議した場合には、当該会員に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

- 2 会長は、勧告を行う場合には、当該会員に対して勧告の内容及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告)

第12条 会長は、第3条に基づき規律委員会に諮問した会員に対する処分について、総会又は理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会委員に報告するものとする。

(処分の公表)

第13条 会長は、会員に対して処分を行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、これを公表するものとする。

第5章 外務員処分の実施手続き等

(規律委員会への諮問)

第14条 会長は、第2条第1項に規定する調査又は会員調査の結果、外務員を処分することが適当と認めるときは、規律委員会に対しその対応について諮問し、その意見を求めることができる。

2 会長は、前項の規定に基づき規律委員会に意見を求める場合には、第2条第1項に基づく調査の結果を規律委員会に報告するものとする。

(規律委員会による審議等)

第15条 規律委員会は、前条の規定に基づき会長から諮問のあった事案その他規律委員会が必要と認める事案等に関し、その対応（外務員処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について審議するものとする。

2 規律委員会は、前項に規定する審議を行うため、必要に応じ事務局にその調査を命じ、調査結果の報告を求めることができる。

3 規律委員会は、当該審議に必要があると認めるときは、当該事案に係る正会員又は外務員処分の対象者に対して出席を求めて事情聴取し、又は顛末書の提出を求めることができる。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく審議の結果、外務員処分の実施が適当であるとする場合には、その処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、当該事案に係る正会員及び外務員処分の対象者に通知するものとする。

(弁明等の機会)

第16条 会長は、外務員処分について理事会に附議しようとする場合には、当該事案に係る金融商品仲介業者及び外務員処分の対象者に対して弁明又は聴聞の機会を与えるものとし、当該弁明手続等の施行については、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

(処分等の通知)

第17条 会長は、理事会が外務員処分を決議した場合には、当該事案に係る正会員及び外務員処分の対象者に対してその処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告)

第18条 会長は、第14条に基づき規律委員会に諮問した外務員処分について、理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会委員に報告するものとする。

(処分の公表)

第19条 会長は、外務員処分を行った場合には、外務員登録規則第15条に基づき処分内容等を公表

するものとする。

第6章 不服申立て手続き

(不服の申立て)

第20条 第11条第1項に基づく通知を受領した会員又は第17条に基づく通知を受領した正会員及び外務員処分の対象者は、その処分の内容について不服があるときは、委員会設置に関する規則第39条に定める不服審査委員会に不服の申立てができる。この不服申立手続の施行については、処分等細則に定めるところにより実施するものとする。

なお、外務員登録規則第12条に基づく登録の拒否及び同規則第14条の規定に基づく外務員処分については、不服審査委員会に不服の申立てを行うことができない。

附 則

1. この規則は、平成18年3月1日から実施する。

2. 経過措置

(1) 第3条第1項の規定は、平成18年7月1日から適用し、当該適用日までの間の規律委員会の委員数は、11名以内とする。

(2) 第3条第3項の規定は、平成19年7月1日から適用することとし、当該適用日までに委嘱された規律委員会委員の任期は、1年（補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間）とする。

(3) 現に公正部会委員に委嘱されている者については、この規則の実施日において、規律委員会委員に委嘱されたものとみなして、この規則を適用する。この場合の委員の任期は、平成18年6月30日までとする。

附 則

この改正は、平成19年6月1日から実施する。

ただし、この改正規定の実施日前に本会に報告のあった事案については、改正前の第12条の規定を適用する。

附 則

この改正は、定款について主務官庁の認可を受けた日（平成19年9月30日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則（平成24年6月14日付で附則改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。

附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・規則名称の変更
- ・第1条～第9条を改正
- ・第5条第2項～第5項を削除
- ・第5章（第14条～第19条）及び第6章（第20条）の新設

会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則に関する細則

令和3年7月15日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、「会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則」（以下「処分等規則」という。）第1条に定める会員処分及び外務員処分に係る弁明及び不服の申立て等に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会員処分

処分等規則第1条に規定する会員処分をいう。

(2) 外務員処分

処分等規則第1条に規定する外務員処分をいう。

(3) 弁明の手続

処分等規則第5条及び第16条の規定に基づく弁明の手続をいう。

(4) 聴聞

外務員の登録等に関する規則（以下「外務員登録規則」という。）第14条第2項の規定に基づく聴聞をいう。

(5) 不服の申立て

処分等規則第20条の規定に基づく不服の申立てをいう。

(6) 不服審査委員会

委員会設置に関する規則第39条に規定する不服審査委員会をいう。

第2章 会員処分の弁明の手続

(弁明の機会)

第3条 会長は、会員処分について総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

2 弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(弁明通知書)

第4条 会長は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条から第6条までにおいて「弁明通知書」という。）を、会員に通知するものとする。

(1) 予定される処分内容及び根拠規定

- (2) 処分の原因となる事実
- (3) 弁明のための日時及び場所
- (4) 次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本会に提出しなければならないこと
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 本会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は30日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。

3 本会が発送した弁明通知書が第1項の会員に到達しない場合、当該会員は、本会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

4 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該会員に到達したものとみなす。

(弁明書の提出及び意見陳述)

第5条 前条第1項の弁明通知書を受領した会員は、当該弁明通知書が当該会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「弁明書」という。）を本会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本会が発送した弁明通知書が前条第1項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

3 当該会員は、弁明を行うに当たっては、第1項に定める弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(弁明書の提出がされない場合における弁明の手續の終結)

第6条 会長は、第4条第1項の弁明通知書を受領した会員が、正当な理由及び特段の事情なく、弁明書を第5条第1項で定める期限内に提出しない場合には、弁明の手續を終結することができる。

第3章 会員に対する処分の通知

(処分通知書)

第7条 本会は、定款第17条に基づき、会員処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「処分通知書」という。）を、会員に通知するものとする。

- (1) 処分内容及び根拠規定
- (2) 処分年月日
- (3) 処分の原因となる事実
- (4) その他本会が必要と認める事項

2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会員は、処分の内容について、処分通知書が到達した日から 10 日以内に、不服審査委員会に不服の申立てができること。
- (2) 会員は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第 1 項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。

3 本会が、処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第 1 項の会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知は当該 30 日を経過した日に当該会員に到達したものとみなす。

4 本会が発送した処分通知書が第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、本会が当該処分通知書を発送した日から 30 日を経過する日まで、本会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。

5 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該会員に到達したものとみなす。

第 4 章 会員処分の不服申立手続

(不服の申立て)

第 8 条 不服の申立ては、第 7 条第 1 項の処分通知書を受領した会員（以下「申立会員」という。）が、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第 15 条において「不服申立書」という。）を不服審査委員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 処分内容及び処分通知書に記載された年月日
- (3) 処分通知書を受領した年月日
- (4) 処分に対する不服の趣旨及び理由
- (5) 不服の申立ての年月日

2 本会が発送した処分通知書が第 7 条第 1 項の会員に到達しない場合、当該会員は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

3 不服申立書には、前項に規定する場合を除き、処分通知書の写しを添付しなければならない。

4 不服申立書には、第 1 項第 4 号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

5 不服の申立ては、本会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第9条 不服審査委員会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下この条から第11条までにおいて「不服審査」という。）し、その結果を会長に報告するとともに、申立会員に通知する。

2 申立会員は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第10条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (3) 不服審査に係る処分事案（以下この条から第13条まで、第20条から第23条までにおいて「不服申立事案」という。）について再審議を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(規律委員会への諮問)

第11条 第9条第1項の不服審査の結果、不服審査委員会が不服の申立てに理由があると認めた場合、会長は、不服申立事案について、規律委員会に対して、改めて諮問し、その意見を求めなければならない。

(規律委員会による再審議等)

第12条 規律委員会は、会長から諮問のあった不服申立事案に関し、その申立内容（不服申立事案の処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について改めて審議（以下この条から第14条まで、第19条及び第20条において「再審議」という。）するものとする。

2 処分等規則第4条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定に基づいて、規律委員会が再審議を行う場合に準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項中「審議」とあるのを「再審議」と、同条第3項中「当該事案に係る会員」とあるのを「申立会員」と読み替える。

- 3 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が適当であるとする場合には、その旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 4 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり変更することが適当であるとする場合には、変更する処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 5 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり取り消すことが適当であるとする場合には、取り消すべきである旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立会員に対して通知するものとする。
- 6 申立会員は、規律委員会による再審議の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の機会)

第13条 会長は、規律委員会の再審議の結果に基づき、不服申立事案の処分の変更又は取消しについて総会又は理事会に附議しようとする場合には、当該申立会員に対して再弁明の機会を与えるものとする。

- 2 再弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(再弁明の手続)

第14条 会長は、前条に定める再弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した再弁明通知書を申立会員に通知する。

- (1) 再審議において、前条に定める再弁明の手続を行う旨
- (2) 再審議に係る処分の年月日
- (3) 第10条第1項第2号の決定の年月日
- (4) 再弁明の期日及び場所
- (5) その他本会が必要と認める事項

- 2 申立会員の代表者又は当該代表者が選任する代理人（以下この条から第17条までにおいて総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(再弁明の期日における審理の方式)

第15条 再弁明の手続において、申立会員と特別の利害関係があると会長が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

- 2 主宰者は、最初の再弁明の冒頭において、処分内容及び処分の根拠規定、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

- 3 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。
- 4 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。
- 5 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の職員に対し説明を求めることができる。
- 6 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 7 再弁明の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 8 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 9 前項の場合においては、申立会員に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手続の終結)

第16条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、再弁明の手続を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第17条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせ、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手続の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに会長に報告しなければならない。
- 3 申立会員は第1項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手続の再開)

第18条 会長は、再弁明の手続の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第2項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手続の再開を命ずることが

できる。なお、第15条第9項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審議の結果通知)

第19条 第12条第1項に定める再審議の結果を通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立会員の商号及び所在地
- (2) 再審議の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審議の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(総会等への附議)

第20条 会長は、規律委員会の再審議及び前項に定める申立会員からの再弁明の手続を経て、不服申立事案の処分を変更又は取り消すことが適当であるとする場合には、総会又は理事会に附議するものとする。

(処分等の通知)

第21条 会長は、総会又は理事会が不服申立事案の処分の変更を決議した場合には、申立会員に対して変更した処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を、総会又は理事会が不服申立事案の処分の取消しを決議した場合には、申立会員に対して処分を取り消す旨及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告等)

第22条 会長は、前項に定める不服申立事案の処分の変更又は取消しについて、総会又は理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会及び不服審査委員会に報告するものとする。

(処分の公表)

第23条 会長は、第21条の規定に基づいて、不服申立ての処分の変更又は取消しを行った場合には、文書その他の方法によりその旨を他の会員に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき他の会員に通知を行ったときは、これを公表するものとする。

3 前項による公表を行った場合、不服申立事案にかかる処分等規則第13条第2項の公表を中止するものとする。

第5章 外務員処分の弁明等の手続

(弁明等の機会)

第24条 会長は、外務員処分について理事会に附議しようとする場合には、当該外務員処分の対象者が所属する金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に規定する金融商品仲介業者をいう。

以下同じ。)及び当該外務員処分の対象者(以下「処分対象者」という。)に対して弁明又は聴聞の機会を与えるものとする。

2 弁明等の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(弁明通知書)

第25条 会長は、弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条及び第30条において「弁明通知書」という。)を、前条第1項に規定する金融商品仲介業者が所属し又は所属していた正会員(以下「対象会員」という。)を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 予定される処分内容及び根拠規定
- (3) 処分の原因となる事実
- (4) 弁明のための日時及び場所
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 前項の弁明通知書については、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 金融商品仲介業者は、対象会員を通じて、次条第1項の弁明書を弁明通知書が到達した日から14日以内に、本会に提出しなければならないこと。
- (2) 対象会員及び処分対象者(外務員処分の対象とされる金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。)は、弁明の手続が終結する時までの間、本会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する事故報告書(金融商品仲介業者に従事する従業員等の服務に関する規則(以下「服務規則」という。)第7条の規定に基づく報告書)及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 第1項の弁明通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第1項の弁明通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該弁明通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該弁明通知書は30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本会が発送した弁明通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該弁明通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該弁明通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の弁明通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該弁明通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

7 本会は、第1項に規定する通知を行う場合、処分対象者に対しても、同様の通知を行う。ただし、処分対象者の住所、居所が知れない場合その他やむを得ない理由がある場合は適用しない。

(弁明書の提出及び意見陳述)

第26条 前条第1項の弁明通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者は、対象会員を通じて、当該弁明通知書が当該対象会員に到達した日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第30条において「弁明書」という。）を本会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

2 本会が発送した弁明通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、当該弁明通知書を受領することなく、前項の弁明書を提出することができる。

3 当該対象会員は、弁明を行うに当たっては、第1項に定める弁明書を提出するとともに、弁明に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(聴聞通知書)

第27条 会長は、聴聞の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した書面（以下「聴聞通知書」という。）を、対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 予定される不利益処分内容及び根拠規定
- (3) 不利益処分の原因となる事実
- (4) 聴聞の日時及び場所
- (5) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- (6) その他本会が必要と認める事項

2 前項の聴聞通知書については、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 金融商品仲介業者及び処分対象者は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出できること。
- (2) 対象会員及び処分対象者（外務員処分の対象とされる金融商品仲介業者の外務員をいう。以下同じ。）は、聴聞の手続が終結する時までの間、本会に対し、当該聴聞の手続に係る事案に関する事故報告書（服務規則第7条の規定に基づく報告書）及びその添付書類等の閲覧を求めることができること。

3 第1項の聴聞通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第1項の聴聞通知書を送付した日から30日を経過する日においてもなお、当該聴聞通

知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該聴聞通知書は30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

- 5 本会が発送した聴聞通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該聴聞通知書を送付した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該聴聞通知書の写しの交付を求めることができる。
- 6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の聴聞通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該聴聞通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。
- 7 本会は、第1項に規定する通知を行う場合、処分対象者に対しても、同様の通知を行う。ただし、処分対象者の住所、居所が知れない場合その他やむを得ない理由がある場合は適用しない。

(陳述書等の提出及び意見陳述)

第28条 前条第1項の聴聞通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて次に掲げる事項を記載した陳述書及び証拠書類等を提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する認否
- (2) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項に対する主張

- 2 本会が発送した聴聞通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、当該聴聞通知書を受領することなく、前項の陳述書を提出することができる。
- 3 当該対象会員は、聴聞を行うに当たっては、第1項に定める陳述書を提出するとともに、聴聞に際し口頭で事実若しくは意見を述べ、証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

(文書等の閲覧)

第29条 対象会員及び処分対象者は、弁明等の手続が終結する時までの間、本会に対し、服務規則第7条に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

- 2 本会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明書の提出がされない場合における弁明の手続の終結)

第30条 第25条第1項の弁明通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者の全部が、正当な理由及び特段の事情なく、弁明書を第26条第1項で定める期限内に提出しない場合等には、弁明の手続を終結することができる。

(不出頭等の場合における聴聞の終結)

第31条 第27条第1項の聴聞通知書を受領した金融商品仲介業者及び処分対象者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ第27条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合等には、聴聞を終結することができる。

第6章 外務員に対する処分の通知

(処分通知書)

第32条 会長は、外務員登録規則第7条に基づき、処分対象者の処分を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び次条において「処分通知書」という。）を、対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとする。

- (1) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (2) 処分の内容及び根拠規定
- (3) 処分年月日
- (4) 処分の原因となる事実
- (5) その他本会が必要と認める事項

2 前項の処分通知書においては、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 対象会員及び処分対象者は、処分の内容について、処分通知書が到達した日から10日以内に、不服審査委員会に不服の申立てができること。
- (2) 対象会員及び処分対象者は、前号の不服の申立てを行う場合には、次条第1項の不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- (3) 金融商品取引法第66条の25において準用する同法第64条の5の規定に基づく処分については、金融庁に対して不服の申立てを行うこと。

3 第1項の処分通知書を受領した対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

4 本会が、第1項の処分通知書を発送した日から30日を経過する日においてもなお、当該処分通知書が第1項の対象会員に到達したことが確認できない場合には、当該処分通知書は当該30日を経過した日に当該対象会員に到達したものとみなす。

5 本会が発送した処分通知書が第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員は、本会が当該処分通知書を発送した日から30日を経過する日まで、本会に対し、当該処分通知書の写しの交付を求めることができる。

6 本会は、前項の求めに応じ、直ちに、前項の対象会員に対し、前項の処分通知書の写しを交付する。この場合、当該交付の時に、当該処分通知書が当該対象会員に到達したものとみなす。

第7章 外務員処分の不服申立手続

(不服の申立て)

第33条 不服の申立ては、前条第1項の処分通知書を受領した対象会員（以下「申立対象会員」という。）又は処分対象者が、次に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第41条において「不服申立書」という。）を不服審査委員会に提出することにより行わなければならない。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 処分の内容及び処分通知書に記載された年月日
- (4) 処分通知書を受領した年月日
- (5) 処分に対する不服の趣旨及び理由
- (6) 不服の申立ての年月日

2 本会が発送した処分通知書が前条第1項の対象会員に到達しない場合、当該対象会員及び処分対象者は、当該処分通知書を受領することなく、前項の不服申立書を提出することができる。

3 不服申立書には、前項に規定する場合を除き、処分通知書の写しを添付しなければならない。

4 不服申立書には、第1項第5号の理由に係る証拠書類等を添付することができる。

5 不服の申立ては、本会による当該申立てに係る処分の効力を妨げない。

(不服審査)

第34条 不服審査委員会は、前条の不服の申立ての理由の有無について審査（以下この条から第36条までにおいて「不服審査」という。）し、その結果を、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。

2 前項の不服審査の結果の通知を受けた申立対象会員は、直ちに、金融商品仲介業者にその内容を通知し、当該金融商品仲介業者をして、処分対象者にその内容を通知させなければならない。

3 申立対象会員及び処分対象者は、不服審査の結果について、不服を申し立てることができない。

(不服審査の結果通知)

第35条 前条第1項の不服審査において不服の申立てに理由があると認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 不服の申立てに理由があると認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日
- (4) 不服審査に係る処分事案（以下この条から第38条まで、第46条から第49条までにおいて「不服申立事案」という。）について再審議を行わせる旨

2 不服審査において理由がないと認められた場合の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

(1) 申立対象会員の商号及び所在地

(2) 処分対象者の氏名及び生年月日

(3) 不服の申立てに理由がないと認められた旨及びその理由並びにその決定の年月日

3 前2項の通知においては、不服審査の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(規律委員会への諮問)

第36条 第34条第1項の不服審査の結果、不服審査委員会が不服の申立てに理由があると認めた場合、会長は、不服申立事案について、規律委員会に対して、改めて諮問し、その意見を求めなければならない。

(規律委員会による再審議等)

第37条 規律委員会は、会長から諮問のあった不服申立事案に関し、その申立内容（不服申立事案の処分の適否のほか、その内容、理由等を含む。）について改めて審議（以下この条から第39条まで、第45条及び第46条において「再審議」という。）するものとする。

2 処分等規則第4条第2項及び同条第3項の規定は、前項の規定に基づいて、規律委員会が再審議を行う場合に準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項中「審議」とあるのを「再審議」と、同条第3項中「当該事案に係る会員」とあるのを「申立対象会員」と読み替える。

3 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が適当であるとする場合には、その旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

4 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり変更することが適当であるとする場合には、変更する処分の種類及び程度並びに理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

5 規律委員会は、第1項の規定に基づく再審議の結果、不服申立事案の処分が不適當であり取り消すことが適当であるとする場合には、取り消すべきである旨及び理由を、会長に書面により報告するとともに、申立対象会員を通じて金融商品仲介業者及び処分対象者に対して通知するものとする。

6 申立対象会員及び処分対象者は、規律委員会による再審議の結果について、不服を申し立てることができない。

(再弁明の機会)

第 38 条 会長は、規律委員会の再審議の結果に基づき、不服申立事案の処分の変更又は取消しについて理事会に附議しようとする場合には、当該申立対象会員及び処分対象者に対して再弁明の機会を与えるものとする。

2 再弁明の機会の主宰者は、本会の役職員のうちから会長が指名する。

(再弁明の手続)

第 39 条 会長は、前条に定める再弁明の手続を行う場合には、次に掲げる事項を記載した再弁明通知書を当該再弁明の手続に係る申立対象会員及び処分対象者に通知する。

(1) 再審議において、前条に定める再弁明の手続を行う旨

(2) 再審議に係る処分の年月日

(3) 第 35 条第 1 項第 3 号の決定の年月日

(4) 再弁明の期日及び場所

(5) その他本会が必要と認める事項

2 申立対象会員の代表者又は当該代表者が選任する代理人（以下この条及び第 41 条から第 43 条までにおいて総称して「再弁明関係者」という。）は、再弁明の期日に出席しなければならない。

(文書等の閲覧)

第 40 条 申立対象会員及び処分対象者は、再弁明の手続が終結する時までの間、本会に対し、服務規則第 7 条に規定する事故報告書及びその添付書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、本会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

2 本会は、前項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(再弁明の期日における審理の方式)

第 41 条 再弁明の手続において、申立対象会員と特別の利害関係があると会長が認めた者は、再弁明の手続を主宰することができない。

2 主宰者は、最初の再弁明の期日の冒頭において、処分内容及び処分の根拠となる規則の条項、処分年月日並びに当該処分の原因となる事実を再弁明の期日に出席した者に対し説明するものとする。

3 再弁明関係者は、再弁明の期日に出席して、再弁明書及び証拠書類等を提出し、意見を述べ、主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を發することができる。

4 再弁明関係者は、主宰者の許可を得て、補佐人を再弁明の期日に出席させることができる。

- 5 主宰者は、再弁明の期日において必要があると認めるときは、再弁明関係者に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本会の職員に対し説明を求めることができる。
- 6 主宰者は、再弁明の期日に出席した再弁明関係者に対し、不服申立書及び証拠書類等を示すことができる。
- 7 再弁明の期日における審理は、本会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
- 8 主宰者は、再弁明の期日における審理の結果、なお再弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに続行期日を指定することができる。
- 9 前項の場合においては、申立対象会員及び処分対象者に対し、あらかじめ、続行期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、再弁明の期日に再弁明関係者が出席した場合には、当該再弁明の期日において当該再弁明関係者にこれを告知すれば足りる。

(再弁明関係者の欠席の場合における再弁明の手續の終結)

第 42 条 主宰者は、再弁明関係者が正当な理由なく再弁明の期日に出席しない場合には、当該再弁明関係者に対し改めて意見を述べ、再弁明書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、再弁明の手續を終結することができる。

(再弁明の調書及び報告書)

第 43 条 主宰者は、再弁明の期日が開催された場合には、期日ごとに再弁明の手續の経過を記載した調書を作成し、主宰者のうち署名人に指定した者に署名及び捺印をさせたいうで、当該調書を保存しなければならない。

- 2 主宰者は、再弁明の手續の終結後速やかに、処分の原因となる事実に対する再弁明関係者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに本会に報告しなければならない。
- 3 申立対象会員及び処分対象者は第 1 項の調書の閲覧を求めることができる。

(再弁明の手續の再開)

第 44 条 会長は、再弁明の手續の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 2 項の規定により提出された報告書を返戻して再弁明の手續の再開を命ずることができる。なお、第 38 条第 9 項本文の規定は、この場合について準用する。

(再審議の結果通知)

第 45 条 第 37 条第 1 項に定める再審議の結果を通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行う。

- (1) 申立対象会員の商号及び所在地
- (2) 処分対象者の氏名及び生年月日
- (3) 再審議の結果及び理由並びにその決定の年月日

2 前項の通知においては、再審議の結果について不服の申立てをすることができないことを記載する。

(理事会への附議)

第 46 条 会長は、規律委員会の再審議及び前項に定める申立対象会員及び処分対象者からの再弁明の経路を経て、不服申立事案の処分を変更又は取り消すことが適当であるとする場合には、理事会に附議するものとする。

(処分等の通知)

第 47 条 会長は、理事会が不服申立事案の処分の変更を決議した場合には、申立対象会員及び処分対象者に対して変更した処分の種類及び程度並びに処分の対象となる事実及び理由を、総会又は理事会が不服申立事案の処分の取消しを決議した場合には、申立対象会員及び処分対象者に対して処分を取り消す旨及び理由を文書により通知するものとする。

(規律委員会への報告等)

第 48 条 会長は、前項に定める不服申立事案の処分の変更又は取消しについて、理事会に附議した場合には、その決議内容を規律委員会及び不服審査委員会に報告するものとする。

(処分の公表)

第 49 条 会長は、第 47 条の規定に基づいて、不服申立事案の処分の変更又は取消しを行った場合、不服申立事案にかかる処分等規則第 19 条の公表を中止するものとする。

附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 15 日から実施する。

役員候補者の選出に関する規則

平成20年 9月19日制定
平成24年12月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の候補者を選出するための会員選挙に関し必要な事項を定める。

第2章 会員選挙

(会員選挙の実施)

第2条 本会は、本会の役員の候補者のうち正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）から選出する役員の候補者（以下「役員の候補者」という。）について、会員選挙を実施する。ただし、任期満了に伴うもの以外の事由による役員の候補者の選出であって、理事会が認めた場合には、会員選挙以外の方法により役員の候補者を選出することができる。

2 前項に基づく会員選挙を行う役員の候補者の定数は、理事会において定める。

(会員選挙の選挙権)

第3条 会員選挙の選挙権は、正会員が有し、正会員1社につき1個とする。ただし、会員権が停止又は制限されている正会員は、その停止期間中又は制限期間中は選挙権を有しない。

(会員選挙の方法)

第4条 会員選挙は、第7条の規定に基づき立候補の届出のあった役員の候補者について連記無記名投票により行う。なお、第9条第1項の規定に基づき立候補の届出があった役員の候補者についても同様とする。

(会員選挙の日時等の決定及び通知)

第5条 本会は、会員選挙を行うときは、理事会の決議により会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所その他会員選挙に関し必要な事項を定める。

2 本会は、前項の規定に基づき理事会において決議された会員選挙の投票を行う日時、投票を行う場所、選挙を行う役員の候補者の定数その他会員選挙に必要な事項を、会員選挙を行う日（以下「会員選挙期日」という。）の15日前までに正会員に通知する。

(選挙立会人)

第6条 会長は、投票による会員選挙を行う場合には、その都度、当該会員選挙についての選挙権を有する正会員の会員代表者のうちから、理事会の同意を得て選挙立会人2名以上を選任する。ただし、特別の事情がある場合には、本会の役職員を選挙立会人に選任できる。

2 選挙立会人は、投票及び開票に関する事務を管理する。

3 選挙立会人は、第7条に規定する役員の候補者になることはできない。

(立候補の届出)

第7条 役員の候補者になろうとする者(第2項の規定に基づき立候補届出書を提出したものとみなされる者を除く。)は、第5条第2項の規定に基づく通知があった日から会員選挙期日の10日前の日(当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「立候補締切日」という。)までに、別紙様式による立候補届出書を本会に提出する。

2 役員推薦委員会から会長に対して推薦された役員の候補者は、当該会員選挙に係る立候補届出書を本会に提出したものとみなす。

3 役員の候補者に立候補できる者は、正会員の会員代表者とする。

(候補者の氏名等の通知)

第8条 本会は、前条の規定に基づく立候補の届出があった役員の候補者(前条第2項の規定に基づき立候補届出書の提出があったとみなされた者を含む。以下この条において同じ。)の氏名その他会員選挙に関し必要と認める事項を、立候補締切日後遅滞なく、正会員に通知する。

なお、立候補の届出のあった役員の候補者の数が、当該会員選挙における理事会が定めた役員の定数(以下「役員定数」という。)を超えない場合には、当該候補者について第12条に定める無投票当選とする旨を併せて通知する。

(補充立候補の届出及び通知)

第9条 立候補締切日までに立候補の届出があった役員の候補者の数が、当該会員選挙の役員定数に満たないとき又は立候補締切日以降に定数に満たなくなったときは、本会が前条の規定に基づき会員に通知した日から会員選挙期日の5日前の日(当該日が休業日に当たるときは、翌営業日とする。以下「補充立候補締切日」という。)までに、役員になろうとする者は、本会に立候補届出書を提出することにより、当該会員選挙における役員の候補者になることができる。

2 本会は、前項に基づく立候補届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補の届出のあった役員の候補者の氏名を正会員に通知する。

(立候補の制限)

第10条 会員権を停止若しくは制限されている正会員の代表者は、その停止若しくは制限の期間中、役員の候補者となり若しくは役員の候補者であることはできない。

(立候補の辞退)

第11条 第7条第1項の規定に基づき役員の候補者の立候補届出書を提出した者は、その立候補を辞退する場合には、補充立候補締切日までに、本会にその旨を届け出なければならない。

2 本会は、前項の規定に基づき立候補の辞退の届出があった場合には、補充立候補締切日後遅滞なく、立候補を辞退した候補者の氏名を正会員に通知する。

(無投票当選)

第12条 第7条第1項及び第2項に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数が、立候補締切日を経過したときにおいて、当該会員選挙における役員定数を超えない場合には、第2条の規定にかかわらず、投票は行わない。

2 前項の場合においては、会長は、その候補者を当選人とする。

3 前2項の規定は、第9条に基づく補充立候補について準用する。この場合、第1項中「第7条第1項及び第2項に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数」とあるのを、「第9条第1項の規定に基づき立候補の届出があった役員の候補者の数」と、「役員定数」とあるのを、「役員定数（会長が既に当選人とした数を控除した数とする。）」と、「立候補締切日」とあるのを、「補充立候補締切日」とそれぞれ読み替える。

4 会長は、当選人を決定したときは、その旨を理事会に報告する。

(投票)

第13条 投票は、会員選挙期日に、指定された投票場所（以下「指定投票場所」という。）において、選挙権のある正会員の代表者（以下「会員代表者」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、会員代表者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、投票を行うことができる。

(1) 会員選挙期日に指定投票場所において、会員代表者から委任された当該正会員の役職員（以下「代理人」という。）に投票を行わせる方法

(2) 立候補締切日の翌日から会員選挙期日の前日までの間に、郵便等を利用して投票を行う方法

3 前項第1号に掲げる方法により投票を行う場合には、代理人は、会員代表者から委任を受けたことを証する書面を選挙立会人又は選挙立会人から指名された者に提出しなければならない。

(開票)

第14条 開票は、投票終了後、遅滞なく行う。

2 選挙立会人は、開票の結果を、遅滞なく本会に報告する。

(記号式投票)

第15条 投票は、役員候補者の氏名を一覧に記載した投票用紙の所定の欄に、あらかじめ理事会において定められた役員の定数と同数の○の記号を記載する方法により行う。

(投票の全部又は一部の無効)

第16条 投票が、次の各号の一に該当する場合は、その全部を無効とする。

(1) 所定の投票用紙を使用しないもの

(2) ○の記号の数が、あらかじめ理事会において定めた選挙の対象とする役員の定数を超過しているもの

2 投票に次の各号の一に該当する部分が含まれている場合は、当該会員代表者の投票のうち、該当する投票の部分のみを無効とする。

(1) ○の記号と判別できない記号等が記載されている部分

(2) ○の記号と確認し難い部分

(疑義の判定)

第17条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙立会人が判定する。

(当選人の判定)

第18条 第13条の規定に基づき会員代表者による投票を行った場合には、会長は、得票数の多い者から順位を定め、役員定数の順位までの者を当選人とする。

2 前項の規定に基づき立候補者の順位を定める場合において、得票数が同数である立候補者については、抽選によりその順位を定める。

3 会長は、第1項の規定に基づき当選人を決定したときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

(選挙録)

第19条 投票を実施した場合には、当該投票の実施要領及び投票の結果を記載した選挙録を作成し、選挙立会人がこれに署名する。

2 本会は、選挙録に当該会員選挙の投票用紙、立候補届出書及び立候補辞退届出書を添付し、当該会員選挙により選出された役員候補者の役員任期が終了するまでの間、これを保存する。

(再選挙)

第20条 当選人の数が、役員定数に達しない場合は、その定数に達しない役員数について、遅滞なく再選挙を行う。

2 第5条から前条までの規定は、再選挙について準用する。

(その他)

第21条 会員選挙に関し、この規則に定めのない事項は、理事会において定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

・第7条に規定する別紙様式

(別紙様式)

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(立候補者氏名)

(商号又は名称)

(役 職)

一般社団法人投資信託協会役員立候補届

私儀、〇〇年〇月〇日付をもって会員通知のあった次期役員立候補の会員選挙に関し、下記協会役員に立候補いたしたく、お届けいたします。

記

- 立候補する協会役員 理事 監事
(いずれかに○印を付してください)

会員調査に関する規則

平成20年 7月18日制定
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成24年12月20日改正
平成31年 3月13日改正
令和 3年 5月20日改正

(目 的)

第1条 この規則は、業務規程第10条に基づき、会員調査の実施に関して必要な事項を定める。

(調査員)

第2条 会員調査は本会の職員その他本会の業務に従事する者のうちから会長が任命した調査員が、これに当たる。

(会員調査方針及び計画)

第3条 本会は、その年度の会員調査に当たり、細則で定める会員調査方針及び計画を作成し、これを会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員及び同項第2号に規定する賛助会員をいう。）に周知する。

2 会員調査は前項の会員調査方針及び計画に基づき実施する。

ただし、必要があると認めるときは、会員調査方針及び計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行うことができる。

(会員調査の種類)

第4条 会員調査の種類は、以下のとおりとする。

(1) 一般調査

正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）の業務運営全般について、各種情報、前回調査結果及び調査周期等を総合勘案して行う調査

(2) 特別調査

正会員の業務運営の全部又は一部について、細則で定める方法により、必要に応じ、適宜行う調査

(予 告)

第5条 会員調査を行う場合は、細則で定めるところにより、あらかじめ正会員に対し、調査の日時、方法及び調査員の氏名等を通知するとともに、重要な事項を説明するものとする。

ただし、会長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(変更又は中止)

第6条 前条の通知又は会員調査の開始後、自然災害の発生等やむを得ない事情等により、会員調査の実施が困難になったと認められる場合等には、会員調査を変更又は中止することができる。

(調査員の権限)

第7条 調査員は、正会員に対し、細則で定める方法により、調査事項に関係のある帳簿、書類及び有価物の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

(調査員の義務)

第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査は、投資運用業等の健全な発展と投資者の保護に資するとの本会の目的達成のために行うものであることを念頭に、効率的・効果的实施を図ること
- (2) 調査に当たっては、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、会員調査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らさないこと
- (3) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保ち、事実の認定や意見の表明は公正かつ能率的に行うよう努めること
- (4) 調査員は、投資信託に関する法令・諸規則等を正しく理解し、市場動向の把握や新たな金融商品、取引手法等の取得に努めること

(調査員証の提示)

第9条 調査員は、立入による調査の着手に当たり、正会員に細則で定める様式による調査員証を提示するものとする。

(立入調査等の結果の報告)

第10条 調査員は、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査を終えたときは、速やかにその結果を会長に対し、細則で定める要領により報告しなければならない。

(調査終了の通知)

第11条 本会は、会員調査が終了したときは、その結果を正会員に対し、細則で定める方法により通知する。

(正会員の処理報告)

第12条 正会員は、本会から会員調査の結果に基づく処理について報告を求められた場合は、本会が指定する期日までにその処理に関する報告書を細則で定める様式により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」を用いて提出しなければならない。

(細 則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項を細則で定める。

(所管委員会への委任)

第14条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第12条

会員調査に関する規則に関する細則

平成20年 7月18日制定
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 3年11月18日改正

(目 的)

第1条 この細則は、会員調査に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(会員調査方針及び計画)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める会員調査方針及び計画は、以下の内容を含むものとする。

- (1) 基本的考え方
- (2) 実施方針
- (3) 重点事項及び調査項目
- (4) 調査計画
- (5) その他必要な事項

(特別調査の種類)

第3条 規則第4条第2号に規定する細則で定める特別調査は、次に掲げるものとする。

- (1) 部分調査
法令・諸規則等の遵守状況及び取引の信義則（資産運用等の業務運営状況を含む。）の遵守状況等の一部について、必要に応じ、適宜行う調査
- (2) フォローアップ調査
本会の調査及び行政各機関の検査等において認められた指摘事項及び処分に係る改善実施状況について行う調査
- (3) 機動的・継続的調査
新規加入正会員のうち、特に必要と認めた正会員に対して行う調査
- (4) 合同調査
他の自主規制機関と同時に合同で行う調査

(予 告)

第4条 規則第5条に規定する細則で定める予告事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 調査の日時
- (2) 調査の種類
- (3) 調査の方法

- (4) 調査の対象期間
- (5) 重点項目
- (6) 調査員の氏名
- (7) その他必要な事項

2 立入による調査（以下、「立入調査」という。）の実施に当たっては、あらかじめ正会員の代表者に対して、原則として調査着手日のおおむね3週間程度前に通知するものとする。

（重要事項の説明）

第5条 規則第5条に規定する細則で定める説明事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 会員調査の権限と目的
- (2) 会員調査への協力依頼
- (3) 会員調査モニターの概要
- (4) 意見申出制度の概要
- (5) その他必要な事項

（資料を求める場合等の留意事項）

第6条 規則第7条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。

なお、依頼に当たっては、資料等の提出方法・記載内容等を説明し、提出期限を示して資料等を求めることとする。この際、既存資料の活用等を図り正会員の事務負担等に配慮する。

- (1) 立入調査
 - ① 予告後、立入調査開始前に、正会員に対して、事前に資料の提出を求める方法
 - ② 立入調査開始後に、正会員に対して資料等の提出を求める方法
- (2) 書面、ヒアリング又はその他の方法による調査
 - 予告後、正会員に対して、資料の提出を求める方法

（調査員証の提示）

第7条 規則第9条に規定する細則で定める様式は別紙様式第1号に掲げるものとする。

（対象先の就業時間への配慮）

第8条 立入調査の実施に当たっては正会員の業務等に支障が生じないように留意するものとし、原則として調査対象先の就業時間内に実施することとする。就業時間外に行おうとする場合には、調査対象先の承諾を得るものとする。

（事実及び経緯の記録）

第9条 会員調査に当たっては、必要に応じ、事実関係、経緯及び問題点について、双方の認識の明確化を図るため、書面を用いるものとする。

(会員調査モニター)

第10条 調査対象先からの意見聴取等により会員調査の実態を把握し、適切な調査の実施を確保する観点から、会員調査モニターを実施する。

2 会員調査モニターは、意見聴取及び意見受付の方法により実施し、意見の対象は会員調査の方法、期間及び調査員の調査手法に限る。

(1) 意見聴取

実施者は、原則として総務部長又は総務部長が指名する者とし、調査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、調査期間中に対象先を訪問し、責任者から意見等を聴取する。

(2) 意見受付

会長宛の書面で意見を受け付けることとし、調査開始日から調査終了日（調査結果通知書交付日）の1か月後までに、総務部長に対して電子メール又は郵送により提出する。

3 調査対象先からの意見は、会員調査の適切な運営に資するよう処理されるものとする。

(講評等)

第11条 会員調査で把握した正会員の業務運営状況等について、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査の終了時に、調査対象先との間に生じた事実認識の相違の有無を確認するものとする。

(意見申出制度)

第12条 前条の講評等において意見相違事項が確認された場合には、会員調査の手続きの透明性と公正性の確保を図る目的から、次に掲げる意見申出制度により処理することとする。

(1) 確認された意見相違事項について、事実関係及び調査対象先の代表者（申出者）の意見を記載した書面を、本会事務局長宛に、直接又は主任調査員経由で提出する。

(2) 意見申出の期間は、講評の日から3日間（講評日の翌日から起算し、本会の休日を除く。）とし、更に2日間を限度として延長ができる。

(3) 意見申出事項は総務部において審理を行い、審理結果は調査結果通知書に反映させる。

(報告)

第13条 規則第10条に規定する細則で定める要領は次に掲げるものとする。

(1) 調査員は、立入、書面、ヒアリング又はその他の方法による調査を終えたときは、速やかに、調査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた会員調査結果報告書を作成する。

(調査結果の通知)

第14条 規則第11条に規定する細則で定める方法は次に掲げるものとする。

(1) 会員調査の結果については、速やかに会長名をもって、調査対象先の代表者に対して、文書で通知するものとする。

(2) 書面、ヒアリング又はその他の方法による調査の結果については、指摘すべき事項のある

場合について上記通知を行う。

(正会員の処理報告)

第15条 規則第12条に規定する細則で定める様式は別紙様式第2号に掲げるものとする。

(その他)

第16条 会員調査の結果については、半期毎に取りまとめ会員に周知徹底を図る。

附 則

この細則は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第15条に規定する別紙様式第2号

附 則

この改正は、令和3年11月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第10条第2項第2号

(表 面)

<p style="font-size: 1.2em;">調 査 員 証</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 1.5em;">(写 真)</p> </div>	<p style="text-align: center; font-size: 1.1em;">調 査 員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記の者は、本会の調査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">一般社団法人 投資信託協会 会長 印</p>

(B 8)

(裏 面)

<p>会員調査に関する規則 (抄)</p>
<p>(調査員の義務)</p> <p>第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 調査は、投資運用業等の健全な発展と投資者の保護に資するとの本会の目的達成のために行うものであることを念頭に、効率的・効果的实施を図ること (2) 調査に当たっては、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、会員調査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らさないこと (3) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保ち、事実の認定や意見の表明は公正かつ能率的に行うよう努めること (4) 調査員は、投資信託に関する法令・諸規則等を正しく理解し、市場動向の把握や新たな金融商品、取引手法等の取得に努めること <p>(調査員証の提示)</p> <p>第9条 調査員は、立入による調査の着手に当たり正会員に細則に定める様式による調査員証を提示するものとする。</p>

一般社団法人 投資信託協会会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

会員調査結果処理報告

○年○月○日付 号をもって通知のありました会員調査指摘事項の処理について、「会員調査に関する規則」第12条の規定に基づき報告いたします。

記

1. 通知事項	
2. 内容	(1) 行為の内容 (2) 発生の経緯、原因等
3. 処理状況	

【連絡担当者】 所属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 通知事項が複数ある場合は、「記」以下についてのみ記載し、1 事項につき 1 表とする。
2. 通知事項欄は、項番と項目（事項）を記載する。
3. 行為の内容欄は、通知事項の本文を記載する。
4. 処理状況欄は、是正状況及び再発防止策について記載する。
5. 処理状況の是正、再発防止策等については、関連資料を添付する。

投資信託等の運用に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 5月25日改正
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 5月24日改正
平成18年 6月19日改正
平成18年12月15日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 4月20日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 6月20日改正
平成20年 7月18日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成22年10月14日改正
平成23年 2月17日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成26年12月18日改正
平成27年 7月16日改正
平成30年 6月13日改正
令和 2年 6月10日改正
令和 3年 1月21日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 9月19日改正

第1編 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託の信託財産及び投資法人の資産の運用の適正化その他投資者保護を図るために必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規則において「投資信託」とは、信託財産を主として、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下「政令」という。））第3条に規定する特定資産（以下「特定資産」という。）に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

2 この規則において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

3 この規則において「ファンド・オブ・ファンズ」とは、投資信託及び外国投資信託の受益証券

(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券(金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。以下同じ。)) (以下「投資信託証券」という。)への投資を目的とする投資信託(当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款(以下「約款」という。)においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下同じ。)の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。)をいう。

(信託財産等の運用に関する基本原則)

第2条の2 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。)及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等(以下「投資信託委託業者等」という。以下この条及び次条において同じ。)は、投資信託の受益者又は投資法人のため忠実かつ善良な管理者の注意をもって投資信託財産又は投資法人資産(以下「信託財産等」という。)の運用の指図又は運用(以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。)に係る業務を行わなければならない。

2 投資信託委託業者等は、信託財産等の運用等に当たっては、金商法及び投信法その他の法令並びに本会の諸規則を遵守し、投資者保護に配慮するものとする。

(信託財産等の運用体制)

第2条の3 信託財産等の運用等は投資信託委託業者等が自主的にこれを行い、当該投資信託委託業者等以外の者(金商法第42条の3の規定に基づき運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者及び投信法第55条の規定に基づき運用に係る権限の一部の委託を受けた者を除く。)は、信託財産等の運用等に関与しないものとする。

(流動性リスク管理態勢の整備)

第2条の4 公募投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に定めるものを除く。以下本条において同じ。)を設定している委託会社等(投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同法第47条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等をいう。以下本条において同じ。)は、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。)第130条第1項第8号の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第271条第1項第10号に定める合理的な措置を講ずるため、以下の各号に掲げる事項を踏まえた社内規則等(以下本条において「流動性リスク管理規程等」という。)を定め、必要な態勢(以下本条において「流動性リスク管理態勢」という。)の整備を行うものとする。委託会社等が流動性リスク管理規程等に基づいて構築する流動性リスク管理態勢は、公募投資信託の商品設計の段階から償還までの過程における投資信託の規模、保有資産

に係る売買条件等の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性、想定される投資家の特性、設定及び解約の条件、商品特性、市場動向及び市場環境並びにそれらが流動性リスクに与える影響やストレステストの結果（以下、本条において総称して「諸状況等」という。）等を踏まえたものとする。

（１）流動性リスクの管理プロセス

イ 流動性リスクの評価

- ① 公募投資信託の商品設計の段階から償還までの各過程を通じて、諸状況等を考慮した上で、個別の公募投資信託の投資対象資産の流動性リスクを評価すること。
- ② 公募投資信託の財産に、他の投資信託証券等を含む場合には、必要に応じて、当該他の投資信託証券等における流動性リスクの管理プロセスにかかる必要な情報や間接的に保有している原資産の流動性リスクを考慮し、投資信託の流動性リスクを評価すること。

ロ モニタリング

- ① 個別の公募投資信託に係る流動性リスクに基づく階層分類の設定及び保有基準の策定
個々の公募投資信託の保有資産について、流動性の程度に応じて階層に分類し、最も流動性が高い階層の閾値の下限と最も流動性の低い階層の閾値の上限を定めること。原則として以下の階層の分類（売却可能日数や条件を勘案した区分）を設けること。なお、委託会社等の判断により以下の分類方法と異なった分類を採用する場合には、その概要について自社のホームページにおいて公表すること。

I 高流動性資産：……マーケットインパクトを考慮して売却可能日数が最大３営業日以内と合理的に判断されるもの

II 中流動性資産：……マーケットインパクトを考慮して売却可能日数が４営業日から７営業日以内と合理的に判断されるもの

III 低流動性資産：……マーケットインパクトを考慮して売却可能日数が８営業日以上かかると合理的に判断されるもの

IV 非流動性資産：……売却可能日数が８営業日以上かかり、かつ顕著なマーケットインパクトが生じると合理的に判断されるもの

- ② 個別の投資信託に係る流動性リスクのモニタリング

委託会社等は、商品特性や設定・解約の条件等に応じて、各投資信託の各階層の比率について定期的に適切な頻度でモニタリングを実施し、そのモニタリング方法や結果等について証拠を保存すること。

- ③ 上限・下限保有比率超過確認時の報告等

委託会社等が行っているモニタリングにおいて、①に基づいて個別の投資信託に設定した保有比率の上限を上回っていること、又は下限を下回っていることが確認された場合には、社内規則で定められた手続き等により、社内において運用指図の執行状況等について監督等を行っている会議体等（取締役会や運用委員会等。以下「取締役会等」という。以下本条において同じ。）の適切な報告先に報告するとともに、必要に応じてさらに詳細な流動性分析を実施し、受益者への情報の提供やポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取ること。

ハ ストレステスト

公募投資信託の規模、保有資産の性質、投資戦略、証券会社、登録金融機関等の販売取扱い窓口の属性または想定される投資家の特性、設定・解約の条件等を勘案した上で、ストレステスト実施を定める社内規則を策定し、この規定に基づいて自社が設定する公募投資信託について、必要に応じてかつ定期的にストレステストを実施し、状況に応じて更に詳細な流動性分析を実施し、ポートフォリオの変更の検討等、適切な対応を取る

こと。

ニ コンティンジェンシー・プラン

公募投資信託にかかる流動性に関する緊急時対応策（コンティンジェンシー・プラン）を策定し、その有効性について適宜検証し、必要に応じて新たな流動性リスクへの対応手段の追加等を検討すること。

ホ 流動性リスクの管理プロセスの定期的見直し

流動性リスク管理責任者は公募投資信託の流動性リスクの評価と管理につき、これを定めた社内規則等や利用している分析ツール、緊急時対応策等の有効性を少なくとも年に1回以上検証し、必要に応じて所要の措置を講じること。

(2) 取締役会等による監督

取締役会等は、流動性リスク管理を適切に実施することを確保し、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうか等について、細則で定める措置を講じることにより、自社の管理態勢について適切に監督すること。

(3) 受益者等への開示

委託会社等は自社が設定している公募投資信託において、投資信託財産で保有している資産の流動性が極端に低下したこと等により追加設定や一部解約を停止した場合には、速やかに自社のホームページその他の方法にて、当該事象が生じていることや今後の見通し等について開示すること。

(4) 記録の保存

流動性リスク管理態勢が有効に機能していることを示す証拠を過去7年間分、保存すること。

* 細則第1条の3

第2編 証券投資信託

第1章 公募の証券投資信託

第1節 有価証券投資の原則

(有価証券投資の原則)

第3条 証券投資信託は、当該投資信託の信託財産の総額の2分の1を超える額を有価証券（金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。以下本条及び第27条において同じ。）に対する投資として運用すること（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行うことを含む。）とする。ただし、証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情があるときは、この限りでない。

第2節 運用指図等

(取引等の指図)

第4条 投資信託委託会社（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）に係る運用の指図に当たって、当該運用の指図を行う時点における市場の状況や価格などを総合的に勘案した上で、投資信託財産にとって最も有利と判断する条件によって運用の指図を行うように努めるものとする。なお、取引所を通さない取引など引合いを要する取引については、当該判断に関する事跡を明確化するものとする。

(取引等の指図に係る留意事項)

第4条の2 委託会社は、投資信託財産の設定までに仕組債等の発行のための条件について事前調査を行う場合には、当該仕組債等への運用の指図において前条に規定する判断に当たって、当該仕組債等の価格及び利率等の条件は当該運用の指図を行う時点の市場の状況等により定まるものであり、当該時点でのみ決定されるものであることに留意するものとする。

(投資信託証券組入れに係る留意事項)

第4条の3 委託会社が投資信託財産に投資信託証券を組入れるに当たっては、当該投資信託証券のリスク特性及び投資信託財産に対する組入れ割合に応じて、組入れ前に当該投資信託証券の運用戦略、運用パフォーマンスと運用リスク（流動性リスクを含む。以下本条及び次条において同じ。）、分配方針、換金方法、経費率及び財産管理の方法並びに当該投資信託証券を運用する会社（以下、「外部運用業者」という。）の運用体制、内部管理体制（リスク管理体制を含む）などの必要事項を、契約書、目論見書、その他の資料による書面調査や、外部運用業者へのヒアリングにより確認し、当該投資信託証券の組入れが適切であるかどうかを検討（以下、「当初デューデリジェンス（以下、「DD」という。））」という。）しなければならないことに留意するものとする。

2 前項に規定する当初DDにおける検討内容については、投資信託証券組入れ後も定期的な検討（以下、「定期的DD」という。）を行う必要があること、更に運用パフォーマンスの大幅な悪化や運用の基本方針の重大な変更及び外部運用業者における資本関係や運用体制・社内体制の重大な変更、不祥事の発生など組入れ投資信託証券の運用に大きな影響を与える可能性のある事象を委託会社が認識した場合には、臨時の検討（以下、「臨時DD」という。）を行なう必要があること、さらに、運用パフォーマンス及び運用リスクの状況について継続的なモニタリング（以下、「継続的モニタリング」という。）を行なう必要があることにも併せて留意するものとする。

3 組入れ投資信託証券においてデリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）や直物及び先物外国為替取引（外国為替の取引及び予約取引をいう。）が運用のほとんどを占め、かつこれらの取引を高頻度に行う運用戦略（これらの取引と類似の取引を行うため運用実態の把握が困難と委託会社が判断するその他の運用戦略を含む。）のうち、プライム・ブローカー（各種金融取引の集中的な相手方となり、取引に付随した保管業務・決済

業務・信用供与・その他総合的な金融サービスを提供する者をいう。)に資産の大半を預託するもの(この場合、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条中(2)ハに留意すること。)に関しては、残高証明書や取引明細の必要な情報が取得可能である事を当初DD時に確認する必要があることに留意するものとする。

4 前各項に規定するDD及び継続的モニタリングにおける具体的な確認項目については、自主規制委員会が別に定める事項が含まれることに留意するものとする。

* 委員会決議1

(外部委託に係る留意事項)

第4条の4 委託会社が投資信託に係る運用指図を外部委託するに当たっては、外部委託契約締結前に当該外部委託先における運用の基本方針、運用体制、運用パフォーマンスと運用リスク、リスク管理体制を含む内部管理体制、運用報酬、財産管理の方法などを、契約書や関連資料及び外部委託先へのヒアリングや書面調査により確認し、当該外部委託先に委託をすることが適切であるかどうかを検討しなければならないことに留意するものとする。

2 適切性の検討は、外部委託開始後、定期的に行う必要があること、更に運用パフォーマンスの大幅な悪化や運用の基本方針の重大な変更及び外部委託先における資本関係や運用体制・社内体制の重大な変更、不祥事の発生など外部委託先の業務運営に大きな影響を与える可能性のある事象を認識した場合には、臨時の検討を行なう必要があることに留意するものとし、これらに加えて、運用パフォーマンス及び運用リスクについては継続的モニタリングを行なう必要があることにも併せて留意するものとする。

3 前2項に規定するDD及びモニタリングにおける具体的な確認項目については、自主規制委員会が別に定める事項が含まれることに留意するものとする。

* 委員会決議2

(投資信託証券の組入れまたは外部委託に関する社内体制の整備)

第4条の5 委託会社は、投資信託財産への投資信託証券(上場されているものを除く。)の組入れまたは投資信託に係る運用指図についての外部委託をする場合には、前2条に規定する留意事項を実施するために必要な事項について、細則で定めるとおり、社内規程において明確に整備するものとする。

* 細則第1条の2

(利害関係人との取引の指図)

第5条 委託会社は、投資信託財産と利害関係人との取引若しくは利害関係人が発行する有価証券等の取得又は処分に係る指図を行うに当たっては、受益者に対する忠実義務に十分留意するものとする。

(運用計画に基づく指図)

第6条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たっては、次のいずれかの方法（以下「運用計画書等」という。以下同じ。）により行うものとする。

(1) 運用計画書に基づいて指図を行う方法

(2) 細則で定める事後チェック体制の整備を行うことにより指図を行う方法

なお、第1号に定める運用計画書に基づいて指図を行う方法による場合において、当該運用計画書を変更して指図を行うときには、その変更の理由を明示するものとする。

* 細則第1条の4

(価格形成)

第7条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たっては、価格形成を意図した指図は行わないものとする。

(引値を条件とした取引の指図)

第8条 委託会社は、国内株式の引値を条件とした取引（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）から取引所の最終値段を基にした条件提示を受けて、当該価額によって当該取引所の立会時間終了後に立会外又は市場外で行う取引をいう。以下同じ。）について、あらかじめ次に掲げる事項を含めた社内規則を定め、当該取引の指図を行う場合には、当該社内規則を遵守するものとする。

(1) 引値を条件とした取引の指図に関する次に掲げる基準等

イ 引値を条件とする取引を行うことの妥当性及び第一種金融商品取引業者から提示された当該取引所の最終値段を基にした条件の妥当性等を判断する基準並びに第一種金融商品取引業者がヘッジ取引を行うこと及び当該ヘッジ取引に関する当該第一種金融商品取引業者の基本的考え方等の確認方法

ロ 引値を条件とした取引の指図を行う銘柄に係る当該取引所における出来高及び株価等の動向に応じた指図内容等

ハ 引値を条件とした取引の発注時刻に関する基準

ニ 発注第一種金融商品取引業者の選定基準

(2) 第一種金融商品取引業者がヘッジ取引のため現物株式の売買を行う場合には、当該発注に際し次に掲げる条件を付して、株価動向に配慮した執行を行うよう要請すること

イ マーケットインパクトを最も小さくするよう努めること

ロ その他委託会社が必要と認める事項

(3) 第1号及び第2号に掲げる事項について、その実効状況等を適時確認する体制を整備すること、及び次に掲げる確認の結果を基に社内規則の変更等必要な対応を採ること

イ 確認する事象は、引値を条件とした取引の指図時の価格と当該銘柄の終値を比較して、一定の変動が認められた場合その他委託会社が必要と認めた場合とすること

ロ 第一種金融商品取引業者、情報ベンダー等の情報に基づき確認を行うとともに、必要に応じ当該引値を条件とした取引を行った第一種金融商品取引業者に、当該ヘッジ取引と当該第一種金融商品取引業者のヘッジ取引に係る基本的考え方その他委託会社が必要と認め

た事項との整合性に関して説明を求めること

ハ ロの規定に基づき確認を行った内容については、発注伝票等に記録すること

- (4) 第1号のニに規定する発注第一種金融商品取引業者の選定基準の策定に当たっては、売買委託手数料のみならず、前号イ及びロに規定する内容を勘案して行うこと

(一括発注の運営等)

第8条の2 委託会社は、複数の投資信託財産に係る有価証券等（有価証券、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引をいい、以下本条において「有価証券等」という。）の売買注文（運用部門（各投資信託財産に係る売買条件の指示及び数量を決定する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）から発注部門（各投資信託財産に係る売買注文を金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいう。以下同じ。）に発注（発注部門から金融商品取引業者等への発注をいう。以下同じ。）する部門又は担当者をいう。以下本条及び次条において同じ。）へ指示することをいう。以下同じ。）が同一の売買条件（有価証券等の種類及び銘柄、売付又は買付の別、取引種類並びに執行価格又は価格帯をいう。以下この条において同じ。）の売買注文であり、かつこれらの売買注文が次に掲げるいずれかの注文（運用部門から発注部門への注文をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該複数の売買注文を束ねて金融商品取引業者等に発注すること（委託会社が市場状況を勘案して、最良執行を確保する観点から、分割して発注する場合を含む。以下「一括発注」という。）ができるものとする。

なお、自己取引については、一括発注としないものとする。

- (1) 市場取引開始前（後場を含む。）までに発注部門に到達した有価証券の売買注文
(2) 市場取引時間中に発注部門に到達した有価証券等の売買注文（委託会社の社内規則において、細則で定める発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等が定められているものに限る。）

2 一括発注の対象となる有価証券等は、当分の間、取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）又は店頭売買金融商品市場（金融商品市場（金商法第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち取引所金融商品市場以外の市場をいう。以下同じ。）に上場又は登録されている有価証券等とする。

3 一括発注に適用する約定単価は平均単価によるものとし、当該平均単価は、細則で定める計算方法に基づき算出された価格とする。

4 一括発注に係る約定結果の配分は取引単位で行うものとし、配分に当たっては、細則で定める配分方法及び端数処理のうち、あらかじめそれぞれ一つの方法を定め、当該方法により行うものとする。

5 委託会社は、一括発注を行う場合には、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 運用部門及び発注部門は、これを分離すること

(2) 次に掲げる事項又は書面のうち、イ及びロに掲げる事項については、金商業等府令第181条第1項第4号において準用する第157条第1項第17号ニに規定する発注伝票（第171条第3項第1号において発注伝票に添付することとされている当該発注伝票の記載事項を明らかにした書面を含む。）に記載若しくは当該イ及びロに掲げる事項を記載した書面を添付するものとする

イ 運用部門から発注部門への売買注文の発信時間又は発注部門による売買注文の受信時間
ロ 一括発注の約定結果に係る各投資信託財産への配分数量

6 委託会社は、分割して発注する場合には、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で、最良執行を図るものとする。

7 委託会社は、一括発注を行おうとする場合には、あらかじめ前各項に規定する事項を盛り込んだ社内規則を定めるとともに、社内体制を整備するものとする。

8 委託会社は、一括発注の適正な履行状況を確保するためのコンプライアンス部門等の管理部門を整備し、業務執行状況を検証するものとする。

* 細則第1条の5、第1条の6、第1条の7

* 運用報告書規則第37条

(投資信託以外の運用財産又は外国運用財産との一括発注の運営等)

第8条の3 前条の規定は、投資信託財産と投資信託以外の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）の注文又は運用財産（投資信託財産が含まれる場合に限る。）と外国運用財産（金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）の注文を一括発注する場合に準用する。なお、この場合において、第8条の2第1項柱書き中「複数の投資信託財産」とあるのは「複数の運用財産又は外国運用財産」と、「各投資信託財産に係る」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産に係る」と、第5項第2号ロ中「各投資信託財産」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産」と読み替えるものとする。

* 細則第1条の8

(親投資信託の設定又は解約の申込及び申込時限)

第9条 委託会社は、一つの親投資信託を投資対象とする子ファンドが複数ある場合において、当該親投資信託の設定又は解約の申込を行うに当たっては、子ファンド間の平等性に留意するものとする。

2 申込日における親投資信託の基準価額をもって設定又は解約を行う投資信託に係る運用者による当該設定又は解約の申込時限は、市場終了時までとする。

ただし、申込日の前営業日における親投資信託の基準価額をもって設定又は解約を行う投資信託に係る運用者による当該設定又は解約の申込時限は、次のイ又はロに規定する投資信託につい

て、当該イ又はロに定める時限とする。

イ 特定の指数に連動する投資成果を目的とする投資信託 申込日の市場終了時まで

ロ イに掲げる投資信託以外の投資信託 申込日の市場開始前まで

ただし、上記イに掲げる投資信託以外の投資信託であって、当該投資信託の運用者による意思表示（翌営業日における申込について数値化が可能なものに限る）が申込日の前営業日の市場終了時までに行われ、当該申込日にその意思表示に基づき機械的に設定又は解約の申込が行われる場合は、当該申込日の市場終了時までとすることができる。なお、この場合、意思表示について、あらかじめ金額・組入率を定める方法や機械的な申込が行われる方法に関する社内規定を設けた上で行うこととし、その意思表示の事跡をシステム等により残すこととする。

（株主優待物等の取扱い）

第10条 委託会社は、投資信託財産に組入れられた株式から派生する株主優待等の名目で支給される物品その他のもの（以下「株主優待物等」という。）で次に該当するものについては、受託者と協議のうえ、換金して投資信託財産に繰り入れるものとする。

- （1）個別に換金する市場が存在する等容易に換金できるもの
- （2）基準価額に影響する等受益者の利益のため必要と判断されるもの

2 前項の基準に該当せず、株主優待物等を一括して換金できる場合は、受託者と協議のうえ、恣意性を排除した一定の配分方法により信託財産に繰り入れることができるものとする。

第3節 投資対象等

（組入株式等の範囲等）

第11条 投資信託財産が組入れる株式は、次のいずれかに該当するものに限るものとする。

- （1）金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている店頭売買金融商品市場に登録等をされているもの
- （2）未上場株式又は未登録株式のうち、金商法又は会社法（平成17年法律第86号）若しくはこれらに準じて開示が行われているもので細則に定める要件を満たすもの（以下「未上場株式等」という。）

* 細則第2条

* 委員会決議3

2 前項第2号に規定する未上場株式等（保有する株式より子会社の未上場株式等が割り当てられた場合などを除く。以下同じ。）の投資信託財産への組入れについては、投資信託証券、金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権（同条同項第2号に掲げる権利の性質を有するものを含む。）及び金商法第2条第2項第5号に規定する組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく権利のうち、当該権利を有する者が出資又は拠出をした金銭を充てて行う事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利（同条同項第6号に掲げる権利に類するものを含む。）を通して未上場株式等へ投資している間接保有分（金融商品取引所に上場しているものを除く。）、その他、有価

証券への投資やデリバティブ取引の利用などにより、ファンドの流動性管理上、実質的に未上場株式等を保有している場合と同様の管理を行うことが必要と認められる場合には、その内容を確認し、実質的に未上場株式等の持ち分に相当すると考えられるものを合算して、投資信託財産の純資産総額の15%を超えてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、投資者保護の観点から、流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（解約制限など）を講じた上で、当該措置について交付目論見書又は投資信託約款へ記載することに加えて、交付目論見書をはじめとする契約締結前の開示資料中に未上場株式等への投資に関するリスク（流動性が著しく低いことにより生じるリスクなど）について投資者への注意喚起を記載するなど、投資信託の商品の特性に応じて、委託会社として必要と認められる措置を講じた場合には、15%を超えて組入れることができるものとする。

なお、投資信託の商品の特性により、未上場株式等の組入れを15%以内とする投資信託においても、その必要性を委託会社において検討の上、委託会社が必要と判断する場合は、同様の措置を講ずるものとする。

（未上場株式等に対する審査等）

第11条の2 投資信託財産に未上場株式等を組入れる際は、当該未上場株式等について、次の各号に掲げる事項を審査しなければならない。

- （1）当該未上場株式等の発行会社について、企業経営の健全性が確保されていること
- （2）財務諸表や連結財務諸表に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象が発生していないかどうか
- （3）前各号に規定するもののほか、当該未上場株式等の発行会社の事業内容や経営組織体制に照らして、委託会社として必要と認められる事項

2 前項の審査にあつては、あらかじめ、適正な審査を行うに足る社内管理態勢を構築しなければならない。また、実施した審査の内容、審査の過程において検討した問題点及び審査の結果の判断に至った理由についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。

3 第1項に規定する当該未上場株式等の審査は、運用開始後においても、投資信託としての商品の特性に応じて、継続的に実施するものとする。

4 前条第2項に規定する未上場株式等を間接保有している場合の審査については、当該投資先において適切な審査体制が整備されていることを委託会社が確認するものとする。また、運用開始後においても、投資信託としての商品の特性に応じて、継続的に実施するものとする。

（組入投資信託証券の範囲等）

第12条 投資信託財産が組入れる投資信託証券は、次に掲げるものに限るものとする。

- （1）第3条に規定する証券投資信託の受益証券又は第25条及び第26条に規定する証券投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託の受益証券又は外国

投資証券（以下「外国投資信託証券」という。）に該当するものを含む。）

- (2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）第3条第1項に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「不動産投資信託証券」という。）
- (3) インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）第3条第3項に規定するインフラ投資信託の受益証券又はインフラ投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。以下「インフラ投資信託証券」という。）
- (4) 第27条に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は第30条を適用する投資法人の投資証券（海外における同様の資産で、外国投資信託証券に該当するものを含む。）
- (5) 前各号に掲げる投資信託証券が、外国投資信託証券である場合には、細則で定める要件を満たす外国投資信託証券とする。

2 前項に規定する投資信託証券の合計額は、当該投資信託財産の純資産総額の5%を超えてはならないものとする。ただし、細則で定める投資信託証券の額については合計額の計算において、これを算入しない。

なお、本項の規定に従い、5%の範囲で運用している投資信託証券については、第17条の2の規定は適用しない。

3 一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えてはならないものとする。

4 委託会社は、投資信託証券の組入れに当たり、次の指図を行なってはならない。

- (1) 投資信託間の相互及び循環保有
- (2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託並びに政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託等（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。以下「上場投資信託」という。）の場合を除く。）への投資

5 委託会社は、当該委託会社が自ら運用の指図を行う投資信託証券を組入れる場合は、利益相反に十分留意しなければならない。

* 細則第3条、第3条の2

（親投資信託への投資の特例）

第12条の2 委託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託の投資信託証券を投資対象とする投資信託において当該親投資信託証券に投資する場合は、前条第2項及び第3項の規定は適用しない

ものとする。

(証券化関連商品の範囲)

第13条 投資信託財産が組入れる証券化関連商品は、流動性に考慮し、時価の取得が可能なものに限るものとする。

(中期国債ファンドにおける資産の組入れ制限)

第14条 中期国債ファンドは、次に掲げる資産の組入れは行わないものとする。

- (1) 証券化関連商品
- (2) 抵当証券
- (3) 匿名組合出資持分
- (4) 投資事業有限責任組合出資持分
- (5) 金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの
- (6) 不動産
- (7) 不動産の賃借権
- (8) 地上権
- (9) 商品（政令第3条第9号に規定するものをいう。）
- (10) 商品投資等取引に係る権利（政令第3条第10号に規定するものをいう。）

(その他指図を行うことができる取引)

第15条 委託会社は、投資信託財産の運用の指図を行うに当たり、次に掲げる取引等について当該各号で定めるところにより指図することができるものとする。

- (1) 信用取引（売付を目的としたものに限る。） 建玉の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする。なお、現渡し又は買戻しによる決済のいずれも可能とする
- (2) 株式の借入れ（売付を目的としたものに限る。） 借入れに係る株式の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする
- (3) 有価証券の貸付 投資信託財産が保有する有価証券を貸付けることができる
- (4) 債券貸借取引（所謂レポ取引、現金担保付債券借入れ（以下「リバースレポ取引」という。）をいう。） 債券の貸借取引に係る時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする
- (5) 債券の借入れ（リバースレポ取引を含む。） 借入れに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする
- (6) 債券（転換社債券、他社株転換可能債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除く。）の空売り 空売りに係る債券の時価総額は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする
- (7) 現先取引（債券、CD、CPに係るものに限る。） 売り現先の契約残高は、当該投資信託財産の純資産総額の範囲内とする
- (8) 金銭の貸付け 流動性に考慮し、時価の取得が可能なものに限るものとする

- (9) 資金の借入れ（コール市場を通じた取引を含む。） 解約代金支払い目的、分配金支払い目的、決済繰延に係る清算機関への支払い目的及び事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。） 目的に限り、細則で定める限度額の範囲内で資金の借入れの指図を行うことができるものとする
- (10) 外国為替の取引 次に定めるところによるものとする
- ① 外国為替の取引を行う際には、市場慣行に従うものとする
 - ② 外国為替の予約取引は、投資信託財産の実質純資産総額の範囲内とする。ただし、外国為替の予約取引をヘッジ目的に限定している投資信託財産の当該予約取引の取り扱いについては、第16条に定めるところによるものとする
- (11) 発行日決済取引 投資信託財産に属する株式の引き渡しにより決済される売付けに限り行うことができるものとする

2 委託会社は、前項第3号に規定する有価証券の貸付を行うに当たり、貸付の方針、貸付期間、貸付限度及び貸付先の信用度に関する事項その他の事項を定めた社内規定を整備し、当該社内規定に基づき適切に執行するものとする。なお、当該社内規定には、投信法第10条に規定する権利を有する有価証券の貸付を行う場合における貸付のリスクとリターン及び議決権の指図行使との関係に十分考慮した規定を定めるものとする。

* 細則第4条

（ヘッジを目的とした投資信託の外国為替の予約）

第16条 約款により外国為替の予約取引がヘッジ目的に限定されている投資信託における当該予約取引は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 買予約は、外貨建資産の取得代金その他の細則で定める金銭等を対象とし、細則で定める限度額の範囲内で行うものとする
- (2) 売予約は、保有外貨建資産その他の細則で定める金銭等を対象とし、細則で定める限度額の範囲内で行うものとする
- (3) 買予約及び売予約は、外貨の受払い又は反対売買により決済を行うことができるものとする
- (4) 買予約及び売予約の予約期日は、当該投資信託の信託期間を超えないものとする
- (5) 当該投資信託について第1号又は第2号に定める限度額を超えた場合は、その発生日から1ヵ月以内に所定の限度額の範囲内となるよう調整するものとする

* 細則第5条、第6条

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第17条 投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは金商法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付

債券売買及び商品投資等取引（政令第3条第10号に規定するものをいう。）を含む。以下「デリバティブ取引等」という。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行ってはならない。

2 前項に規定する委託会社が合理的な方法により算出した額は、細則に定める方式によるものとする。

* 細則第6条の2

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第17条の2 金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法は、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が次に掲げる区分ごとにそれぞれ10%、合計で20%を超えることのないように運用すること、及び価格、金利、通貨若しくは投資信託財産の純資産総額の変動等により当該比率を超えることとなった場合に、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常に対応で1ヵ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とする。ただし、証券投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- （1）株式及び投資信託証券の保有・・・「株式等エクスポージャー」
- （2）有価証券（前号に定めるものを除く。）、金銭債権（次号に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有・・・「債券等エクスポージャー」
- （3）為替予約取引その他の第15条各号に定める取引及びデリバティブ取引により生じる債権・・・「デリバティブ等エクスポージャー」

2 前項第1号及び第2号に掲げるエクスポージャーは、当該有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分（以下本条において「有価証券等」という。）を発行若しくは組成した者又は債権の相手方（以下本条において「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下本条において同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次に掲げる有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

- （1）自主規制委員会の委員会決議で定める国の中央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。
- （2）現地通貨建ての中央政府、中央銀行、若しくは地方政府又はこれらが設立した政府機関の発行又は保証する債権については零とする。ただし、前号に該当するものを除く。
- （3）国際機関の発行又は保証する債権については零とする。
- （4）コール・ローン、預金、CP（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関

する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。)を含む。)、海外CD又は金商法第2条第1項第18号に定める有価証券(前各号に定めるものを除く。)については、満期までの期間が120日以内のものについては零とする。

(5) 1ヵ月以内の現先取引又はリバースレポ取引で保有する有価証券等(前各号に定めるものを除く。)については零とする。

3 第1項第3号に掲げる取引のうち為替予約取引(店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。以下本条において同じ。)のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。

(2) 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

ただし、当該取引に担保が差し入れられている場合には、委託会社の判断により、評価益の額から当該担保相当額を差し引くことが出来るものとする。

4 第1項第3号に掲げる取引のうち第15条各号に定める取引(為替予約取引を除く。以下本項において同じ。)及びデリバティブ取引のエクスポージャーは、有価証券の発行者等及び取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによるものとする。

(1) 有価証券の発行者等に対するエクスポージャーは、デリバティブ取引のうち有価証券等を対象(原資産)とするものについてはそれぞれ次に定めるところによる(ただし、原資産が第2項各号に掲げるものである場合には零とする。)ものとし、デリバティブ取引のうち金融指標等(利子率、為替レート、株価指数、先物取引等)を対象とするものその他のデリバティブ取引等については零とする。

イ 先物取引の買いについては、当該先物取引の評価額をエクスポージャーとする。

ロ 先物取引の売りについては、エクスポージャーは零とする。

ハ コール・オプションの買い及びプット・オプションの売りについては、当該取引のうち店頭デリバティブ取引に関しては、権利の数に原資産の価格を乗じた額をエクスポージャーとする。ただし、原資産の変化率に対するオプション価格の感応度(デルタ)を勘案して計算することができるものとする。

ニ コール・オプションの売り及びプット・オプションの買いについては、エクスポージャーは零とする。

(2) 取引の相手方に対するエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

イ 市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引については零とする。

ロ 第15条各号に定める取引及び店頭デリバティブ取引については、評価益の額(当該取引に担保又は証拠金が差し入れられている場合(クリアリングハウスで決済する場合を含む。))には当該担保又は証拠金の評価額を差し引くものとする。)をエクスポージャーとする。

5 第2項の規定にかかわらず、組入投資信託証券又は証券化商品(その裏付資産が発行体等の固

有資産から厳格に分離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。)におけるエクスポージャーがルックスルーできる(当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を把握できることをいう。)場合には、当該エクスポージャー又はその上限額のうち投資信託財産に属する額をエクスポージャーとすることができるものとする。この場合において、前3項の規定は当該組入投資信託証券又は証券化商品におけるエクスポージャー又はその上限を計算又は把握する場合にこれを準用する。

* 委員会決議3

(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)

第17条の3 金商業等府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法の内、前条の規定に拠らずに合理的な方法とすることが適当と考えられる方法は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- (1) 当該ファンドを投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第2号に定める投資信託とすること又はMR F及びMMFの運営に関する規則(以下「MR F等規則」という。)の適用対象とすること
- (2) 投資信託約款又は規約において、次に掲げる要件をすべて満たす指数(有価証券指数、商品指数、商品先物指数等)の価格変動に対して一定の倍率で連動する投資成果をめざす旨を定め、かつ当該指数を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなして前条に定める方法でエクスポージャーを計算した場合において、一の者に係るエクスポージャーが同条第1項に定める比率を超えないこととすること
 - イ 投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること
 - ロ 指数及びその算出方法が公表されているものであること
 - ハ 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること
- (3) 投資対象に支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合(投資対象市場やテーマなどから合理的に可能性が高いと判断されるものに限る。)において、次に掲げるすべての措置を講ずること
 - イ 第17条の2第1項本文に定める「10%」「20%」をともに「35%」と読み替えて同条を適用すること
 - ロ 交付目論見書(交付目論見書の作成に関する規則第1条に規定する交付目論見書をいう。以下同じ。)の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示すること
 - ハ 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨(存在することとなる可能性が高い旨を含む。)及びその影響を記載すること
- (4) 第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に対する比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ前号ロ及びハの措置を講ずること

2 前項第2号に定める投資信託の投資信託証券又はこれと同じ性質を有する証券化商品(連動対象指数の構成銘柄である商品を裏付資産とし、当該裏付資産が発行体等の固有資産から厳格に分

離され、発行体等における倒産等の状態からの隔離が確保されているものに限る。)を組み入れた場合における第17条の2第5項の適用に当たっては、組み入れた投資信託が連動対象とする指数を構成する発行体等又は当該組み入れた証券化商品の発行体等のエクスポージャーを零とみなして第17条の2に定めるエクスポージャーを計算することができるものとする。

3 第1項第3号に定める支配的な銘柄とは、次のいずれかの方法で定義された特定の発行体の寄与度が10%を超える場合における当該発行体の発行する銘柄をいう。

(1) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きに従い定めた投資対象候補銘柄の時価総額に占める特定の発行体の発行する銘柄の時価総額(財務ウェイト/リスクウェイト/等金額を含む)の割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法

(2) 委託会社が社内規則に基づく適正な手続きに従い計算方法を決定したベンチマーク(第三者が決定した計算方法に基づき算出された指数をベンチマークとして採用する場合の当該ベンチマークを含み、投資信託約款、目論見書等に記載されることを要件としない。)における特定の発行体が発行する銘柄の合計額がベンチマーク全体に占める割合を当該特定の銘柄の寄与度とする方法

(デリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する投資信託の約款表示)

第18条 デリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する投資信託は、約款(付表を含む。)に投資態度を明確に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長期公社債投信、中期国債ファンド及び財形株投その他の細則で定める投資信託のデリバティブ取引等の利用は、ヘッジ目的に限るものとする。

* 細則第7条

(組入比率の制限を超えた場合の調整等)

第19条 委託会社は、投資信託財産に次に掲げる事象等が生じた場合には、当該各号に定める期間内に所定の限度内となるよう調整するものとする。

(1) 株式の値上り又は解約によって株式組入限度を超える事態が発生した場合 発生の日を含め6営業日以内

(2) 外国証券の値上り等によってその組入限度及び外国為替の予約の範囲を超える事態が発生した場合 発生の日を含め1ヵ月以内

2 株式又は外貨建資産の組入れ可能な受益証券又は投資証券を組入れている投資信託については、当該受益証券又は投資証券における株式又は外貨建資産の組入額(当該投資信託の組入れに相当する額に限る。)を当該投資信託の株式又は外貨建資産の組入限度の計算に含めるものとする。

(証券総合口座用ファンド等の特例)

第20条 証券総合口座用ファンド及びMMFに係る投資対象等については、MR F等規則に定める

ところによるものとし、第1章第3節の規定は適用しない。

第2章 私募の証券投資信託

(私募の証券投資信託)

第21条 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。）の証券投資信託の投資信託財産（以下「私募投資信託財産」という。）の運用の指図を行うに当たっては、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 第3条の規定は私募の証券投資信託の有価証券投資について、第4条から第10条の規定は私募の証券投資信託の運用の指図を行う委託会社について、それぞれ準用する。この場合において、第3条中「証券投資信託」とあるのは「私募の証券投資信託」と、第4条中「証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）」とあるのは「私募投資信託財産」と、第5条から第7条及び第10条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。

(2) 第12条（第1項第5号を除く。以下この項において同じ。）の規定は、私募投資信託財産の投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の組入れについて準用する。この場合において同条中「投資信託財産」とあるのは「私募投資信託財産」と読み替えるものとする。

ただし、第12条第1項第1号及び第4号に規定する投資信託証券並びに次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券の組入れについては、第12条第2項の規定にかかわらず投資できるものとする。

イ 時価評価が可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること

ロ 決算時点等における運用状況等が入手可能な不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券であること

(3) 第15条第1項第9号の規定は、私募投資信託財産が行う資金の借入れについて準用する。

第3章 ファンド・オブ・ファンズ

(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)

第22条 公募（私募以外のものをいう。以下同じ。）のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

(1) 組入れる投資信託証券が国内の投資信託証券である場合は、公募の投資信託証券（以下「公募投資信託証券」という。）及び公募投資信託に係る本会の規則等が適用されている投資信託証券であること。なお、組入れる投資信託証券が外国投資信託証券である場合は、細則で定める要件に適合する外国投資信託証券であること。

(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。

イ CP、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。）、CD、預金、指定金銭信託（金商法第2条第1項第

14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。））、コール・ローン及び手形割引市場で売買される手形への投資

ロ 現先取引、債券の貸借取引及び市場に上場されている投資信託証券の貸付

ハ 次に掲げる不動産投資指数先物取引（不動産投資指数を対象とする先物取引をいい、外国における取引で同様のものを含む。以下同じ。）

a) 組入れる投資信託証券が第2項各号の要件を満たす不動産投資信託証券のみに限られているファンド・オブ・ファンズが行う不動産投資指数先物取引

b) 組入れる不動産投資信託証券の市場価格と目論見書の投資方針及び約款における運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するための不動産投資指数先物取引

ニ 上場投資信託を組入れた場合において、当該上場投資信託の市場価格と当該ファンド・オブ・ファンズの基準価額との乖離を防止するための当該上場投資信託の連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）に係る有価証券指標先物取引（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第14条第6号に規定する有価証券指標先物取引をいう。）

ホ 金商法第2条第1項第14号及び第17号に規定する受益証券発行信託の受益証券（イに掲げるものを除く。））、同法第2条第2項に規定する信託の受益権等のうち細則で定める要件を満たしたのものへの投資

ヘ 不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券（投信法第2条第18項に規定するものをいう。）への投資

(3) 外国為替の予約取引は、外貨建資産のヘッジを行う場合に限定されているものであること

(4) 組入れる投資信託証券が、約款、又は投資法人規約（以下「規約」という。）に定める組入れを予定する投資信託証券の選定条件及びリストに掲げられた投資信託証券の範囲に限定されているものであること。ただし、不動産投資信託証券、インフラ投資信託証券及び上場投資信託については、選定条件に投資方針を具体的に明示し、適時、顧客に周知する場合には、リストへの記載を要しないものとする。

(5) 当該ファンド・オブ・ファンズ及び組入れる投資信託証券の概要・費用、組入れる投資信託等が保有している有価証券その他の資産の明細等について、交付目論見書の作成に関する規則第4条第1項第1号及び投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第3条第1項第5号、第3条の3第1項第6号③、第6条に基づき開示するものであること

(6) 前各号に定めるものの他細則で定める要件を満たしているものであること

2 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

(1) 上場又は店頭登録（以下「上場等」という。）をしているもの（上場等の前の新規募集又は売出し、若しくは上場等の後の追加募集又は売出しに係るものを含む。）で、常時売却可

- 能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なものであること
- （２）価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること
- （３）決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること
- （４）第１号から第３号の要件に関わらず、自主規制委員会が別に指定する不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券に該当するものであること

３ 公募のファンド・オブ・ファンズが組入れる上場投資信託は、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

- （１）上場しているもので、常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なものであること
- （２）価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること
- （３）決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

４ 委託会社は、自ら運用の指図を行う投資信託受益証券の組入れに当たっては、利益相反に十分留意するものとする。

* 細則第８条

（公募のファンド・オブ・ファンズの投資制限等）

第23条 公募のファンド・オブ・ファンズは、原則として複数の投資信託証券に投資するものとする。ただし、当該ファンド・オブ・ファンズが、上場投資信託の場合であって、かつ外国における資産で当該国からの持出し制限のある資産への投資を目的とする投資信託証券に投資する場合はこの限りではない。

２ 第17条の２及び第17条の３の規定は、公募のファンド・オブ・ファンズについて適用する。

（私募のファンド・オブ・ファンズ）

第24条 第21条において準用する第３条から第７条、第９条から第10条、第12条（第１項第５号を除く。）及び第15条第１項第９号並びに第21条第１項第２号ただし書きの規定は、私募のファンド・オブ・ファンズについてそれぞれ準用する。この場合において、第３条中「証券投資信託」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と、第４条中「証券投資信託の信託財産（以下「投資信託財産」という。）」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズの財産」と、第５条から第７条、第９条から第10条、第12条及び第15条中「投資信託財産」とあるのは「私募のファンド・オブ・ファンズ」と読み替えるものとする。

第３編 証券投資法人

（公募証券投資法人）

第25条 第３条の規定は、公募の証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同条中「証券投資信託」とあるのは「証券投資法人」と、「当該投資信託の信託財産」とあるのは「当該投資法人の財産」と、「設定当初」とあるのは「設立当初」と、「解約及び償還」とあるのは「投

資口の払戻し及び解散」と読み替えるものとする。

- 2 第4条から第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、証券投資法人（次項に規定する証券投資法人を除く。）の投資対象等について準用する。この場合において、第4条中「証券投資法人の信託財産（以下「投資信託財産」という。）」とあるのは「証券投資法人の財産（以下「投資法人財産」という。）と、第5条から第7条、第10条から第13条、第15条及び第19条中「投資信託財産」とあるのは「投資法人財産」と読み替えるものとする。

ただし、この項で準用する第11条から第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限り、これを適用しない。

- 3 MR F等規則第3章の規定は、証券総合口座用ファンド（MR F等規則に規定する証券投資信託をいう。）と同様の証券投資法人を設立する場合における当該証券投資法人の運用について準用する。この場合において、同章中「MR F」とあるのは「証券投資法人」と読み替えるものとする。

（私募の証券投資法人）

第26条 第21条の規定は、私募の証券投資法人について適用する。この場合において、同条中「証券投資信託」とあるのは「証券投資法人」と、「投資信託財産」とあるのは「投資法人資産」と、「私募投資信託財産」とあるのは「私募投資法人資産」と読み替えるものとし、同条第3号において準用する第15条第1項第9号中「解約代金支払目的及び分配金再投資型投資信託の分配金支払い目的」とあるのは「投資口の払戻し目的」に読み替えるものとする。

ただし、第21条で準用する第12条、第15条（第1項第9号に限る。）の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限り、これを適用しない。

第4編 有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託等

（投資の原則）

第27条 有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資信託（以下「証券投資信託等以外の投資信託」という。以下次条及び第29条において同じ。）は、金商法第2条第2項第1号、第2号（不動産投信等規則第3条第2項第5号に規定するもの及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号に規定するものを除く。）、第3号、第4号、第5号（不動産投信等規則第3条第3項第5号に係るもの及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に係るものを除く。）、第6号及び第7号並びに政令第3条第2号（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を除く。）、第6号、第7号、第8号（不動産投信等規則第3条第2項第7号に係るもの及びインフラ投信等規則第3条第6項第2号に係るものを除く。）、第9号及び第10号に規定する資産又は特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体（「証券投資信託」、「不動産投資信託」及び「インフラ投資信託」の組成に当たって構成する「特定資産を複数組み合わせる構成する資産の集合体」を除く。）を主たる投資対象とし、当該投資信託の財産の総額の2分の1を超える額をこれらの資産に対する投資として運用するものとする。ただし、証券投資信託等以外の投資信託の設定当初、解約及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむをえない事情

があるときは、この限りでない。

(証券投資信託等以外の投資信託のデリバティブ取引等及び信用リスク集中回避のための投資制限等)

第28条 第17条、第17条の2及び第17条の3の規定は、証券投資信託等以外の投資信託が行うデリバティブ取引等の投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限等について準用する。

(証券投資信託等以外の投資信託の運用の指図)

第29条 第4条から第9条及び第15条の規定は、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図について準用する。この場合において、同条中「投資信託財産」とあるのは「証券投資信託等以外の投資信託等の財産」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第15条に規定する取引のうち、金商法に規定する有価証券に関連する取引については、原則として証券投資信託等以外の投資信託等の財産の総額の2分の1未満の額の範囲内とするものとする。

3 第27条に規定する主たる投資対象以外の投資対象について、証券投資信託等以外の投資信託に係る運用の指図は、前2項によるものの他、不動産投信等規則及びインフラ投信等規則に定めるところによるものとする。

(投資法人及び私募の投資信託の運用に関する事項の特例)

第30条 第27条の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について適用する。

2 前条において準用する第4条から第9条及び第15条の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人並びに私募の証券投資信託以外の投資信託について準用し、同条第2項の規定は当該投資法人等が行うことのできる取引について適用する。

ただし、この項で準用する第15条の規定は、投資主総会で別段の決議を行った場合に限り、これを適用しない。

3 前条第3項の規定は、有価証券、不動産及びインフラ資産以外の資産を主たる投資対象とする投資法人及び私募の証券投資信託以外の投資信託について準用する。

第5編 その他

(細則)

第31条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第32条 投資信託財産及び投資法人財産等の運用に関し、この規則に定めのない事項については、

理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第33条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成16年4月1日から実施する。
2. 平成11年6月30日現在既に設定されている証券投資信託で、投資信託約款においてクローズド・エンド型の外国証券投資法人を組入れられることとなっている証券投資信託は、当該証券投資信託の信託期間終了までの間（既存の投資信託約款における信託期間終了までの間とする。）、当該外国証券投資法人の投資証券について第12条の規定は適用しないものとし、従前どおり株式と同様に取扱うものとする。

附 則

この改正は、平成16年5月25日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

ただし、第11条の改正規定については、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年12月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 1 月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 4 月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9 月30日から実施する。

ただし、改正の際現に存する旧第 3 条に規定する証券投資信託（改正後の新 3 条に規定する証券投資信託に該当するものを除く。）は新 3 条に規定する証券投資信託と、旧第27条に該当する証券投資信託等以外の投資信託（改正後の新27条に規定する証券投資信託等以外の投資信託に該当するものを除く。）は新27条に規定する証券投資信託等以外の投資信託とみなす。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年 3 月31日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年 6 月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年 7 月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1 日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成21年 1 月16日から実施する。

ただし、この改正の際現に存する証券投資信託については、従前の規定によることができるものとする。

2. 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第22条第 1 項第 2 号イに規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成21年 3 月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年10月14日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年2月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、この規則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条の2及び第17条の3の規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第12条第2項を改正。
- (2) 第17条第1項を改正し、第2項を新設。
- (3) 第17条の2、第17条の3を新設。
- (4) 第19条第1項第2号を改正し、第3号から第5号、旧第2項、第3項を削除し、第4項を第2項に繰り上げ。
- (5) 第23条第2項を新設。
- (6) 第28条を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第22条第1項第2号へを新設。

附 則

この改正は、平成27年3月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条の2第1項柱書、第2号、第2項を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第12条第1項第2号を改正、第3号を新設、旧第3～4号が第4～5号へ号ずれ。
- (2) 第21条第2号、第22条第1項第2号及び第4号、同条第2項及び第4項、第24条、第4編標題、第27条を改正。
- (3) 第29条第3項を新設。
- (4) 第30条第1項及び第2項を改正、第3項を新設。

附 則

この改正は、平成30年6月13日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第15条第1項第9号を改正。

附 則

この改正は、令和4年1月1日より実施する。

ただし、第2条の4第1号については、委託会社等においてシステムの構築等における自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、当該実施計画に定めた完了期日までに実施することとする。

なお、各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第2条の4を新設及びこれに伴う所要(第8条の2第5項第2号)の修正。

(2) 細則の改正に伴う引用部分の修正。

附 則

この改正は、令和3年1月21日より実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第17条の2第3項(2)ただし書きの追加

附 則

この改正は、令和5年1月19日より実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第17条の3第1項第1号、第20条、第25条第3項の修正

附 則

この改正は、令和6年4月20日より実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第4条の3、第4条の4及び第4条の5を新設、第8条の2及び第11条を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

第11第1項第2号を改正、第11条第2項及び第3項、第11条の2を新設。

附 則

この改正は、令和6年9月19日より実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第12第4項及び第15条第1項第9号、第22条第1項第5号を改正。

第22条第2項第4号を新設、同条第4項を削除

投資信託等の運用に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 5月25日改正
平成17年 6月 9日改正
平成18年 5月24日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成23年 2月17日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成26年12月18日改正
平成27年 7月16日改正
平成30年 6月13日改正
令和 2年 6月10日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 9月19日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託等の運用に関する規則（以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、同規則の施行に関し必要な事項を定める。

(規則第4条の5に規定する事項)

第1条の2 規則第4条の5に規定する細則で定める社内規程において整備すべき事項は、次に掲げるものとする。

(1) 当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングを実施する部署及び実施時期。

特に臨時DDの実施時期として、組入れ投資信託証券の運用パフォーマンスの大幅な悪化、運用会社または外部委託先における運用の基本方針や運用体制・社内体制、資本関係の重大な変更、不祥事の発生など、具体的に規定するものとする。

(2) 当初DD、定期的DD及び臨時DDにおいて確認すべき事項の例。

- イ 運用戦略
- ロ 運用体制、運用パフォーマンスと運用リスク
- ハ リスク管理体制を含む内部管理体制
- ニ 運用財産の管理方法
- ホ 分配方針、換金方法
- ヘ 経費率や運用報酬
- ト ANNUAL REPORTの記載事項

(3) 当初DD、定期的DD及び臨時DDの結果を踏まえた、投資信託証券の組入れ及び外部委託の開始、継続又は中止を決定する責任と権限、決定に至った経緯と決定内容の記録の方法。

なお、開始、継続又は中止の決定にあたっては、投資家に対して負う忠実義務を果たし、顧客の利益を第一に考えた観点から検討し、決定するものとし、その際の検討課題として、投資目的に整合的な運用戦略か、投資目的達成の実現可能性、運用資産における過度なリスクの有無など具体的に規定するものとする。

(4) 継続的モニタリングにおいて確認すべき事項の例。

- イ 運用パフォーマンス
- ロ 運用リスク（流動性リスクを含む）
- ハ その他のリスク

(5) 当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングの結果の報告先とその頻度

(6) 臨時DDの実施を決定する権限及びその結果の報告先

(流動性リスク管理に係る取締役会等による監督)

第1条の3 規則第2条の4第2号に規定する細則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 流動性リスク管理を適切に実施することを確保し、流動性リスク管理態勢が適切で効果的であるかどうかを評価する流動性リスク管理担当者を任命し、取締役会等に対し、流動性リスクに関する管理の状況と必要に応じて適切に追加的な流動性分析等が実施されているのか等について、定期的に報告させ、自社の管理態勢が適切で効果的であることを確認すること。

(2) 取締役会等で自社の流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを担当者に指示し、その実施状況を確認すること。

(3) 取締役会等において、自社の流動性リスク管理態勢が適切で有効であることを検証する際には、次に掲げる事項を考慮すること。

- イ 追加的な分析・管理ツール等を使用することが必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。
- ロ 関係当局等からの要請に基づいて短期的な対応が必要となった場合において、予算、人員等の十分なリソースが確保されているか。
- ハ 社内や監督官庁、受益者に対する報告が状況に応じて迅速に実施される態勢となっているか。
- ニ 各種流動性リスク管理ツール等の使用について、その使用開始等について決定する責任者が定められているか。
- ホ 設定・解約の停止等の各種流動性リスク管理ツールの行使方針について、明確に書面化されているか。

(事後チェック体制)

第1条の4 規則第6条第2号に規定する細則で定める事後チェック体制は、運用の計画、運用の実行、運用計画に沿わない実行が行われた際の理由等、これらの事跡を保存し、事後的に検証できる体制とする。

(発注部門が一括発注として取扱うための要件、手続き等)

第1条の5 規則第8条の2第1項第2号に規定する細則で定める発注部門が一括発注として取り扱うための要件、手続き等は次の各号に掲げるいずれかの内容を含むものとする。

(1) 発注部門に執行についての裁量を与えられている場合

イ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注が未約定の場合は、随時発注の追加ができること

ロ 一括発注を行った後に発注の追加を行う場合で、当初の一括発注に一部約定がなされた場合は、当該追加発注までの約定を当初の一括発注で束ねられた投資信託財産の間で所定の配分を行い、その後、当初の一括発注の未約定分と追加注文を一括して新たに一括発注を行うこと

(2) 発注部門に執行についての裁量を与えられていない場合

注文着信が同一時点である有価証券等(規則第8条の2に規定するものをいう。以下第1条の5において同じ。)の売買注文に限ること

(一括発注に係る平均単価の計算方法)

第1条の6 規則第8条の2第3項に規定する細則で定める計算方法は、一括発注に係る総約定金額を総約定数量で除して計算する方法とする。

なお、当該計算方法により算出された価格に端数が生じる場合の端数処理について、あらかじめ発注する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。)第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。)及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者と桁数及び端数処理の方法を取り決めるものとする。

(一括発注に係る配分方法)

第1条の7 規則第8条の2第4項に規定する細則で定める配分方法は、次に掲げる注文について、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 有価証券等の買注文 次のイ又はロに掲げる方法

イ 一括発注に係る総約定数量を総注文数量で除した比率を各投資信託財産毎の注文数量に乗じて算出する方法

ロ 一括発注に係る複数の投資信託財産の純資産総額の合計額に対する当該投資信託財産の純資産総額の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法

ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託財産の注文数量を超えないものとする。

(2) 有価証券等の売注文 次のイ又はロに掲げる方法

イ 前号イに掲げる方法

ロ 一括発注に係る複数の投資信託財産の当該売却に係る有価証券の保有数量の合計数量に対する当該投資信託財産の保有数量の占める割合を総約定数量に乗じて算出する方法

ただし、当該方法に基づき配分する場合の配分数量は、当該投資信託財産の注文数量を超えないものとする。

(3) 前2号以外で、社内規則においてあらかじめ定めたファンド間の公平性に留意した方法

2 規則第8条の2第4項に規定する端数処理は、次に掲げる方法とする。

(1) 前項に掲げる方法により算出された配分数量に取引単位に満たない数が生じた場合の端数処理の方法は、次のイ又はロに掲げる方法とする。

イ 切捨てによる方法

ロ 四捨五入による方法

(2) 前号の規定に基づき切捨てられた数量の合計数量又は四捨五入の結果生じる総約定数量と各投資信託財産への配分数量の合計数量との差についての配分は、委託会社があらかじめ社内規則に優先順位その他必要な事項についての合理的な基準を定め、当該基準に基づき配分するものとする。

第1条の8 前3条の規定は、投資信託財産と投資信託財産以外の運用財産（金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。）又は運用財産（投資信託財産が含まれる場合に限る。）と外国運用財産（金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。）との一括発注の運営が行われる場合に準用する。なお、この場合において第1条の3第1号中「束ねられた投資信託財産」とあるのは「束ねられた運用財産又は外国運用財産」と、第1条の5第1項第1号イ中「各投資信託財産毎」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産毎」と、同号ロ及び同項2号ロ中「複数の投資信託財産」とあるのは「複数の運用財産又は外国運用財産」と、「当該投資信託財産」とあるのは「当該運用財産又は外国運用財産」と、同条第2項第2号中「各投資信託財産」とあるのは「各運用財産又は外国運用財産」と読み替えるものとする。

(未上場株式、未登録株式の要件)

第2条 規則第11条第1項第2号に規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。ただし、規則第11条第2項に規定する未上場株式等を間接保有する場合には、当該投資先が監査を受けていれば、この限りではない。

(1) 金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている会社の発行するものであること

(2) 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等が入手できる会社の発行するものであること

(3) 公認会計士又は監査法人により、金商法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するものであること

(4) 外国株式であって前3号に準ずるもの

(外国投資信託証券の要件)

第3条 規則第12条第1項第5号及び第22条第1項第1号なお書に規定する細則で定める要件に適合する外国投資信託証券は、次に掲げる要件に適合している外国投資信託証券とする。

- (1) 次に掲げる要件を満たしている国又は地域の法令に基づき設立されたものであること
- イ 外国投資信託証券に係る制度について法令が整備されていること
 - ロ 外国投資信託証券に係る開示について法令等が整備されていること
 - ハ 外国投資信託証券の発行者を監督する監督官庁又はこれに準ずる機関が存在していること
 - ニ 外国投資信託証券の購入代金、売却代金及び果実等について送受金が可能であること
- (2) 次に掲げる事項に適合している外国投資信託証券（外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。）又は店頭市場（以下「外国市場」という。）に上場又は登録（以下「上場等」という。）されているもの及び外国市場における取引が予定されている場合を除く。）であること
- イ 外国投資信託又は外国投資法人（以下「外国投資信託等」という。）の純資産総額が1億円以上であること
 - ロ 運用会社又は管理会社の自己資本又は純資産総額が5,000万円以上であること
 - ハ 銀行又は信託会社に資産の保管に係る業務を委託しているものであること
 - ニ 有価証券（現物に限る。）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額を超えるものでないこと
 - ホ 借入れについて、純資産総額の10%を超えて借入れを行うものでないこと（合併等により、一時的に10%を超える場合を除く。）
- なお、自主規制委員会が別に指定する外国投資信託証券については、この限りではない。
- ヘ 一発行会社（投資法人を含む。）の発行する株式（投資法人が発行する投資証券を含む。）について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資するものでないこと
- ただし、信託契約型投資信託の場合は、当該投資信託の運用会社又は管理会社が運用の指図を行っているすべての投資信託に組み入れられた株式の合計額が、発行済総株数の50%を超えて投資するものでないこと
- ト 私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産に投資する場合については、価格の透明性を確保する方法が取られているものであること
- ただし、投資方針として、流動性に欠ける資産の組入れを15%以下としていることが明らかなものについてはこの限りでない
- チ 外国投資法人が自ら発行した有価証券を取得するものでないこと
 - リ 組入れる投資信託証券が外国投資信託受益証券の場合は、運用会社又は管理会社が、自己又は投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引を禁止している外国投資信託であること
 - ヌ 組入れる投資信託証券が外国投資証券の場合は、運用会社が、自己又は第三者の利益を図る目的で行う取引等、投資主の保護に欠け、若しくは投資法人の資産の適正を害する取引を禁止している外国投資法人であること
 - ル 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者からの売戻しに対する買取方法が明確にされているものであること
 - ヲ 設定又は設立された国若しくは地域において、投資者及び監督官庁に対し外国投資信託受益証券又は外国投資法人の内容に関する開示が行われているものであること

ただし、金商法による開示が行われている場合はこの限りでない

ワ 外国投資信託又は外国投資法人の財務諸表について、独立した監査人の監査を受けているものであること

カ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（規則第17条に規定する「デリバティブ取引等」をいう。以下同じ）を行うものでないこと

ただし、当該外国投資信託の投資信託財産又は当該外国投資法人の運用財産に関し、日々の基準価額が取得できる等、デリバティブ取引等に係る当該発生し得る危険を適切に把握できる場合には、規則第17条に従い、国内の投資信託証券においてデリバティブ取引等を適正に管理している場合の本号の適用は、任意として差し支えないものとする。

ヨ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと

ただし、当該外国投資信託証券におけるエクスポージャーがリスクスルーできる場合には、規則第17条の2及び第17条の3に従い、国内の投資信託証券において信用リスクを適正に管理している場合の本号の運用は、任意として差し支えないものとする。

（投資信託証券の組入制限の例外）

第3条の2 規則第12条第2項に規定する細則で定める投資信託証券は、以下に掲げるものとする。

- （1）取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）なもの
- （2）投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの

（受益証券発行信託の受益証券等の要件）

第3条の3 規則第22条第1項第2号ホに規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）価格が公表されるなど、時価評価が可能なものであること
- （2）決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

（資金の借入れの限度額等）

第4条 規則第15条第1項第9号に規定する細則で定める限度額は、次に掲げる場合について当該各号で定める期間及び限度額とする。

- （1）投資信託財産が当該投資信託財産の解約代金の支払いに応ずるために資金手当て（解約代金の支払いのために借入れた資金の返済を含む。）を目的とする場合の借入れは、以下のイ～ハに定める期間とし、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を借入残

高の限度額とする。

イ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日までの期間

ロ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間

ハ 投資信託の解約時における顧客への解約代金の支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間

(2) 分配金再投資型投資信託の分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、分配金の支払日から翌営業日までの間とし、分配金再投資額を借入残高の限度額とする。

(3) 目論見書又は投資信託約款において定期的な安定分配を目指す旨の記載がある以外のファンドで、分配金の支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れ（分配金の支払いに応ずるための資金手当てを講じてもなお不足額が生じる場合に限る。）は、以下のイ～ハに定める期間とし、分配金支払額（分配金の支払いに応ずるための資金手当てが可能な額を除く。）を借入残高の限度額とする。

イ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等（有価証券及び金融商品をいう。以下同じ。）の売却代金の受渡日までの期間

ロ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの期間

ハ 投資信託の分配時における分配金の信託財産からの支払日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内の場合の当該期間

(4) 投資信託財産が当該投資信託財産の現物交換取引の証券決済に応ずるにあたり、上場投資信託構成銘柄の残高の一時的な不足が生じ有価証券の一部の引渡しを翌日以降に繰延べる場合で、当該繰延べに係る有価証券の総額について、清算機関に当日支払いに応ずるための資金手当てを目的とする場合の借入れは、以下のイに定める期間及びロに定める限度額とする。

イ 清算機関への支払日から投資信託財産の証券残高が回復するまでの期間とする。

ロ 清算機関への支払総額から投資信託財産として必要な金額までを借入残高の限度額とする。

(5) 事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）を目的とする場合の借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とする。なお、当該借入れの事例として、以下のような事例が考えられる。

イ ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

ロ ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

ハ 証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

(ヘッジを目的とした投資信託の外国為替の買予約の限度額等)

第5条 規則第16条第1号に規定する外貨建資産の取得代金その他の細則で定める金銭等は、次に掲げるものとする。

- (1) 信託財産において投資を行う外貨建資産（取得予定を含む。）の代金
- (2) 信託財産において行うデリバティブ取引等（規則第17条に規定するデリバティブ取引等をいう。）に係る外貨建の証拠金及びオプション料等取引を行うに必要な金銭
- (3) 信託財産において外貨で支払うべき諸費用
- (4) 売予約の決済代金

2 規則第16条第1号に規定する細則で定める限度額は、予約締結時において信託財産の外貨建資産の組入可能額から当該信託財産が保有する外貨建資産の時価総額を差し引いた金額とする。ただし、反対売買契約を締結した予約（通貨及び受渡日が同一のものをいう。）は、予約の残高から差し引けるものとする。

(ヘッジを目的とした投資信託の外国為替の売予約の限度額等)

第6条 規則第16条第2号に規定する保有外貨建資産その他の細則で定める金銭等は、次に掲げるものとする。

- (1) 信託財産において保有している外貨建資産（取得が確実なものを含む。）
- (2) 信託財産の保有外貨建資産に係る利金及び配当金等信託財産が信託期間中に受取る金銭（受取り予定のものを含む。）
- (3) 買予約の決済代金

2 規則第16条第2号に規定する細則で定める限度額は、予約締結時において信託財産が保有する外貨建資産の時価総額に当該信託財産が信託期間中に受取ることが予定されている利金及び配当金等を加えた金額とする。ただし、反対売買契約を締結した予約（通貨及び受渡日が同一のものをいう。）は、予約の残高から差し引けるものとする。

3 前項に規定する外貨建資産の時価総額の計算に当たっては、信託期間中に償還となる債券について、当該債券の時価に代えて償還金額で計算できるものとする。

(デリバティブ取引等に係る投資制限に関する方式)

第6条の2 規則第17条第2項に規定する細則で定める方式は、次に掲げる方式とする。

- (1) 簡便法
- (2) 標準的方式
- (3) VaR方式

(デリバティブ取引等をヘッジ目的で利用する投資信託)

第7条 規則第18条第2項に規定する細則で定める投資信託は、次に掲げる投資信託とする。

- (1) 長期公社債投資信託（昭和36年に発足した長期公社債投資信託をいう。）
- (2) 中期国債ファンド
- (3) 財形株投
- (4) 利金ファンド
- (5) フリー ファイナンシャル ファンド
- (6) 財形給付金ファンド

(規則第22条第1項第6号に規定するその他の要件)

第8条 規則第22条第1項第6号に規定する細則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 投資信託間の相互又は循環保有は行わないものであること
- (2) ファンド・オブ・ファンズ（当該ファンド・オブ・ファンズが親投資信託、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託等（外国投資信託のうちこれに類するものを含む。）の場合を除く。）には投資しないものであること
- (3) 一委託会社（当該委託会社が運用の指図を行う証券投資法人を含む。）が一つの投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託会社の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%を超えるものではないこと

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月25日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年6月9日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成18年5月24日から実施する。
2. 改正後の第2条第2号に定める監査は、会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）に基づいて行われた監査を含むものとする。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年2月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条の2を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、この細則の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、第3条第2号ヨの規定は、適用しない。なお、当該投資信託に関し同条に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号カ及びヨを新設。

附 則

この改正は、平成27年3月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条の3第2号及び第1条の5第1項第1号、第2号を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条柱書を改正。

附 則

この改正は、平成30年6月13日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第4条第3号を新設。

附 則

この改正は、令和4年1月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条の2を新設。旧第2条の1～第2条の6が第2条の2～第2条の7へ条ずれ。

附 則

この改正は、令和6年4月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条の2を新設、旧第1条の2～第1条の7が第1条の3～第1条の8へ条ずれ。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものに適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条及び同条第1号～第3号を改正、第2条第4号を新設。

附 則

この改正は、令和6年9月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第2号ホ、第4条第1号及び第8条第2号を改正。

第4条第3号及び第4号を新設。旧第4条第3号が第5号に号ずれ。

投資信託等の運用に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成18年 3月 9日改正
平成20年 7月10日改正
平成20年 9月19日改正
平成26年 7月17日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 9月19日改正

この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則（以下「規則」という。）に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。

1 規則第4条の3に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）組入れ投資信託証券が採用する運用戦略の内容及び考え方

イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジなどが考えられる。

ロ また、運用戦略が投資元となる投資信託の商品性とその想定顧客層にふさわしいものとなっているか確認する必要がある。

ハ その結果、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えられることが重要である。その上で、運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると判断できない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。

ニ さらに、投資信託証券の組入れ後、運用戦略の妥当性に疑義が生じ、その実施状況や実在性を委託会社が確認する必要が出てきた場合には、取引記録などの取引の明細の提供を受けることが必要となる可能性があることに留意しなければならない。その上で、運用戦略が適切に実施されていることが確認できない場合には、受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。

（2）組入れ投資信託証券が保有する財産管理の方法に関する考え方及び具体的な項目

イ 財産管理の方法として、組入れ投資信託証券における現金は、専業のカストディアンのほかプライム・ブローカー（各種金融取引の集中的な相手方となり、取引に付随した保管業務・決済業務・信用供与・その他総合的な金融サービスを提供する者をいう。以下同じ。）に預託されるものと考えられる。（この場合、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条（2）ハに留意すること。）

また、デリバティブ取引（金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）や直物及び先物外国為替取引（外国為替の取引及び予約取引をいう。）（以下、「デリバティブ取引等」という。）を行った場合には、現金が当初証拠金（IM）や変動証拠金（VM）として差入れられるものと考えられる。

- ロ 上記イに記載の財産管理の方法を前提として、デリバティブ取引等が運用のほとんどを占め、かつ高頻度の取引を行う運用戦略（これらの取引と類似の取引を行うため運用実態の把握が困難と委託会社が判断するその他の運用戦略を含む。）のうちプライム・ブローカーに資産の大半を預託するもの（以下、「特殊戦略」という。）においては、取引相手と授受をする証拠金や決済代金の額が大きくなりまた頻度も多くなる可能性があるため、専門カストディアンではないプライム・ブローカーにおける現金の管理の状況を把握することが必要である。そのため、現金の管理の状況の把握にあたっては、プライム・ブローカーにおける現金の分別管理の状況、現金管理に関する業務再委託の有無などの確認のほか、運用報告書における財務諸表との関係を把握するなどのために、プライム・ブローカーから残高証明書や取引明細などの必要な情報を取得可能である事を当初 DD 時に確認するものとする。
- ハ 特殊戦略においては、組入れ投資信託証券の運用を行う運用会社を通じて、上記ロを前提に現金の管理の状況や取引の実態を確認する必要がある。運用会社からの説明や開示情報が納得のいくものではない場合には、投資信託証券の組入れを行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、投資信託証券の解約も検討しなければならない。
- ニ カストディアン、プライム・ブローカー、ファンド・アドミニストレーター及びトランスファー・エージェントなどの組入れ投資信託証券または運用会社などから業務委託を受けている業者に変更がある場合には、見逃しているリスクがないかどうか、留意する必要がある。
- (3) 当初 DD、定期的 DD 及び臨時 DD における確認内容は上記（1）及び（2）の記載内容のみに限定されるものではなく、組入れ投資信託証券の採用する運用戦略やスキームに応じて、委託会社が適切と考える範囲と深度をもって行うこととする。
- また、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。
- さらに、組入れ投資信託証券の運用を行なう会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう。）は維持しつつ、当初 DD、定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。

2 規則第4条の4に規定する自主規制委員会が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 外部委託する運用戦略の内容

イ 運用戦略の確認内容としては、運用戦略が運用の対象とする資産クラス、売買回転率、銘柄数、レバレッジ、などが考えられる。

ロ 運用戦略を委託会社が理解でき、妥当であると考えられることができるかが重要である。その上で、運用戦略を理解でき、妥当であると判断できない場合には、運用戦略の外部委託を行わない、または受益者への影響も配慮しつつ、運用戦略の外部委託の解約も検討しなければならない。

(2) 定期的 DD、臨時 DD 及び継続的モニタリングはそれぞれを独立して行う必要はなく、そ

それぞれの目的が達成される限り、各委託会社において柔軟な運用が可能である。

また、運用の外部委託を行なう先の会社が自らと同じグループに属する会社であり、グループ一体として有効な業務運営体制及びリスク管理体制を構築している場合には、委託会社におけるガバナンス（現地におけるローカル・ガバナンスをいう）は維持しつつ、当初DD、定期的DD、臨時DD及び継続的モニタリングは効率的に実施することが望まれる。

3 規則第17条の2第2項第1号に規定する自主規制委員会で定める国は、次に掲げる国（地域を含む。）とする。これらの国について、環境等において変化があった場合であっても適切な対応ができるよう必要な社内管理態勢の整備に努めるものとする。

- (1) 日本国
- (2) アイルランド
- (3) アメリカ合衆国
- (4) イタリア共和国
- (5) オーストラリア連邦
- (6) オーストリア共和国
- (7) オランダ王国
- (8) カナダ
- (9) グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
- (10) シンガポール共和国
- (11) スイス連邦
- (12) スウェーデン王国
- (13) スペイン
- (14) デンマーク王国
- (15) ドイツ連邦共和国
- (16) ニュージーランド
- (17) ノルウェー王国
- (18) フィンランド共和国
- (19) フランス共和国
- (20) ベルギー王国
- (21) ポルトガル共和国
- (22) ルクセンブルグ大公国
- (23) 香港特別行政区

4 規則第22条第2項第4号で自主規制委員会が別に指定する不動産投資信託証券及びインフラ投資信託証券については、次に掲げる(1)～(3)の要件を全て満たした上で、公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。

- (1) 各国の現地の監督官庁にて承認および監督され、個人投資家含む幅広い投資家層に公募されている（または提供できる）ものであり、投資家および監督官庁に対しその内容に関する開示（財務諸表に対する監査を含む）が適切に行われているものであること。

- (2) 現地規制等（規制等が存在しない場合には運用会社として規定した価格評価手法等に関するガイドライン等を含む）により価格の透明性が確保され、その価格に基づき売却が可能であるものであると（委託会社として）認められるものであること。
- (3) 流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（信託財産留保額及び解約制限の設定など）が講じられているものであること。

5 投資信託等の運用に関する規則に関する細則第3条第2項ホで自主規制委員会が別に指定する外国投資信託証券については、次に掲げる（1）～（5）の要件を全て満たした上で、公募の投資信託財産又は公募のファンド・オブ・ファンズが別に定める留意事項を遵守して組入れるものとする。

- (1) 流動性に乏しい資産（プライベートアセット）に投資することを目的としているものであること。
- (2) 各国の現地の監督官庁にて承認および監督がされているものであること。
- (3) 個人投資家を含む幅広い投資家層に提供されている、または提供できるものであること。
- (4) 資産運用等にあたり資金の借入れが必要とされるものであり、現地規制等（規制等が存在しない場合には投資信託約款および定款等による制限を含む）による借入制限に従い、資金の借入れが投資信託財産の健全性に留意し行われるものであると認められるものであること。
- (5) 流動性の確保が担保できる措置及び受益者間の平等性に配慮するための措置（信託財産留保額及び解約制限の設定など）が講じられているものであること。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年3月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、この委員会決議の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、これを適用しない。なお、当該投資信託に関し規則第17条の2及び第17条の3に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

*改正条項は、次のとおりである。

2を新設。

附 則

この改正は、令和6年4月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

1及び2を新設、旧1～2を3～4へ条ずれ。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものに適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

3を削除、旧4（令和6年4月20日施行部分）を3へ繰り上げ。

附 則

この改正は、令和6年9月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

4及び5を新設。

MR F 及びMMF の運営に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 5月24日改正
平成18年 6月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成22年10月14日改正
平成24年12月20日改正
平成28年 7月21日改正
令和 5年 1月19日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、マネー・リザーブ・ファンド（以下「MR F」という。）及びマネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MR F 及びMMF（以下「MR F 等」という。）の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第1条の2 この規則においてMR F とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、以下「投信法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託（この条において「公社債投資信託」という。）であって、投信法施行規則第25条第2号に規定する要件を満たすもので、かつ、権利者と金融商品取引業者等（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。）及び登録金融機関（金商法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関をいう。）並びに外国の法令に準拠して設立された法人でこれらに類する者をいう。以下同じ。）との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的として、その受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。以下同じ。）を対象として取得又は保有されるものをいう。

2 この規則においてMMF とは、公社債投資信託であって、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第59条第1項第2号に規定する要件を満たすもので、かつ、元本の安定性に配慮しつつ、市場の実勢金利に沿った収益を得ることを目的として運用されるものをいう。

第2章 MMFに関する特例 (削除)

(第2条 ~第18条 削除)

第3章 MRF等の運営に関する事項

(MRF等の投資対象等)

第19条 MRF等が投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券(資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券及び転換特定社債券を除く。)
- (5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券、新株予約権付社債券及び転換社債券を除く。)
- (6) コマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)
- (7) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、前6号の証券の性質を有するもの
- (8) 外国の者の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
- (9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (10) 貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。)
- (11) 指定金銭信託(投信法施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権であり、かつ、金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質又は同条第2項第1号に規定する信託の受益権の性質を有するものをいう。)

2 前項に規定する有価証券のほか、MRF等が投資できる資産は、次に掲げる資産(以下「金融商品」という。)とする。

- (1) 預金
- (2) コール・ローン
- (3) 手形割引市場において売買される手形

3 MRF等において運用の指図を行うことのできる取引は、次に掲げる取引とする。

- (1) 有価証券の貸付
- (2) 債券の貸借取引

(3) 現先取引

(4) 資金の借入（解約金の支払い又は分配金の支払いのための資金の借入に限る。）

4 前項第4号に規定する資金の借入は、MR F及びMMFの運営に関する規則に関する細則（以下、「MR F等の運営細則」という。）の定める限度額の範囲で行うことができるものとする。

* 細則第2条

（組入れる有価証券等の範囲）

第20条 MR F等が組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち、次に掲げる有価証券とする。

(1) わが国の国債証券、政府保証債券及び日本銀行が発行する債権（以下、「国債等」という。）

(2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券で1社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）からA-相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの

(3) 前2号に規定する有価証券以外の有価証券で信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）がその発行者の財務内容等を基に前号に規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

2 MR F等が組入れることができる金融商品の範囲は、次に掲げる金融商品とする。

(1) 取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているもの

(2) 前号に規定するもの以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

イ 1社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けているもの

ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

（運用指図できる取引の範囲）

第21条 第19条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。

(1) 有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること

イ 1社以上の信用格付業者等からA-相当以上の長期信用格付又はA-2相当以上の短期信用格付を受けている者

ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその財務内容を基にイに規定する者と同等の信用力を有するものと認めた者

(2) 債券の貸借取引は、当該取引の対象となる債券が第20条第1項に規定するいずれかの有価証券に該当するものであること

(3) 現先取引は、当該取引の対象となる有価証券及び金融商品が第20条第1項又は第2項に規定するいずれかの有価証券又は金融商品に該当するものであること

(格付による基準に係る留意事項)

第21条の2 この規則において規定する格付による基準及びこれらの規定に従い保有している資産に係る格付は、格付対象に係る信用力を判定する上での一部の要素に過ぎないことを考慮し、これを機械的に利用することは差し控えるとともに、格付以外の要素を含めた総合的な要素を考慮の上、信用力その他について社内管理を適切に行うものとする。

(投資制限)

第22条 有価証券等（第20条第1項に規定する有価証券（現先取引の対象となる債券及び債券の貸借取引に係る借入債券を含む。）及び同条第2項に規定する金融商品（現先取引の対象となる金融商品を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、並びに信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたもの以外の有価証券等への投資の額は、純資産総額の5%以内の額とする。

2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。

(1) 2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、若しくは信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたものは、純資産総額の5%以内の額とする。

(2) 前号に規定する有価証券等以外の有価証券等は、純資産総額の1%以内の額とする。

3 前2項の規定は、第20条第1項第1号に規定する有価証券について適用しない。

4 取引期間が5営業日以内のコール・ローンについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。ただし、取引期間が5営業日以内のコール・ローンであって、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものについては、この限りではない。

5 MRF等に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済するものに限るものとする。

6 債券について時価が入手できないものはMRF等に組入れないものとする。

7 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。）により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法（平成7年法律第105号）第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）第38条第2項に規定する短期外債をいう。）を除く。）、証券化関連商品及び取得時に

において償還金等が不確定な仕組債等でMR F等の運営細則で定めるものへの投資並びに有価証券先物取引及び金融先物取引等の派生商品への運用の指図は行わないものとする。

* 細則第3条

8 MR F等の運用において債券の空売りは行わないものとする。

(MR F等に組入れられる資産の残存期間)

第23条 MR F等に組入れられる一の有価証券等（第20条第1項に規定する有価証券及び同条第2項に規定する金融商品をいう。以下同じ。）（預金（譲渡性預金を除く。）を除く。）の残存期間は、1年を超えないものとする。

2 MR F等の運用における現先取引に係る有価証券等の残存期間若しくは現先取引及び債券の貸借取引の取引期間は、1年を超えないものとする。

(MR F等に組入れられる資産の平均残存期間)

第24条 MR F等の組入資産のWAL（Weighted Average Life：加重平均残余期間）方式の平均残存期間（MR F等の運営細則で定める計算方法により算出された期間をいう。）は、90日を超えないものとする。

ただし、WAM（Weighted Average Maturity：加重平均満期）方式の平均残存期間（MR F等の運営細則で定める計算方法により算出された期間をいう。）は60日を超えないものとする。

* 細則第4条、第4条の2

* 委員会決議1

(その他の制限)

第25条 有価証券（第20条第1項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）を取得する際における約定日（投資信託財産計上日をいう。）から受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとする。

(投資制限比率を超えることとなった場合の調整)

第26条 委託会社は、やむを得ない事由によりこの規則において規定する投資制限比率を超えることとなった場合には、市場やMR F等の信託財産への影響を考慮しつつ、速やかに当該比率の範囲内となるよう調整するものとする。

(MR F等の組入有価証券の評価及び償却原価法による評価)

第27条 MR F等に組入れた有価証券の評価は、原則として時価により評価するものとし、当該時価は組入有価証券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

- (1) 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）
- (2) 金融商品取引業者等又は金融機関が提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

2 前項の規定による評価ができない有価証券については、投資信託財産に係る評価及び計理等に関する規則の規定に基づき評価するものとする。

3 次に掲げる債券のうち、残存期間が概ね90日以内のもの（償還期間が3か月の国庫短期証券を含む）については、前2項の規定にかかわらず、償却原価法により評価することができるものとする。

イ 国債等

ロ 信用格付業者等からA-2又はP-2相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得している債券

ハ 委託会社が発行者の財務内容等を基にロに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

4 償却原価法により評価している債券が、信用格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合で、時価と評価額の乖離の合計額が純資産総額の10bpを超えることとなった場合には、委託会社の取締役会等に報告することとする。さらに、当該乖離の合計が純資産総額の50bpを超えることとなった場合には、委託会社は監査法人又は公認会計士と協議の上、適切な対応を開始するものとし、金融庁に報告するものとする。

5 前2項における償却原価法は、MRF等の組入債券について、買付に係る受渡日から償還日の前日まで取得価額と償還価額の差額を当該期間で日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額により評価するものとする。なお、買付約定日から同受渡日前日までの間は、帳簿価額で評価するものとする。

6 MRF等が組入れているCPについては、前項の規定にかかわらず、取得価額で評価するものとし、当該CPの割引料は受取利息として日々計上するものとする。

（販売に関する事項）

第27条の2 委託会社は、受益者の利便性やMRF等の信託財産の流動性確保の観点から、MRF等を取り扱う金融商品取引業者等（以下「販売会社」という。）とも連携しつつMRF等の適切な資金管理を行うものとする。

（開示に関する事項）

第27条の3 委託会社は、少なくとも月1回は投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（以下「運用報告書規則」という。）に基づき、月次開示を行うものとする。

* 運用報告書規則第16条の2

* 運用報告書規則第17条

（流動性に関する事項）

第27条の4 委託会社は、MRF等の信託財産の流動性を確保する観点から、当日中に換金可能な

資産（わが国の国債証券、残存期間が60日以内の政府保証債券、日本銀行が発行する債権及びこれらを除く翌営業日以内に満期となる投資対象資産をいう。）を、当該MR F等の純資産総額の30%以上保有するものとし、日々これらの内容の確認を行うものとする。

（投資信託約款への一部解約に関する記載事項）

第27条の5 委託会社は、突発的な市場の急変等に対応するため、委員会決議に定める記載例を参考にして、MR F等の投資信託約款（以下「約款」という。）に「投資信託契約の一部解約」に関する事項を記載するものとする。

* 委員会決議2

（ストレステストの実施等）

第27条の6 委託会社は、MR F等の運用に係るストレステストを四半期に一度の頻度で実施するとともに、ストレステストの結果、特定の脆弱性（信用リスク、市場リスク、流動性リスク等）が発見された場合には、当該脆弱性の解消に向けた措置の実施等、適切な対応を行うものとする。

（緊急時対応策の整備）

第27条の7 委託会社は、MR F等の元本が毀損した際等の緊急時対応策（以下「コンティンジェンシー・プラン」という。）を策定し、金融庁に提出することとする。また、コンティンジェンシー・プランの有効性について適宜検証し、必要に応じて新たな対応手段の追加等を検討することとする。

2 委託会社は、前項に規定するコンティンジェンシー・プランの策定に当たり、MR Fについては、販売会社や関係者との費用負担等に関する取決め等について事前に計画し、その内容を当該プランに盛り込むこととする。

3 委託会社は、第1項に規定するコンティンジェンシー・プランの策定に当たり、MMFについては、その商品特性や規模等を踏まえ、元本が毀損した際や、突発的な大口の解約請求への対応策及び防止策（想定される販売会社に関する対応策を含む）を記載することとする。また、残存受益者への影響を軽減する観点から、解約時等における時価と償却原価法による評価額に差が生じた場合に解約手数料や信託財産留保額を設置する必要性についての検討、解約制限、解約停止及び繰上償還に関する事項についての検討等、それらを適用するに当たっての優先順位を含め（限度額など各措置を実施できなくなる条件がある場合にはその内容を含む）、事前に計画し、その内容を当該プランに盛り込むこととする。

（MMFの運営に関する留意事項）

第27条の8 委託会社は、MMFの組成に当たり、受益者の属性が混在しないこととするため、組成するMMFごとに個人又は法人に受益者を限定した上で組成することとする。

2 委託会社は、MMFの元本が毀損した際に追加設定ができない旨を約款や目論見書に明確に記

載することとし、約款に定めた解約手数料や信託財産留保額、解約停止及び繰上償還など商品性に係る重要な内容について、投資者へ十分な説明が行われるよう販売会社とも連携し、適切に対応することとする。

3 委託会社は、運用報告書規則に基づきMMFに係る運用報告書を作成するものとする。

第4章 雑 則

(細 則)

第28条 この規則の施行に関し、必要な事項を細則で定める。

(その他)

第29条 MR F等の運営に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第30条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成16年4月1日から実施する。
2. この規則の実施日現在における、旧理事会決議「MMF等の運営について」の附則1. のなお書きの適用については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、改正後の第27条の2の規定は実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第9条第18号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年12月1日から実施する。

ただし、第1条の改正については、平成29年12月1日から実施とする。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 改正

第1条、第2条第1項第11号、第7条、第14条第3項、旧第17条第1項第3号、第19条第1項第4号、第22条第3項、同第4項、第24条

(2) 新設

第4条の2、第15条第1項第3号、第16条の2、第16条の3、第16条の4、第21条の2、第27条第1項（旧第1項及び第2項を繰り下げ）、第27条の2（旧第27条の2を繰り下げ）、第27条の4、第27条の5、第27条の6

(3) 削除

第5条第2項、第6条第4項（旧第5項から第8項を繰り上げ）、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条第1項第2号、第17条第1項第2号（旧第3号及び第4号を繰り上げ）

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

（1）改正

第1条、第3章標題、第19条、第20条、第21条の2、第22条第4項～第5項、同条第6項～第7項（第6項新設に伴い繰り下げ）、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条第2項～第3項（第2項～第4項新設に伴い繰り下げ）、第27条の2、第27条の3、第27条の4、第27条の5、第27条の6、第29条

（2）新設

第1条の2、第22条第6項（旧第6項及び旧第7項を繰り下げ）、第27条第2項～第4項（旧第2項～第3項を繰り下げ）、第27条の7、第27条の8

（3）削除

第2章（第2条から第7条及び第13条から第18条）

MR F 及びMMF の運営に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成17年 6月 9日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
平成28年 7月21日改正
令和 5年 1月19日改正

(目 的)

第1条 この細則は、MR F 及びMMF の運営に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(資金の借入の限度額)

第2条 規則第19条第4項に規定する細則に定める限度額は、投資信託等の運用に関する規則に関する細則第4条の規定を適用する。

(償還金等が不確定な仕組債)

第3条 規則第22条第7項に規定する細則で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該債券等の償還金額が、指数等に連動するもの
- (2) 当該債券等の償還金額又は金利が、為替に連動するもの
- (3) 当該債券等の金利が、長期金利に連動するもの
- (4) 金利変動に対して逆相関するもの
- (5) レバレッジがかかっているもの
- (6) その他償還金等が不確定なものとして自主規制委員会で定めるもの

(WAM方式の平均残存期間の計算方法)

第4条 規則第24条に規定する組入資産のWAM（Weighted Average Maturity：加重平均満期）方式の平均残存期間は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額（信託財産の評価及び計理等に関する規則に基づき評価した額をいう。以下同じ。）を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。

- (1) 有価証券（現先取引及び債券の貸借取引に係るもの並びに変動利付債を除く。）は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間
 - (2) 金融商品（現先取引に係るものを除く。）は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間
- ただし、預金（CDを除く。）及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。

(3) 変動利付債は、受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間

(4) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間

2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。

3 第1項に規定する平均残存期間の計算例は、自主規制委員会において定める。

(WAL方式の平均残存期間の計算方法)

第4条の2 規則第24条に規定する組入資産のWAL (Weighted Average Life : 加重平均残余期間) 方式の平均残存期間は、計算日における当該投資信託財産に組入れられている有価証券等について、次に掲げる有価証券等の種類に応じて、当該各号に定める方法により計算された一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た期間の合計期間を、有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間とする。

(1) 有価証券(現先取引及び債券の貸借取引に係るものを除く。)は、受渡日から償還日までの日数とし、以後償還日まで日々日数を減じた期間

(2) 金融商品(現先取引に係るものを除く。)は、取引の開始日から満期日までの日数とし、以後満期日まで日々日数を減じた期間

ただし、預金(CDを除く。)及び指定金銭信託は、その期間を1日として計算する。

(3) 現先取引及び債券の貸借取引は、取引開始日からエンド日までの日数とし、以後エンド日まで日々日数を減じた期間

2 平均残存期間の計算に当たっては、前項各号に規定する有価証券等の約定日から受渡日までの間に他の有価証券等で運用する場合には、当該他の有価証券等の計算日から満期日までの期間を加算して計算するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年6月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年12月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条、第 4 条を改正。第 4 条の 2 を新設。第 5 条、第 6 条を削除。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月 19 日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和 5 年 7 月 19 日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項を改正。

MR F 及びMMF の運営に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成20年 9月11日改正
令和 5年 1月19日改正

この委員会決議は、MR F 及びMMF の運営に関する規則（以下「規則」という。）に基づき自主規制委員会に委任された事項について定める。

- 1 MR F 及びMMF の運営に関する規則に関する細則第4条第3項に規定する平均残存期間の計算例は、次のとおりとする。

計算例（計算日平成9年10月1日）

1. 資産90億円

組入資産	金額（分母）	残存日数	（分子）
コール放出（オーバーナイト）	: 30億円	1日	30
コール放出（7日間）	: 20億円	7日	140
CP（満期日平成9年12月20日）	: 20億円	80日	1,600
変動利付債（次回金利適用日の前日平成10年1月4日）	: 20億円	95日	1,900
	合計 90億円		3,670
	平均残存日数	40.8日	

2. 10月2日に上記ポートフォリオに下記約定を追加

コール放出（オーバーナイト）分の資金の一部でCP（受渡日10月6日、満期日12月5日）を購入	20億円	60日	1,200
他の資産			
コール放出（オーバーナイト）	: 30億円	1日	30
コール放出（6日間）	: 20億円	6日	120
CP（満期日平成9年12月20日）	: 20億円	79日	1,580
変動利付債（次回金利適用日の前日平成10年1月4日）	: 20億円	94日	1,880
	合計 110億円		4,810

ただし、上記コール放出（オーバーナイト）によるCP購入分20億円をマイナスし、分母は90億円とする。

平均残存日数 53.4日

- 2 規則第27条の5に規定する自主規制委員会が定める記載例は、次のとおりとする。

「委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買又は同法第28条第8項第3号若しくは同項第5号の取引を行う市場をいいます。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第○項による請求の受付を中止すること（及び、既に受付けた請求を取り消すこと）ができるものとします。」

(注) 上記の記載例にある「その他やむを得ない事情」には、決済機能の停止、想定を超える解約などにより受益者の公平性が担保出来ないと判断した場合も含むものとする。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正は、次のとおりである。

1を改正し、2を新設

投資信託に関する会計規則

平成11年 3月23日制定
平成16年 3月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 5月24日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成24年12月20日改正

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表（以下「財務諸表等」という。）の作成に当たっての会計処理及び記載方法並びに投資信託財産の各科目の内容及びその計上額については、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）及びこの規則の定めるところによる。

(会計の原則)

第2条 投資信託の財務諸表等の作成に当たっての会計処理及び記載方法は、次に掲げる原則に適合したものでなければならない。

- (1) 財産及び損益の状態について真実な内容を表示すること
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること
- (3) 財産及び損益の状態を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に記載すること
- (4) 採用する会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表等の記載方法については、各計算期間毎に継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと
- (5) 投資信託計算書類規則及びこの規則に定めのない場合には、一般に公正妥当と認められる会計の原則に従うこと

(会計方針の注記等)

第3条 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の作成に関する重要な会計方針は、注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針についてはこの限りでない。

- 2 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関する会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び変更による増減額を注記しなければならない。ただし、その変更による影響が軽微であるときは、注記を要しない。
- 3 前項の規定は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「会計方針」とあるのを「記載方法」と読み替えるものとする。

(注記の記載方法)

第4条 この規則で定める注記すべき事項は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

2 この規則に定めるもののほか、投資信託の財産又は損益の状況を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

第2章 貸借対照表

(区 分)

第5条 貸借対照表には、資産の部、負債の部、純資産の部を設け、各部には合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第6条 資産の部は、預金、株券、国債証券その他の資産の性質を示す科目に細分化し、その資産の内容ができるだけ明らかになるようにしなければならない。

2 資産の部は、預金、株券、国債証券その他の細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第2条

(負債の部)

第7条 負債の部は、借入金、前受金、未払金その他の負債の性質を示す科目に細分化し、その負債の状況ができるだけ明らかになるようにしなければならない。

2 負債の部は、借入金、前受金、未払金その他の細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第3条

(投資有価証券等及び派生商品の評価)

第8条 投資有価証券その他の金融商品等(以下「有価証券等」という。)及び派生商品の評価は、原則として時価によるものとする。ただし、投資信託約款(以下「約款」という。)に別の定めがあるものはこの限りでない。

(外貨建資産及び負債の評価)

第9条 外貨建ての資産及び負債の評価は、計算期間の末日の為替レートによるものとする。

(純資産の部)

第10条 純資産の部は、元本、株価変動準備金、価額変動準備金並びに剰余金又は欠損金に区分するものとする。

2 純資産の部は、元本、株価変動準備金、価額変動準備金、剰余金又は欠損金その他の細則に定める科目に細分化することができるものとし、各科目においては細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第4条

(元本の定義)

第11条 計算期間の末日の受益権口数に約款で定められた一口当たりの金額を乗じた額を元本とする。

(株価変動準備金及び価額変動準備金の定義)

第12条 純資産額の元本を上回る金額に約款で定められた一定割合を乗じた額を株価変動準備金又は価額変動準備金とする。

(一口当たり純資産額の注記)

第13条 貸借対照表には、計算期間の末日における一口当たりの純資産額を注記しなければならない。

第3章 損益及び剰余金計算書

(区 分)

第14条 損益及び剰余金計算書は、収益と費用に区分し、収益の合計額から費用の合計額を差し引いて当期利益又は当期損失を算出するものとする。また、当該算出された金額に解約による当期利益分配額又は当期損失分配額を加減し、調整後当期利益又は調整後当期損失を算出するものとする。

2 期末剰余金は、調整後当期利益に期首剰余金又は期首欠損金、当期中の追加信託による増減額、当期中の解約による増減額及び分配金を加減して算出するものとする。

(収益及び費用の科目)

第15条 投資信託の収益及び費用は、その性質を示す適当な名称を付した科目に細分化しなければならない。

2 収益及び費用は、細則で定める科目に細分化することができるものとし、各科目については細則で定める額等を計上するものとする。

* 細則第5条、第6条、第7条

(受取配当金の認識)

第16条 受取配当金は、当該株式について配当落の売買が行われる日に計上するものとする。

(有価証券売買等損益の認識)

第17条 有価証券等売買による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 有価証券等の評価損益は、計算期間の末日に有価証券売買等損益として計上するものとする。

(派生商品取引等損益の認識)

第18条 派生商品取引等による実現損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 派生商品取引等の評価損益は、計算期間の末日に派生商品取引等損益として計上するものとする。

(為替差損益の認識)

第19条 為替予約取引による為替差損益の計上は、約定日に行うものとする。

2 外貨建ての資産及び負債に係る為替評価損益は、計算期間の末日に為替差損益として計上するものとする。

第20条 削除

(解約に伴う当期利益分配額又は当期損失分配額の定義)

第21条 当期中に、委託者の一部解約の実行により分配された当期利益又は当期損失の額を、解約に伴う当期利益分配額又は当期損失分配額とする。

(当期追加信託による増減額の定義)

第22条 当期中の追加信託による剰余金又は欠損金の増減額を、当期追加信託による増減額とする。

(当期解約による増減額の定義)

第23条 当期中の解約による剰余金又は欠損金の増減額を、当期解約による増減額とする。

(分配金の計上)

第24条 投資信託の分配金は、分配金の決定日に損益及び剰余金計算書に計上するものとする。また、当該分配金の未払い額を未払い収益分配金として貸借対照表に計上するものとする。

2 分配金の計算根拠を損益及び剰余金計算書に注記するものとする。

第4章 附属明細書

(投資信託委託会社が作成する附属明細表)

第25条 投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。)は、投資信託計算書類規則第57条に定める附属明細表のほか、次の各号に掲げる附属明細表を作成しなければならない。ただし、当該附属明細表に係る取引に該当する取引がない場合には、当該附属明細表の作成を要しないものとする。

(1) 空売り証券明細表

- (2) 未収入金明細表
- (3) 単位型分配可能額計算書
- (4) 追加型収益分配金計算書
- (5) 利害関係人等との取引状況

2 前項に掲げる附属明細表は、細則で定める様式により作成するものとする。

* 細則第8条

第5章 雑 則

(細 則)

第26条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第27条 投資信託の会計処理等に関し、この規則の定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第28条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、実施日前に開始した計算期間に関して作成すべき改正前の第25条第1項第1号に規定する書類に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

投資信託に関する会計規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成17年 3月18日改正
平成17年 5月19日改正
平成18年 1月12日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月11日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成26年11月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和元年 9月12日改正
令和 2年 9月11日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託に関する会計規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(資産の部)

第2条 規則第6条第2項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 預 金

投資信託財産（以下「信託財産」という。）のうち預金となっている金額を計上するものとする。

(2) 金銭信託

信託財産のうち信託業務を営む銀行又は信託会社の金銭信託（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）となっている金額を計上するものとする。

(3) コール・ローン

信託財産のうちコール・ローン及び割引手形となっている金額を計上するものとする。

(4) 抵当証券

信託財産に属することとなった抵当証券（金商法第2条第1項第16号に規定する抵当証券をいう。以下同じ。）の帳簿価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該抵当証券の買付約定成立の日とする。

なお、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類

規則」という。)に規定する貸借対照表(以下「貸借対照表」という。)の作成に当たっては、当該抵当証券の評価額を計上するものとする。

(5) その他の金融商品

信託財産に属することとなった金融商品(実物資産の証券化関連商品をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該金融商品の買付約定成立の日とする。

(6) 金銭債権

信託財産に属することとなった金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号、以下「投信法施行令」という。)第3条第7号に規定する金銭債権をいい、第1号に規定する預金及び第3号に規定するコール・ローンを除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該金銭債権の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該金銭債権の評価額を計上するものとする。

(7) 約束手形

信託財産に属することとなった約束手形(投信法施行令第3条第6号に規定する約束手形をいい、割引手形を除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約束手形の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該約束手形の評価額を計上するものとする。

(8) 信託受益権

信託財産に属することとなった信託の受益権(金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいい、第2号に規定する金銭信託及び第22号に規定する貸付債権信託受益権に該当するものを除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該信託の受益権の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該信託の受益権の評価額を計上するものとする。

(9) 出資金

信託財産に属することになった匿名組合出資持分等(金商法第2条第2項第5号、第6号及び投信法施行令第3条第8号に該当する組合契約等に基づく権利等をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該匿名組合出資持分等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該匿名組合出資持分等の評価額を計上するものとする。

(10) 受益証券発行信託の受益証券

信託財産に属することとなった受益証券発行信託の受益証券(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、第2号に規定する金銭信託及び第22号に規定する貸付債権信託受益権を除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該受益証券発行信託の受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該受益証券発行信託の受益証券の評価額を計上するものとする。

(11) 株 券

信託財産に属することとなった株式(株式の性格を有する預託証券又は預託証書を含む。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当

該株式の買付約定成立の日若しくは新株式の割当がある場合の新株式又は株式配当がある場合の配当株式については旧株式の新株落又は配当落の売買が行われる日とし、当該新株式又は配当株式の取得価額は券面額又は発行価額とする。

また、株式の帳簿価額の計算については、同一銘柄の取得総額を当該銘柄の総株数で除して得た金額を一株当たりの帳簿価額とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該株式の評価額を計上するものとする。

(12) 新株予約権証券

信託財産に属することとなった新株予約権証券(会社法第288条第1項の規定に基づき発行される新株予約権証券(新株引受権証券及び証書を含む。)をいうものとし、新投資口予約権証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。)を含むものとする。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該新株予約権証券の買付約定成立の日とする。

また、新株予約権証券の帳簿価額は、同一銘柄の取得総額を当該銘柄の総証券数で除して得た金額を一証券当たりの帳簿価額とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該新株予約権証券の評価額を計上するものとする。

(13) オプション証券等

信託財産に属することとなったオプション証券等(金商法第2条第1項第19号に規定するオプション取引に係る権利を表示する証券又は証書をいう。以下「オプション証券等」という。)の帳簿価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプション証券等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該オプション証券等の評価額を計上するものとする。

(14) 優先出資証券

信託財産に属することとなった優先出資証券等(金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券及び第8号に規定する新優先出資引受権証券をいう。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該優先出資証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該優先出資証券の評価額を計上するものとする。

(15) 国債証券

信託財産に属することとなった国債証券の取得価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。この場合、利付債券にあつては、取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。

また、応募予約料のあるものについては、単位型投資信託、追加型投資信託(公社債投資信託を除く。以下同じ。)及び親投資信託にあつては当該応募予約料を含めた金額を取得価額とし、公社債投資信託にあつては当該応募予約料を含めない金額を取得価額とする。当該金額計上の時期は、当該国債証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該国債証券の評価額を計上するものとする。

(16) 地方債証券

前号の規定は、地方債証券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「地方債証券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該地方債証券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該地方債証券の評価額を計上するものとする。

(17) 特殊債券

第15号の規定は、特殊債券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「特殊債券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該特殊債券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該特殊債券の評価額を計上するものとする。

(18) 社債券（第22号に規定する短期社債等を除く。）

第15号の規定は、社債券（投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券をいう。以下同じ。）及び学校債券（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年省令第14号）第4条第1号に規定する学校債券をいう。）を含む。）の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「社債券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該社債券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該社債券の評価額を計上するものとする。

(19) 出資証券

第15号の規定は、出資証券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「出資証券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該出資証券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該出資証券の評価額を計上するものとする。

(20) 投資信託受益証券

信託財産に属することとなった投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する受益証券をいう。）の帳簿価額（取得に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該投資信託受益証券等の評価額を計上するものとする。

(21) 投資証券

信託財産に属することとなった投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券をいう。）の帳簿価額（取得に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資証券等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該投資証券等の評価額を計上するものとする。

(22) その他有価証券

信託財産に属することとなったコマーシャル・ペーパー、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短

期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。) 及び外国法人が発行する譲渡性預金証書、外国貸付債権信託受益証券(金商法第2条第1項第18号に規定する証券又は証書でこれらと同じ性質を有するものを含む。) 及び貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。)の取得価額を計上するものとする。この場合、利付方式のものにあつては取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。当該金額計上の時期は、当該有価証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、それぞれの有価証券に係る科目を設け当該有価証券の評価額又は取得価額を計上するものとする。

(23) 親投資信託受益証券

信託財産に属することとなった親投資信託の受益証券の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該受益証券の評価額を計上するものとする。

(24) 商品

信託財産に属することとなった商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該商品の買付約定成立の日とするものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該商品の評価額を計上するものとする。

(25) コール・オプション(買)

信託財産によるオプション取引(金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。)において行う取引であつて第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引、第2条第22項第3号若しくは第4号、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第1項第2号、商品先物取引法第2条第14項第4号又は投信法施行令第3条第10号ニに掲げる取引をいう。以下同じ。)に係るコール・オプションの買付価額(買付に要する費用を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該コール・オプションの買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る買付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション(買)の取扱いに準ずるものとする。

(26) プット・オプション（買）

信託財産によるオプション取引に係るプット・オプションの買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該プット・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る売付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、プット・オプション（買）の取扱いに準ずるものとする。

(27) 想定元本受取資産

信託財産によるスワップ取引に係る受取スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の買付の元となる元本想定額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から想定元本受取資産見合勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあっては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあっては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(28) 想定元本支払負債見合

信託財産によるスワップ取引に係る支払スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の売付の元となった元本想定額の未決済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から想定元本支払負債勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあっては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあっては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(29) 貸付有価証券

信託財産が保有する有価証券の貸付に係る金額（貸付株券については貸付実行日前日の時価相当額、公社債券については額面相当額とする。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、貸付実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、貸付取引有価証券勘定と相殺するものとする。

(30) 借入取引有価証券

信託財産の有価証券の借入に係る未返済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、借入実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、借入有価証券勘定と相殺するものとする。

(31) 先物取引買勘定

信託財産による先物取引（金商法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引、外国金融商品市場において行う取引であって第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引と類似の取引、商品先物取引法第2条第14項（第4号を除く。）に掲げる取引、投信法施行令第3条第10号ロに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る取引対象の買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約定成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から先物取引未払金勘定を差し引き、その差額が

正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(32) 派生商品評価勘定

貸借対照表の作成に当たっては、先物取引等評価益（オプション取引に係るものを除く。）及び為替評価益を資産の部の当該勘定に計上するものとする。

(33) 現先取引勘定

条件付売買によって取得した債券等について受渡金額を計上するものとする。

(34) 未収入金

信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるものの未収金額を計上するものとする。

イ 有価証券及びその他金融商品等（以下「有価証券等」という。）の売付約定成立時における当該有価証券等の売却価額（売却に要する費用を控除する。）

ロ コール・オプション又はプット・オプションの売付約定成立時における当該オプション売付価額（売却に要する費用を控除する。）

ハ 先物取引・オプション取引に係る転売又は買戻等による当該取引終了時において生ずる差益金額

ニ スワップ取引に係る途中決済による当該取引終了時において生ずる差益金額

ホ 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る当該取引決済時において生ずる差益金額

ヘ 信託財産に属する有価証券に係る社債償還金、減資払戻金、合併交付金又は清算分配金が確定した場合における当該確定金額

ト 上場投資信託の設定について日本証券クリアリング機構により債務保証を受ける場合における金銭による設定金額

(35) 為替未収入金

基準価額表示通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）の売却予約を行った場合の未収金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(36) 買為替

外貨の買付予約を行った場合の未決済額（為替手数料等を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(37) 先物取引未収入金

信託財産による先物取引に係る取引対象の売付価額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の売付約定成立の日とする。また、手数料を当該取引終了時以外に支払った場合には、当該支払額を加算するものとする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から先物取引売勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(38) 信用取引預け金

信用取引における売付金額の未決済額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

(39) 未収配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金、受益証券の収益分配金及び投資証券の配当金の未収金額を計上するものとする。

(40) 未収利息

預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、その他金融商品、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券（投資法人債券を含む。）及びその他有価証券に係る受取利息、スワップ取引における受取スワップ金利並びに現先取引の未収金額を計上するものとする。

(41) 前払金

差入委託証拠金等により前払いした金額を計上するものとする。

(42) 前払費用

信託財産に属することとなった利付債券等の取得時における既経過利子相当金額を計上するものとする。

(43) その他未収収益

貸付有価証券について生じた品貸料並びに信託財産において生じた雑収入及び雑益の未収金額を計上するものとする。

(44) 差入保証金

信託財産による信用取引又は発行日取引若しくはスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下「第一種金融商品取引業者」という。）等に差し入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。

(45) 差入委託証拠金

信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金として第一種金融商品取引業者等に差し入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。

(46) 受入担保金代用有価証券

信託財産の保有する有価証券の貸付、又はスワップ取引等に係る受入担保金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等から受入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受入担保金を受入れた日とする。

なお、受入担保金代用有価証券の評価は行わないものとする。

(47) 外国投資勘定

信託財産の基準価額の表示通貨をもって取得した外貨建資産の取得価額（為替手数料を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該資産の受渡しの日とする。

(48) 買取受益証券

金商法施行前の投信法第30条の2の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合又は金商法施行後の投信法第18条の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合に、当該受益証券の買取価額を計上するものとする。

(負債の部)

第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号

に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 信用売証券

信託財産による信用取引の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該信用取引の売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該信用売証券の評価額を計上するものとする。

(2) 売却借入有価証券

空売りを行った有価証券の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該売却借入有価証券の評価額を計上するものとする。

(3) 売付債券

信託財産によるTBA取引（パススルー証券の受渡銘柄を特定せずクーポンのみを定めて行う取引をいう。）の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該売付債券の評価額を計上するものとする。

(4) コール・オプション（売）

信託財産によるオプション取引に係るコール・オプションの売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る買付選択権の売付については、当該勘定に売付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション（売）の取扱いに準ずる。

(5) プット・オプション（売）

信託財産によるオプション取引に係るプット・オプションの売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該プット・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る売付選択権の売付については、当該勘定に売付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、プット・オプション（売）の取扱いに準ずる。

(6) 想定元本受取資産見合

信託財産によるスワップ取引に係る受取スワップ金利の元となった元本想定額の未決済額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の買付の元となった元本想定額の未決済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、想定元本受取資産勘定から当該勘定を差し引き、その差額

が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(7) 想定元本支払負債

信託財産によるスワップ取引に係る支払スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の売付の元となった元本想定額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、想定元本支払負債見合勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(8) 貸付取引有価証券

信託財産が保有する有価証券の貸付に係る未返済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、貸付実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、貸付有価証券勘定と相殺するものとする。

(9) 借入有価証券

有価証券の借入に係る金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、借入実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、借入取引有価証券勘定と相殺するものとする。

(10) 借入金

投資信託約款（以下「約款」という。）の規定に基づき受託会社が信託財産のために支出した立替金及び信託財産が借入を行った金額を計上するものとする。

(11) 前受金

債券の空売り等により前受けした金額を計上するものとする。

(12) 前受収益

債券利落買付等により発生した経過利子の前受料として前受けした金額を計上するものとする。

(13) 未払金

信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるもの等の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引約定成立の日とする。

イ 有価証券等の取得価額（取得に要する費用を含む。）

ロ コール・オプション又はプット・オプションの買付価額（買付に要する費用を含む。）

ハ 先物取引及びオプション取引に係る転売又は買戻等により生じる差損金額

ニ スワップ取引に係る途中決済による当該取引終了時において生ずる差損金額

ホ 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る当該取引決済時において生ずる（基本的に）差損金額

(14) 売為替

外貨の売却予約を行った場合の未決済額（為替手数料を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(15) 為替未払金

外貨の買付予約を行った場合の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、

当該予約を行った日とする。

(16) 先物取引未払金

信託財産による先物取引に係る取引対象の買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の買付約定成立の日とする。手数料等を当該取引終了時以外に支払った場合には、当該支払金額を加算するものとする。

なお、期末処理に当たっては、先物取引買勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(17) 未払株式払込金

信託財産に属することとなった新株式についての払込金の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、旧株式について新株落の売買が行われる日とする。

(18) 未払収益分配金

信託財産の収益分配金額で委託者に対する未払金額を計上するものとする。

(19) 未払解約金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産中から委託者に対して支払われる金額（受託者報酬及び委託者報酬を除く。）の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行によって計理上元本減少の処理を行う日とする。

(20) 未払受託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から受託者に対して支払われる信託報酬の未払金額を計上するものとする。

(21) 未払委託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額を計上するものとする。

(22) 未払利息

借入金、受入担保金について生じた支払利息及びスワップ取引における支払スワップ金利の未払金額を計上するものとする。

(23) 先物取引売勘定

先物取引に係る取引対象の売付価額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の売付約定成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、先物取引未収入金勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(24) 派生商品評価勘定

貸借対照表の作成に当たっては、先物取引等評価損（オプション取引を除く。）、及び為替評価損を負債の部の当該勘定に計上するものとする。

(25) 現先取引勘定

条件付売買によって売却した債券等の受渡金額を計上するものとする。

(26) 差入保証金代用有価証券

信託財産による信用取引、発行日取引又はスワップ取引等に係る保証金代用有価証券とし

て第一種金融商品取引業者等に差し入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。

(27) 差入委託証拠金代用有価証券

信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。

(28) 受入担保金

信託財産による有価証券の貸付及びスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者等から受入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、担保金を受入れた日とする。

(29) その他未払費用

信託財産において生じた雑費及び雑損の未払金額を計上するものとする。

(純資産の部)

第4条 規則第10条第2項に規定する細則に定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 元 本

当該信託財産の元本額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、信託設定の日又は元本の追加設定を行う日とする。

なお、委託者の一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日は、一部解約申込みの翌日（公社債投資信託のうち、保護預り国債等の利金により設定されるものについては、一部解約申込日）とする。

(2) 外貨基金

信託財産の基準価額の表示通貨をもって取得した外貨建資産（通貨スワップ取引において取引開始時に元本額を交換し、終了時に再度交換するものを除く。）の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該資産の受渡しの日とする。

(3) 株価変動準備金

約款の規定に基づき積み立てられている株価変動準備金を計上するものとする。

(4) 価額変動準備金

約款の規定に基づき積み立てられている価額変動準備金を計上するものとする。

(5) 分配準備積立金

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則（以下「計理規則」という。）第55条の規定に基づき積み立てられている分配準備積立金の額を計上するものとする。

(6) 繰越利益金

計理規則第56条、第58条又は第63条の規定に基づき計算した繰越利益金の額を計上するものとする。

(7) 繰越欠損金

計理規則第55条、第56条、第58条又は第63条の規定に基づき計算した繰越欠損金の額を計上するものとする。

(8) 剰余金

貸借対照表の作成に当たっては、資産の部の合計金額から負債の部の合計金額及び元本額を差し引いた額を計上するものとする。

(費用)

第5条 規則第15条第2項に規定する細則で定める費用の科目は、次に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 募集手数料

約款の規定に基づき信託設定当初に募集手数料として信託財産から支払った金額を計上するものとする。

(2) 有価証券売買損

信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合において、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額（売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時（取得時以後評価換えを行ったものについては、直近の評価換え時とする。以下この号及び次条第1号において同じ。）から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。）との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。

ロ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額（割引債券の取得時から償還時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。）との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。

ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第55条第1項第1号、第56条第1項第1号又は第58条第1号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額（先物取引等評価損として計上された金額を除く。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第62条の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(3) 先物取引等取引損

信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 取引対象の転売並びに買戻し又は売戻し（以下「反対取引」という。）を行った場合において、当該取引対象の帳簿価額と反対取引の価額（当該取引に要する費用を加減する。）との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、反対取引の約定成立の日とする。

ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳

簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済を行った日とする。

なお、国債又は外国国債とみなされる標準物（商品先物取引における「標準品」を含む。）に係る先物取引を現物決済した場合の計上金額及び当該金額の計上の時期は、差金決済の場合に準ずるものとする。

ハ 先物取引について現物決済による受渡しを行った場合においては、先物取引買勘定と先物取引未払金勘定との差額及び先物取引売勘定と先物取引未収入金勘定との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済の翌営業日とする。

ニ オプション取引に係る権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使があった場合においては、当該オプションの帳簿価額のうち、当該権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使に見合う額で、信託財産の損失となる額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使の日とする。

ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該評価損に相当する金額及び評価損調整勘定のうち先物取引等評価損として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ヘ スワップ取引に係る途中決済又は契約終了時においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、途中決済の約定成立の日又は契約終了の日とする。

ト 追加型投資信託の信託財産のスワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引について計理規則第55条第1項第1号、第56条第1号若しくは第58条第1項第2号及び第3号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(4) 支払利息

借入金及び受入担保金に係る支払利息並びにスワップ取引における支払スワップ金利を日々計上するものとする。また、金利先渡取引及び為替先渡取引の決済金額の支払額を確定日に計上するものとする。

投資信託計算書類規則に規定する損益及び剰余金計算書（以下「損益計算書」という。）の作成に当たっては、信託財産において支払利息として計上した期末残高から期中の解約処理時に引落とした支払利息の累計額を加算した額を計上するものとする。

(5) 受託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から受託者に対して支払われる信託報酬を日々計上するものとする。ただし、単位型投資信託のうち、約款において当該金額の計上の時期を規定しているものについては当該日に計上するものとする。

(6) 委託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬を日々計上するも

のとする。ただし、単位型投資信託のうち約款において当該金額の計上の時期を規定しているものについては当該日に計上するものとする。

(7) 解約差損金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産から委託者に支払われる収益で一部解約の対象となった受益証券の当初発行価額と解約価額との差額を計上するものとする。ただし、公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託については、計理規則第59条第2項の規定に基づき計算された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(8) 追加信託差損金

元本の追加信託に伴い信託財産の損失として処理される金額で、追加信託される金額と当該元本額との差額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該元本の追加信託を行う日とする。

(9) その他外貨費用

信託財産が保有する外貨建資産について生じた雑費及び雑損金額を計上するものとする。

(10) その他費用

信託財産について生じた雑費及び雑損金額を計上するものとする。

(11) 収益分配金

信託財産の収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(12) 株価変動準備金積立額

約款の規定に基づき計算した株価変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。

(13) 価額変動準備金積立額

約款の規定に基づき計算した価額変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。

(14) 分配準備積立金積立額

計理規則第55条第1項第4号及び第5号並びに第56条第4号の規定に基づき計算した分配準備積立金の当期積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(15) 収益調整金（有価証券売買損相当額）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうち有価証券売買損相当額の損失金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(16) 収益調整金（その他収益調整金）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうちその他収益調整金の損失金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(17) 評価損調整勘定

計理規則第57条の規定に基づき計算した評価損調整勘定の金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(18) 繰越欠損金補てん額

計理規則第55条第1項第4号から第6号の規定に基づき繰越欠損金を補てんした金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(19) 当期欠損金

計理規則第56条、第58条及び第63条の規定に基づき計算した当期欠損金の金額を計上するものとする。

(収 益)

第6条 規則第15条第2項に規定する細則で定める収益の科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期において計上するものとする。

(1) 有価証券売買益

信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合においては、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額（売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。）との差額で利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。

ロ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額（割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。

ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第55条第1項第1号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額及び評価益調整勘定に計上された金額（先物取引等評価益として計上された金額を除く。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第62条の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(2) 先物取引等取引益

信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 先物取引又はオプション取引に係る取引対象の反対取引を行った場合において、当該取引対象の帳簿価額と反対取引の価額（当該取引に要する費用を加減する。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、反対取引の約定成立の日とする。

ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額

計上の時期は、受渡決済を行った日とする。

ハ 先物取引について現物決済による受渡しを行った場合においては、先物取引買勘定と先物取引未払金勘定との差額及び先物取引売勘定と先物取引未収入金勘定との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済の翌営業日とする。

ニ オプション取引に係る権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅があった場合においては、当該オプションの帳簿価額のうち、当該権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅に見合う額で、信託財産の利益となる額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅の日とする。

ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該評価益に相当する金額及び評価益調整勘定のうち先物取引等評価益として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ヘ スワップ取引に係る途中決済又は契約終了時においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、途中決済の約定成立の日又は契約終了の日とする。

ト 追加型投資信託の信託財産のスワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引について計理規則第55条第1項第1号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価益に相当する金額並びに評価益調整勘定に計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(3) 有価証券売買等損益

損益計算書の作成に当たっては、有価証券売買等損益の期末残高に、期中の解約処理時に引落した当該有価証券売買等損益の累計額を加算した額を計上するものとする。なお、単位型の場合には、当期末における有価証券売買等評価損益から前期末における有価証券売買等評価損益を差引いた額を加算（減算）した額を含めて計上するものとする。

(4) 派生商品取引等損益

損益計算書の作成に当たっては、派生商品取引等損益の期末残高に、期中の解約処理時に引落した当該派生商品取引等損益の累計額を加算した額を計上するものとする。なお、単位型の場合には、当期末における派生商品取引等評価損益から前期末における当該派生商品取引等評価損益を差引いた額を加算（減算）した額を含めて計上するものとする。

(5) 受取配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買が行われる日とする。

なお、投資信託受益証券については当該収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託の収益分配金落の売買が行われる日とする。

損益計算書の作成に当たっては、受取配当金の期末残高に期中の解約処理時に引落した受取配当金の累計額を加算した額を計上するものとする。

(6) 配当株式

信託財産が保有する株式に係る株式配当で、その配当数量が確定している場合にはその全数量に相当する券面額又は発行価額を、数量が確定していない場合には予想配当数量の90%以下に相当する数量の券面額又は発行価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買を行う日とする。

損益計算書の作成に当たっては、配当株式の期末残高に期中の解約処理時に引落した配当株式の累計額を加算した額を計上するものとする。

(7) 受取利息

預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、その他有価証券の受取利息及び利付債券（投資法人債券を含む。）又は割引債券（投資法人債券を含む。）の信託財産が保有することとなった日以降における既経過利子並びにスワップ取引における受取スワップ金利を日々計上するものとする。また、金利先渡取引、為替先渡取引の決済金額の受取額を確定日に計上するものとする。

損益計算書の作成に当たっては、受取利息の期末残高に期中の解約処理時に引落した受取利息の累計額を加算した額を計上するものとする。

(8) 為替差損益

損益計算書の作成に当たっては、期末におけるその他外貨収益からその他外貨費用を差引いた額を計上するものとする。

(9) 解約差益金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産に生じた損失の一部を補填される金額で、一部解約の対象となった受益証券の当初発行価額と解約価額との差額を計上するものとする。ただし、公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託については、計理規則第60条第2項の規定に基づき計算された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(10) 追加信託差益金

元本の追加信託に伴い信託財産の利益として処理される金額で、追加信託される金額と当初元本額との差額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該元本の追加信託を行う日とする。

(11) その他外貨収益金

信託財産が保有する外貨建資産について生じた雑収入及び雑益金額を計上するものとする。

(12) その他収益金

貸付有価証券に係る品貸料並びに信託財産において生じた雑収入及び雑益金額を計上するものとする。

(13) 株価変動準備金取崩し額

約款の規定に基づき、株価変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(14) 価額変動準備金取崩し額

約款の規定に基づき、価額変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。

のとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(15) 収益調整金（有価証券売買益相当額）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうち有価証券売買益相当額の利益金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(16) 収益調整金（その他収益調整金）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうちその他収益調整金の利益金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(17) 評価益調整勘定

計理規則第57条規定に基づき計算した評価益調整勘定の金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(18) 分配準備積立金取崩し額

計理規則第55条第1項第6号の規定に基づき分配準備積立金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(19) 当期利益金

計理規則第56条、第58条及び第63条の規定に基づき計算した当期利益金の金額を計上するものとする。

（損益計算書の計上科目）

第7条 損益計算書の作成に当たっては、第5条及び第6条に掲げるものほか、次の各号に掲げる科目を設けるものとし、当該科目においては当該各号に掲げる金額を計上するものとする。

(1) 解約に伴う当期利益分配金又は当期損失分配金

追加型投資信託の損益計算書の作成に当たっては、期中の解約に伴う利益又は損失として分配した配当等収益、有価証券売買等損益及び評価損益調整勘定の累計額を計上するものとする。

(2) 期首剰余金又は期首欠損金

損益計算書の作成に当たっては、前期に期末剰余金として計上した額を計上するものとする。

(3) 当期追加信託による増減額

損益計算書の作成に当たっては、期中の追加信託に伴う収益調整金の累計額を計上するものとする。また、親投資信託については、期中の追加信託差損益金の累計額を計上するものとする。

(4) 当期解約による増減額

損益計算書の作成に当たっては、期中の解約に伴う収益調整金、分配準備積立金及び繰越欠損金の累計額を計上するものとする。また、単位型証券投資信託及び親投資信託受益証券については、期中の解約差損益金の累計額を計上するものとする。

(附属明細表の様式)

第8条 規則第25条第2項に規定する附属明細表の様式は、次の各号に掲げる附属明細表について当該各号に掲げる様式とする。

- (1) 空売り証券明細表 別紙様式第1号
- (2) 未収入金明細表 別紙様式第2号
- (3) 単位型分配可能額計算書「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に関する細則（以下「評価等に関する細則」という。）第11条に規定する別紙様式第1号（当該様式の名称を「単位型分配可能額計算書」と読み替えるものとする。）
- (4) 追加型収益分配金計算書 評価等に関する細則第12条に規定する別紙様式第2号
- (5) 利害関係人等との取引状況 別紙様式第3号

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年1月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月11日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年7月1日以降新たに計上する未収配当金から実施する。

なお、実施日において既に計上されている未収配当金については、同日以降更新されたものから適用する。

【参 考】

平成19年6月30日までの適用条文 第6条

- (5) 受取配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金で、その金額が確定している場合にはその金額を、確定していない場合には予想配当金額の90%に相当する金額を計上するものとする。

当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買が行われる日とする。

なお、投資信託受益証券については当該収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託の収益分配金落の売買が行われる日とする。

損益計算書の作成に当たっては、受取配当金の期末残高に期中の解約処理時に引落とした受取配当金の累計額を加算した額を計上するものとする。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、実施日前に開始した計算期間に関して作成すべき改正前の第8条第1号に規定する書類に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第2条第21号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条第12号、第48号

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和元年9月12日から実施する。

*「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（第63条を第56条に移動する等の改正）に伴う条
項の条ずれ等の修正

附 則

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

*第2条第1項(34)トを新設

空売り証券明細表

(単位：)

銘柄	空売り証券				備考
	売建額面	帳簿価額	評価額	評価損益	

未収入金明細表

(単位：)

摘 要	収入予定年月日	銘 柄	数 量	金 額	備 考
計					

利害関係人等との取引状況

令和（又は西暦） 年 月 日から

令和（又は西暦） 年 月 日まで

区 分	売 買 金 額 等					
	買付額等 A	うち利害関係人 との取引額 B	$\frac{B}{A}$ %	売付額等 C	うち利害関係人 との取引額 D	$\frac{D}{C}$ %
株 券	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
新株予約権証券 (新株引受権証券)						
オプション証券等						
公 社 債						
新株予約権付社債券 (転換社債券)						
新株予約権付社債券 (新株引受権付社債券)						
その他有価証券						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預 金						
譲渡性預金証書						
金 銭 信 託						
そ の 他						

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成17年11月18日改正
平成18年 1月20日改正
平成18年 5月24日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 7月18日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 4月24日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年 1月21日改正
平成22年 3月18日改正
平成24年12月20日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年12月21日改正
令和 3年 3月11日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 6月11日改正

第1編 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託財産（以下「信託財産」という。）の組入資産の評価及び計理処理並びに受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算出等について定め、信託財産の評価及び計理の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

第2編 組入資産の評価

第1章 通 則

(委託会社の忠実義務及び善管注意義務)

第2条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、信託財産の組入資産（以下「組入資産」という。）の評価に当たっては、受益者のために忠実かつ善良な管理者の注意をもって当該業務を行うものとする。

(組入資産の評価の原則)

第3条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、時価（算定日にお

いて市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。)により行うこと。

- (2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。
- (3) 組入資産の評価に当たり、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から提供された価格を用いる場合には、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内で検証すること。また、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること。
- (4) 組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合には、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること。ただし、この場合、当該判断に至った経緯や価格の算定方法、社内での手続き等について事跡を文書（電子ファイルを含む）にて作成し、7年間保存すること。

(委託会社の社内体制の整備)

第4条 組入資産の評価に当たっては、委託会社は社内体制を整備して評価の信頼性の確保に努めるものとする。

(評価方法等の開示)

第5条 組入資産の評価方法及び評価額は、開示を原則とする。

第2章 株式の評価

(国内取引所の上場株式の評価)

第6条 国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいい、以下「取引所」という。）に上場されている株式は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

2 二以上の取引所に上場されている株式は、次の各号に定めるところにより評価する。

- (1) 東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている株式（新たに東京証券取引所に上場されたもので従前から東京証券取引所以外の取引所に上場されていた株式であって、東京証券取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所（当該取引所の最終相場等により評価することとされている当該取引所をいう。以下同じ。）の変更が行われていない株式を除く。）は、東京証券取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

ただし、自主規制委員会において値付けが行われた日数（以下「値付日数」という。）及び取引量を勘案して、その最終相場等で評価することが適当と認めた東京証券取引所以外の他の取引所が定められている場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

- (2) 東京証券取引所を除く二以上の取引所に上場されている株式（新たに取引所に上場されたもので従前から当該取引所以外の他の取引所に上場されていたものであって、当該取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所の変更が行われていない株式を除く。）は、自主規制委員会が値付日数及び取引量を勘案して第7条の規定に基づき定める評価取引所に

における計算日の最終相場等で評価するものとする。

3 新規に取引所に上場された株式のうち、東京証券取引所を含む二以上の取引所に新規に上場された株式は東京証券取引所における計算日の最終相場で評価し、東京証券取引所を除く二以上の取引所に新規に上場された株式は新規上場に当たって届出のあった主たる取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

ただし、当該株式の株主の地域構成等を勘案して、自主規制委員会が他の取引所を当該株式の評価取引所と定めた場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、評価取引所を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

(評価取引所の変更)

第7条 自主規制委員会は、国内株式について、上場する取引所が追加された場合又は委託会社会員会社から当該株式の値付日数及び取引量からみて評価取引所を変更することが適当である旨の申し出があった場合には、速やかに当該株式に係る値付日数及び取引量等の調査を行い、評価取引所を定めるものとする。

なお、当該株式の評価取引所が変更された場合には、本会は委託会社に新たに決定された評価取引所（以下「新評価取引所」という。）を通知するものとする。

2 上場株式において当該発行会社から評価取引所に対し上場廃止申請が提出された場合の新評価取引所は次によるものとし、本会は当該新評価取引所を委託会社に通知するものとする。

(1) 評価取引所以外で単一の取引所に上場されている場合には、当該取引所

(2) 評価取引所以外で東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている場合には、東京証券取引所

(3) 評価取引所以外で東京証券取引所を除く二以上の取引所に上場されている場合には、新規上場に当たって届出のあった主たる取引所

3 前2項の規定に基づき評価取引所が変更された場合には、新評価取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、評価取引所を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するものとする。

(計算日に最終相場がない場合の株式の評価)

第8条 計算日において取引所の最終相場がない場合の国内の株式は、当該取引所における計算日の直近の日の最終相場で評価するものとする。

2 取引所における計算日の気配相場が直近の日の最終相場に比べ1割以上下落した場合には、前項の規定にかかわらず当該取引所の気配相場（買気配及び売気配の両方で表示された場合は、買気配とする。以下同じ。）で評価するものとする。

なお、気配相場で評価することとなった日の翌日以降、継続して気配相場のみの場合には、計算日における気配相場で評価し、最終相場及び気配相場のいずれもない場合には、計算日の直近の日の気配相場で評価するものとする。

3 取引所における計算日の気配相場が、ストップ安若しくはストップ高となった場合又は著しく変動した気配値が表示される場合等の事由により、直近の日の最終相場で評価することが適当でない場合には、前2項の規定にかかわらず当該気配相場で評価することができるものとする。この場合における当該気配相場による評価の決定は、過去の同様の事例を参考として従前の例により行うものとする。

なお、前項なお書きの規定は、当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の取扱いについて準用する。

4 新規公開株の売買初日において最終相場がない場合には、当該取引所の気配相場で評価するものとする。ただし、当該気配が売気配であって公募価格より高い場合は当該売気配は採用しないものとする。

なお、第2項なお書きの規定は、当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の取扱いについて準用する。

また、当該気配相場を採用する場合には、本会は委託会社会員に通知するものとする。

(権利落相場等の場合の株式の評価)

第9条 第6条第1項の規定は、新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式(以下「新旧株式」という。)の評価、配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式(以下「権利落等株式」という。)の評価、株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式(以下「併合後売買開始日の株式」という。)の評価、会社合併の効力が発生したときの合併新株式の評価について準用する。

2 計算日において新旧株式、権利落等株式、併合後売買開始日の株式、合併新株式の最終相場がない場合には、取引所における計算日のそれぞれの気配相場で評価するものとする。

なお、取引所において当該株式の気配相場がない場合には、当該株式に係る最終相場又は気配相場ができるまでの間、細則に定める計算方法により算出される価額(以下「理論価格」という。)で評価するものとする。

3 前項の規定に基づき当該株式の気配相場で評価することとなった日の翌日以降の当該株式の評価は、次に掲げる場合について当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 継続して気配相場のみの場合 計算日の気配相場
- (2) 最終相場及び気配相場がない場合 直近の気配相場

4 第2項なお書の規定に基づき理論価格で評価することとなった日の翌日以降の当該株式について気配相場ができた場合には、当該気配相場で評価することとし、前項の規定は当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の当該株式の評価について準用する。

* 細則第2条

* 委員会決議第1

(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)

第10条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等（新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。）となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がない場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。

(発行日取引を行っている新株式の評価の特例)

第11条 発行日取引を行っている新株式について、次に掲げる場合には、第9条の規定にかかわらず当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場
- (2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第8条各項の規定に基づき評価した価額より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場

2 前項の規定に基づき旧株式の最終相場で評価することとなった日の翌営業日以降の当該新株式の評価は、次に掲げる場合について当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 当該新株式の最終相場がある場合 当該最終相場
- (2) 当該新株式の気配相場のみの場合 当該気配相場。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該新株式の気配相場より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場
- (3) 当該新株式の最終相場及び気配相場がない場合 直近の日の評価値。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該評価値より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場

第12条 (削除)

(上場予定株式の評価)

第13条 上場予定株式(目論見書等で確認されるものに限る。以下同じ)は、計算日の気配相場で評価し、計算日の気配相場がない場合には、計算日の直近の気配相場で評価するものとする。

ただし、気配相場の発表が行われないものは、取得価額で評価するものとする。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額で評価するものとする。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。

(未上場株式の評価)

第14条 未上場株式(上場予定株式を除く。以下同じ。)の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。

(外国株式の評価)

第15条 外国株式であって本邦以外の外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。以下「海外取引所」という。)に上場されている株式は、原則として海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとする。

2 複数の国で上場されている外国株式は、原則として取得した通貨表示で株式を上場している取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場(国内取引所において取得した外国株式は、国内取引所における計算日の最終相場とする。)で評価するものとする。

ただし、外国株式を当該外国株式が上場されていない国で取得した場合には、当該外国株式が上場されている国の海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、計算日に最終相場がない場合には、当該日の直近の日の最終相場で評価するものとする。

ただし、取引停止や気配値のみ切下げ等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。

なお、国内取引所において取得した外国株式(原則として同株式が本国等日本以外の主たる取引所に上場されているものに限る。)について、国内取引所における計算日の最終相場がない場合には、国内取引所が発表する計算日の基準値段で評価するものとする。

4 外国株式であって海外の店頭市場に登録されている株式は、当該海外店頭市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場又は最終買気配相場で評価するものとする。

5 未上場株式及び未登録株式であって、次に掲げる外国株式については、当該各号に定める価額で評価するものとする。

- (1) 上場予定株式及び登録予定株式（目論見書等で確認されるものに限る。） 計算時に知りうる直近の日の気配相場。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。
- (2) 株主又は社債権者として割当てられる未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権 計算時に知りうる直近の日の気配相場。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。ただし、当該未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権を公正価値測定を用いて時価で評価することが可能な場合には、当該時価で評価することができるものとする。
- (3) 前2号以外の未上場株式及び未登録株式 公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。

（預託証券又は預託証書の評価）

第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書（以下この条において「預託証券等」という。）の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式（以下「新旧株式」という。）」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等（以下「新旧預託証券等」という。）」と、「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式（以下「権利落等株式」という。）」とあるのは「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等（以下「権利落等預託証券等」という。）」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式（以下「併合後売買開始日の株式」）とあるのは「預託証券等の併合後の預託証券を対象として売買を開始するときの預託証券等（以下「併合後売買開始日の預託証券等」）」と、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。

第3章 転換社債並びに新株引受権証券及び証書等の評価

（国内転換社債等の評価）

第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社

債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。) (以下「転換社債等」という。) は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

2 計算日において当該転換社債等に係る最終相場がなく気配相場が表示され、かつ当該気配相場が直近の日の最終相場を下回った場合には、前項の規定にかかわらず、当該気配相場で評価するものとする。

3 第8条第2項なお書の規定は、計算日の気配相場で評価することとなった日の翌日以降継続して気配相場のみとなった場合並びに最終相場及び気配相場がない場合の当該転換社債等の評価について準用する。

4 前3項の規定にかかわらず、当該転換社債等の取引所における値付状況等を勘案して、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価することができるものとする。

ただし、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該転換社債等の評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
- (3) 価格情報会社の提供する価額

第17条 (削除)

(外国転換社債等の評価)

第18条 外国転換社債等は、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価する。

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
- (3) 価格情報会社の提供する価額

2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該外国転換社債等の評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

(新株引受権証券(ワラント)、新株予約権証券及び新投資口予約権証券の評価)

第19条 国内で発行された新株引受権証券(ワラント)、新株予約権証券及び新投資口予約権証券(以下「新株予約権証券等」という。)は、取引所に上場されるまでの間は取得価額で評価し、取引所に上場した後においては、当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

なお、第8条の規定は、取引所における計算日の最終相場がない場合の当該新株予約権証券等の評価について準用する。

2 海外で発行された新株予約権証券等であつて、海外取引所に上場されている新株予約権証券等は、海外取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価するものとする。

3 海外で発行された未上場新株予約権証券等は、次の各号に定めるところにより評価するものとする。

(1) 上場予定新株予約権証券等については、気配相場で評価するものとする。ただし、気配相場の発表が行われないものは、当該新株予約権証券等の取得価額で評価するものとする。

(2) 前号に掲げるもの以外の未上場新株予約権証券等の評価については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等(以下「公社債等」という。)」とあるのは「新株予約権証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該新株予約権証券等」と読み替えるものとする。

(オプション証券等の評価)

第19条の2 第19条第1項の規定は、国内で発行されたオプション証券等(金商法第2条第1項第19号に規定するオプション取引に係る権利を表示する証券又は証書をいう。以下「オプション証券等」という。)の評価について、第21条の規定は、国内で発行された未上場オプション証券等についてそれぞれ準用する。この場合において、第19条第1項中「新株引受権証券(ワラント)及び新株予約権証券(以下「新株予約権証券等」という。)」は「オプション証券等」と、「当該新株予約権証券等」は「当該オプション証券等」と、第21条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等(以下「公社債等」という。)」とあるのは「オプション証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該オプション証券等」と読み替えるものとする。

2 第19条第2項の規定は、海外で発行されたオプション証券等の評価について、同条第3項の規定は海外で発行された未上場オプション証券等についてそれぞれ準用する。この場合において第2項及び第3項第2号中「新株予約権証券等」は「オプション証券等」と、第3項柱書及び第2号中「未上場新株予約権証券等」は「未上場オプション証券等」と、第3項第1号中「上場予定新株予約権証券等」は「上場予定オプション証券等」と、第3項第1号及び第2号中「当該新株予約権証券等」は「当該オプション証券等」と読み替えるものとする。

(新株引受権証券等の評価)

第20条 普通取引期間中に買付けた新株引受権証券は、普通取引の終了の日までの間、取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

2 権利入札によって取得した新株引受権は、新株式として帳簿価額（落札価額に委託手数料及び払込金額を加えた額とする。）で評価するものとする。

第4章 公社債等の評価

（公社債の評価）

第21条 国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価するものとする。

- （1）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- （2）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- （3）価格情報会社の提供する価額

2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該公社債等の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

* 細則第3条

（償却原価法による評価）

第22条 買付約定日から1年以内に償還又は満期を迎える公社債等（償還日又は満期日の前年応当日が到来したものを含み、細則第3条第7号に規定するコマーシャル・ペーパーを除く。）について、価格変動性が限定的で、細則で定める償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、当該公社債券等を当該細則で定める方法により計算された額を加算又は減算した額で評価できるものとする。

ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えを行うものとする。

* 細則第4条

（MMF等の特例）

第23条 MMF及び証券総合口座用ファンドにおける組入公社債券の評価は、前2条の規定にかかわらず、MR F及びMMFの運営に関する規則の定めるところにより評価するものとする。

第5章 その他の組入資産の評価

（投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価）

第24条 次に掲げる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）について、第6条から第11条及び第13条の規定は、国内取引所に上場されているものの評価について準用し、第15条第1項から第4項までの規定は、海外取引所に上場されているものの評価について準用する。この場合において、第9条から第11条中「株式」とあるのは「受益証券等」と、「旧株式」とあるのは「旧

受益証券等」と、「新株式」とあるのは「新受益証券等」と読み替え、第9条中「合併新株式」とあるのは「合併投資証券」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新受益証券等」と、第13条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定受益証券等」と第15条中「外国株式」とあるのは「外国受益証券等」とそれぞれ読み替えるものとする。

ただし、海外取引所に上場されているオープン・エンド型の受益証券等（上場投資信託（政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。以下同じ。）を除く。）の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。

(1) 投資信託又は外国投資信託の受益証券

(2) 投資法人又は外国投資法人の投資証券

(3) 貸付信託の受益証券（外国法人の発行するものでこれと同様の性質を有するものを含む。）

(4) 外国貸付債権信託受益証券

(5) 受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、貸付債権信託受益権（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。）と指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）を含む。）

(6) 前5号に掲げる受益証券等に係る預託証券又は預託証書

2 第21条の規定は、前項に掲げる受益証券等のうち取引所に上場されていない受益証券等（以下「未上場受益証券等」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）」とあるのは「未上場の受益証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該未上場の受益証券等」と読み替えるものとする。

ただし、前項第1号及び第2号に掲げる未上場受益証券等の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。

（親投資信託受益証券の評価）

第25条 親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価するものとする。

（出資証券等の評価）

第26条 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号に規定する出資証券をいう。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券（金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券をいう。）及び資産

の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号に規定する証券をいう。）（以下「出資証券等」という。）のうち取引所に上場されているものは、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。

2 第21条の規定は、出資証券等のうち取引所に上場されていない出資証券等（以下「未上場出資証券等」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）とあるのは「未上場出資証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該未上場出資証券等」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものについて夫々準用する。

（金融資産の評価）

第27条 第21条の規定は、預金、コール・ローン及び国内CDその他の細則で定める資産（以下「金融資産」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）とあるのは「金融資産」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該金融資産」と読み替えるものとする。

* 細則第5条

（市場デリバティブ取引の評価等）

第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引（金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「政令」という。）第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資取引のうち商品市場において行う取引をいう。）は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段（以下「清算値段等」という。）で評価するものとする。

なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。

2 海外取引所に上場されている外国市場デリバティブ取引（金商法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引及び政令第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資等取引のうち海外商品市場において行う取引をいう。以下「外国市場デリバティブ取引」という。）は、当該海外取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとする。

3 二以上の海外取引所に上場され、かつ当該海外取引所相互間で反対売買が可能な外国市場デリバティブ取引については、取引量等を勘案して、その最終相場で評価を行うこととする海外取引所（以下「海外評価取引所」という。）を決定するものとする。

（店頭デリバティブ取引の評価）

第29条 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う店頭デリバティブ取引（金商法第2

条第22項に規定する店頭デリバティブ取引及び政令第3条第10号に規定する商品投資等取引（前条第1項及び第2項に該当する商品投資等取引を除く。）をいう。）は、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額で評価する。なお、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額で評価する場合にあっては、売気配相場による評価は行わないものとする。

- 2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

（信用取引の評価）

第30条 信用取引は、原則として当該信用取引に係る銘柄の取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

（抵当証券の評価）

第31条 第21条の規定は、抵当証券の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他細則に定める有価証券（以下「公社債等」という。）」とあるのは「抵当証券」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該抵当証券」と読み替えるものとする。

（商品の評価）

第31条の2 商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）のうち商品市場に上場されているもの（商品投資等取引に該当するものを除く。）は、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。

ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。

- 2 海外の商品市場に上場されているもの（商品投資等取引に該当するものを除く。）は、当該海外の取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価するものとする。

ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。

- 3 第21条の規定は、前各項以外の商品の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券、その他細則に定める有価証券（以下「公社債等」という。）」とあるのを「商品」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該商品」と読み替えるものとする。

第6章 外貨建資産の評価

(外貨建資産の評価レート)

第32条 基準価額表示通貨に外貨建資産（基準価額表示通貨以外の通貨表示の有価証券（利金及び償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金又は償還金のいずれかが基準価額表示通貨以外の通貨によって表示され支払われるものを含む。以下「外貨建証券」という。）及び基準価額表示通貨以外の通貨表示の預金その他の資産をいう。以下同じ。）を換算する場合に使用する為替相場は、計算日における対顧客相場（対顧客直物電信売買相場をいう。）の仲値（売相場と買相場の平均値をいう。以下同じ。）をもとに細則で定める計算方法により算出されるレート（以下「クロスレート」という。）で評価するものとする。

2 対顧客相場が発表されていない場合又は対顧客相場による取引が停止した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、その都度自主規制委員会において評価に用いるクロスレートを決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、当該クロスレートを決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

* 細則第7条

* 委員会決議第2

(外国為替予約取引等の評価)

第33条 計算日に対顧客先物相場（順月確定日（計算日より起算した各月の確定日をいう。）渡しの対顧客先物相場をいう。以下同じ。）の仲値が発表されている外貨の予約売買に係る買為替及び売為替（以下「予約為替」という。）は、次に掲げる場合について当該各号に掲げる計算方法により算出されるレートで評価するものとする。

(1) 計算日において予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、細則で定める計算方法により算出されるクロスレートで評価するものとする。

(2) 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、次に定めるレートにより評価するものとする。

イ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場をもとに細則で定める計算方法により算出される値を評価レートとする。

ロ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を評価レートとする。

(3) 対顧客先物相場による取引が停止された場合における改訂対顧客先物相場の仲値の採用については、その都度自主規制委員会において決定するものとする。

(4) 前号の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある

場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、当該仲値を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨の予約為替は、計算日の対顧客相場の仲値で評価するものとする。

* 細則第8条

* 委員会決議第3、第4

第34条 (削除)

第3編 投資信託財産の計理

第1章 計理処理

(転換社債等を株式転換する場合等の計理)

第35条 信託財産に組み入れた転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合における計理処理は、細則で定める方法により行うものとする。

* 細則第9条

* 委員会決議第5

(現先取引に係る公社債券等の処理)

第36条 条件付売買により取得した公社債券等は、買付金額と売戻金額(利付債券は途中利金額を含む。以下同じ。)の差額を、買付受渡日の翌日から売戻日までの期間により日割り計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

なお、売戻日が確定していない取引は、当該取引に係るレートを用いて算出した一日分の利息に相当する金額を日々未収利息として計上できるものとする。

2 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う実績分配型の投資信託(以下「日々決算型追加型公社債投資信託」という。)における条件付売買によって取得した公社債券等は、前項の規定にかかわらず買付金額と売戻金額の差額を、買付受渡日から売戻日の前日までの期間により日割計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

(残存期間1年以内の公社債券の処理)

第37条 日々決算型追加型公社債投資信託における買付約定日から1年以内に償還を迎える公社債券(償還日の前年応当日が到来したものを含む。以下第2項において同じ。)に係る第22条の規定に基づき当該公社債券の帳簿価額に加算又は減算された額は、売買損益に計上するものとする。

2 日々決算型追加型公社債投資信託以外の投資信託における買付約定日から1年以内に償還を迎える公社債券に係る第22条の規定に基づき当該公社債券の帳簿価額に加算又は減算された額は、利付債券は売買損益に、割引債券は受取利息にそれぞれ計上するものとする。

(残存期間1年以内の金融資産の処理)

第38条 買付約定日から1年以内に満期を迎える金融資産（満期日の前年応当日が到来したものを含む。）については、買付に係る受渡日又は満期日の前年応当日（応当日が休日に当たる場合は休日明け営業日。以下この条において同じ。）の翌日から満期日まで、取得価額（満期日の前年応当日の到来したものは前年応当日の帳簿価額を取得価額とする。）と満期価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

(ファミリーファンドの追加設定等)

第39条 親投資信託の設定又は解約に係る当該親投資信託及び子投資信託の計理は、設定については申込日における基準価額（信託財産留保額を徴取する投資信託については、当該留保額を加算又は減算した金額。以下「基準価額等」という。）をもって申込日当日に行い、また解約については申込日の翌日を行うことを原則とする。

ただし、申込日の前営業日における親投資信託の基準価額等をもって設定又は解約を行う投資信託は、申込日当日に追加設定又は解約に係る処理を行うこととする。

(財形給付金ファンドの組入債券の上場廃止等に伴う処理)

第40条 財形給付金ファンドの組入債券が上場廃止又は店頭登録廃止となった場合には、当該債券の上場廃止日又は登録廃止日の直前の日の最終相場で評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、当該評価換えに伴う評価益又は評価損を有価証券等売買益又は有価証券等売買損にそれぞれ加算するものとする。

(財形給付金ファンドに係る特別法人税等の計理処理)

第41条 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第157条に規定する積立金に対する税相当額は、日割計上するものとする。

2 前項の規定に基づき日割計上される金額は、その他費用として処理するものとし、納付までの間はその他未払費用に計上するものとする。

(財形給付金ファンドの決算時における計理処理)

第42条 財形給付金ファンドの決算処理においては、第55条第1項第1号及び第58条第1項第1号の規定にかかわらず、当該投資信託の組入債券の評価換えによる帳簿価額の訂正は行わないものとする。

2 財形給付金ファンドに係る当期損失金又は当期利益金は、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとし、収益の分配は行わないものとする。

第2章 外貨建資産の計理

(外貨建資産の計理)

第43条 信託財産に係る外貨建資産は、基準価額表示通貨表示の資産、負債、元本、収益及び損失（以下「基準価額表示通貨建資産」という。）と区分して処理するものとする。

2 外貨建資産は、通貨の種類毎に当該外貨建資産の各勘定をもって処理するものとする。なお、わが国の取引所に上場されている外貨建証券については、円表示の外貨建資産として区分計理するものとする。

3 基準価額表示通貨建資産をもって取得した基準価額表示通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）又は外貨建証券は、外貨建資産の外貨基金勘定として処理し、基準価額表示通貨建資産においては外国投資勘定をもって処理するものとする。

ただし、通貨スワップにおけるスワップ金利の元となる元本額を交換する取引のうち、取引開始時に元本額を交換し、取引終了時に再度交換するものについては、この規定を適用しない。

(外貨の売買)

第44条 外貨の取得及び売却は、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号）第60条及び第61条に定めるところにより処理するものとする。

(外貨の予約売買)

第45条 外貨の買付予約を行った場合は、当該予約額を基準価額表示通貨建資産の買為替勘定及び為替未払金勘定に計上するものとする。

2 外貨の売却予約を行った場合は、当該予約額を基準価額表示通貨建資産の為替未収入金勘定及び売為替勘定に計上するものとする。

(外貨の予約売買の決済)

第46条 外貨の予約売買の決済を行った場合には、当該決済に係る買為替勘定と為替未払金勘定との差額又は為替未収入金勘定と売為替勘定との差額をそれぞれその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上するほか、次に掲げる方法により決済を行った場合には、当該各号に定める方法により処理するものとする。

（1）外貨及び基準価額表示通貨の授受による決済 第44条の規定に基づき処理する

（2）反対売買による決済 当該反対売買により生じた損失又は利益をその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上する

(通貨スワップ取引の処理)

第47条 スワップ金利の元となる元本額を交換する取引のうち、取引開始時に元本額を交換し、取引終了時に再度交換する取引は、次に掲げる取引について当該各号に定める方法により処理するものとする。

- (1) 取引開始時に外貨を受入れ、基準価額表示通貨を支払う取引 元本額の交換日に、外貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債見合勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産についてスワップ受取資産見合勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替えるものとする。
- (2) 取引開始時に外貨を支払い、基準価額表示通貨を受入れる取引 元本額の交換日に、外貨建資産についてスワップ受取資産見合勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債見合勘定を振替えるものとする。
- (3) 取引終了時に外貨を支払い、基準価額表示通貨を受入れる取引 元本額の交換日に、外貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産についてスワップ受取資産勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替えるものとする。
- (4) 取引終了時に外貨を受入れ、基準価額表示通貨を支払う取引 元本額の交換日に、外貨建資産についてスワップ受取資産勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債勘定を振替えるものとする。

2 前項に規定する取引の計上金額は、元本額を受入れ、又は支払いに係る外貨及び基準価額表示通貨の金額とする。

(外貨の転換)

第48条 同一の投資信託財産における外貨の転換（外貨間の売買をいう。以下同じ。）は、売付外貨について次条に規定する回金処理を行い、買付外貨については送金（基準価額表示通貨による外貨の買付をいう。）と同様の処理を行うものとする。

2 外貨の転換を行った場合における転換金額又は基準価額表示通貨金額の算出に使用する為替相場は、当該転換の約定成立日における第32条の規定に基づき算出されたクロスレートとする。

(回金の処理)

第49条 回金（基準価額表示通貨対価による外貨の売付けをいう。）を行った場合における外貨建資産の各損益勘定からの控除は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 利益勘定から控除する場合は、次の各号に掲げる勘定から順に控除するものとする。
 - イ 受取配当
 - ロ 配当株式
 - ハ 受取利息
 - ニ その他収益金
 - ホ 有価証券売買益
 - ヘ 先物取引等取引益（先物取引等とは金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）

(2) 損失勘定から控除する場合は、次に各号に掲げる勘定から順に控除するものとする。

- イ 支払利息
- ロ 有価証券売買損
- ハ 先物取引等取引損
- ニ その他費用

(外貨建資産の決算処理)

第50条 外貨建資産は、当該信託財産の計算期間の末日において有価証券その他の金融商品等（以下「有価証券等」という。）、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引を時価に評価換えし、各収益及び損失金額を外貨基金に振替え、その後の各勘定残高を基準価額表示通貨に換算のうえ、外貨基金を除き基準価額表示通貨建の各勘定に加算するものとする。ただし、単位型投資信託にあっては、有価証券等、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引の評価換えは行わないものとする。

2 基準価額表示通貨建資産においては、外貨建資産の各収益及び損失額に見合う金額を基準価額表示通貨換算し、各収益及び損失の各勘定並びに外国投資勘定に計上するものとする。この場合の基準価額表示通貨換算額の計算に当たって第32条の規定に基づき算出されたクロスレートにより行うものとする。

3 外貨予約売買に係る買為替及び売為替は、第33条の規定に基づき算出されたレートにより評価換えを行い、当該評価換えによって生じた損益はその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上するものとする。また、為替未収入金及び評価換え後の買為替勘定残高は未収入金勘定に、為替未払金及び評価換え後の売為替勘定残高は未払金勘定にそれぞれ振替えるものとする。

4 前3項に基づき処理した後において、外国投資勘定と外貨基金を相殺し、その差額はその他外貨費用又はその他外貨収益金として計上し、その他外貨費用及びその他外貨収益金の残高は、有価証券売買損益に振替えるものとする。

5 収益分配及び決算処理後において、決算処理に伴い基準価額表示通貨建資産の各勘定に加算した外貨建資産の各勘定残高に相当する金額は、基準価額表示通貨建資産の各勘定より減算するとともに、それぞれの外貨建資産として計上し、外国投資勘定は基準価額表示通貨建資産に、外貨基金は外貨建資産にそれぞれ計上するものとする。この場合、外国投資勘定の金額は、外貨基金と見合う金額とし、外貨基金は、決算処理に伴い基準価額表示通貨換算した外貨基金の額とする。

なお、未収入金勘定及び未払金勘定に振替えられた為替未収入金、買為替、為替未払金又は売為替の各勘定残高は、それぞれ当該勘定に振替えるものとする。

第4編 基準価額の算定

(基準価額の算定の原則)

第51条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定について

は、投信法、同法施行令（平成12年政令第480号）及び同法施行規則（平成12年府令第129号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）」及び「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。

2 投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。

ただし、投資信託財産へ組入れている資産の状況に照らし、投資信託約款により追加設定日または一部解約日を特定日に限定している投資信託受益証券の基準価額の算定については、計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とすることなど、日々計算しないこととすることができる。

なお、この場合には、計算を要する日の特定や計算方法（日々計算を要しないとした場合の信託報酬の計算方法及び計上時期などを含む。）など、計算日に係る考え方その他必要事項について、信託契約に記載の上、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする。

3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第4編の規定を準用するものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「インフラ投信等規則」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。

（基準価額の算定方法）

第52条 投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあつては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。

2 前項に規定する基準価額の算出単位は、円位未満四捨五入とし、信託終了時には、銭位（未満四捨五入）まで計算する。なお、外貨建投資信託については、市場流通単位（単位未満四捨五入）とする。

3 第1項に規定する基準価額の計算に当たり、当該投資信託の組入資産の評価額の計算については、第2編の規定を適用する。

（基準価額算定に係る用語の定義等）

第53条 前条第1項に規定する基準価額表示通貨建有価証券評価損益その他の細則で定める用語の定義及びその計算方法は、細則に定める定義及び計算方法とする。

* 細則第10条

第5編 収益分配等に当たっての計理処理

(単位型投資信託の収益の分配等)

第54条 単位型投資信託の計算期日における組入有価証券その他の資産の評価は、第2編第2章から第6章の規定に基づき行うものとする。

- 2 単位型投資信託は、計算期間の末日において、経費（信託報酬及びその他費用の合計額をいう。以下次条において同じ。）控除後の収益分配前の信託財産純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額又は細則で定める配当等収益計算書中の分配可能額計算書において計算された分配可能額（以下「配当等収益額」という。）のいずれか多い額の範囲内の金額を分配することができるものとし、当該信託財産純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益額の範囲内の金額を分配することができるものとする。

* 細則第11条

(追加型投資信託の収益の分配等の処理)

第55条 追加型投資信託（第58条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び第57条において同じ。）の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益（割引債については、当該計算期間中に発生した未収利息相当額を控除した額とする。以下本条に規定する有価証券評価損について同じ。）は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益（スワップ取引については、取得時（取得後利息清算を行ったものは、直近の利息清算日とする。）から評価換え時までの利息相当額を、受取スワップ金利については未収利息を控除した額、支払スワップ金利については未払利息を加算した額とする。以下この条に規定する先物取引等評価損並びに第58条第1項第3号に規定する先物取引等評価益及び先物取引等評価損について同じ。）は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (2) 計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。
- (3) 経費は、配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額をいう。以下同じ。）及び有価証券売買等利益（有価証券売買損益及び先物取引等取引損益の合計額で差益額となる額をいう。以下同じ。）から按分控除する。なお、控除しきれない金額が生じた場合には、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上するものとする。
- (4) 経費控除後の配当等収益は、その全部を分配することができるものとするが、その全部又は一部を信託財産に留保し、又は欠損金の補てんに充てることもできるものとする。
なお、信託財産に留保した配当等収益は、分配準備積立金の配当等収益に計上して翌期に繰り越すものとする。
- (5) 経費控除後の有価証券売買等利益は、前期から繰り越された欠損金がある場合には当該繰

越欠損金を補てんし、その残額を分配することができるものとするが、その全部又は一部を信託財産に留保することもできるものとする。

なお、当該有価証券売買等利益で補てんしきれない欠損金がある場合には、当該金額を繰越欠損金として翌期に繰り越すものとする。

また、有価証券売買等利益の全部又は一部を信託財産に留保した場合には、分配準備積立金の有価証券売買等利益に計上して翌期に繰り越すものとする。

(6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、その全額を分配に使用すること又は欠損金の補てんに充てることができるものとする。

(7) 収益調整金の有価証券売買等損益相当額は、期末において欠損金がある場合には、当該欠損金額又は有価証券売買等損益相当額のいずれかが零になるまで分配に使用せず当該科目に留保するものとし、当該留保額を超える有価証券売買等損益相当額は、その全額を分配に使用することができるものとする。また、収益調整金のその他収益調整金は、その全額を分配に使用できるものとする。

なお、期末において収益調整金が赤字となった場合には、当該金額を当該科目に計上して翌期に繰り越すものとする。

2 第1項に規定する追加型投資信託の収益分配金の計算は、細則で定める追加型収益分配金計算書により行うものとする。

* 細則第12条

(上場投資信託の収益分配の処理)

第56条 上場投資信託の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。

(2) 計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。

(3) 経費は、配当等収益及び分配準備積立金から控除するものとする。なお、控除しきれない経費は、分配準備積立金の負数として次期に繰り越すものとする。

(4) 経費を控除し、前期から繰り越された分配準備積立金の負数額を補てんした後の配当等収益は、全額分配することができるものとする。なお、当該金額の一部又は全部を信託財産中に留保し、分配準備積立金に計上して翌期に繰り越すことができるものとする。

(5) 有価証券売買益、先物取引等取引益、交換（解約）差益金及び追加信託差益金の合計額から、有価証券売買損、先物取引等取引損、交換（解約）差損金及び追加信託差損金の合計額を控除した金額が、正数の場合は当該金額を繰越利益金として、負数の場合は当該金額を繰越欠損金として翌期に繰り越すものとする。

(6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、経費を補てんした後、その残額を分配することが

できるものとする。

(7) 収益分配金の計算は、細則で定める上場投資信託収益分配金計算書により行うものとする。

* 細則第15条

(追加型投資信託の追加信託金等の処理)

第57条 追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、細則に定めるところにより行うものとする。

なお、外貨建資産に投資運用するものにあつては、外貨建資産の収益、損失及び有価証券等評価損益(有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下この本条において同じ。)を、それぞれ第32条の規定に基づき算出されたクロスレートにより基準価額表示通貨換算し、基準価額表示通貨建資産の収益又は、損失並びに有価証券等評価損益に加算するものとし、為替評価損益並びにその他外貨費用又はその他外貨収益は、当該通貨建資産の有価証券売買損益に加算するものとする。

* 細則第13条

(追加型公社債投資信託の収益の分配等の処理)

第58条 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る収益の分配は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 計算期末において組入公社債券を第21条から第23条の規定に基づき算出された額に評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損にそれぞれ加算するものとする。
- (2) 取引所に上場されている先物取引又はオプション取引に係る取引対象は第28条の規定に基づき算出された額に評価換えし、当該取引対象に係る評価益は先物取引等取引益に、評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (3) スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る取引対象は第29条の規定に基づき算出された額に評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、当該取引対象に係る評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (4) 計算期間の末日における受取利息、有価証券売買益、先物取引等取引益、解約差益金、繰越利益金及びその他の収益の合計額から支払利息、有価証券売買損、先物取引等取引損、その他の損失、追加信託差損金、繰越欠損金、信託報酬、解約差損金及びその他の経費の合計額を控除した後において、収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額(一口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を超える場合には、当該元本総額を超える金額の全額を分配するものとする。なお、収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額に満たない場合には、収益の分配は行わないものとする。

2 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る当期損益は、次のイ及びロに掲げる方法により算出するものとする。

イ 当期欠損金又は当期利益金は、計算期間中における損失及び計算期間の末日において処理

した損失並びに計算期間中における利益及び計算期間の末日に処理した利益に基づき算出するものとする。

ロ 当期欠損金又は当期利益金は、前期より繰り越された繰越欠損金及び繰越利益金と合算して、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

3 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る追加信託差損金は、次のイ及びロに掲げる方法により処理するものとする。

イ 計算期間の末日における追加信託差損金は、当該金額の全部を当該科目に計上し、翌期に繰り越すものとする。

ロ 追加信託差損金に相当する金額は、繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

(追加型公社債投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理)

第59条 追加型公社債投資信託の追加信託金は、決算日の翌日に、次の各号に掲げる場合について当該各号に定める方法により処理するものとする。

(1) 追加信託金が元本額と同額の場合 追加信託金の全額を元本額として処理する。

(2) 追加信託金が元本額を下回る場合 追加信託金と元本額との差額を追加信託差損金として処理する。

2 追加型公社債投資信託の一部解約については、次のイ及びロに定める方法により処理するものとする。

イ 当該解約に係る解約金額と当該解約に係る個別元本総額（受益者が当該投資信託に信託した額の総額をいう。以下この項において同じ。）の差額は解約差損金又は解約差益金として処理する。

ロ 当該解約に係る元本額と当該個別元本総額との差額は、追加信託差損金から控除する。

(ファミリーファンドの収益分配の処理)

第60条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託（以下「単位型子ファンド」という。）、追加型投資信託（上場投資信託を除き、以下「追加型子ファンド」という。）及び上場投資信託（以下「上場投資信託子ファンド」という。）の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。

なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド、追加型子ファンド又は上場投資信託子ファンドにおいて行うものとする。

(1) 第54条の規定は、単位型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「単位型投資信託」とあるのを「単位型子ファンド」と読み替えるものとする。

(2) 第55条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託（第58条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び第57条において同じ。）」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。

(3) 第56条の規定は、上場投資信託子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。

この場合において、同条中「上場投資信託」とあるのを「上場投資信託子ファンド」と読み替えるものとする。

2 追加型子ファンドは、当該信託財産が組入れている親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を収益分配金に充当することができるものとし、この場合においては、次のイ及びロの定めるところにより行うものとする。なお、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を収益分配金に充当した場合には、当該信託財産の終了時まで継続して適用するものとする。

イ 細則で定める配当等収益計算書中の分配可能額計算書において計算された分配可能額を配当等収益に加算し、有価証券売買損益から減算する。なお、分配可能額が差引配当等収益額を超過する場合は、当該差引配当等収益額の額までとする。

ロ 細則で定める配当等収益計算書中の子ファンドの収益調整金相当額計算書において計算された収益調整金相当額(その他収益調整金)を、収益調整金中のその他収益調整金に加算し、有価証券売買等損益相当額から減算するものとする。

* 細則第14条

(ファミリーファンドの追加信託金及び一部解約金の処理等)

第61条 単位型子ファンドの信託財産の一部解約によって生じた解約差金は、解約差損金又は解約差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。

2 第57条の規定は、追加型子ファンドの追加信託金及び一部解約金の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。

3 親投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次のイ及びロの定めるところにより処理するものとする。

イ 親投資信託の追加信託によって生じた追加信託差金は、追加信託差損金又は追加信託差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。

ロ 親投資信託に係る信託財産の一部解約によって生じた解約差金は、解約差損金又は解約差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。

(計算期間の末日における親投資信託の組入れ有価証券等の評価)

第62条 親投資信託は、当該投資信託の計算期間の末日において当該親投資信託の組入資産を第2編の規定に基づき算出された額に評価換えするものとする。

2 第55条第1項第1号の規定は、前項に規定する親投資信託の組入資産の評価について準用する。

(ファミリーファンドの当期損益金の計算)

第63条 単位型子ファンドの当期損益金は、次のイ及びロに定めるところにより計算するものとする。

る。

イ 計算期間中における損失及び計算期間の末日において処理した損失並びに計算期間中における利益及び計算期間の末日において処理した利益により、当期欠損金又は当期利益金を算出するものとする。

ロ 当期欠損金又は当期利益金は、前期より繰り越された繰越欠損金又は繰越利益金に合算して、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

2 前項の規定は、親投資信託の当期損益金の処理について準用する。この場合において、同項中「単位型子ファンド」とあるのを「親投資信託」と読み替えるものとする。

第6編 その他

(細 則)

第64条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第65条 投資信託財産の評価及び計算等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第66条 理事会は、この規則に関する細則の改正に係る決議について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

ただし、第55条第1項第3号の改正規定については、平成16年11月1日から実施するものとする。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

ただし、第6条から第14条及び第16条から第17条の改正規定については、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年1月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年4月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 9 月 24 日から実施する。

ただし、実施日に最終相場がないジャスダック上場株式会社については、第 8 条第 1 項の「直近の日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と、実施日に最終相場のないジャスダック上場転換社債等については、第 16 条第 1 項の「計算日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成22年 1 月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年 3 月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第19条第 1 項、第32条第 1 項、第33条第 1 項第 3 号を改正。

附 則

この改正は、平成27年 7 月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第51条第 1 項及び第 3 項を改正。

附 則

この改正は、平成29年12月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第63条を第56条へ移動。以下の条ずれを修正。

第60条（旧第59条）第 1 項柱書を改正、同項に第3号を新設。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 1 号を改正、第 3 号と第 4 号を新設。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第23条を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第3号、第13条、第14条第1項、第15条第5項第1号～第3号を改正。

第14条第2項及び第15条第6項を削除。

附 則

この改正は、令和6年6月11日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第51条第2項を改正。

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成17年 5月19日改正
平成17年11月18日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 7月10日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成22年 1月21日改正
平成23年12月 8日改正
平成28年 7月21日改正
平成29年12月21日改正
平成31年 4月18日改正
令和 2年 9月11日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(権利落相場等の株式に係る評価額の計算方法)

第2条 規則第9条第2項なお書（規則第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる株式について自主規制委員会が定める計算方法により算出される価額とする。

- (1) 新株引受権がなくなったとき（以下「権利落ち」という。）の旧株式及び新株式
- (2) 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落ち」という。）の株式
- (3) 権利落ちと配当落ちが同時の場合の株式
- (4) 子会社株式引受権の権利落ちの株式
- (5) 株式併合後の売買開始日の株式
- (6) 会社合併の新株式

* 委員会決議第1

(公社債等)

第3条 規則第21条第1項に規定する細則で定める有価証券等は、次に掲げる有価証券等とする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券

- (4) 社債券（転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。）（以下「転換社債等」という。）を除く。）
- (5) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、以下「資産流動化法」という。）に規定する特定目的会社による特定社債券
- (6) 投資法人債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第1項第11号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券をいう。）
- (7) コマーシャル・ペーパー
- (8) 金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権並びに外国の者に対する権利で同様の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」という。）
- (9) 約束手形（コマーシャル・ペーパー及び手形割引市場において売買される手形を除く。）
- (10) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第1号から第5号、第7号から第9号までの性質を有するもの
- (11) 第1号から第9号に係る預託証券又は預託証書
- (12) 指定金銭信託（金商法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）
- (13) 信託受益権（金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいい、第8号に規定する貸付債権信託受益権及び前号に規定する指定金銭信託を除く。）
- (14) 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- (15) 合名会社若しくは合資会社の社員権又は合同会社の社員権
- (16) 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- (17) 組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に基づく出資金（金商法第2条第2項第5号に掲げるものに限る。）及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「投信法施行令」という。）第3条第8号に規定する匿名組合出資持分をいう。
- (18) 外国の法令に基づく権利で前号に掲げる権利に類するもの
- (19) 海外CD
- (20) 学校債券（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年省令第14号）第4条第1号に規定する学校債券をいう。）及び学校法人等に対する貸付けに係る債権（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の3の4に規定する債権をいう。）

(償却原価法による評価)

第4条 規則第22条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる証券投資信託について当該各号に定める方法により算出される価額で評価する方法とする。

(1) 公社債券への投資運用を目的とする追加型証券投資信託であって日々決算を行う実績分配型の証券投資信託

買付約定の日又は前年応当日(応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日)の前日の帳簿価額を取得価額として同日から償還日の前日まで、取得価額と償還価額(割引債の償還価額は税込(額面金額に源泉税を加えた額をいう。以下この条において同じ。))とする。)との差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

(2) 前号に掲げる証券投資信託以外の証券投資信託

次に掲げる公社債券について、当該各号に定める方法により算出される価額

イ 利付債券 買付けに係る約定日又は償還日の前年応当日(応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日)の翌日から償還日まで、取得価額(前年応当日の帳簿価額を取得価額とする。以下同じ。)と償還価額の差額を当該期間により日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

ロ 割引債券 買付けに係る受渡日又は償還日の前年応当日(応当日が休日に当たる場合は、休日明け営業日)の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額(税込とする。)との差額を当該期間により日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額

(金融資産)

第5条 規則第27条に規定する細則で定める金融資産は、次に掲げる資産とする。

(1) 預 金

(2) コール・ローン

(3) 国内CD

(4) 割引手形

(5) 貸付金

(6) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に規定する金銭債権をいい、第1号から第3号及び第5号に該当するものを除く。)

(7) その他理事会が定めた資産

第6条 削除

(外貨建資産の評価レート)

第7条 規則第32条に規定する細則で定める計算方法により算出されるレートは、自主規制委員会が定める計算方法により算出されるレートとする。

* 委員会決議第2

(外国為替予約取引等の評価レート)

第8条 規則第33条第1項第1号に規定する細則で定める計算方法により算出されるクロスレート

は、自主規制委員会が定める計算方法により算出されるレートとする。

2 規則第33条第1項第2号のイに規定する細則で定める計算方法により算出される値は、自主規制委員会が定める計算方法により算出される値とする。

* 委員会決議第3、第4

(転換社債等を株式転換する場合等の計理処理)

第9条 規則第35条に規定する転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合は、次に定めるものとし、その計理処理については自主規制委員会が定めるそれぞれの方法により処理するものとする。

- (1) 転換社債等を株式に転換する場合の計理処理
- (2) 権利入札によって取得した新株引受権及び新株式の失権に係る計理処理
- (3) 信用売証券の計理処理
- (4) 債券空売（利含みの場合を除く。）の計理処理
- (5) 債券空売（利含みの場合）の計理処理
- (6) 借株の計理処理
- (7) 内国公社債の売買に伴い既経過利息相当金額を税引で決済する場合の計理処理
- (8) 外国証券の取次ぎ手数料の計理処理
- (9) 国内金融商品取引所に上場されている外国株式の計理処理
- (10) 外国公社債の計理処理
- (11) 割引手形の計理処理
- (12) 新株引受権付社債の新株引受権行使に伴う計理処理
- (13) 先物取引の計理処理
- (14) オプション取引の計理処理
- (15) 分離型新株引受権付社債の計理処理
- (16) ユーロ円債の計理処理
- (17) 国内の譲渡性預金（CD）の計理処理
- (18) コマーシャル・ペーパー（短期社債等を含む。）の計理処理
- (19) 株式優待物の換金に伴う計理処理
- (20) 資金借入の計理処理
- (21) 貸付株式の計理処理
- (22) 貸付債券の計理処理
- (23) 借入債券の計理処理
- (24) スワップ取引の計理処理
- (25) 金利先渡取引（FRA）の計理処理
- (26) 為替先渡取引（FXA）の計理処理
- (27) 直物為替先渡取引（NDF）の計理処理
- (28) 抵当証券の計理処理
- (29) 投資信託受益証券及び投資証券の計理処理

- (30) 追加型株式投資信託の外国所得税控除の計理処理等
- (31) 国債の入札前取引（発行日前取引）の計理処理
- (32) 物価連動国債の計理処理
- (33) 上場投資信託の設定について日本証券クリアリング機構により債務保証を受ける場合の計理処理

2 第18号に規定する短期社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいうものとする。

* 委員会決議第5

（基準価額の算定に係る用語の定義）

第10条 規則第53条に規定する細則で定める用語の定義及び計算方法は、次に掲げる事項について当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 基準価額表示通貨建有価証券評価損益 基準価額表示通貨建有価証券（有価証券先物取引に係る有価証券を除く。）、信用売証券及び有価証券の空売りに係る証券の帳簿価額（有価証券の空売りに係る証券については、既経過利子を除いた価額とする。）と評価額との差額とする。ただし、取引所に上場されている割引債券については、前記差額から未収利息相当分を控除した額とする。
- (2) 基準価額表示通貨建先物取引等評価損益 規則第28条に規定する先物取引等及び規則第29条に規定する有価証券店頭オプション取引等で基準価額表示通貨により取引されている取引に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額とする。ただし、スワップ取引については、前記差額から受取スワップ金利にあっては未払利息相当額を控除した額、支払スワップ金利については未払利息相当額を加算した額とする。
- (3) 外国投資勘定評価損益 外国投資勘定の帳簿価額と基準価額表示通貨に換算した外貨建資産（規則第32条に規定する外貨建資産をいう。以下同じ。）の純資産総額との差額をいうものとする。

なお、外貨建資産の純資産総額を算出するに当たって外国有価証券評価損益並びに外国先物取引等評価損益（第28条に規定する先物取引等及び第29条に規定する有価証券店頭オプション取引等で基準価額表示通貨以外の通貨で取引されている取引に係る取引対象の評価損益をいう。）は、第1号及び第2号に規定する方法により算出するものとする。

- (4) 為替評価損益 買為替勘定又は売為替勘定の帳簿価額と評価額の差額とする。
- (5) 残存受益権口数 元本が1口1円以下の投資信託は、1千口、1万口、10万口又は100万口等の適切な口数を1口に換算する。

なお、外貨建投資信託については、所定の単位とする。

- (6) 基準価額 基準価額は、円位未満四捨五入するものとする。ただし、信託終了時には、銭位未満四捨五入で計算するものとする（前号の残存受益権口数につき、10万口以上の口数を

1口に換算する投資信託の信託終了時には、円位未満四捨五入とすることができる。)。
なお、外貨建投資信託は、市場流通単位とし、単位未満は四捨五入するものとする。

(単位型投資信託の配当等収益計算書)

第11条 規則第54条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。

(追加型投資信託の追加型収益分配金計算書)

第12条 規則第55条第2項に規定する追加型収益分配金計算書は、別紙様式第2号とする。

(追加型投資信託の追加信託金等の処理)

第13条 規則第57条に規定する追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 追加信託金の処理は、別紙様式第3号の追加信託金処理明細表に基づき処理するものとする。

(2) 一部解約金の処理は、別紙様式第4号の解約金処理明細表に基づき処理するものとする。

(追加型子ファンドの配当等収益計算書)

第14条 規則第60条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。

(上場投資信託の収益分配金計算書)

第15条 規則第56条第7号に規定する上場投資信託収益分配金計算書は、別紙様式第5号とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年 5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年 6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年 7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第9条第18号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成21年 3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年 1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年 7月 1日から実施するものとし、実施日以降新たに設定する証券投資信託より適用するものとする。

ただし、実施日前に設定した証券投資信託について、改正後の規定を適用することを妨げない。

附 則

この改正は、平成28年 7月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第10条第5号、第6号を改正

附 則

この改正は、平成29年12月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正に伴い、本細則で引用されている部分の条ずれの措置（第13条、第14条、第15条）
- ・別紙様式第1号 「記載上の注意」
- ・別紙様式第5号 表（区分の追加）及び「記載上の注意」の追加

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

*第9条第1項（33）新設

別紙様式第1号

配当等収益額計算書

(1) 分配可能額計算書

区 分	金 額
当ファンドの配当等収益額 A	
親ファンド(名称)の配当等収益額 B	
:	
配当等収益合計額 C (A+B)	
経 費 D	
差引配当等収益額 E (C-D)	
当ファンドの当期末残存受益権口数 F	口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 G	口
分配可能額 H (E×F/G)	
一口当り分配可能額 I (H/F)	

(2) 親ファンドの配当等収益額計算書

期 間	親ファンド(名称) の配当等収益額 J	親ファンド残存口数		当該子ファンドに帰属すべき 配当等収益額 M (J×L/K)
		総口数 K	当該子ファンド 口数 L	
		口	口	
合計				

(3) 子ファンドの収益調整金相当額計算書

期 間	当該子ファンドの 配当等収益額 M	子ファンド		収益調整金相当額 (その他収益調整金) P (M×N/O)
		追加設定口数 N	残存口数 O	
		口	口	
合計				

記載上の注意

1. 分配可能額計算書

(1) 親ファンドの配当等収益額は、(2) 親ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上すること。

- (2) 当ファンド（追加型投資信託を除く。以下本号及び次号について同じ。）の配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。
- (3) 経費は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「信託報酬」及び「その他費用」の合計額を計上すること。ただし、受益者の解約時に実績報酬（基準価額の水準により定められる信託報酬をいう。）を徴収するファンドにあっては、当該実績報酬を含めないこと。
- (4) 当ファンドの当期末残存受益権口数は当期末口数を計上する。
- (5) 当ファンドの期中平均残存受益権口数は当該計算期間の各月末の残存口数の単純平均を計上する。ただし、決算月について、計算期末までの状況を記載する場合は、各月末及び計算期末の単純平均を計上する。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (6) 一口当たり分配可能額については、元本が一口1円のもの、基準価額を表示する単位（外貨建投信においては所定の単位とする。）を計上する。

2. 親ファンドの配当等収益額計算書

- (1) 期間については、当該計算期間の初日の属する月から順次当該計算期間の末日の属する月（以下、決算月という。）の前月までの状況について月別に記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (2) 親ファンドの配当等収益額は、各月中に当該親ファンドが計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。
- (3) 親ファンド残存口数は原則、各月末現在の口数を計上すること。ただし、上記（1）により決算月の初日から計算期末までの状況を記載する場合は、計算期末の口数を計上するものとする。

3. 子ファンドの収益調整金相当額計算書

- (1) 期間については、当該計算期間の初日の属する月から順次、決算月の前月までの状況について記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
- (2) 当該子ファンドの配当等収益額は、（2）親ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額を順次計上すること。
- (3) 子ファンドの追加設定口数は、各月中に当該子ファンドの追加設定口数を計上する。
- (4) 子ファンドの残存口数は、各月末現在の口数を計上すること。ただし、上記（1）により決算月の初日から計算期末までの状況を記載する場合は、計算期末の口数を計上するものとする。
- (5) 各月における収益調整金相当額（P）の計算において、当該子ファンドの配当等収益（M）を超過する場合にあっては、（M）当該子ファンドの配当等収益を当該月の計上額とする。

追加型収益分配金計算書

計算内容	科目	配当等 収益	有価証 券売買 等損益	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰越 欠損金	元本	合計
				有価証券 売買等損 益相当額	その他 収益 調整金		配当等 収益	有価証 券売買 等利益			
1	期末現在高										
2	経費按分額	(%)	(%)	-	-		-	-	-	-	(100%)
3	経費控除後の損益金額					-					
4	繰越欠損金要補てん額	-		-	-	-	-	-		-	0
5	損失補てん後の損益金額					-					
6	収益分配可能額					-			-	-	
7	収益分配金額					-			-	-	
8	収益分配後の損益金額					-					
9	分配準備積立金積立額			-	-	-			-	-	0
10	損失金補てん額			-	-	-				-	0
11	次期繰越金	-	-			-					

- (注) 1. 配当等収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した金額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益及び先物取引等取引損益（第55条の規定に基づき評価換えされた金額及び評価損益調整勘定より振り替えられた金額を含む。）を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
2. 期末現在高欄には、それぞれの科目の期末現在における金額を計上する。
3. 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減少又は損失の増加となる金額は負数金額とし、その旨を表示する。

追加信託金処理明細表

令和（又は西暦） 年 月 日

科目 計算内容	配当等 収 益	有価証 券売買 等損益	有価証 券等評 価損益	外国投資 勘定評価 損 益	評価損 益調整 勘 定	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰 越 欠損金	元本	合 計	口 数
						有価証券 売買等損 益相当額	その他 収 益 調整金		配当等 収 益	有価証 券売買 等利益				
(A) 追加時現在額								()						
外国投資勘定評 価損益按分額					—	—	—		—	—	—	—		—
(B) 上記按分後の額														
経 費 処 理 経 費 按 分 額	(%)	(%)	—	—	—	—	—		—	—	—	—	(100%) 0	—
(C) 経費処理後の額				—				—						
(C) × $\frac{\text{追加口数}}{\text{既存口数}}$	イ	ロ	ハ	—	ニ	ホ	ヘ	—	ト	チ	リ	ヌ	ル	
(D) 追加信託金の構成	—	—	—	—	—			—	—	—	—			
(A) + (D) 追加後の額														

(作成要領)

- 1 配当収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益、先物取引等取引損益、為替評価損益、その他外貨費用及びその他外貨収益金の合計額を、有価証券等評価損益欄には、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
- 2 追加時現在額欄には、それぞれの科目の追加時現在における金額及び口数を記載するものとし、負数となるものはその旨を表示する。経費欄の（ ）内には追加時現在における所得税の源泉徴収相当額を記載する。
- 3 外国投資勘定評価損益按分額には外貨建資産の収益、損失及び有価証券評価損益（有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下同じ。）をそれぞれ基準価額算出に用いた為替相場により基準価額表示通貨換算した額を記載する。
- 4 経費按分額欄の（ %）内には、配当等収益及び有価証券売買等利益（有価証券売買等損失が有る場合は零とする。）の合計額を 100%として算出した各金額の構成比率を記載し、同比率で経費を按分した額を（ %）の下に記載する。
- 5 経費処理後の欄には、追加時現在額欄の各科目の金額から、経費をそれぞれ控除し、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上する。
- 6 追加信託金の構成欄中収益調整金中の有価証券売買等損益相当額には、ロ、ハ、ニ、ホ、リ、の合計額を、収益調整金中のその他収益調整金には、イ、ヘ、ト、チの合計額を、元本には、ヌの額を、合計には、ルの額を、口数には追加される口数をそれぞれ記載する。
- 7 追加後の額欄には、追加時現在額欄のそれぞれの額と追加信託金の構成欄のそれぞれの額との合計額をそれぞれ記載し、口数には、追加時現在の口数に追加口数を加算した口数を記載する。

解約金処理明細表

令和（又は西暦） 年 月 日

科目 計算内容	配当等 収益	有価証券 売買等 損益	有価証券 等評価 損益	外国投資 勘定評価 損益	評価損 益調整 勘定	収益調整金		経費	分配準備積立金		繰越 欠損金	元本	合計	口数	
						有価証券 売買等損 益相当額	その他 収益 調整金		配当等 収益	有価証券 売買等 利益					
(A) 解約時現在額								()							
外国投資勘定評 価損益按分額					-	-	-		-	-	-	-			-
(B) 上記按分後の額				-											
経費按分額	(%)	(%)	-	-	-	-	-		-	-	-	-	(100 %)		-
(C) 経費按分後の額				-				-							-
(C) × $\frac{\text{解約口数}}{\text{既存口数}}$				-				-							-
(D) 解約金の構成			-	-				-							
(A) - (D) 解約後の額															

(作成要領)

- 1 配当収益欄には、受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額を、有価証券売買等損益欄には、有価証券売買損益、先物取引等取引損益、為替評価損益、その他外貨費用及びその他外貨収益金の合計額を、有価証券等評価損益欄には、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額を、経費欄には、信託報酬及びその他の諸経費の合計額を記載する。
- 2 解約時現在額欄には、それぞれの科目の解約時現在における金額及び口数を記載するものとし、負数となるものはその旨を表示する。
- 3 外国投資勘定評価損益按分額には外貨建資産の収益、損失及び有価証券評価損益（有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下同じ。）をそれぞれ基準価額算出に用いた為替相場により基準価額表示通貨換算した額を記載する。
- 4 経費按分額欄の（ %）内には、配当等収益及び有価証券売買等利益（有価証券売買等損失がある場合は零とする。）の合計額を 100%として算出した各金額の構成比率を記載し、同比率で経費を按分した額を（ %）の下に記載する。
- 5 経費按分後の額欄中の配当等収益、有価証券売買等損益については、解約時現在額から経費按分額を控除し、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上し、その他の科目については、解約時現在額をそれぞれ記載する。
- 6 解約金の構成欄中評価損益調整勘定には（C）×解約口数/既存口数欄の有価証券等評価損益及び評価損益調整勘定の合計額を、その他の科目には（C）×解約口数/既存口数欄の額を、口数には、解約する口数をそれぞれ記載する。
- 7 解約後の額欄には、解約時現在額欄のそれぞれの額から、上記5のそれぞれの額を控除した残額を記載し、控除しきれないものについては、控除しきれなかった金額を記載し、その旨を表示する。口数には、解約時現在の口数から解約口数を控除した口数を記載する。

別紙様式第5号

上場投資信託収益分配金計算書

区 分	金 額
A. 当期配当等収益額	
B. 親ファンドの配当等収益額	
C. 分配準備積立金	
D. 配当等収益合計額 (A + B + C)	
E. 経費	
F. 収益分配可能額 (D - E)	
G. 収益分配金	
H. 次期繰越金 (分配準備積立金) (F - G)	
I. 口数	
J. 一口当り分配金 (G / I)	

記載上の注意

1. 親ファンドへの投資を行う場合には、親ファンドの配当等収益額を、当該区分を設けたうえで別紙様式第1号(2)親ファンドの配当等収益額計算書における当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上する。なお、親ファンドへの投資を行わない場合には、本計算書において、当該区分を設けずに以降の区分を順次繰り上げるものとする。
2. 当ファンドの配当等収益額は、当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」から「支払利息」を控除した額を計上する。
3. 分配準備積立金は、前期から繰り越された分配準備積立金の額を記載する。
4. 経費は、当該計算期間中に計上した信託報酬及びその他の経費の合計額を記載する。
5. 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減収又は損失の増加となる金額は負数金額として、その旨を表示する。

投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月 8日改正
平成16年11月11日改正
平成17年 3月15日改正
平成17年11月10日改正
平成18年 3月 9日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成18年 7月13日改正
平成18年10月12日改正
平成19年 1月11日改正
平成19年 3月 9日改正
平成19年 6月14日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月11日改正
平成21年 3月19日改正
平成22年 1月14日改正
平成23年 4月14日改正
令和元年 9月19日改正
令和 2年 4月 9日改正
令和 2年 9月10日改正

この委員会決議は、投資信託等の評価及び計理等に関し自主規制委員会が委任された事項について定める。

第1 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）第2条に規定する自主規制委員会が定める計算方法により算出された価額は、次に掲げる計算方法により算出された価額とする。

1. 新株引受権がなくなったとき（以下「権利落」という。）の旧株式及び新株式

(1) 旧株式

イ 有償増資（併行増資を含む。以下同じ。）の場合

$$\frac{\begin{array}{l} \text{旧株式} \\ \text{(権利付)} \\ \text{最終値} \end{array} + \begin{array}{l} \text{新株式1株} \\ \text{の払込金額} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{旧株式1に対する有償分} \\ \text{の新株式割当率} \end{array} \right]}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当率} + \left[\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right]}$$

(注) ①旧株式（権利付）最終値は、権利付最終日の取引所の最終相場とする。

②1株を1.2株に分割した場合の分割比率は $\frac{1}{1.2}$ とする（以下同じ）。

ロ 株式分割の場合

旧株式（権利付）最終値 × 分割比率

ハ 株式無償割当（当該株式と同一種類の株式が割当てられる場合に限る。以下同じ。）

$$\frac{\text{旧株式（権利付）最終値}}{1 + \text{新株式割当率}}$$

(2) 新株式

旧株式（権利落）評価額

2. 配当請求権がなくなったとき（以下「配当落」という。）の株式

配当付最終値 - 当期予想配当金

(注) 配当付最終値は、配当付最終日の取引所の最終相場とする。

3. 権利落と配当落が同時の場合の株式

(1) 旧株式

イ 有償増資による権利落と配当落が同時の場合

$$\frac{\begin{array}{l} \text{旧株式（権利} \\ \text{付、配当付）} \\ \text{最終値} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当 期} \\ \text{予 想} \\ \text{分配金} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{新株式} \\ \text{1株の} \\ \text{払込金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{旧株式1に} \\ \text{対する有償分} \\ \text{の新株式割当率} \end{array} \right)}{1 + \text{旧株式1に対する有償分の割当率} + \left(\frac{1}{\text{分割比率}} - 1 \right)}$$

ロ 株式分割による権利落と配当落が同時の場合

〔旧株式（権利付、配当付）最終値 - 当期予想配当金〕 × 分割比率

ハ 株式無償割当による権利落と配当落が同時の場合

$$\frac{\text{旧株式（権利付）最終値} - \text{当期予想配当金}}{1 + \text{新株式割当率}}$$

(2) 新株式

旧株式（権利落、配当落）評価額

4. 子会社株式引受権の権利落の株式

$$\begin{array}{l} \text{親会社株式} \\ \text{（権利付）} \\ \text{最終値} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株 式} \\ \text{時 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{子会社} \\ \text{株式1株} \\ \text{の払込金} \end{array} \right) \times \text{親会社株式1に対する子会社株式の割当数}$$

(注) 親会社株式（権利付）最終値及び子会社株式時価は、権利付最終日の親会社株式及び子会社株式に係る取引所の最終相場とする。

5. 株式併合後の売買開始日の株式

(1) 株式併合後の売買開始日が配当落と同時の場合

(株式併合前最終値－当期予想配当金) ÷ 併合比率

(注) ① 株式併合前最終値は、株式併合後の株券の売買開始の前営業日の取引所の最終相場をいう (以下同じ)。

② 2株を1株に併合した場合の併合比率は $\frac{1}{2}$ とする (以下同じ)。

(2) 株式併合後の売買開始日が配当落と異なる場合

株式併合前最終値 ÷ 併合比率

6. 会社合併の新株式 (新設合併の場合)

$$\frac{\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \pm 1 \text{株に対する} \\ \text{終値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array} \right] \right\} + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{旧株} \\ \text{式最} \pm 1 \text{株に対する} \\ \text{終値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該旧株式} \\ \text{合併調整金} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{合併新株式} \\ \text{1株に対する} \\ \text{旧株式の比率} \end{array} \right] \right\} + \dots}{\text{被合併会社の数}}$$

(注) 1. { }内の計算は被合併会社ごとに行うこと。

2. 合併調整金は、交付金の場合は減算し払込金の場合は加算すること。

第2 細則第7条に規定するレートの計算方法は、次のとおりとする。

$$N = B \div A$$

N : 基準価額表示通貨 (以下「当該通貨」という。) の計算日におけるクロスレート
(小数点以下4位未満四捨五入とする。)

A : 当該通貨の計算日における対顧客相場の仲値

B : 当該通貨以外の通貨の計算日における対顧客相場の仲値

ただし、当該通貨が邦貨である場合には、当該計算式を用いず計算日の対顧客相場の仲値とする。

第3 細則第8条第1項に規定するレートの計算方法は、次のとおりとする。

$$N = B \div A$$

N : 計算日における予約受渡日のクロスレート

A : 当該通貨の予約受渡日における対顧客先物相場の仲値

B : 当該通貨以外の通貨の予約受渡日における対顧客先物相場の仲値

上記A及びBは、対顧客先物相場の仲値が発表されている同一順月確定日の発表仲値を使用する。

ただし、当該通貨が邦貨である場合には、当該計算式を用いず受渡日の対顧客先物相場の仲値とする。

なお、Nについては、小数点以下4位未満四捨五入とする (以下第4において同じ。)

第4 細則第8条第2項に規定する値の計算方法は、次のとおりとする。

$$N = A + \left\{ (B - A) \times \frac{n - a}{b - a} \right\}$$

N：当該日の予約為替を評価する日における評価レート

A：当該日を超えない、かつ、当該日に最も近い日のクロスレート

B：当該日を超える、かつ、当該日に最も近い日のクロスレート

n：計算日から当該日までの日数

a：計算日から、当該日を超えない、かつ、当該日に最も近く発表されている日までの日数

b：計算日から、当該日を超える、かつ、当該日に最も近く発表されている日までの日数

ただし、当該通貨が邦貨である場合には、上記計算式の中のA及びBは次のとおりとする。

A：当該日を超えない、かつ、当該日に最も近い日の対顧客先物相場の仲値

B：当該日を超える、かつ、当該日に最も近い日の対顧客先物相場の仲値

なお、(B - A)は、小数点以下4位未満四捨五入とする。

第5 細則第9条各号に規定する事項の計理処理については、次に定めるところにより行うものとする。

1. 転換社債等を株式に転換する場合の計理処理

イ 計理処理の時期

原則として投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成12年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）が受託会社に株式転換の指図を行う日に処理する。

ロ 計理処理

① 株式転換に係る転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。）（以下「転換社債等」という。）の帳簿価額を株式の帳簿価額に振替える。

なお、当該転換分に係る前払費用残高がある場合には、当該前払費用残高も株式の帳簿価額に振替えるものとする。

② 株式転換時において株式に転換し得ないで現金で償還される社債金額は、前記①によって得た株式の帳簿価額から控除し、未収入金勘定に計上するものとする。

なお、未収入金勘定に計上した金額は、当該金額の入金日にコール・ローン勘定又は金銭信託勘定に振替えるものとする。

③ 株式に転換する日までの期間中に計上した当該転換社債等に係る利息の未収金額は、株式に転換する日に取り消しを行うものとする。

[株式転換指図日の仕訳]

株 券	11,159,955	社債券	11,000,000
※未収入金	45	(前払費用	160,000)
(未収利息△	100,000)	(受取利息△	100,000)
(株数 42,553株)			

・ 転換請求指図日に計上する。

※は現金で償還される社債金額

・ 受取利息、未収利息は取消をする。

・ 転換社債等の利払期日までに転換効力の発生しない場合は () の仕訳は行わない。

2. 権利入札によって取得した新株引受権及び新株式の失権に係る計理処理

(1) 新株引受権の処理

イ 計理処理の時期

入札日当日に行うものとする。

ロ 帳簿価額として計上する金額等

帳簿上は新株引受権としての処理は行わず、通常の新株式として取扱い、落札価格（プレミアム分）に委託手数料及び払込金を加えた額を帳簿価額とするものとする。

なお、新株式についての払込金は、未払株式払込金に計上するものとする。

ハ 手数料

前記の委託手数料は、落札価格に対する所定の手数料とする。

(2) 新株式の失権に係る処理

イ 失権処理の時期

当該新株式の申込み最終日に行うものとする。

ロ 計理処理

当該新株式の払込金の未払金額を取消すとともに、当該新株式に係る帳簿価額と払込金の未払金額との差額は、親株式の帳簿価額に振替え、親株式のない場合には有価証券売買損として処理するものとする。

3. 信用売証券の計理処理

項 目	計 算 等	勘 定 仕 訳
1. 売 建	(1) 約定代金	新規建株数×新規建単価
	(2) 差引代金	約定代金－建手数料－建消費税－建取引税
	(3) 信用売証券 信用取引預け金	差引代金
	(4) 差入保証金	現金部分＋代用有価証券部分
	(5) 差入保証金 代用有価証券	代用有価証券部分
2. 買 戻	(1) 約定代金	買戻株数×買戻単価
	(2) 引落手数料等（往） 〔手数料〕 〔消費税〕 〔取引税〕	①全部買戻 売建手数料等残額の全額 ②一部買戻（※1） $\text{売建手数料等残額} \times \frac{\text{買戻株数}}{\text{売建残株数}}$ （手数料・消費税・取引税は個別に計算する）
	(3) 手数料等（復）	買戻時の手数料等
	(4) 権利処理単価	5. 権利修正(1)権利処理単価に準ずるもの
	(5) 清算代金	買戻株数×{（売建単価－権利処理単価）－買戻単価}－手数料等 （手数料・消費税・取引税は売建（往）、買戻（復）） 差額＞0……受取清算代金 差額＜0……支払清算代金
	(6) 引落信用取引預け金	①全部買戻 信用取引預け金残額 ②一部買戻 $\text{売建約定代金残額} \times \frac{\text{買戻株数}}{\text{売建残株数}} - \text{引落手数料等}$ （※1）で個別で計算されたもの）
	(7) 引落信用売証券	①評価換前の場合は信用取引預け金引落額と同額 ②評価換後の一部買戻 $\text{信用売証券残額} \times \frac{\text{買戻株数}}{\text{売建残株数}}$
	(8) 決済損益	引落信用売証券－引落信用取引預け金±受払清算代金 差額＞0……有価証券売買益 差額＜0……有価証券売買損
		約 定 日
		信用取引預け金 ××× 信用売証券 ××× (差引代金) (差引代金)
		担保差入日
		差入保証金 ××× コール・ローン ××× (又は金銭信託) 差入保証金 ××× 代用有価証券
		約 定 日
		信用売証券 ××× 信用取引預け金 ××× 未収入金 ××× 有価証券売買益 ××× (受取清算代金) (決済益) 有価証券売買損 ××× 未払金 ××× (決済損) (支払清算代金)
		受 渡 日
		コール・ローン ××× 未収入金 ××× (受取清算代金) (受取清算代金) 未払金 ××× コール・ローン ××× (支払清算代金) (支払清算代金) その他費用 ××× コール・ローン ××× 注1（日歩管理費等） (日歩管理費等) コール・ローン ××× その他収益金 ××× (日歩管理費等) 注2（日歩管理費等)
		担保引出日
		コール・ローン ××× 差入保証金 ××× (又は金銭信託) 差入保証金 ××× 代用有価証券

項 目	計 算 等	勘 定 仕 訳
(9) 日歩管理費等 〔その他収益金〕 〔その他費用〕	受入日歩（金利）－支払逆日歩（品貸料）－管理費 注1 支払逆日歩及び信用取引事務管理費の合計金額とする。 注2 受入日歩の金額とする。 注3 注1. 及び注2. の各金額を相殺する。 差額＞0……その他収益金 差額＜0……その他費用	
(10) 差入保証金	現金部分＋代用有価証券部分	
(11) 差入保証金 代用有価証券	代用有価証券部分	
3. 現 渡		約 定 日
(1) 引落手数料等（往）	手数料・消費税・取引税残額の全額	信用売証券 ××× 信用取引預け金 ×××
(2) 権利処理単位	5. 権利修正(1)権利処理単価に準ずるもの	有価証券売買損 ××× 有価証券売買益 ××× (評価換による損) (評価換による益)
(3) 受取清算代金	減渡株数×（売建単価－権利処理単価）－引落手数料等 差額……受取清算代金	未収入金 ××× 株 券 ××× (受取清算代金) (現物帳簿価額)
(4) 引落信用取引預け金	信用取引預け金残額の全額	有価証券売買損 ××× 有価証券売買益 ××× (現物損) (現物益)
(5) 引落信用売証券	信用売証券残額の全額	
(6) 引落株券簿価	①現渡株数＝現物株数 株券簿価残額の全額 ②現渡株数＜現物株数 現渡株数×株券簿価単価	受 渡 日
(7) 決済損益	引落信用売証券－引落信用取引預け金（評価換による損益） 差額＞0……有価証券売買益 差額＜0……有価証券売買損 受取清算代金－引落株券簿価（現物損益） 差額＞0……有価証券売買益 差額＜0……有価証券売買損	コール・ローン ××× 未収入金 ××× (受取清算代金) (受取清算代金) その他費用 ××× コール・ローン ××× 注1（日歩管理費等） (日歩管理費等) コール・ローン ××× その他収益金 ××× (日歩管理費等) 注2（日歩管理費等）
(8) 日歩管理費等 〔その他収益金〕 〔その他費用〕	受入日歩（金利）－支払逆日歩（品貸料）－管理費 注1 支払逆日歩及び信用取引事務管理費の合計金額とする。 注2 受入日歩の金額とする。 注3 注1. 及び注2. の各金額を相殺する。 差額＞0……その他収益金 差額＜0……その他費用	担 保 引 出 日
(9) 差入保証金	現金部分＋代用有価証券部分	コール・ローン ××× 差入保証金 ××× (又は金銭信託)
(10) 差入保証金 代用有価証券	代用有価証券部分	差入保証金 ××× 代用有価証券 ×××

項 目		計 算 等	勘 定 仕 訳											
4. 配当落	(1) 配当落調整額	予想配当単価×建残株数×(1－源泉徴収税率)	配 当 落 日											
	(2) 支払配当落調整額	配当落調整額－支払い配当落調整額 差額＞0……その他収益金 差額＜0……その他費用	<table border="1"> <tr> <td>その他費用 ××× (配当落調整額)</td> <td>その他未払費用 ××× (配当落調整額)</td> </tr> </table>	その他費用 ××× (配当落調整額)	その他未払費用 ××× (配当落調整額)									
	その他費用 ××× (配当落調整額)	その他未払費用 ××× (配当落調整額)												
(3) 確定配当調整額	支払い配当落調整額－確定配当金額 差額＞0……その他収益金 差額＜0……その他費用	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">配当落調整額支払日</td> </tr> <tr> <td>その他未払費用 ××× (配当落調整額)</td> <td>コール・ローン ××× (又は金銭信託) (支払い配当落調整額)</td> </tr> <tr> <td>その他費用 ××× (差額)</td> <td>その他収益金 ××× (差額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確定配当調整額計上日</td> </tr> <tr> <td>その他費用 ××× (確定配当調整額)</td> <td>コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)</td> </tr> <tr> <td>コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)</td> <td>その他収益金 ××× (確定配当調整額)</td> </tr> </table>	配当落調整額支払日		その他未払費用 ××× (配当落調整額)	コール・ローン ××× (又は金銭信託) (支払い配当落調整額)	その他費用 ××× (差額)	その他収益金 ××× (差額)	確定配当調整額計上日		その他費用 ××× (確定配当調整額)	コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)	コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)	その他収益金 ××× (確定配当調整額)
配当落調整額支払日														
その他未払費用 ××× (配当落調整額)	コール・ローン ××× (又は金銭信託) (支払い配当落調整額)													
その他費用 ××× (差額)	その他収益金 ××× (差額)													
確定配当調整額計上日														
その他費用 ××× (確定配当調整額)	コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)													
コール・ローン ××× (又は金銭信託) (確定配当調整額)	その他収益金 ××× (確定配当調整額)													
5. 権利修正	建値修正による方法	(1) 権利処理単価	増資権利落日											
		(2) 権利修正代金	<table border="1"> <tr> <td>信用売証券 ××× (権利修正代金)</td> <td>信用取引預け金 ××× (権利修正代金)</td> </tr> </table>	信用売証券 ××× (権利修正代金)	信用取引預け金 ××× (権利修正代金)									
信用売証券 ××× (権利修正代金)	信用取引預け金 ××× (権利修正代金)													
株数・株価修正による方法		整数倍の新株式が割り当てられる場合には上記処理を適用せず、取引所が定めた方法により処理するものとする。												
6. 評 価		信用売証券－(残建株数×評価単価) 差額＞0……有価証券評価益 差額＜0……有価証券評価損	<table border="1"> <tr> <td>有価証券評価損益 ×××</td> <td></td> </tr> </table>	有価証券評価損益 ×××										
有価証券評価損益 ×××														
7. 評価換		追加型ファンドは決算期末において評価換えを行うこととする。 有価証券評価益……有価証券売買益 有価証券評価損……有価証券売買損	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">決 算 日</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買損 ×××</td> <td>信用売証券 ×××</td> </tr> <tr> <td>信用売証券 ×××</td> <td>有価証券売買益 ×××</td> </tr> </table>	決 算 日		有価証券売買損 ×××	信用売証券 ×××	信用売証券 ×××	有価証券売買益 ×××					
決 算 日														
有価証券売買損 ×××	信用売証券 ×××													
信用売証券 ×××	有価証券売買益 ×××													

4. 債券空売（利含みの場合を除く。）の計理処理

I. 現物買付による現渡し

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 空売約定日	8/11		利付国債の空売り 約定日 8月11日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 利率3.9% 利払日 6/21、12/21年2回 約定単価 93円55銭 約定代金 93,550,000円 取引税 28,065円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,205,770円
	未収入金 93,521,935	売却借入有価証券 93,521,935	
2. 現物買付約定日	8/20		同銘柄の買付け 約定日 8月20日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 約定単価 93円65銭 約定代金 93,650,000円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,333,835円
	国債証券 93,650,000	未払金 93,650,000	
	売却借入有価証券 93,521,935	国債証券 93,650,000	
	有価証券売買損 128,065		
3. 現物買受渡日 (空売受渡日)	8/24		
	コール・ローン 94,205,770	未収入金 93,521,935	
		前受金 683,835	
	未払金 93,650,000	コール・ローン 94,333,835	
	前払費用 683,835		
	前受金 683,835	前払費用 683,835	

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要						
4. 評 価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">有価証券評価損益</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">-78,065</td> </tr> </table>	有価証券評価損益	-78,065	<p>評価単価 93円60銭 有価証券評価損益 = 売却借入有価証券 - 評価額 = 93,521,935 - 93,600,000</p>				
有価証券評価損益	-78,065							
5. 決算評価換え (追加型)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">売却借入有価証券</td> <td style="width: 50%;">有価証券売買益</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">又は</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">有価証券売買損</td> <td style="width: 50%;">売却借入有価証券</td> </tr> </table>	売却借入有価証券	有価証券売買益	又は		有価証券売買損	売却借入有価証券	<p>決算日当日の評価損益を売却借入有価証券の簿価に加減する。</p>
売却借入有価証券	有価証券売買益							
又は								
有価証券売買損	売却借入有価証券							

Ⅱ. 債券借入による現渡し

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 空売約定日	8 / 11		利付国債の空売り 約定日 8月11日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 利率3.9% 利払日 6/21、12/21年2回 約定単価 93円55銭 約定代金 93,550,000円 取引税 28,065円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,205,770円
	未収入金 93,521,935	売却借入有価証券 93,521,935	同銘柄の借入 借入日 8月24日 返済日 8月30日 借入額面 1億 借入単価 93円75銭 借入代金 93,750,000円
2. 借入契約締結日	処理なし		
3. 借入実行日 (空売受渡日)	8 / 24		
	借入取引有価証券 93,750,000	借入有価証券 93,750,000	
	コール・ローン 94,205,770	未収入金 93,521,935 前受金 683,835	

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
4. 支払利息の計上	8/25～8/30		
	支払利息	未払利息	債券の未収利息の計算方法に準ずる。
	10,684	10,684	
5. 現物買約定日	8/26		
	国債証券	未払金	同銘柄の買付 約定日 8月26日 受渡日 8月30日 約定額面 1億 約定単価 93円85銭 約定代金 93,850,000円 経過利子 747,945円 受渡代金 94,597,945円
	93,850,000	93,850,000	
	売却借入有価証券	国債証券	
	93,521,935	93,850,000	
	有価証券売買損		
	328,065		
6. 借入債券返済日	8/30		
	未払金	コール・ローン	※借入債券における保証金、品借料等の処理については、借入債券の計理処理に準ずる。
	93,850,000	94,597,945	
	前払費用	前払費用	
	747,945	747,945	
	未払利息		
	64,104		
	前受金		
	683,835		
	支払利息		
	6		
	借入有価証券	借入取引有価証券	
	93,750,000	93,750,000	
7. 利金入金	利払日		
	未払利息	コール・ローン (利金相当額)	売却借入有価証券受渡日から借入債券返済日までに利払日がある場合は、借入先への利金相当額の支払を行う。
	XXX,XXX		
	前受金		
	XXX,XXX		
	支払利息		
	XXX		

5. 債券空売（利含みの場合）の計理処理

I. 現物買付による現渡し

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 空売約定日	8 / 11		利付国債の空売り 約定日 8月11日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 利率3.9% 利払日 6/21、12/21年2回 約定単価 93円55銭 約定代金 93,550,000円 取引税 28,065円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,205,770円
	未収入金 94,205,770	売却借入有価証券 94,205,770	
2. 現物買付約定日	8 / 20		同銘柄の買付け 約定日 8月20日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 約定単価 93円65銭 約定代金 93,650,000円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,333,835円
	国債証券 94,333,835	未払金 94,333,835	
	売却借入有価証券 94,205,770	国債証券 94,333,835	
	有価証券売買損 128,065		
3. 現物買受渡日 (空売受渡日)	8 / 24		
	コール・ローン 94,205,770	未収入金 94,205,770	
	未払金 94,333,835	コール・ローン 94,333,835	

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要						
4. 評 価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">有価証券評価損益</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">-78,065</td> </tr> </table>	有価証券評価損益	-78,065	<p>評価単価 93円60銭 有価証券評価損益 = 売却借入有価証券 - (評価額 + 経過利息 + 未払利息) = 94,205,770 - (93,600,000 + 683,835 + 0)</p>				
有価証券評価損益	-78,065							
5. 決算評価換え (追加型)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">売却借入有価証券</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">有価証券売買益</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">又は</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">有価証券売買損</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">売却借入有価証券</td> </tr> </table>	売却借入有価証券	有価証券売買益	又は		有価証券売買損	売却借入有価証券	<p>決算日当日の評価損益を売却借入有価証券の簿価に加減する。</p>
売却借入有価証券	有価証券売買益							
又は								
有価証券売買損	売却借入有価証券							

Ⅱ. 債券借入による現渡し

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 空売約定日	8 / 11		利付国債の空売り 約定日 8月11日 受渡日 8月24日 約定額面 1億 利率3.9% 利払日 6/21、12/21年2回 約定単価 93円55銭 約定代金 93,550,000円 取引税 28,065円 経過利子 683,835円 受渡代金 94,205,770円
2. 借入契約締結日	処理なし		同銘柄の借入 借入日 8月24日 返済日 8月30日 借入額面 1億 借入単価 93円75銭 借入代金 93,750,000円
3. 借入実行日 (空売受渡日)	8 / 24		
	借入取引有価証券 93,750,000	借入有価証券 93,750,000	
	コール・ローン 94,205,770	未収入金 94,205,770	

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
4. 現物買約定日	8 / 26		<p>同銘柄の買付 約定日 8月26日 受渡日 8月30日 約定額面 1億 約定単価 93円85銭 約定代金 93,850,000円 経過利子 747,945円 受渡代金 94,597,945円 ※現物受渡日までの間に利払日がある場合は、利金相当額 だけ売却借入有価証券の簿価を減額して引落す。</p>
	国債証券 94,597,945	未払金 94,597,945	
	売却借入有価証券 94,205,770	国債証券 94,597,945	
	有価証券売買損 392,175		
5. 借入債券返済日	8 / 30		<p>※借入債券における保証金、品借料等の処理については、 借入債券の計理処理に準ずる。</p>
	未払金 94,597,945	コール・ローン 94,597,945	
	借入有価証券 93,750,000	借入取引有価証券 93,750,000	
6. 利金入金	利 払 日		<p>売却借入有価証券受渡日から借入債券返済日までに利払日 がある場合は、借入先への利金相当額の支払と同時に売却 借入有価証券の簿価修正を行う。</p>
	未払利息 (利金相当額)	コール・ローン (利金相当額)	

6. 借株の計理処理

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要	備 考
1. 借入契約締結日 (9/10)	勘定処理なし	例) 株券の借入 借入契約締結日 9月10日 借入実行日 9月12日 返済日通常は特定されない 借入株数 10,000株 締結日単位 510円	* 通常契約締結は、空売り約定日よりも前に実施される。 * 借入れと空売りは実施タイミングにズレがある。 * 借入れた株数をすべて空売りするとは限らない。
2. 借入実行日 (借入れ株式受渡日)	9/12 借入取引有価証券 5,050,000 差入保証金 5,355,000 借入有価証券 5,050,000 コール・ローン 5,355,000	借入取引は借入実行日前営業日の時価@505円で計上 @505円×10,000株=5,050,000 差入担保金は借入契約締結日9月10日の時価@510円で計上 差入担保金：@510円×10,000株×105%=5,355,000 借入れの株式を売却したかどうかに係らず取引契約により発生。 差入担保金は前々営業日の時価で値洗いを行う。 追加証拠金差し入れも同様。	* 借入実行日（株式受渡日）時点ではファンドに売買損益は発生しない。 * 担保は現金又は代用有価証券。 * 借入実行日と株式売却受渡日は、必ずしも一致しない。 * 差入担保金の時価（@510）の摘要日及び掛け目(105%程度)は契約にて取決め。
3. 空売(株式売建)約定日	9/13 未収入金 4,997,375 売却借入有価証券 4,997,375	例) 株券の空売 約定日 9月13日 受渡日 9月18日 約定株数 10,000株 約定単価 500円 約定代金 5,000,000円 手数料 2,625円（消費税込み） 受渡代金 4,997,375円	* 空売時点ではファンドに売買損益は発生しない。 * 借株を伴わない空売（株式売却）は想定しない。 * 約定計上日より評価を開始する。
4. 株式売却受渡日	9/18 コール・ローン 4,997,375 未収入金 4,997,375		
5. 品借料(借入期間中)	9/12~9/30各日 その他費用 111 その他未払費用 111	例) 品借料率：年0.80% 日々評価額×0.80%÷365=111	* 借入実行日又は借入実行日の翌営業日より計上する。 例) 月末締め翌月10日払

取引	勘定仕訳	摘要	備考		
6. 担保に掛かる金利	<p style="text-align: center;">9/12~9/30各日</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> その他未収収益 <div style="text-align: right;">13</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> その他収益金 <div style="text-align: right;">13</div> </td> </tr> </table>	その他未収収益 <div style="text-align: right;">13</div>	その他収益金 <div style="text-align: right;">13</div>	例) 保証金利息率(金利) : 年0.10% 日々担保金額×0.10%÷365=13	* 差入保証金の計上日又は当該計上日の翌営業日より計上する。 * 取引契約により受取日は決められる。 例) 月末締め翌月10日受取
その他未収収益 <div style="text-align: right;">13</div>	その他収益金 <div style="text-align: right;">13</div>				
7. 現物買戻約定日	<p style="text-align: center;">10/22</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 売却借入有価証券 <div style="text-align: right;">4,997,375</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div> 有価証券売買益 <div style="text-align: right;">495,013</div> </td> </tr> </table>	売却借入有価証券 <div style="text-align: right;">4,997,375</div>	未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div> 有価証券売買益 <div style="text-align: right;">495,013</div>	例) 同銘柄の買戻し 約定日 10月22日 受渡日 10月25日 約定株数 10,000株 約定単価 450円 約定代金 4,500,000円 手数料 2,362円(消費税込み) 受渡代金 4,502,362円	* 空売りした株数をすべて買戻すとは限らない。
売却借入有価証券 <div style="text-align: right;">4,997,375</div>	未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div> 有価証券売買益 <div style="text-align: right;">495,013</div>				
8. 買戻株券受渡日	<p style="text-align: center;">10/25</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> コール・ローン <div style="text-align: right;">4,502,362</div> </td> </tr> </table>	未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div>	コール・ローン <div style="text-align: right;">4,502,362</div>		* 借入返済日と株式買戻受渡日は、必ずしも一致しない。
未払金 <div style="text-align: right;">4,502,362</div>	コール・ローン <div style="text-align: right;">4,502,362</div>				
9. 借入れ株券返済日	<p style="text-align: center;">10/31</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 借入有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 借入取引有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div> </td> </tr> </table>	借入有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div>	借入取引有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div>		* 借入れた株数をすべて返却するとは限らない。
借入有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div>	借入取引有価証券 <div style="text-align: right;">5,100,000</div>				
10. 担保の引き出し	<p style="text-align: center;">10/31</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> コール・ローン <div style="text-align: right;">4,530,000</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 差入保証金 <div style="text-align: right;">4,530,000</div> </td> </tr> </table>	コール・ローン <div style="text-align: right;">4,530,000</div>	差入保証金 <div style="text-align: right;">4,530,000</div>	値洗いによる担保の引出しも同様とする。 担保引出額は取引契約による。	
コール・ローン <div style="text-align: right;">4,530,000</div>	差入保証金 <div style="text-align: right;">4,530,000</div>				
11. 品貸料の支払い	<p style="text-align: center;">(支払日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> その他未払費用 <div style="text-align: right;">3,459</div> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> コール・ローン <div style="text-align: right;">3,459</div> </td> </tr> </table>	その他未払費用 <div style="text-align: right;">3,459</div>	コール・ローン <div style="text-align: right;">3,459</div>	支払金額 : Σ (日々評価金額×0.80%÷365) <div style="text-align: right;">=3,459円</div> 品貸料の支払期日及び方法については取引契約による。 端数調整は「その他費用」により行う。	
その他未払費用 <div style="text-align: right;">3,459</div>	コール・ローン <div style="text-align: right;">3,459</div>				

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要	備 考												
12. 金利の受け取り	<p style="text-align: center;">(受取日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">コール・ローン</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他未収収益</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">455</td> <td style="text-align: right;">455</td> </tr> </table>	コール・ローン	その他未収収益	455	455	<p>受取金額：Σ（日々担保金額\times0.10%\div365） =455円 金利の受取り期日及び方法については取引契約による。 端数調整は「その他収益金」により行う。</p>									
コール・ローン	その他未収収益														
455	455														
13. 配当落	<p style="text-align: center;">(配当落日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他未払費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">30,000</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(権利確定日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他未払費用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">20,000</td> <td style="text-align: right;">20,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(借入先支払日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他未払費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">コール・ローン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">50,000</td> <td style="text-align: right;">50,000</td> </tr> </table>	その他費用	その他未払費用	30,000	30,000	その他費用	その他未払費用	20,000	20,000	その他未払費用	コール・ローン	50,000	50,000	<p>空売り分の株数について、配当落調整額を計上する。 配当落調整額=予想配当単価\times空売り株数\times100%</p> <p>借入株券のうち配当落日に計上した空売り分の株数を除いた株数について、配当落調整額の計上をする。 配当落調整額=予想配当単価\times借入株数(※)\times100%</p> <p>※配当落日に計上した空売り分の株数を除く 例) 予想配当単価 50円 借入株数 1,000株 空売り株数 600株</p>	* 配当落時の支払方法については取引契約による。
その他費用	その他未払費用														
30,000	30,000														
その他費用	その他未払費用														
20,000	20,000														
その他未払費用	コール・ローン														
50,000	50,000														
14. 新株権利落	<p>権利落日：空売り株数を新株割り当て株数分増やす。</p> <p style="text-align: center;">(端株相当金支払日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">その他費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">コール・ローン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">38,500</td> <td style="text-align: right;">38,500</td> </tr> </table>	その他費用	コール・ローン	38,500	38,500	<p>借入株券の返済期限までに新株割当日が到来した場合は借入先に新株相当の株数も新株交付日に親株で返済する。 新株に係る品貸料は債務の発生が新株交付日からであるため、新株数分は交付日までは算入しない。 担保金については権利確定日より新株割り当て分を増やし計算。</p>	* 端株が発生した場合には、契約に基づき端株株数分に相当する金額を現金にて返済。 * 新株発行日までに借入れ株式を返済する場合には、当初親株分のみを返済し、新株発行日に新株相当株数の親株を手配し返済すれば良い。								
その他費用	コール・ローン														
38,500	38,500														
15. 評価	<p style="text-align: center;">(日々評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: right;">有価証券評価損益 ××××</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	有価証券評価損益 ××××		<p>売却借入有価証券を日々現物時価にて評価する。 売却借入有価証券－（空売り株数\times評価時価）</p> <p>差額$>$0……有価証券評価益 差額$<$0……有価証券評価損</p>	* 空売（株式売却）約定計上日より評価を開始する。 * 借入取引の評価は行わない。										
有価証券評価損益 ××××															

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要	備 考		
16. 評価換	<p style="text-align: center;">(日々評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">有価証券評価損 (売却借入有価証券)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">売却借入有価証券 (有価証券評価益)</td> </tr> </table>	有価証券評価損 (売却借入有価証券)	売却借入有価証券 (有価証券評価益)	<p>追加型ファンドは決算期末において評価換を行う。</p> <p>有価証券評価益……有価証券売買益 有価証券評価損……有価証券売買損</p>	<p>*総理府令に規定する貸借対照表の作成に当たっては、次に掲げる次項を注記するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該有価証券について借入を行っている旨 2. 当該借入有価証券（未返済分）の時価評価額 3. 当該売却借入有価証券の買戻しを行った約定日に売買損益を計上する旨
有価証券評価損 (売却借入有価証券)	売却借入有価証券 (有価証券評価益)				

7. 内国公社債の売買に伴い既経過利息相当金額を税引で決済する場合の計理処理

内国公社債の売買に伴い既経過利息相当金額を税引（税相当額を控除した金額をいう。）で決済する場合は、次により処理するものとする。

- (1) 取得時に前払費用勘定に計上する既経過利子相当金額は、税相当額を控除した金額（現に支払う金額をいう。）とする。
- (2) 取得時以降日々計上する債券利息の未収金額は、税込（税相当額を含めた金額をいう。）とする。
- (3) 売却時又は利払期日において実際に受取る既経過利息相当金額又は債券利息と、その際に引き落とす前払費用勘定の金額及び未収利息勘定の金額との差額は、受取利息勘定の増減によって調整するものとする。

[仕訳例（社債券勘定を除く）]

額面400万円、年利7.3%の転換社債券等を経過日数100日で取得し、50日後に売却した場合

1. 取得

前払費用	<u>64,000</u>	コール・ローン (又は金銭信託)	<u>64,000</u>
------	---------------	---------------------	---------------

2. 未収利息 (50日分)

未収利息	40,000	受取利息	40,000
------	--------	------	--------

3. 売却

コール・ローン (又は金銭信託)	96,000	前払費用	64,000
		未収利息	40,000
		受取利息	△ 8,000
	<u>96,000</u>		<u>96,000</u>

4. 利払期

コール・ローン (又は金銭信託)	146,000	前払費用	<u>64,000</u>
		未収利息	<u>66,000</u>
		受取利息	<u>16,000</u>
	146,000		146,000

8. 外国証券の取次手数料の計理処理

外国証券の取次手数料は、約定発生の都度、その他外貨費用勘定及びその他未払い費用勘定で処理するものとする。

〔仕訳例〕

取次手数料は約定発生の都度、その他外貨費用勘定及びその他未払費用勘定で処理する。

その他未払費用	コール・ローン (又は金銭信託)
---------	---------------------

9. 国内金融商品取引所に上場されている外国株式の計理処理

国内金融商品取引所に上場されている外国証券の処理は、次によるものとする。

- (1) 外国投資勘定及び外貨基金勘定に計上する金額は、外国株式の取得価額とし、これらの勘定から控除する金額は、外国株式の売却に係る帳簿価額とするものとする。
- (2) 外貨建資産に計上された預金の邦貨建資産への振替は、預金の計上日に振替えるものとする。

なお、当該計上金額に係る外貨建資産の各損益を同時に邦貨建資産に振替えるものとする。

- (3) 決算日の未収勘定残高に係る入金処理は、当該計上金額に係る外貨建資産の損益を決算処理において外貨基金勘定に繰り入れられた損益相当額から控除し、控除しきれない額は、当期の損益により処理するものとする。

[仕訳例]

項 目	邦 貨 建 資 産	外 貨 建 資 産	備 考
1. 買付約定日	処理なし	株 券 ××× 未 払 金 ×××	{ 外国投資勘定及び外貨基金勘定に計上する。 額は外貨建証券の取得価額（邦貨）。 評価は外国投資勘定評価損益に加算。
2. 買付受渡日	外国投資a/c ××× コール・ローン ××× (又は金銭信託)	未 払 金 ××× 預 金 ××× 預 金 ××× 外 貨 基 金 ×××	
3. 売却約定日	処理なし	未 収 入 金 ××× 株 券 ××× 売 買 損 ××× 売 買 益 ×××	{ 外貨建資産に計上された預金は、当該金額の 計上日に邦貨建資産に振替える。 “当該計上金額に係る外貨建資産の各損益 も、同時に邦貨建資産に振替える。” 外国投資勘定及び外貨基金勘定から控除する 額は外貨建証券の売却に係る帳簿価額。
4. 売却受渡日	コール・ローン ××× 外国投資a/c ××× (又は金銭信託) 売 買 損 ××× 売 買 益 ×××	預 金 ××× 未 収 入 金 ××× 外 貨 基 金 ××× 預 金 ××× 売 買 益 ××× 売 買 損 ×××	
5. 現金配当金			
(1) 配当落日	処理なし	未 収 配 当 金 ××× 株 式 配 当 金 ×××	{ 未収配当金額＝税引配当単価(外国通貨表示) ×株数×配当落日のT.T.B
(2) 入金日	コール・ローン ××× 株式配当金 ××× (又は金銭信託) その他外貨費用 ××× その他外貨収益金×××	預 金 ××× 未 収 配 当 金 ××× 株 式 配 当 金 ××× 預 金 ×××	
6. 株式配当の処理			
(1) 配当落日	処理なし	処理なし	{ 割当株数のうち売買単位の株数のみ株券交付 される。 外貨建証券としての株数のみ増加させる。
(2) 端株処分代金の 入金日	コール・ローン ××× その他収益金 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× その他収益金 ××× その他収益金 ××× 預 金 ×××	
			{ 単位未満の端株は日証決が売却処分し、株式 事務取扱機関（受託銀行）を通じて処分代金 として支払われる。

項目	邦 貨 建 資 産	外 貨 建 資 産	備 考
7. 株式分割の処理			
(1) 株式分割日	処理なし	処理なし	割当株数のうち売買単位の株数のみ株券が交付される。 外貨建証券としての株数のみ増加させる。 単位未満は処分代金として支払われる。
(2) 端株処分代金の入金日	コール・ローン ××× その他収益金 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× その他収益金 ××× その他収益金 ××× 預 金 ×××	
8. 有償増資の処理			有償増資は日証決が現地において売却処分し株式事務取扱機関を通じて処分代金が支払われる。
(1) 権利落日	処理なし	処理なし	
(2) 売却代金入金日	コール・ローン ××× 売 買 益 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× 売 買 益 ××× 売 買 益 ××× 預 金 ×××	
9. 無償増資の処理			割当株数のうち売買単位の株数のみ株券が交付される。 外貨建証券として株数のみ増加させる。 単位未満の端数は処分代金として支払われる。
(1) 権利落日	処理なし	処理なし	
(2) 端株処分代金の入金日	コール・ローン ××× その他収益金 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× その他収益金 ××× その他収益金 ××× 預 金 ×××	
10. 決算日における評価換後の処理			
(1) 評価益の場合	外国投資a/c ××× 売 買 益 ×××	株 券 ××× 売 買 益 ××× 売 買 益 ××× 外 貨 基 金 ×××	
(2) 評価損の場合	売 買 損 ××× 外国投資a/c ×××	売 買 損 ××× 株 券 ××× 外 貨 基 金 ××× 売 買 損 ×××	
11. 決算日の未収勘定残高に係る入金処理			外国投資勘定及び外貨基金勘定から控除する額は、外貨建証券の売却に係る帳簿価額に売買損益を加減した額。
(1) 配当金の入金	コール・ローン ××× 外国投資勘定 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× 未 収 配 当 金 ××× 外 貨 基 金 ××× 預 金 ×××	
(2) 売却代金の入金	コール・ローン ××× 外国投資勘定 ××× (又は金銭信託)	預 金 ××× 未 収 入 金 ××× 外 貨 基 金 ××× 預 金 ×××	

10. 外国公社債の計理処理

外国公社債の処理については、次によるものとする。

- (1) 利含みで取引される外国公社債については、当該債券に係る債券利息は日々計上することなく利落日に一括して未収計上するものとする。
- (2) 外国公社債の買付代金を邦貨で支払う場合の計理は、次の仕訳によるものとする。

イ 邦貨建資産の計理

買付代金支払日	
外国投資勘定	コール・ローン (又は金銭信託)

ロ 外貨建資産の計理

買付代金支払日	
公 社 債 前 払 費 用	外貨基金

- (3) 本邦企業が発行した外貨建転換社債等を株式に転換し邦貨建資産とする場合は、次によるものとする。

イ 計理処理の時期

原則として委託会社が受託会社に対して株式への転換の指図を行う日に処理するものとする。

ロ 外貨建資産における処理

- ① 株式転換に係る転換社債等の帳簿価額を株券の帳簿価額に振替える。

なお、当該転換分に係る前払費用残高がある場合には、当該前払費用残高も株券の帳簿価額に振替える。

- ② 株式に転換する日までの期間中に計上した当該転換社債等に係る利息の未収金額は、株式に転換する日に取消を行う。

- ハ 外貨建資産から邦貨建資産への振替えについては、回金の場合に準じて処理する。なお、邦貨の換算に使用する為替相場は、処理日の対顧客相場の仲値とする。

11. 割引手形の計理処理

割引手形の処理については、次によるものとする。

- (1) 割引手形の科目は新設せず、コール・ローンに含めて()内書として処理するものとする。
- (2) 取得価額をもって計上し、割引料は受取利息及び未収利息として日々計上する。
- (3) 転売又は期日前の振替によって発生する差額は、受取利息の増減で処理する。

[例] 額面1億円の手形を年率8%、期間90日で買付け、45日後に転売した場合、なお、転売日の実勢レートは年率7.75%である。

※1. コール・ローン	99,044,521	※2. コール・ローン	98,027,398
		(割引手形)	
		※3. 未収利息	986,265
		受取利息	30,858

割引手形は、取得金額を引落す。

未収利息は、1日当たりの計上分に経過日数を乗じた額を引落す。

受取利息は、※1から※2、※3を差引いた差額を計上する。

期日前の振替えの場合、買付ファンドは上記※1を割引手形の取得金額とする。

12. 新株引受権付社債の新株引受権行使に伴う計理処理

イ 計理処理の時期

原則として委託会社が受託会社に新株引受権行使の指図を行う日に処理する。

ロ 計理処理は、現金払込及び代用払込に区分し、次により処理するものとする。

[仕訳例]

区 分	仕 訳 例 等
①現金払込の場合	1) 当該社債の帳簿価額≧当該社債の額面金額 例示1 当該社債の額面金額……………10,000,000円 当該社債の帳簿価額……………10,500,000円 当該社債の取得時における 既経過利子残高金額…………… 200,000円 当該社債の取得時以降 新株引受権行使時までの 未収利息残高金額…………… 100,000円 新株引受権の行使価額…………… 300円 新株引受権の付与割合…………… 100% 新株引受権の行使割合…………… 100%
	株券 10,499,900
	社債券 500,000
	コール・ローン 9,999,900
	(又は金銭信託)

区 分	仕 訳 例 等						
②代用払込の場合	<p>注1. 取得株数 (33,333株) …以下同じ $= \frac{10,000,000 \text{ 円} \times 100\% \times 100\%}{300 \text{ 円}}$ (1株未満切捨)</p> <p>注2. 払込金額 (9,999,900円) = 33,333株 × 300円</p> <p>注3. 社債帳簿価額のうち、株券の帳簿価額へ振替える金額 (500,000円) = 10,500,000 - 10,000,000</p> <p>注4. 社債取得時における既経過利子残高金額 (200,000円) は、権利行使後も社債本体が普通債として残るので株券の取得価額に含めない。</p> <p>注5. 社債取得時以降新株引受権行使時までの未収利息残高金額 (100,000円) は、権利行使後も社債本体が普通債として残るので取消さない。</p> <p>注6. 取得した株券は親株として処理する (以下同じ。)</p>						
	<p>2) 当該社債の帳簿価額 < 当該社債の額面金額</p> <p>例示1の帳簿価額 9,500,000円のケース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">株券 9,999,900</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">コール・ローン 9,999,900 (又は金銭信託)</td> </tr> </table>	株券 9,999,900	コール・ローン 9,999,900 (又は金銭信託)				
	株券 9,999,900	コール・ローン 9,999,900 (又は金銭信託)					
	<p>1) 当該社債の帳簿価額 ≥ 当該社債の額面金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">株券 10,699,900</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">社債券 10,500,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未収入金 100</td> <td style="text-align: center;">前払費用 200,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未収利息 △ 100,000</td> <td style="text-align: center;">受取利息 △ 100,000</td> </tr> </table>	株券 10,699,900	社債券 10,500,000	未収入金 100	前払費用 200,000	未収利息 △ 100,000	受取利息 △ 100,000
	株券 10,699,900	社債券 10,500,000					
	未収入金 100	前払費用 200,000					
	未収利息 △ 100,000	受取利息 △ 100,000					
	<p>注1. 未収入金 (当該行使に当たり端数処理の為交付を受ける金額) = 10,000,000円 - (33,333株 × 300円) …以下同じ</p> <p>注2. 社債の帳簿価額 (10,500,000円) 及び社債取得時における既経過利子残高金額 (200,000円) は、注1の金額を控除し、株券の帳簿価額に振替える。</p> <p>注3. 社債取得時以降新株引受権行使時までの未収利息残高金額 (100,000円) は取消す</p> <p style="text-align: right;">…以下同じ</p>						

2) 当該社債の帳簿価額<当該社債の額面金額

例示1の帳簿価額 9,500,000円のケース

株券	10,199,900	社債券	9,500,000
未収入金	100	有価証券売買益	500,000
		前払費用	200,000
未収利息	△100,000	受取利息	△100,000

注1. 有価証券売買益 (500,000円)

$$=10,000,000円 - 9,500,000円$$

注2. 社債額面金額 (10,000,000円) から未収入金 (100円) を控除した金額に社債取得時における既経過利子残高金額 (200,000円) を加算した金額を株券の帳簿価額とする。

13. 先物取引の計理処理

仕訳等

(注) 仕訳中にあるコール・ローン等は、預金、金銭信託、コール・ローン、差入委託証拠金をいう。

項 目	計 算 等		仕 訳																												
先物取引 1. オープニング取引 (1) 買 建 (2) 売 建	<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>新規建数量</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>買建単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>新規建数量×買建単価×所定の倍数</td> </tr> <tr> <td>手 数 料 等</td> <td>(注) 片道先払いの場合は先物取引未払金 a / c で処理</td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金</td> <td>約定代金+手数料等</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金</td> <td>現金部分+代用有価証券部分</td> <td rowspan="2">売建も同様とする。 (以下同じ)</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 代用有価証券</td> <td>代用有価証券部分</td> </tr> </table>		約 定 単 位 数	新規建数量	約 定 単 価	買建単価	約 定 代 金	新規建数量×買建単価×所定の倍数	手 数 料 等	(注) 片道先払いの場合は先物取引未払金 a / c で処理	差 引 代 金	約定代金+手数料等	差入委託証拠金	現金部分+代用有価証券部分	売建も同様とする。 (以下同じ)	差入委託証拠金 代用有価証券	代用有価証券部分	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">約定日</td> </tr> <tr> <td>先物取引買 (差引代金)</td> <td>先物取引未払金 (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注) 手数料等 先払いの場合 約定日</td> </tr> <tr> <td>先物取引買 (差引代金)</td> <td>先物取引未払金 (差引代金-手数料等) コール・ローン等又は 未払金(手数料等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">差入日</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 (現金+代用)</td> <td>コール・ローン等 (現金) 差入委託証拠金 代用有価証券 (代用)</td> </tr> </table>		約定日		先物取引買 (差引代金)	先物取引未払金 (差引代金)	(注) 手数料等 先払いの場合 約定日		先物取引買 (差引代金)	先物取引未払金 (差引代金-手数料等) コール・ローン等又は 未払金(手数料等)	差入日		差入委託証拠金 (現金+代用)	コール・ローン等 (現金) 差入委託証拠金 代用有価証券 (代用)
	約 定 単 位 数	新規建数量																													
約 定 単 価	買建単価																														
約 定 代 金	新規建数量×買建単価×所定の倍数																														
手 数 料 等	(注) 片道先払いの場合は先物取引未払金 a / c で処理																														
差 引 代 金	約定代金+手数料等																														
差入委託証拠金	現金部分+代用有価証券部分	売建も同様とする。 (以下同じ)																													
差入委託証拠金 代用有価証券	代用有価証券部分																														
約定日																															
先物取引買 (差引代金)	先物取引未払金 (差引代金)																														
(注) 手数料等 先払いの場合 約定日																															
先物取引買 (差引代金)	先物取引未払金 (差引代金-手数料等) コール・ローン等又は 未払金(手数料等)																														
差入日																															
差入委託証拠金 (現金+代用)	コール・ローン等 (現金) 差入委託証拠金 代用有価証券 (代用)																														
<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>新規建数量</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>売建単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>新規建数量×売建単価×所定の倍数</td> </tr> <tr> <td>手 数 料 等</td> <td>片道先払いの場合は先物取引未収入金 a / c で計上</td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金</td> <td>約定代金-手数料等</td> </tr> </table>		約 定 単 位 数	新規建数量	約 定 単 価	売建単価	約 定 代 金	新規建数量×売建単価×所定の倍数	手 数 料 等	片道先払いの場合は先物取引未収入金 a / c で計上	差 引 代 金	約定代金-手数料等	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">約定日</td> </tr> <tr> <td>先物取引未収入金 (差引代金)</td> <td>先物取引売 (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注) 手数料等 先払いの場合 約定日</td> </tr> <tr> <td>先物取引未収入金 (差引代金+手数料等)</td> <td>先物取引売 (差引代金) コール・ローン等 又は未払金 (手数料等)</td> </tr> </table>		約定日		先物取引未収入金 (差引代金)	先物取引売 (差引代金)	(注) 手数料等 先払いの場合 約定日		先物取引未収入金 (差引代金+手数料等)	先物取引売 (差引代金) コール・ローン等 又は未払金 (手数料等)										
約 定 単 位 数	新規建数量																														
約 定 単 価	売建単価																														
約 定 代 金	新規建数量×売建単価×所定の倍数																														
手 数 料 等	片道先払いの場合は先物取引未収入金 a / c で計上																														
差 引 代 金	約定代金-手数料等																														
約定日																															
先物取引未収入金 (差引代金)	先物取引売 (差引代金)																														
(注) 手数料等 先払いの場合 約定日																															
先物取引未収入金 (差引代金+手数料等)	先物取引売 (差引代金) コール・ローン等 又は未払金 (手数料等)																														

項 目	計 算 等	仕 訳		
2. クロージング取引 (1) 反対売買 ① 転 売	<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>転売数量</td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	転売数量	
	約 定 単 位 数	転売数量		
	<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>転売単価</td> </tr> </table>	約 定 単 価	転売単価	
	約 定 単 価	転売単価		
	<table border="1"> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>転売数量×転売単価×所定の倍数</td> </tr> </table>	約 定 代 金	転売数量×転売単価×所定の倍数	
	約 定 代 金	転売数量×転売単価×所定の倍数		
	<table border="1"> <tr> <td>手 数 料 等 (往)</td> <td> ① 全部転売 買建手数料等総額の残額の全額 ② 一部転売 (イ) $\text{買建手数料等残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$ (原則、手数料、消費税、取引所税相当額等各々個別で計算した合計) </td> </tr> </table>	手 数 料 等 (往)	① 全部転売 買建手数料等総額の残額の全額 ② 一部転売 (イ) $\text{買建手数料等残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$ (原則、手数料、消費税、取引所税相当額等各々個別で計算した合計)	
	手 数 料 等 (往)	① 全部転売 買建手数料等総額の残額の全額 ② 一部転売 (イ) $\text{買建手数料等残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$ (原則、手数料、消費税、取引所税相当額等各々個別で計算した合計)		
<table border="1"> <tr> <td>手 数 料 等 (復)</td> <td></td> </tr> </table>	手 数 料 等 (復)			
手 数 料 等 (復)				
<table border="1"> <tr> <td>権 利 修 正 単 価</td> <td>取引所発表の権利相当額 (以下同じ)</td> </tr> </table>	権 利 修 正 単 価	取引所発表の権利相当額 (以下同じ)		
権 利 修 正 単 価	取引所発表の権利相当額 (以下同じ)			
<table border="1"> <tr> <td>清 算 代 金</td> <td> ① 手数料等を転売時往復徴収の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (往復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$ ② 手数料等を転売時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$ </td> </tr> </table>	清 算 代 金	① 手数料等を転売時往復徴収の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (往復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$ ② 手数料等を転売時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$		
清 算 代 金	① 手数料等を転売時往復徴収の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (往復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$ ② 手数料等を転売時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 $\text{転売数量} \times \{ \text{転売単価} - (\text{買建単価} - \text{権利修正単価}) \} \times \text{所定の倍数} - \text{手数料等 (復)}$ $\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$			
<table border="1"> <tr> <td>先物取引未払金の引落 A</td> <td> ① 全部転売 先物取引未払金残額 ② 一部転売 $\text{買建約定代金残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}} + \text{手数料等 (往)}$ ((イ)で個別計算されたもの) </td> </tr> </table>	先物取引未払金の引落 A	① 全部転売 先物取引未払金残額 ② 一部転売 $\text{買建約定代金残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}} + \text{手数料等 (往)}$ ((イ)で個別計算されたもの)		
先物取引未払金の引落 A	① 全部転売 先物取引未払金残額 ② 一部転売 $\text{買建約定代金残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}} + \text{手数料等 (往)}$ ((イ)で個別計算されたもの)			
<table border="1"> <tr> <td>先物取引買の引落 B</td> <td> ① 評価換前の場合は上記先物取引未払金引落し額と同額 ② 評価換後の一部転売 $\text{先物取引買残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$ </td> </tr> </table>	先物取引買の引落 B	① 評価換前の場合は上記先物取引未払金引落し額と同額 ② 評価換後の一部転売 $\text{先物取引買残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$		
先物取引買の引落 B	① 評価換前の場合は上記先物取引未払金引落し額と同額 ② 評価換後の一部転売 $\text{先物取引買残額} \times \frac{\text{転売数量}}{\text{残建数量}}$			

項 目	計 算 等		仕 訳	
	決 算 損 益	先物取引未払金－先物取引買±受払清算代金－先払い手数料等 (A) (B)	約定日	
	差入委託証拠金	前 述	先物取引未払金 (A) 未収入金 (受取清算代金) 先物取引等取引損 (決済損)	先物取引買 (B) 未 払 金 (支払清算代金) 先物取引等取引益 (決済益)
			受渡日	
		コール・ローン等 (受取清算代金) 未 払 金 (支払清算代金)	未収入金 (受取清算代金) コール・ローン等 (支払清算代金)	
		引出日		
		コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	差入委託証拠金	

項 目	計 算 等	仕 訳
② 買 戻	約 定 単 位 数	約 定 日
	買戻数量	先物取引売 (D)
	約 定 単 価	先物取引未収入金 (C)
	買戻単価	未収入金 (受取清算代金)
	約 定 代 金	未 払 金 (支払清算代金)
	買戻数量×買戻単価×所定の倍数	先物取引等取引損 (決済損)
	手 数 料 等 (往)	先物取引等取引益 (決済益)
	① 全部買戻 売建手数料等の残額の全額	受 渡 日
	② 一部転売 (イ)	コール・ローン等 (受取清算代金)
	$\text{売建手数料等残額} \times \frac{\text{買戻数量}}{\text{残建数量}}$	未収入金 (受取清算代金)
(原則、手数料、消費税、取引所税相当額等各々個別で計算した合計)	未 払 金 (支払清算代金)	
手 数 料 等 (復)	引 出 日	
権 利 修 正 単 価	コール・ローン等 差入委託証拠金	
清 算 代 金	差入委託証拠金 代用有価証券	
① 手数料等を買戻時往復徴収の場合 買戻数量×{(売建単価－権利修正単価)－買戻単価}× 所定の倍数－手数料等(往復)	$\begin{matrix} \text{差額} \geq 0 & \text{受取清算代金} \\ \text{差額} < 0 & \text{支払清算代金} \end{matrix}$	
② 手数料等を買戻時復のみ徴収の場合……往分は建時支払済 買戻数量×{(売建単価－権利修正単価)－買戻単価}× 所定の倍数－手数料等(復)	$\text{差額} \geq 0 \quad \text{受取清算代金}$	
先 物 取 引 未 収 入 金 の 引 落 C		
① 全部買戻 先物取引未収入金残額		
② 一部買戻		
$\text{売建約定代金残額} \times \frac{\text{買戻数量}}{\text{残建数量}} + \text{手数料等(往)}$		
(イ)で個別で計算されたもの)		
先 物 取 引 売 の 引 落 D		
① 評価換前の場合は上記先物取引未収入金引落し額と同額		
② 評価換後の一部買戻		
$\text{先物取引売残額} \times \frac{\text{買戻数量}}{\text{残建数量}}$		

項 目	計 算 等		仕 訳
	決 算 損 益	先物取引売—先物取引未収入金±受払清算代金—先払い手数料等 (D) (C)	
	差入委託証拠金	前 述	

項 目	計 算 等	仕 訳																						
(2) 受渡決済 ① 差金決済 (i) 買建の決済	<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>決済数量</td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	決済数量	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">決済日</th> </tr> <tr> <td>先物取引未払金 (E)</td> <td>先物取引買 (F)</td> </tr> <tr> <td>未収入金 (受取清算代金)</td> <td>未 払 金 (支払清算代金)</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 (決済損)</td> <td>先物取引等取引益 (決済益)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">受渡日</th> </tr> <tr> <td>コール・ローン等 (受取清算代金)</td> <td>未収入金 (受取清算代金)</td> </tr> <tr> <td>未 払 金 (支払清算代金)</td> <td>コール・ローン等 (支払清算代金)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">引出日</th> </tr> <tr> <td>コール・ローン等</td> <td>差入委託証拠金</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 代用有価証券</td> <td></td> </tr> </table>	決済日		先物取引未払金 (E)	先物取引買 (F)	未収入金 (受取清算代金)	未 払 金 (支払清算代金)	先物取引等取引損 (決済損)	先物取引等取引益 (決済益)	受渡日		コール・ローン等 (受取清算代金)	未収入金 (受取清算代金)	未 払 金 (支払清算代金)	コール・ローン等 (支払清算代金)	引出日		コール・ローン等	差入委託証拠金	差入委託証拠金 代用有価証券	
	約 定 単 位 数	決済数量																						
	決済日																							
	先物取引未払金 (E)	先物取引買 (F)																						
	未収入金 (受取清算代金)	未 払 金 (支払清算代金)																						
	先物取引等取引損 (決済損)	先物取引等取引益 (決済益)																						
	受渡日																							
	コール・ローン等 (受取清算代金)	未収入金 (受取清算代金)																						
	未 払 金 (支払清算代金)	コール・ローン等 (支払清算代金)																						
	引出日																							
コール・ローン等	差入委託証拠金																							
差入委託証拠金 代用有価証券																								
<table border="1"> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>決済単価</td> </tr> </table>	約 定 単 価	決済単価																						
約 定 単 価	決済単価																							
<table border="1"> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>決済数量×決済値段×所定の倍数</td> </tr> </table>	約 定 代 金	決済数量×決済値段×所定の倍数																						
約 定 代 金	決済数量×決済値段×所定の倍数																							
<table border="1"> <tr> <td>手 数 料 等 (往)</td> <td>手数料等 (往)</td> </tr> </table>	手 数 料 等 (往)	手数料等 (往)																						
手 数 料 等 (往)	手数料等 (往)																							
<table border="1"> <tr> <td>手 数 料 等 (復)</td> <td></td> </tr> </table>	手 数 料 等 (復)																							
手 数 料 等 (復)																								
<table border="1"> <tr> <td>権 利 修 正 単 価</td> <td></td> </tr> </table>	権 利 修 正 単 価																							
権 利 修 正 単 価																								
<table border="1"> <tr> <td>清 算 代 金</td> <td> ① 手数料等を決済時往復徴収の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数－手数料等 (往) 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金 ② 手数料等を決済時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金 </td> </tr> </table>	清 算 代 金	① 手数料等を決済時往復徴収の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数－手数料等 (往) 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金 ② 手数料等を決済時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金																						
清 算 代 金	① 手数料等を決済時往復徴収の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数－手数料等 (往) 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金 ② 手数料等を決済時復のみ徴収……往分は建時支払済の場合 決済数量×{決済単価－(買建単価－権利修正単価)}× 所定の倍数 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金																							
<table border="1"> <tr> <td>先物取引未払金の引落 E</td> <td>先物取引未払金残額の全額</td> </tr> </table>	先物取引未払金の引落 E	先物取引未払金残額の全額																						
先物取引未払金の引落 E	先物取引未払金残額の全額																							
<table border="1"> <tr> <td>先物取引買の引落 F</td> <td>先物取引買残額の全額</td> </tr> </table>	先物取引買の引落 F	先物取引買残額の全額																						
先物取引買の引落 F	先物取引買残額の全額																							
<table border="1"> <tr> <td>決 済 損 益</td> <td>先物取引未払金－先物取引買±受払清算代金－先払い手数料等 (E) (F)</td> </tr> </table>	決 済 損 益	先物取引未払金－先物取引買±受払清算代金－先払い手数料等 (E) (F)																						
決 済 損 益	先物取引未払金－先物取引買±受払清算代金－先払い手数料等 (E) (F)																							
<table border="1"> <tr> <td>差 入 委 託 証 拠 金</td> <td>前述</td> </tr> </table>	差 入 委 託 証 拠 金	前述																						
差 入 委 託 証 拠 金	前述																							

項 目	計 算 等		仕 訳	
(p) 売建の決済	約 定 単 位 数	決済数量	決済日	
	約 定 単 価	決済単価	先物取引売 (H)	先物取引未収入金 (F)
	約 定 代 金	決済数量×決済単価×所定の倍数	未収入金 (受取清算代金)	未 払 金 (支払清算代金)
	手 数 料 等 (往)		先物取引等取引損 (決済損)	先物取引等取引益 (決済益)
	手 数 料 等 (復)		受渡日	
	権 利 修 正 単 価		コール・ローン等 (受取清算代金)	未収入金 (受取清算代金)
	清 算 代 金	① 手数料等を決済時往復徴収の場合 決済数量×{(売建単価－権利修正単価)－決済単価}× 所定の倍数－手数料等(往) 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金 ② 手数料等を決済時復のみ徴収の場合 決済数量×{(売建単価－権利修正単価)－決済単価} ×所定の倍数 差額≥0 受取清算代金 差額<0 支払清算代金	未 払 金 (支払清算代金)	コール・ローン等 (支払清算代金)
	先物取引未収入金 の引落	先物取引未収入金残額の全額	引出日	
	先物取引売の引落 H	先物取引売残額の全額	コール・ローン等	差入委託証拠金
	決 済 損 益	先物取引売－先物取引未収入金±受払清算代金－先払い手数料等 (H) (G)	差入委託証拠金 代用有価証券	
差 入 委 託 証 拠 金	前述			

項 目	計 算 等	仕 訳																																										
② 現物決済 (イ) 現 引 (a) 国債標準物 (b) 株式先物50	6. 特例(1)の国債標準物取引参照 <table border="1" data-bbox="501 352 1491 1155"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>現引数量 (最終買建数量)</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>買建単価－権利修正単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>現引数量× (買建単価－権利修正単価) × 50,000</td> </tr> <tr> <td>先 物 手 数 料 (往)</td> <td>先物手数料 (往) 残額 (買建時先物手数料 (往) － 売埋時先物手数料 (往))</td> </tr> <tr> <td>取引所税相当額 (往)</td> <td>取引所税相当額 (往) 残額 (買建時取引所税相当額 (往) － 売埋時取引所税相当額 (往))</td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金 (約定代金按分対象額)</td> <td>約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往)</td> </tr> <tr> <td>現 引 手 数 料</td> <td>現物手数料と同じで後述</td> </tr> <tr> <td>清 算 代 金 (顧客支払総額)</td> <td>約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往) ＋現引手数料</td> </tr> <tr> <td>先物取引未払金の 引落 (E)</td> <td>先物取引未払金残額</td> </tr> <tr> <td>先物取引買の引落 (F)</td> <td>先物取引買残額</td> </tr> <tr> <td>(E) - (F)</td> <td>差額 ≥ 0 先物取引等取引益 差額 < 0 先物取引等取引損</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	現引数量 (最終買建数量)	約 定 単 価	買建単価－権利修正単価	約 定 代 金	現引数量× (買建単価－権利修正単価) × 50,000	先 物 手 数 料 (往)	先物手数料 (往) 残額 (買建時先物手数料 (往) － 売埋時先物手数料 (往))	取引所税相当額 (往)	取引所税相当額 (往) 残額 (買建時取引所税相当額 (往) － 売埋時取引所税相当額 (往))	差 引 代 金 (約定代金按分対象額)	約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往)	現 引 手 数 料	現物手数料と同じで後述	清 算 代 金 (顧客支払総額)	約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往) ＋現引手数料	先物取引未払金の 引落 (E)	先物取引未払金残額	先物取引買の引落 (F)	先物取引買残額	(E) - (F)	差額 ≥ 0 先物取引等取引益 差額 < 0 先物取引等取引損			<table border="1" data-bbox="1550 288 2074 1193"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売買最終日の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>株 券 (清算代金)</td> <td>未 払 金 (清算代金)</td> </tr> <tr> <td>先物取引未払金 (E)</td> <td>先物取引買 (F)</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 (差額 < 0)</td> <td>先物取引等取引益 (差額 ≥ 0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td>未 払 金 (清算代金)</td> <td>コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td>コール・ローン (又は金銭信託)</td> <td>差入委託証拠金</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 代用有価証券</td> <td></td> </tr> </table>	売買最終日の翌営業日		株 券 (清算代金)	未 払 金 (清算代金)	先物取引未払金 (E)	先物取引買 (F)	先物取引等取引損 (差額 < 0)	先物取引等取引益 (差額 ≥ 0)	受渡日		未 払 金 (清算代金)	コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)	受渡日		コール・ローン (又は金銭信託)	差入委託証拠金	差入委託証拠金 代用有価証券	
約 定 単 位 数	現引数量 (最終買建数量)																																											
約 定 単 価	買建単価－権利修正単価																																											
約 定 代 金	現引数量× (買建単価－権利修正単価) × 50,000																																											
先 物 手 数 料 (往)	先物手数料 (往) 残額 (買建時先物手数料 (往) － 売埋時先物手数料 (往))																																											
取引所税相当額 (往)	取引所税相当額 (往) 残額 (買建時取引所税相当額 (往) － 売埋時取引所税相当額 (往))																																											
差 引 代 金 (約定代金按分対象額)	約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往)																																											
現 引 手 数 料	現物手数料と同じで後述																																											
清 算 代 金 (顧客支払総額)	約定代金＋先物手数料 (往) ＋取引所税相当額 (往) ＋現引手数料																																											
先物取引未払金の 引落 (E)	先物取引未払金残額																																											
先物取引買の引落 (F)	先物取引買残額																																											
(E) - (F)	差額 ≥ 0 先物取引等取引益 差額 < 0 先物取引等取引損																																											
売買最終日の翌営業日																																												
株 券 (清算代金)	未 払 金 (清算代金)																																											
先物取引未払金 (E)	先物取引買 (F)																																											
先物取引等取引損 (差額 < 0)	先物取引等取引益 (差額 ≥ 0)																																											
受渡日																																												
未 払 金 (清算代金)	コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)																																											
受渡日																																												
コール・ローン (又は金銭信託)	差入委託証拠金																																											
差入委託証拠金 代用有価証券																																												

項 目	計 算 等		仕 訳												
(c) 日本円通貨先物 (東京金融先物)	個別銘柄毎の	差 入 代 金 (按 分 額)	差引代金を個別銘柄毎の差引代金に按分するのに用いる。 株価は売買最終日の現物市場における終値とする。 A 1 銘柄の差引代金 = 差引代金 × $\frac{A 1 \text{ 銘柄の終値} \times 1 \text{ 売買単位株式数}}{A 50n \text{ 銘柄の終値} \times 1 \text{ 売買単位株式数}}$ n = 1 (円未満切捨) (注) 差引代金と按分額合計の差額は銘柄コードの小さい順に1円ずつ割振る。												
		現 引 手 数 料	A 1 銘柄の差引代金 × 所定の現引手数料率 (円未満切捨) (現引手数料率に同じ)												
		清 算 代 金	A 1 銘柄の差引代金 + A 1 銘柄の現引手数料												
		取 得 株 数	現引数量 × 1 売買単位株式数												
		約 定 単 価	$\frac{A 1 \text{ 銘柄の差引代金}}{A 1 \text{ 銘柄の取得株数}}$ (円未満切捨)												
				<p data-bbox="1570 715 1832 743">〔売買最終日の翌営業日〕</p> <table border="1" data-bbox="1547 842 2078 970"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1756 842 1877 871">外貨日計表</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1547 874 1809 938">先物取引未払金 (先物取引等取引損)</td> <td data-bbox="1809 874 2078 938">先物取引買 (先物取引等取引益)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1547 1007 2078 1230"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1756 1007 1877 1035">邦貨日計表</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1038 1809 1070">為替未収入金</td> <td data-bbox="1816 1038 1944 1070">売 為 替</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1102 1809 1134">先物取引未払金</td> <td data-bbox="1816 1102 1944 1134">未 払 金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1608 1166 1809 1198">先物取引等取引損</td> <td data-bbox="1816 1166 1944 1198">(A)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1659 1262 1973 1326">→ 円払い委託手数料及び消費税 〔6. 特例(2)参照〕</p>	外貨日計表		先物取引未払金 (先物取引等取引損)	先物取引買 (先物取引等取引益)	邦貨日計表		為替未収入金	売 為 替	先物取引未払金	未 払 金	先物取引等取引損
外貨日計表															
先物取引未払金 (先物取引等取引損)	先物取引買 (先物取引等取引益)														
邦貨日計表															
為替未収入金	売 為 替														
先物取引未払金	未 払 金														
先物取引等取引損	(A)														

項 目	計 算 等		仕 訳														
			<p>[受渡日]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">外貨日計表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外 貨 基 金</td> <td style="text-align: center;">預 金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(利益勘定)</td> <td style="text-align: center;">(損失勘定)</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">邦貨日計表</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売 為 替</td> <td style="text-align: center;">為替未収入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コール・ローン等 (損失科目)</td> <td style="text-align: center;">(利益科目)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 払 金 (A)</td> <td style="text-align: center;">コール・ローン等</td> </tr> </table> <p>→ 外貨の回金処理と同様</p>	外貨日計表		外 貨 基 金	預 金	(利益勘定)	(損失勘定)	邦貨日計表		売 為 替	為替未収入金	コール・ローン等 (損失科目)	(利益科目)	未 払 金 (A)	コール・ローン等
外貨日計表																	
外 貨 基 金	預 金																
(利益勘定)	(損失勘定)																
邦貨日計表																	
売 為 替	為替未収入金																
コール・ローン等 (損失科目)	(利益科目)																
未 払 金 (A)	コール・ローン等																

項 目	計 算 等	仕 訳																																												
(ロ) 現 提 (a) 国債標準物 (b) 株式先物50	6. 特例(1)の国債標準物取引参照 <table border="1" data-bbox="501 300 1491 1082"> <tr> <td>約 定 単 位 数</td> <td>現提数量(最終買建数量)</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>売建単価－権利修正単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>現提数量×(売建単価－権利修正単価)×50,000</td> </tr> <tr> <td>先 物 手 数 料(往)</td> <td>先物手数料(往) 残額(売建時先物手数料(往) －買埋時先物手数料(往))</td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金 (約定代金按分対象額)</td> <td>約定代金＋先物手数料(往)＋取引所税相当額(往)</td> </tr> <tr> <td>現 提 手 数 料</td> <td>現物手数料と同じで後述</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券 取 引 税</td> <td>現物有価証券取引税で後述</td> </tr> <tr> <td>清 算 代 金 (顧客支払総額)</td> <td>約定代金－先物手数料(往)－取引所税相当額(往) －現提手数料－有価証券取引税</td> </tr> <tr> <td>先物取引未収入金の 引落 (G)</td> <td>先物取引未収入金残高</td> </tr> <tr> <td>先物取引売の引落 (H)</td> <td>先物取引買残額</td> </tr> <tr> <td>(H)－(G)</td> <td>差額≥0 先物取引等取引益 差額<0 先物取引等取引損</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	現提数量(最終買建数量)	約 定 単 価	売建単価－権利修正単価	約 定 代 金	現提数量×(売建単価－権利修正単価)×50,000	先 物 手 数 料(往)	先物手数料(往) 残額(売建時先物手数料(往) －買埋時先物手数料(往))	差 引 代 金 (約定代金按分対象額)	約定代金＋先物手数料(往)＋取引所税相当額(往)	現 提 手 数 料	現物手数料と同じで後述	有 価 証 券 取 引 税	現物有価証券取引税で後述	清 算 代 金 (顧客支払総額)	約定代金－先物手数料(往)－取引所税相当額(往) －現提手数料－有価証券取引税	先物取引未収入金の 引落 (G)	先物取引未収入金残高	先物取引売の引落 (H)	先物取引買残額	(H)－(G)	差額≥0 先物取引等取引益 差額<0 先物取引等取引損			<table border="1" data-bbox="1550 268 2074 1203"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">売買最終日の翌営業日</td> </tr> <tr> <td>未収入金 (清算代金)</td> <td>株 券 (現物帳簿価額)</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買損</td> <td>有価証券売買益</td> </tr> <tr> <td>先物取引売 (H)</td> <td>先物取引未収入金 (G)</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 (差額<0)</td> <td>先物取引等取引益 (差額≥0)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td>コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)</td> <td>差入委託証拠金 (清算代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td>コール・ローン (又は金銭信託)</td> <td>差入委託証拠金</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 代用有価証券</td> <td></td> </tr> </table>	売買最終日の翌営業日		未収入金 (清算代金)	株 券 (現物帳簿価額)	有価証券売買損	有価証券売買益	先物取引売 (H)	先物取引未収入金 (G)	先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)	受渡日		コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)	差入委託証拠金 (清算代金)	受渡日		コール・ローン (又は金銭信託)	差入委託証拠金	差入委託証拠金 代用有価証券	
約 定 単 位 数	現提数量(最終買建数量)																																													
約 定 単 価	売建単価－権利修正単価																																													
約 定 代 金	現提数量×(売建単価－権利修正単価)×50,000																																													
先 物 手 数 料(往)	先物手数料(往) 残額(売建時先物手数料(往) －買埋時先物手数料(往))																																													
差 引 代 金 (約定代金按分対象額)	約定代金＋先物手数料(往)＋取引所税相当額(往)																																													
現 提 手 数 料	現物手数料と同じで後述																																													
有 価 証 券 取 引 税	現物有価証券取引税で後述																																													
清 算 代 金 (顧客支払総額)	約定代金－先物手数料(往)－取引所税相当額(往) －現提手数料－有価証券取引税																																													
先物取引未収入金の 引落 (G)	先物取引未収入金残高																																													
先物取引売の引落 (H)	先物取引買残額																																													
(H)－(G)	差額≥0 先物取引等取引益 差額<0 先物取引等取引損																																													
売買最終日の翌営業日																																														
未収入金 (清算代金)	株 券 (現物帳簿価額)																																													
有価証券売買損	有価証券売買益																																													
先物取引売 (H)	先物取引未収入金 (G)																																													
先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)																																													
受渡日																																														
コール・ローン (又は金銭信託) (清算代金)	差入委託証拠金 (清算代金)																																													
受渡日																																														
コール・ローン (又は金銭信託)	差入委託証拠金																																													
差入委託証拠金 代用有価証券																																														

項 目	計 算 等		仕 訳																						
(a) 日本円通貨先物 (東京金融先物)			<p>[売買最終日の翌営業日]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">外貨日計表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">先物取引売 (先物取引等取引損)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">先物取引未収入金 (先物取引等取引益)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">邦貨日計表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">買 為 替 -----</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">為替未払金 -----</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">先物取引未払金 先物取引等取引損</td> <td style="text-align: center;">未払金 (A)</td> </tr> </table> <p>→ 円払いの委託手数料及び消費税 [6. 特例(2)参照]</p> <p>[受渡日]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">外貨日計表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">預 金</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">外貨基金</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">邦貨日計表</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">為替未払金</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">買 為 替</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外国投資勘定 -----</td> <td style="text-align: center;">コール・ローン等 -----</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 払 金 (A)</td> <td style="text-align: center;">コール・ローン等</td> </tr> </table> <p>→ 外貨の処理と同様</p>	外貨日計表		先物取引売 (先物取引等取引損)	先物取引未収入金 (先物取引等取引益)	邦貨日計表		買 為 替 -----	為替未払金 -----	先物取引未払金 先物取引等取引損	未払金 (A)	外貨日計表		預 金	外貨基金	邦貨日計表		為替未払金	買 為 替	外国投資勘定 -----	コール・ローン等 -----	未 払 金 (A)	コール・ローン等
外貨日計表																									
先物取引売 (先物取引等取引損)	先物取引未収入金 (先物取引等取引益)																								
邦貨日計表																									
買 為 替 -----	為替未払金 -----																								
先物取引未払金 先物取引等取引損	未払金 (A)																								
外貨日計表																									
預 金	外貨基金																								
邦貨日計表																									
為替未払金	買 為 替																								
外国投資勘定 -----	コール・ローン等 -----																								
未 払 金 (A)	コール・ローン等																								

項 目	計 算 等		仕 訳	
3. 権利修正	買 建	権利修正代金＝買建残数量×権利修正単価×所定の倍数	〔買建〕 権利修正日	
	売 建	権利修正代金＝売建残数量×権利修正単価×所定の倍数	先物取引未払金 (権利修正代金)	先物取引買 (権利修正代金)
4. 評 価	買 建	(買建残数量×評価単価×所定の倍数)－買建差引代金 (時価) (帳簿価額) 差額≥0 評価益 差額<0 評価損	〔売建〕 権利修正日	
	売 建	(売建残数量×評価単価×所定の倍数)－売建差引代金 差額>0 評価損 差額≤0 評価益	先物取引売 (権利修正代金)	先物取引未収入金 (権利修正代金)
5. 評 価 換	買 建	評価差益は先物取引等取引益、評価差損は先物取引等取引損に計上	毎日 先物取引等評価損益 評価損(△)益	
	売 建	同上	〔買建〕 ファンド決算日	
6. 計算上の利益引出	計算上の利益の受入	計算上の利益は引出が可能な場合、差入委託証拠金の回収で処理	先物取引買 (評価差益)	先物取引等取引益 (評価差損)
			先物取引等取引損 (評価差損)	先物取引買 (評価差損)
			〔売建〕 ファンド決算日	
			先物取引売 (評価差益)	先物取引等取引益 (評価差損)
			先物取引等取引損 (評価差損)	先物取引売 (評価差損)
			受 渡 日 コール・ローン等 差入委託証拠金	

7. 特例

(1) 国債標準物取引

仕 訳 例		備 考															
先物取引買付約定に関する仕訳		先物取引売付約定に関する仕訳															
<p>◇12月17日、Aファンド（追加型）は、3月限月の先物を額面10億円買付けた。（約定値=@97.50）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">12/17 約定日</th> </tr> <tr> <td>先物取引買 a / c 975,300千円 ※委託手数料等30万円</td> <td>先物取引未払金 a / c 975,300千円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">12/19（3営業日目）委託証拠金差入</th> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 a / c 30,000千円</td> <td>金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000</td> </tr> </table> <p>◇2月10日、上記ファンドが決算のため決算処理（※①）の評価換えを行う。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">当該3月限月の最終値段@97.20</th> </tr> <tr> <td>先物取引売買損 a / c 3,300千円</td> <td>先物取引買 a / c 3,300千円</td> </tr> </table> <p>◇3月4日、Aファンドは、上記先物取引を反対売買により決済した。（約定値=@98.80） ただし、このファンドは、2月10日決算のため評価換えを行っている。（売買損330万円）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">3 / 4 約定日</th> </tr> <tr> <td>先物取引未払金 a / c 975,300千円 ※②未収入金 a / c 12,400</td> <td>先物取引買 a / c 972,000千円 先物取引売買益 a / c 15,700</td> </tr> </table>			12/17 約定日		先物取引買 a / c 975,300千円 ※委託手数料等30万円	先物取引未払金 a / c 975,300千円	12/19（3営業日目）委託証拠金差入		差入委託証拠金 a / c 30,000千円	金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000	当該3月限月の最終値段@97.20		先物取引売買損 a / c 3,300千円	先物取引買 a / c 3,300千円	3 / 4 約定日		先物取引未払金 a / c 975,300千円 ※②未収入金 a / c 12,400
12/17 約定日																	
先物取引買 a / c 975,300千円 ※委託手数料等30万円	先物取引未払金 a / c 975,300千円																
12/19（3営業日目）委託証拠金差入																	
差入委託証拠金 a / c 30,000千円	金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000																
当該3月限月の最終値段@97.20																	
先物取引売買損 a / c 3,300千円	先物取引買 a / c 3,300千円																
3 / 4 約定日																	
先物取引未払金 a / c 975,300千円 ※②未収入金 a / c 12,400	先物取引買 a / c 972,000千円 先物取引売買益 a / c 15,700																
<p>◇10月21日、Bファンド（単位型）は、12月限月の先物を額面10億円売却した。（約定値=@98.00）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">10/21 約定日</th> </tr> <tr> <td>先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※委託手数料等30万円</td> <td>先物取引売 a / c 979,700千円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">10/23（3営業日目）委託証拠金差入</th> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 a / c 30,000千円</td> <td>金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000</td> </tr> </table> <p>（単位型は決算処理の評価換えは行わない）</p> <p>◇12月2日、Bファンドは、上記先物取引を反対売買により決済した。（約定値=@99.44）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">12 / 2 約定日</th> </tr> <tr> <td>先物取引売 a / c 979,700千円 先物取引売買損 a / c 15,000</td> <td>先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※③未払金 a / c 15,000</td> </tr> </table>		10/21 約定日		先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※委託手数料等30万円	先物取引売 a / c 979,700千円	10/23（3営業日目）委託証拠金差入		差入委託証拠金 a / c 30,000千円	金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000	12 / 2 約定日		先物取引売 a / c 979,700千円 先物取引売買損 a / c 15,000	先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※③未払金 a / c 15,000	<p>※①決算処理の評価換えについては追加型のみ行う。</p> <p>※②未収入金（清算代金）12,400千円= 10億円×(98.80-97.50)×1/100 - 600千円 (額面) (決済約定値) (買約定値) (委託手数料等)</p> <p>※③未払金（清算代金）15,000千円= 10億円×(98.00-99.44)×1/100 - 600千円 (額面) (売約定値) (決算約定値) (委託手数料等)</p>			
10/21 約定日																	
先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※委託手数料等30万円	先物取引売 a / c 979,700千円																
10/23（3営業日目）委託証拠金差入																	
差入委託証拠金 a / c 30,000千円	金銭信託 a / c （又はコール・ローン） 10,000千円 差入委託証拠金代用有価証券 a / c 20,000																
12 / 2 約定日																	
先物取引売 a / c 979,700千円 先物取引売買損 a / c 15,000	先物取引未収入金 a / c 979,700千円 ※③未払金 a / c 15,000																

仕 訳 例		備 考
3 / 7 受渡日 (4 営業日目)		
金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 12,400千円	未収入金 a / c 12,400千円	
金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 10,000千円 差入委託証拠金代用有価 証券 a / c 20,000	差入委託証拠金 30,000千円	
◇上記先物取引を受渡決済 (現引) により決済した場合 ・最終清算値段 @97.60 ・当該受渡適格債券の C F 1.025		
3 / 10 (先物取引最終日の翌営業日)		
先物取引未払金 a / c 975,300千円 未収入金 a / c 400	先物取引買 a / c 972,000千円 ※④先物取引売買益 a/c 3,700	
3 / 17 現引銘柄確定日 (受渡日 4 営業日前)		
※⑥国債 a / c 1,000,400	未払金 a / c 1,000,400千円	
12 / 5 受渡日 (4 営業日目)		
未払金 a / c 5,000千円	金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 5,000千円	
金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 10,000千円 差入委託証拠金代用有価 証券 a / c 20,000	差入委託証拠金 a / c 30,000千円	
◇上記先物取引を受渡決済 (現提) により決済した場合 ・最終清算値段 @98.80 ・当該受渡適格債券の C F 1.035 ・現提銘柄簿価 995,000円 (@99.50)		
12 / 10 (先物取引最終日の翌営業日)		
先物取引買 a / c 979,700千円 ※⑤先物取引売買損 a/c 8,600	先物取引未収入金 a / c 979,700千円 未払金 a / c 8,600	
12 / 10 現提銘柄連絡日		
未収入金 a / c 1,022,273千円	国債 a / c 995,000千円 ※⑦公社債売買益 a / c 22,273	
		<p>※④先物取引売買益 3,700千円 = 10億円 × (97.60 - 97.20) × 1 / 100 - 300千円 (額面) (最終 簿価) (委託 清算値) (手数料等)</p> <p>※⑤先物取引売買損 8,600千円 = 10億円 × (97.97 - 98.80) × 1 / 100 - 300千円 (額面) (簿価) (最終 清算値) (委託 手数料等)</p> <p>※⑥国債 1,000,400千円 = 10億円 × 97.60 × 1.025 × 1 / 100 (額面) (最終 (C F) 清算値)</p> <p>※⑦公社債売買益 27,273千円 = 10億円 × (98.80 × 1.035 - 99.50) × 1 / 100 - 307千円 (額面) (最終 (C F) (簿価) (取引税) 清算値)</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>(取引税 = 10億円 × 102.258 × 1 / 100 × 3 / 10,000 (税率))</p>

仕 訳 例				備 考	
3/20 受渡日		12/20 受渡日		<p>※⑧決済金額 千円 1,000,000 = 10億円 × ((97.60 × 1.025) + (97.50 - 97.60)) × 1 / 100 + 600 (額面) (最終 (受適 (売約 (最終 (清算手 清算値) C F) 定値) 清算値) 料等)</p> <p style="text-align: center;">┌──────────┐ 取引銘柄の約定値</p> <p style="text-align: center;">受渡代金</p> <p>※⑨決済金額 1,013,673千円 = 10億円 ×</p> <p style="text-align: right;">千円 千円</p> <p>{(98.80 × 1.035) + (98.00 - 98.80)} × 1 / 100 - (600 + 307) (最終 (受適 (売約 (決済 (手数 (取引 清算値) C F) 定値) 約定値) 料) 税)</p> <p style="text-align: center;">┌──────────┐ 現提銘柄の約定値</p> <p style="text-align: center;">受渡代金</p> <p style="text-align: center;">(清算手数料)</p> <p style="text-align: center;">(取引税 = 10億円 × 102,258 × 1 / 100 × 3 / 10,000 (税率))</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>現提 (売却) 分</p>	
未払金 a / c 1,000,400千円	※⑤金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 1,000,000千円 未収入金 a / c 400	金銭信託 a / c (又はコール・ローン) ※⑨ 1,013,673千円 未払金 a / c 8,600	未収入金 a / c 1,022,273千円		
金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 10,000千円	差入委託証拠金 a / c 30,000千円	金銭信託 a / c (又はコール・ローン) 10,000千円	差入委託証拠金 a / c 30,000千円		
差入委託証拠金代用有価 証券 a / c 20,000		差入委託証拠金代用有価 証券 a / c 20,000			

(2) 「日本円通貨先物取引」等における約定金額と委託手数料（消費税含む）とが異通貨とされたことにもなう計理処理の特例

東京金融先物取引のうち「日本円通貨先物取引」と「米ドル短期金利先物取引」における委託手数料及び消費税の計理処理については通達の適用を下記のとおりとします。

	買 建		売 建	
	邦貨日計表		外貨日計表	
(1) 新規建				
① 約定日	*委託手数料（消費税含む）を計上 先物取引等取引損 先物取引未払金		*約定金額を計上 先物取引買 先物取引未払金	
			*委託手数料（消費税含む）を計上 先物取引等取引損 先物取引未払金	
			*約定金額を計上 先物取引未収入金 先物取引売	
(2) 決済日				
① 約定日	先物取引未払金 未払金		先物取引未払金 先物取引買	
	先物取引等取引損		[未収入金] [未払金]	
	(決済約定分)		[先物取引等取引損] [先物取引等取引益]	
			先物取引未払金 未払金	
			先物取引等取引損	
			(決済約定分)	
			先物取引売 先物取引未収入金	
			[未収入金] [未払金]	
			[先物取引等取引損] [先物取引等取引益]	
② 受渡日	未払金 コール・ローン等		[預金] [未収入金]	
			[未払金] [預金]	
			未払金 コール・ローン等	
			[預金] [未収入金]	
			[未払金] [預金]	

14. オプション取引の計理処理

仕訳等

(注) 以下仕訳中にあるコール・ローン等は、預金、金銭信託、コール・ローン、差入委託証拠金をいう。

項 目	計 算 等	仕 訳																																	
オプション取引																																			
1. オープニング取引																																			
(1) 買 建 (コール及びプット共通)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">約 定 単 位 数</td> <td>買建数量</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>買建単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>買建数量×買建単価×所定の倍数</td> </tr> <tr> <td>手 数 料 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金</td> <td>約定代金+手数料等</td> </tr> <tr> <td>帳 簿 価 額</td> <td>差引代金</td> </tr> <tr> <td>帳 簿 単 価</td> <td> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">買建数量×所定の倍数</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	買建数量	約 定 単 価	買建単価	約 定 代 金	買建数量×買建単価×所定の倍数	手 数 料 等		差 引 代 金	約定代金+手数料等	帳 簿 価 額	差引代金	帳 簿 単 価	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">買建数量×所定の倍数</td> </tr> </table>	帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)	買建数量×所定の倍数	<p>① コール</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">約 定 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">コールオプション(買) (差引代金)</td> <td>未 払 金 (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受 渡 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">未 払 金 (差引代金)</td> <td>コール・ローン等 (差引代金)</td> </tr> </table> <p>② プット</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">約 定 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">プットオプション(買) (差引代金)</td> <td>未 払 金 (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受 渡 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">未 払 金 (差引代金)</td> <td>コール・ローン等 (差引代金)</td> </tr> </table>	約 定 日		コールオプション(買) (差引代金)	未 払 金 (差引代金)	受 渡 日		未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)	約 定 日		プットオプション(買) (差引代金)	未 払 金 (差引代金)	受 渡 日		未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)
約 定 単 位 数	買建数量																																		
約 定 単 価	買建単価																																		
約 定 代 金	買建数量×買建単価×所定の倍数																																		
手 数 料 等																																			
差 引 代 金	約定代金+手数料等																																		
帳 簿 価 額	差引代金																																		
帳 簿 単 価	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">買建数量×所定の倍数</td> </tr> </table>	帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)	買建数量×所定の倍数																															
帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)																																		
買建数量×所定の倍数																																			
約 定 日																																			
コールオプション(買) (差引代金)	未 払 金 (差引代金)																																		
受 渡 日																																			
未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)																																		
約 定 日																																			
プットオプション(買) (差引代金)	未 払 金 (差引代金)																																		
受 渡 日																																			
未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)																																		
(2) 売 建 (コール及びプット共通)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">約 定 単 位 数</td> <td>売建数量</td> </tr> <tr> <td>約 定 単 価</td> <td>売建単価</td> </tr> <tr> <td>約 定 代 金</td> <td>売建数量×売建単価×所定の倍数</td> </tr> <tr> <td>手 数 料 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引 代 金</td> <td>約定代金-手数料等</td> </tr> <tr> <td>帳 簿 価 額</td> <td>差引代金</td> </tr> <tr> <td>帳 簿 単 価</td> <td> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売建数量×所定の倍数</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>差 入 委 託 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金 代 用 有 価 証 券</td> <td></td> </tr> </table>	約 定 単 位 数	売建数量	約 定 単 価	売建単価	約 定 代 金	売建数量×売建単価×所定の倍数	手 数 料 等		差 引 代 金	約定代金-手数料等	帳 簿 価 額	差引代金	帳 簿 単 価	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売建数量×所定の倍数</td> </tr> </table>	帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)	売建数量×所定の倍数	差 入 委 託 証 拠 金		差入委託証拠金 代 用 有 価 証 券		<p>① コール</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">約 定 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black;">未収入金 (差引代金)</td> <td>コールオプション(売) (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受 渡 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">コール・ローン等 (差引代金)</td> <td>未収入金 (差引代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">差 入 日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">差入委託証拠金</td> <td>コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券</td> </tr> </table>	約 定 日		未収入金 (差引代金)	コールオプション(売) (差引代金)	受 渡 日		コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)	差 入 日		差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券
約 定 単 位 数	売建数量																																		
約 定 単 価	売建単価																																		
約 定 代 金	売建数量×売建単価×所定の倍数																																		
手 数 料 等																																			
差 引 代 金	約定代金-手数料等																																		
帳 簿 価 額	差引代金																																		
帳 簿 単 価	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">帳 簿 価 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(小数第2位未満切捨)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売建数量×所定の倍数</td> </tr> </table>	帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)	売建数量×所定の倍数																															
帳 簿 価 額	(小数第2位未満切捨)																																		
売建数量×所定の倍数																																			
差 入 委 託 証 拠 金																																			
差入委託証拠金 代 用 有 価 証 券																																			
約 定 日																																			
未収入金 (差引代金)	コールオプション(売) (差引代金)																																		
受 渡 日																																			
コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)																																		
差 入 日																																			
差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券																																		

項 目	計 算 等	仕 訳						
		<p>② プット</p> <hr/> <p style="text-align: right;">約定日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">未収入金 (差引代金)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">プットオプション (売) (差引代金)</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: right;">受渡日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">コール・ローン等 (差引代金)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">未収入金 (差引代金)</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: right;">差入日</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">差入委託証拠金</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券</td> </tr> </table>	未収入金 (差引代金)	プットオプション (売) (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)	差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券
未収入金 (差引代金)	プットオプション (売) (差引代金)							
コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)							
差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券							

項 目	計 算 等		仕 訳	
2. クロージング取引 (1) 転 売 (コール及びプット共通)	約 定 単 位 数	転売数量	① コール	
	約 定 単 価	転売単価	約 定 日	
	約 定 代 金	転売数量×転売単価×所定の倍数	未収入金 (差引代金) 先物取引等取引損 (差額<0)	コールオプション(買) (帳簿価額) 先物取引等取引益 (差額≥0)
	手 数 料 等		受 渡 日	
	差 引 代 金	約定代金－手数料等	コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)
	売 却 帳 簿 価 額	① 全部転売 帳簿価額の全額 ② 一部転売 転売数量×帳簿単価×所定の倍数	② プット	
			約 定 日	
		未収入金 (差引代金) 先物取引等取引損 (差額<0)	プットオプション(買) (帳簿価額) 先物取引等取引益 (差額≥0)	
		受 渡 日		
		コール・ローン等 (差引代金)	未収入金 (差引代金)	

項 目	計 算 等		仕 訳	
② 買 戻 (コール及びプット共通)	約 定 単 位 数	買戻数量	① コール	
	約 定 単 価	買戻単価	約 定 日	
	約 定 代 金	買戻数量×買戻単価×所定の倍数	コールオプション(売) (帳簿価額)	未 払 金 (差引代金)
	手 数 料 等		先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)
	差 引 代 金	約定代金+手数料等	受 渡 日	
	売 却 分 帳 簿 価 額	① 全部買戻 帳簿価額の全額 ② 一部買戻 買戻数量×帳簿単価×所定の倍数	未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)
	取 引 損 益	売却分帳簿価額-差引代金 差額≥0 差額<0	引 出 日	
	差 入 委 託 証 拠 金		コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	差入委託証拠金
			② プット	
			約 定 日	
		プットオプション(売) (帳簿価額)	未 払 金 (差引代金)	
		先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)	
		受 渡 日		
		未 払 金 (差引代金)	コール・ローン等 (差引代金)	
		引 出 日		
		コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	差入委託証拠金	

項 目	計 算 等		仕 訳		
(3) 権利行使 ① コールの権利行使 (イ) 先物オプション (有価証券、金利 通貨等) の場合 A. 買建の場合 B. 買戻の場合 (ロ) 先物オプション (指数) の場合 (ハ) 現物オプション の場合	約 定 単 位 数	権利行使数量	権利行使日		
	権利行使分帳簿価額	権利行使数量×帳簿単価×所定の倍数	先物取引等取引損 (取引損振替額)	コールオプション (買) (帳簿価額)	
	取 引 損 振 替 額	権利行使分帳簿価額	権利行使日		
			先物取引買 (買建差引代金)	先物取引未払金 (買建差引代金)	
	買 建 数 量	権利行使数量	差入日		
	買 建 単 価	権利行使価格 (=ストライクプライス)	差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	
	買 建 約 定 代 金	権利行使数量×権利行使価格×所定の倍数	先物取引の計理に準ずる		
	手 数 料 等		権利行使日		
	買 建 差 引 代 金	買建約定代金+手数料等	未収入金 (受取清算代金)	コールオプション (買) (帳簿価額)	
	差 入 委 託 証 拠 金		先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)	
	受 取 清 算 代 金	(指数値-権利行使価格) × 権利行使数量 × 所定の倍数 - 手数料等	受渡日		
			コール・ローン等	未収入金	
			権利行使日		
			先物取引等取引損 (取引損振替額)	コールオプション (買) (帳簿価額)	
			株券・債券又は預金 (買付対象物)	未 払 金 (買付差引代金)	
			受渡日		
		未 払 金	コール・ローン等		

項 目	計 算 等	仕 訳																		
・株券オプションの権利行使で単位未満株がある場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">単位未満決済代金</td> <td style="padding: 5px;"> $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格})$ $\times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) > 0 \text{ の場合}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) < 0 \text{ の場合}$ </td> </tr> </table>	単位未満決済代金	$(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格})$ $\times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) > 0 \text{ の場合}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) < 0 \text{ の場合}$	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">権利行使日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">未収入金 (単位未満受取決済代金)</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">コール・ローン等</td> <td style="padding: 5px;">未収入金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">権利行使日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)</td> <td style="padding: 5px;">未払金 (単位未満支払決済代金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">未払金</td> <td style="padding: 5px;">コール・ローン等</td> </tr> </table>	権利行使日		未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)	受渡日		コール・ローン等	未収入金	権利行使日		先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)	受渡日		未払金	コール・ローン等
単位未満決済代金	$(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格})$ $\times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) > 0 \text{ の場合}$ $(\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) < 0 \text{ の場合}$																			
権利行使日																				
未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)																			
受渡日																				
コール・ローン等	未収入金																			
権利行使日																				
先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)																			
受渡日																				
未払金	コール・ローン等																			

項 目	計 算 等		仕 訳	
② プットの権利行使 (イ) 先物オプション (有価証券、金利 通貨等) の場合 A. 売建の場合 B. 転売の場合 (ロ) 先物オプション (指数) の場合 (ハ) 現物オプション の場合	約 定 単 位 数	権利行使数量	権利行使日	
	権利行使分帳簿価額	権利行使数量×帳簿単価×所定の倍数	先物取引等取引損 (取引損振替額)	プットオプション (買) (帳簿価額)
	取 引 損 振 替 額	権利行使分帳簿価額	権利行使日	
			先物取引未収入金 (売建差引代金)	先物取引売 (売建差引代金)
	売 建 数 量	権利行使数量	差入日	
	売 建 単 価	権利行使価格	差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券
	売 建 約 定 代 金	権利行使数量×権利行使価格×所定の倍数	先物取引の計理に準ずる	
	手 数 料 等		権利行使日	
	売 建 差 引 代 金	売建約定代金－手数料等	未収入金 (受取清算代金)	プットオプション (買) (帳簿価額)
	差 入 委 託 証 拠 金		先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)
	受 取 清 算 代 金	(権利行使価格－指数値) × 権利行使数量 × 所定の倍数 －手数料等	受渡日	
			コール・ローン等	未収入金
	受 取 清 算 代 金	(権利行使価格－指数値) × 権利行使数量 × 所定の倍数 －手数料等	権利行使日	
			先物取引等取引損 (取引損振替額) 未収入金 (売却差引代金) 有価証券売買損	プットオプション (買) (帳簿価額) 株券・債券又は預金 (売却対象物) 有価証券売買益
	受 取 清 算 代 金	(権利行使価格－指数値) × 権利行使数量 × 所定の倍数 －手数料等	受渡日	
コール・ローン等			未収入金	

項 目	計 算 等		仕 訳																	
・株券オプションの権利行使で単位未満株がある場合	単位未満決済代金	$ \begin{aligned} & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) \\ & \times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量} \\ \\ & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) > 0 \text{ の場合} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) < 0 \text{ の場合} \end{aligned} $	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">権利行使日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 未収入金 (単位未満受取決済代金) </td> <td style="padding: 5px;"> 先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> コール・ローン等 </td> <td style="padding: 5px;"> 未収入金 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">権利行使日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金) </td> <td style="padding: 5px;"> 未払金 (単位未満支払決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 未払金 </td> <td style="padding: 5px;"> コール・ローン等 </td> </tr> </table>		権利行使日		未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)	受渡日		コール・ローン等	未収入金	権利行使日		先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)	受渡日		未払金	コール・ローン等
権利行使日																				
未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)																			
受渡日																				
コール・ローン等	未収入金																			
権利行使日																				
先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)																			
受渡日																				
未払金	コール・ローン等																			

項 目	計 算 等		仕 訳		
(4) 権利被行使 ① コールの権利被行使 (イ) 先物オプション (有価証券、金利、 通貨等) の場合 A. 売建の場合 B. 転売の場合 (ロ) 先物オプション (指数) の場合 (ハ) 現物オプション の場合	約 定 単 位 数	権利被行使数量	権利被行使日		
	権利被行使分帳簿価額	権利被行使数量×帳簿単価×所定の倍数	コールオプション(売) (帳簿価額)	先物取引等取引益 (取引益振替額)	
	取 引 益 振 替 額	権利被行使分帳簿価額	権利被行使日		
			先物取引未収入金 (売建差引代金)	先物取引売 (売建差引代金)	
	売 建 数 量	権利被行使数量	差入日		
	売 建 単 価	権利行使価格	差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	
	売 建 約 定 代 金	権利被行使数量×権利行使価格×所定の倍数	先物取引の計理に準ずる		
	手 数 料 等		権利被行使日		
	売 建 差 引 代 金	売建差引代金－手数料等	コールオプション(売) (帳簿価額)	未 払 金 (支払清算代金)	
	差 入 委 託 証 拠 金		先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)	
	支 払 清 算 代 金	(指数値－権利行使価格) × 権利行使数量 × 所定の倍数 + 手数料等	受渡日		
			未 払 金	コール・ローン等	
	支 払 清 算 代 金	(指数値－権利行使価格) × 権利行使数量 × 所定の倍数 + 手数料等	権利行使日		
			コールオプション(売) (帳簿価額) 未収入金 (売却差引代金) 有価証券売買損	先物取引等取引益 (取引益振替額) 株券・債券又は預金 (売却対象物) 有価証券売買益	
	支 払 清 算 代 金	(指数値－権利行使価格) × 権利行使数量 × 所定の倍数 + 手数料等	受渡日		
コール・ローン等			未収入金		

項 目	計 算 等		仕 訳																	
・株券オプションの権利行使で単位未満株がある場合	単位未満決済代金	$ \begin{aligned} & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) \\ & \times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量} \\ \\ & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) < 0 \text{ の場合} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ & (\text{権利行使価格} - \text{対象株券の最終値段}) > 0 \text{ の場合} \end{aligned} $	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">権利被行使日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> 先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金) </td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;"> 未払金 (単位未満支払決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">未払金</td> <td>コール・ローン等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">権利被行使日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;"> 未収入金 (単位未満受取決済代金) </td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"> 先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black;">コール・ローン等</td> <td>未収入金</td> </tr> </table>		権利被行使日		先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)	受渡日		未払金	コール・ローン等	権利被行使日		未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)	受渡日		コール・ローン等	未収入金
権利被行使日																				
先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)																			
受渡日																				
未払金	コール・ローン等																			
権利被行使日																				
未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)																			
受渡日																				
コール・ローン等	未収入金																			

項 目	計 算 等		仕 訳		
② プットの権利被行使 (イ) 先物オプション (有価証券、金利、 通貨等) の場合 A. 買建の場合 B. 買戻の場合 (ロ) 先物オプション (指数) の場合 (ハ) 現物オプション の場合	約 定 単 位 数	権利被行使数量	権利被行使日		
	権利被行使分帳簿価額	権利被行使数量×帳簿単価×所定の倍数	プットオプション(売) (帳簿価額)	先物取引等取引益 (取引益振替額)	
	取 引 益 振 替 額	権利被行使分帳簿価額		権利被行使日	
			先物取引買 (買建差引代金)	先物取引未払金 (買建差引代金)	
	買 建 数 量	権利被行使数量	差入日		
	買 建 単 価	権利行使価格	差入委託証拠金	コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券	
	買 建 約 定 代 金	権利被行使数量×権利行使価格×所定の倍数		先物取引の計理に準ずる	
	手 数 料 等		権利被行使日		
	買 建 差 引 代 金	買建差引代金+手数料等	プットオプション(売) (帳簿価額)	未 払 金 (支払清算代金)	
	差 入 委 託 証 拠 金			先物取引等取引損 (差額<0)	先物取引等取引益 (差額≥0)
	支 払 清 算 代 金	(権利行使価格-指数値) × 権利行使数量 × 所定の倍数 + 手数料等	受渡日		
			未 払 金	コール・ローン等	
	権利被行使日			権利被行使日	
	プットオプション(売) (帳簿価額) 株券・債券又は預金 (買付対象物)		未 払 金 (買付差引代金)	先物取引等取引益 (取引益振替額)	
	受渡日			未 払 金	
	未 払 金			コール・ローン等	

項 目	計 算 等		仕 訳																	
・株券オプションの権利行使で単位未満株がある場合	単位未満決済代金	$ \begin{aligned} & (\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) \\ & \times \text{オプション対象株券の売買単位未満の数量} \\ \\ & (\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) < 0 \text{ の場合} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ & (\text{対象株券の最終値段} - \text{権利行使価格}) > 0 \text{ の場合} \end{aligned} $	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">権利被行使日</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; vertical-align: top;"> 先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 未払金 (単位未満支払決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; vertical-align: top;">未払金</td> <td style="vertical-align: top;">コール・ローン等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">権利被行使日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; vertical-align: top;"> 未収入金 (単位未満受取決済代金) </td> <td style="vertical-align: top;"> 先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">受渡日</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; vertical-align: top;">コール・ローン等</td> <td style="vertical-align: top;">未収入金</td> </tr> </table>		権利被行使日		先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)	受渡日		未払金	コール・ローン等	権利被行使日		未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)	受渡日		コール・ローン等	未収入金
権利被行使日																				
先物取引等取引損 (単位未満支払決済代金)	未払金 (単位未満支払決済代金)																			
受渡日																				
未払金	コール・ローン等																			
権利被行使日																				
未収入金 (単位未満受取決済代金)	先物取引等取引益 (単位未満受取決済代金)																			
受渡日																				
コール・ローン等	未収入金																			

項 目	計 算 等		仕 訳
(5) 権利放棄 (コール及びプット共通)	約 定 単 位 数	権利放棄数量	① コール 権利放棄日 先物取引等取引損 (売買損振替額) コールオプション (買) (帳簿価額)
	権利放棄分帳簿価額	権利放棄数量×帳簿単価×所定の倍数	
	取 引 損 振 替 額	権利放棄分帳簿価額	② プット 権利放棄日 先物取引等取引損 (売買損振替額) プットオプション (買) (帳簿価額)
(6) 義務消滅 (コール及びプット共通)	約 定 単 位 数	義務消滅数量	① コール 義務消滅日 コールオプション (売) (帳簿価額) 先物取引等取引益 (売買益振替額)
	義務消滅分帳簿価額	義務消滅数量×帳簿単価×所定の倍数	
	取 引 益 振 替 額	義務消滅分帳簿価額	引出日 コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券 差入委託証拠金
			② プット 義務消滅日 プットオプション (売) (帳簿価額) 先物取引等年引益 (売買益振替額)
			引出日 コール・ローン等 差入委託証拠金 代用有価証券 差入委託証拠金

項 目	計 算 等		仕 訳		
3. 評 価 4. 評 価 換	買 建	コール	評価額－帳簿価額	毎 日	
		プット	評価額－帳簿価額	先物取引等評価損益	
売 建	コール	帳簿価額－評価額			
	プット	帳簿価額－評価額			
追加型投信の場合はファンド決算日に時価に評価換えを行う。			[買建] ① コール ファンド決算日		
買 建 コール・プット共通	評価差益は先物取引等取引益、評価差損は先物取引等取引損に計上	コールオプション（買） （評価差益）		先物取引等取引益 （評価差益）	
売 建 コール・プット共通	同 上	先物取引等取引損 （評価差損）		コールオプション（買） （評価差損）	
			② プット ファンド決算日 プットオプション（買） （評価差益） 先物取引等取引損 （評価差損） プットオプション（買） （評価差損）		

項 目	計 算 等	仕 訳								
<p>5. 単位株数変更 (コール及びプット共通)</p> <p>6. 権利落処理 (コール及びプット共通)</p>	<p>・株券オプションの対象株券について単位株数変更（額面変更を伴わない）が行われた場合に、建玉の調整を行う。</p> <p>（例） 売買単位1,000株 → 100株へ変更の場合</p> <p>・株券オプションの対象株券について株式分割、株式併合、有償増資が行われた場合、権利落日等に、権利落行使価格を当該株式分割比率・合併比率に基づき調整することとする。</p>	<p>〔売建〕</p> <p>① コール</p> <p style="text-align: center;">ファンデ決算日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">コールオプション（売） （評価差益）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">先物取引等取引益 （評価差益）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">先物取引等取引損 （評価差損）</td> <td style="text-align: center;">コールオプション（売） （評価差損）</td> </tr> </table> <p>② プット</p> <p style="text-align: center;">ファンデ決算日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">プットオプション（売） （評価差益）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">先物取引等取引益 （評価差益）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">先物取引等取引損 （評価差損）</td> <td style="text-align: center;">プットオプション（売） （評価差損）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">勘 定 仕 訳 な し</p> <p>・オプション約定単位数 1 → 10へ変更</p> <p style="text-align: center;">勘 定 仕 訳 な し</p>	コールオプション（売） （評価差益）	先物取引等取引益 （評価差益）	先物取引等取引損 （評価差損）	コールオプション（売） （評価差損）	プットオプション（売） （評価差益）	先物取引等取引益 （評価差益）	先物取引等取引損 （評価差損）	プットオプション（売） （評価差損）
コールオプション（売） （評価差益）	先物取引等取引益 （評価差益）									
先物取引等取引損 （評価差損）	コールオプション（売） （評価差損）									
プットオプション（売） （評価差益）	先物取引等取引益 （評価差益）									
先物取引等取引損 （評価差損）	プットオプション（売） （評価差損）									

項 目	計 算 等	仕 訳
	<p>・権利行使価格の調整に伴い、株券オプション1単位のオプション対象株券の数量を当該株式分割比率等に基づき調整することとする。</p> <p>ただし、調整した場合の数量がオプション対象株券の売買単位の整数倍となるときは、当該数量の調整は行わず、当該株式分割比率等に基づき建玉を調整することとする。</p> <p>(例1) 株式分割1 : 1.1の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション1単位の対象株券の売買単位 (所定の倍数) ・権利行使価格の調整 <p>(例2) 株式分割1 : 2の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション1単位の対象株券の売買単位 (所定の倍数) ・オプション約定単位数 ・権利行使価格の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000株→1,100株へ ・分割後権利行使価格 =分割前権利行使価格÷1.1 <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・1→2へ変更 ・分割後権利行使価格 =分割前権利行使価格÷2

15. 分離型新株引受権付社債の計理処理

項 目	処 理 方 法	仕 訳
<p>1. 新株引受権付社債 (カムワラント)の取得 時の処理</p> <p>—帳簿価額の算定— ＜非上場の場合＞</p>	<p>○ カムワラントを取得した場合、取得に要した額（既経過利子を 除く）を、約定日に社債券（エクスワラント）と新株引受権証券 （ワラント）に分離して計理を行う。</p> <p>① エクスワラント</p> <p>(1) 約定単価＝直近の標準気配 （注）日本証券業協会が発表する標準気配で、毎週木 曜日に発表される気配を金曜日から翌週の木曜日 まで適用する。</p> <p>(2) 約定代金＝買付額面×約定単価÷100</p> <p>(3) 帳簿価額＝約定代金</p> <p>② ワラント</p> <p>(1) 約定単価＝ （カムワラントの約定単価）－（エクスワラントの約定 単価）</p> <p>(2) 約定代金＝ ワラント数×（1ワラント当たり社債額面）×約定単価 ÷100</p> <p>(3) 帳簿価額＝約定代金 （＝カムワラントの約定代金－エクスワラント約定代 金）</p>	<p>—約 定 日—</p> <p>（社 債 券）××× （未 払 金）××× （新株引受権証券）×××</p> <p>〔 社 債 券＝①の(3) 新株引受権証券＝②の(3) 未 払 金＝カムワラント約定代金 〕</p> <p>—受 渡 日—</p> <p>（未 払 金）××× （コール・ローン）××× （前 払 費 用）××× 又は金銭信託</p> <p>〔 前 払 費 用＝カムワラント取得時の既経過利子 〕</p> <p>コール・ローン＝ // 受取金額</p>

項 目	処 理 方 法	仕 訳
<p><上場の場合></p> <p>2. 残高の管理方法</p>	<p>① エクスワラント</p> <p>(1) 約定単価 (約定日前日のカムワラント終値) - (約定日前日のワラント終値) (注) 双方又はいずれか一方に終値がないとき、双方とも値段の付いた直近日の終値を用いる。(有価証券取引税の計算に使用される価額)</p> <p>(2) 約定代金 …………… 非上場の場合と同じ</p> <p>(3) 売買委託手数料 = (カムワラント取得時の売買委託手数料) (円未満切捨) × (エクスワラントの約定単価) ÷ (カムワラント約定単価)</p> <p>(4) 帳簿価額 = 約定代金 + 売買委託手数料</p> <p>② ワラント</p> <p>(1) 約定単価 = (カムワラント約定単価) - (エクスワラント約定単価)</p> <p>(2) 約定代金 …………… 非上場の場合と同じ</p> <p>(3) 売買委託手数料 = (カムワラント取得時の売買委託手数料) - (エクスワラントの売買委託手数料)</p> <p>(4) 帳簿価額 = 約定代金 + 売買委託手数料</p> <p>○ エクスワラントは従来の公社債と同様に個別管理を行う。一定条件のもとで同一銘柄の併合をすることができる。また、ワラントは株式に準じて、買付けの都度簿価平均を行い一銘柄を一本で管理する。</p>	<p>—約定日・受渡日— 非上場の場合の仕訳に準ずる。</p>

項 目	処 理 方 法	仕 訳
3. ワラントの売却時処理	<p>ワラントの簿価単価＝ ワラント帳簿価額÷（ワラント数×1ワラント当たり社債額面）×100</p> <p>○ ワラントのみを売却した場合、株式に準じた有価証券取引税が徴収される。</p> <p>(1) 約定代金 …………… 1の②の(2)と同じ (2) 売買委託手数料 ……… 株式に準じて算出 (3) 有価証券取引税＝約定代金×55/10,000 (円未満切捨) (4) 受渡金額＝約定代金－売買委託手数料－有価証券取引税 (5) 売却分の帳簿価額＝ワラント数×（1ワラント当たり社債額面）×帳簿単価÷100 (円未満切捨) (6) 売買損益＝受渡金額－売却分の帳簿価額</p>	<p>－約 定 日－ (未 収 入 金) × × × (新株引受権証券) × × × (有価証券売買益) × × ×</p> <p>{ 未 収 入 金 = (4) 新株引受権証券 = (5) 有価証券売買益(又は損) = (6) }</p> <p>－受 渡 日－ (コール・ローン) × × × (未 収 入 金) × × × 又は金銭信託</p>
4. 権利行使時の処理	<p>○ 権利行使により取得した株式の帳簿価額は、払込金額にワラントの帳簿価額を加えた額とする。従って、ワラントの帳簿価額は株式の帳簿価額へ引継がれる。</p> <p>(1) 取得株数＝（ワラント数×1ワラント当たり社債額面）×付与割合 （1株未満切捨） ×行使割合÷行使価額 (2) 払込金額＝取得株数×行使価額 (3) 帳簿価額＝払込金額＋ワラント帳簿価額</p>	<p>－権利行使日－ (株 券) × × × (新株引受権証券) × × × (コール・ローン) × × × 又は金銭信託</p> <p>{ 株 券 = (3) 新株引受権証券 = ワラントの帳簿価額 コール・ローン = (2) }</p>

項 目	処 理 方 法	仕 訳
5. 権利行使期間満了時のワラントの処理	○ 行使期間が満了したとき、ワラントは権利が消滅し資産価値がなくなる。従って、ワラントの帳簿価額を零とし、その全額を損失へ計上する。	<p>－行使期間満了日－ (有価証券売買損) × × × (新株引受権証券) × × ×</p>
6. カムワラントの売却時の処理	<p>○ カムワラントの売却金額（既経過利子を除く）を、約定日にエクスワラントとワラントに分離し、個別に売買損益を計算する。</p> <p>① エクスワラント</p> <p>(1) 約定単価 …………… 取得時の上場の場合と同じ</p> <p>(2) 約定代金 …………… 1の①の(2)と同じ</p> <p>(3) 売買委託手数料 …… 取得時の上場の場合と同じ</p> <p>(4) 有価証券取引税＝約定代金×4.5/10,000 (円未満切捨)</p> <p>(5) 売却金額＝約定代金－売買委託手数料－有価証券取引税</p> <p>(6) 売却分の帳簿価額…… 現行の公社債の計算方法による</p> <p>(7) 売買損益＝売却金額－売却分の帳簿価額</p> <p>② ワラント</p> <p>(1) 約定単価＝(カムワラント約定単価)－(エクスワラント約定単価)</p> <p>(2) 約定代金 …………… 1の②の(2)</p> <p>(3) 売買委託手数料 …… 取得時の按分方法と同じ</p> <p>(4) 有価証券取引税 …… 3の(3)と同じ (円未満切捨)</p> <p>(5) 売却代金 …………… 3の(4)と同じ</p> <p>(6) 売却時の帳簿価額 …… 3の(5)と同じ</p> <p>(7) 売買損益 …………… 3の(6)と同じ</p>	<p>－約 定 日－ (未 収 入 金) × × × (社 債 券) × × × (新株引受権証券) × × × (有価証券売買益) × × ×</p> <p>〔 未 収 入 金＝①の(5)＋②の(5) 社 債 券＝①の(6) 新株引受権証券＝②の(6) 有価証券売買益（又は損）＝①の7＋②の7 ただし、エクスワラントとワラントが双方ともに売買益又は売買損以外のときは、別個に仕訳を行う 〕</p> <p>－受 渡 日－ (コール・ローン) × × × (未 収 入 金) × × × (前 払 費 用) × × × (未 収 利 息) × × × (受 取 利 息) × × ×</p>

項 目	処 理 方 法	仕 訳
<p>7. 日々の評価及び期末の評価換え</p> <p>8. 外貨建カムワラント債について</p>	<p>○ 上場ワラントの場合、日々、市場の終値で評価する。期末の決算処理に際し、追加型の場合は評価換えを行う。</p> <p>○ 売買金額を約定日に、エクswラントとワラントに分離する。この場合、国内の分離方法に準じて行う。</p> <p>① エクswラント 約定単価＝買付日の店頭買気配相場 以下、国内発行ものに準ずる。</p> <p>② ワラント 約定単価＝カムワラントの約定単価－エクswラントの約定単価 以下、国内発行ものに準ずる。</p>	

16. ユーロ円債の計理処理

(1) ユーロ円債（ユーロ円デュアル・カレンシー債を除く。以下同じ。）の処理は、次によるものとする。

イ ユーロ円債は、邦貨建の日計表に計理処理する。

ロ 債券の勘定科目は、国内債券の分類に準じて区分する。

ハ 売買及び利払い等に伴う入金又は出金の処理は、預金勘定で行う。

ニ 前記ハの入金額を国内で運用する場合及び国内で支払いに充当する場合は、預金先変更（口座移管をいう。）を行う。

(2) ユーロ円デュアル・カレンシー債の処理は、次によるものとする。

イ ユーロ円デュアル・カレンシー債は、円表示の外貨日計表で計理処理する。

ロ 償還金を受取った場合、受取外貨の日計表において入金の処理を行う。

① 償還損益は円貨で算出し、円表示の外貨建日計表で処理する。この場合、受取外貨額を同日の対顧客相場で円貨に換算する。

② 前記①の処理後、円表示の外貨建日計表から邦貨建日計表へ円の回金処理を行う。この場合、外貨の売却の処理に準じる。

③ 邦貨建日計表においては、償還金の受取外貨額に相当する外貨の買付けの計理を行う。

ハ 円表示の外貨建資産が保有する円の回金処理は、外貨の売却に伴う回金の処理に準じて行う。

(3) ユーロ円債及びユーロ円デュアル・カレンシー債の仕訳例は、次のとおり。

① ユーロ円債の仕訳例

項 目	仕 訳 (邦 貨 建 資 産)	備 考
1. 買 付 約 定 日	(債 券) × × × (未 払 金)	※ 受渡日及び入金日等の仕訳例はそれぞれの通知を受領した日に行う。
2. 預 金 先 変 更 日	(預 金) × × × (コ ー ル ・ ロ ー ン) 又は金銭信託	
3. 買 付 受 渡 日	(未 払 金) × × × (預 金) (前 払 費 用) × × ×	
4. 売 却 約 定 日	(未 収 入 金) × × × (債 券) (有価証券売買益)	
5. 売 却 受 渡 日	(預 金) × × × (未 収 入 金)	
6. 預 金 先 変 更 日	(コ ー ル ・ ロ ー ン) × × × (預 金) 又は金銭信託	
7. 未 収 利 息 の 計 上	(未 収 利 息) × × × (受 取 利 息)	
8. 利 金 入 金	(預 金) × × × (未 収 利 息) (前 払 費 用) (受 取 利 息)	

② ユーロ円デュアル・カレンシー債の仕訳例

項 目	仕 訳		備 考	
	邦 貨 建 資 産 (円)	外 貨 建 資 産 (円)		
1. 買付約定日	処理なし	(債 券) ××× (未払金) ×××	○債券勘定は仮の科目 (以下、同じ) ○東京店頭市場で約定した場合は買付受渡日に仕訳する。 ○受渡完了時に処理する	
2. 円の送金日	(外国投資 a / c) ××× (コール・ローン) ××× 又は金銭信託	(預 金) ××× (外貨基金) ×××		
3. 買付受渡日	処理なし	(未払金) ××× (預 金) ××× (前払費用) ×××		
4. 未収利息の計上	処理なし	(未収利息) ××× (受取利息) ×××		
5. 利金入金日	処理なし	(預 金) ××× (未収利息) ××× (前払費用) ××× (受取利息) ×××		○利金入金時に処理する
6. 売却約定日	処理なし	(未収入金) ××× (債 券) ××× (有価証券売買損) ××× (有価証券売買益) ×××		
7. 売却受渡日	処理なし	(預 金) ××× (未収入金) ××× (未収利息) ××× (前払費用) ××× (受取利息) ×××		○受渡完了時に処理する

項 目	仕 訳		備 考
	邦 貨 建 資 産 (円)	外 貨 建 資 産 (円)	
8. 決算日の評価換え (追加型の場合)	(外国投資勘定) ××× (有価証券売買益) ××× (有価証券売買損) ××× (外国投資勘定) ×××	(債 券) ××× (有価証券売買益) ××× (外 貨 基 金) ××× (有価証券売買損) ××× (債 券) ××× (外 貨 基 金) ××× (有価証券売買損) ×××	○評価益について ○評価損について
9. 債券の償還金の処理	(預 金) ××× (外国投資勘定) ××× (有価証券売買益) ×××	—円— (預 金) ××× (債 券) ××× (有価証券売買損) ××× (有価証券売買益) ××× (外 貨 基 金) ××× (預 金) ××× (有価証券売買益) ×××	○預金＝償還金受取外貨額 ×仲値 ○有価証券売買損益 ＝預金－債券帳簿価額 ○外貨の売却の処理に準ずる
10. 円の回金日	(外国投資勘定) ××× (預 金) ××× (預 金) ××× (外国投資勘定) ××× (有価証券売買益) ×××	—償還金受取通貨の日計表— (預 金) ××× (外 貨 基 金) ××× (預 金) ××× (外 貨 基 金) ××× (預 金) ××× (有価証券売買益) ×××	○外貨の償還金受取額

17. 国内の譲渡性預金（CD）の計理処理

項 目	勘 定 仕 訳		備 考
<p>1. 買付日(受渡日)の処理</p> <p>2. 未収利息の計上</p>	<p>預 金 ×××</p>	<p>コール・ローン ×××</p> <p>(又は金銭信託)</p>	<p>勘定科目：預 金 計上金額：買付金額</p> <p>計上時期：買付日の翌日から満期日又は売付日（受渡日）まで日々計上 計上金額：税込利子額の日割分</p> <p><算式> $\text{1日当たり未収利息 (円未満切捨)} = \frac{\text{満期元利金 (又は売付金額)} - \text{買付金額}}{\text{日 数}}$ 満期元利金＝額面金額×（1＋証書面利率×日数/365） (円未満切捨) 日数：買付日から満期日（又は売付日）までの片落</p>
<p>3. 満期日又は売付日(受渡日)の処理</p>	<p>コール・ローン ×××</p> <p>(又は金銭信託)</p> <p>未 収 入 金 ×××</p>	<p>預 金 ×××</p> <p>未 収 利 息 ×××</p> <p>受 取 利 息 ×××</p>	<p>コール・ローン：満期元利金又は売付金額。ただし、期間の途中で買付け満期日まで所有した場合、非保有期間の利子については、源泉徴収（20%）</p> <p>未収入金：満期日における源泉徴収税額</p> <p>預 金：買付金額</p> <p>未収利息：既計上未収利息の引落額</p> <p>受取利息：満期日又は売付日に発生する差額</p> <p><算式> $\text{受取利息} = \text{満期元利金 (又は売付金額)} - (\text{買付金額} + \text{1日当たり未収利息} \times \text{日数})$ 満期元利金：税込金額 日 数：買付日から満期日又は売付日までの片落</p>

18. コマーシャル・ペーパー（短期社債等を含む。）の計理処理

コマーシャル・ペーパー（短期社債等を含む。）は、その他有価証券勘定に取得価額をもって計上し、割引料は受取利息及び未収利息として日々計上する。

19. 株主優待物の換金に伴う計理処理

株主優待物を換金した代金は、収受の都度遅滞なく、その他収益金に計上するものとする。

20. 資金借入の計理処理

項 目		処 理 方 法	
I. 借入金の勘定処理		1. 借入金額（返済金額）計理する。支払利息は含まない。	
II. 勘定科目の新設		1. 支払利息勘定 （負債勘定）…… 未払利息 （損失勘定）…… 支払利息 ①借入金に係る支払利息を計上する。 ②支払利息は、インカムゲインの負として扱う。	
III. 支払利息の計上		1. 借入日に一括計上する。	
IV. 外貨建て資金借入額		1. 外貨建て未収入金の回金に係る為替未収入金の額とする。	

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 借入日	_____		} 利息前払の場合
	コール・ローン×××	借入金 ×××	
	支払利息 ×××		
	_____		} 利息後払の場合
コール・ローン×××	借入金 ×××		
	支払利息 ×××	未払利息 ×××	
2. 返済日	_____		} 利息後払の場合
	借入金 ×××	コール・ローン×××	
	未払利息 ×××		

21. 貸付株券の計理処理

項 目	処 理 方 法
<p>I. 貸付株券の勘定処理</p> <p>II. 担 保 (貸株代り金の受入れ)</p> <p>III. 勘定科目の新設</p> <p>IV. 品貸料</p>	<p>1. 省令上の勘定科目は新設しない、従って帳簿価格の分離はしない。</p> <p>2. 貸付株券の勘定上の管理は、「貸付有価証券」及び「貸付取引有価証券」勘定で行う。</p> <p>3. 貸付株券の管理は、銘柄毎に別途行う。</p> <p>1. 信託財産として受け入れる。</p> <p>1. 貸付株券 資産勘定 …… 貸付有価証券 負債勘定 …… 貸付取引有価証券 ①貸付実行日前日の貸付に係る時価金額を計上する。 ②貸付実行日に計上し、返却日に引き落とす。 ③決算日に勘定振替により相殺し、翌期首に振戻す。</p> <p>2. 受入担保勘定 資産勘定 …… 受入担保金代用有価証券 負債勘定 …… 受入担保金 ①貸株代り金受入額を計上する。代用証券を受け入れた場合は担保価を計上する。 ②貸付実行日に計上し、返却日に引き落とす。</p> <p>3. 支払利息勘定 負債勘定 …… 未払利息 損失勘定 …… 支払利息 ①貸株代り金に係る支払利息を日々計上する。 ②貸付実行日から計上し、支払日に引き落とす。 ③支払利息はインカムゲインの負として扱う。</p> <p>1. 計上する勘定科目 資産勘定 …… その他未収収益 利益勘定 …… その他収益金 } (品貸料) ①貸付実行日より日々計上し、入金日に引き落とす。 ②品貸料は、インカムゲインとして扱う。</p>

項 目	処 理 方 法					
<p>V. 該当落銘柄の期越え</p> <p>VI. 増資・分割・権利落銘柄の期越え (新株引受権・株式分割による株式を受ける権利の場合)</p> <p>VII. 決算処理</p>	<p>1. 配当金の取消し 月末最終営業日に取り消す。</p> <p>2. 配当金相当額を計上する。</p> <p>3. 計上する勘定科目 資産勘定 …… その他未収収益 利益勘定 …… その他収益 月末最終営業日に計上し、配当金相当額入金日に引き落とす。</p> <p>1. 各種権利の預り証を受入れる。</p> <p>2. 新株発行日以降に預り証と引換えに新株を受入れる。</p> <p>3. 権利落日の処理については、取り消さない。</p> <p>4. 単位未満株については現金で清算される。(端株売却) (単位未満株の売却処理は、現物分と貸付分と別々に処理される)</p> <p>1. 勘定処理 ①貸付有価証券勘定と貸付取引有価証券勘定は振替処理により相殺する。 ②期首において、再度振替処理を行い元に戻す。</p> <p>2. 決算報告書 ①有価証券明細書の備考欄等に、銘柄別貸付株数を記載する。 ②利害関係人との取引については、貸付時における時価総額を記載する。</p>					
取 引	勘 定 仕 訳		摘 要			
<p>1. 貸付時</p> <p>2. 貸付契約締結時 95.10/23 (月)</p>	<p>(残高)</p> <table border="1" data-bbox="517 1066 1113 1141"> <tr> <td>株券</td> <td>150,000,000</td> <td></td> </tr> </table> <p>勘定処理なし</p>		株券	150,000,000		<p>A銘柄10万株、簿価150,000,000 保有 @1,500円</p> <p>A銘柄3万株を貸し付ける。 (貸付日94.10/25(水)、返済日10/26(木)、貸借料日歩60銭)</p>
株券	150,000,000					

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
3. 貸付実行日前営業日 10/24 (火)			A銘柄の時価 2,000円
4. 貸付実行日	10/25		
	①貸付有価証券 60,000,000	貸付取引有価証券 60,000,000	①貸付株券の貸付額計上 ・計上金額は、貸付実行日前日の時価。
	②コール・ローン 60,000,000	受入担保金 60,000,000	②担保の計上 ・貸株代り金受け入れ額を計上する。
	③受入担保金代用 有価証券 ×××	受入担保金 ×××	③代用有価証券を受け入れた場合 ・担保価格を計上する。
5. 品貸料及び貸株代り 金に係る支払利息の 計上	10/26		
	①その他未収収益 18,000	その他収益金 18,000	①品貸料の計上 ・貸付株数×貸付料率 30,000×0.60=18,000
	②支払利息 2,794	未払利息 2,794	②貸株代り金に係る支払利息の計上 $60,000,000 \times 0.0170 \div 365 = 2,794$
6. 返済日	10/26		
	①貸付取引有価証券 60,000,000	貸付有価証券 60,000,000	①貸付株券の返済
	②受入担保金 60,000,000	コール・ローン 60,000,000	②担保金の返済
	③受入担保金 ×××	受入担保金代用 有価証券 ×××	③代用有価証券を受け入れた場合の返済

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要																
7. 翌日以降、引き続き 貸株市場に参加する 場合	上記 2～6 の繰り返し	i. 貸付銘柄 ii. 貸付株数 iii. 貸付銘柄の時価 iv. 貸株料率 v. 貸株代り金に係る支払比率によって仕訳の額が日々変わる																
8. 品貸料清算日 (清算日は月末最終 営業日)	<p style="text-align: center;">10/31</p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">①コール・ローン</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">その他未収収益</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">18,000</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> <tr> <td>②未払利息</td> <td></td> <td>コール・ローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,794</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,794</td> </tr> </table>	①コール・ローン		その他未収収益		18,000			18,000	②未払利息		コール・ローン		2,794			2,794	①品貸料の入金 ②貸株代り金の利息の支払い
①コール・ローン		その他未収収益																
18,000			18,000															
②未払利息		コール・ローン																
2,794			2,794															
9. 貸付契約期越えの場 合〔決算(10月配当 落)銘柄の期越え貸 付の場合〕 貸付日 10/31 返済日 11/1 配当金の修正	<p style="text-align: center;">10/31</p> <hr/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">①受取配当金</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;">未収配当金</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">150,000</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>②その他未収収益</td> <td></td> <td>その他収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">150,000</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> </table>	①受取配当金		未収配当金		150,000			150,000	②その他未収収益		その他収益		150,000			150,000	①未収配当金の取り消し (30,000株 予想単価 5円) $30,000 \times 5 = 150,000$ ②配当金相当額を計上する。 $30,000 \times 5 = 150,000$
①受取配当金		未収配当金																
150,000			150,000															
②その他未収収益		その他収益																
150,000			150,000															

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要		
10. 配当金相当入金時予想どおり入金した場合 96年1月下旬	<div style="text-align: center;">96 / 1 / XX</div> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">①コール・ローン 150,000</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">②その他未収収益 150,000</td> </tr> </table>	①コール・ローン 150,000	②その他未収収益 150,000	①入金額 $30,000 \times 5 = 150,000$ ②前9の② 150,000
①コール・ローン 150,000	②その他未収収益 150,000			
11. 貸付契約期越えの場合（新株引受権・株式分割による株式を受ける権利の場合）	勘定処理なし	10/31に貸付相手（日証金）より各種権利の預り証を受入れる。		
12. 新株発行日	勘定処理なし（新旧合併）	i. 預り証と引換に新株を受入れる。 ii. 単位未満株は、現金で清算される。 （単位未満株の売却処理は、信託銀行分と貸株分と分割で処理する）		
13. ファンド決算日	<hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">貸付取引有価証券 ×××</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">貸付有価証券 ×××</td> </tr> </table>	貸付取引有価証券 ×××	貸付有価証券 ×××	※期末に貸付有価証券勘定と貸付取引有価証券勘定との振替処理を行い相殺し、翌期首に戻す。
貸付取引有価証券 ×××	貸付有価証券 ×××			
14. 翌期首	<hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">貸付有価証券 ×××</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">貸付取引有価証券 ×××</td> </tr> </table>	貸付有価証券 ×××	貸付取引有価証券 ×××	
貸付有価証券 ×××	貸付取引有価証券 ×××			

22. 貸付債券の計理処理

項 目	処 理 方 法
I. 貸付債券の勘定処理	1. 省令上の勘定科目は新設しない、従って帳簿価格の分離はしない。 2. 貸付債券の勘定上の管理は、「貸付有価証券」及び「貸付取引有価証券」勘定で行う。 3. 貸付債券の管理は、銘柄毎に別途行う。
II. 担保物件の受入れ	1. 信託財産として受け入れない、ただし受け入れることもできる。 2. 代用証券は、評価しない。
III. 勘定科目の新設	1. 貸付債券勘定 資産勘定 …… 貸付有価証券 負債勘定 …… 貸付取引有価証券 ①貸付額面金額を計上する。 ②貸付実行日に計上し、返却日に引き落とす。 ③決算日に勘定振替により相殺し、翌期首に振戻す。 2. 受入担保勘定 資産勘定 …… 受入担保金代用有価証券 負債勘定 …… 受入担保金 ①担保価格を計上する。 ②貸付実行日に計上し、返却日に引き落とす。 3. 支払利息勘定 負債勘定 …… 未払利息 損失勘定 …… 支払利息 ①現金担保に係る支払利息を日々計上する。 ②貸付実行日から計上し、支払日に引き落とす。 ③支払利息はインカムゲインの負として扱う。
IV. 品貸料	1. 計上する勘定科目 資産勘定 …… その他未収収益 利益勘定 …… その他収益金 2. 貸付実行日より日々計上し、入金日に引き落とす。 3. 品貸料は、インカムゲイン扱いとする。

項 目	処 理 方 法
V. 未収利息の計上	1. 貸付分と非貸付分とは分離せず計上する。 2. 利払日を狭む貸付において、税引利金相当額を入金した場合、税金相当額は受取利息の取消とする。
VI. 決算処理	1. 勘定処理 ①貸付有価証券と貸付取引有価証券勘定は振替処理により相殺する。 ②期首において、再度振替処理を行い元に戻す。 2. 決算報告書 ①有価証券明細表の備考欄等に、銘柄別貸付額面を記載する。 ②利害関係人との取引については、貸付額面を記載する。 (投資信託協会への月次報告)

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要
1. 貸付時	(残高) 国債証券 10,150,000,000	# 156 国債証券額面 100億円、簿価101.50円保有 (利渡日 3 / 9・20、利率 4.2%)
2. 貸付契約締結時	勘定処理なし	額面30億円を貸付ける。 (貸付日94.1 / 18、返済日 1 / 25、品貸料0.0025)
3. 貸付実行日	(移動) 1 / 18 ①貸付有価証券 (資産) 3,000,000,000 貸付取引有価証券 (負債) 3,000,000,000	①貸付債券の計上 ・計上金額は、貸付額面金額とする。
4. 担保を受入れた場合	①コール・ローン ××× 受入担保金 (負債) ××× ②受入担保金代用有価証券 (資産) ××× 受入担保金 (負債) ×××	①現金担保の受入 ②代用証券の受入

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要
5. 貸付期間中	(移動) 1/19~1/24	
	①未収利息 1,150,684 受取利息 1,150,684	①貸付債券の利息相当額の計上 ・貸付分、非貸付分とは分離せず計上する。 $10,000,000,000 \times 0.042 \div 365 = 1,150,684$
	②その他未収収益 20,547 その他収益金 20,547	②品貸料の計上 ・貸付額面×品貸料率×貸付期間 ・品貸料は日々計上する。 $3,000,000,000 \times 0.25 \div 365 = 20,547$
	③支払利息 ××× 未払利息 ×××	③現金担保に係る支払利息の計上 ・支払利息は日々計上する。
6. 返済日	(移動) 1/25	
	①貸付取引有価証券 3,000,000,000 貸付有価証券 3,000,000,000	①貸付債券の返済
	②コール・ローン 143,835 その他未収収益 123,282	②品貸料の受入れ(入金日) $3,000,000,000 \times 0.0025 \times 7 \div 365 = 143,835$ … 入金額
		$20,547 \times 6 = 123,282$ … 未収勘定引落額
		$143,835 - 123,282 = 20,553$ … 最終日計上額
7. 担保の返済		
	①受入担保金 ××× コール・ローン ×××	①担保返済
	②未払利息 ××× 受入担保金代用	
	支払利息 ××× 有価証券 ×××	②未払利息支払(支払日)
		コール・ローン ×××
8. 決算日		
	貸付取引有価証券 3,000,000,000 貸付有価証券 3,000,000,000	※期末に貸付有価証券勘定と貸付取引有価証券勘定との振替処理を行い相殺し、翌期首に戻す。
9. 翌期首		
	貸付有価証券 3,000,000,000 貸付取引有価証券 3,000,000,000	

23. 借入債券の計理処理

項 目	処 理 方 法
I. 借入債券の勘定処理	1. 借入債券勘定 資産勘定 …… 借入取引有価証券 負債勘定 …… 借入有価証券 借入金額を計上する。 2. 借入債券の管理は銘柄毎に別途行う。
II. 現金担保金に係る収益の計上	1. 計上する勘定科目 資産勘定 …… その他未収収益 利益勘定 …… その他収益金 現金担保に係る収益を計上する。
III. 品借料の計上	計上する勘定科目 負債勘定 …… その他未払費用 損失勘定 …… その他費用
IV. 借入債の未収利息の計上	1. 借入債の未収利息は計上しない。 2. 利払日を狭む借入において、利金が入金した場合は借入先に支払う。

借入債券の仕訳

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 借入契約締結日	勘定処理なし		借入日 8月24日 返済日 8月30日 借入額面 1億 借入単価 93円75銭 借入代金 93,750,000円 品借料率 年0.18% 保証金利息率 年0.50%
2. 借入実行日	8/24		
3. 借入期間中品借料 現金担保に係る 未収利息	借入取引有価証券 93,750,000	借入有価証券 93,750,000	
	差入保証金 93,750,000	コール・ローン 93,750,000	
	8/25～8/30		
	その他費用 493	その他未払費用 493	100,000千円×0.18%×1÷365
	その他未収収益 1,284	その他収益金 1,284	93,750千円×0.50%×1÷365

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
4. 返済日 5. 決算日 6. 翌期首	8 / 30		※期末に借入有価証券と借入取引有価証券との振替処理を行い相殺し、翌期首に戻す。
	借入有価証券 93,750,000	借入取引有価証券 93,750,000	
	その他未払費用 2,958	コール・ローン 2,958	
	コール・ローン 93,757,704	差入保証金 93,750,000	
		その他未収収益 7,704	
	借入有価証券 93,750,000	借入取引有価証券 93,750,000	
	借入取引有価証券 93,750,000	借入有価証券 93,750,000	

24. スワップ取引の計理処理

項 目	処 理 方 法																																														
<p>I. スワップ取引の勘定処理</p> <p>II. 勘定科目の新設</p> <p>III. 受取スワップ金利</p> <p>IV. 支払スワップ金利</p>	<p>1. 省令上の勘定科目は新設しない。</p> <p>2. スワップ取引契約に係る元本想定額を「想定元本受取資産・想定元本受取資産見合」及び「想定元本支払負債・想定元本支払負債見合」勘定に計上する。 ただし、クレジットデフォルトスワップ取引の勘定処理については、仕訳例による。 ①契約締結日に計上する。 ②スワップ取引は、原則として時価評価する。 ③追加型投信にあつては、決算日に評価替えを行う。</p> <p>1. スワップ取引に係る勘定科目</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">資産勘定</td> <td style="width: 15%;">……</td> <td style="width: 20%;">想定元本受取資産</td> <td style="width: 10%;">…</td> <td style="width: 40%;">金利受取に係る元本</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>想定元本支払負債見合</td> <td>…</td> <td>金利支払に係る元本の見合い</td> </tr> <tr> <td>負債勘定</td> <td>……</td> <td>想定元本受取資産見合</td> <td>…</td> <td>金利受取に係る元本の見合い</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>想定元本支払負債</td> <td>…</td> <td>金利支払に係る元本</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>未払利息</td> <td>…</td> <td>支払スワップ金利の未払額</td> </tr> <tr> <td>損失勘定</td> <td>……</td> <td>支払利息</td> <td>…</td> <td>支払スワップ金利</td> </tr> </table> <p>[現行勘定科目の使用]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>①受取スワップ金利</td> <td>…</td> <td>未収利息、受取利息</td> </tr> <tr> <td>②途中決済における未収、未払額</td> <td>…</td> <td>未収入金、未払金</td> </tr> <tr> <td>③途中決済における損益金額</td> <td>…</td> <td>先物取引等取引益、先物取引等取引損</td> </tr> <tr> <td>④評価損益</td> <td>…</td> <td>先物取引等評価損益</td> </tr> </table> <p>1. 受取スワップ金利は日々計上する。また、支払スワップ金利とは相殺しない。</p> <p>2. 計上する勘定科目 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(資産) 未収利息</td> <td style="width: 40%;">(利益) 受取利息</td> </tr> </table> </p> <p>1. 支払スワップ金利は日々計上する。また、受取スワップ金利とは相殺しない。</p> <p>2. 計上する勘定科目 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">(損失) 支払利息</td> <td style="width: 40%;">(負債) 未払利息</td> </tr> </table> </p> <p>3. 支払スワップ金利は、インカムゲインの負として扱う。</p>	資産勘定	……	想定元本受取資産	…	金利受取に係る元本			想定元本支払負債見合	…	金利支払に係る元本の見合い	負債勘定	……	想定元本受取資産見合	…	金利受取に係る元本の見合い			想定元本支払負債	…	金利支払に係る元本			未払利息	…	支払スワップ金利の未払額	損失勘定	……	支払利息	…	支払スワップ金利	①受取スワップ金利	…	未収利息、受取利息	②途中決済における未収、未払額	…	未収入金、未払金	③途中決済における損益金額	…	先物取引等取引益、先物取引等取引損	④評価損益	…	先物取引等評価損益	(資産) 未収利息	(利益) 受取利息	(損失) 支払利息	(負債) 未払利息
資産勘定	……	想定元本受取資産	…	金利受取に係る元本																																											
		想定元本支払負債見合	…	金利支払に係る元本の見合い																																											
負債勘定	……	想定元本受取資産見合	…	金利受取に係る元本の見合い																																											
		想定元本支払負債	…	金利支払に係る元本																																											
		未払利息	…	支払スワップ金利の未払額																																											
損失勘定	……	支払利息	…	支払スワップ金利																																											
①受取スワップ金利	…	未収利息、受取利息																																													
②途中決済における未収、未払額	…	未収入金、未払金																																													
③途中決済における損益金額	…	先物取引等取引益、先物取引等取引損																																													
④評価損益	…	先物取引等評価損益																																													
(資産) 未収利息	(利益) 受取利息																																														
(損失) 支払利息	(負債) 未払利息																																														

項 目	処 理 方 法
<p>V. 評価</p> <p>VI. 決算処理</p>	<p>1. 評価は、原則として日々行うものとする。</p> <p>2. 「想定元本受取資産」及び「想定元本支払負債」をそれぞれ評価し、その評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。</p> <p>ただし、評価に際して取得した時価が受取スワップ金利と支払スワップ金利の現在価値の差に基づく価格の場合は、受取スワップ金利に係る既計上未収利息と支払スワップ金利に係る既計上未払利息を控除した額を時価とし、「想定元本受取資産」又は「想定元本支払負債」のいずれかを加算又は減算することにより評価する。</p> <p>1. 追加型投資信託にあつては、決算日に評価替えを行うものとする。</p> <p>「想定元本受取資産」及び「想定元本支払負債」勘定をそれぞれ評価替えし、評価益は、「先物取引等取引益」に評価損は「先物取引等取引損」にそれぞれ振り替える。</p> <p>2. 決算報告書</p> <p>① 貸借対照表の作成</p> <p>想定元本受取資産勘定から想定元本受取資産見合勘定を、想定元本支払負債見合勘定から想定元本支払負債勘定をそれぞれ差し引きし、その差額を正数の場合は未収入金勘定に、負数の場合は未払金勘定に加算する。</p> <p>② 添付書類</p> <p>計算期末における、スワップ取引の残高に係る、契約毎の契約内容を記載した明細表を添付する。</p>

[仕訳例]

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要	
【金利スワップ】 1. 取引締結日 2. 利息計上期間中 3. 利息清算日 (利払日) 4. 満期終了日 5. 途中決済 (1)約定日	(円ー円)		※金利交換の元となる元本想定額の計上 ①金利受取り分の想定元本額 ②金利支払分の元本想定額 ①スワップ取引に係る受取利息の計上 ② " 支払利息の計上 ①受取金利スワップ料の入金 ②支払金利スワップ料の支払 ①受取金利分想定元本の振替 ②支払金利分想定元本の振替 ③受取金利スワップ料の入金 ④支払金利スワップ料の支払 ⑤評価替え等を行った場合	
	①想定元本受取資産 ②想定元本支払負債見合	想定元本受取資産見合 想定元本支払負債		
	①未収利息 ②支払利息	受取利息 未払利息		
	①コール・ローン ②未払利息	未収利息 コール・ローン		
	①想定元本受取資産見合 ②想定元本支払負債 ③コール・ローン ④未払利息 支払利息 ⑤先物取引等取引損	想定元本受取資産 想定元本支払負債見合 未収利息 受取利息 コール・ローン 先物取引等取引益		
想定元本受取資産見合 想定元本支払負債 未収入金 又は先物取引等取引損	想定元本受取資産 想定元本支払負債見合 先物取引等取引益 未払金			

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
(2)受渡日	コール・ローン 又は、未払金 コール・ローン 未払利息 支払利息	未収入金 コール・ローン 未収利息 受取利息 コール・ローン	
6. 評価	先物取引等評価損益（帳簿外勘定）		<ul style="list-style-type: none"> 「想定元本受取資産勘定」及び「想定元本支払負債勘定」をそれぞれ評価し、その評価損益の合計額を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。 <p>ただし、評価に際して取得した時価が受取スワップ金利と支払スワップ金利の現在価値の差に基づく価格の場合は、受取スワップ金利に係る既計上未収利息と支払スワップ金利に係る既計上未払利息を控除した額を時価とし、「想定元本受取資産」又は「想定元本支払負債」のいずれかを加算又は減算することにより評価する。</p>
7. 決算評価換え （追加型）	想定元本受取資産 又は先物取引等取引損 想定元本支払負債 又は先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産 先物取引等取引益 想定元本支払負債	

【通貨スワップ】元本交換を行わない場合

スワップ金利 …… 円受取、外貨支払

取 引	邦 貨 建 勘 定 仕 分		外 貨 建 勘 定 仕 分	
1. 取引締結日	想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	想定元本支払負債見合	想定元本支払負債
2. 利息計上期間中	未収利息	受取利息	支払利息	未払利息
3. 利息清算日 (利払日)	コール・ローン	未収利息	未払利息	預金
4. 満期終了日	想定元本受取資産見合 コール・ローン 先物取引等取引損	想定元本受取資産 未収利息 先物取引等取引益 受取利息	想定元本支払負債 未払利息 先物取引等取引損 支払利息	想定元本支払負債見合 預金 先物取引等取引益
5. 途中決済 (1)約定	想定元本受取資産見合 未収入金 又は、先物取引等取引損	想定元本受取資産 先物取引等取引益 未払金	想定元本支払負債 未収入金 又は、先物取引等取引損	想定元本支払負債見合 先物取引等取引益 未払金
(2)受渡日	コール・ローン 又は、未払金 コール・ローン	未収入金 コール・ローン 未収利息 受取利息	預金 又は、未払金 未払利息 支払利息	未収入金 預金 預金

取 引	邦 貨 建 勘 定 仕 分	外 貨 建 勘 定 仕 分				
6. 評価	先物取引等評価損益（帳簿外勘定）	先物取引等評価損益（帳簿外勘定）				
7. 決算評価替え （追加型）	<table border="1"> <tr> <td>想定元本受取資産 又は、先物取引等取引損</td> <td>先物取引等取引益 想定元本受取資産</td> </tr> </table>	想定元本受取資産 又は、先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産	<table border="1"> <tr> <td>想定元本支払負債 又は、先物取引等取引損</td> <td>先物取引等取引益 想定元本支払負債</td> </tr> </table>	想定元本支払負債 又は、先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本支払負債
想定元本受取資産 又は、先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産					
想定元本支払負債 又は、先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本支払負債					

【通貨スワップ】元本交換を行う場合（スタートで交換しエンドで再交換する）
スワップ金利 …… 円受取、外貨支払

取 引	邦 貨 建 勘 定 仕 分	外 貨 建 勘 定 仕 分								
1. 取引締結日	<table border="1"> <tr> <td>想定元本受取資産</td> <td>想定元本受取資産見合</td> </tr> </table>	想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	<table border="1"> <tr> <td>想定元本支払負債見合</td> <td>想定元本支払負債</td> </tr> </table>	想定元本支払負債見合	想定元本支払負債				
想定元本受取資産	想定元本受取資産見合									
想定元本支払負債見合	想定元本支払負債									
2. 元本交換日 円払－外貨受	<table border="1"> <tr> <td>想定元本受取資産見合</td> <td>コール・ローン</td> </tr> </table>	想定元本受取資産見合	コール・ローン	<table border="1"> <tr> <td>預金</td> <td>想定元本支払負債見合</td> </tr> </table>	預金	想定元本支払負債見合				
想定元本受取資産見合	コール・ローン									
預金	想定元本支払負債見合									
3. 満期終了日 外貨払－円受	<table border="1"> <tr> <td>コール・ローン</td> <td>想定元本受取資産</td> </tr> <tr> <td>コール・ローン</td> <td>未収利息</td> </tr> </table>	コール・ローン	想定元本受取資産	コール・ローン	未収利息	<table border="1"> <tr> <td>想定元本支払負債</td> <td>預金</td> </tr> <tr> <td>未払利息</td> <td>預金</td> </tr> </table>	想定元本支払負債	預金	未払利息	預金
コール・ローン	想定元本受取資産									
コール・ローン	未収利息									
想定元本支払負債	預金									
未払利息	預金									
4. 利息計上、利息清算、途中決済、評価、満期終了日等の処理は、元本交換しない場合と同一処理。										

【通貨スワップ】元本交換を行う場合（スタート又はエンド時に交換する）

スワップ金利 …… 円受取、外貨支払

取 引	邦 貨 建 勘 定 仕 分		外 貨 建 勘 定 仕 分	
1. 取引締結日	想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	想定元本支払負債見合	想定元本支払負債
2. 元本交換日				
(1) 円払－外貨受	外国投資勘定	コール・ローン ∴現行の送金処理に準 ずる。 (送金レートは交換 レートとする。)	預金	外貨基金
(2) 外貨払－円受	コール・ローン 損失科目	外国投資勘定 利益勘定	外貨基金 利益科目	預金 損失科目
∴現行の回収金処理に準ずる（送金レートは交換レートとする。）				
3. 利息計上、利息清算、途中決済、評価、満期終了日等の処理は、元本交換しない場合と同一処理。				

スワップ金利 …… 基準価額の表示通貨（以下「当該通貨」という）受取、基準価額の表示通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）支払

取 引	当 該 通 貨 建 勘 定 仕 分		外 貨 建 勘 定 仕 分	
1. 取引締結日	想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	想定元本支払負債見合	想定元本支払負債
2. 元本交換日				
(1) 当該通貨払 －外貨受	外国投資勘定	預金 ∴現行の送金処理に準 ずる。 (送金レートは交換 レートとする。)	預金、又はコール・ローン	外貨基金
(2) 外貨払－ 当該通貨受	預金 損失科目	外国投資勘定 利益勘定	外貨基金 利益科目	預金、又はコール・ローン 損失科目
∴現行の回収金処理に準ずる（送金レートは交換レートとする。）				
3. 利息計上、利息清算、途中決済、評価、満期終了日等の処理は、元本交換しない場合に準じた処理とする。				

【クレジットデフォルトスワップ】

取 引	勘 定 仕 訳	計 算 式	備 考												
1. 契約締結日	<p style="text-align: center;">2006/7/10</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(買い手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">想定元本支払負債見合</td> <td style="width: 50%;">想定元本支払負債</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(売り手)</td> </tr> <tr> <td>想定元本受取資産</td> <td>想定元本受取資産見合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> </tr> </table>	(買い手)		想定元本支払負債見合	想定元本支払負債	2,000,000,000	2,000,000,000	(売り手)		想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	2,000,000,000	2,000,000,000		<ul style="list-style-type: none"> * 7月10日にCDS取引を約定(取引起算日7月11日) * 想定元本 20億円(期間5年) * プレミアム30bps(年4回利払) * 利金計算区分 ACT/360(ACT/365でも) * クレジットイベント発生時の回収率 40%(現金決済の場合) * 満期終了日 2011年7月10日 * 金利受取に係る元本を想定元本受取資産、金利支払に係る元本を想定元本支払負債とする。 * アップフロントペイメントが生じる場合には、時価に係る受払い額については帳簿価格に加減し、経過利子に係る受払い額については前受金及び前払費用勘定へ、それぞれの取引契約締結日に計上するものとする。
(買い手)															
想定元本支払負債見合	想定元本支払負債														
2,000,000,000	2,000,000,000														
(売り手)															
想定元本受取資産	想定元本受取資産見合														
2,000,000,000	2,000,000,000														
2. 評価	先物取引等評価損益(帳簿外勘定)	<ul style="list-style-type: none"> ①評価損益(売り手) <li style="padding-left: 20px;">=受取資産時価金額 <li style="padding-left: 20px;">-想定元本受取資産(受取簿価) ②評価損益(買い手) <li style="padding-left: 20px;">=想定支払負債(支払簿価) <li style="padding-left: 20px;">-支払負債時価金額 	<ul style="list-style-type: none"> * 時価は利含ネットの金額で提供されることがある。その場合、経過利息相当額を時価金額から控除した時価で、元本相当額のみ評価する。(利含みネットの金額で時価が提供された場合で例を作成) * 経過利息相当額は時価金額に含めず元本相当額のみ評価を行う。未収利息・未払利息として別途計上。 												
3. 取引起算日 (開始日) (受渡日)	<p style="text-align: center;">2006/7/11</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(買い手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">受入担保金代用有価証券</td> <td style="width: 50%;">受入担保金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(売り手)</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金</td> <td>差入委託証拠金代用有価証券</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> <td style="text-align: right;">2,000,000,000</td> </tr> </table>	(買い手)		受入担保金代用有価証券	受入担保金	2,000,000,000	2,000,000,000	(売り手)		差入委託証拠金	差入委託証拠金代用有価証券	2,000,000,000	2,000,000,000		<ul style="list-style-type: none"> * 売り手からの担保受入の有無は契約により規定。 * 国債を委託証拠金として差入。 * 値洗いの要・不要及び頻度は契約により規定。 * 利金は相手方から信託財産に支払。
(買い手)															
受入担保金代用有価証券	受入担保金														
2,000,000,000	2,000,000,000														
(売り手)															
差入委託証拠金	差入委託証拠金代用有価証券														
2,000,000,000	2,000,000,000														

<p>4. 利息計上</p>	<p style="text-align: center;">2006/7/11より</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(買い手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">支払利息</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">未払利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">16,666</td> <td style="text-align: right;">16,666</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(売り手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">未収利息</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">受取利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">16,666</td> <td style="text-align: right;">16,666</td> </tr> </table>	(買い手)		支払利息	未払利息	16,666	16,666	(売り手)		未収利息	受取利息	16,666	16,666	<p>①未収・未払利息単価 =プレミアム(%)÷360(小数7位未満切捨) =0.3÷360≒0.0008333</p> <p>②1日当たり未払利息 =未払利息単価×想定元本支払負債見合÷100 =0.0008333×20億÷100 =16,666</p> <p>③1日当たり未収利息 =未収利息単価×想定元本受取資産見合÷100</p>	<p>*計上時期及び期間は契約等による。</p>								
(買い手)																							
支払利息	未払利息																						
16,666	16,666																						
(売り手)																							
未収利息	受取利息																						
16,666	16,666																						
<p>5. 利払日 (金利受払日) 資金化が利払日当日の場合</p>	<p style="text-align: center;">2006/10/11</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(買い手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">(既計上) 未払利息</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">金銭信託</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,516,606</td> <td style="text-align: right;">1,533,332</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">支払利息</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">16,726</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(売り手)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">金銭信託</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">(既計上) 未収利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,533,332</td> <td style="text-align: right;">1,516,606</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">受取利息</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">16,726</td> </tr> </table>	(買い手)		(既計上) 未払利息	金銭信託	1,516,606	1,533,332	支払利息		16,726		(売り手)		金銭信託	(既計上) 未収利息	1,533,332	1,516,606		受取利息		16,726	<p>①経過日数比(固定金利を想定) =プレミアム(%)÷利払回数(小数7位未満切捨) =0.3×92日(経過日数)÷360日 ≒0.0766666</p> <p>②支払金利 =経過日数比×想定元本支払負債見合÷100 =0.0766666×20億÷100 =1,533,332</p> <p>③調整額=1,533,332-16,666 ×91日=16,726</p> <p>④受取金利 =経過日数比×想定元本受取資産見合÷100</p>	<p>*経過日数は前回利払日から今回利払日までの片端計算を原則とし、実日数・30日計算は各取引の「計算区分」(約定時に指図書に明記)による。</p> <p>*金利の経過日数比算出上の「年日数」は365日・360日等の「計算区分」(約定時に指図書に明記)による。</p>
(買い手)																							
(既計上) 未払利息	金銭信託																						
1,516,606	1,533,332																						
支払利息																							
16,726																							
(売り手)																							
金銭信託	(既計上) 未収利息																						
1,533,332	1,516,606																						
	受取利息																						
	16,726																						

<p>6. 一部解約 (約定日)</p> <p>解約前資産・負債 が同額の場合 (期中決算なし)</p>	<p style="text-align: center;">2006/11/8</p> <p>(買い手)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(解約引落) 想定元本支払 負債 1,000,000,000</td> <td style="width: 50%;">想定元本支払負債見合 1,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>未収入金 5,000,000</td> <td>先物取引等取引益 5,000,000</td> </tr> </table> <p>(売り手)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">想定元本受取資産見合 1,000,000,000</td> <td style="width: 50%;">(解約引落) 想定元本受取 資産 1,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 5,000,000</td> <td>未払金 5,000,000</td> </tr> </table>	(解約引落) 想定元本支払 負債 1,000,000,000	想定元本支払負債見合 1,000,000,000	未収入金 5,000,000	先物取引等取引益 5,000,000	想定元本受取資産見合 1,000,000,000	(解約引落) 想定元本受取 資産 1,000,000,000	先物取引等取引損 5,000,000	未払金 5,000,000	<p>① (解約引落) 想定元本支払負債 = 解約前想定元本支払負債 × 解 約支払負債相当想定元本 (元本 部分) ÷ 解約前想定元本支払負 債見合 = 20億 × 10億 ÷ 20億 = 10億 (1式で実現。円未満切捨 (想定元本受取資産も同様))</p> <p>② 先物取引等取引益 = ネット受取金額 + 支払利息金 額</p> <p>③ (解約引落) 想定元本受取資産 = 解約前想定元本受取資産 × 解 約受取資産相当想定元本 (元本 部分) ÷ 解約前想定元本受取資 産見合</p> <p>④ 先物取引等取引損 = ネット支払金額 + 受取利息金 額</p>	<p>* 解約時点の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定元本20億円のうち10億円相当を解約 ・ 解約金額は元本相当部分で売り手側ネット 支払475万円 ・ 経過利息相当額は受取25万円 (受渡日11月10日) <p>* 未収・未払利息は一部解約受渡日前日まで解約前 元本残高で計上。</p>				
(解約引落) 想定元本支払 負債 1,000,000,000	想定元本支払負債見合 1,000,000,000														
未収入金 5,000,000	先物取引等取引益 5,000,000														
想定元本受取資産見合 1,000,000,000	(解約引落) 想定元本受取 資産 1,000,000,000														
先物取引等取引損 5,000,000	未払金 5,000,000														
<p>7. 一部解約 (受渡日)</p> <p>解約前資産・負債 が同額の場合 (期中決算なし)</p>	<p style="text-align: center;">2006/11/10</p> <p>(買い手)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">元本相当</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">金銭信託 5,000,000</td> <td style="width: 50%;">未収入金 5,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経過利息相当 (支払金利)</td> </tr> <tr> <td>(引落) 未払利息 241,657</td> <td>金銭信託 250,000</td> </tr> <tr> <td>(調整) 支払利息 8,343</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金 1,000,000,000</td> <td>受入担保金代用有価証券 1,000,000,000</td> </tr> </table>	元本相当		金銭信託 5,000,000	未収入金 5,000,000	経過利息相当 (支払金利)		(引落) 未払利息 241,657	金銭信託 250,000	(調整) 支払利息 8,343		受入担保金 1,000,000,000	受入担保金代用有価証券 1,000,000,000	<p>① 支払経過利息 金銭信託 = 支払経過利息 引落未払利息 = 既計上未払利息 調整支払利息 = 支払経過利息 - 引落未払利息</p>	<p>* 経過利息相当の受払処理方法は原則として現行債 券方式 (一部売却) に準じる。</p> <p>* 解約後元本残高に対する未収・未払利息は通常ど おり計上。</p> <p>* 元本相当の仕訳と金利関連の仕訳は分離表示して いるが、実際は合算での資金決済となる。</p> <p>* 受入担保金としての国債の戻入。</p>
元本相当															
金銭信託 5,000,000	未収入金 5,000,000														
経過利息相当 (支払金利)															
(引落) 未払利息 241,657	金銭信託 250,000														
(調整) 支払利息 8,343															
受入担保金 1,000,000,000	受入担保金代用有価証券 1,000,000,000														

	<p>(売り手)</p> <p>元本相当</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">未払金</td> <td style="width:50%">金銭信託</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">5,000,000</td> <td style="text-align:right">5,000,000</td> </tr> </table> <p>経過利息相当 (支払金利)</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">金銭信託</td> <td style="width:50%">(引落) 未収利息</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">250,000</td> <td style="text-align:right">241,657</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right">(調整) 受取利息</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:right">8,343</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">差入委託証拠金代用有価証券</td> <td style="width:50%">差入委託証拠金</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">1,000,000,000</td> <td style="text-align:right">1,000,000,000</td> </tr> </table>	未払金	金銭信託	5,000,000	5,000,000	金銭信託	(引落) 未収利息	250,000	241,657		(調整) 受取利息		8,343	差入委託証拠金代用有価証券	差入委託証拠金	1,000,000,000	1,000,000,000	<p>②受取経過利息</p> <p>金銭信託＝受取経過利息 引落未収利息＝既計上未収利息 調整受取利息＝受取経過利息 －引落未収利息</p>	<p>* 差入委託証拠金としての国債の戻入。</p>												
未払金	金銭信託																														
5,000,000	5,000,000																														
金銭信託	(引落) 未収利息																														
250,000	241,657																														
	(調整) 受取利息																														
	8,343																														
差入委託証拠金代用有価証券	差入委託証拠金																														
1,000,000,000	1,000,000,000																														
<p>8. クレジットイベント発生 (現物決済) 参照企業の引渡し可能債務での決済</p> <p>期中決算なし (元本が同額)</p>	<p style="text-align:center">2007/ 1 / 9</p> <p>(買い手)</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">想定元本支払負債</td> <td style="width:50%">想定元本支払負債見合</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">金銭信託 (未収入金)</td> <td style="width:50%">一般債</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> <td style="text-align:right">1,900,000,000</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買損</td> <td>先物取引等取引益</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">1,800,000,000</td> <td style="text-align:right">1,900,000,000</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">受入担保金</td> <td style="width:50%">受入担保金代用有価証券</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> </tr> </table> <p>経過利息相当 (支払金利) 90日</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">(引落) 未払利息</td> <td style="width:50%">金銭信託</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">1,483,274</td> <td style="text-align:right">1,500,000</td> </tr> <tr> <td>(調整) 支払利息</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">16,726</td> <td></td> </tr> </table> <p>(売り手)</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:50%">想定元本受取資産見合</td> <td style="width:50%">想定元本受取資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> <td style="text-align:right">2,000,000,000</td> </tr> </table>	想定元本支払負債	想定元本支払負債見合	2,000,000,000	2,000,000,000	金銭信託 (未収入金)	一般債	2,000,000,000	1,900,000,000	有価証券売買損	先物取引等取引益	1,800,000,000	1,900,000,000	受入担保金	受入担保金代用有価証券	2,000,000,000	2,000,000,000	(引落) 未払利息	金銭信託	1,483,274	1,500,000	(調整) 支払利息		16,726		想定元本受取資産見合	想定元本受取資産	2,000,000,000	2,000,000,000	<p>①有価証券売買損 (18億) ＝簿価 (19億) －市場実勢価格 (1億)</p> <p>②支払経過利息</p> <p>金銭信託＝支払経過利息 引落未払利息＝既計上未払利息 調整支払利息＝支払経過利息 －引落未払利息</p>	<p>* クレジットイベント (CE) 発生時に一般債取崩に係る仕訳を行う。 * 決算評価換により資産・負債元本が同額でない場合は「先物取引等取引損益」が発生。</p> <p>* 簿価と市場価格等の合理的な価格により有価証券売買損計上。 * CE発生時に現物受渡できない場合は未収計上。金銭信託/未収入金と受入担保金に係る仕訳は受渡日に行う。</p> <p>* 決算評価換により資産・負債元本が同額でない場合は「先物取引等取引損益」が発生。 * CE発生時に一般債計上に係る仕訳を行う。</p>
想定元本支払負債	想定元本支払負債見合																														
2,000,000,000	2,000,000,000																														
金銭信託 (未収入金)	一般債																														
2,000,000,000	1,900,000,000																														
有価証券売買損	先物取引等取引益																														
1,800,000,000	1,900,000,000																														
受入担保金	受入担保金代用有価証券																														
2,000,000,000	2,000,000,000																														
(引落) 未払利息	金銭信託																														
1,483,274	1,500,000																														
(調整) 支払利息																															
16,726																															
想定元本受取資産見合	想定元本受取資産																														
2,000,000,000	2,000,000,000																														

	<table border="1"> <tr> <td>一般債 100,000,000</td> <td>金銭信託 (未払金) 2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 1,900,000,000</td> <td></td> </tr> </table>	一般債 100,000,000	金銭信託 (未払金) 2,000,000,000	先物取引等取引損 1,900,000,000		<table border="1"> <tr> <td>差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000</td> <td>差入委託証拠金 2,000,000,000</td> </tr> </table>	差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000	差入委託証拠金 2,000,000,000	<p>③受取経過利息</p> <p>金銭信託＝受取経過利息 引落未収利息＝既計上未収利息 調整受取利息＝受取経過利息 －引落未収利息</p>	<p>*一般債の簿価は市場実勢価格等の合理的な価格を計上。計上日より時価評価開始。 *CE発生時に現物受渡できない場合は未払計上。未払金／金銭信託と差入委託証拠金に係る仕訳は受渡日に行う。</p>									
一般債 100,000,000	金銭信託 (未払金) 2,000,000,000																		
先物取引等取引損 1,900,000,000																			
差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000	差入委託証拠金 2,000,000,000																		
<p>9. クレジットイベント発生 (現金決済) 回収率 40% 期中決算なし (元本が同額)</p>	<p>2007/1/9</p> <p>(買い手)</p> <table border="1"> <tr> <td>想定元本支払負債 2,000,000,000</td> <td>想定元本支払負債見合 2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>受入担保金 2,000,000,000</td> <td>受入担保金代用有価証券 2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>金銭信託 (未収入金) 1,200,000,000</td> <td>先物取引等取引益 1,200,000,000</td> </tr> </table> <p>経過利息相当 (支払金利) 90日</p> <table border="1"> <tr> <td>(引落) 未払利息 1,483,274</td> <td>金銭信託 1,500,000</td> </tr> <tr> <td>(調整) 支払利息 16,726</td> <td></td> </tr> </table> <p>(売り手)</p> <table border="1"> <tr> <td>想定元本受取資産見合 2,000,000,000</td> <td>想定元本受取資産 2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000</td> <td>差入委託証拠金 2,000,000,000</td> </tr> <tr> <td>先物取引等取引損 1,200,000,000</td> <td>金銭信託 (未払金) 1,200,000,000</td> </tr> </table> <p>経過利息相当 (受取金利)</p>	想定元本支払負債 2,000,000,000	想定元本支払負債見合 2,000,000,000	受入担保金 2,000,000,000	受入担保金代用有価証券 2,000,000,000	金銭信託 (未収入金) 1,200,000,000	先物取引等取引益 1,200,000,000	(引落) 未払利息 1,483,274	金銭信託 1,500,000	(調整) 支払利息 16,726		想定元本受取資産見合 2,000,000,000	想定元本受取資産 2,000,000,000	差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000	差入委託証拠金 2,000,000,000	先物取引等取引損 1,200,000,000	金銭信託 (未払金) 1,200,000,000	<p>①先物取引等取引益 ＝ (1 - 回収率) × 想定元本 支払負債 (元本部分)</p> <p>②支払経過利息 金銭信託＝支払経過利息 引落未払利息＝既計上未払利息 調整支払利息＝支払経過利息 －引落未払利息</p> <p>③先物取引等取引損 ＝ (1 - 回収率) × 想定元本 受取資産 (元本部分)</p> <p>④受取経過利息</p>	
想定元本支払負債 2,000,000,000	想定元本支払負債見合 2,000,000,000																		
受入担保金 2,000,000,000	受入担保金代用有価証券 2,000,000,000																		
金銭信託 (未収入金) 1,200,000,000	先物取引等取引益 1,200,000,000																		
(引落) 未払利息 1,483,274	金銭信託 1,500,000																		
(調整) 支払利息 16,726																			
想定元本受取資産見合 2,000,000,000	想定元本受取資産 2,000,000,000																		
差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000	差入委託証拠金 2,000,000,000																		
先物取引等取引損 1,200,000,000	金銭信託 (未払金) 1,200,000,000																		

	金銭信託 1,500,000	(引落) 未収利息 1,483,274 (調整) 受取利息 16,726	金銭信託＝受取経過利息 引落未収利息＝既計上未収利息 調整受取利息＝受取経過利息 －引落未収利息	
10. 満期終了日支払負債(受取資産)元本が同額の場合	2011/7/9 (買い手) 想定元本支払負債 2,000,000,000		想定元本支払負債見合 2,000,000,000	* 決算評価換により資産・負債元本が同額でない場合は「先物取引等取引損益」が発生。 * 金利受払処理については利払日処理と同様。
	受入担保金 2,000,000,000	受入担保金代用有価証券 2,000,000,000		
	(売り手) 想定元本受取資産見合 2,000,000,000		想定元本受取資産 2,000,000,000	
	差入委託証拠金代用有価証券 2,000,000,000	差入委託証拠金 2,000,000,000		
11. 決算評価換期中一部解約なし	2006/12/10 (買い手) (移動) 想定元本支払負債 10,000,000		先物取引等取引益 10,000,000	* 決算時点の状況 ・ 前日残高は受取・支払とも20億円で元本変動なし ・ 決算日当日の時価＝売り手側ネット支払9百万円 ・ 経過利息相当額＝受取1百万円 * 評価換後の想定元本支払負債(簿価) ＝評価換前想定元本支払負債 ＋(移動) 想定元本支払負債
	(売り手) 先物取引等取引損 10,000,000	(移動) 想定元本受取資産 10,000,000	① (移動) 想定元本支払負債 ＝時価(買い手受取を－、支払を＋) 金額－経過利息 ＝▲9百万－1百万＝▲1千万円 * ゼロ又は正の値の場合、先物取引等取引損(絶対値) * 負の値の場合、先物取引等取引益(絶対値)	
			② (移動) 想定元本受取資産 ＝時価(売り手受取を＋、支払を－) 金額－経過利息 ＝▲9百万－1百万＝▲1千万円 * ゼロ又は正の値の場合、先物取引等取引益(絶対値) * 負の値の場合、先物取引等取引損(絶対値)	* 評価換後の想定元本受取資産(簿価) ＝評価換前想定元本受取資産 ＋(移動) 想定元本受取資産 * 経過利息相当額は既計上未収利息が 1日当たり未収利息＝0.0008333×20億÷100 ＝16,666で調整額＝1,000,000－16,666×60日＝40が発生するが、調整未収・未払利息は計上せず。
12. 決算(評価換)後の一部解約	2007/1/15 (買い手)		① (解約引落) 想定元本支払負債	* 解約時の状況(上記11の決算評価換後初の一部解

解約前資産・負債 元本が同額でない 場合	(解約引落) 想定元本支払 負債 995,000,000 先物取引等取引損 5,000,000	想定元本支払負債見合 1,000,000,000	<p>＝解約前想定元本支払負債×解約支払負債相当想定元本（元本部分）÷解約前想定元本支払負債見合＝19億9千万×10億÷20億＝9億9千5百万 （1式で実現。円未満切捨（想定元本受取資産も同様））</p> <p>②先物取引等取引損益 ＝時価（買い手支払を＋、受取を－）金額－経過利息 ＝1千5万－5万＝1千万 ＊ゼロ又は正の値の場合、先物取引等取引損（絶対値） ＊負の値の場合、先物取引等取引益（絶対値）</p> <p>③（解約引落）想定元本受取資産 ＝解約前想定元本受取資産×解約受取資産相当想定元本（元本部分）÷解約前想定元本受取資産見合</p> <p>④先物取引等取引損益 ＝時価（売り手受取を＋、支払を－）金額－経過利息 ＝1千5万－5万＝1千万 ＊ゼロ又は正の値の場合、先物取引等取引益（絶対値） ＊負の値の場合、先物取引等取引損（絶対値）</p>	<p>約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定元本20億円のうち10億円を解約 ・解約金額は元本相当部分で売り手側ネット受取1千5万円 ・経過利息相当額は受取5万円（受渡日1月17日） <p>＊未収・未払利息は一部解約受渡日前日まで解約前元本残高で計上。</p> <p>＊一部解約受渡日の処理は7. と同様。 （差入委託証拠金又は受入担保金の扱いも同様）</p> <p>＊経過利息の処理は6. と同様。</p>
	先物取引等取引損 10,000,000	未払金 10,000,000		
	(売り手) 想定元本受取資産見合 1,000,000,000	想定元本受取資産 995,000,000 先物取引等取引益 5,000,000		
	未収入金 10,000,000	先物取引等取引益 10,000,000		

25. 金利先渡取引（F R A）の計理処理

項 目	処 理 方 法
<p>I. 金利先渡取引の勘定科目</p> <p>II. 勘定科目</p> <p>III. 金利先渡取引買付 金利先渡取引売付</p> <p>IV. 評 価</p> <p>V. 決算処理</p>	<p>1. 省令上の勘定科目は新設しない。</p> <p>2. 金利先渡取引契約に係る元本想定額を「想定元本受取資産・想定元本受取資産見合」及び「想定元本支払負債見合・想定元本支払負債見合」勘定に計上する。</p> <p>① 契約締結日に計上する。</p> <p>② 金利先渡取引は、原則として時価評価する。</p> <p>③ 追加型投信にあっては、決算日に評価換えを行う。</p> <p>1. 金利先渡取引に係る勘定科目</p> <p>資産勘定……想定元本受取資産……………金利先渡取引買付に係る元本 想定元本支払負債見合……………金利先渡取引売付に係る元本の見合</p> <p>負債勘定……想定元本受取資産見合……………金利先渡取引買付に係る元本の見合 想定元本支払負債……………金利先渡取引売付に係る元本</p> <p>損失勘定……支 払 利 息……………金利先渡取引売買に係る金利支払額</p> <p>利益勘定……受 取 利 息……………金利先渡取引売買に係る金利受取額</p> <p>① 決済における未収、未払額……………未収入金、未払金</p> <p>② 評価損益 ……………先物取引等評価損益</p> <p>1. 金利先渡取引買付金利は日々利息計上はしない。</p> <p>2. 金利先渡取引売付金利は日々利息計上はしない。</p> <p>1. 評価は、原則として日々行うものとする。</p> <p>2. 「想定元本受取資産」及び「想定元本支払負債」をそれぞれ評価し、その評価損益を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。</p> <p>1. 追加型投資信託にあっては、決算日に評価換えを行うものとする。</p> <p>「想定元本受取資産」及び「想定元本支払負債」勘定をそれぞれ評価換えし、評価益は「先物取引等取引益」に評価損は「先物取引等取引損」にそれぞれ振り替える。</p> <p>2. 決算報告書</p> <p>① 貸借対照表の作成 想定元本受取資産勘定から想定元本受取資産見合勘定を、想定元本支払負債見合勘定から想定元本支払負債勘定をそれぞれ差引きし、その差額を正数の場合は未収入金勘定に、負数の場合は未払勘定に加算する。</p> <p>② 添付書類 決算期末における、金利先渡取引の残高に係る、契約毎の契約内容を記載した明細表を添付する。</p>

〔仕訳例〕

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要																
<p>【金利先渡取引】</p> <p>1. 取引締結日 〔 買 い 〕</p> <p>〔 売 り 〕</p> <p>2. 金利決定日 〔 買 い 〕</p> <p>〔 売 り 〕</p> <p>3. 取引終了日（決済日） 〔 買 い 〕 ・ 〔 売 り 〕</p> <p>4. 評 価</p> <p>5. 決算評価換え （追加型） 〔 買 い 〕</p> <p>〔 売 り 〕</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">①想定元本受取資産</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">想定元本受取資産見合</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①想定元本支払負債見合</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">想定元本支払負債</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①想定元本受取資産見合 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">想定元本受取資産 受取利息 未払金 先物取引等取引益</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①想定元本支払負債 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">想定元本支払負債見合 受取利息 未払金 先物取引等取引益</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①コール・ローン 未払金</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">未収入金 コール・ローン</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">先物取引等評価損益（帳簿外勘定）</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①想定元本受取資産 ②先物取引等取引損</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">先物取引等取引益 想定元本受取資産</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">①想定元本支払負債 ②先物取引等取引損</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">先物取引等取引益 想定元本支払負債</td> </tr> </table>	①想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	①想定元本支払負債見合	想定元本支払負債	①想定元本受取資産見合 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本受取資産 受取利息 未払金 先物取引等取引益	①想定元本支払負債 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本支払負債見合 受取利息 未払金 先物取引等取引益	①コール・ローン 未払金	未収入金 コール・ローン	先物取引等評価損益（帳簿外勘定）		①想定元本受取資産 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産	①想定元本支払負債 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本支払負債	<p>①決済金額の算定に用いる名目元本額</p> <p>①名目元本額の振替え ②決済金額が受取の場合 " 支払の場合 ③評価換え等を行った場合</p> <p>①決済金額の入金 決済金額の支払い</p> <p>・「想定元本受取資産」又は「想定元本支払負債」のポジションを評価し、その評価損益の合計を「先物取引評価損益」として純資産総額に加算する。</p> <p>①評価益の場合 ②評価損の場合</p>
①想定元本受取資産	想定元本受取資産見合																	
①想定元本支払負債見合	想定元本支払負債																	
①想定元本受取資産見合 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本受取資産 受取利息 未払金 先物取引等取引益																	
①想定元本支払負債 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本支払負債見合 受取利息 未払金 先物取引等取引益																	
①コール・ローン 未払金	未収入金 コール・ローン																	
先物取引等評価損益（帳簿外勘定）																		
①想定元本受取資産 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産																	
①想定元本支払負債 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本支払負債																	

〔仕訳例〕

取引	勘定仕訳		摘要
【為替先渡取引】 1. 取引締結日 〔 買 い 〕 〔 売 り 〕 2. 金利決定日 〔 買 い 〕 〔 売 り 〕 3. 取引終了日（決済日） 〔 買 い 〕 ・ 〔 売 り 〕 4. 評 価 5. 決算評価換え （追加型） 〔 買 い 〕 〔 売 り 〕	①想定元本受取資産	想定元本受取資産見合	①決済金額の算定に用いる名目元本額
	①想定元本支払負債見合	想定元本支払負債	
	①想定元本受取資産見合 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本受取資産 受取利息 未払金 先物取引等取引益	①名目元本額の振替え ②決済金額が受取の場合 " 支払の場合 ③評価換え等を行った場合
	①想定元本支払負債 ②未収入金 支払利息 ③先物取引等取引損	想定元本支払負債見合 受取利息 未払金 先物取引等取引益	
	①コール・ローン 未払金	未収入金 コール・ローン	①決済金額の入金 決済金額の支払い
	先物取引等評価損益（帳簿外勘定）		・ 「想定元本受取資産」又は「想定元本支払負債」のポジションを評価し、その評価損益の合計を「為替評価損益」として純資産総額に加算する。
	①想定元本受取資産 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本受取資産	①評価益の場合 ②評価損の場合
	①想定元本支払負債 ②先物取引等取引損	先物取引等取引益 想定元本支払負債	

27. 直物為替先渡取引（NDF）の計理処理

概要

直物為替先渡取引の勘定科目

・差金決済、取引は相対で行われる。
直物為替先渡取引に係る元本想定額を「想定元本受取資産／想定元本受取資産見合」「想定元本支払負債／想定元本支払負債見合」勘定に計上する。

- ① 契約締結日に計上
- ② 原則、時価評価
- ③ 追加型投信にあつては、決算日に評価換えを行う。
・決済通貨で計上する。
・差金決済
・個別残高時価評価

その他

〔仕訳例〕

取引	勘定仕訳	摘要
1. 取引締結日 〔 買 い 〕	①想定元本受取資産 想定元本受取資産見合	①決済金額の算定に用いる名目元本額
〔 売 り 〕	①想定元本支払負債見合 想定元本支払負債	
2. 評価	②先物取引等評価損益（帳簿外勘定）	・「想定元本受取資産」又は、「想定元本支払負債」のポジションを評価し、その評価損益の合計を「先物取引等評価損益」として純資産総額に加算する。
3. 決算日 〔 買 い 〕	③想定元本受取資産見合 想定元本受取資産 ④未収入金 先物取引等取引益 ④先物取引等取引損 未払金 ⑤先物取引等取引損 先物取引等取引益	③名目元本額の振替 ④決済金額が益の場合 〃 損の場合 ⑤評価換え等を行った場合
〔 売 り 〕	③想定元本支払負債 想定元本支払負債見合 ④未収入金 先物取引等取引益 ④先物取引等取引損 未払金 ⑤先物取引等取引損 先物取引等取引益	
4. 取引終了日 〔 買 い 〕 / 〔 売 り 〕	⑥コール・ローン（円で決済の場合） 又は預金（外貨で決済の場合） 未収入金 ⑥未払金 コール・ローン（円で決済の場合） 又は預金（外貨で決済の場合）	
決算評価換え（追加型） 〔 買 い 〕	⑦想定元本受取資産 先物取引等取引益 ⑧先物取引等取引損 想定元本受取資産	⑦評価益の場合 ⑧評価損の場合
〔 売 り 〕	⑦想定元本支払負債 先物取引等取引益 ⑧先物取引等取引損 想定元本支払負債	

28. 抵当証券の計理処理

項 目	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 買付約定日	抵当証券 ×××	未払金 ×××	※ <u>抵当証券……新設勘定科目</u> ・ 抵当証券取引に係る受取利息の日割計上とする。 ・ 中途解約にともない補償料が、1.2 %前後課せられる。 ※ <u>その他費用……中途解約補償料（手数料）</u>
2. 買付受渡日	未払金 ×××	コール・ローン ×××	
3. 未収利息計上	未収利息 ×××	受取利息 ×××	
4. 利金入金日	コール・ローン ×××	未収利息 ××× 受取利息 ×××	
5. 中途解約日	未収入金 ××× その他費用 ×××	抵当証券 ××× ×××	
6. 中途解約受渡日	コール・ローン ×××	抵当証券 ××× 未収利息 ××× 受取利息 ×××	
7. 満期日	コール・ローン ×××	抵当証券 ××× 未収利息 ××× 受取利息 ×××	

29. 投資信託受益証券及び投資証券の計理処理

項 目	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 買付約定日	投資信託受益証券 ×××	未払金 ×××	・投資証券の場合は、投資信託受益証券とあるのを投資証券とする。
2. 買付受渡日	未払金 ×××	コール・ローン ×××	
3. 分配金落日	未収配当金 ×××	受取配当金 ×××	
4. 分配金入金日	コール・ローン ×××	未収配当金 ×××	
5. 売却約定日	未収入金 ×××	投資信託受益証券 ×××	
	有価証券売買損 ×××	有価証券売買益 ×××	
6. 売却受渡日	コール・ローン ×××	未収入金 ×××	
7. 償還日	未収入金 ×××	投資信託受益証券 ×××	
	有価証券売買損 ×××	有価証券売買益 ×××	
	(償還損)	(償還益)	
8. 償還受渡日	コール・ローン ×××	未収入金 ×××	
9. 評 価	有価証券評価損益 ×××		
10. 決算評価換え (追加型)	投資信託受益証券 (評価差益) 有価証券売買損 (評価差損)	有価証券売買益 (評価差益) 投資信託受益証券 (評価差損)	

30. 投資信託の外国所得税控除の計理処理等

- (1) 計算期間中に国外で外国所得税を納税した投資信託は、期末決算時において、源泉徴収義務者等が適切に税額計算を行うために必要となる外国所得税控除に係る情報の算定を、私募、公募、株式投資信託、公社債投資信託（ファミリーファンド形式のベビー公社債投資信託、MMF及び証券総合口座用ファンドを除く）を問わず次により行うものとする。

イ 決算日の処理

① 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額を期末信託財産純資産総額で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁迄、未満切捨てとする。また、下限値は0とする。

② 収益1円当たり外国所得税

収益からの分配額（収益調整金勘定からの分配を除く、以下、同じ）を期末収益分配可能額（収益調整金勘定を除く、以下、同じ）で除したものに期中外国所得税額を乗じ、これを収益からの分配額で除した額。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は10桁までとし、未満切捨てとする。また、下限値は0とする。

ただし、外貨建資産割合が0の場合には、収益1円当たり外国所得税の額も0とすること。

③ 収益1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を期末収益分配可能額で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

ロ ファミリーファンドの子投資信託における特例処理

① 外貨建資産の期末純資産額

ファミリーファンドの子ファンドにおける外貨建資産の期末純資産額とは、当該子ファンドが直接投資している外貨建資産の期末純資産額に当該子ファンドが各親ファンドを通じて間接投資している外貨建資産の期末純資産額（投資している親ファンドの外貨建資産の期末純資産額に、子ファンドが期末に保有している親ファンドの受益権口数を期末の親ファンドの総受益権口数で除した数を乗じた額）を加算した合計額

② 期中外国所得税額

ファミリーファンドの子ファンドにおける期中外国所得税額とは、当該子ファンドが直接期中において支払った外国所得税額に、子ファンドが投資している親ファンド毎に、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則第11条に定める別紙様式第1号（2）親ファンドの配当等収益額計算書に準じた方法で各月末に計算した外国所得税額の合計額を加算した額

- (2) 上記（1）に基づいて算出した外国所得税控除に係る情報については、伝達については以下によるものとする。

イ 非上場投資信託

決算日にその他の決算データと併せて、（1）に基づいて計算したデータを販売会社に対して伝達すること。

ロ 上場投資信託

決算日にその他の決算データと併せて、(1)に基づいて計算したデータをcsvファイルに変換した上で、販売会社に対して伝達すること。この場合、分配金の支払開始日は決算日から15営業日が経過した日以降の日とすること。

(3) 上記(2)ロに基づいて算出し販売会社に伝達した上場投資信託に係るcsvファイルについては、決算日に自社のホームページに掲載すること。

31. 国債の入札前取引（発行日前取引）の計理処理

【取引条件】

銘柄	200X年04月発行の10年利付国債	入札アナウンスメント	200X年03月28日
入札日	04月05日	発行日	04月20日
償還期限	201X年04月20日		
当初購入約定日	200X年03月28日	受渡日（＝発行日）	200X年04月20日
取引額面	10百万円	仮クーポン	0.9%（前回債のクーポンを使用）
入札前取引の買付け利回り	0.89%（同買付価格@100.095）	入札前取引の引値	0.85%（単価@100.478）
決算期末（3月31日） の入札前取引の引値	0.85%（単価@100.478）		
売却約定日	200X年03月28日	受渡日（＝発行日）	200X年04月20日
取引額面	10百万円	仮クーポン	0.9%（前回債のクーポンを使用）
入札前取引の売付け利回り	0.89%（同売付価格@100.67）		
入札日の決定条件	回号：YYY回債　クーポン：0.8%		

※ 入札前取引の約定方法は、単価による約定方法ではなく半年複利利回り及び基準金利に対するスプレッド α の値で約定が行われます。
その為、当該資料は売買単価及び評価単価の値は、（別紙）に掲げる数式に則り計算を行っています。

(1) 買付約定の処理

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 買付約定日	03月28日 <hr/> 国債証券 10,009,500 未払金 10,009,500		1. 仮クーポン0.9%、買付け利回り0.89%を用いて買付単価を計算。 通常の利付国債の取得と同様に処理する (別紙) 計算式→=100.095 (約定代金) $10,000,000 \times 100.095 / 100 = 10,009,500$
2. 評 価	<hr/> 有価証券評価損益 38,300		2. 評価は、原則として日々行うものとする。 仮クーポン0.9%、同日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
3. 決算評価換え	03月31日 <hr/> 国債証券 38,300 有価証券売買益 38,300		3. 仮クーポン0.9%、決算日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
4. 入札日	04月05日 <hr/> 未払金 10,009,500 国債証券 10,047,800 有価証券売買損 38,300		4. 入札日に、当初買付約定日(03月28日)の入札前取引ポジションを当初買付価格で相殺処理。 入札日に発表されたクーポン0.8%、当初買付利回り0.89%から買付単価を計算し、再計上。 (別紙) 計算式→=99.14 (約定代金) $10,000,000 \times 99.14 / 100 = 9,914,000$
5. 受渡日	<hr/> 国債証券 9,914,000 未払金 9,914,000 <hr/> 04月20日 未払金 9,914,000 コール・ローン 9,914,000		

(2) 売却約定の処理

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 買付約定日	03月28日 国債証券 10,009,500 未払金 10,009,500		1. 仮クーポン0.9%、買付け利回り0.89%を用いて買付単価を計算。 通常の利付国債の取得と同様に処理する (別紙) 計算式→=100.095 (約定代金) $10,000,000 \times 100.095 / 100 = 10,009,500$
2. 評 価	有価証券評価損益 38,300		2. 評価は、原則として日々行うものとする。 仮クーポン0.9%、同日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
3. 決算評価換え	03月31日 国債証券 38,300 有価証券売買益 38,300		3. 仮クーポン0.9%、決算日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
4. 売却約定日	04月02日 未収入金 10,067,000 国債証券 10,047,800 有価証券売買益 19,200		4. 仮クーポン0.9%、売付け利回り0.83%を用いて売付単価を計算。 通常の利付国債の売却と同様に処理する。 (別紙) 計算式→=100.670 (約定代金) $10,000,000 \times 100.670 / 100 = 10,670,000$ (売買損益) $10,067,000 - 10,047,800$ (評価換え後) = 19,200
5. 入札日	04月05日 未払金 10,009,500 未払金 9,914,000 未収入金 9,971,000 未収入金 10,067,000 有価証券売買損 500		5. 入札日に発表されたクーポン0.8%をもとに、当初買付利回り0.89%から買付単価を、売付利回り0.83%から売付単価を計算して、それぞれ修正を行う。 【買付】 (別紙) 計算式→=99.14 (約定代金) $10,000,000 \times 99.14 / 100 = 9,914,000$ 【売付】 (別紙) 計算式→=99.71 (約定代金) $10,000,000 \times 99.71 / 100 = 9,971,000$
6. 受渡日	04月20日 未払金 9,914,000 コール・ローン等 9,914,000 コール・ローン等 9,971,000 未収入金 9,971,000		当該修正した単価(買付単価99.14、売付単価99.71)をもとに、売却約定日に計上した売買損益を修正する。

(3) 入札日までに入札及び発行中止のアナウンスがあった場合の処理

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要
1. 買付約定日	03月28日 <hr/> 国債証券 10,009,500 未払金 10,009,500		1. 仮クーポン0.9%、買付け利回り0.89%を用いて買付単価を計算。 通常の利付国債の取得と同様に処理する (別紙) 計算式→=100.095 (約定代金) $10,000,000 \times 100.095 / 100 = 10,009,500$
2. 評 価	<hr/> 有価証券評価損益 38,300		2. 評価は、原則として日々行うものとする。 仮クーポン0.9%、同日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
3. 決算評価換え	03月31日 <hr/> 国債証券 38,300 有価証券売買益 38,300		3. 仮クーポン0.9%、決算日引値0.85%を用いて評価単価を計算。 (別紙) 計算式→=100.478 (評価損益) $10,000,000 \times 100.478 / 100 - 10,009,500 = 38,300$
4. 発行中止発表日	04月02日 <hr/> 有価証券売買損 38,300 国債証券 38,300 未払金 10,009,500 国債証券 10,009,500		4. 入札前取引ポジション及び評価換えの取消。

(別 紙)

① 利付国債

$$P = \frac{\frac{C}{2}}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} + \frac{C \times 100}{r} \times \left\{ \frac{1}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} - \frac{1}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} \right\} + \frac{100}{\left(1 + \frac{r}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} - \frac{C}{2} \times \frac{2A}{365}$$

P : 価 格
 r : 複利利回り (%)
 (日証協公表)

C : 前回債の基準金利 (年利%)
 N : 利子支払回数

A : 未発行期間 (日)
 F : 182.5 - A

- ① 計算過程においては小数点以下10位未満四捨五入
 ② Pは小数点以下3位未満切捨

② 変動利付国債

$$P = \frac{\frac{K - \alpha f}{2} + \frac{(K - \alpha f) \times 100}{K - \alpha t}}{\left(1 + \frac{K - \alpha t}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} \times \left\{ \frac{1}{\left(1 + \frac{K - \alpha t}{200}\right)^{\frac{2F}{365}}} - \frac{1}{\left(1 + \frac{K - \alpha t}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} \right\} + \frac{100}{\left(1 + \frac{K - \alpha t}{200}\right)^{\frac{2F}{365} + N - 1}} - \frac{K - \alpha f}{2} \times \frac{2A}{365}$$

P : 価 格
 α f : 入札で決定した α (%)
 A : 未発行期間
 F : 182.5 - A

K : 10年国債基準金利 (%)
 α t : WI取引で約定した α (%)
 N : 利子支払回数

- ① 計算過程においては小数点以下10位未満四捨五入。
 ② Pは小数点以下3位未満切捨とする。
 ただし、α f = α t の場合は P = 100 とする。

32. 物価連動国債の計理処理

項 目	処 理 方 法
1. 連動係数	<p>「m月n日の適用指数÷発行日の適用指数」（小数点以下第4位を四捨五入）</p> <p>※適用指数は全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数。以下「CPI」）を用いる。</p> <p>① m月n日の適用指数（n=10の場合）=（m-3）月のCPI</p> <p>② m月n日の適用指数（n<10の場合）</p> $= (m-4) \text{ 月の CPI} + \frac{(m-1) \text{ 月11日} \sim \text{m月n日までの日数}}{(m-1) \text{ 月の日数}} \times \{ (m-3) \text{ 月の CPI} - (m-4) \text{ 月の CPI} \}$ <p>③ m月n日の適用指数（n>10の場合）</p> $= (m-3) \text{ 月の CPI} + \frac{(n-10) \text{ の日数}}{\text{m月の日数}} \times \{ (m-2) \text{ 月の CPI} - (m-3) \text{ 月の CPI} \}$ <p>（例）6月の場合、3月分のCPIを6月10日の適用指数とする。</p>
2. 想定元本	<p>発行時の額面×連動係数</p>
3. 未収利息	<p>未収利息@ =（表面利率÷365）×利息計上日の想定元本</p> <p>※日々洗い替えを行う（前日までの未収利息額を取り消し、前回利払日又は受渡日翌日から当日までの未収利息額を計上）</p>
4. 償還金額	<p>償還日の想定元本</p>
5. 評価額	<p>評価日の想定元本×評価単価（連動係数を考慮しない）</p>
6. 額面統一	<p>利払日に額面統一を行う場合には、下記の計算式により加重平均買付連動係数及び簿価単価を計算する。</p> <p>加重平均買付連動係数 = 買付時想定元本総額 ÷ 額面総額</p> <p>簿価単価 = 簿価総額 ÷ 買付時想定元本総額</p>

[仕訳例]

取 引	勘 定 仕 訳		摘 要	
1. 買約定	09月01日 (約定日)		・ 約定日 09月01日 受渡日 09月06日 ・ 額面 100,000,000 約定単価99.110 ・ 利率 1.2% 利払日 06/10、12/10 年2回 ・ 償還日 2013年06月10日 (発行日2003年06月10日) ・ 適用指数 98.1129 (09/06) 97.80 (06/10)・・・発行日指数 【連動係数】 $98.1129 \div 97.8 = 1.003$ 【想定元本】 $100,000,000 \times 1.003 = 100,300,000$ 【約定金額】 $100,300,000 \times 99.11/100 = 99,407,330$ 【経過利子】 $100,300,000 \times 1.2 \times 88/365 = 290,183$	
	国債証券	未払金		
	99,407,330	99,407,330		
	09月06日 (受渡日)			
	未払金	コール・ローン		
	99,407,330	99,697,513		
	前払費用			
	290,183			
	2. 未収利息計上	09月07日		
		未収利息		受取利息
		3,297		3,297
09月08日				
未収利息		受取利息		
△3,297 (09/07)		△3,297		
未収利息		受取利息		
6,594 (09/07~09/08)		6,594		

取 引	勘 定 仕 訳	摘 要				
3. 償還時	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="584 264 1211 296">06月10日 (2013年)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 296 898 448"> コール・ローン 100,400,000 </td> <td data-bbox="898 296 1211 448"> 国債証券 99,407,330 有価証券売買益 992,670 </td> </tr> </table>	06月10日 (2013年)		コール・ローン 100,400,000	国債証券 99,407,330 有価証券売買益 992,670	<ul style="list-style-type: none"> ・適用指数 98.20 (2013/06/10) 【連動係数】 $98.2 \div 97.8 = 1.004$ 【想定元本】 $100,000,000 \times 1.004 = 100,400,000$
	06月10日 (2013年)					
コール・ローン 100,400,000	国債証券 99,407,330 有価証券売買益 992,670					
4. 評 価	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="584 488 1211 520">09月01日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 520 898 783"> 有価証券評価損益 10,030 </td> <td data-bbox="898 520 1211 783"></td> </tr> </table>	09月01日		有価証券評価損益 10,030		<ul style="list-style-type: none"> ・評価単価 (連動係数考慮しない) 99.120 (09/01) 99.09 (09/02) ・適用指数 98.1290 (09/01) 98.1258 (09/02) 【連動係数】 $98.1290 \div 97.8 = 1.003$ 【想定元本】 $100,000,000 \times 1.003 = 100,300,000$ 【評 価 額】 $100,300,000 \times 99.12 / 100 = 99,417,360$ 【評価損益】 $99,417,360 - 99,407,330 = 10,030$
	09月01日					
有価証券評価損益 10,030						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="584 759 1211 791">09月02日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="584 791 898 960"> 有価証券評価損益 △20,060 </td> <td data-bbox="898 791 1211 960"></td> </tr> </table>	09月02日		有価証券評価損益 △20,060		<ul style="list-style-type: none"> 【連動係数】 $98.1258 \div 97.8 = 1.003$ 【想定元本】 $100,000,000 \times 1.003 = 100,300,000$ 【評 価 額】 $100,300,000 \times 99.09 / 100 = 99,387,270$ 【評価損益】 $99,387,270 - 99,407,330 = \triangle 20,060$
09月02日						
有価証券評価損益 △20,060						

33. 上場投資信託の設定について日本証券クリアリング機構により債務保証を受ける場合の計理処理

(現物拋出型)

・ 設定日当日

株券	元本
未収入金 (追加信託差損金)	(追加信託差益金)

・ 設定金額入金日

金銭信託	未収入金
------	------

(金銭信託型)

・ 設定日当日

未収入金 (追加信託差損金)	元本 (追加信託差益金)
-------------------	-----------------

・ 設定金額入金日

金銭信託	未収入金
------	------

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月31日から実施し、同日以降の日を基準日とする株式分割について適用する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年10月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年7月1日以降新たに計上する未収配当金から実施する。

なお、実施日において既に計上されている未収配当金については、同日以降更新されたものから適用する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年3月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年6月14日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月14日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年1月1日から実施することとし、同日以降に受益者が分配金を受け取る投資信託から適用する。

*第5 30 (1) ~ (2) を削除し、(1) ~ (3) を新設。

附 則

この改正は、令和3年4月5日から実施する。

*第3 及び第4の改正。

附 則

この改正は、令和3年1月1日から実施する。

*第5 33.を新設

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

平成13年 3月16日制定
平成13年 5月24日改正
平成13年 9月21日改正
平成16年 3月19日改正
平成17年11月18日改正
平成18年 4月21日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 2月15日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 5月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年 5月20日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 5月15日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 5月21日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 3月 9日改正
令和元年 9月19日改正
令和 3年 3月11日改正
令和 4年 2月17日改正
令和 6年 9月19日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（以下「運用会社」という。）が、不動産投資信託及び不動産投資法人（以下「不動産投信等」という。）に係る業務を適切に執行するために必要な事項を定め、不動産投信等に係る制度を円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(運用に関する基本原則)

第2条 運用会社は、投資信託の受益者又は投資法人のため忠実かつ善良な管理者の注意をもって不動産投資信託の財産又は不動産投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）の運用の指図又は運用（以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。）に係る業務を行わなければならない。

2 運用会社は、信託財産等の運用等に当たっては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）及び投信法その他の法令並びに本会の諸規則を遵守し、投資者保護に配

慮するものとする。

(信託財産等の運用体制)

第2条の2 信託財産等の運用等は、運用会社が自主的にこれを行い、当該運用会社以外の者（金商法第42条の3の規定に基づき運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者及び投信法第55条の規定に基づき運用に係る権限の一部の委託を受けた者を除く。）は、信託財産等の運用等に関与しないものとする。

(定義)

第3条 この規則において「不動産投信等」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）又は投資法人規約（以下「規約」という。）において投資信託財産又は投資法人の資産の総額の2分の1を超える額を不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応型証券等に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託及び投資法人をいう。

2 この規則において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。

- (1) 不動産
- (2) 不動産の賃借権
- (3) 地上権
- (4) 外国の法令に基づく前3号に掲げる資産
- (5) 次に掲げる資産を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。）
 - イ 不動産
 - ロ 不動産の賃借権
 - ハ 地上権
 - ニ 外国の法令に基づくイからハに掲げる資産
- (6) 第1号から第4号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (7) 不動産に関する匿名組合出資持分（投資者の一方が相手方の行う前6号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。）
- (8) 信託財産を主として第7号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (9) 外国の法令に準拠して組成された第5号から第8号に掲げる資産と同様の性質を有する資産
- (10) 投信法第194条第2項に規定する場合において、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年十一月十七日総理府令第百二十九号）第221条の2に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）のうち、資産のすべてが不動産及び当該不動産に係る金銭債権等である法人（外国金融商品市場に上場されているもの及び外国において開設されている

店頭売買金融商品市場に登録等をされているものを除く)が発行する株式又は出資

3 この規則において「不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等」とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次の各号に掲げるもので、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 優先出資証券 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に規定する優先出資証券
- (2) 親投資信託受益証券 投信法第2条第7項に規定する投資信託の受益証券(振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。)であって、当該受益証券を他の特定の投資信託(以下「子投資信託」という。)の受託者に取得させることを目的とするもので、当該投資信託の受託者と当該投資信託の受益証券を取得する子投資信託の受託者が同一であり、かつ当該投資信託受益証券を取得する子投資信託の約款においてその旨が規定されている当該投資信託の受益証券
- (3) 親投資証券 投信法第2条第15項に規定する投資証券(振替投資口を含む。)であって、当該投資証券を他の特定の投資法人(以下「子投資法人」という。)の資産に取得させることを目的とするもので、当該投資法人の投資証券を取得する子投資法人の規約においてその旨が規定されている当該投資法人の投資証券
- (4) 特定目的信託受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託受益証券(前項第5号、第6号又は第8号に規定する資産に投資するもの並びに第9号に規定する資産のうち前項第5号、第6号又は第8号に規定する資産に投資するものを除く。)
- (5) 匿名組合出資持分証券 金商法第2条第2項第5号に規定する匿名組合出資持分
- (6) 外国の法令に準拠して組成された第1号又は第4号に掲げる資産と同様の性質を有する資産

4 この規則において「投資信託財産又は投資法人の資産の2分の1を超える額」とは、原則として当該不動産投信等の資産総額に不動産等及びその他の資産の評価損益を加減した額から、当該不動産投信等において一時的に預かった敷金又は保証金(以下「敷金等」という。)を控除した額の2分の1を超える額をいう。

5 この規則において「上場等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 金商法第80条の規定に基づき免許を受けて設立された証券取引所が開設する金融商品市場において取引が可能であるもの
- (2) 金商法第67条の2の規定に基づき認可を受けて設立された日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの

6 この規則において「未上場等」とは、前項各号に該当しないものをいう。

7 この規則において「オープン・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、一定期間毎に、投資者の請求に基づき当該投資信託財産に追加信託を行うこと又は受益者の請求に

に基づき当該投資信託財産の一部解約を行うことが可能である旨を規定しているものをいう。

8 この規則において「オープン・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、一定期間毎に、当該投資法人の資産内容に照らし公正な価額をもって投資口の発行を行う旨、又は投資主からの一部払戻し請求に基づき投資口の一部の払戻しをする旨を規定しているものをいう。

9 この規則において「クローズド・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、投信法第18条（同法第20条及び第54条において準用する場合を含む。）に規定する受益者の買取請求権の行使による買取りを除き、受益者からの投資信託財産の解約請求には応じない旨を規定しているものをいう。

10 この規則において「クローズド・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、投信法第141条第1項又は同法第149条の3第1項に規定する投資主の払戻請求権の行使に基づく投資口の払戻しを除き、投資口の払戻請求には応じない旨を規定しているものをいう。

（不動産投信等に関する会計通則）

第4条 不動産投信等の会計処理は、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）、投資法人の計算に関する規則（平成12年府令第134号、以下「投資法人計算書類規則」という。）、この規則、本会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理するものとする。

（書面の適正な管理）

第4条の2 運用会社は、その運用業務を受託している不動産投信等（以下「受託不動産投信等」という。）の保有物件に係る売買契約書や第三者から取得した鑑定評価書、業務委託先との契約書その他受託業務を適正に遂行するために必要な書面を、適切に保管及び管理しなければならない。

（保有不動産の評価）

第5条 不動産投信等が保有する不動産、不動産の賃借権及び地上権の公正な価額を算定する場合に使用する評価方法は、次に掲げる方法の中からそれぞれの資産毎に相当と考えられる評価方法を約款又は規約において定め、当該評価方法により評価するものとする。ただし、私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。）の不動産投信等については、この限りでない。

- （1）不動産鑑定士による鑑定評価に基づいた評価額
- （2）近傍の類似物件の取引実例に基づいた評価額
- （3）当該物件を、当該時において再調達した場合に要すると想定される額に基づき減額修正した額（建物を評価する場合に限る。）
- （4）収益還元法（DCF法又は直接還元法）により計算した価額
- （5）前各号に掲げる評価方法を組み合わせた方法

2 前項の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法は、継続性の原則に則り原則として変更は行わないものとする。

ただし、採用した評価方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。

3 前項ただし書の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法を変更した場合は、評価方法を変更した日の属する作成期間に係る運用報告書又は資産運用報告（以下「運用報告書等」という。）において、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 評価方法の変更の事実及び変更日

(2) 変更前に採用していた評価方法（以下「変更前評価方法」という。）と変更後の評価方法（以下「変更後評価方法」という。）の具体的内容

(3) 計算期間の末日における変更前評価方法に基づく評価額と変更後評価方法に基づく評価額

(4) 評価方法を変更した具体的な理由

(5) その他投資者保護上必要な事項

(不動産等の評価)

第6条 不動産投信等が保有する次に掲げる資産は、当該各号に定める価額により評価するものとする。

(1) 第3条第2項第4号に規定する外国の資産 第5条第1項に規定する評価方法の中から運用会社が適当と認めた評価方法により算出した価額（当該資産が外貨建ての場合は、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。）

(2) 第3条第2項第5号に規定する信託の受益権 受託会社が提示する価額

(3) 第3条第2項第6号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額

(4) 第3条第2項第7号に規定する不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合の営業者が提示する当該匿名組合出資持分の評価額（当該匿名組合の決算を反映した価額）

(5) 第3条第2項第8号に規定する金銭の信託の受益権 受託会社が提示する価額

(6) 第3条第2項第9号に規定する資産 前4号に規定する価額（当該資産が外貨建ての場合は、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。）

(7) 第3条第2項第10号に規定する資産 海外不動産保有法人の営業者が提示する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額（当該海外不動産保有法人の決算を反映した価額。当該資産が外貨建ての場合は、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記するものとする。）

2 前項第2号から第7号に規定する資産を評価する場合において、当該資産の受託会社又は営業者から当該資産に係る価額の提示が得られない等やむを得ない事由が生じた場合には、運用会社は、細則で定める評価方法により当該資産を評価できるものとする。

* 細則第2条

(資産対応証券等の評価)

第7条 不動産投信等が保有する次の各号に定める資産は、当該各号に定める価額により評価する

ものとする。

- (1) 第3条第3項第1号に規定する優先出資証券 取引所又は店頭市場（以下「上場市場」という。）における計算日の最終価額で評価するものとし、これにより難しい場合には特定目的会社の提示する価額で評価するものとする。
- (2) 第3条第3項第2号に規定する親投資信託受益証券 上場市場における計算日の最終価額又はこの規則に定める基準価額の算出方法に基づき算出された基準価額のいずれかの価額
- (3) 第3条第3項第3号に規定する投資証券 上場市場における計算日の最終価額
- (4) 第3条第3項第4号に規定する特定目的信託受益証券 上場市場における計算日の最終価額で評価するものとし、これにより難しい場合には特定目的信託の受託会社が提示する価額で評価するものとする。
- (5) 第3条第3項第5号に規定する匿名組合出資持分証券 上場市場における計算日の最終価額で評価するものとし、これにより難しい場合には匿名組合の営業者が提示する価額（当該匿名組合の決算を反映した価額）で評価するものとする。
- (6) 第3条第3項第6号に規定する資産 当該資産の性質に応じ、第1号又は第4号に定める価額（当該資産が外貨建ての場合は、邦貨換算した価額とする。）

2 前項第1号、第3号、第4号及び第5号に規定する資産を評価する場合において、当該資産の受託会社又は営業者から当該資産に係る価額の提示が得られない等やむを得ない事由が生じた場合には、運用会社は、細則で定める評価方法により当該資産を評価できるものとする。

* 細則第3条

（その他の資産の評価）

第8条 第6条及び第7条に規定する資産以外の資産は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則及びインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下、「インフラ投信等規則」という。）に定めるそれぞれの資産の評価の方法に基づき評価するものとする。この場合、不動産投信等がインフラ投信等規則に基づきインフラ資産等を評価する場合は、「インフラ投信等」を「不動産投信等」と読み替えて適用するものとする。ただし、当該方法により評価することが困難である場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り評価するものとする。

（資産管理計画書の作成）

第9条 運用会社は、不動産投信等の運用に当たっては、不動産投信等毎に、当該不動産投信等に係る資産管理計画書を作成し、これに則った運用に努めることとする。

2 前項に規定する資産管理計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該資産管理計画書において予定している期間
- (2) 不動産投信等の運用方針
- (3) 運用対象として想定している不動産等及び資産対応証券等の属性
- (4) 保有する資産の評価方法

- (5) 保有する不動産等及び保有する資産対応証券等の入替え基準
 - (6) 保有する不動産等に係る長期修繕計画の策定方針及び当該計算期間中に想定している保有する不動産等の長期修繕計画等に係る見積積立金の総額並びに各計算期間毎の予定積立額
 - (7) 資金の借入及び返済に係る計画（投資法人債券（振替投資法人債を含む。以下同じ。）の発行及び償還に係る計画を含む。以下同じ。）の策定方針
- なお、当面の資金の借入及び返済の計画について、参考情報として記載すること
- (8) 資産管理計画書を改定した場合は、その改定日と改定の具体的な理由
 - (9) その他投資者保護上必要と認められる事項

3 前項第1号に規定する期間は、10年以上の期間であって当該不動産投信等の商品性にかんがみ適当と認められる期間とする。

ただし、約款又は規約において10年に満たない信託期間又は存続期間を定めている不動産投信等については、当該信託期間又は存続期間とする。

（資産管理計画書の縦覧）

第10条 運用会社は、前条の規定に基づき作成した資産管理計画書を主要な本支店に備え置き、当該不動産投信等の受益者又は投資主より請求があった場合は、受益者又は投資主の縦覧に供しなければならない。

（長期修繕計画等に係る開示）

第11条 運用会社は、不動産投信等に係る運用報告書等において、第9条第2項第6号に規定する保有する不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前5期以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。

2 設立からの運用期間が5期に満たない不動産投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。

（保有する不動産の減価償却）

第12条 保有する不動産の減価償却額の算定は、建物（附属設備を除く。）については定額法によるものとし、設備等については定額法又は定率法によるものとする。

なお、設備等の減価償却額の算定方法については、約款又は規約に定めるものとする。

2 前項なお書の規定に基づき約款又は規約に定めた設備等の減価償却額の算定方法の変更は、行わないものとする。

ただし、採用した算定方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更できるものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項ただし書の規定に基づき減価償却額の算定方法を変更した場合に

ついて準用する。この場合において、同項中「評価方法」とあるのは「算定方法」と、「変更前評価方法」とあるのは「変更前算定方法」と、「変更後評価方法」とあるのは「変更後算定方法」と、それぞれ読み替えるものとする。

第12条の2 (削除)

(計算期末における保有する不動産の帳簿価額の訂正)

第13条 運用会社は、計算期間の末日において保有する不動産等の帳簿価額を、当該計算期間の期初の額から前条の規定に基づき約款又は規約で定めた算出方法により算出した減価償却額を控除した額に訂正するものとする。

(計算期末における保有する有価証券の帳簿価額の訂正)

第14条 運用会社は、計算期間の末日において保有する売買目的有価証券を時価に評価替えし、帳簿価額を訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損にそれぞれ加算するものとする。

2 保有するその他有価証券は、計算期間の末日において、この規則の定める方法により評価した額から当該有価証券の帳簿価額を控除した額を、投資信託計算書類規則第20条第5項又は投資法人計算書類規則第39条第6項の規定する評価・換算差額金等として計上するものとする。

(保有する不動産の耐用年数の算定)

第15条 保有する不動産の耐用年数は、次に掲げる事項を勘案し、適正に定めるものとする。

- (1) 取得の現況（取得時までの経過年数等）
- (2) 修繕の実施状況又は実施予定等
- (3) 当該不動産の構造
- (4) 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第56条並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年省令第15号）による耐用年数

(その他資産の運用方法)

第16条 不動産等以外の資産を保有する場合の当該資産の運用方法等は、投資信託等の運用に関する規則及びインフラ投信等規則の定めるところによるものとする。

(投資信託受益証券等の制限)

第17条 不動産投信等において第3条第3項第2号に規定する親投資信託受益証券以外の受益証券若しくは第3条第3項第3号に規定する親投資証券以外の投資証券を組入れる場合は、次に掲げる要件を満たした場合に限るものとする。

- (1) 一の不動産投信等で保有する有価証券（第3条第2項第5号から第9号に掲げる有価証券を除く。）は、原則として受益証券及び投資証券を含め合計で、当該不動産投信等の資産総額の50%未満であること

- (2) 一の運用会社が、一の投資信託又は投資法人に投資する額は、当該運用会社が運用を行っている投資信託財産及び運用を委託されている投資法人の資産の全体で、組入れる投資信託又は投資法人が発行する受益証券又は投資証券の発行済総数の50%未満であること
- (3) 投資信託又は投資法人の間で、相互に又は循環して保有している受益証券又は投資証券でないこと
- (4) 次のイ及びロの要件を満たす受益証券又は投資証券であること
 - イ 運用会社が、自ら運用を行っている投資信託受益証券又は運用を委託されている投資法人の投資証券ではないこと
 - ロ 投資信託等の運用に関する規則に定めるファンド・オブ・ファンズを除き、主として他の受益証券又は投資証券への運用を目的とする投資信託受益証券又は投資法人の投資証券ではないこと

(資金の借入)

第18条 不動産投信等の資金の借入は、信託財産等の運用等の必要から行う場合に限るものとし、当該投資信託財産又は投資法人の資産の健全性に留意して行うものとする。

2 運用会社は、不動産投信等において資金の借入を行っている場合は当該計算期間に係る運用報告書等において、当該借入毎に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 借入の理由
- (2) 借入日
- (3) 借入の金額
- (4) 借入先
- (5) 保有する資産を担保に供した場合は、担保に供した資産の名称及び評価額
- (6) 借入に係る利率
- (7) 返済方法
- (8) 返済期限

(保有する不動産等の売買損益の計上時期)

第19条 不動産、不動産の賃借権及び地上権の売買による売買損益は、受渡日に計上するものとする。

(保有する不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)

第20条 保有する不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金（以下「礼金等」という。）は、その性質に応じて対応する期間にわたって収益計上する、又は当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。

(保有する不動産等の賃貸契約により生じる敷金等)

第21条 不動産投信等の信託財産又は資産において一時的に預かった敷金等については、当該金額を資産の部に計上し、当該金額に相当する額を返済債務として負債の部に計上するものとする。

(保有する不動産の修繕費用)

第22条 保有する不動産等に修繕（資本的支出を除く。以下同じ。）が発生した場合には、当該修繕に係る費用を原則として発生した期間に計上するものとする。

(保有する不動産等に係る資本的支出)

第23条 計算期間中に保有する不動産等に係る資本的支出を行った場合は、当該資本的支出に要した費用に相当する金額を、当該不動産等の前計算期間の末日の帳簿価額に加算するものとする。

(保有する不動産等に係る資本的支出の開示)

第24条 保有する不動産等について細則で定める資本的支出（修繕積立金等の損金計上が可能な資本的支出を除く。）に係る実施計画が確定した場合には、当該資本的支出の施工前に投資者に交付される運用報告書等及び目論見書において次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 資本的支出を行う不動産の名称及び所在地
- (2) 資本的支出を行う目的
- (3) 予定期間
- (4) 予想金額
- (5) 資本的支出後の当該不動産の帳簿価額の予想増加額

2 天変地異等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、本項における約款等に定める公告に替えて、電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第56条第1項に定める電磁的方法をいう。）で開示を行うことができるものとする。

3 第1項の規定は、資本的支出に係る実施計画が完了した場合について準用する。この場合において、第1項本文中「実施計画が確定した場合」とあるのは「実施計画が完了した場合」と、「施工前」とあるのは「施工後」と、同項第1号中「資本的支出を行う不動産」とあるのは「資本的支出を行った不動産」と、第2号中「資本的支出を行う目的」とあるのは「資本的支出を行った目的」と、第3号中「予定期間」とあるのは「期間」と、第4号中「予想金額」とあるのは「金額」と、第5号中「予想増加額」とあるのは「増加額」と、それぞれ読み替えるものとする。

* 細則第4条

(投資対象国、地域に係る制限)

第24条の2 運用会社が、受託不動産投信等の運用のために所在地が国外である不動産等又は不動産等の所在地が国外である不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等（以下「海外不動産等」という。）の取得の指図をする場合には、当該物件の所在する現地国・地域は次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 不動産等の使用、収益、処分に係る権利を適正に確保するための法制等が整備されている

こと。

- (2) 不動産等に係る権利の内容について第三者に対抗することができるための登記制度等の制度が整備されていること。
- (3) 不動産等に係る取引契約を適正に締結・履行するための法制等が整備されていること。
- (4) 取引に使用する通貨について、為替相場が適正に公表され、必要に応じて遅滞なく邦貨に転換できること。
- (5) 資金決済、送金等が適正に行える環境が備わっていること。
- (6) 裁判等の紛争処理制度が整備されていること。

(海外不動産等の取得に係る遵守事項)

第24条の3 運用会社は、受託不動産投信等による海外不動産等の取得の指図を行う場合には、受益者及び投資主の保護を図るため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 国内の物件を取得する場合と同程度の調査を行うこと。
- (2) 鑑定評価書等の基礎的資料について、国内の物件を取得した場合と同程度の情報の内容、精度であるものを取得すること。
- (3) 現地国・地域の実情に応じて現地代理人の選任をする等、適切に管理や賃貸等の回収を行うための必要な措置を講じること。
- (4) 現地国・地域や物件の情報を適切に入手するための必要な措置を講じること。

(海外不動産等に投資する投資法人の運用会社に係る社内体制整備)

第24条の4 運用会社は、受託不動産投信等による海外不動産等の取得の指図を行う場合には、次の各号に掲げる事項を適切に遂行できる社内体制を整備しなければならない。

- (1) 海外不動産等や現地国・地域に係る情報の開示。
- (2) 現地国・地域の資産管理会社等との業務連絡の記録等の国内における保管。
- (3) 現地国・地域から情報の取得及び当該情報に対する適時適切な対応。
- (4) 災害等の発生に係る適時開示。

(ヘルスケア施設に関する特例)

第24条の5 運用会社が、不動産投信等の投資対象としてヘルスケア施設（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する「有料老人ホーム」及び同法第5条の2第6項に基づく「認知症高齢者グループホーム」をいい、以下「ヘルスケア施設」という。）に投資を行う場合には、当該業務の規模・特質に応じて次の各号に掲げる事項を適切に遂行できる社内体制を整備するものとする。

- (1) ヘルスケア施設への投資に際して、ヘルスケア施設の運営を行う事業者（以下「オペレーター」という。）から必要な情報を得るに当たっての、オペレーターの実情等を勘案した対応
- (2) ヘルスケア施設が不動産投信等の投資対象となることで、施設利用者に不安を惹起することがないようにするための施設利用者への情報提供等の対応

(3) 一般的な開示項目に加えたヘルスケア施設特有の事情についての投資家への開示

第2章 投資信託

第1節 通則

(不動産投資信託の最低純資産額)

第25条 不動産投資信託が常時保持する最低限度の純資産総額（以下「最低純資産総額」という。）は、原則として1億円とする。

ただし、私募の不動産投資信託はこの限りでない。

2 不動産投資信託において、当該純資産額が前項に規定する最低純資産額を下回ることとなった場合には、当該純資産額が最低純資産額を上回るまでの間、新たな資金の借入れの指図及び収益の分配を行わないものとする。

第2節 クローズド・エンド型の投資信託

(クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第26条 クローズド・エンド型の投資信託の基準価額は、資産総額に有価証券等の法令において時価で評価すべきものとされている資産の評価損益を加減した額から保有不動産に係る減価償却費及び負債を控除した額を、受益権総口数で除した商とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の収益分配原資)

第27条 クローズド・エンド型の投資信託は、当該計算期間中に生じた保有不動産等の売買損益、賃貸収入（賃借人等に返還しないことが確定した礼金等又は敷金等を含む。以下同じ。）、有価証券売買損益、保有不動産等及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用（当該計算期間に係る支払利息を含む。以下同じ。）及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額（以下「投資信託利益額」という。）を、全額分配することができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)

第28条 クローズド・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費の100分の60に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

2 私募のクローズド・エンド型の投資信託については、投資信託利益額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、投資信託利益額と合わせた投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

(毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての対応)

第28条の2 前条第1項に規定する投資元本の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 約款の分配方針において、毎期継続的に投資元本の払戻しを行うこと及びその考え方を記

載すること。

(2) 毎期継続的な投資元本の払戻しの実施の方針として、収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。

(3) 毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。

なお、投資元本の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。

(4) 毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。

(5) 毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、第9条第2項第6号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。

* 細則第5条

(毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻し)

第28条の3 前条に定める毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、前条第2号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の賃貸収入の計上方法)

第29条 保有不動産から生じる賃貸収入は、当該計算期間に対応する金額を収益に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の公租公課の計上方法)

第30条 保有不動産に恒常的に発生する固定資産税等の公租公課は、当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

2 不動産の取得又は売却により一時的に発生する不動産取得税等の公租公課は、当該公租公課の支払いが確定した日に費用に計上するものとする。ただし、不動産等の取得時における未経過固定資産税、不動産取得税及び登録免許税については、取得価額に計上することができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の信託報酬の計上方法)

第31条 信託報酬は、計算期間毎に当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の保有不動産等に係る管理委託手数料)

第32条 保有不動産等に係る管理委託手数料は、当該管理委託契約の内容により当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第33条 上場のクローズド・エンド型の投資信託は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日における基準価額を計算し、公表するものとする。

(非上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第34条 非上場のクローズド・エンド型の投資信託（私募のものを除く。）は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに各月末に基準価額を計算し、公表するものとする。

第3節 オープン・エンド型の投資信託

(オープン・エンド型の投資信託の運用に当たっての留意事項)

第35条 オープン・エンド型の投資信託における不動産等及び資産対応証券等の資産の運用に当たっては、運用する資産の流動性に留意するものとし、その旨を約款に規定するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第36条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、総資産額に保有資産の評価損益（保有不動産等については、第5条の規定に基づき算定した当該不動産等の価額から、当該計算日の属する計算期間の期初から当該計算日までに係る減価償却費を帳簿価額から控除した額を控除した額とする。以下同じ。）を加減した額から負債を控除した額を受益権総口数で除した商とする。

(オープン・エンド型の投資信託の収益分配原資及び投資元本の払戻し)

第37条 オープン・エンド型の投資信託の収益の分配可能額は、次の各号に掲げる計算方法に基づき算出された額のいずれか多い額の範囲内の額とする。

- (1) 当該計算期間中に生じた保有不動産等の売買損益、賃貸収入、有価証券売買損益、保有不動産等及び保有有価証券の利子配当等、計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（不動産、不動産の賃借権及び地上権については、第5条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び当期の減価償却費並びに繰越欠損金の合計額を控除した額の全額
- (2) 当該計算期間中に生じた保有不動産等の売買損益、賃貸収入、有価証券売買損益、保有不動産等及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額

2 私募のオープン・エンド型の投資信託については、前項に規定する収益の分配可能額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、収益の分配可能額と合わせた投資元本の払戻しができるものとする。

(適格機関投資家私募のオープン・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)

第37条の2 適格機関投資家私募(投信法第2条第9項に規定する適格機関投資家私募をいう。以下同じ。)のオープン・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しとして分配できるものとする。

2 前項の規定に基づき投資元本の払戻しを行う場合は、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示し、投資者が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の準用)

第38条 第29条の規定はオープン・エンド型の投資信託における賃貸収入の計上について、第30条の規定は公租公課の計上について、第31条の規定は信託報酬の計上について、第32条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第39条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、原則として、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに約款に定める投資者及び受益者が投資信託財産に対して追加信託設定又は一部解約の申込みを直接行うことが可能となっている日及び当該日の前5営業日に基準価額を計算し、公表するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の設定又は解約の価額)

第40条 計算期間中又は計算期間の末日において、投資者及び受益者からの請求に基づき直接投資信託財産の追加設定又は一部解約を行う場合は、投資者及び受益者の請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

第3章 投資法人

第1節 クローズド・エンド型の投資法人

(クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法)

第41条 第26条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのを「発行済投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の収益分配原資)

第42条 クローズド・エンド型の投資法人は、利益額(投信法第136条第1項に規定する利益をいう。

以下同じ。)の全額を分配することができるものとする。

2 クローズド・エンド型の投資法人は、前項の規定に関わらず、税会不一致（投資法人計算書類規則第2条第2項第29号に規定するものをいう。以下同じ。）が生じた場合には、次のいずれかの措置を取ることができるものとする。

(1) 前項の利益額のうち当期末処分利益に充当して、一時差異等調整引当額（投資法人計算書類規則第2条第2項第30号に規定するものをいう。以下同じ。）の増加額に相当する額の分配を行うこと。

(2) 前項の利益額のうち当期末処分利益から減算して、一時差異等調整積立金（投資法人計算書類規則第2条第2項第31号に規定するものをいう。以下同じ。）に相当する額を任意積立金として積立てること。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)

第42条の2 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したクローズド・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。

(1) 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。

(2) 分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したもの。整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。なお、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

(3) 分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)

第42条の3 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せてcsvファイルに変換し、販売会社に伝達すること。この場合、分配金の支払開始日は決算日から15営業日が経過した日以降の日とすること。

2 前項の規定に従い、販売会社に伝達したcsvファイルについては、計算書類の役員会承認日に投資法人のホームページに掲載すること。

(クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額（譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。）を控除した額の100分の60に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の一時差異等調整積立金の取崩し及び一時差異等調整引当額の戻入りの取り扱い)

第43条の2 クローズド・エンド型の投資法人において、一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金を計上した場合には、翌期以後、利益額のうち当期末処分利益に、一時差異等調整積立金の取崩額（投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理又は一時差異等調整引当額の計上に代えて一時差異等調整積立金を取崩す場合の当該取崩しにより発生した額をいう。以下同じ。）を加算し、一時差異等調整引当額の戻入額（投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理により発生した額をいう。以下同じ。）を減算しなければならない。

(税会不一致が発生した場合のその他の注記への記載について)

第43条の3 第42条第2項、前条の規定に従い、投資法人の計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の引当て又は積立て及び戻入れ又は取崩しを記載した場合には、その他の注記として、以下の各号に掲げる事項を当該一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金に関して記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入りの発生事由、発生した資産等
- ② 引当額、戻入額
- ③ 戻入りの具体的な方法

(2) 一時差異等調整積立金

- ① 積立て、取崩しの発生事由等
- ② 積立額、取崩額
- ③ 取崩の具体的な方法（負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間（50年以内の期間とする）及び取崩し方法（最低でも每期均等額以上の取崩を要する）についても記載するものとする）

(税会不一致が発生した場合の貸借対照表に関する注記への記載について)

第43条の3の2 第42条第2項、第43条の2の規定に従い、貸借対照表に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の増減及び計上がある場合には、貸借対照表に関する注記として以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入りの発生事由、発生した資産等

- ② 当初発生額
 - ③ 当期首残高、当期引当額（増）、当期戻入額（減）、当期末残高
 - ④ 戻入れの具体的な方法
- (2) 一時差異等調整積立金
- ① 積立て、取崩しの発生事由等
 - ② 当初発生額
 - ③ 当期首残高、当期積立額（増）、当期取崩額（減）、当期末残高
 - ④ 取崩の具体的な方法（負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間（50年以内の期間とする）及び取崩し方法（最低でも毎期均等額以上の取崩を要する）についても記載するものとする）

（毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての対応）

第43条の4 第43条に規定する税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約の分配方針において、毎期継続的に税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うこと及びその考え方を記載すること。
- (2) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の方針として、収益の分配と出資の払戻しの区分開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。
- (3) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。
 なお、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。
- (4) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。
- (5) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、第9条第2項第6号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方を、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。

* 細則第5条の2

(毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第43条の5 前条に定める毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、前条第2号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上方法等に関する準用)

第44条 第29条の規定はクローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第30条の規定は公租公課の計上について、第32条の規定は保有不動産等に係る管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

2 第31条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。この場合において、同条中「信託報酬」とあるのは「投資法人が資産の運用を行う運用会社及び一般事務受託者並びに資産保管会社との間で締結した契約に基づき当該者に支払う報酬」と読み替えるものとする。

3 第33条の規定は上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について、第34条の規定は非上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。この場合において、第33条及び第34条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と読み替えるものとする。

(投資法人債の発行に係る留意事項)

第45条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第139条の2の規定に基づき投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該投資法人債の償還期限、償還方法、利率及び利払方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

(短期投資法人債の発行に係る留意事項)

第46条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第139条の12の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。

(新投資口予約権の発行に係る留意事項)

第46条の2 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第88条の4の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該新投資口予約権の行使期限、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

第2節 オープン・エンド型の投資法人

(オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法等に関する準用)

第47条 第35条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の不動産等及び資産対応証券等への運用について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「約款」とあるのは「規約」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 第36条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのは「投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第42条、第43条の2、第43条の3及び第43条の3の2の規定はオープン・エンド型の投資法人の収益分配及び税会不一致が発生した場合の注記の記載について準用する。この場合において、第42条及び第43条の2中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、第42条第1項中、「利益額の全額を分配することができるものとする。」とあるのは、「利益額の全額又は利益額と計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（不動産、不動産の賃借権及び地上権については、第5条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）の合計額のいずれか多い額を分配することができるものとする。」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 第29条の規定はオープン・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第30条の規定は公租公課の計上について、第32条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

5 第31条を準用する第44条第2項の規定は、オープン・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。

6 第39条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益者」とあるのは「投資主」と、「投資信託財産に対して追加設定又は一部解約の申込」とあるのは「投資法人に対して投資口の追加発行又は払戻の請求の申込み」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の出資の払戻し)

第47条の2 オープン・エンド型の投資法人のうち、適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定するものをいう。）のみを相手方として取得勧誘を行い、かつ適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の4に規定する要件に該当する投資口を発行する投資法人（以下「適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人」という。）は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度

として、出資の払戻しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき出資の払戻しを行う場合は、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである旨を明示し、投資主が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度に関する特例)

第47条の3 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度は、第47条第6項の規定にかかわらず、各計算期間の末日のみに計算することができるものとする。この場合、当該基準価額の算定後、速やかに投資主に通知するものとする。

(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)

第47条の4 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したオープン・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。

(1) 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。

(2) 分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。

(3) 分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)

第47条の5 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて販売会社に伝達すること。この場合、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

(オープン・エンド型の投資法人の追加発行及び払戻しの価額)

第48条 投資者及び投資主の請求に基づき投資口の追加発行又は払戻しを行う場合は、投資者及び投資主から請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

- 2 第47条の3の規定を適用した適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人については、前項の規定にかかわらず、投資者及び投資主から請求のあった日の直前の計算期間末日の基準価額

を用いて行うものとする。

(オープン・エンド型の投資法人の新投資口予約権の発行に係る留意事項に関する準用)

第48条の2 第46条の2の規定は、オープン・エンド型の投資法人について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型投資法人」と読み替えるものとする。

第4章 雑 則

(細 則)

第49条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第50条 不動産投資信託及び不動産投資法人に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第51条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成13年3月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年9月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 2 月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9 月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年 2 月15日から実施する。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年 3 月31日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年 5 月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 3 月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 9 月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年 5 月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年12月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第27条、第28条、第28条の2、第28条の3、第37条、第42条、第43条、第43条の2、第43条の3、第47条の2
を改正

附 則

この改正は、平成25年 1 月 4 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第4条、第51条を改正。

附 則

この改正は、平成26年5月15日から実施する。

ただし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第24条の5を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日前に営業期間を開始し実施日後に営業期間を終了する投資法人より適用する。

*改正条項は、次のとおりである。

第46条の2及び第48条の2を新設。

附 則

1. この改正は、改正後の投資法人計算規則（第3項において「新投資法人計算書類規則」という。）の施行日（平成27年4月1日）から実施する。
2. この改正規則の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る収益分配の計算及び作成すべき計算関係書類については、なお従前の例による。
3. 実施日の属する営業期間に係る貸借対照表上の任意積立金及び当期末処分利益（当期営業期間に係る金銭の分配金として充当された金額を除く。）のうち、当該営業期間以前の営業期間において、改正前の投資法人計算書類規則第48条第3項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額がある場合には、新投資法人計算書類規則の施行日から起算して2年を経過する日までの間に終了する営業期間のうちいずれかの営業期間に係る金銭の分配に係る計算書において、当該金額を一時差異等調整積立金として積み立てることとする。
4. 前項に従い、一時差異等調整積立金を積み立てるまでの第12条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第12条の2、第43条第2項を削除。

(2) 第27条、第28条、第37条、第42条第1項、第43条第1項、第43条の4、第43条の5、第47条第3項を改正。

(3) 第42条第2項及び第43条の3の2を新設。

(4) 第43条の2、第43条の3の新設、旧第43条の2～3が第43条の4～5へ条ずれ。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第3条第1項、同条第3項第3号、同条第4項、同条第7項、第8条、第16条、第17条第2号及び第

4号、第18条第1項、第21条、第24条第3項、第24条の3、第39条、第47条第6項を改正。

附 則

この改正は、平成29年3月9日から実施する。

ただし、同改正について、規約の変更を伴う場合には、当該投資法人における規約改正日以降の適用とする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2項第10号、第6条第1項第7号を新設
- (2) 第6条第1項第1号及び第6号、同条第2項を改正

附 則

この改正は、令和2年1月1日から実施することとし、同日以降に投資主が分配金を受け取る投資法人から適用する。

*改正条項は、次のとおりである。

第42条の2、第42条の3、第47条の4、第47条の5を新設

附 則

この改正は、令和3年3月31日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第19条、第20条を改正。第22条なお書を削除

附 則

この改正は、令和4年2月17日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。第24条第2項にただし書を追加

附 則

この改正は、令和6年9月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第43条を改正

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成17年11月18日改正
平成18年 2月14日改正
平成18年 4月11日改正
平成19年 9月21日改正
平成21年 9月16日改正
平成24年12月20日改正
平成27年 5月21日改正

(目 的)

第1条 この細則は、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(不動産等の評価方法)

第2条 規則第6条第2項に規定する細則で定める評価方法は、投資信託委託業者（以下「委託業者」という。）が当該資産を組成する資産毎に、それぞれの資産の種類に応じて規則第5条、第7条第1項及び第8条の規定に基づき評価した価額を合計した額に基づき評価する方法とする。

(資産対応証券の評価額)

第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定める評価方法は、委託業者が当該資産を組成する資産毎に、それぞれの資産の種類に応じて規則第5条、第6条第1項、第7条第1項及び第8条の規定に基づき評価した価額を合計した額とする。

(資本的支出)

第4条 規則第24条に規定する細則で定める資本的支出は、不動産投資信託又は不動産投資法人の保有する個別の不動産の取得簿価額の100分の1以上に相当する額を支出する資本的支出とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)

第5条 規則第28条の2第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示
- (2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 投資元本の払戻しの実施の考え方
- (4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)

第5条の2 規則第43条の4第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの区分開示

- (2) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の考え方
- (4) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項 (①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項)

第6条 (削除)

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年2月14日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年12月20日から実施する。

附 則

1. この改正は、改正後の投資法人計算書類規則（第3項において「新投資法人計算書類規則」という。）の施行日（平成27年4月1日）から実施する。
2. この改正細則の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る収益分配の計算及び作成すべき計算関係書類については、なお従前の例による。
3. 実施日の属する営業期間に係る貸借対照表上の任意積立金及び当期末処分利益（当期営業期間に係る金銭の分配金として充当された金額を除く。）のうち、当該営業期間以前の営業期間において、改正前の投資法人計算書類規則第48条第3項の規定により同項の負ののれん発生益に細分された金額がある場合には、新投資法人計算書類規則の施行日から起算して2年を経過する日までの間に終了する営業期間のうちいずれかの営業期間に係る金銭の分配に係る計算書において、

当該金額を一時差異等調整積立金として積み立てることとする。

4. 前項に従い、一時差異等調整積立金を積み立てるまでの第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第5条の2を改正。

(2) 第6条及び別紙様式第1号を削除。

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則

平成27年7月16日制定
平成29年5月18日改正
令和4年5月19日改正
令和5年4月20日改正
令和6年9月19日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社をいう。）及び委託者非指図型投資信託の受託者である信託会社（以下「運用会社」という。）が、インフラ投資信託及びインフラ投資法人（以下「インフラ投信等」という。）に係る業務を適切に執行するために必要な事項を定め、インフラ投信等に係る制度を円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(運用に関する基本原則)

第2条 運用会社は、投資信託の受益者又は投資法人のため忠実かつ善良な管理者の注意をもってインフラ投資信託の財産又はインフラ投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）の運用の指図又は運用（以下「運用等」という。以下この条及び次条において同じ。）に係る業務を行わなければならない。

2 運用会社は、信託財産等の運用等に当たっては、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）及び投信法その他の法令並びに本会の諸規則を遵守し、投資者保護に配慮するものとする。

(信託財産等の運用体制)

第2条の2 信託財産等の運用等は、運用会社が自主的にこれを行い、当該運用会社以外の者（金商法第42条の3の規定に基づき運用を行う権限の全部又は一部の委託を受けた者及び投信法第55条の規定に基づき運用に係る権限の一部の委託を受けた者を除く。）は、信託財産等の運用等に関与しないものとする。

(定 義)

第3条 この規則において「再生可能エネルギー発電設備」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下、「政令」という。））第3条第11号に定めるものをいう。

2 この規則において「公共施設等運営権」とは、政令第3条第12号に定めるものをいう。

3 この規則において「インフラ投資信託」とは、投資信託約款（以下「約款」という。）において投資信託財産の総額の2分の1を超える額をインフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資信託をいい、「インフラ投資法人」とは、投資法人規約（以下「規約」という。）において、投資法人の資産の総額の2分の1を超える額を、インフラ資産等及びインフラ関連資産に対する投資として運用することを目的とする旨を規定している投資法人をいう。

ただし、インフラ投資法人においては、当該2分の1を超える額を判定するに当たり、第4項に規定するインフラ資産の内、「再生可能エネルギー発電設備」が投資法人の資産の総額の2分の1を超える場合、税務上の導管性要件を満たすこと、及びキャッシュフロー創出の蓋然性から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備に限るものとし、これは、上場されているもので、規約に再生可能エネルギー発電設備の運用の方法が賃貸のみであることが記載されているものに限り適用するものとする。

また、インフラ投資法人においては、第4項に規定するインフラ資産の内、「公共施設等運営権」は、税務上の導管性要件を満たすためには、「公共施設等運営権」のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。

なお、インフラ投信等においては、第4項に規定するインフラ資産の内、「自主規制委員会が指定する資産」のみの投資として運用する場合については、「自主規制委員会が指定する資産」（特定資産に該当するものを除く。）のみで、当該2分の1の額を超えないこととする。

4 この規則において「インフラ資産」とは、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」並びに自主規制委員会が指定する資産をいう。

5 この規則において「インフラ資産等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) インフラ資産

(2) インフラ資産に伴う土地・建物、土地・建物の賃借権、土地に係る地上権、土地に係る地役権及び投資法人の計算に関する規則（平成18年4月20日内閣府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第37条第3項第2号へに規定する資産

(3) 第1号及び第2号に掲げる資産を信託する信託の受益権

(4) 第1号及び第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(5) 外国における前4号に掲げる資産に類似するもの

6 この規則において「インフラ関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 株式等（インフラ資産等を直接又は間接的に保有する非上場会社が発行するものに限るものとし、当該非上場会社のインフラ資産等に係る資産が当該非上場会社の保有する資産の過半を占めるものに限る。）

(2) 当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対して直接又は間接的に投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産

- の2分の1を超える額について直接又は間接的にインフラ資産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
- (3) 信託財産を主として第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - (4) 資産流動化法に規定する優先出資証券（当該優先出資証券の発行者である特定目的会社が資産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (5) 投資信託受益証券（当該投資信託の投資信託財産総額の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (6) 投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (7) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産の2分の1を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。）
 - (8) 外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券で第1号から第7号までに掲げる権利及び証券の性質を有するもの
- 7 この規則において「投資信託財産又は投資法人の資産の2分の1を超える額」とは、原則として当該インフラ投信等の資産総額にインフラ資産等、インフラ関連資産及びその他の資産の評価損益を加減した額から、当該インフラ投信等において一時的に預かった敷金又は保証金（以下「敷金等」という。）を控除した額の2分の1を超える額をいう。
- 8 この規則において「上場等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 金商法第80条の規定に基づき免許を受けて設立された証券取引所が開設する金融商品市場において取引が可能であるもの
 - (2) 金商法第67条の2の規定に基づき認可を受けて設立された日本証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの
- 9 この規則において「未上場等」とは、前項各号に該当しないものをいう。
- 10 この規則において「オープン・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、一定期間毎に、投資者の請求に基づき当該投資信託財産に追加信託を行うこと又は受益者の請求に基づき当該投資信託財産の一部解約を行うことが可能である旨を規定しているものをいう。
- 11 この規則において「オープン・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、一定期間毎に、当該投資法人の資産内容に照らし公正な価額をもって投資口の発行を行う旨、又は投資主からの一部払戻し請求に基づき投資口の一部の払戻しをする旨を規定しているものをいう。
- 12 この規則において「クローズド・エンド型の投資信託」とは、当該投資信託の約款において、投信法第18条（同法第20条及び第54条において準用する場合を含む。）に規定する受益者の買取請求権の行使による買取りを除き、受益者からの投資信託財産の解約請求には応じない旨を規

定しているものをいう。

- 13 この規則において「クローズド・エンド型の投資法人」とは、当該投資法人の規約において、投信法第141条第1項又は同法第149条の3第1項に規定する投資主の払戻請求権の行使に基づく投資口の払戻しを除き、投資口の払戻請求には応じない旨を規定しているものをいう。

(インフラ投信等に関する会計通則)

第4条 インフラ投信等の会計処理は、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）、投資法人計算書類規則、この規則、本会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り処理するものとする。

(書面の適正な管理)

第4条の2 運用会社は、その運用業務を受託しているインフラ投信等（以下「受託インフラ投信等」という。）の保有資産に係る売買契約書や第三者から取得した鑑定評価書、業務委託先との契約書その他受託業務を適正に遂行するために必要な書面を、適切に保管及び管理しなければならない。

(保有インフラ資産及び不動産の評価)

第5条 インフラ投信等が保有するインフラ資産、第3条第5項第2号に規定する資産（以下、「インフラ資産に伴う土地・建物等」という。）及び不動産等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下、「不動産投信等規則」という。）第3条第2項第1号に規定する不動産、同条同項第2号に規定する不動産の賃借権及び同条同項第3号に規定する地上権をいう。以下同じ。）の公正な価額を算定する場合に使用する評価方法は、次に掲げる方法の中からそれぞれの資産毎に相当と考えられる評価方法を約款又は規約において定め、当該評価方法により評価するものとする。ただし、私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。以下同じ。）のインフラ投信等については、この限りでない。

- (1) 不動産鑑定士による鑑定評価に基づいた評価額
- (2) 公認会計士による評価額
- (3) 近傍の類似物件の取引実例に基づいた評価額
- (4) 当該物件を、当該時において再調達した場合に要すると想定される額に基づき減額修正した額（建物を評価する場合に限る。）
- (5) 収益還元法（DCF法又は直接還元法）により計算した価額
- (6) 前各号に掲げる評価方法を組み合わせた方法

- 2 前項の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法は、継続性の原則に則り原則として変更は行わないものとする。

ただし、採用した評価方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。

3 前項ただし書の規定に基づき約款又は規約に定めた評価方法を変更した場合は、評価方法を変更した日の属する作成期間に係る運用報告書又は資産運用報告（以下「運用報告書等」という。）において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 評価方法の変更の事実及び変更日
- (2) 変更前に採用していた評価方法（以下「変更前評価方法」という。）と変更後の評価方法（以下「変更後評価方法」という。）の具体的内容
- (3) 計算期間の末日における変更前評価方法に基づく評価額と変更後評価方法に基づく評価額
- (4) 評価方法を変更した具体的な理由
- (5) その他投資者保護上必要な事項

（インフラ関連資産等の評価）

第6条 インフラ投信等が保有する前条に掲げる資産以外のインフラ資産等及びインフラ関連資産（第3条第6項第1号及び第8号における第1号に掲げる権利及び証券の性質を有するものを除く。）の評価については、不動産投信等規則第6条及び第7条の規定を準用する。

この場合、「不動産投信等」を「インフラ投信等」と、「不動産」を「インフラ資産」と、「匿名組合の営業者」を「匿名組合の営業者、公認会計士又は不動産鑑定士」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

*細則第2条

（その他の資産の評価）

第7条 第5条及び第6条に規定する資産以外の資産の評価は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に定めるそれぞれの資産の評価の方法に基づき評価するものとする。ただし、当該方法により評価することが困難である場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り評価するものとする。

（資産管理計画書の作成）

第8条 運用会社は、インフラ投信等の運用に当たっては、インフラ投信等毎に、当該インフラ投信等に係る資産管理計画書を作成し、これに則った運用に努めることとする。

2 前項に規定する資産管理計画書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該資産管理計画書において予定している期間
- (2) インフラ投信等の運用方針
- (3) 運用対象として想定しているインフラ資産等及びインフラ関連資産の属性
- (4) 保有する資産の評価方法
- (5) 保有するインフラ資産等及び保有するインフラ関連資産の入替え基準
- (6) 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画の策定方針及び当該計算期間中に想定している保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の長期修繕計画等に係る見積積立金の総額並びに各計算期間毎の予定積立額

(7) 資金の借入及び返済に係る計画（投資法人債券（振替投資法人債を含む。以下同じ。）の発行及び償還に係る計画を含む。以下同じ。）の策定方針

なお、当面の資金の借入及び返済に係る計画について、参考情報として記載すること

(8) 資産管理計画書を改定した場合は、その改定日と改定の具体的な理由

(9) その他投資者保護上必要と認められる事項

3 前項第1号に規定する期間は、10年以上の期間であって当該インフラ投信等の商品性にかんがみ適当と認められる期間とする。

ただし、約款又は規約において10年に満たない信託期間又は存続期間を定めているインフラ投信等については、当該信託期間又は存続期間とする。

(資産管理計画書の縦覧)

第9条 運用会社は、前条の規定に基づき作成した資産管理計画書を主要な本支店に備え置き、当該インフラ投信等の受益者又は投資主より請求があった場合は、受益者又は投資主の縦覧に供しなければならない。

(長期修繕計画等に係る開示)

第10条 運用会社は、インフラ投信等に係る運用報告書等において、第8条第2項第6号に規定する保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前5期以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。

2 設立からの運用期間又は存続期間が5期に満たないインフラ投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の減価償却)

第11条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の減価償却額の算定は、建物（附属設備を除く。）については定額法によるものとし、設備等については定額法又は定率法によるものとする。

なお、設備等の減価償却額の算定方法については、約款又は規約に定めるものとする。

2 前項なお書の規定に基づき約款又は規約に定めた設備等の減価償却額の算定方法の変更は、行わないものとする。

ただし、採用した算定方法が、正当な事由により適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更できるものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項ただし書の規定に基づき減価償却額の算定方法を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「評価方法」とあるのは「算定方法」と、「変更前評

価方法」とあるのは「変更前算定方法」と、「変更後評価方法」とあるのは「変更後算定方法」と、それぞれ読み替えるものとする。

(計算期末における保有するインフラ資産等及びインフラ関連資産の帳簿価額の訂正)

第12条 運用会社は、計算期間の末日において保有するインフラ資産等及びインフラ関連資産の帳簿価額を、当該計算期間の期初の額から前条の規定に基づき約款又は規約で定めた算出方法により算出した減価償却額を控除した額に訂正するものとする。

(計算期末における保有する有価証券の帳簿価額の訂正)

第13条 運用会社は、計算期間の末日において保有する売買目的有価証券を時価に評価換えし、帳簿価額を訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損にそれぞれ加算するものとする。

2 保有するその他有価証券は、計算期間の末日において、この規則の定める方法により評価した額から当該有価証券の帳簿価額を控除した額を、投資信託計算書類規則第20条第5項又は投資法人計算書類規則第39条第6項の規定する評価・換算差額金等として計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の耐用年数の算定)

第14条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の耐用年数は、次に掲げる事項を勘案し、適正に定めるものとする。

- (1) 取得の現況(取得時までの経過年数等)
- (2) 修繕の実施状況又は実施予定等
- (3) 当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の構造
- (4) 法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第56条並びに減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年省令第15号)による耐用年数

(その他資産の運用方法)

第15条 インフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産を保有する場合の当該資産の運用方法等は、投資信託等の運用に関する規則及び不動産投信等規則の定めるところによるものとする。

(投資信託受益証券等の制限)

第16条 インフラ投信等において第3条第6項第5号に規定する投資信託受益証券以外の受益証券若しくは第3条第6項第6号に規定する投資証券以外の投資証券を組入れる場合は、次に掲げる要件を満たした場合に限るものとする。

- (1) 一のインフラ投信等で保有する有価証券(第3条第5項及び第6項に掲げる有価証券を除く。)は、原則として投資信託受益証券及び投資証券を含め合計で、当該インフラ投信等の資産総額の50%未満であること
- (2) 一の運用会社が、一の投資信託又は投資法人に投資する額は、当該運用会社が運用を行っている投資信託財産及び運用を委託されている投資法人の資産の全体で、組入れる投資信託

又は投資法人が発行する投資信託受益証券又は投資証券の発行済総数の 50%未満であること

(3) 投資信託又は投資法人の間で、相互に又は循環して保有している投資信託受益証券又は投資証券でないこと

(4) 次のイ及びロの要件を満たす投資信託受益証券又は投資証券であること

イ 運用会社が、自ら運用を行っている投資信託受益証券又は運用を委託されている投資法人の投資証券ではないこと

ロ 投資信託等の運用に関する規則に定めるファンド・オブ・ファンズを除き、主として他の投資信託受益証券又は投資証券への運用を目的とする投資信託受益証券又は投資法人の投資証券ではないこと

(資金の借入)

第 17 条 インフラ投信等の資金の借入は、信託財産等の運用等の必要から行う場合に限るものとし、当該投資信託財産又は投資法人の資産の健全性に留意して行うものとする。

2 運用会社は、インフラ投信等において資金の借入を行っている場合は当該計算期間に係る運用報告書等において、当該借入毎に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 借入の理由

(2) 借入日

(3) 借入の金額

(4) 借入先

(5) 保有する資産を担保に供した場合は、担保に供した資産の名称及び評価額

(6) 借入に係る利率

(7) 返済方法

(8) 返済期限

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益の計上時期)

第 18 条 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買による売買損益は、受渡日に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる礼金等の計上時期)

第 19 条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生ずる礼金又は権利金（以下「礼金等」という。）は、その性質に応じて対応する期間にわたって収益計上する、又は当該礼金等を賃借人等に返還しないことが確定した時に、返還しないことが確定した金額を収益に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の賃貸契約により生じる敷金等)

第20条 インフラ投信等の信託財産又は資産において一時的に預かった敷金等については、当該金額を資産の部に計上し、当該金額に相当する額を返済債務として負債の部に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等の修繕費用)

第21条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に修繕（資本的支出を除く。以下同じ。）が発生した場合には、当該修繕に係る費用を原則として発生した期間に計上するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出)

第22条 計算期間中に保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出を行った場合は、当該資本的支出に要した費用に相当する金額を、当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の前計算期間の末日の帳簿価額に加算するものとする。

(保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る資本的支出の開示)

第23条 保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等について細則で定める資本的支出（修繕積立金等の損金計上が可能な資本的支出を除く。）に係る実施計画が確定した場合には、当該資本的支出の施工前に投資者に交付される運用報告書等及び目論見書において次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 資本的支出を行うインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の名称及び所在地
- (2) 資本的支出を行う目的
- (3) 予定期間
- (4) 予想金額
- (5) 資本的支出後の当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の帳簿価額の予想増加額

2 天変地異等により保有するインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、本項における約款等に定める公告に替えて、電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第56条第1項に定める電磁的方法をいう。）で開示を行うことができるものとする。

3 第1項の規定は、資本的支出に係る実施計画が完了した場合について準用する。この場合において、第1項本文中「実施計画が確定した場合」とあるのは「実施計画が完了した場合」と、「施工前」とあるのは「施工後」と、同項第1号中「資本的支出を行うインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等」とあるのは「資本的支出を行ったインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産及び不動産等」と、第2号中「資本的支出を行う目的」とあるのは「資本的支出を行った目的」と、第3号中「予定期間」とあるのは「期間」と、第4号中「予想金額」とあるのは「金額」と、第5号中「予想増加額」とあるのは「増加額」と、それぞれ読み替えるものとする。

*細則第3条

(投資対象国、地域に係る制限)

第24条 運用会社が、受託インフラ投信等の運用のために所在地が国外であるインフラ資産等又はインフラ資産等の所在地が国外であるインフラ資産等を主たる投資対象とするインフラ関連資産（以下「海外インフラ関連資産等」という。）の取得の指図をする場合には、当該資産の所在する現地国・地域は次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 海外インフラ関連資産等の使用、収益、処分に係る権利を適正に確保するための法制等が整備されていること。
- (2) 海外インフラ関連資産等に係る権利の内容について第三者に対抗することができるための登記制度等の制度が整備されていること。
- (3) 海外インフラ関連資産等に係る取引契約を適正に締結・履行するための法制等が整備されていること。
- (4) 取引に使用する通貨について、為替相場が適正に公表され、必要に応じて遅滞なく邦貨に転換できること。
- (5) 資金決済、送金等が適正に行える環境が備わっていること。
- (6) 裁判等の紛争処理制度が整備されていること。

(海外インフラ関連資産等の取得に係る遵守事項)

第24条の2 運用会社は、受託インフラ投信等による海外インフラ関連資産等の取得の指図を行う場合には、受益者及び投資主の保護を図るため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 国内の資産を取得する場合と同程度の調査を行うこと。
- (2) 鑑定評価書等の基礎的資料について、国内の資産を取得した場合と同程度の情報の内容、精度であるものを取得すること。
- (3) 現地国・地域の実情に応じて現地代理人の選任をする等、適切に管理や賃貸等の回収を行うための必要な措置を講じること。
- (4) 現地国・地域や物件の情報を適切に入手するための必要な措置を講じること。

(海外インフラ関連資産等に投資する投資法人の運用会社に係る社内体制整備)

第24条の3 運用会社は、受託インフラ投信等による海外インフラ関連資産等の取得の指図を行う場合には、次の各号に掲げる事項を適切に遂行できる社内体制を整備しなければならない。

- (1) 海外インフラ関連資産等や現地国・地域に係る情報の開示。
- (2) 現地国・地域の資産管理会社等との業務連絡の記録等の国内における保管。
- (3) 現地国・地域から情報の取得及び当該情報に対する適時適切な対応。
- (4) 災害等の発生に係る適時開示。

第2章 投資信託

第1節 通則

(インフラ投資信託の最低純資産額)

第25条 インフラ投資信託が常時保持する最低限度の純資産総額（以下「最低純資産総額」という。）は、原則として1億円とする。ただし、私募のインフラ投資信託はこの限りでない。

2 インフラ投資信託において、当該純資産額が前項に規定する最低純資産額を下回ることとなった場合には、当該純資産額が最低純資産額を上回るまでの間、新たな資金の借入れの指図及び収益の分配を行わないものとする。

第2節 クローズド・エンド型の投資信託

(クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第26条 クローズド・エンド型の投資信託の基準価額は、資産総額に有価証券等の法令において時価で評価すべきものとされている資産の評価損益を加減した額から保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る減価償却費及び負債を控除した額を、受益権総口数で除した商とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の収益分配原資)

第27条 クローズド・エンド型の投資信託は、当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入（賃借人等に返還しないことが確定した礼金等又は敷金等を含む。以下同じ。）、インフラ関連資産売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用（当該計算期間に係る支払利息を含む。以下同じ。）及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額（以下「投資信託利益額」という。）を全額分配することができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)

第28条 クローズド・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却額の100分の60に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から収受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

2 私募のクローズド・エンド型の投資信託については、投資信託利益額が、税務上計算される所

得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、投資信託利益額と合わせた投資元本の払戻しを行うことができるものとする。

(毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての対応)

第28条の2 前条第1項に規定する投資元本の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 約款の配分方針において、毎期継続的に投資元本の払戻しを行うこと及びその考え方を記載すること。
- (2) 毎期継続的な投資元本の払戻しの実施の方針として、収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。
- (3) 毎期継続的な投資元本の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート(再生可能エネルギー発電設備については、再生可能エネルギー発電設備に関する第三者評価レポート等に代えることができる。以下同じ。)等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。

なお、投資元本の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。

- (4) 毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。
- (5) 毎期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、第8条第2項第6号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方について、合理的なデータ等(過去の決算データ、エンジニアリングレポート等)に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び運用報告書の該当箇所に注記等を行うこと。

*細則第4条

(毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻し)

第28条の3 前条に定める毎期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、前条第2号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示するとともに、当該投資元本の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、運用報告書の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の賃貸収入の計上方法)

第29条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等から生じる賃貸収入は、当該計算期間に対応する金額を収益に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の公租公課の計上方法)

第30条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に恒常的に発生する固定資産税等の公租公課は、当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

2 インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の取得又は売却により一時的に発生する不動産取得税等の公租公課は、当該公租公課の支払いが確定した日に費用に計上するものとする。ただし、インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の取得時における未経過固定資産税、不動産取得税及び登録免許税については、取得価額に計上することができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の信託報酬の計上方法)

第31条 信託報酬は、計算期間毎に当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(クローズド・エンド型の投資信託の保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料)

第32条 保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料は、当該管理委託契約の内容により当該計算期間に対応する金額を費用に計上するものとする。

(上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第33条 上場のクローズド・エンド型の投資信託は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日における基準価額を計算し、公表するものとする。

(非上場クローズド・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第34条 非上場のクローズド・エンド型の投資信託（私募のものを除く。）は、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに各月末に基準価額を計算し、公表するものとする。

第3節 オープン・エンド型の投資信託

(オープン・エンド型の投資信託の運用に当たっての留意事項)

第35条 オープン・エンド型の投資信託におけるインフラ資産等及びインフラ関連資産の運用に当たっては、運用する資産の流動性に留意するものとし、その旨を約款に規定するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定方法)

第36条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、総資産額に保有資産の評価損益（保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等については、第5条の規定に基づき算定した当該インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の価額から、当該計算日の属する計算期間の期初から当該計算日までに係る減価償却額を帳簿価額から控除した額を控除した額とする。以下同じ。）を加減した額から負債を控除した額を受益権総口数で除した商とする。

(オープン・エンド型の投資信託の収益分配原資及び投資元本の払戻し)

第 37 条 オープン・エンド型の投資信託の収益の分配可能額は、次の各号に掲げる計算方法に基づき算出された額のいずれか多い額の範囲内の額とする。

- (1) 当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入、インフラ関連資産の売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等、計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等については、第 5 条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び当期の減価償却額並びに繰越欠損金の合計額を控除した額の全額
- (2) 当該計算期間中に生じた保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等の売買損益、賃貸収入、保有インフラ関連資産の売買損益、有価証券売買損益、保有インフラ資産等、保有インフラ関連資産及び保有有価証券の利子配当等並びに繰越利益の合計額から、公租公課等の当該計算期間に係る費用及び減価償却額並びに繰越欠損額の合計額を控除した額

2 私募のオープン・エンド型の投資信託については、前項に規定する収益の分配可能額が、税務上計算される所得の額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該税法上計算された所得の額まで、収益の分配可能額と合わせた投資元本の払戻しができるものとする。

(適格機関投資家私募のオープン・エンド型の投資信託の投資元本の払戻し)

第 37 条の 2 適格機関投資家私募（投信法第 2 条第 9 項に規定する適格機関投資家私募をいう。以下同じ。）のオープン・エンド型の投資信託は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、投資元本の払戻しとして分配できるものとする。

2 前項の規定に基づき投資元本の払戻しを行う場合は、運用報告書に当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである旨を明示し、投資者が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の準用)

第 38 条 第 29 条の規定はオープン・エンド型の投資信託における賃貸収入の計上について、第 30 条の規定は公租公課の計上について、第 31 条の規定は信託報酬の計上について、第 32 条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

(オープン・エンド型の投資信託の基準価額の算定頻度)

第 39 条 オープン・エンド型の投資信託の基準価額は、原則として、各計算期間の末日及び中間計算期間の末日並びに約款に定める投資者及び受益者が投資信託財産に対して追加信託設定又は一部解約の申込みを直接行うことが可能となっている日及び当該日の前 5 営業日に基準価額を計

算し、公表するものとする。

(オープン・エンド型の投資信託の設定又は解約の価額)

第40条 計算期間中又は計算期間の末日において、投資者及び受益者からの請求に基づき直接投資信託財産の追加設定又は一部解約を行う場合は、投資者及び受益者の請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

第3章 投資法人

第1節 クローズド・エンド型の投資法人

(クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法)

第41条 第26条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのを「発行済投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の収益分配原資)

第42条 クローズド・エンド型の投資法人は、利益額（投信法第136条第1項に規定する利益をいう。以下同じ。）の全額を分配することができるものとする。

2 クローズド・エンド型の投資法人は、前項の規定に関わらず、税会不一致（投資法人計算書類規則第2条第2項第29号に規定するものをいう。以下同じ。）が生じた場合には、次のいずれかの措置を取ることができるものとする。

- (1) 前項の利益額のうち当期末処分利益に充当して、一時差異等調整引当額（投資法人計算書類規則第2条第2項第30号に規定するものをいう。以下同じ。）の増加額に相当する額の分配を行うこと。
- (2) 前項の利益額のうち当期末処分利益から減算して、一時差異等調整積立金（投資法人計算書類規則第2条第2項第31号に規定するものをいう。以下同じ。）に相当する額を任意積立金として積立てること。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)

第42条の2 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したクローズド・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。

(1) 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は4桁まで、未満切捨てとする。

(2) 分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配

当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したものの。整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。なお、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

(3) 分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)

第42条の3 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて csv ファイルに変換し、販売会社に伝達すること。この場合、分配金の支払開始日は決算日から15営業日が経過した日以降の日とすること。

2 前項の規定に従い、販売会社に伝達した csv ファイルについては、計算書類の役員会承認日に投資法人のホームページに掲載すること。

(クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額（譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。）を控除した額の100分の60に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から収受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の一時差異等調整積立金の取崩し及び一時差異等調整引当額の戻入れの取り扱い)

第43条の2 クローズド・エンド型の投資法人において、一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金を計上した場合には、翌期以後、利益額のうち当期末処分利益に、一時差異等調整積立金の取崩額（投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理又は一時差異等調整引当額の計上に代えて一時差異等調整積立金を取崩す場合の当該取崩しにより発生した額をいう。以下同じ。）を加算し、一時差異等調整引当額の戻入額（投資法人計算書類規則第62条第13号の規定により貸借対照表に注記した処理により発生した額をいう。以下同じ。）を減算しなければならない。

(税会不一致が発生した場合のその他の注記への記載について)

第43条の3 第42条第2項、前条の規定に従い、投資法人の計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の引当て又は積立て及び戻入れ又は取崩しを記載した場合には、その他の注記として、以下の各号に掲げる事項を当該一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金に関して記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等
- ② 引当額、戻入額
- ③ 戻入れの具体的な方法

(2) 一時差異等調整積立金

- ① 積立て、取崩しの発生事由等
- ② 積立額、取崩額
- ③ 取崩の具体的な方法（負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間（50年以内の期間とする）及び取崩し方法（最低でも每期均等額以上の取崩を要する）についても記載するものとする）

(税会不一致が発生した場合の貸借対照表に関する注記への記載について)

第43条の3の2 第42条第2項、第43条の2の規定に従い、貸借対照表に一時差異等調整引当額又は一時差異等調整積立金の増減及び計上がある場合には、貸借対照表に関する注記として以下の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 一時差異等調整引当額

- ① 引当て、戻入れの発生事由、発生した資産等
- ② 当初発生額
- ③ 当期首残高、当期引当額（増）、当期戻入額（減）、当期末残高
- ④ 戻入れの具体的な方法

(2) 一時差異等調整積立金

- ① 積立て、取崩しの発生事由等
- ② 当初発生額
- ③ 当期首残高、当期積立額（増）、当期取崩額（減）、当期末残高
- ④ 取崩の具体的な方法（負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因するものについては、想定している取崩し期間（50年以内の期間とする）及び取崩し方法（最低でも每期均等額以上の取崩を要する）についても記載するものとする）

(毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての対応)

第43条の4 第43条に規定する税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを毎期継続的に行う場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 規約の分配方針において、毎期継続的に税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うこと及びその考え方を記載すること。
- (2) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の方針として、収益

の分配と出資の払戻しの区分開示その他の細則で定める事項を規定した社内規則等を整備すること。

- (3) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施に当たっての考え方について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、有価証券届出書、有価証券報告書及び目論見書に記載するとともに、ホームページ等において開示を行うこと。

なお、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨がわかりやすいよう、イメージ図を用いるなど平易な表現を行うよう努めることとする。

- (4) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。

- (5) 毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、第8条第2項第6号に定める長期修繕計画に影響を与えないよう配慮するとともに、その考え方を、合理的なデータ等（過去の決算データ、エンジニアリングレポート等）に基づいた客観的な根拠を示したうえで、投資者にわかるように資産管理計画書及び資産運用報告の該当箇所に注記等を行うこと。

*細則第4条の2

(毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し)

第43条の5 前条に定める毎期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、前条第2号に規定する細則に定める事項に十分配慮するものとする。

なお、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しである旨を明示するとともに、当該出資の払戻しの水準の妥当性等について、客観的な根拠や理由を示したうえで、資産運用報告の該当箇所に注記等を行うものとする。

(クローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上方法等に関する準用)

第44条 第29条の規定はクローズド・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第30条の規定は公租公課の計上について、第32条の規定は保有インフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等及び不動産等に係る管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。

2 第31条の規定は、クローズド・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。この場合において、同条中「信託報酬」とあるのは「投資法人が資産の運用を行う運用会社及び一般事務受託者並びに資産保管会社との間で締結した契約に基づき当該者に支払う報酬」と読み替えるものとする。

- 3 第 33 条の規定は上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について、第 34 条の規定は非上場のクローズド・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。
- この場合において、第 33 条及び第 34 条中「クローズド・エンド型の投資信託」とあるのは「クローズド・エンド型の投資法人」と読み替えるものとする。

(投資法人債の発行に係る留意事項)

第 45 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 2 の規定に基づき投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該投資法人債の償還期限、償還方法、利率及び利払方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

(短期投資法人債の発行に係る留意事項)

第 45 条の 2 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 139 条の 12 の規定に基づき短期投資法人債を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該短期投資法人債の発行価額及び償還価額等の発行条件を適切に設定するものとする。

(新投資口予約権の発行に係る留意事項)

第 46 条 クローズド・エンド型の投資法人において投信法第 88 条の 4 の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合は、当該投資法人の資産の状況等にかんがみ、当該新投資口予約権の行使期限、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法等の発行条件を適切に設定するものとする。

第 2 節 オープン・エンド型の投資法人

(オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定方法等に関する準用)

第 47 条 第 35 条の規定は、オープン・エンド型の投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産への運用について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「約款」とあるのは「規約」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 第 36 条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益権総口数」とあるのは「投資口数」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 第 42 条、第 43 条の 2、第 43 条の 3 及び第 43 条の 3 の 2 の規定はオープン・エンド型の投資法人の収益分配及び税会不一致が発生した場合の注記の記載について準用する。この場合において、第 42 条及び第 43 条の 2 中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、第 42 条第 1 項中、「利益額の全額を分配することができるものとする。」とあるのは、「利益額の全額又は利益額と計算期間の末日における保有資産に係る評価損益（不動産、不動産の賃借権及び地上権については、第 5 条の規定に基づき算定した当該資産の評価価額から帳簿価額（当該計算期間に係る減価償却額を控除した額。）を控除した額をいう。）の合

計額のいずれか多い額を分配することができるものとする。」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 4 第 29 条の規定はオープン・エンド型の投資法人の賃貸収入の計上について、第 30 条の規定は公租公課の計上について、第 32 条の規定は管理委託手数料の計上について、それぞれ準用する。
- 5 第 31 条を準用する第 44 条第 2 項の規定は、オープン・エンド型の投資法人が支払う報酬の計上について準用する。
- 6 第 39 条の規定は、オープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度について準用する。この場合において、同条中「オープン・エンド型の投資信託」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と、「受益者」とあるのは「投資主」と、「投資信託財産に対して追加設定又は一部解約の申込」とあるのは「投資法人に対して投資口の追加発行又は払戻の請求の申込み」と、それぞれ読み替えるものとする。

(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の出資の払戻し)

第 47 条の 2 オープン・エンド型の投資法人のうち、適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するものをいう。）のみを相手方として取得勧誘を行い、かつ適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 1 条の 4 に規定する要件に該当する投資口を発行する投資法人（以下「適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人」という。）は、計算期間の末日に計上する減価償却費に相当する金額を限度として、出資の払戻しを行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき出資の払戻しを行う場合は、資産運用報告に当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである旨を明示し、投資主が収益の分配と混同することを避けるよう努めるものとする。

(適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額の算定頻度に関する特例)

第 47 条の 3 適格機関投資家向けオープン・エンド型の投資法人の基準価額の算定頻度は、第 47 条第 6 項の規定にかかわらず、各計算期間の末日のみに計算することができるものとする。この場合、当該基準価額の算定後、速やかに投資主に通知するものとする。

(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の処理)

第 47 条の 4 期中に外国所得税を保有資産の所在国で納税したオープン・エンド型の投資法人は、期末において、以下のデータを算出すること。

(1) 外貨建資産割合

外貨建資産の期末純資産額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額から円建ての資産額を減算した額）を期末信託財産純資産総額（当該計算期間に係る貸借対照表の資産合計に計上された額）で除したものの。上限値は 1 とし、整数値は最大 1 桁、小数点以下は

4桁まで、未満切捨てとする。

(2) 分配金1円当たり外国所得税

期中外国所得税額（期初から期末までの間に、投資法人が国外で納税した額の合計額）を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除したもの。上限値は1とし、整数値は最大1桁、小数点以下は10桁まで、未満切捨てとする。

(3) 分配金1円当たり内国所得税

期末内国所得税額を配当金額（当該計算期間に係る金銭の分配に係る計算書に分配金の額として計上された額）で除した額。整数値は最大1桁、小数点以下10桁までとし、未満切捨てとする。

(オープン・エンド型の投資法人の外国所得税に係る決算時の情報伝達)

第47条の5 前条の定めに従い算出したデータについては、計算書類の役員会承認日に、その他の分配金の支払に関するデータと併せて販売会社に伝達すること。この場合、外貨建資産割合が0の場合には、分配金1円当たり外国所得税についても0とすること。

(オープン・エンド型の投資法人の追加発行及び払戻しの価額)

第48条 投資者及び投資主の請求に基づき投資口の追加発行又は払戻しを行う場合は、投資者及び投資主から請求のあった日の基準価額を用いて行うものとする。

2 第47条の3の規定を適用した適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人については、前項の規定にかかわらず、投資者及び投資主から請求のあった日の直前の計算期間末日の基準価額を用いて行うものとする。

(オープン・エンド型の投資法人の新投資口予約権の発行に係る留意事項に関する準用)

第49条 第46条の規定は、オープン・エンド型の投資法人について準用する。この場合において、同条中「クローズド・エンド型の投資法人」とあるのは「オープン・エンド型の投資法人」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(細 則)

第50条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第51条 インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第52条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 16 日から実施する。

ただし、第 3 条第 4 項に規定するインフラ資産に属する「再生可能エネルギー発電設備」の取扱いについては、租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 第 10 項に係る規定を踏まえ、本規則実施後 3 年を目途として、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この改正は、平成 29 年 5 月 18 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項を改正。

附 則

この改正は、令和 4 年 5 月 19 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項、第 10 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条第 23 条を改正。

第 42 条の 2、第 42 条の 3、第 47 条の 4、第 47 条の 5 を新設。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 20 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 3 項を改正。

附 則

この改正は、令和 6 年 9 月 19 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 43 条を改正。

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則

平成27年 7月16日制定

(目 的)

第1条 この細則は、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(インフラ関連資産等の評価方法)

第2条 規則第6条において準用する不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下、「不動産投信等規則」という。）第6条第2項及び第7条第2項に規定する細則で定める評価方法は、投資信託委託業者が当該資産を組成する資産毎に、それぞれの資産の種類に応じて規則第5条及び第7条、不動産投信等規則第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき評価した価額を合計した額に基づき評価する方法とする。

(資本的支出)

第3条 規則第23条に規定する細則で定める資本的支出は、インフラ投資信託又はインフラ投資法人の保有する個別のインフラ資産等及び不動産等の取得簿価額の100分の1以上に相当する額を支出する資本的支出とする。

(クローズド・エンド型の投資信託の社内規則等)

第4条 規則第28条の2第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と投資元本の払戻しの区分開示
- (2) 投資元本の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 投資元本の払戻しの実施の考え方
- (4) 投資元本の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

(クローズド・エンド型の投資法人の社内規則等)

第4条の2 規則第43条の4第2号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 収益の分配と税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの区分開示
- (2) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施を決定するまでのプロセス
- (3) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しの実施の考え方
- (4) 税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを実施するに際して配慮すべき事項（①長期修繕計画等の中長期的な資金需要等のキャッシュフローに影響を及ぼす事項②その他必要な事項）

附 則

この細則は、平成27年7月16日から実施する。

受益証券等の直接募集等に関する規則

平成 6年 3月17日制定
平成 7年 2月17日改正
平成 9年11月 7日改正
平成 9年12月16日改正
平成10年11月27日改正
平成11年 3月23日改正
平成12年 1月27日改正
平成12年 2月18日改正
平成12年12月15日改正
平成13年 4月16日改正
平成13年12月21日改正
平成14年 3月15日改正
平成14年10月25日改正
平成16年 3月19日改正
平成16年 9月15日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成23年 2月17日改正
平成24年12月20日改正
平成25年 3月14日改正
平成25年 9月18日改正
平成25年12月19日改正
平成29年 6月 8日改正
令和元年 9月12日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 3年 6月10日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集若しくは私募（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する募集若しくは私募をいう。以下同じ。）及びその他の業務、自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券又は投資法人債券の募集若しくは私募の取扱及びその他の業務、又は委託者非指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務（以下「直接募集等」という。）に関し、顧客に対する投資勧誘、顧客管理等の必要な事項を定め、直接募集等を公正かつ円滑に実施するとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(直接募集等の基本方針)

第1条の2 正会員が直接募集等を行う場合は、投資者本位の営業に徹し、誠実かつ公正にその業務を遂行するとともに、この規則の定めるところにより行い、投資者保護に努めるものとする。

第2章 投資勧誘

(法令等の遵守)

第2条 正会員は、直接募集等を行う場合には、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令及び本会の諸規則（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

(勧誘の方針等)

第3条 正会員は、健全な投資慣行の確立と適正な勧誘態度の保持に努め、顧客本位に徹して行うため、社内規則を制定し、これを直接募集等の業務に従事する役員及び使用人（以下「営業役職員」という。）に遵守させるものとする。

(自己責任原則の徹底等)

第4条 正会員は、顧客に受益証券等（第1条に規定する委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託の受益証券、投資証券並びに投資法人債券をいう。以下同じ。）の取得の勧誘を行う場合には、目論見書等を用い、投資者に対し、商品の性格を十分に説明し、その取得は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させるとともに、投資者の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、投資者の意向と実情に適合した募集等を行うものとする。

2 正会員は、自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。

3 正会員は、自ら設定する「レバレッジ投資信託」（投資信託の投資信託財産等の一口当たりの純資産額の変動率を基準指標（特定の指標又は価格をいう。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（2倍以上又はマイナス2倍以下に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう運用される投資信託（取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定するものをいう。）に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）の直接募集等に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

第3章 服務基準

(禁止行為)

第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 受益証券等について価額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為
- (2) 虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をして勧誘する行為
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は実行する行為

- (5) 受益証券等を取得することを条件として当該委託業者等の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為
- (6) 顧客カード等により知り得た顧客の資力を超える過大な数量の受益証券等の取得の勧誘をする行為
- (7) 顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により受益証券等の直接募集等を行うこと
- (8) 顧客と損益をともにすることを約して勧誘し又は実行する行為
- (9) 顧客から受益証券等の取得の申込みを受ける場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該申込みを受ける行為
- (10) 顧客から預託された金銭、保管会社への預託の依頼を受けた受益証券等又は顧客に交付すべき金銭、返還すべき受益証券等及び業務に関する書類を、遅滞なく相手方に引き渡さないこと
- (11) 受益証券等の直接募集等に関して顧客と金銭又は受益証券等の貸借を行うこと
- (12) 職務上知り得た秘密を漏洩する行為
- (13) 受益証券等の乗換え（現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと

第4章 顧客管理

（顧客の登録）

第6条 正会員は、顧客と取引を開始するに当たっては、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を作成し、顧客登録を行うものとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地及び連絡先
- (3) 生年月日（顧客が自然人の場合に限る、次号において同じ。）
- (4) 職業
- (5) 投資目的
- (6) 資産の状況
- (7) 有価証券投資の経験の有無
- (8) 顧客となった動機
- (9) その他顧客管理及び事務処理上必要な事項

2 当該正会員が、金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた投資信託委託会社又は金商法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関（以下「登録金融機関等」という。）である場合には、日本証券業協会が定める協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条に規定する顧客カードをもって前項に規定する顧客カードに代えることができる

ものとする。

3 正会員は、顧客について顧客カード等により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

4 正会員は、顧客カードについて電磁的方法により作成及び保存することができる。

(勧誘開始基準)

第6条の2 正会員は、顧客(個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、自ら設定するレバレッジ投資信託に係る取得の勧誘(当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。

(高齢顧客に対する勧誘による販売)

第6条の3 正会員は、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

(顧客の本人確認等)

第7条 正会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯罪収益移転防止法」という。)及び関係法令の定めるところにより本人確認等を行わなければならない。また、正会員が顧客から受益証券等に係る保管会社(第11条第2項に規定する保管会社をいう。)への保管の依頼を受けた場合も同様とする。

2 正会員は、犯罪収益移転防止法第8条第1項の規定に基づく疑わしい取引の届出を行う責任者を定め、内部監査体制の整備に努めることとする。

(反社会的勢力との取引の遮断)

第8条 正会員は、次の各号に掲げる者(以下「反社会的勢力」という。)との取引は行わないものとする。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)

(3) 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。)を行うおそれがある者又は暴力団若しく

は暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。)

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等（第1号から第6号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (8) その他前各号に準ずる者

2 正会員は、既存顧客が反社会的勢力であることが判明した場合には、可及的速やかに取引関係を解消するよう努めるものとする。

3 正会員は、反社会的勢力との取引の遮断に際し、何らかの暴力的行為その他の不当な行為等に直面したときは、所轄の警察当局等に連絡するものとする。

4 正会員は、前3項に規定する事項を遵守するため、当該事項を盛り込んだ社内規則を整備することとする。

(取引の安全性の確保)

第9条 正会員は、新規顧客、大口取引顧客等からの取得の申込みに際しては、あらかじめ当該顧客から応募代金等の全部又は一部の預託を受ける等安全性の確保に努めるものとする。

(顧客管理体制の整備)

第10条 正会員は、顧客管理の適正化を図るため、顧客調査、取引開始基準及び顧客管理等に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。

2 正会員は、顧客管理に関する体制を整備し、顧客の直接募集等の状況及び営業役職員の営業活動の状況についての確かな把握に努めるものとする。

(投資信託の損益の通知)

第10条の2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。）について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益（細則において「トータルリターン」という。）

を、直接又は金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）を通じて通知しなければならない。

* 細則第2条

第5章 受益証券の保管の預託及び分別管理並びに金銭の分別保管等

（受益証券の保管の預託及び分別管理）

第11条 投資信託委託会社等会員（投信法第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下本条及び第12条、第13条、第13条の2において同じ。）は、顧客より保管会社への受益証券の保管の依頼を受けた場合は、当該保管会社へこれを行うことができるものとする。

2 前項に規定する保管会社は、細則で定める保管会社とする。

* 細則第3条

3 投資信託委託会社等会員は、口座管理機関として振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託受益権について、口座管理機関に関する命令（平成14年内閣・法務・財務令第2号）第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第1項及び第2項に規定する方法に準じた方法により、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

4 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する投資信託受益権の分別管理の状況について、口座管理機関に関する命令第2条第1号に基づき、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上定期的に、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による監査を受けなければならない。

5 前項に規定する監査は、細則に定める事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令等遵守に関する経営者報告書（以下「経営者報告書」という。）を作成し、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第56号」『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』に定められている公認会計士等による分別管理の法令等遵守に関する保証業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査」という。）とする。

* 細則第3条の2

6 投資信託委託会社等会員は、前項に定める経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。

7 投資信託委託会社等会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならない。

8 投資信託委託会社等会員は、公認会計士等による分別管理監査を受け、分別管理監査の結果に係る報告書（公認会計士等から提出される「分別管理の法令等遵守に関する保証報告書」をいう。以下「分別管理監査報告書」という。）を受領したときには、細則に定める様式により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で本会に速やかに届け出なければならない。

ただし、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている投資信託委託会社等会員が直接募集に係る顧客からの出資金の預託を第一種金融商品取引業の業務（有価証券等管理業務）として分別管理を行い、かつ、日本証券業協会に分別管理監査報告書を提出している場合に限り、本会への届出は不要とする。

* 細則第3条の2

（金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止）

第11条の2 投資法人資産運用会社会員（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社である正会員をいう。）は、その行う投資運用業に関して、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け入れてはならないものとする。

（金銭の分別管理）

第12条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭（金融商品仲介業者の顧客が当該会員に預託した金銭を含む。以下同じ。）について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。

2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する預託を受けた金銭の分別管理の状況について、金商法第43条の2第3項の規定に準じた方法により、毎年一回以上、定期的に公認会計士等による分別管理監査を受けなければならない。

* 顧客分別金信託に関する細則

3 第11条第5項から第8項は、本条において準用する。

第6章 書面の電磁的方法による提供等の取扱い

（書面の電磁的方法による提供等の取扱い）

第12条の2 正会員は、顧客に交付すべき書面若しくは顧客から取得する書面に代えて当該書面に記載すべき事項を金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号）第56条、第57条及び第57条の3又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第11条から第12条に定めるところにより電磁的方法により交付若しくは取得することができるものとする。

第7章 雑則

（店舗借りによる直接募集等）

第13条 投資信託委託会社等会員は、金融機関及び保険会社（以下「金融機関等」という。）の店

舗を借りて直接募集等を行う場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 投資信託の直接募集等のための他と区別された専用のスペースを設けること
- (2) 当面、1名は常駐とすること
- (3) 書面により次に掲げる事項を開示すること
 - イ 預金保険又は契約者保護基金の対象ではないこと
 - ロ 金融機関の預金と異なり元本保証ではないこと、又は保険契約における保険金額と異なり受取金額等の保証はないこと
 - ハ 投資した資産の減少を含むリスクを投資信託の購入者が負うものであること
- (4) 金融機関等の店舗内での投資信託の広告（ポスター、パンフレット等をいう。）の掲示又は配布を行う場合は、当該広告に金商法第37条に規定する事項の表示の他、前号に掲げる事項を記載すること
- (5) 店舗を借りた金融機関等に事務処理を委託する場合には、必要最小限にとどめるものとする

（追加型投資信託の収益分配金による再投資）

第13条の2 投資信託委託会社等会員は、追加型投資信託の収益分配金の再投資（以下「再投資」という。）について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 再投資を行うに当たっては、収益分配金の範囲内で行うものとし、再投資の際に生じる販売単位未満の不足分の立替は行わないこと
- (2) 決算日の翌営業日に行われる再投資に係る追加設定は、決算日翌日の信託財産として運用が可能となるよう速やかに事務処理を行うこと

（営業役職員の届出等）

第14条 正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で事前に本会に届け出なければならない。

ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則（以下「日証協外務員規則」という。）第4条に掲げる外務員資格の要件を有する場合には、当該役職員の名簿（氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。）等の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。

2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合又は氏名に変更があった場合には、細則に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第4条に掲げる外務員資格を取り消された場合には、当該事実を通知した書面の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとする。

- 3 正会員は、次に掲げる者を直接募集等の業務に従事させてはならない。
- イ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
 - ロ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者
 - ハ 外務員の登録等に関する規則第7条の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者

* 細則第4条

(細 則)

第15条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第16条 受益証券等の直接募集等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第17条 理事会は、この規則に関する細則及び受益証券等の直接募集等に関する各種ガイドラインの改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

- 2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成6年3月17日から実施する。

附 則

第5条の改正規定は、平成7年2月17日から実施する。

附 則

第18条及び第22条の改正規定は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

第11条第1項の改正規定は、平成9年12月16日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成10年12月1日から実施する。
2. 平成10年11月30日以前に保護預りした受益証券については、平成11年11月30日の間までは従前の規則を適用する。

3. 第4条中「目論見書等」については平成10年11月30日以前の認可を受けた証券投資信託を募集する場合は、平成10年12月1日より平成12年11月30日の間はこれを「受益証券説明書」と読み替えるものとする。

附 則

第11条第2項の改正規定は、平成11年3月23日から実施する。

附 則

第7条第3項の改正規定は、平成12年2月1日から実施する。

附 則

第5章表題と第11条の2、第14条の2の改正規定は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

第1条、第2条及び第11条の2の改正規定は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

第17条の新設規定は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年2月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

ただし書き 削除

附 則

この改正は、平成14年10月25日から実施する。

ただし、第6条及び第7条の改正規定は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の施行の日（平成15年1月6日）から実施する。

附 則

1. この改正は、平成16年4月1日から実施する。

2. 削除

附 則

1. この改正は、平成16年10月1日から実施する。

ただし、この改正規則の実施の際、現に直接募集・解約等の業務を行っている委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等については、平成16年11月1日から適用する。

2. この改正規則の実施の際、現に直接募集・解約等の業務を行っている委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等については、改正規則の適用日現在において直接募集・解約等の業務に従事している者を、遅滞なく届け出るものとする。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から実施する。
2. 平成14年4月1日付改正に伴う附則ただし書き及び平成16年4月1日付改正に伴う附則2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。ただし、第7条の改正規定は、平成20年3月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。

附 則

この改正は、平成25年12月19日から実施する。ただし、実施の日から起算して3か月を経過する日までの間は、第6条の3中「社内規則を定め」とあるのは、「社内規則を定めるなど態勢の整備に努めるとともに」と読み替えるものとする。

附 則

1 この改正は、平成29年6月8日から実施する。

ただし、第11条及び第12条の改正については、平成30年3月31日から実施する。

2 この改正の施行の日前に改正前の規則第12条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間を基準日として実施する監査については、なお従前の例によることができるものとする。なお、その場合の第11条第8項に規定する本会への届出については従前の監査報告書等を提出することができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第5条、第7条第1項、第8条第1項～第3項を改正。

第11条第1項を削除し、第2項から第3項を繰り上げ。

第11条第3項から第8項、第11条の2を新設。

第12条見出し、同条第2項を改正。同条第3項を新設。

第13条の2、第14条第1項、同第2項を改正。

附 則

この改正は、令和元年9月12日から実施する。

*第7条における条ずれの修正

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第11条第8項、第14条第1項及び第2項

附 則

この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第5条、第10条の2、第12条第1項、第14条第1項～第3項

受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則

平成 6年 3月17日制定
平成 9年11月 7日改正
平成10年11月27日改正
平成11年 4月16日改正
平成12年 6月19日改正
平成12年 9月22日改正
平成12年12月15日改正
平成14年 3月15日改正
平成14年 6月21日改正
平成14年10月25日改正
平成16年 3月19日改正
平成16年 9月15日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成23年 2月17日改正
平成25年 9月18日改正
平成29年 6月 8日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 4年 4月14日改正

(目 的)

第1条 この細則は、「受益証券等の直接募集等に関する規則」（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(トータルリターンの通知)

第2条 規則第10条の2に規定するトータルリターンの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 対象とする投資信託の範囲

- ① トータルリターンの通知は、正会員が振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（規則第10条の2に規定する投資信託をいう。以下同じ。）のうち、募集（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）が行われたものを対象とする。
- ② 上記①にかかわらず、次に掲げる投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができる。
 - イ 顧客の買付時において取引所金融商品市場において取引が行われていた投資信託
 - ロ 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託
 - ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託
 - ニ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第13条第2号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）
 - ホ アンブレラ型投資信託（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つ

のファンドとして運営される投資信託をいう。)のうち、次のすべてを満たすものをいう。

- a 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること
- b サブファンド（a以外のサブファンドを含む。cにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること
- c 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと

へ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託及びミリオン型投資信託

ト 確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託

チ 当該正会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託

ただし、正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記③のとおり取り扱う。

リ 自社の口座間において移管された投資信託

ヌ 顧客が継続して10年以上を超えて保有している投資信託

- ③ 正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。

この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。

(2) 対象とする顧客の範囲

個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。

なお、特定投資家や法人顧客を対象に加えることもできる。

(3) トータルリターンの計算方法

- ① トータルリターンは、次の計算式により算出された金額とする。

（「イ 評価金額」＋「ロ 累計受取分配金額」＋「ハ 累計売付金額」）－「ニ 累計買付金額」

- ② 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、次のとおりとする。

イ 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額とする。

評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕

（注）基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。

ロ 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡

金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕

分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕
－〔当期の分配金額に係る税額〕

（注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。

（注2）分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。

ハ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。

累計売付金額＝〔売却金額の累計〕

売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕
－〔換金手数料に係る消費税額〕

ニ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。

累計買付金額＝〔買付金額の累計〕

買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕
＋〔販売手数料に係る消費税額〕

（注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。

③ 外貨建の投資信託については、当該投資信託の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

（4）通知の方法

① トータルリターンの通知は、次のいずれかの方法により行う。

イ 書面の交付

ロ ファクシミリ装置を用いた送信

ハ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信

ニ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信

② 上記①ロからニに定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。

③ 上記①にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記①イからニに定める方法のいずれでも差し支えない。

④ 上記①ニに定める方法により又は③に基づき顧客の照会によりトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができるようにな

るまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記（6）「通知の内容」②に規定する通知において同じ。）

（5）通知の頻度及び計算基準日

- ① 上記（4）①に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各正会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。
- ② 上記（4）③に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。

（6）通知の内容

- ① トータルリターンの通知には、次の事項を含めるものとする。
 - イ 投資信託の名称
 - ロ 計算基準日
 - ハ 評価金額
 - ニ 累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。）
 - ホ 累計買付金額
 - ヘ トータルリターンの額
 - ト トータルリターンの計算式
 - チ 書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨
 - リ その他、正会員が必要と認める事項
- ② 上記①にかかわらず、上記（4）③に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記①ト及びチを書面により事前に通知している場合には、上記①イ、ロ、ヘ及び正会員が必要と認める事項について回答することができる。
- ③ トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

（保管会社）

第3条 規則第11条第2項に規定する保管会社は、所得税法施行令第51条の3第1項第1号に規定する金融機関の営業所等その他財産的基礎及び有価証券の保管・管理業務の実績等を勘案して、委託業者が投資者保護上問題がないと認めた会社とする。

（経営者報告書の記載事項）

第3条の2 規則第11条第5項に規定する経営者報告書の記載事項は以下の通りとする。

- （1）分別管理の法令等を遵守する責任を有している旨
- （2）分別管理の法令等遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨
- （3）監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、また、口座管理機

- 関である場合には顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨
- (4) 法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨
 - (5) 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨
 - (6) 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容

2 経営者報告書の参考様式は、別紙様式1とする。

3 規則第11条第8項に規定する細則で定める様式は、別紙様式2とする。

(営業役職員の届出書)

第4条 規則第14条第1項に規定する細則で定める様式は、別表1とする。

2 規則第14条第2項に規定する細則で定める様式は、別表2とする。

附 則

この基準は、平成6年3月17日から実施する。

附 則

第4条、第5条及び第6条の改正規則は、平成9年12月1日から実施する。

附 則

第3条、第4条、第5条及び第6条の改正規則は、平成10年12月1日から実施する。

ただし、平成10年11月30日以前に保護預りした受益証券については、平成11年11月30日の間までは従前の基準を適用する。

附 則

第3条の改正規則は、平成11年4月16日から実施する。

附 則

別表1の改正規則は、平成12年6月19日から実施する。

附 則

別表1の改正規則は、平成12年9月22日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

ただし書き 削除

附 則

この改正は、平成14年10月25日から実施する。

ただし書き 削除

附 則

1 この改正は、平成16年4月1日から実施する。

2 削除

附 則

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

1 この改正は、平成19年9月30日から実施する。

2 平成14年4月1日付改正に伴う附則ただし書き、平成14年10月25日付改正に伴う附則ただし書き、平成16年4月1日付改正に伴う附則2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。

附 則

この改正は、平成29年6月8日から実施する。

ただし、第3条及び第3条の2の改正については、平成30年3月31日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。第3条の2を新設。別紙様式1及び2を新設。別表1及び2を改正。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第3条の2第3項に規定する別紙様式2
- ・第4条第1項及び第2項に規定する別表1及び別表2

附 則

この改正は、令和4年4月14日から実施する。

*改正箇所は、次のとおりである。

別紙様式1 経営者報告書

別紙様式 1

【参考様式 1】

(法定監査の場合)

分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書

令和（又は西暦）×年×月×日

〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇（注 1）（注 2）

私たちは、〇〇株式会社（以下「当社」という。）の経営者（注 1）として、口座管理機関に関する命令第 2 条第 1 号に基づき金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第 136 条、第 138 条、第 139 条、第 141 条（ただし、第 1 項第 3 号、同第 10 号から第 13 号及び第 5 項から第 7 項を除くものとする。）及び第 141 条の 3
- ・平成 19 年 8 月金融庁告示第 57 号及び第 58 号
- ・受益証券等の直接募集等に関する規則第 11 条及び第 12 条
- ・受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

私たちは、法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和（又は西暦）×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。（注 3）

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。（注 4）

以 上

（注 1）経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあつては金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ハに規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。）をいう。

（注 2）署名（電子署名を含む）又は記名押印するものとする。電子署名を行う場合には、経営者報告書にその氏名を表示する必要がある。また、電子署名の規格について、監査人と

の間であらかじめ合意しておくよう留意するものとする。

(注3) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注4) 法令等非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令等非遵守の内容を詳細に記載する。 ×××

(協会規則等に基づく監査の場合)

分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書

令和（又は西暦）×年×月×日

〇〇株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇（注1）（注2）

私たちは、〇〇株式会社（以下「当社」という。）の経営者（注1）として、金融商品取引法第40条第2号に定める金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第10号に基づき金融商品取引法第43条の2第2項に準じて、以下に掲げる関連法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第2項
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第138条、第139条、第141条（ただし、第1項第3号、同第10号から第13号及び第5項から第7項を除くものとする。）及び第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第57号及び第58号
- ・受益証券等の直接募集等に関する規則第12条
- ・受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

私たちは、法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、令和（又は西暦）×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、分別管理する責任を有している。

私たちは、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。（注2）

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。（注3）

以 上

（注1）経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあつては金融商品取引法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者（同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。）をいう。

（注2）署名（電子署名を含む）又は記名押印するものとする。電子署名を行う場合には、経営者報告書にその氏名を表示する必要がある。また、電子署名の規格について、監査人との間であらかじめ合意しておくよう留意するものとする。

(注3) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。……………

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注4) 法令等非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令等非遵守の内容を詳細に記載する。×××

【参考様式2】

基準日現在の分別管理の法令等遵守には影響を与えないが、基準日後、経営者報告書提出日までに、分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える後発事象が発生した場合

(省略)

この手続の実施の結果、私たちは、令和（又は西暦）×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

〇〇株式会社は、令和（又は西暦）×年×月×日付で〇〇株式会社を存続会社とし□□株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

別紙様式2

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

分別管理監査に関する報告書の提出

年 月 日付で、当社の分別管理監査に関する報告書を受領しましたので、受益証券等の直接募集等に関する規則第11条第8項の規定に基づき、提出いたします。

(添付書類：分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写し)

別表1 営業役職員届出書（第4条第1項関係）

申請日 年 月 日

営業役職員届出書

商号又は名称

電話（ ）

氏名	フリガナ	生年月日	従事する日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

※ 業務上で旧姓又は通称名を使用する場合には、その旨を注記する。

別表2 営業役職員変更届出書（第4条第2項関係）

申請日 年 月 日

営業役職員変更届出書

商号又は名称

電話（ ）

氏名	フリガナ	従事しなくなった日 (又は変更年月日)	備考
		年 月 日	
		年 月 日	

※ 既に届出済みの者について氏名の変更があった場合には、備考欄に旧届出内容（氏名）を記載する。

なお、氏名の変更後も業務上で旧氏名を使用する場合にはその旨も併せて記載する。

受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則

平成12年12月15日制定
平成16年 3月19日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年11月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成23年 2月17日改正
平成29年 6月 8日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下同じ。）が行う受益証券の直接募集等に関する規則（以下「規則」という。）第12条に規定する直接募集等（規則第1条に規定する直接募集等をいう。以下同じ。）の業務に関し、顧客に返還すべき金銭の分別管理について、必要な事項を定める。

(分別管理)

第2条 投資信託委託会社等会員は、直接募集等の業務を行わなくなった場合に、顧客に返還すべき額に相当する金銭を、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

2 投資信託委託会社等会員は、顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「受託会社」という。）に信託しなければならない。

(顧客に返還すべき金額)

第3条 前条に規定する顧客に返還すべき額は、金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「内閣府令」という。）第138条に基づき算定した額（以下「個別顧客分別金額」という。以下同じ。）とする。

2 前項の規定による個別顧客分別金額の算定に当たっては、当該投資信託委託会社等会員において当該顧客の買付代金に係る立替金がある場合には、当該立替金に相当する額を控除することができる。

(顧客分別金信託の要件等)

第4条 投資信託委託会社等会員は、第2条第2項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、内閣府令第141条に定める要件に準じた要件を満たさなければならない。

2 内閣府令第141条第1項第3号の規定に準じて選任する受益者代理人は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 投資信託委託会社等会員において、代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者
- (2) 弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者

3 投資信託委託会社等会員が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、当該投資信託会社等会員は、受益者代理人を前項第2号に掲げる者とするものとする。

(直接募集等の業務を行わなくなった場合等の通知)

第5条 投資信託委託会社等会員は、直接募集等の業務を行わなくなることを決定した場合又は金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、直ちにその旨を受益者代理人（金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合の受益者代理人は、第4条第3項に規定する受益者代理人とする。以下この条において同じ。）に通知しなければならない。

2 受益者代理人は、投資信託委託会社等会員より前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を受託会社に通知しなければならない。

(金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合の運用の指図の禁止)

第6条 投資信託委託会社等会員が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人（第4条第3項に規定する受益者代理人をいう。）が特に認める場合を除き、当該投資信託委託会社等会員は、受託者に対し運用の指図を行わないものとする。

(顧客分別金信託に係る帳簿書類等)

第7条 投資信託委託会社等会員は、差替計算基準日（内閣府令第141条第1項第7号に規定する差替計算基準日をいう。）における顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）、顧客分別金信託額（同号に規定する信託財産の元本の評価額をいう。以下同じ。）及び追加信託必要額（同号に規定する顧客分別金信託額が顧客分別金必要額に満たない場合の不足額に相当する額をいう。以下同じ。）の状況について、受益者代理人に通知するものとする。

2 投資信託委託会社等会員は、顧客分別金必要額、顧客分別金信託額及び追加信託必要額を記載した帳簿を算定日毎に作成するものとする。

3 前項に規定する帳簿書類は、作成した日から10年間保存するものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成12年12月15日から実施する。
- 2 平成12年2月18日制定の理事会決議「証券投資信託委託業者が自ら行う受益証券・投資証券の募集に係る直販顧客分別金信託に関する基準」を廃止する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年6月8日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条を改正。第4条第2項を修正。

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則

平成23年 2月17日制定
平成24年12月20日改正
令和 3年 6月10日改正
令和 5年 5月18日改正

(目 的)

第1条 この規則は、金融・資本市場に対する投資者からの信頼を確保するため、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、適正な商品開発・開示資料作成の徹底を図り、自ら設定する投資信託の受益証券の募集若しくは私募の適正化を図り、もって投資者の保護を図ることを目的とする。

(店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の定義)

第2条 この規則において、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第20項に規定するデリバティブ取引若しくは商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引又はこれらと同様の効果を有する方法により償還又は利金の条件を定め組成された債券のうち、次のいずれかに掲げる（当該債券が国債証券であるもの、及び当該債券の発行体又は当該債券が単一の法人の信用状態を参照する仕組みの債券であるときにおける当該法人の信用状態の悪化により次のいずれかに掲げるものに該当する場合を除く。）仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれと同様の効果を有することとなる投資信託をいう。

- イ 償還価格が額面の額を下回る可能性のあるもの（償還価格の変動率を発行時から償還まで特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の変動率にあらかじめ定めた倍率（1倍又はマイナス1倍に限る。）を乗じて得た数値に一致させるよう設計されたものを除く。）又は自動的にデリバティブ取引の権利行使が行われること等により、他の有価証券で償還される条件があるもの
- ロ 発行時に利金が確定しておらず、償還金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
- ハ 発行時に利金が確定しておらず、利金が払込通貨と同じ通貨で支払われないもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）
- ニ 条件により利金が0又は極めてそれに近い水準になるもの（金利の変動率を金利指標の変動率に一致させるよう設計されたものを除く。）

(直接募集等に関する通則)

第3条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定するものをいい、以下「委託会社」という。）及び金融商品仲介業者（定款第4条

第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)は、委託会社が設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。

2 委託会社及び金融商品仲介業者(以下「委託会社等」という)は、委託会社が設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募及びその他の業務に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(勧誘開始基準)

第4条 委託会社等は、顧客(個人に限り、特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号、以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下第5条、第6条において同じ。)を除く。以下本条において同じ。)に対し、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の受益証券の取得の勧誘(当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、委託会社の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。)を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該取得の勧誘を行ってはならない。

(注意喚起文書の交付等)

第5条 委託会社等は、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客(特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。)に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。

2 前項に規定する注意喚起文書には、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

(1) リスクに関する注意喚起

(2) 業務規程第12条第2項及び第13条第2項に基づき本会が委託する苦情・紛争解決業務を行う特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターによる苦情処理及び紛争解決の枠組みの利用が可能である旨及びその連絡先

3 委託会社等は、顧客と投資信託の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による前項各号に掲げる事項の説明を行わなければならない。

4 注意喚起文書を交付した日(この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日

を含む。) から1年以内に当該注意喚起文書に係る投資信託と同種の内容の投資信託の取得に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第1項ただし書きの規定を適用する。

(顧客からの確認書の徴求)

第6条 委託会社等は、顧客と委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取得の勧誘に応じて買付けを行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取得に関する確認書を徴求するものとする。

(1) 第3条第2項の重要な事項の内容

(2) 契約により想定される損失額(中途売却(解約)した場合の売却(解約)額(試算額)を含む。)を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。

(電磁的方法による書面の交付等)

第7条 委託会社等は、第5条に規定する注意喚起文書の交付等に代えて、当該注意喚起文書に記載すべき事項について金商業等府令第56条、第57条に定める電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託会社は、当該注意喚起文書の交付等を行ったものとみなす。

2 委託会社等は、第6条に規定する確認書の徴求に代えて、当該確認書に記載すべき事項について金商業等府令第57条の3に定める電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において、当該委託会社は、当該確認書を徴求したものとみなす。

(対象となる基準指標)

第8条 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、対象となる基準指標は、投資者が新聞、情報端末、委託会社のホームページ、取扱い販売会社からの情報提供等により入手可能なものに限り使用するものとする。

(名称制限)

第9条 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、投資信託の名称(投資信託の愛称を記載する場合には愛称を含む。)には、例えば、「元本確保型」「条件付元本確保型」「リスク低減型」「リスク限定型」等、以下の要件に該当する名称は用いないこととする。

(1) 投資信託の元本及び利回り又は元本と利回りのどちらかが保証されているかの如き誤解を与えるおそれのある名称

(2) 元本欠損のおそれが少ないかの如き誤解を与えるおそれのある名称

(3) 基準価額の変動リスクが低いかの如き誤解を与えるおそれのある名称

(販売会社への商品説明の強化等)

第10条 委託会社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託については、当該投資信託の販売会社への商品説明について、より一層の強化に努めるものとする。

2 委託会社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託については、過去に自己が設定した類似の投資信託に関して販売会社へ寄せられた苦情についての情報を収集し、その情報分析を実施するとともに、その分析結果を踏まえ、新たに設定される商品に関する改善や改良等、投資者の苦情を踏まえた商品組成の強化に努めるものとする。

(店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち、特定のものの開示等の特例)

第11条 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち、細則に定めるものの開示等については、本規則のほか細則の定めによるものとする。

* 細則第2条

(細則)

第12条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第13条 この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第14条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年4月1日から実施する。
2. 委託会社は、この規則の施行日以後に投資信託の取得に係る契約を締結しようとする場合にあって、この規則の施行日前に、当該顧客に対し、施行日後の第5条の例により注意喚起文書を交付しているときには、当該顧客に対し、同条の規定により注意喚起文書を交付したものとみなす。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項及び第2項、第4条、第5条第1項～第3項、第6条、第7条第1項及び第2項

附 則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第5条第1項

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則に関する細則

平成23年 2月17日制定

(目 的)

第1条 この細則は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(特定の投資信託の定義)

第2条 規則第11条に定める店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託のうち細則に定める投資信託は、以下の定義に該当する投資信託（以下「特定の投資信託」という。）とする。

目論見書又は投資信託約款において、デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第15項に規定する商品によるデリバティブ取引をいう。以下同じ。）を活用（直接活用又は仕組債（規則第2条に規定する仕組債をいう。以下同じ。）等により間接活用するものを含む。）し、目標とする投資成果（償還価額、収益分配金等）や信託終了日が、特定の指標又は価格（以下「基準指標」という。）の水準により定められると記載されているものであり、かつノックインオプション又はそれに類する投資上の経済的効果を利用して、信託期間中のある一定期間に基準指標が一定のレベル（一定の範囲を超えて下落又は上昇した場合のレベルをいう。以下「一定のレベル」という。）に達した場合には、一定のレベルに達しない場合と異なり、償還価額が基準指標の値動きを反映するようになる等、投資者にとって元本の毀損及び特殊な収益性をもたらすこととなる商品性格を有するもので、基準指標の値動き（クレジットに関するものを除く。）に対し一定の条件のもとで元本を確保する（又は損失を限定する）機能や仕組みをもつ投資信託をいう。

(表 示)

第3条 特定の投資信託が容易に理解できるよう目論見書及び販売用資料その他当該投資信託の内容を説明する文書（電磁的方法によるものを含む。）（以下「販売用資料等」という。）の表紙あるいは冒頭に、基準指標が一定のレベルに達した場合に元本を大きく毀損するリスクがある等、投資者に明確に注意喚起するために以下の文言を明示する。なお、この場合、文字の大きさは日本工業規格Z8305に規定する12ポイント以上とし、枠で囲みをつけるものとする。

この投資信託は、あらかじめ定めた一定のレベルに【基準指標】（注）が達した場合には、元本を大きく毀損するリスクがありますので、申し込みの際には十分にご検討ください。

(注) 「基準指標」は、当該投資信託の内容に合致するもの（例えば、「日経平均株価指数」等）とする。

(販売用資料等に関する開示の特例)

第4条 特定の投資信託の販売用資料等の記載に当たっては、以下の順序に従って記載するものとする。

- (1) 基準指標が一定のレベルに達した場合の説明として、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達したことで元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となる旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く記載する。
- (2) 解約制限が存在する場合には、一定のレベルに達する前後の基準指標の水準と解約制限の相関関係(例えば、「基準指標が一定のレベルに達する直前又は直後で受益者が当該投資信託を換金しようとしても、換金を申し込むタイミングが換金できないクローズド期間中に該当している場合には換金することができない。」ということが明確にわかるように記載する。)を強調してわかりやすく記載する。
- (3) 仕組債を組入れている場合は、「デリバティブの仕組みが内包されている仕組債」である旨を記載することとし、また、仕組債の「クレジットリスク」「流動性リスク」を適切に記載する。
- (4) 運用方針の説明や分配方針の説明、仕組債又はその他特殊な仕組みに関する情報(発行体等)については、上記(1)から(3)までの記載の後に記載する。

2 前項の(1)から(3)までの記載事項については、日本工業規格Z8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いて説明することとし、合せて強調文字やその他工夫をした上でできるだけ目立つよう記載するものとする。

3 交付目論見書の作成に当たっては、上記(1)から(4)までを「ファンドの目的・特色」として記載することとし、次に「投資リスク」の説明を改めて記載することに留意する。

(運用報告書に関する開示の特例)

第5条 特定の投資信託は、運用報告書作成時点における指標の価額、スタート価額、ロックイン価額等の相対的状況を開示するとともに、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達したことで元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となった旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く表示するものとする。

(適時開示に関する特例)

第6条 特定の投資信託の適時開示については、より一層の徹底を図ることとし、基準指標が一定のレベルに達した投資信託は、一定のレベルに達したことで元本確保等機能がなくなり基準指標の値により償還価額が変動する商品性となった旨、基準指標の値動きに対応して想定される償還価額等の内容を明瞭にわかり易く開示資料として作成した上で、委託会社のホームページに開示するとともに、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付するものとする。

(確定していない情報の開示資料の作成等)

第7条 特定の投資信託の組成に当たって、クーポンレート、分配金その他収益の確定要素等については、これらが確定した後に速やかに開示資料として作成した上で、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付するものとする。

(基準指標の値による情報開示資料の作成等)

第8条 特定の投資信託の組成に当たって、基準指標が一定のレベルに達した場合には、第6条の規定に従い開示資料を作成し、取扱い販売会社に対して当該開示資料を送付する旨を当該投資信託の募集に使用する販売用資料等に記載するものとする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から実施する。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 5月25日改正
平成17年 3月18日改正
平成18年 4月21日改正
平成18年 5月24日改正
平成18年 6月19日改正
平成18年11月17日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 6月20日改正
平成20年 7月18日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成23年 2月17日改正
平成23年 9月15日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年 5月24日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成26年12月18日改正
平成27年 5月21日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 5月18日改正
平成30年 9月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 4年 2月17日改正
令和 4年 5月19日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 6年 2月15日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託に係る運用報告書及び投資法人に係る資産運用報告の表示すべき項目、表示すべき内容及び交付の方法等を定め、投資信託等の運用に関する情報等の開示の適正化を図り、もって投資者の理解を助け、その保護に資することを目的とする。

第2章 投資信託の運用報告書の表示事項等

(運用報告書（全体版）の表紙の表示事項)

第2条 投資信託の運用報告書（第3章及び第6章に規定する投資信託の運用報告書を除く。以下この章において同じ。）（全体版）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書（全体版）」の表示
- (2) 当該投資信託の名称

- (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）
- (4) 当該投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）
- (5) 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の名称及び住所
- (6) 問い合わせ先の名称及び電話番号等
以下の事項を記載するものとする。
 - ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間
 - ② 委託会社のホームページアドレス等

2 前項第4号に規定する当該投資信託の仕組みは、当該投資信託の目論見書に表示された内容を簡潔に表示するものとする。

（運用報告書（全体版）の本文中に表示すべき事項及び表示順）

第3条 投資信託の運用報告書（全体版）の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書（全体版）には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

(1) 設定以来の運用実績

イ 単位型投資信託については、信託開始時から当期末までの基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。以下この号及び次号において同じ。）、主要な運用対象資産の構成比率及び元本残存率の状況を表示するものとする。

ロ 追加型株式投資信託については、当期以前5期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は5作成期間（投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類規則」という。）第59条第1項に規定する作成期間をいう。以下第2章から第4章において同じ。）以上とする。）、追加型公社債投資信託については、当期以前3期以上（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は3作成期間以上とする。）の各計算期間の基準価額、分配金、期中騰落率、ベンチマーク、主要な運用対象資産の構成比率及び純資産総額の状況並びに基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「政令」という。）第12条第2号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託に限る。）を表示するものとする。

(2) 基準価額と市況推移 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間中とする。以下第2章から第4章において同じ。）における基準価額、ベンチマーク、主要な運用対象資産の構成比率の推移を月末単位で表示するものとする。

(3) 運用経過等の説明

イ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。

- ① 当期中の基準価額の推移を図表で表示するものとする。なお、図表による表示に際しては、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）との併記を原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を第1号に規定する設定以来の運用実績の欄に注記その他の方法により表示するものとする。
 - ② 原則として、冒頭において当期中の基準価額の変動（上昇又は下落をいう。以下同じ。）に関し、その主な要因を列挙して簡潔に表示するものとする。
 - ③ ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて簡潔に表示するものとする。
 - ④ 基準価額の変動の理由を、当該投資信託の目論見書における運用方針及び前期の運用報告書に表示された今後の運用方針を考慮し、主要な投資対象資産の構成比率、業種別構成比率及び国別構成比率の推移、又は組入銘柄の変更の時期、変更の程度及び変更理由などを、図表その他の方法を用いてできるだけ具体的に説明するものとする。
 - ⑤ 今後の運用方針について、当該投資信託の目論見書における運用方針を踏まえて、具体的に表示するものとする。
 - ⑥ 分配金については、当該分配金を決定した根拠及び留保された利益金の今後の運用方針を表示するものとする。
- ロ 運用経過等の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ① 文章は簡潔に、平易な言葉使いとすること
 - ② 図表化、見出し付け及び箇条書きその他の方法により読みやすさの工夫に努めること
 - ③ 難解な専門用語及び業界用語は使用しないこと
 - ④ 同一の内容の重複表示は、できるだけ避けること
- (4) 1万口当たりの費用明細 当期中の1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりの費用明細等を表示するものとする。
- (5) (参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。（私募投資信託については、任意の表示事項とする。）
- イ 総経費率は、当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における開示項目（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経費率は前述の比率に投資先ファンドの経費率を加えたものとし、前述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示することとする。また、これに加えて、総経費率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先

ファンドの経費率とすることができる。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。

- ロ わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。
- ハ 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示するものとする。
- ニ 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。
- ホ 投資先ファンドの経費率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。
- ヘ 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。
- (6) 売買及び取引の状況 当期中における組入れ資産の売買又は取引の状況を、細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれ別に表示するものとする。
- (7) 派生商品の取引状況等 派生商品への運用を積極的に行う投資信託は、派生商品に係る取引について国内及び外国の別に、細則で定める種類毎に区分して、それぞれの区分に応じ当期末（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は当該作成期間の末日とする。以下第2章から第4章において同じ。）の取引残高及び当期中における取引金額を表示するものとする。
- (8) 株式売買比率 当期中における株式売買金額、平均組入れ株式時価総額及び売買高比率を表示するものとする。
- (9) 主要な売買銘柄 主要な投資対象について細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれの区分に応じ売買金額の上位10銘柄程度を表示するものとする。
- (10) 利害関係人との取引状況等 利害関係人等との取引状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額その他細則に定める事項を表示するものとする。
- (11) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は商品取引債務引受業を兼業している委託会社の自己取引状況 投資信託財産と第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）、第二種金融商品取引業（同条第2項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）又は商品取引債務引受業（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業をいう。）を兼業している当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額を表示するものとする。
- (12) 委託会社による自社が設定する投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の自己取得及び処分の状況 期首残高（計算期間が6ヵ月未満の投資信託は直前の作成期間の末日の残高とする。）、当期中の設定元本、当期中の解約元本、当期末の残高及び取引の理由について、正会員の業務運営等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる事由に区分して表示するものとする。
- (13) 組入れ資産の明細 組入れ資産の明細について、細則で定める資産の種類毎に区分して、

通貨の種類毎に表示するものとする。

- (14) 信用取引の状況 当期末において信用取引を行っている場合には、当期末の残高及び評価額を表示するものとする。
- (15) 債券空売りの状況 当期末において債券空売りをしている場合には、債券の種類毎にそれぞれの当期末残高（額面金額）及び評価額を表示するものとする。
- (16) 有価証券の貸付及び借入の状況 当期末における貸付有価証券又は借入有価証券について、有価証券の種類毎に区分して総株数又は券面総額を表示するものとする。なお、利害関係人等との間で貸付又は借入をしている有価証券については、（ ）内書きすることとし、貸付先又は借入先の名称を注記するものとする。
- (17) 投資信託財産の構成 当期末における組入れ資産について、細則で定める資産の種類毎に区分して、それぞれの資産の評価額及び投資信託財産総額に対する比率を表示するものとする。
- (18) 特定資産の価格等の調査 特定資産の価格等の調査を行った場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要を表示するものとする。
- (19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書をもって代えることができる。この場合、監査が終了していないものを使用するときは、その旨を注記するものとする。
- なお、投資信託計算書類規則に定める注記事項がある場合には、当該事項を注記するものとする。
- また、投資信託計算書類規則第55条の6第11号括弧書きに規定する貸借対照表における純資産の額の差異に係る注記の記載に当たっては、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示するものとする。
- ただし、運用報告書（全体版）に、投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表に代えて表示をした場合の同規則第55条の6第11号の表示については、同規則の規定に係る表示とともに併せて第3条の3（交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順）第1項第6号に規定する当該投資信託のデータ中、「②純資産等」の欄外に注記が必要となることに留意するものとする。
- (20) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。
- (21) 分配金等の表示 計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。
- (22) お知らせ 当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。
- (23) 不動産等及びインフラ資産等の開示 不動産等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）第3条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）及び資産対応証券等（不動産投信等規則第3条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフラ資産等（インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）第3条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）、インフ

ラ関連資産（インフラ投信等規則第3条第6項に規定するものをいう。以下同じ。）を組入れた投資信託財産の開示については、投資信託計算書類規則第58条の規定の他、第7章不動産投信、第9章インフラ投信の規定が適用されることに留意するものとする。

- 2 第1項第1号から第3号に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。
- 3 取引市場別に区分して開示することは、委託会社の判断により行うことができるものとする。
- 4 運用報告書（全体版）作成に当たり、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。
- 5 公募追加型株式投資信託については、細則に定める「分配原資の内訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第3号、第18号、第20号に定める項目のいずれかの項目に表示するものとする。

* 細則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2

（交付運用報告書の表紙の表示事項）

第3条の2 投資信託の交付運用報告書（投信法第14条第4項に規定するものをいい、以下「交付運用報告書」という。以下同じとし、第6章を除く。）の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- （1）「交付運用報告書」の表示
- （2）交付目論見書（私募の投資信託にあつては、準ずるものを含む。以下、本条及び次条において同じ。）の表紙に記載の当該投資信託の名称及び商品分類
- （3）期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、各決算期及び各決算年月日）並びに作成対象期間
- （4）決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間の最後の決算年月日とする。）における基準価額及び純資産総額
- （5）計算期間中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、「作成対象期間」とする。）における分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。以下同じ。）の騰落率及び分配金合計
- （6）委託会社の名称及び住所
- （7）問い合わせ先の名称及び電話番号等
以下の事項を記載するものとする。
 - ① 問い合わせ先の名称、電話番号、受付時間
 - ② 委託会社のホームページアドレス等
 - ③ 運用報告書（全体版）は受益者の請求により交付される旨及び入手方法

- (8) 受益者の皆様へ 「受益者の皆様へ」を記載するものとする。この場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容を引用した上で、表示するものとする。
- (9) 運用方針 交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針を参考に文章にて簡潔にわかりやすく表示するものとする。なお、表示に当たっては前号との重複を避けるため、表示箇所をまとめる等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。
- (10) その他の記載事項 投資信託約款において運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法（投信法第14条第2項に規定する電磁的方法をいう。）により提供する旨を定めている投資信託にあつては、その旨及び運用報告書（全体版）に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報

（交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順）

第3条の3 投資信託の交付運用報告書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、交付運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

(1) 運用経過の説明

運用経過の説明の表示に当たっては、次に掲げる事項を表示するものとする。

① 基準価額等の推移

基準価額等の推移を図を用い表示するものとする。

② 基準価額の主な変動要因を、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

③ 当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の1万口当たりの費用明細

当期中の1万口当たりの費用明細について、次に掲げる方法により表示するものとする。

(イ) 項目の概要等わかりやすい箇所において、「当期中の平均基準価額は〇〇円です」と記載するものとする。

(ロ) 計算期間が6ヵ月未満の投資信託では、原則、半年分をまとめて記載するものとする。

(ハ) 「その他費用」に係る注記は、代表的な支出について記載する他、必要に応じて支出した費用について適宜追記するものとする。

(ニ) 投資先ファンドについての注記を付すこととする。

④ (参考情報) 総経費率 参考情報として、総経費率について、次に掲げる事項を表示するものとする。（私募投資信託については、任意の表示事項とする。）

(イ) 総経費率は、当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除して算出した比率とし、1万口当たりの費用明細における開示項目（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）と同一の各項目の比率を円グラフで表示することとする。ファンド・オブ・ファンズにおいては、総経費率は前述の比率に投資先ファンドの経費率を加えたものとし、前

述の各項目の比率に加えて投資先ファンドの運用管理費用の比率及び運用管理費用以外の費用の比率を円グラフで表示することとする。また、これに加えて、総経費率、このファンドの費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用の比率、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率を表で表示することとする。ファンド・オブ・ファンズで投資先ファンドにおける1万口当たりの費用明細を取得できない場合であっても「投資先ファンドにかかった費用の総額を投資先ファンドの期中の平均純資産総額で除して算出した比率」が取得できる場合には、当該比率を投資先ファンドの経費率とすることができる。なお、投資先ファンドの費用においても、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税は除くものとする。

(ロ) わかりやすい箇所において、「当期中（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率（年率）は〇〇%です。」等の説明を行うものとする。

(ハ) 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示するものとする。

(ニ) 投資先ファンドの運用管理費用以外の費用については、可能な限り開示することとする。

(ホ) 投資先ファンドの経費率については、その保有比率を月次で把握したうえで当該投資先ファンドの信託報酬率を乗じるなど、可能な限り精緻な数値を開示することとする。

(ヘ) 投資先ファンドについては、例えば計上の期間がずれているなど、投資家に有用となる注記を付すこととする。

⑤ 最近5年間の基準価額等の推移

最近5年間の基準価額等の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

(イ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

なお、分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。

(ロ) 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。

(ハ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金合計（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用いて表示するものとする。

なお、計算期間が6ヵ月又は6ヵ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。

(ニ) 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。

(ホ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。

- ⑥ 当該投資信託の投資環境について、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。
- ⑦ 当該投資信託のポートフォリオについては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。
- ⑧ 当該交付運用報告書作成対象期間中の当該投資信託のベンチマークとの差異を表示するものとする。

ベンチマークを有する投資信託については、当該投資信託の基準価額の推移とベンチマークの推移と比較して、その差異の状況及び要因について、リスク（トラッキング・エラー等をいう。）の取り方を含めて、文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。

また、当該投資信託の基準価額とベンチマークの騰落率の対比を棒グラフで表示するものとする。なお、ベンチマークを設けていない場合は、その旨を記載するとともに、参考指数の騰落率に代えて表示するものとする。

なお、ベンチマークを有していない投資信託及び参考指数のない投資信託にあつては、この限りでない。

- ⑨ 分配金等の表示については、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間の分配金等を表示するものとする。
 - ⑩ 親投資信託に係る運用経過や運用状況の推移は、当該投資信託について記載する箇所にあわせて記載できるものとする。
- (2) 今後の運用方針 組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。
- (3) お知らせ 当期中において、投資信託約款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。
- (4) 当該投資信託の概要 当該投資信託の概要（商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針）を表を用いて表示するものとする。
- (5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較 参考情報として、交付目論見書に記載の「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について、計算期間末日（計算期間が6ヵ月未満の投資信託については、作成期間末日とする。）の直近月末時点のデータを用いて最新のデータに更新したものを表示するものとする。

(6) 当該投資信託のデータ

次に掲げる事項をグラフ等を用いわかりやすく表示するものとする。

① 当該投資信託の組入資産の内容

投資信託計算書類規則第58条の2第1項第5号から第17号に規定の資産につき、次に掲げる方法により表示するものとする。

(イ) 作成期末の全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。

なお、上位銘柄がファンドの場合には、作成期末の上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率の表を表示するものとする。また、全銘柄に関する詳細な情報等についての注記を付すものとする。

(ロ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分について、基本は円グラフで表示するものとする。ただし、合計額が100%超となる場合等、円グラフで表せない場合には棒グラフによる記載を可とする。ただし、棒グラフを使用する際等、必要に応じて注記を付記するものとする。

(ハ) 円グラフは平面のグラフで記載するものとする。

(ニ) グラフは基本的に「純資産に対する比率」で作成し、例えば「ポートフォリオに対する比率」等で作成する場合にはその旨の注記を記載するものとする。

(ホ) 上位銘柄がファンドの場合には、ファンドの組入資産の内容を表示しないこととする。

② 純資産等

純資産総額、受益権総口数及び1万口当たりの基準価額を表を用いて表示するものとする。また、純資産等の表示の欄外に、「当期（当作成期間）中における追加設定元本額は〇〇百万円、同解約元本額は〇〇百万円です。」を記載するものとする。

なお、計算期間が6ヵ月未満の投資信託は、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間を表示するものとする。

③ 組入上位ファンドの概要

投資信託計算書類規則第58条の2第2項に規定の親投資信託等の投資先ファンドにつき、次に掲げる方法により表示するものとする。

ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合には、当該投資信託の計算期間末日（作成期間末日）において、主要な投資先ファンドについて直近の計算期間末日における全銘柄数及び上位10銘柄以上とその組入比率の表を表示するものとする。また、資産別配分、国別配分、通貨別配分の状況等を図表等を用い、次に掲げる方法により記載するものとする。

(イ) 資産別配分、国別配分、通貨別配分については①（ロ）及び（ハ）に準ずるものとする。

(ロ) 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

(ハ) 計算期間中の1万口当たりの費用の明細を記載するものとする。

(ニ) 投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合については、実質的な投資収益の源泉がわかるよう記載する等、受益者へわかりやすく表示するために工夫するものとする。

2 前項に規定するベンチマークとは、当該投資信託の運用成果の評価基準又は目標基準となる指標をいうものとし、投資信託約款又は交付目論見書においてその旨の記載があるものをいうものとする。なお、インデックス運用を行う投資信託の対象指数を含むものとする。

3 交付運用報告書作成に当たり、特別分配金という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。

4 公募追加型株式投資信託については、規則第3条第5項に準じた方法により、「分配原資の内

訳」を表示するものとする。なお、表示に当たっては、第1項第1号⑧の項目に表示するものとする。

(親投資信託に係る開示)

第4条 親投資信託を組入れている場合は、運用報告書(全体版)において投資信託計算書類規則第58条第2項の規定に基づき、当該親投資信託を組入れている当該投資信託の計算期間の末日の属する当該親投資信託の計算期間の直前の計算期間の状況について表示するものとする。

(選択型の追加型投資信託)

第5条 複数の投資信託でグループが構成され、その投資信託の間で投資者が選択して乗換えることが可能な追加型投資信託は、それぞれの投資信託に係る第2条及び第3条、第3条の2及び第3条の3に掲げる事項を表示した報告書を取りまとめた運用報告書(全体版)及び交付運用報告書を作成できるものとする。

(ファンド・オブ・ファンズの特例等)

第6条 第2条、第3条及び第9条の規定は、ファンド・オブ・ファンズ(当該委託会社が運用の指図を行う親投資信託(その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするものうち、投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。))のみを主要投資対象とする投資信託を除く。以下同じ。)について準用する。

2 前項で準用する第3条第1項第3号に掲げる事項の表示に当たっては、ファンド・オブ・ファンズが保有する投資信託証券(投資信託等の運用に関する規則(以下「運用規則」という。))第2条第3項に規定する投資信託証券をいう。以下同じ。)の値動きを当該ファンド・オブ・ファンズの基準価額の変動と関連づけて説明するものとする。

3 ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日に保有する次に掲げる投資信託証券について、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間中に到来する当該投資信託証券の計算期間の末日(当該投資信託証券の計算期間がファンド・オブ・ファンズの計算期間中に複数ある場合は、当該ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日の直近の開示されている計算期間の末日とする。)における当該各号に定める事項を開示するものとする。

(1) 運用規則第12条第1項第1号に規定する証券投資信託の受益証券又は証券投資法人の投資証券 当該証券投資信託等(証券投資信託及び証券投資法人(外国証券投資信託及び外国証券投資法人を含む。))をいう。以下この条において同じ。)が保有する有価証券の明細又は上位銘柄並びに当該証券投資信託等の費用内訳又は損益計算書

(2) 運用規則第12条第1項第2号に規定する不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券

次のイ及びロに掲げる事項

イ ファンド・オブ・ファンズの計算期間の末日において当該ファンド・オブ・ファンズ

の純資産総額の10%を超えている不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券について、次に掲げる事項

① 当該不動産投資信託等（不動産投資信託及び不動産投資法人（外国不動産投資信託及び外国不動産投資法人を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の目的及び基本的性格若しくは会社の概要のうちこれに相当する部分

② 当該不動産投資信託等の一口当たり資産運用報酬等の額

なお、一口当たりの資産運用報酬等の額が開示できない場合は、その理由並びに当該不動産投資信託等の決算等の開示資料が参考情報として入手できる旨又は当該開示資料が閲覧できるホームページアドレス等入手する方法を表示するものとする。

ロ 当該不動産投資信託等の運用会社又は一般事務受託者が、当該ファンド・オブ・ファンズの運用の指図を行う委託会社又はその利害関係人等である場合は、その旨

(3) 運用規則第12条第1項第4号に規定する証券投資信託等以外の投資信託の受益証券又は同規則第30条に規定する証券投資法人以外の投資証券 当該投資信託等（投資信託及び投資法人（海外における同様の資産で、金商法に定める外国投資信託受益証券又は外国投資証券（外国投資証券で投資法人債に類する証券を除く。）に該当するものを含む。）をいう。）以下この条において同じ。）が保有する資産の明細又は上位銘柄並びに当該投資信託等の費用内訳又は損益計算書

4 前項に規定する保有する投資信託証券に係る開示は、運用報告書の末尾に「組入投資信託証券の内容」として、それぞれの投資信託又は投資法人毎に表示することができるものとする。なお、前項に規定する開示項目以外の開示は、委託会社が、その重要性をかんがみて行うものとする。

（財形給付金ファンド）

第7条 財形給付金ファンド（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託をいう。）については、第2条及び第3条に規定する事項のほか、信託報酬の実行料率及びその適用時期並びに投資信託約款で定める特別法人税額等の税額等を、第3条第1項第18号に規定する損益の状況に注記するものとする。

（運用報告書の様式等）

第8条 投資信託に係る第2条第1項第4号及び第3条（第1項第3号、第16号、第18号、第20号から第22号に規定する事項を除く。）並びに第3条の3に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

2 第2条から第7条の規定並びに前項に係る規定については、規定以上の工夫をすることを妨げない。

* 委員会決議1、委員会決議2

(運用報告書(全体版)の規格)

第9条 運用報告書(全体版)の規格は、B5判(B5変形判(重箱判)を含む。)以上とする。

(交付運用報告書の規格等)

第9条の2 交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格は、B5判(B5変形判(重箱判))以上とする。

- 2 使用する文字は、受益者の読みやすさに配慮した大きさの文字とする。
ただし、冒頭部分(受益者の皆様へ)及び主要項目の説明の記載に当たっては、日本工業規格Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。
- 3 分量については、受益者が容易に理解することができるよう適切な分量とする。
- 4 交付運用報告書の作成に当たって注意すべき文章表現等は、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - イ 文章による説明箇所は、簡潔に、平易な言葉使いとすること。特に、基準価額の主な変動要因、投資環境、ポートフォリオ、ベンチマークとの差異、分配金、今後の運用方針の各項目の記載に当たっては、「項目名」や「文章による説明箇所」は、例えば、背景に色を付けること、フォントを変えること等、より受益者が親しみやすいものとするよう工夫すること
 - ロ 図表化、見出し付け及び箇条書きその他の方法により読みやすさの工夫に努めること
 - ハ 難解な専門用語及び業界用語は使用しないこと
 - ニ 同一の内容の重複表示は、できるだけ避けること

(運用報告書(全体版)の交付)

第10条 委託会社は、細則で定める場合を除き、投信法第14条第1項に規定の運用報告書(全体版)を作成の都度、知っている受益者に交付しなければならない。ただし、同法同条第1項の運用報告書(全体版)の交付に代えて、投資信託約款において当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めている場合には、委託会社は運用報告書(全体版)を交付したものとみなされるが、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付しなければならない。

なお、運用報告書(全体版)の交付に当たっては、委託会社と運用報告書(全体版)の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく運用報告書(全体版)の交付に当たっては、次に掲げる受益者に対して、当該各号に定める方法により運用報告書(全体版)を交付することができるものとする。
 - (1) 給与天引き又は振込みにより購入した投資信託を所有する受益者 事業主を通じて受益者に運用報告書(全体版)を交付(第2号の規定に基づき取りまとめ交付する場合を含む。)することができるものとする。この場合にあつては、販売業者は事業主に事業主から受益者に交付することを確認するとともに、事業主に対して必要部数を送付するものとする。

(2) 長期公社債投信（昭和36年発足の長期公社債投信をいう。）の勤労者財産形成促進法に基づく財産形成口又は累積投資口並びに定時定型の投資信託（同種の投資信託であって、かつ決算が毎月連続する投資信託で継続した投資が可能な投資信託をいう。）の累積投資口により継続して購入している受益者で細則で定める方法により確認した受益者 最長12ヵ月分の運用報告書（全体版）を取りまとめて交付することができるものとする。

(3) 財形給付金ファンドの受益者 事業主を通じて、又は直接交付するものとする。

* 細則第8条、第9条

（交付運用報告書の交付）

第10条の2 委託会社は、細則で定める場合を除き、投信法第14条第4項に規定の交付運用報告書を作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。

なお、交付運用報告書の交付に当たっては、委託会社と交付運用報告書の交付に係る業務に関する委託契約を交わした販売会社を通じて行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づく交付運用報告書の交付に当たっては、前条第2項の規定を準用する。この場合、「運用報告書（全体版）」を「交付運用報告書」と読み替えるものとする。

* 細則第8条、第9条

第3章 公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託の表示事項

（表紙の表示事項）

第11条 第2条（第1項第3号を除く。）の規定は、公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって日々決算を行う投資信託（以下「日々決算型公社債投信」という。）の運用報告書の表紙の表示事項について準用する。

（本文中に表示すべき事項）

第12条 日々決算型公社債投信の運用報告書の本文の表示事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 1万口当たり分配金
- (2) 運用経過等の説明
- (3) 資産、負債、元本及び基準価額の状況
- (4) 組入有価証券等の売買及び損益の状況
- (5) 自社による当該ファンドの設定・解約の状況
- (6) 組入債券の種類別明細
- (7) 組入債券の個別銘柄明細
- (8) 1万口当たりの費用明細

2 前項第7号に規定する組入債券の個別銘柄明細の表示に当たっては、細則で定める事項を表示するものとする。

* 細則第10条

(MMFの追加表示事項)

第13条 MMF（MR F及びMMFの運営に関する規則（以下「MR F等規則」という。）第1条の2第2項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）の運用報告書は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を表示するものとする。

（1）格付別組入資産の純資産総額に対する比率

(様式及び表示要領)

第14条 日々決算型公社債投信の運用報告書の前3条に規定する表示事項は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 委員会決議3

(運用報告書の交付)

第15条 第10条第1項及び第2項の規定は、日々決算型公社債投信の運用報告書の交付について準用する。

第4章 MR F及びMMFの月次開示の表示事項

第16条 (削除)

(MR F及びMMFの月次開示)

第16条の2 MR F（MR F等規則第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。）及びMMFを運用する委託会社は、次に掲げる月次開示事項について、次条に定める方法により少なくとも月1回開示するものとする。

（1）組入資産の種類別残高及び組入比率

（2）公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況

（3）格付別組入資産の純資産総額に対する比率

2 前項に規定する月次開示事項の表示に当たっては、細則で定める方法により表示するものとする。

3 第1項に規定する月次開示事項は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 細則第11条の2

* 委員会決議4

(月次開示の方法)

第17条 前条に規定する月次開示を次の各号に掲げる方法により行うものとする。

（1）当該委託会社のホームページに掲載する方法

（2）販売会社（MR F等規則第27条の2に規定する販売会社をいう。）の店頭に備え置く方法又は販売会社のホームページに掲載する方法

第5章 適時開示

(適時開示)

第18条 委託会社は、その運用の指図を行う投資信託について、次に掲げる事項を当該委託会社のホームページその他の方法により適時開示するものとする。

(1) 株式投資信託にあつては、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。

イ 当該投資信託の概要 設定日、償還日、決算日並びに基準日（適時開示を行うに当たり委託会社が任意に定めた当該適時開示の基準となる日をいう。以下同じ。）の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。

ロ 基準価額推移のグラフ 過去3年以上の期間について表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。また、目論見書にベンチマーク（第3条第2項に規定するベンチマークをいう。以下同じ。）を明記している投資信託については、当該ベンチマークと比較して表示するものとする。

ハ 当該投資信託の期間別騰落率 基準日の基準価額を基準とし、1年間及び3年間（設定から3年未満の投資信託は、設定来の期間とする。）の期間の騰落率を表示するものとする。表示に当たっては、税金控除前分配金込みなど、その計算根拠を明確にする。なお、目論見書にベンチマークを明記している投資信託については、当該ベンチマークの各期間における騰落率を併せて表示するものとする。

ニ 費用に関する開示 前記ロの開示に当たっては、当該投資信託の信託報酬率又は当該信託報酬率の変動する場合における基準日の直近の信託報酬率並びに当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を注記する。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることもできるものとする。

ホ 分配金の実績 過去3期以上の期間について表示するものとする。

ヘ 資産の組入れ状況 当該投資信託の商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び業種別比率等により当該投資信託のポートフォリオの状況を表示するものとする。

ト また、債券を主要投資対象とする投資信託で委託会社が当該投資信託の商品性格上適切と判断する投資信託については、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。

(2) 公社債投資信託にあつては、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。

イ 当該投資信託の概要 設定日、償還日、決算日並びに基準日の基準価額及び純資産総額等について表示するものとする。

ロ 費用に関する開示 当該投資信託の信託報酬率（当該信託報酬率の変動する場合には、基準日の直近の信託報酬率とする。）及び当該基準価額が信託報酬率控除後のものである旨を表示するものとする。なお、この場合、信託報酬額の表示に代えることができるものとする。

ハ 分配金の実績及び利回りの推移 過去3期以上の期間について表示するものとする。なお、日々決算型公社債投信は、過去3ヵ月以上の期間について、直近7日間の年換算利回り又は分配金の実績を表示するものとする。

ニ 資産の組入れ状況 当該投資信託の商品性格に応じて、資産構成、組入上位銘柄及び種類別比率等により当該投資信託のポートフォリオの状況を表示するものとする。

ホ また、委託会社が当該投資信託の商品性格上適切と判断する投資信託については、組入債券の平均残存期間又はデュレーション等によりポートフォリオの状況を表示するものとする。

2 前項に規定する適時開示は、月次ベースで開示するものとする。ただし、当分の間、四半期ベースによることができるものとする。

3 第1項に規定する表示すべき事項のうち、第1号イ及び第2号イに規定する基準日の基準価額及び純資産総額、第1号ハに規定する期間別騰落率並びに第1号ロに規定する基準価額推移のグラフ（過去3年以上の期間のものに限る。）は、本会が運営する投信総合検索システムにおける当該投資信託の当該事項にリンクすることにより当該事項の表示に代えることができるものとする。

（基準価額に重大な影響を与えた内容の開示）

第19条 委託会社は、当該投資信託の基準価額に重大な影響を与えた事由が生じた場合に開示すべきと自ら判断した場合に対応するため、あらかじめ開示の可否についての社内規定を定めるとともに、当該重大な影響を与えたと判断した内容を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。

（信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示）

第19条の2 委託会社は、運用規則第17条の2第1項に定めるエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることとなった場合（運用規則第17条の3第1項第3号において読み替えて第17条の2を適用した場合を含む。）には、同条同項に定める調整が終了した後3ヵ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方法により開示するものとする。

2 前項の規定は、運用規則第17条の2が適用されないファンド及び同規則第17条の3（第1項第3号を除く。）に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。

（任意開示投資信託）

第20条 第18条及び第19条の規定にかかわらず、私募の投資信託、上場投資信託（政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。）及びクローズド期間中の単位型投資信託その他の細則で定める投資信託（以下「任意開示投資信託」という。）については、委託会社の判断により開示を行うものとする。

* 細則第12条

第6章 不動産投資信託の運用報告書の表示事項

(表紙の表示事項)

第21条 不動産投資信託（以下「不動産投信」という。）の運用報告書の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書」の表示
- (2) 当該不動産投信の名称
- (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満の不動産投信については、各計算期及び各決算年月日）
- (4) 委託会社の名称及び住所

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第22条 不動産投信の運用報告書の本文には、当該不動産投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資信託財産の運用状況等の推移 当期以前5期以上の各計算期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投信の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中（計算期間が6ヵ月未満のものは当該計算期間の末日から過去6ヵ月間の期間とする。以下この章において同じ。）における不動産等及び資産対応証券等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。
併せて、前期の運用報告書に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 信託元本等の状況 当期中に公募による信託元本の増加等があった場合は、受益権口数の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。
なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。
また、不動産投信等規則第28条の3に規定する每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。
- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて投資信託約款に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いることと併せて簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該不動産投信の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項に

ついで表示を省略することができるものとする。

- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該不動産投信に生じた状況に関する事実で、当該不動産投信の運営、収益状況及び受益者の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第58条第1項第26号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。
- (9) 出資の状況 発行する受益権の総数、発行済受益権口数の総数及び受益者数を表示するものとする。
- (10) 主要な受益者 当期末において、受益権の総口数に対し、保有する口数の比率が高い順に上位10名(社)の氏名又は名称及び受益権の口数を表示するものとする。ただし、上位10名(社)の中に個人が含まれる場合において、当該個人の総口数に対する保有比率が10%に満たない場合には、氏名の表示に替えて個人である旨の表示ができるものとする。
- (11) 当期末における受託銀行の名称
- (12) 投資信託財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の総資産額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的な不動産の組入比率及び不動産投信等規則第3条第2項第5号から第8号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。
- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。)を、不動産等については不動産等明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。)を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。)を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表(投資信託計算書類規則第57条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。)を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等の運用報告書等に関する委員会決議(以下、「インフラ投信等委員会決議」という。)の別表6(14)組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項)、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号、以下「再エネ特

措法」という。)第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等(再エネ特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。)に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6(14)組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況(公共施設等の運営等に係る委託契約の内容(契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。)、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。)、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項)、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

(15) その他資産の状況 当期末における不動産等、資産対応証券等及びインフラ資産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。

(16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外不動産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。

(17) 資本的支出の予定 運用報告書を現に作成する日(以下「作成日」という。)前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。

(18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。

なお、不動産投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。

(20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらを対価とする役務の内容を表示するものとする。

(21) 借入状況 当期中において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、前期末残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法及び用途をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。

(22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等 期中における不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。

(23) その他の資産の売買状況等 期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。

- (24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第58条第1項第20号に規定する事項について表示するものとする。
- (25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
- なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。
- （イ）政令第17条に定める利害関係人等
- （ロ）委託会社の利害関係人等及び主要株主と不動産等に係る一任型の投資顧問契約（「不動産投資顧問業登録規程（平成12年建設省告示第1828号）第2条第5項」又は「金商法第2条第8項第12号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第26条第27号において同じ。）を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下本号及び第26条第27号において「法人等」という。）
- （ハ）委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等
- (26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第4項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）又は商品取引債務引受業を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者又は商品取引債務引受業者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。
- (27) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期間における各計算期間の末日とする。以下この章において同じ。）の資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (28) 減価償却額の算定方法の変更 当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (29) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更 当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権及びインフラ資産等の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。
- (30) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- （イ）自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
- （ロ）当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴

(ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率

(ニ) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）

(31) お知らせ 当期中において、投資信託約款の変更又は運用体制の変更等を行った場合若しくは委託会社が受益者に周知することが適当と認める事象が生じた場合は、当該事象等の内容を表示するものとする。ただし、当該事象等の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りではない。

* 細則第15条

(親投資信託に係る開示)

第23条 第4条の規定は、投資信託財産で親投資信託の受益証券を組入れている場合について準用する。

(様式及び表示要領)

第24条 不動産投資信託の運用報告書に係る第22条に規定する表示事項（第2号、第5号から第11号、第14号②及び③、第24号及び第31号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 不動産投信等の委員会決議1

(投信法第14条第4項に規定の書面の作成及び交付)

第24条の2 投信法第14条第4項の規定に従い、委託会社は、同条第1項の運用報告書の記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。

この場合、投資信託計算書類規則第58条の2の規定に従い、第3章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該書面を作成し、交付するものとする。

第7章 不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等

(表紙の表示事項)

第25条 不動産投資法人の資産運用報告の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「資産運用報告」の表示
- (2) 当該不動産投資法人の名称
- (3) 期別及び決算年月日
- (4) 不動産投資法人の本店の所在地

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第26条 不動産投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資法人の運用状況等の推移 当期以前5期以上の営業期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投資法人の運用の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中における不動産等及び資産対応証券等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の資産運用報告に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 増資等の状況 当期中に公募による出資の増加等があった場合は、投資口の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払い（一時差異等調整引当額からの分配金及び税法上の出資等減少分配からの分配金に区分して表示するものとする。）に区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。

なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する每期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。

また、不動産投信等規則第43条の5に規定する每期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し以外の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。
- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて規約に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いるとともに簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該不動産投資法人の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。
- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該不動産投資法人に生じた事実で、当該不動産投資法人の運営、収益状況及び投資主の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 出資の状況 発行可能投資口総口数、発行済投資口数の総数及び投資主数を表示するものとする。
- (9) 投資口に関する事項 当期末において、発行済投資口（自己投資口を除く。）の総口数に対し、保有する投資口の比率が高い順に上位10名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の保有する投資口の口数及び当該投資主の保有する投資口に係る当該割合を表示するものとする。
- (10) 役員等に関する事項 役員等の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を補償した場合はその旨及び補償した額、その他重要な事項を表示するものとする。
- (10) の2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で

役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。

(イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

(ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）

(11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社（投信法第2条第21項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）、資産保管会社（投信法第2条第22項に規定する資産保管会社をいう。以下同じ。）及び一般事務受託者（投信法第2条第23項に規定する一般事務受託者をいう。以下同じ。）の名称を表示するものとする。

(12) 不動産投資法人の資産の構成 当期末における資産の種類毎の額の資産総額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的な不動産の組入比率及び不動産投信等規則第3条第2項第5号から第8号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。

(13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち期末の帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。

(14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人の計算に関する規則（平成18年府令第47号、以下「投資法人計算書類規則」という。）第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）

組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

(15) その他資産の状況 当期末における不動産等、資産対応証券等及びインフラ資産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産（ヘッジ手段として使用されているものをいう）についてはその表示を省略することができるものとする。

(16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外不動産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。

(17) 資本的支出の予定 当該資産運用報告の作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。

(18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。

なお、不動産投信等規則第43条の4に規定する每期継続的な税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。

(20) 運用等に係る費用明細 当期中に不動産投資法人から支払われた費用の総額及び当該不動産投資法人と契約を締結している外部委託先等に支払われた費用等を支払いの相手方別に区分して表示するものとする。

(21) 借入状況 当期末において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法、使途、担保の有無、担保物件及びその他特記事項をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。

(22) 投資法人債 当期末において投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、償還期限、償還方法及び使途等を銘柄毎に区分して表示するものとする。

(23) 短期投資法人債 当期末において短期投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。

(23) の2 新投資口予約権 当期末において行使されていない新投資口予約権がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末時点で未行使の新投資口予約権の口数、当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法、行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法、新投資口予約権の行使期限等を銘柄毎に区分して表示するものとする。

- (24) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等 当期中における不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (25) その他の資産の売買状況等 当期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (26) 特定資産の価格等の調査 投資法人計算書類規則第73条第1項第19号に規定する事項について表示するものとする。
- (27) 利害関係人等との取引状況 当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
- なお、この場合の利害関係人等とは、以下の(イ)～(ハ)いずれかの要件を満たすものとする。
- (イ) 政令第123条に定める利害関係人等
 - (ロ) 資産運用会社の利害関係人等と不動産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等
 - (ハ) 資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等
- (28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等 資産運用会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業を営んでいる場合にあつては、当期中における当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者又は不動産特定共同事業者である当該資産運用会社との間の取引状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。
- (29) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末における資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (30) 減価償却額の算定方法の変更 当期末又は当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (31) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更 当期末又は当期中に不動産、不動産の賃借権又は地上権及びインフラ資産等の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。
- (32) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第6条の5に定める同規則第6条の3に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- (イ) 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
 - (ロ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間の取得、処分の履歴
 - (ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率

- (二) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）
- (33) お知らせ 当期中において、投信法第109条第2項第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号に規定する事項について、当該不動産投資法人の役員会で承認された場合その他重要と認める情報があった場合は、当該情報の内容を表示するものとする。ただし、当該情報の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りでない。
- (34) 海外不動産保有法人に係る開示 海外不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第105条第1号へに規定する海外不動産保有法人をいう。以下同じ。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該海外不動産保有法人の株式又は出資を有する場合には、当該海外不動産保有法人ごとに次に掲げる事項を表示するものとする。
- (イ) 当該海外不動産保有法人に対する出資額
 - (ロ) 当該海外不動産保有法人の組織体制、目的、事業内容及び利益の分配方針
 - (ハ) 当該投資法人の資産に属する当該海外不動産保有法人の株式又は出資の数又は額の当該海外不動産保有法人の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合
 - (ニ) 当該海外不動産保有法人が所在する国における配当に係る規制の内容
- (35) 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示 前号に規定する場合において海外不動産保有法人が有する不動産に関する次に掲げる事項を表示するものとする。
- (イ) 当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項
 - (ロ) 物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）
 - (ハ) 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資法人の営業期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）
 - (ニ) 当該投資法人の営業期間中における売買総額

* 細則第14条、第16条

2 注記表において表示された事項については、資産運用報告において省略できるものとする。

(様式及び表示要領)

第27条 不動産投資法人の資産運用報告に係る前条に規定する表示事項（第2号、第5号から第8号、第11号、第14号②及び③、第26号及び第33号を除く。）は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* 不動産投信等の委員会決議2

第8章 インフラ投資信託の運用報告書の表示事項

(表紙の表示事項)

第28条 インフラ投資信託（以下「インフラ投信」という。）の運用報告書の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「運用報告書」の表示
- (2) 当該インフラ投信の名称
- (3) 期別及び決算年月日（計算期間が6ヵ月未満のインフラ投信については、各計算期及び各決算年月日）
- (4) 委託会社の名称及び住所

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第29条 インフラ投信の運用報告書の本文には、当該インフラ投信の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資信託財産の運用状況等の推移 当期以前5期以上の各計算期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該インフラ投信の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中（計算期間が6ヵ月未満のものは当該計算期間の末日から過去6ヵ月間の期間とする。以下この章において同じ。）におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の運用報告書に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 信託元本等の状況 当期中に公募による信託元本の増加等があった場合は、受益権口数の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の計算期間毎の分配金等（計算期間が6ヵ月未満のものは、作成期末から過去6ヵ月間における各計算期間に支払われた分配金等とする。）について、利益からの分配金及び投資元本の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。

なお、インフラ投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。

また、インフラ投信等規則第28条の3に規定する每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。

- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて約款に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いることと併せて簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該インフラ投信の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。

ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。

- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投信に生じた状況に関する事実で、当該インフラ投信の運営、収益状況及び受益者の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 投資信託財産運用総括表 信託契約期間が終了した場合には、投資信託計算書類規則第 58 条第 1 項第 26 号に規定する投資信託財産運用総括表を表示するものとする。
- (9) 出資の状況 発行する受益権の総数、発行済受益権口数の総数及び受益者数を表示するものとする。
- (10) 主要な受益者 当期末において、受益権の総口数に対し、保有する口数の比率が高い順に上位 10 名（社）の氏名又は名称及び受益権の口数を表示するものとする。ただし、上位 10 名（社）の中に個人が含まれる場合において、当該個人の総口数に対する保有比率が 10%に満たない場合には、氏名の表示に代えて個人である旨の表示ができるものとする。
- (11) 当期末における受託銀行の名称
- (12) 投資信託財産の構成 当期末における資産の種類毎の額の総資産額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第 3 条第 5 項第 3 号及び同規則第 3 条第 6 項第 2 号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。
- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち帳簿価額の上位 10 位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。

ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 1 号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 5 号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 8 号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資信託計算書類規則第 57 条第 1 項第 9 号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表 6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場

合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6(14)組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況(公共施設等の運営等に係る委託契約の内容(契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。)、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。)、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項(事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項)、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。

(15) その他資産の状況 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。

ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。

(16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。

(17) 資本的支出の予定 作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。

(18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積み立てた金額を、当期以前5期以上の計算期間について、各期末における前期末の積立金残高、各計算期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。

なお、インフラ投信等規則第28条の2に規定する每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。

(20) 運用等に係る費用明細 当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらを対価とする役務の内容を表示するものとする。

(21) 借入状況 当期中において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、前期末残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法及び用途をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。

(22) インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等 期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。

(23) その他の資産の売買状況等 期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。

(24) 特定資産の価格等の調査 投資信託計算書類規則第58条第1項第20号に規定する事項に

ついて表示するものとする。

- (25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況 当期中における利害関係人等及び主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。

なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。

（イ） 政令第 17 条に定める利害関係人等

（ロ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約（「不動産投資顧問業登録規程（平成 12 年建設省告示第 1828 号）第 2 条第 5 項」又は「金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロ」に規定する投資一任契約をいう。第 34 条第 27 号において同じ。）を締結している法人、組合、信託その他これに類似するもの（以下本号及び第 34 条第 27 号において「法人等」という。）

（ハ） 委託会社の利害関係人等及び主要株主が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等

- (26) 委託会社が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等 委託会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）、不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）第 2 条第 4 項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）又は商品取引受託業務を営んでいる場合にあっては、当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者又は商品取引受託業者である当該委託会社との間の取引状況及び当該委託会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。

- (27) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末（計算期間が 6 ヶ月未満のものは、作成期間における各計算期間の末日とする。以下この章において同じ。）の資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。

- (28) 減価償却額の算定方法の変更 当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。

- (29) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期中にインフラ資産、インフラ投信等規則第 3 条第 5 項第 2 号に規定する資産（以下、「インフラ資産に伴う土地・建物等」という。）、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額及び変更理由を表示するものとする。

- (30) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第 6 条の 5 に定める同規則第 6 条の 3 に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。

（イ） 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無

（ロ） 当期末を含めて過去 5 年間の各計算期間の取得、処分の履歴

(ハ) 当期末を含めて過去5年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率

(ニ) その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去5年間に取得、処分を行っている場合に限る。）

(31) お知らせ 当期中において、約款の変更又は運用体制の変更等を行った場合若しくは委託会社が受益者に周知することが適当と認める事象が生じた場合は、当該事象等の内容を表示するものとする。ただし、当該事象等の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りではない。

* 細則第19条

(親投資信託に係る開示)

第30条 第4条の規定は、投資信託財産で親投資信託の受益証券を組入れている場合について準用する。

(様式及び表示要領)

第31条 インフラ投信の運用報告書に係る第29条に規定する表示事項（第2号、第5号から第11号、第14号①及び②、第24号及び第31号を除く。）は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

* インフラ投信等委員会決議1

(投信法第14条第4項に規定の書面の作成及び交付)

第32条 投信法第14条第4項の規定に従い、委託会社は、同条第1項の運用報告書の記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、作成の都度、知れている受益者に交付しなければならない。

この場合、投資信託財産計算書類規則第58条の2の規定に従い、第3章の交付運用報告書に係る規定を参考として、当該書面を作成し、交付するものとする。

第9章 インフラ投資法人の資産運用報告の表示事項等

(表紙の表示事項)

第33条 インフラ投資法人の資産運用報告の表紙には、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 「資産運用報告」の表示
- (2) 当該インフラ投資法人の名称
- (3) 期別及び決算年月日
- (4) インフラ投資法人の本店の所在地

(本文中に表示すべき項目と表示順)

第34条 インフラ投資法人の資産運用報告の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、資産運用報告には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。

- (1) 投資法人の運用状況等の推移 当期以前5期以上の営業期間の営業収益、経常利益、当期純利益、純資産額、総資産額、基準価額（一口（一取引単位をいう。）当たり純資産額をいう。）及び自己資本比率を表示するものとする。
- (2) 当期の資産の運用の経過 当該不動産投資法人の運用の基本方針及び当期の運用に関する成果とその分析について、当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の取得・売却等の状況並びに賃貸可能面積及び稼働率の推移等を使用して表示するものとする。併せて、前期の資産運用報告に表示された今後の運用方針との関連を表示するものとする。
- (3) 増資等の状況 当期中に公募による出資の増加等があった場合は、投資口の推移等について表示するものとする。
- (4) 分配金等の実績 当期以前5期以上の営業期間毎の分配金等について、利益からの分配金及び出資の払戻しによる金銭の支払いに区分して表示するものとする。併せて、当期分配金の金額を決めた根拠及び留保金の今後の運用方針を表示するものとする。
- なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する每期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第4号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- また、インフラ投信等規則第43条の3に規定する每期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合には、同条なお書きに規定する事項について注記等を行うものとする。
- (5) 今後の運用方針 次期以降の運用方針について、実施することが確定している資本的支出等の概要等を用いて規約に表示された運用方針との関連を含めて具体的に表示するものとする。この場合、客観的な表現を用いるとともに簡潔に表示するものとする。
- (6) 対処すべき課題 当該インフラ投資法人の対処すべき課題について簡潔に表示するものとする。ただし、前号に規定する今後の運用方針において同様の内容を表示した場合は、当該事項についての表示を省略することができるものとする。
- (7) 決算後に生じた重要な事実 当期の決算日以後に当該インフラ投資法人に生じた事実で、当該インフラ投資法人の運営、収益状況及び投資主の権利に係る重要な事実について表示するものとする。
- (8) 出資の状況 発行可能投資口総口数、発行済投資口数の総数及び投資主数を表示するものとする。
- (9) 投資口に関する事項 当期末において、発行済投資口（自己投資口を除く。）の総口数に対し、保有する投資口の比率が高い順に上位10名の投資主の氏名又は名称、当該投資主の保有する投資口の口数及び当該投資主の保有する投資口に係る当該割合を表示するものとする。
- (10) 役員等に関する事項 役員等の氏名又は名称、地位及び担当、兼職の状況、役員等との間で補償契約を締結している場合は当該役員等の氏名又は名称、当該補償契約の内容の概要並びに損失を補償した場合はその旨及び補償した額、その他重要な事項を表示するものとする。
- (10) の 2 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。
- (イ) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲
- (ロ) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償

責任保険契約によって被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあってはその内容を含む。）

- (11) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者 当期末における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称を表示するものとする。
- (12) インフラ投資法人の資産の構成 当期末における資産の種類毎の額の資産総額に対する比率を表示するものとする。この場合、各資産の実質的なインフラ資産の組入比率及びインフラ投信等規則第3条第5項第3号及び第6項第2号に掲げる資産の当期末における主な運用対象を、資産の種類毎に注記するものとする。
- (13) 主要な保有資産 当期末に保有している資産のうち期末の帳簿価額の上位10位以上の個別資産について、それぞれの個別資産の全賃貸可能面積及び全賃貸収入等に占める比率等を表示するものとする。
- (14) 組入資産明細 当期末における組入資産の明細を資産の種類毎に区分して表示するものとする。

ただし、この表示に代えて、有価証券については有価証券明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第1号に規定する有価証券明細表をいう。）を、不動産等については不動産等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第5号に規定する不動産等明細表をいう。）を、再生可能エネルギー発電設備については再生可能エネルギー発電設備等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第8号に規定する再生可能エネルギー発電設備等明細表をいう。）を、公共施設等運営権については公共施設等運営権等明細表（投資法人計算書類規則第80条第1項第9号に規定する公共施設等運営権等明細表をいう。）を添付することができるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電設備を表示するに際しては、インフラ投信等委員会決議の別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、認定事業者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他認定事業者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）、当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資法人資産の営業期間中における賃貸収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸契約に関して特記すべき事項、再生可能エネルギー発電設備ごとに当期末現在における価格、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合には、再エネ特措法第9条第4項各号に定める基準への適合に関する事項、交付対象区分等に該当する場合で再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を表示するものとする。

また、公共施設等運営権を表示するに際しても、インフラ投信等委員会決議別表6（14）組入資産明細に規定の表の他、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項。）、公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人

- 員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項)、公共施設等運営権ごとに当期末現在における価格を表示するものとする。
- (15) その他資産の状況 当期末におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等以外の資産について、細則で定める資産の種類に区分して、それぞれ別に表示するものとする。
- ただし、ヘッジ会計に係る特例処理を行っている資産(ヘッジ手段として使用されているものをいう)についてはその表示を省略することができるものとする。
- (16) 国及び地域毎の資産保有状況 複数の国及び地域の海外インフラ関連資産等へ投資を行っている場合には、当期末における資産保有状況を当該国及び地域毎に表示するものとする。
- (17) 資本的支出の予定 当該資産運用報告の作成日前に確定した資本的支出に係る実施計画について、当該計画毎に表示するものとする。
- (18) 期中の資本的支出 当期末までに資本的支出に係る実施計画が完了した場合には、当該計画毎に表示するものとする。なお、天変地異等により資本的支出を行った場合は、当該資本的支出を区分して表示するものとする。
- (19) 長期修繕計画のために積立てた金銭 長期修繕計画に基づいて期末に積立てた金額を、当期以前5期以上の営業期間について、各期末における当期首の積立金残高、各営業期間の積立額及び取崩額並びに各期末における次期繰越額を表示するものとする。
- なお、インフラ投信等規則第43条の2に規定する每期継続的な出資の払戻しを行う場合には、同条第5号に規定する事項について注記等を行うものとする。
- (20) 運用等に係る費用明細 当期中にインフラ投資法人から支払われた費用の総額及び当該インフラ投資法人と契約を締結している外部委託先等に支払われた費用等を支払いの相手方別に区分して表示するものとする。
- (21) 借入状況 当期末において資金の借入残高がある場合には、借入先、当該借入金の借入日、当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限、返済方法、使途、担保の有無、担保物件及びその他特記事項をそれぞれの借入毎に区分して表示するものとする。
- (22) 投資法人債 当期末において投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、償還期限、償還方法及び使途等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) 短期投資法人債 当期末において短期投資法人債の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (23) の2 新投資口予約権 当期末において新投資口予約権の発行残高がある場合には、銘柄名、発行年月日、当期末残高、発行価額、償還価額等を銘柄毎に区分して表示するものとする。
- (24) インフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況等 当期中におけるインフラ資産等、インフラ関連資産及び不動産等の売買状況並びに損益を各資産毎に区分して表示するものとする。
- (25) その他の資産の売買状況等 当期中におけるその他の資産の売買状況及び損益を資産の種類毎に区分して表示するものとする。
- (26) 特定資産の価格等の調査 投資法人計算書類規則第73条第1項第19号に規定する事項について表示するものとする。

- (27) 利害関係人等との取引状況 当期中における利害関係人等との取引状況・支払手数料等の総額を表示するものとする。
- なお、この場合の利害関係人等とは、以下の（イ）～（ハ）いずれかの要件を満たすものとする。
- （イ） 政令第 123 条に定める利害関係人等
 - （ロ） 資産運用会社の利害関係人等とインフラ資産等に係る一任型の投資顧問契約を締結している法人等
 - （ハ） 資産運用会社の利害関係人等が過半を出資している、又は役員等の過半を占めている法人等
- (28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等 資産運用会社が、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、宅地建物取引業又は不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当期中における当該兼業業務に係る第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、宅地建物取引業者又は不動産特定共同事業者である当該資産運用会社との間の取引状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額又は手数料の総額を表示するものとする。
- (29) 資産、負債、元本及び損益の状況 当期末における資産、負債、元本及び損益の状況を表示するものとする。なお、この表示に代えて貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び金銭の分配に係る計算書を添付することができるものとする。
- (30) 減価償却額の算定方法の変更 当期末又は当期中に設備等の減価償却額の算定方法を変更した場合は、算定方法の変更日、変更前の算定方法、変更前の算定方法による算定額、変更後の算定方法、変更後の算定方法による算定額及び変更理由等を表示するものとする。
- (31) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更 当期末又は当期中にインフラ資産、インフラ資産に伴う土地・建物等に規定する資産、不動産、不動産の賃借権又は地上権の評価方法を変更した場合は、評価方法の変更日、変更前の評価方法、変更前の評価方法による評価額、変更後の評価方法、変更後の評価方法による評価額、変更理由及びその他特記事項を表示するものとする。
- (32) 自社設定投資信託受益証券等に係る開示 正会員の業務運営等に関する規則第 6 条の 5 に定める同規則第 6 条の 3 に掲げる取得等を行った場合に運用報告書等に記載する事項は以下に掲げるものとする。
- （イ） 自社設定投資信託受益証券等の当期末現在の保有の有無
 - （ロ） 当期末を含めて過去 5 年間の各計算期間の取得、処分の履歴
 - （ハ） 当期末を含めて過去 5 年間の各計算期間末の保有口数、総額、総発行済口数に対する比率
- （ニ） その他、投資主等の保護の観点から必要な事項（当期末を含めて過去 5 年間に取得、処分を行っている場合に限る。）
- (33) お知らせ 当期中において、投信法第 109 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 8 号に規定する事項について、当該インフラ投資法人の役員会で承認された場合その他重要と認める情報があった場合は、当該情報の内容を表示するものとする。ただし、当該情報の内容を他の項目等で表示している場合は、この限りでない。

*細則第18条、第20条

2 注記表において表示された事項については、資産運用報告において省略できるものとする。

(様式及び表示要領)

第35条 インフラ投資法人の資産運用報告に係る前条に規定する表示事項(第2号、第5号から第8号、第11号、第14号①及び②、第26号及び第33号を除く。)は、自主規制委員会で定める様式及び表示要領により表示できるものとする。

*インフラ投信等委員会決議2

(不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の開示)

第36条 不動産投資法人及びインフラ投資法人以外の投資法人の資産運用報告については、投資法人計算書類規則の規定によることを原則とし、この場合の不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の開示については、第26条及び第34条の規定を参考として開示することとする。

第10章 雑 則

(一括発注の開示)

第37条 委託会社は、当該委託会社のホームページにあらかじめ一括発注を行う場合の基本的考え方、対象有価証券等(運用規則第8条の2に規定するものをいう。)、対象取引、約定結果の配分方法、最良執行の基本方針、社内管理体制その他参考となる事項(以下「開示事項」という。)を開示するものとする。

なお、当該開示事項は、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年府令第52号、「金商業等府令」という。)第182条第1項に規定する事業報告書の1.業務の状況中の(19)①投資運用業に係る内部管理の状況の記載事項に含まれることに留意するものとする。

2 投資信託財産以外の運用財産(金商法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。以下同じ。)又は外国運用財産(金商業等府令第171条第1項第1号に規定する外国運用財産をいう。以下同じ。)と一括発注する場合においては、前項に掲げる開示事項に加え、当該運用財産(投資運用業の業種別に記載すること)又は外国運用財産と一括して発注することがある旨を開示するものとする。

(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)

第38条 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。

(細 則)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第40条 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第41条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月25日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

ただし、第22条第10号ただし書き及び第26条第1項第9号ただし書きの改正は、平成18年7月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成18年12月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成19年 2月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年 9月30日から実施する。

ただし、改正後の規定（第26条第 1 項第22号及び第27条の 2 を除く。）については実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、平成20年 6月20日から実施し、同日以降決算の到来する不動産投資信託の運用報告書及び不動産投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成20年 7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月 1 日から実施する。

ただし、第22条第 1 項第30号及び第26条第 1 項第32号については、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成21年 1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年 9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年 2月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年 9月15日から実施し、平成23年 4月 1 日以後に開始する営業期間について適用し、同日前に開始する営業期間については、なお従前の例による。

附 則

1. この改正は、平成24年 6月 1 日から実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。

2. 前記1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年12月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第22条、第26条

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条、第3条、第22条、第26条、第30条

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

2. 投信法附則第38条（検討）に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

（1）第1条、第2条第1項柱書、第1号、第4号、第6号、第3条第1項柱書、第4号、第21号、第4項を改正。

（2）第3条の2、第3条の3を新設。

（3）第4条、第5条を改正。

（4）第8条第1項を改正し、第2項を新設。

（5）第9条を改正。

（6）第9条の2を新設。

（7）第10条第1項、第2項、第1号、第2号を改正。

（8）第10条の2、第12条第1項第8号を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第19条の2、第27条の3を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

ただし、第22条及び第24条の2については、同日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第22条柱書、第20号、第25号を改正。

(2) 第24条の2、第26条第1項第23号の2、同条同項第34号及び第35号を新設。

附 則

この改正は、平成27年3月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第27条の2第1項を改正。

附 則

1. この改正は、改正後の投資法人計算書類規則の施行日（平成27年4月1日）から実施する。
2. この改正規則の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る資産運用報告については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第26条第1項第4号及び第19号を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第3条第1項第19号を改正、同22号を新設。

(2) 第3条の3第1項第6号、第6条第3項第3号、第20条、第22条第8号、同14号、同15号、同22号、同29号、第24条、第26条第1項第14号、同15号、同24号、同31号、第27条を改正。

(3) 第8章（第28条～第32条）及び第9章（第33条～第36条）を新設。

(4) 旧第8章が第10章へ章ずれ、旧第27条の2～第30条が第37条～第41条へ条ずれ。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第13条第1項第1号、第16条第1項第3号を削除。号ずれの整理。

(2) 第22条第14号、第26条第1項第14号、第29条第14号、第34条第1項第14号を改正。

附 則

この改正は、令和元年9月30日から実施し、同日以後に到来する投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第1項第5号を新設。号ずれの整理。
- (2) 第3条の3第1項第1号④を新設。旧④から⑨のずれの整理。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和4年2月17日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条第3項第2号、第22条第19号、第26条第1項第11号及び第19号、第29条第19号、第34条第1項第11号及び第19号

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第22条第14号、第26条第1項第10号及び第14号、第29条第14号、第34条第1項第10号及び第14号を改正。
- (2) 第26条第1項第10号の2、第34条第1項第10号の2を新設。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第13条第1項を修正。
- (2) 第4章標題、第16条の2、第17条を改正。
- (3) 第13条第2項、第16条を削除。

附 則

この改正は、令和5年4月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第26条第1項第10号及び第34条第1項第10号を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

ただし、第3条第1項第19号の改正については、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項第19号及び第8条第1項を改正。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年12月10日改正
平成17年 5月19日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年10月14日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 5月18日改正
令和元年 9月12日改正
令和 4年 5月19日改正
令和 5年 1月19日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(組入れ資産の売買状況等)

第2条 規則第3条第1項第6号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。

- (1) 株式 上場及び登録株式並びに未上場及び未登録株式
- (2) 新株予約権証券（新株引受権証券を含む。以下同じ。）
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券（投資法人債券を含む。）
- (6) 投資信託受益証券及び投資証券
- (7) 新投資口予約権証券
- (8) その他有価証券 コマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権並びに海外の譲渡性預金証券及び外国貸付債権信託受益証券
- (9) 金銭債権
- (10) 約束手形
- (11) 商品（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号（以下「政令」という。））第3条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）

- (12) 先物取引 株式先物取引、債券先物取引及びその他先物取引
- (13) オプション取引 株式指数、個別株、債券、金利、通貨及びその他のオプション取引
- (14) スワップ及び先渡取引 金利、通貨、金利先渡、為替先渡及びその他のスワップ及び先渡取引
- (15) 親投資信託受益証券 それぞれの親投資信託毎

(派生商品の取引状況等)

第3条 規則第3条第1項第7号に規定する細則で定める区分すべき派生商品の種類は、次に掲げる種類とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。

- (1) 先物取引 株式、債券及び商品等に区分し、それぞれの銘柄毎
- (2) オプション取引 株式、債券及び商品等に区分し、それぞれの銘柄毎、かつコール及びプットの別

(主要な売買銘柄)

第4条 規則第3条第1項第9号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。

- (1) 株式
- (2) 新株予約権証券
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債

(利害関係人との取引状況等)

第5条 規則第3条第1項第10号に規定するその他細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利害関係人が発行する有価証券等の売買状況及び期末保有高
- (2) 利害関係人である金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。）が主幹事となって発行される有価証券の取得状況
- (3) 利害関係人である金融商品取引業者等又は金融機関が私募の取扱い代表者となっている有価証券の取得状況
- (4) 売買委託手数料総額に対する利害関係人への支払比率

(組入れ資産の明細)

第6条 規則第3条第1項第13号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とし、その資産の明細の表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に個別銘柄を表示するものとする。

- (1) 国内株式 上場株式並びに未上場株式
- (2) 外国株式 上場及び登録株式並びに未上場及び未登録株式

- (3) 国内新株予約権証券
- (4) 外国新株予約権証券
- (5) 国内オプション証券等
- (6) 外国オプション証券等
- (7) 国内新株予約権付社債（転換社債）
- (8) 外国新株予約権付社債（転換社債）
- (9) 公社債 国内公社債は債券の種類別、外国公社債は通貨別
- (10) 国内投資信託受益証券及び投資証券
- (11) 外国投資信託受益証券及び投資証券
- (12) 新投資口予約権証券
- (13) ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建投資信託受益証券
- (14) ファンド・オブ・ファンズが組入れた外貨建投資信託受益証券
- (15) 国内その他有価証券
- (16) 外国その他有価証券
- (17) 金銭債権 国内及び外国別
- (18) 約束手形 国内及び外国別
- (19) 信託受益権、匿名組合出資持分又は受益証券発行信託 国内及び外国別
- (20) 商品
- (21) 先物取引 国内及び外国別
- (22) オプション取引 国内及び外国別
- (23) 個別株オプション取引 国内及び外国別
- (24) スワップ及び先渡取引
- (25) 親投資信託受益証券

（投資信託財産の構成）

第7条 規則第3条第1項第17号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。

- (1) 株式
- (2) 新株予約権証券
- (3) オプション証券等
- (4) 新株予約権付社債（転換社債）
- (5) 公社債
- (6) 投資信託受益証券及び投資証券
- (7) 新投資口予約権証券
- (8) その他有価証券
- (9) 金銭債権
- (10) 約束手形
- (11) 信託受益権
- (12) 匿名組合出資持分

- (13) 受益証券発行信託
- (14) 商品
- (15) 親投資信託受益証券
- (16) コール・ローン等、その他

(分配原資の内訳)

第7条の2 規則第3条第5項に規定する細則で定める事項は、次に掲げる項目とする。

- (1) 当期分配金
- (2) 当期分配金の内、当期の収益、当期の収益以外
- (3) 翌期繰越分配対象額

(運用報告書(全体版)及び交付運用報告書の交付を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項及び第10条の2第1項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1) 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであって、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合
- (2) 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合(当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があった場合を除く。)
- (3) 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合(受益証券が金商法第2条第33項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。)
- (4) MR F (MR F 及びMMFの運営に関する規則(以下「MR F等規則」という。))第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。)
- (5) 金商法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券であって、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金商法第27条の32第1項に規定する発行者情報として同項又は同条第2項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(取りまとめ交付の受益者確認)

第9条 規則第10条第2項第2号に規定する細則で定める確認方法は、受益者に決算期又は作成期毎の交付若しくは取りまとめ交付のいずれかを選択させる方法とする。この場合において、取りまとめ交付は、3ヵ月毎の交付を原則とし、4ヵ月以上12ヵ月以内の交付期間については投資信託委託会社(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。)の判断により設けることができるものとする。

2 受益者から交付方法の変更の申し出があった場合は、受益者の意向に従い運用報告書の交付方法を変更するものとする。

(日々決算型公社債投信の組入債券の個別銘柄明細)

第10条 規則第12条第2項に規定する細則で定める事項は、額面及び償還年月日とする。

第11条 (削除)

(MR F及びMMFの月次開示の表示項目)

第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。

- (1) 組入資産の種類別残高及び組入比率 国債証券、地方債証券、特殊債証券(金融債券を除く。以下この条において同じ。)、金融債券、普通社債券、CP、CD及びその他資産(コール・ローン、預金、未収金及び未払い金その他の資産をいう。以下この条において同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に額面金額(その他資産を除く。以下この条において同じ。)、評価額及び組入比率(純資産総額又は資産の総額に対する評価額の比率をいう。以下第2号において同じ。)を表示するものとする。ただし、額面金額及び評価額については表示を省略することができる。
- (2) 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況は次に掲げるいずれかの表示方法により表示するものとする。
 - (イ) 公社債及び短期金融資産の上位10発行体別組入比率の状況 公社債(MR F等規則第19条第1項第5号に規定する社債券及び金融債券をいい、同条第1項第1号に規定する国債証券、第2号に規定する地方債証券及び特殊債証券を除く。)及び短期金融資産(CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コール・ローンを除く。))をいう。以下同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、公社債を表示するに当たり国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めることもできるが、この場合においては国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、普通社債券と金融債券の発行体別上位10銘柄を表示することとする。
 - (ロ) 組入資産の上位20発行体別組入比率の状況 公社債と短期金融資産を区分せず、合算して発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めて表示する場合には、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、発行体別に上位20銘柄を表示することとする。
- (3) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 公社債及び短期金融資産に区分して、信用格付業者等による信用格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率(純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。

(任意開示対象投資信託)

第12条 規則第20条に規定する細則で定める投資信託は、次に掲げる投資信託とする。

- (1) 私募の投資信託
- (2) 上場投資信託(政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。)
- (3) クローズド期間中の単位型投資信託

- (4) 財形型投資信託
- (5) ミリオン型投資信託
- (6) マネープール型投資信託
- (7) 年金型投資信託（確定拠出年金又は変額年金専用の投資信託）
- (8) 純資産総額が1億円未満又は受益者数が50名未満の投資信託
- (9) 投資信託約款等で、組入銘柄の入替を原則として行わない旨を謳っている投資信託
- (10) その他第1号から第9号までの投資信託に類する投資信託

（交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項）

第13条 規則第22条第14号に規定する細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）の制度の概要
- (2) 収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績
- (3) 認定事業者（同法第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。）が認定発電設備（同項に定めるものをいう。以下同じ。）を用いて発電した再生可能エネルギー電気（同条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）が交付対象区分等（同法第2条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金（同法第2条の2第2項に定めるものをいう。以下同じ。）の基準価格（同法第2条の3第1項に定めるものをいう。以下同じ。）からの算出方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項

第14条 前条の規定は、規則第26条第14号に規定する不動産投資法人の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。

（不動産投資信託の不動産等以外の資産の区分）

第15条 規則第22条第15号に規定する不動産投資信託の不動産等及び資産対応証券等以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。

- (1) 株式及び投資証券
- (2) 株式及び投資証券以外の有価証券
- (3) 信用取引に係る有価証券
- (4) 特定取引及び為替予約取引
- (5) その他特定資産

（不動産投資法人の不動産等以外の資産の区分）

第16条 前条の規定は、規則第26条第15号に規定する不動産投資法人の不動産等及び資産対応証券以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。

(交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項)

第17条 規則第29条第14号に規定する再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 再エネ特措法の制度の概要
- (2) 収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績
- (3) 認定事業者が認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気が交付対象区分等に該当する場合は、投資主が前号の実績を評価する上で参考となる情報として、認定事業者が受け取る供給促進交付金の基準価格からの算出方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、投資主が組入資産の明細を理解することに資する事項

第18条 前条の規定は、規則第34条第14号に規定するインフラ投資法人の交付対象区分等に該当する場合の特例表示事項について準用する。

(インフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)

第19条 規則第29条第15号に規定するインフラ投資信託のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とする。

- (1) 株式(インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則(以下、「インフラ投信等規則」という。)第3条第6項第1号に規定するものを除く。以下同じ。)及び投資証券(インフラ投信等規則第3条第6項第6号に規定するものを除く。以下同じ。)
- (2) 株式及び投資証券以外の有価証券
- (3) 信用取引に係る有価証券
- (4) 特定取引及び為替予約取引
- (5) その他特定資産

(インフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分)

第20条 前条の規定は、規則第34条第15号に規定するインフラ投資法人のインフラ資産等及びインフラ関連資産以外の資産の区分すべき資産の種類について準用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、改正後の規定は実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から実施し、同日以降の日を開示の基準とする月次開示から適用する。

附 則

1. この改正は、平成24年6月1日から実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。
2. 前記1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
2. 投信法附則第38条（検討）に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条第7号、第6条第12号、第7条第7号を新設。号ずれの整理。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第15条、第16条を新設。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第11条第3号を削除。号ずれの整理。

附 則

この改正は、令和元年9月30日から実施する。

*「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正（令和元年9月30日実施）に伴う号ずれの修正。

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第13条、第14条、第17条、第18条を新設。条ずれの整理。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条第4号、第11条の2第1号、第11条の2第2号（イ）の改正及び第11条を削除。

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成16年12月10日改正
平成17年 5月19日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月11日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月 8日改正
平成20年 3月13日改正
平成20年 7月10日改正
平成20年 9月11日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成22年10月14日改正
平成24年 3月15日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年11月20日改正
平成29年 5月18日改正
平成30年 9月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 6年 2月15日改正
令和 6年 3月 7日改正

この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第8条、第14条に規定する運用報告書及び第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。

- 1 規則第8条に規定する運用報告書（全体版）に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表1とする。
- 2 規則第8条に規定する交付運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表1-2とする。
- 3 規則第14条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表2とする。
- 4 規則第16条の2第3項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表3とする。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、改正後の規定は実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から実施し、改正後の別表2については同日以降に作成する運用報告書から、改正後の別表3については同日以降の日を開示の基準とする月次開示からそれぞれ適用する。

附 則

1. この改正は、平成24年6月1日から実施し、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。
2. 投信法附則第38条（検討）に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 1を改正。
- (2) 旧2、旧3を1ずつ繰り下げ、2を新設。
- (3) 別表1 見出し、2 (1) ロ (ハ)、(3) イ表、ロ (ロ) を改正し、旧 (ハ) から旧 (へ) を1字ずつ繰り下げ、(ハ) を新設。
- (4) 別表1 2 (4) 見出し、イ表、(注1)、(注2)、ロ見出し、(ハ) を改正し、旧 (ル) を削除し、旧 (ヲ) を (ル) に繰り上げ、(ヲ)、(ワ) を新設。
- (5) 別表1 2 (16) ロ (ニ) を改正。
- (6) 別表1-2を新設。
- (7) 別表2 旧5 (3)、旧6を6 (1)、6 (2) に繰り下げ、7を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書（全体版）及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表1 2 (5) イ. 様式例 (イ) にGを新設し、以下G~Mを繰り下げ。

- (2) 別表1 2 (5) ロ. 表示上の留意事項 (イ) を修正。
- (3) 別表1 2 (12) イ. 様式例 (ヲ) を新設し、以下 (ヲ) ~ (ウ) を繰り下げ。
- (4) 別表1 2 (12) ロ. 表示上の留意事項 (イ) を修正。
- (5) 別表1 2 (16) イ. 様式例 (イ) 及び ロ. 表示上の留意事項 (イ) を修正。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表2 6 (1) を削除。(2) を繰り上げイ. 様式例及びロ. (ハ) を修正。
- (2) 別表3 3 を削除。4 を繰り上げイ. 様式例及びロ. (ロ) を修正。

附 則

この改正は、令和元年9月30日から実施し、同日以後に到来する投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書から適用する。ただし、実施日以前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表1 2. (4) (カ) 及び (5) を新設。旧(5) から(18) を繰り下げ。
- (2) 別表1-2 2. (1) ①イ. 表示例及びロ. 表示上の留意事項を修正。
- (3) 別表1-2 2. (1) ③ (カ) 及び④を新設。旧④から⑧を繰り下げ。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 前文及び4を改正。
- (2) 別表2 6. (1) イ. 様式例及びロ. 表示上の留意事項 (ハ) を改正、(ホ) を新設。
- (3) 別表3 ○MMFの月次開示を削除、標題「○MR Fの月次開示」を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。ただし、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。

*改正は、次のとおりである。

- 別表1 2. (19) ロ. 表示上の留意点 (ハ) を新設。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

別表1 2. (13) ロ. 表示上の留意事項(ワ)を改正。

別表 1

証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例
（規則第 2 条、第 3 条）

1. 「ファンドの仕組み」（規則第 2 条第 1 項第 4 号）

イ. 様式例

当ファンドの仕組みは次のとおりです。

商 品 分 類		
信 託 期 間 と クローズド期間		
運 用 方 針		
主 要 運 用 対 象	ベビーファンド	
	株式マザー	
組 入 制 限	ベビーファンドのマザー組入上限比率	
	マザーファンドの株式組入上限比率	
分 配 方 針		

ロ. 「ファンドの仕組み」の表示上の留意事項

(イ) 商品分類は目論見書の分類とする。

(ロ) 運用方針の表示に当たっては、システム運用を行うファンドの場合は、システムの「名称」等を表示する。

2. 本文中の表示項目（規則第3条）

本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。

(1) 設定以来の運用実績

イ. 様式例

(イ) 単位型投資信託の場合

○ 設定以来の運用実績

決 算 期	基 準 価 額			受益者 利回り	ベンチマーク (参考指数) 期 中 騰 落 率	株式組入 比 率 等	株式先物 比 率	元 本 残 存 率
	(分配落)	税 込 分 配 金	期 中 騰 落 額					
(設 定 日) ○ 年 ○ 月 ○ 日	円	円	円	%	%	%	%	%
1 期 (○年○月○日)		—	—	—	—			
2 期								
⋮								
⋮								
⋮								
⋮								
⋮								
n 期								

(注) 1. 基準価額の騰落額及び騰落率は分配金込み。

2. 株式先物比率=買建比率-売建比率

(ロ) 追加型投資信託

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 最近5作成期の運用実績（追加型公社債投資信託は最近3作成期）

作成期	基準価額			ベンチマーク (参考指数)		株式組入 比率等	株式先物 比率	純資産 総額
	(分配落)	税込 分配金	期中 騰落率	期中 騰落率	期中 騰落率			
1 作成期末 ○年○月○日	円	円	%		%	%	%	百万円
2 作成期末 ○年○月○日								
3 作成期末								
4 作成期末								
5 作成期末								

(注) 1. 基準価額の騰落率は分配金込み。

2. 株式先物比率=買建比率-売建比率

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 最近5期の運用実績（追加型公社債投資信託は最近3作成期）

決算期	基準価額			ベンチマーク (参考指数)		株式組入 比率等	株式先物 比率	純資産 総額
	(分配落)	税込 分配金	期中 騰落率	期中 騰落率	期中 騰落率			
1 期 ○年○月○日	円	円	%		%	%	%	百万円
2 期 ○年○月○日								
3 期								
4 期								
5 期								

(注) 1. 基準価額の騰落率は分配金込み。

2. 株式先物比率=買建比率-売建比率

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 約款又は目論見書にベンチマークを明記しているファンドの場合は当該ベンチマーク、それ以外のファンドについては、商品性格に応じて適切な指数（例えば日経225種、TOPIX、資本金規模別株価指数、海外の株価指数、CB・クイック平均、為替等）を参考指数として表示する。
- (ロ) 「運用経過等の説明」において、基準価額の推移を図表にて表示するに当たり、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は株価指数等の参考指数）と併記できない場合は、併記しない具体的な理由（例えば、テーマ型ファンドや絶対リターン追求型ファンド等であっても、ベンチマーク若しくは参考指数が存在しない理由を詳細に表示する。）を「設定以来の運用実績」の様式欄の注記等により表示する。
- (ハ) 株式組入比率等の項目は、ファンドの運用指針に応じて適切と判断される主要な運用対象資産の比率（例えば新株予約権付社債（転換社債）で中心に運用するファンドは新株予約権付社債（転換社債）の比率）を表示する。
- 新株予約権証券（新株引受権証券を含む。以下別表1において同じ。）及び株式の性質を有するオプション証券等は株式組入比率に含めることとし、新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等が含まれている旨を注記する。
- なおファミリーファンド方式の場合には実質組入比率を表示するものとする。
- (ニ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、各作成期末毎に表示することとする。ただし、各決算期末毎に表示しても差し支えない。
- (ホ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについて各作成期末毎に表示する場合は、6ヶ月毎の作成期間に対応する決算期（第〇期～第〇期）の説明を欄外に注記する。
- (ヘ) ファンド・オブ・ファンズについては、ファンド・オブ・ファンズの目標を表す株価指数等、投資信託証券の組入比率を表示するものとする。
- (ト) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託にあっては、当該投資信託財産の純資産額（基準価額）の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。以下同じ。）の変動との連動率を表す指標を表示する。

連動率（例）

$$\frac{\text{期末純資産額}}{\text{期首純資産額}} \div \frac{\text{期末連動対象指標}}{\text{期首連動対象指標}} \times 100 (\%)$$

(2) 基準価額と市況推移

イ. 様式例

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○過去6ヶ月間の基準価額と市況推移

決算期	年 月 日	基 準 価 額		ベンチマーク (参考指数)		株式組入 比 率 等	株式先物 比 率
		円	騰落率 %	騰落率 %			
第〇〇期	(期 首)	円	%		%	%	%
	(月末)						
	(月末)						
	(期 末) 〇年〇月〇日						
第〇〇期	(期 首)						
	(月末)						
	(月末)						
	(期 末) 〇年〇月〇日						

(注) 期末基準価額は分配金込み、騰落率は期首比

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 当期中の基準価額と市況推移

年 月 日	基準価額		ベンチマーク (参考指数)		株式組入 比率等	株式先物 比率
	円	騰落率 %		騰落率 %		
(期 首) ○年○月○日						
(月 末)						
(月 末)						
(期 末) ○年○月○日						

(注) 期末基準価額は分配金込み、騰落率は期首比

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 「設定以来の運用実績」における表示上の留意事項(イ)、(ロ)、(ハ)に準ずる。
- (ロ) 期首、期末を除く期中の月別基準日は、月末最終営業日とする。ただし、ファンドの商品性格に応じて必要無いと判断できる場合は、月末の表示を省略することとする。
- (ハ) 基準価額、株価指数等の騰落率は、期首比とする。
- (ニ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から、過去6ヶ月間における基準価額の推移を表示することとする。
- (ホ) ファンド・オブ・ファンズについては、ファンド・オブ・ファンズの目標を表す株価指数等、投資信託証券の組入比率を表示するものとする。

(3) 分配原資の内訳

イ. 表示例

計算期間が6ヶ月未満のファンド（毎月決算の例）

（単位：円・%、1万口当たり・税引前）

項目	○期	○期	○期	○期	○期	○期
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日
	～	～	～	～	～	～
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日
当期分配金 （対基準価額比率）						
当期の収益						
当期の収益以外						
翌期繰越分配対象額						

計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例）

（単位：円・%、1万口当たり・税引前）

項目	○期
	0年0月0日～ 0年0月0日
当期分配金 （対基準価額比率）	
当期の収益	
当期の収益以外	
翌期繰越分配対象額	

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 当該運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。

(ロ) 表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。

(ハ) 「当期分配金」には「（対基準価額比率）」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。

(ニ) 「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補てん後の売買益（含、評価益）」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。

(ホ) 「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。

(ヘ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、

小数点以下を切り捨てるものとする。

なお、該当欄に数値がない場合は、「-」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。

また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。

(ト)「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。

(4) 1万口当たりの費用明細

イ. 様式例

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	当 期		項目の概要
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆)箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(単位型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中において発生した費用(消費税に係るものは消費税を含む)は、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率 (※)

(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。

若しくは

$$= \frac{\text{〔半期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔半期末の受益権口数〕}} + \frac{\text{〔期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔期末の受益権口数〕}}$$

期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。

「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価

$$\text{(☆5) (c) 売買委託手数料} = \frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

$$\text{(☆6) (d) 有価証券取引税} = \frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金

$$\text{(☆7) (e) その他費用} = \frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

その他費用

- ・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。

(追加型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中の費用(消費税の係るものは消費税を含む)は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

$$\text{(☆1) (a) 信託報酬} = \text{〔期中の平均基準価額〕} \times \text{信託報酬率}$$

期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。

「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価

$$(☆5) (c) \text{ 売買委託手数料} = \frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

$$(☆6) (d) \text{ 有価証券取引税} = \frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金

$$(☆7) (e) \text{ その他費用} = \frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

その他費用

- ・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。

(単位型及び追加型投資信託)

(注2) 各項目毎に円未満は四捨五入してあります。

なお、ファミリーファンド方式の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。

『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含みます。』

ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項

(注1) の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項

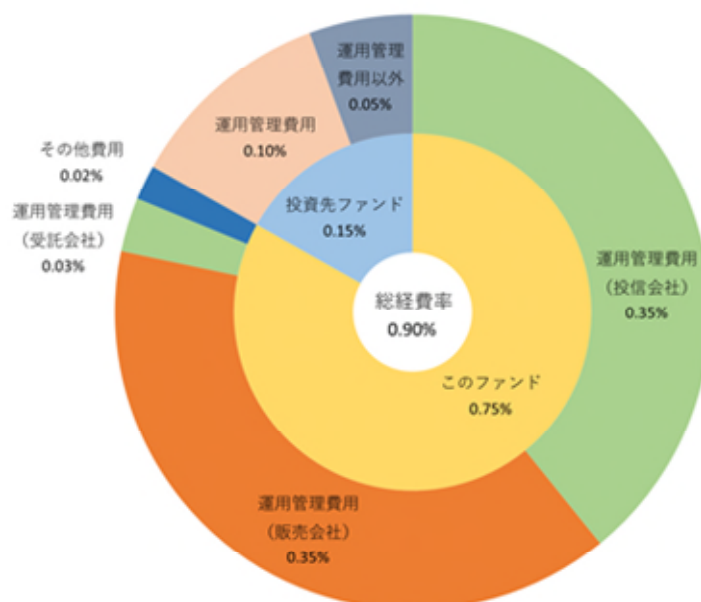
(イ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨)

(ロ) 期中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1口1円のファンドは、基準価額を表示する単位)

- (ハ) 1万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入。
- (ニ) 期中平均基準価額は各月末の単純平均。
- (ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。
- 売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末（決算の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。
- (ヘ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、ベビーファンドが直接支払ったものに、配当等収益額計算書に準じて計算した当該ベビーファンドに帰属するマザーファンドの各々の金額を加算する。
- (ト) 当該額が負（マイナス）になる場合は、表中に△を付す。
- (チ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、各計算期間の(a)~(e)を算出し、作成期末から過去6ヶ月間において合算して表示することとする。ただし、各決算毎に表示しても差し支えない。
- (リ) 計算期間が6ヶ月以上のファンドについて、前期分の表示をしても差し支えない。
- (ヌ) 直販専用ファンドについては、信託報酬における販売会社の項目は表示しなくても差し支えないこととする。
- (ル) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。
- (ヲ) 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。
- なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。
- (ワ) 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」旨の注記を付すこととする。
- (カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載するものとする。

(5) (参考情報) 総経費率

イ. 様式例



総経費率 (①+②+③)	0.90%
①このファンドの費用の比率	0.75%
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%

- (注1) ①の費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- (注2) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。
- (注3) 各比率は、年率換算した値です。
- (注4) 投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
- (注5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- (注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- (注7) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

ロ. (参考情報) 総経費率の表示上の留意事項

- (イ) 運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において用いた期中の各費用の比率（年率）とする。
- (ロ) 投資先ファンドがある場合は、(注4)～(注6)の旨の注記を行うものとする。

(ハ) ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率（「1 万円当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値）、②投資先ファンドの運用管理費用の比率（簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用（信託報酬）」の比率から「このファンドの運用管理費用（信託報酬）」の比率を差し引いた率（以下、運用管理費用率（簡便））を用いることができる。）及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）の比率（簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率（簡便）を差し引いた率を用いることができる。）の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。

なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例えば（注7）として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受益者に誤解を与えないように留意するものとする。

③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない場合は、開示項目名を「経費率（投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。）」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行うこととする。

(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略することとする。

(6) 売買及び取引の状況

イ. 様式例

(イ) 直接投資ファンド

A 株 式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 過去6ヶ月間の売買状況 (年 月 日から 年 月 日まで)

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買 付		売 付	
		株 数	金 額	株 数	金 額
国内	上 場	千株 ()	千円 ()	千株 ()	千円 ()
	未 上 場				
外国	米 国	百株	千米ドル	百株	千米ドル
	英 国		千ポンド		千ポンド
		千.....		千.....
	未上場,未登録(米国)				

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) () 内は増資割当、株式転換・合併等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 期中の売買状況 (年 月 日から 年 月 日まで)

		買 付		売 付	
		株 数	金 額	株 数	金 額
		国内	上 場	千株 ()	千円 ()
未 上 場					
外国	米 国	百株	千米ドル	百株	千米ドル
	英 国		千ポンド		千ポンド
		千.....		千.....
	未上場,未登録(米国)				

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) () 内は増資割当、株式転換・合併等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

B 新株予約権証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買 付		売 付	
		証券数	金 額	証券数	金 額
国	内	証券 千円	千円	証券 ()	千円 ()
外 国	米国		千米ドル		千米ドル
	英国		千ポンド		千ポンド
	……		千……		千……

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買 付		売 付	
		証券数	金 額	証券数	金 額
国	内	証券 千円	千円	証券 ()	千円 ()
外 国	米国		千米ドル		千米ドル
	英国		千ポンド		千ポンド
	……		千……		千……

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

C オプション証券等

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買 付		売 付	
		証券数	金 額	証券数	金 額
国	内	証券	千円	証券 ()	千円 ()
外 国	米国		千米ドル		千米ドル
	英国		千ポンド		千ポンド
	……		千……		千……

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買 付		売 付	
		証券数	金 額	証券数	金 額
国	内	証券	千円	証券 ()	千円 ()
外 国	米国		千米ドル		千米ドル
	英国		千ポンド		千ポンド
	……		千……		千……

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

D 新株予約権付社債（転換社債）

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買付		売付	
		額面	金額	額面	金額
国内		千円	千円	()	()
外国	米国	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
	英国	千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
	……	千……	千……	千……	千……

(注1) 金額は受渡し代金（経過利子分は含まれておりません）。

(注2) () 内は予約権行使による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買付		売付	
		額面	金額	額面	金額
国内		千円	千円	()	()
外国	米国	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
	英国	千ポンド	千ポンド	千ポンド	千ポンド
	……	千……	千……	千……	千……

(注1) 金額は受渡し代金（経過利子分は含まれておりません）。

(注2) () 内は予約権行使による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

E 公社債

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期	
		買付額	売付額
国内	国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千円	千円 ()
外国	米国 国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千米ドル	千米ドル ()
	英国 国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千ポンド	千ポンド ()
	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	千………	千……… ()
	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	千………	千……… ()

(注1) 金額は受渡し代金(経過利子分は含まれておりません)。

(注2) ()内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

(注3) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買付額	売付額
国内	国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千円	千円 ()
外国	米国 国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千米ドル	千米ドル ()
	英国 国債証券 地方債証券 特殊債証券 社債	千ポンド	千ポンド ()
	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	千………	千……… ()
	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮	千………	千……… ()

(注1) 金額は受渡し代金(経過利子分は含まれておりません)。

(注2) ()内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

(注3) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

F 投資信託受益証券、投資証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		単位数又は口数	買付額	単位数又は口数	売付額
国内		千口	千円 ()	千口	千円 ()
外国	米国		千米ドル		千米ドル ()
	英国		千ポンド		千ポンド ()
	… …		千………		千……… ()

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) () 内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		単位数又は口数	買付額	単位数又は口数	売付額
国内		千口	千円 ()	千口	千円 ()
外国	米国		千米ドル		千米ドル ()
	英国		千ポンド		千ポンド ()
	… …		千………		千……… ()

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) () 内は償還による減少分で、上段の数字には含まれておりません。

G 新投資口予約権証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買付		売付	
		証券数	金額	証券数	金額
国内				()	()
外国	米国				
	英国				
	・・・				

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
		買付		売付	
		証券数	金額	証券数	金額
国内				()	()
外国	米国				
	英国				
	・・・				

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) ()内は、権利行使及び権利行使期間満了等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

H その他有価証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期	
		買付額	売付額
国内	コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益権	千円	千円
外国	米国 譲渡性預金証書 コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益証券 貸付債権信託受益権	千米ドル	千米ドル
	英国 譲渡性預金証書 コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益証券 貸付債権信託受益権	千ポンド	千ポンド
	・ 譲渡性預金証書 ・ コマーシャル・ペーパー ・ 貸付債権信託受益証券 ・ 貸付債権信託受益権	千………	千………

(注) 金額は受渡し代金。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買付額	売付額
国内	コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益権	千円	千円
外国	米国 譲渡性預金証書 コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益証券 貸付債権信託受益権	千米ドル	千米ドル
	英国 譲渡性預金証書 コマーシャル・ペーパー 貸付債権信託受益証券 貸付債権信託受益権	千ポンド	千ポンド
	・ 譲渡性預金証書 ・ コマーシャル・ペーパー ・ 貸付債権信託受益証券 ・ 貸付債権信託受益権	千………	千………

(注) 金額は受渡し代金。

I 金銭債権

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期		
		種 類	買付額	売付額
国 内			千円	千円
外 国	米 国		千米ドル	千米ドル
	英 国		千ポンド	千ポンド
		千.....	千.....

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		種 類	買 付 額	売 付 額
国 内			千円	千円
外 国	米 国		千米ドル	千米ドル
	英 国		千ポンド	千ポンド
		千.....	千.....

J 約束手形

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期		
		買 付 額	売 付 額	
国 内		千円	千円	
外 国	米 国	千米ドル	千米ドル	
	英 国	千ポンド	千ポンド	
	千.....	千.....	

計算期間が6ヶ月以上のファンド

		買 付 額	売 付 額	
国 内		千円	千円	
外 国	米 国	千米ドル	千米ドル	
	英 国	千ポンド	千ポンド	
	千.....	千.....	

K 商品

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○過去6ヶ月間の売買状況（年 月 日から 年 月 日まで）

決算期		第〇〇期～第〇〇期			
種 類 別		買 付		売 付	
		数 量	金 額	数 量	金 額
邦 貨 建	金		千円		千円
	小豆				
	⋮				
外 貨 建	米 国	金	千米ドル		千米ドル
		小豆			
		⋮			
	英 国	金	千ポンド		千ポンド
		小豆			
		⋮			
	⋮	⋮	千…		千…
		⋮			
		⋮			

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) 数量については、任意表示項目とする。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○期中の売買状況（年 月 日から 年 月 日まで）

種 類 別		買 付		売 付	
		数 量	金 額	数 量	金 額
邦 貨 建	金		千円		千円
	小豆				
	⋮				
外 貨 建	米 国	金	千米ドル		千米ドル
		小豆			
		⋮			
	英 国	金	千ポンド		千ポンド
		小豆			
		⋮			
	⋮	⋮	千…		千…
		⋮			
		⋮			

(注1) 金額は受渡し代金。

(注2) 数量については、任意表示項目とする。

L 先物取引の種類別取引状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決 算 期		第〇〇期～第〇〇期			
		買 建		売 建	
種 類 別		新規買付額	決済額	新規売付額	決済額
国内	株式先物取引	百万円	百万円	百万円	百万円
	債券先物取引				
	商品先物取引				
	：				
外国	株式先物取引				
	債券先物取引				
	商品先物取引				
	：				

(注) 金額は受渡し代金。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

種 類 別		買 建		売 建	
		新規買付額	決済額	新規売付額	決済額
国内	株式先物取引	百万円	百万円	百万円	百万円
	債券先物取引				
	商品先物取引				
	：				
外国	株式先物取引				
	債券先物取引				
	商品先物取引				
	：				

(注) 金額は受渡し代金。

M オプションの種類別取引状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決 算 期		第〇〇期～第〇〇期								
種 類 別	コール プット 別	買 建				売 建				
		新 規 買付額	決 済 額	権 利 行 使	権 利 放 棄	新 規 売付額	決 済 額	権 利 被行使	義 務 消 滅	
国 内	株式指数オプション 取 引	コール プット	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	個別株オプション 取 引	コール プット								
	債券オプション 取 引	コール プット								
	金 利	コール プット								
	通 貨	コール プット								
	商品指数オプション 取 引	コール プット								
	⋮	コール プット								
外 国	株式指数オプション 取 引	コール プット								
	個別株オプション 取 引	コール プット								
	債券オプション 取 引	コール プット								
	金 利	コール プット								
	通 貨	コール プット								
	商品指数オプション 取 引	コール プット								
	⋮	コール プット								

(注) 金額は受渡し代金。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

種 類 別	コール プット 別	買 建				売 建			
		新 規 買付額	決 済 額	権 利 行 使	権 利 放 棄	新 規 売付額	決 済 額	権 利 被行使	義 務 消 滅
国 内	株式指数オプション 取 引	コール プット	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	個別株オプション 取 引	コール プット							
	債券オプション 取 引	コール プット							
	金 利	コール プット							
	通 貨	コール プット							
	商品指数オプション 取 引	コール プット							
	⋮	コール プット							
国 外	株式指数オプション 取 引	コール プット							
	個別株オプション 取 引	コール プット							
	債券オプション 取 引	コール プット							
	金 利	コール プット							
	通 貨	コール プット							
	商品指数オプション 取 引	コール プット							
	⋮	コール プット							

(注) 金額は受渡し代金。

N スワップ及び先渡取引状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ スワップ及び先渡取引契約金額

種 類	第〇〇期～第〇〇期
	取引契約金額
金 利	百万円
通 貨	
金利先渡	
為替先渡	
商品先渡	
...	

(注) 金額は受渡し代金。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

種 類	当 期
	取引契約金額
金 利	百万円
通 貨	
金利先渡	
為替先渡	
商品先渡	
...	

(注) 金額は受渡し代金。

(ロ) 間接投資ファンド

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 親投資信託受益証券の設定、解約状況

(年 月 日から 年 月 日まで)

決算期	第〇〇期～第〇〇期			
	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
……マザー	千口	千円	千口	千円
……マザー				
……マザー				

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 親投資信託受益証券の設定、解約状況

(年 月 日から 年 月 日まで)

	設 定		解 約	
	口 数	金 額	口 数	金 額
……マザー	千口	千円	千口	千円
……マザー				
……マザー				

ロ. 表示上の留意事項

計算期間が6ヶ月未満のファンドは、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月についての売買状況を合算して表示することとする。ただし、各決算期毎に表示しても差し支えない。

(イ) 直接投資ファンド

- ① 表示する表を資産別に区別し、表示順序は、株式、新株予約権証券、オプション証券等、新株予約権付社債（転換社債）、公社債、投資信託受益証券及び投資証券、新投資口予約権証券、その他有価証券、金銭債権、約束手形、商品、先物、オプション、スワップ及び先渡取引の順とする。
- ② 各々を国内と外国に分けて表示する。
- ③ 該当しない資産については、表を省略し、() 内の番号を繰り上げる。
- ④ 外貨建の邦貨換算金額は、次の方法による。
期中の売買金額は、各月末（決算日の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。
- ⑤ Hその他有価証券については、任意表示項目とし、表示しなくても差し支えないこととする。
- ⑥ K商品の数量については、任意表示事項とし、表示しなくても差し支えないこととする。
- ⑦ L先物取引の種類別取引状況、Mオプションの種類別取引状況について、派生商品を積極的に利用するファンドにおいては、(6) 派生商品の取引状況等で別途の区分で表示した場合は、省略できることとする。
- ⑧ 投資信託受益証券、投資証券は銘柄毎に表示する。

(ロ) 間接投資ファンド

ベビーファンドが直接組み入れを行なった場合は(イ) 直接投資ファンドの表示に準じ、その後に親投資信託受益証券の銘柄毎の設定、解約を表示する。

(7) 派生商品の取引状況等

(派生商品を積極的に利用するファンド)

イ. 様式例

A 先物取引の銘柄別取引・残高状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決算期		第〇〇期～第〇〇期							
銘柄別		買 建		売 建		作成期末評価額			
		新規 買付額	決済額	新規 売付額	決済額	買建額	売建額	評価損益	
国 内	株 式	日経 225	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		日経 300							
		⋮							
	債 券	⋮							
	商 品	⋮							
	⋮	⋮							
	外 国	株 式	S & P 500						
⋮									
⋮									
債 券		⋮							
商 品		⋮							
⋮	⋮								

計算期間が6ヶ月以上のファンド

銘柄別		買 建		売 建		当 期 末 評 価 額			
		新 規 買付額	決 済 額	新 規 売付額	決 済 額	買 建 額	売 建 額	評 価 損 益	
国 内	株 式	日経 225	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
		日経 300							
		⋮							
	債 券	⋮							
	商 品	⋮							
	⋮	⋮							
	外 国	株 式	S & P 500						
			⋮						
⋮									
債 券		⋮							
⋮		⋮							

B オプションの銘柄別取引・残高状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決 算 期			第 ○ ○ 期 ~ 第 ○ ○ 期											
銘 柄 別		コール プット 別	買 建				売 建				作 成 期 末 評 価 額			
			新 規 買 付 額	決 済 額	権 利 行 使	権 利 放 棄	新 規 売 付 額	決 済 額	権 利 被 行 使	義 務 消 滅	買 建 額	売 建 額	評 価 損 益	
国 内	株 式	日経225	コール	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		プット												
		日経300												
	個 別 株													
	債 券	∴												
	商 品	∴												
	∴	∴												
	外 国	株 式	S&P 500	コール										
プット														
個別株														
債 券		∴												
商 品		∴												
∴	∴													

計算期間が6ヶ月以上のファンド

銘柄別		コール プット 別	買 建				売 建				作 成 期 末 評 価 額		
			新 規 買付額	決 済 額	権 利 行 使	権 利 放 棄	新 規 売付額	決 済 額	権 利 被行使	義 務 消 滅	買 建 額	売 建 額	評 価 損 益
国 内	株 式	日経 225	コール プット	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		日経 300											
		個 別 株											
	債 券	∴											
	商 品	∴											
	∴	∴											
	外 国	株 式	S & P 500	コール プット									
			個 別 株										
			∴										
債 券		∴											
商 品		∴											
	∴												

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 各々を国内と外国に分けて表示する。

(ロ) 外貨建の邦貨換算金額は、次の方法による。

期中の売買金額は、各月末（決算日の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。

(ハ) 個別株オプションについては銘柄別開示でも合計額の開示でも可とする。

ただし、合計額での開示の場合は、(12) 組入れ資産の明細における(ム) 個別株オプションの銘柄別期末残高表を準用して開示する。

(ニ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における取引金額及び作成期末における取引残高を表示することとする。ただし、各決算期毎に表示しても差し支えない。

(8) 株式売買比率

イ. 様式例

(イ) 直接投資ファンド

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合

項 目	第〇〇期～第〇〇期
(a) 期中の株式売買金額	千円
(b) 期中の平均組入株式時価総額	
(c) 売 買 高 比 率 (a)／(b)	

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合

項 目	当 期
(a) 期中の株式売買金額	千円
(b) 期中の平均組入株式時価総額	
(c) 売 買 高 比 率 (a)／(b)	

(ロ) 間接投資ファンド

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合

項 目	第〇〇期～第〇〇期	
	子ファンド	マザーファンド
(a) 期中の株式売買金額	千円	千円
(b) 期中の平均組入株式時価総額		
(c) 売買高比率 (a)/(b)		

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 株式売買金額の平均組入株式時価総額に対する割合

項 目	当 期	
	子ファンド	マザーファンド
(a) 期中の株式売買金額	千円	千円
(b) 期中の平均組入株式時価総額		
(c) 売買高比率 (a)/(b)		

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 売買高比率は小数点以下2位未満切捨。

(ロ) 期中の株式売買金額には、増資、配当株式等を含めない。単位千円。(単位未満切捨)

(ハ) 期中の平均組入株式時価総額は、月末に残高がない月数を除いた単純平均とする。
単位千円。(単位未満切捨)

(ニ) 外貨建株式の邦貨換算は、次の方式による。

・期中の株式売買金額は、各月末(決算日の属する月については決算日)の仲値で換算した邦貨金額の合計。

・期中の平均組入株式時価総額は、各月末の仲値で換算した邦貨金額の合計。

(ホ) 間接投資ファンドの場合

ベビーファンド及び当該各マザーファンドの株式売買比率を表示する。計算期間(※)はベビーファンドの計算期間(※)とする。

なお、組入有価証券の表示現在日をベビーファンドの決算日の属する月の前月末現在とした場合は、株式売買金額の計算期間(※)を前月末までとすることができる。

また、信託終了の場合は、この期間をベビーファンドにおける直前の決算時(計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、前作成期末)の表示現在日の翌日から、親投資信託受益証券の組み入れがゼロとなった日の属する月の前月末日までとすることができる。

(へ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における売買高比率を通算して表示することとする。ただし、各決算期毎に表示しても差し支えない。

(※) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間を対象とする。

(9) 主要な売買銘柄

イ. 様式例

A 株式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 過去6ヶ月間における主要な売買銘柄

第 ○ ○ 期								第 ○ ○ 期							
買 付				売 付				買 付				売 付			
銘柄	株数	金額	平均 単価	銘柄	株数	金額	平均 単価	銘柄	株数	金額	平均 単価	銘柄	株数	金額	平均 単価
	千株	千円	円		千株	千円	円		千株	千円	円		千株	千円	円

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 当期中の主要な売買銘柄

当 期							
買 付				売 付			
銘柄	株数	金額	平均単価	銘柄	株数	金額	平均単価
	千株	千円	円		千株	千円	円

B 新株予約権付社債（転換社債）

計算期間が6ヶ月未満のファンド

第 ○ ○ 期				第 ○ ○ 期			
買 付		売 付		買 付		売 付	
銘柄	金額	銘柄	金額	銘柄	金額	銘柄	金額
	千円		千円		千円		千円

計算期間が6ヶ月以上のファンド

買 付		売 付	
銘 柄	金 額	銘 柄	金 額
	千円		千円

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 受渡し代金の上位10銘柄程度表示する(国内・外国を合算してもよい)。

(ロ) 外貨建のものについては円ベースで表示する。

(ハ) 主要投資対象について組入有価証券毎に区分し、表示の順序は、株式、新株予約権証券、オプション証券等、新株予約権付社債(転換社債)、公社債の順とする。公社債の様式は、新株予約権付社債(転換社債)に準ずるものとし、該当しないものについては、表を省略できる。

(ニ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における主要な売買銘柄を各決算期毎に表示することとする。ただし、作成期間において銘柄毎に合算して表示しても差し支えない。

(ホ) 主要な売買銘柄については任意表示項目とし、表示しなくても差し支えないこととする。

(10) 利害関係人との取引状況等

イ. 様式例

(イ) 直接投資ファンド

A 利害関係人との取引状況

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 過去6ヶ月間における利害関係人との取引状況

決 算 期	第〇〇期～第〇〇期					
	区 分	買付額等			売付額等	
A		うち利害関係人 との取引状況B	B / A	C	うち利害関係人 との取引状況D	D / C
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
株 式						
新株予約権証券						
オプション証券等						
公 社 債						
新株予約権付社債券(転換社債券)						
新株予約権付社債券(新株引受権付社債券)						
その他有価証券						
.....						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
.....						
預 金						
譲渡性預金証書						
金 銭 信 託						
そ の 他						
現先取引(公社債)						
現先取引(その他有価証券)						
現先取引(譲渡性預金証書)						
金 銭 債 権						
約 束 手 形						
信 託 受 益 権						
匿名組合出資持分						
受益証券発行信託						
.....						

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 当期中の利害関係人との取引状況

区 分	当 期					
	買付額等 A	うち利害関係人 との取引状況B	B / A	売付額等 C	うち利害関係人 との取引状況D	D / C
株 式	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
新株予約権証券						
オプション証券等						
公 社 債						
新株予約権付社債券(転換社債券)						
新株予約権付社債券(新株引受権付社債券)						
その他有価証券						
.....						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
.....						
預 金						
譲渡性預金証書						
金 銭 信 託						
そ の 他						
現先取引(公社債)						
現先取引(その他有価証券)						
現先取引(譲渡性預金証書)						
金 銭 債 権						
約 束 手 形						
信 託 受 益 権						
匿名組合出資持分						
受益証券発行信託						
.....						

B 利害関係人の発行する有価証券等

計算期間が6ヶ月未満のファンド

種 類	第〇〇期～第〇〇期		
	買付額	売付額	作成期末保有額
株 式	百万円	百万円	百万円
新株予約権証券			
オプション証券等			
新株予約権付社債(転換社債)			
:			

計算期間が6ヶ月以上のファンド

種 類	当 期		
	買付額	売付額	作成期末保有額
株 式	百万円	百万円	百万円
新株予約権証券			
オプション証券等			
新株予約権付社債（転換社債）			
：			

C 利害関係人である金融商品取引業者が主幹事となって発行される有価証券

D 利害関係人である金融商品取引業者、金融機関が私募の取扱い代表者となって発行される有価証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

種 類	第〇〇期～第〇〇期
	買 付 額
株 式	百万円
新株予約権証券	
オプション証券等	
新株予約権付社債（転換社債）	
：	

計算期間が6ヶ月以上のファンド

種 類	当 期
	買 付 額
株 式	百万円
新株予約権証券	
オプション証券等	
新株予約権付社債（転換社債）	
：	

E 売買委託手数料総額に対する利害関係人への支払比率

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○過去6ヶ月間における利害関係人への支払比率

項 目	第〇〇期～第〇〇期
売買委託手数料総額 (A)	千円
うち利害関係人への支払額 (B)	
(B) / (A)	%

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○当期中の利害関係人への支払比率

項 目	当 期
売買委託手数料総額 (A)	千円
うち利害関係人への支払額 (B)	
(B) / (A)	%

(ロ) 間接投資ファンド

様式については、直接投資ファンドに準じたものとする。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 金額は受渡し代金で表示する。

(ロ) 欄外に利害関係人について次のとおり注記する。

『利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当期における当ファンドに係る利害関係人とは、〇〇〇〇、〇〇〇〇…です。』

(ハ) A利害関係人との取引状況からE売買委託手数料総額に対する利害関係人への支払比率はファンド・オブ・ファンズについても準用するものとする。

(ニ) 間接投資ファンドの場合は、ベビーファンド（直接組み入れがある場合）、各マザーファンドの順に有価証券別の当該金額を表示する。

なお、Aについては、対応する期間（ベビーファンドの計算期間、若しくは計算期間が6ヶ月未満のファンドについては各計算期間）を明記し、欄外に平均保有割合を次のとおり表示する。

『平均保有割合〇. 〇%』

※平均保有割合とは、マザーファンドの残存口数の合計に対する当該ベビーファンドのマザーファンド所有口数の割合。』

また、Eについては、次のとおり注記する。

『売買委託手数料総額は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含みます。』

(ホ) 該当しない区分については省略する。

(ヘ) 外貨建の邦貨換算方法は、次のとおりとする。

期中の売買金額は、各月末（決算日の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。

(ト) 利害関係人の発行する有価証券等には、譲渡性預金証書も含む。

(チ) C、Dについては、当該有価証券の発行日までに取得の申し込みをして実際に取得した場合及び発行日以降30日以内に取得した場合、その取得額を表示する。

(リ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における利害関係人との取引状況等を合算して表示することとする。ただし、作成期間において各決算期毎に表示しても差し支えない。

(ヌ) A、B、Cの株式欄について上場、登録株式と未上場、未登録株式を分けて表示しても可とする。

(11) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は商品取引受託業務を兼業している委託
会社の自己取引状況

イ. 様式例

計算期間が6ヶ月未満のファンド

決 算 期	第〇〇期～第〇〇期					
	買 付			売 付		
区 分	買付額 (A)	うち自己取引 状況 (B)	(B)/(A)	売付額 (C)	うち自己取引 状況 (D)	(D)/(C)
	百万円	百万円	(%)	百万円	百万円	(%)
有価証券						
有価証券先物取引						
有価証券指数等先物取引						
有価証券オプション取引						
有価証券先渡取引						
有価証券店頭指数等先渡取引						
有価証券店頭オプション取引						
金融先物取引						
店頭金融先物取引						
商品						
商品先物取引						
商品指数先物取引						
商品指数オプション取引						
⋮						
上記に類似した外国市場での 取引						

計算期間が6ヶ月以上のファンド

区 分	当 期					
	買 付			売 付		
	買付額 (A)	うち自己取引 状況 (B)	(B)/(A)	売付額 (C)	うち自己取引 状況 (D)	(D)/(C)
百万円	百万円	(%)	百万円	百万円	(%)	
有価証券						
有価証券先物取引						
有価証券指数等先物取引						
有価証券オプション取引						
有価証券先渡取引						
有価証券店頭指数等先渡取引						
有価証券店頭オプション取引						
金融先物取引						
店頭金融先物取引						
商品						
商品先物取引						
商品指数先物取引						
商品指数オプション取引						
⋮						
上記に類似した外国市場での 取引						

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額を欄外に注記する。
- (ロ) スワップ及び先渡取引については、取引金額と総額に対する比率を欄外に注記する。
- (ハ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における自己取引状況を合算して表示することとする。ただし、作成期間において各決算期毎に表示しても差し支えない。
- (ニ) 自己取引を行っていない区分については表示する必要は無い。

(12) 委託会社による自社が設定する投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の自己取得及び処分の状況

イ. 表示例

○自社による当ファンドの設定・解約状況

期首残高 (元 本)	当期設定 元 本	当期解約 元 本	期末残高 (元 本)	取引の理由
百万円	百万円	百万円	百万円	

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 取引の理由は、正会員の業務運営等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる事項に分けて表示する。

(ロ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、運用報告書の作成期間の作成期首、作成期末の残高及び作成期間における設定・解約額を表示例に準じて表示する。

(13) 組入資産の明細

イ. 様式例

(イ) 国内株式

A 上場株式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	第〇〇作成 期 末		第〇〇作成 期 末	
	株 数	株 数	株 数	評 価 額
……業種 (##、#%) 銘 柄 ⋮ 銘 柄 ……業種 (##、#%) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	千株	千株	千株	千円
合 計	株 数 、 金 額 銘柄数 <比率>			< %>

(注1) 銘柄欄の () 内は国内株式の評価総額に対する各業種の比率。

(注2) 合計欄の < >内は純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末	
	株 数	株 数	評 価 額
……業種(##、#%) 銘 柄 ⋮ 銘 柄 ……業種(##、#%) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	千株	千株	千円
合 計	株 数 、 金 額 銘柄数 <比率>		< % >

(注1) 銘柄欄の()内は国内株式の評価総額に対する各業種の比率。

(注2) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

B 未上場株式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	第〇〇作成 期 末	第〇〇作成 期 末	
	株 数	株 数	評 価 額
……業種(##、#%) 〇〇 銘 柄 ⋮ 〇〇 銘 柄	千株	千株	千円
合 計	株 数 、 金 額 銘柄数 <比率>		< % >

(注1) 銘柄欄の()内は国内株式の評価総額に対する各業種の比率。

(注2) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末	
	株 数	株 数	評 価 額
……業種 (##、#%) ○○ 銘 柄 ⋮ ○○ 銘 柄	千株	千株	千円
合 計	株 数 、 金 額		
	銘柄数 <比率>		< % >

(注1) 銘柄欄の () 内は国内株式の評価総額に対する各業種の比率。

(注2) 合計欄の < > 内は純資産総額に対する評価額の比率。

(ロ) 外国株式

A 上場、登録株式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	第○○作成 期 末	第○○作成 期 末		業種等	
	株 数	株 数	評 価 額		
			外貨建 金 額		邦貨換算 金 額
(米国………ニューヨーク市場) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	百株	百株	千米ドル	千円	
小 計	株 数 、 金 額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
(英国………ロンドン市場) 銘 柄 ⋮ 銘 柄			千ポンド		
小 計	株 数 、 金 額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
合 計	株 数 、 金 額		—		
	銘柄数<比率>		—	< % >	

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末			業種等
	株 数	株 数	評 価 額		
			外貨建 金 額	邦貨換算 金 額	
(米国………ニューヨーク市場) 銘 柄 ∴ ∴ 銘 柄	百株	百株	千米ドル	千円	
小 株数、金額					
小 計 銘柄数<比率>			—	< %>	
(英国………ロンドン市場) 銘 柄 ∴ ∴ 銘 柄			千ポンド	千円	
小 株数、金額					
小 計 銘柄数<比率>			—	< %>	
合 株数、金額			—		
合 計 銘柄数<比率>			—	< %>	

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

B 未上場、未登録株式

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	第〇〇作成 期 末	第〇〇作成 期 末		
	株 数	株 数	評 価 額	
			外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
	百株	百株	千米ドル	千円
(米国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄				
小計	株数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
〇〇 銘 柄 ⋮ 銘 柄				
小計	株数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
合計	株数、金額		—	
	銘柄数<比率>		—	< % >

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末		
	株 数	株 数	評 価 額	
			外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
(米国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	百株	百株	千米ドル	千円
小計	株数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
〇〇 銘 柄 ⋮ 銘 柄				
小計	株数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
合計	株数、金額		—	
	銘柄数<比率>		—	< % >

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < > は純資産総額に対する各国別株式評価額の比率。

(ハ) 国内新株予約権証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	第〇〇作成 期 末	第〇〇作成 期 末	
		証 券 数	証 券 数 評 価 額
〇〇 銘 柄 ⋮ 〇〇 銘 柄	証券	証券	千円
合 計	証 券 数 、 金 額		
	銘柄数 <比率>		< %>

(注) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末	
	証 券 数	証 券 数	評 価 額
〇〇 銘 柄 ⋮ 〇〇 銘 柄	証券	証券	千円
合 計	証 券 数 、 金 額		
	銘柄数 <比率>		< %>

(注) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

(二) 外国新株予約権証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 組入有価証券明細表

銘柄	第〇〇作成 期 末	第〇〇作成 期 末			
		証券数	証券数	評 価 額	
				外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
	証券	証券	千米ドル	千円	
(米 国) 銘柄 ⋮ 銘柄					
小計	証券数、金額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
(英 国) 銘柄 ⋮ 銘柄			千ポンド		
小計	証券数、金額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
合計	証券数、金額		—		
	銘柄数<比率>		—	< % >	

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末		
	証券数	証券数	評 価 額	
			外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
(米 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	証券	証券	千米ドル	千円
小計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
(英 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄			千ポンド	
小計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
合計	証券数、金額		—	
	銘柄数<比率>		—	< % >

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別評価額の比率。

(ホ) 国内オプション証券等

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘柄	銘柄	第〇〇作成 期 末		
		証 券 数	証 券 数	評 価 額
〇〇 銘柄		証券	証券	千円
⋮				
〇〇 銘柄				
合 計	証 券 数 、 金 額			
	銘柄数 <比率>			< % >

(注) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘柄	銘柄	期 首 (前期末)		当 期 末	
		証 券 数	証 券 数	証 券 数	評 価 額
〇〇 銘柄		証券	証券	証券	千円
⋮					
〇〇 銘柄					
合 計	証 券 数 、 金 額				
	銘柄数 <比率>				< % >

(注) 合計欄の< >内は純資産総額に対する評価額の比率。

(へ) 外国オプション証券等

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 組入有価証券明細表

銘柄	第〇〇作成 期 末	第〇〇作成 期 末			
		証券数	証券数	評 価 額	
				外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
(米 国) 銘柄 ⋮ 銘柄	証券	証券	千米ドル	千円	
小計	証券数、金額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
(英 国) 銘柄 ⋮ 銘柄			千ポンド		
小計	証券数、金額				
	銘柄数<比率>		—	< % >	
合計	証券数、金額		—		
	銘柄数<比率>		—	< % >	

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄	期 首 (前期末)	当 期 末		
	証券数	証券数	評 価 額	
			外貨建 金 額	邦貨換算 金 額
(米 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	証券	証券	千米ドル	千円
小計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
(英 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄			千ポンド	
小計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>		—	< % >
合計	証券数、金額		—	
	銘柄数<比率>		—	< % >

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は純資産総額に対する各国別評価額の比率。

(ト) 国内新株予約権付社債 (転換社債)

○組入有価証券明細表

銘 柄	第 ○ ○ 作 成 期 末	
	額 面 金 額	評 価 額
銘 柄 ⋮ 銘 柄	千円	千円
合計	金 額	
	銘柄数<比率>	< % >

(注) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(チ) 外国新株予約権付社債（転換社債）

○ 組入有価証券明細表

銘 柄	第〇〇作成 期 末		
	額面金額	評 価 額	
		外貨建金額	邦貨換算金額
(米 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	千米ドル	千米ドル	千円
小 計			
金 額			
銘柄数<比率>			< % >
(英 国) 銘 柄 ⋮ 銘 柄	千ポンド	千ポンド	千円
小 計			
金 額			
銘柄数<比率>			< % >
合 計			
金 額			
銘柄数<比率>			< % >

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < > は純資産総額に対する評価額の比率。

(リ) 公社債

A 債券種類別開示

(A) 国内（邦貨建）公社債

○ 組入有価証券明細書

作成期	第 〇 〇 作 成 期 末							
	区 分	額面金額	評 価 額	組入比率	うちBB格 以下組入 比率	残存期間別組入れ比率		
						5年以上	2年以上	2年未満
国 債 証 券	千円	千円	%	%	%	%	%	
地 方 債 証 券								
特 殊 債 券 (除く金融債券)								
金 融 債 券								
新株予約権付社債 (転 換 社 債)								
普 通 社 債 券								
合 計								

(注) 組入比率は、純資産総額（ただし追加型公社債投信については資産総額も可とする）に対する評価額の割合。

(B) 外国（外貨建）公社債

○ 組入有価証券明細表

作成期	第〇〇作成期末							
区分	額面金額	評価額		組入比率	うちBB格以下組入比率	残存期間別組入れ比率		
		外貨建金額	邦貨換算金額			5年以上	2年以上	2年未満
米 国	千ドル	千ドル	千円	%	%	%	%	%
英 国	千ポンド	千ポンド						
⋮								
合 計	—	—						

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) 組入比率は、純資産総額（ただし追加型公社債投信については資産総額も可とする）に対する評価額の割合。

B 個別銘柄開示（邦貨建及び外貨建）

(A) 国内（邦貨建）公社債

○ 組入有価証券明細表

作成期	第〇〇作成期末			
銘柄	利率	額面金額	評価額	償還年月日
(国債証券) ・		千円	千円	
小計	—			—
(地方債証券) ・		千円	千円	
小計	—			—
(・・・) ・		千円	千円	
小計	—			—
合計	—			—

(B) 外国（外貨建）公社債

○組入有価証券明細表

作成期	第〇〇作成期末						
	銘柄	種類	利率	額面 金額	評価額		償還年月日
					外貨建金額	邦貨建金額	
(米国) 銘柄 ・				千米ドル	千円		
小計	—	—	—	—		—	
(英国) 銘柄 ・				千ポンド	千円		
小計	—	—	—	—		—	
(・・・) 銘柄 ・				千・・・	千・・・		
小計	—	—	—	—		—	
合計	—	—	—	—		—	

(ヌ) 国内投資信託受益証券、投資証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘柄	銘柄 ：	銘柄	第〇〇作成期末	第〇〇作成期末	
			単位数又は口数	単位数又は口数	評価額
			千口	千口	千円
合計	金額				
	銘柄数<比率>		< %>	< %>	

(注) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘柄		期首（前期末）	当 期 末	
		単位数又は口数	単位数又は口数	評 価 額
銘柄 ：		千口	千口	千円
銘柄				
合 計	金 額			
	銘柄数<比率>	< %>	< %>	

(注) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(ル) 外国投資信託受益証券、投資証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入有価証券明細表

銘柄		第〇〇作成期末	第〇〇作成期末		
		単位数又は口数	単位数又は口数	外貨建金額	邦貨換算金額
(米 国) 銘柄 ・ ・ 銘柄		千口	千口	千米ドル	千円
小 計	金 額				
	銘柄数<比率>	<%>	<%>		
(英 国) 銘柄 ・ ・ 銘柄		千口	千口	千ポンド	千円
小 計	金 額				
	銘柄数<比率>	<%>	<%>	—	
合 計	金 額			—	
	銘柄数<比率>	<%>	<%>	—	

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >内は、純資産総額に対する各国別投資信託受益証券、投資証券評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入有価証券明細表

銘 柄		期首(前期末)	当 期 末		
		単位数又は口数	単位数又は口数	外貨建金額	邦貨換算金額
(米 国) 銘柄 ・ ・ 銘柄		千口	千口	千米ドル	千円
小 計	金 額				
	銘柄数<比率>	< % >	< % >		
(英 国) 銘柄 ・ ・ 銘柄		千口	千口	千ポンド	千円
小 計	金 額				
	銘柄数<比率>	< % >	< % >	—	
合 計	金 額			—	
	銘柄数<比率>	< % >	< % >	—	

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >内は、純資産総額に対する各国別投資信託受益証券、投資証券評価額の比率。

(フ) 新投資口予約権証券

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 組入有価証券明細表

銘 柄		第〇〇作成期末	第〇〇作成期末	
		証 券 数	証 券 数	評 価 額
〇 〇 銘 柄				
⋮				
〇 〇 銘 柄				
合 計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>			< %>

(注) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 組入有価証券明細表

銘 柄		期首 (前期末)	当 期 末	
		証 券 数	証 券 数	評 価 額
〇 〇 銘 柄				
⋮				
〇 〇 銘 柄				
合 計	証券数、金額			
	銘柄数<比率>			< %>

(注) 合計欄の< >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(ワ) ファンド・オブ・ファンズが組入れた邦貨建ファンドの明細

ファンド名	当 期 末		
	単 位 数	評 価 額	比 率
株式ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計	口	百万円	%
債券ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計			
不動産ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計			
⋮			
合 計			

(注) 比率欄は純資産に対する比率。

(カ) ファンド・オブ・ファンズが組入れた外貨建ファンドの明細

ファンド名	当 期 末			
	単位数	評 価 額		比 率
		外貨建金額	邦貨換算金額	
株式ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計	口	千米ドル 千ポンド	百万円	%
債券ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計				
不動産ファンド 〇〇〇〇 〇〇〇〇 小 計				
⋮				
合 計				

(注) 比率欄は純資産に対する比率。

(ヨ) 国内その他有価証券

○ 組入有価証券明細表

	第〇〇作成期末	
	評 価 額	比 率
	千円	(%)
コマーシャル・ペーパー	<	>
貸付債権信託受益権	<	>

(注) < >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(タ) 外国その他有価証券

○ 組入有価証券明細表

区 分	第〇〇作成期末		
	外貨建金額	邦貨換算金額	比 率
(米国)	千米ドル	千円	(%)
譲渡性預金証書			< >
コマーシャル・ペーパー			< >
貸付債権信託受益証券			< >
貸付債権信託受益権			< >
小 計			< >
(英国)	千ポンド		< >
譲渡性預金証書			< >
コマーシャル・ペーパー			< >
貸付債権信託受益証券			< >
貸付債権信託受益権			< >
小 計			< >
(外国分計)			< >
譲渡性預金証書	—		< >
コマーシャル・ペーパー	—		< >
貸付債権信託受益証券	—		< >
貸付債権信託受益権	—		< >
合 計	—		< >

(注1) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >内は、純資産総額に対する評価額の比率。

(レ) 金銭債権

		第〇〇作成期末	
		種 類	債 権 総 額
国 内			千円

		第〇〇作成期末		
		種 類	債 権 総 額	
			外 貨 建 金 額	邦 貨 換 算 金 額
外 国	米 国	千米ドル	千円	
	英 国	千ポンド	千円	
	千...	千円	

(ソ) 約束手形

		第〇〇作成期末
		債 権 額
国 内		千円

		第〇〇作成期末	
		債 権 額	
		外 貨 建 金 額	邦 貨 換 算 金 額
外 国	米 国	千米ドル	千円
	英 国	千ポンド	千円
	千...	千円

(ツ) 信託受益権、匿名組合出資持分、受益証券発行信託

・各々の主な内容について付記する。

		第〇〇作成期末	
		種 類	評 価 額
国 内	信託受益権		千円
	匿名組合出資持分		千円
	受益証券発行信託		千円

		第〇〇作成期末		
		種 類	評 価 額	
			外 貨 建 金 額	邦 貨 換 算 金 額
外 国	米 国	信託受益権	千米ドル	千円
		匿名組合出資持分	千米ドル	千円
		受益証券発行信託	千米ドル	千円
	英 国	信託受益権	千ポンド	千円
		匿名組合出資持分	千ポンド	千円
		受益証券発行信託	千ポンド	千円
.....	信託受益権	千...	千円	
	匿名組合出資持分	千...	千円	
	受益証券発行信託	千...	千円	

(ネ) 商品種類別期末残高

A 邦貨建商品

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 組入れ商品明細表

種 類 別		第〇〇作成期末	第〇〇作成期末	
		数 量	数 量	評 価 額
金				千円
小 豆				
⋮				
合 計	金額〈比率〉	—	—	〈 %〉

(注) 合計欄の〈 〉内は、純資産総額に対する評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○組入れ商品明細表

種 類 別	期首 (前期末)	当 期 末	
	数 量	数 量	評価額
金			千円
小 豆			
⋮			
合 計	金額〈比率〉	—	— 〈 %〉

(注) 合計欄の〈 〉内は、純資産総額に対する評価額の比率。

B 外貨建商品

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○組入れ商品明細表

種 類 別	第〇〇作成期末 数 量	第〇〇作成期末 数 量	第〇〇作成期末 評価額	
			外貨建金額	邦貨換算金額
			千米ドル	千円
(米国) 金 小豆 ⋮				
小 計	金額〈比率〉	—	—	〈 %〉
(〇〇) 金 小豆 ⋮				千円
小 計	金額〈比率〉	—	—	〈 %〉
合 計	金額〈比率〉	—	—	〈 %〉

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) 〈 〉は、純資産総額に対する各国別商品評価額の比率。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 組入れ商品明細表

種 類 別	期首 (前期末)	当期末			
		数 量	数 量	評価額	
				外貨建金額	邦貨換算金額
(米国)				千米ドル	千円
金 小豆 ⋮					
小 計	金額 (比率)	—	—		< %>
(〇〇)					千円
金 小豆 ⋮					
小 計	金額 (比率)	—	—		< %>
合 計	金額 (比率)	—	—		< %>

(注1) 邦貨換算金額は期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により、邦貨換算したものです。

(注2) < >は、純資産総額に対する各国別商品評価額の比率。

(ナ) 先物取引の銘柄別期末残高

○ 組入有価証券明細表

銘柄別		第〇〇作成期末	
		買建額	売建額
国内	日経平均	百万円	百万円
	日経300		
	TOPIX		
	株先50		
	国債標準物		
	通貨		
	商品		
		
外国	S & P500		
	商品		
		

(注) 外貨建の評価額は、期末の時価を作成期末の仲値により、邦貨換算したものです。

(ラ) オプションの銘柄別期末残高

銘柄別			コール プット 別	第〇〇作成期末	
				買建額	売建額
国内	株式	日経 225	コール プット	百万円	百万円
		日経 300	コール プット		
		TOPIX	コール プット		
	債券		コール プット		
			コール プット		
	金利		コール プット		
			コール プット		
	通貨		コール プット		
			コール プット		
	商品		コール プット		
		コール プット			
⋮		コール プット			
		コール プット			
外国	株式	S&P500	コール プット		
			コール プット		
			コール プット		
	債券	T-BOND	コール プット		
	商品		コール プット		
			コール プット		
⋮		コール プット			

(注) 外貨建の評価額は、期末の時価を作成期末の仲値により、邦貨換算したものです。

(ム) 個別株オプションの銘柄別期末残高

○ 組入有価証券明細表

銘柄別		コール プット 別	第〇〇作成期末	
			買建額	売建額
国内	〇〇〇〇		百万円	百万円
	〇〇〇〇			
	⋮			
外国	〇〇〇〇			
	〇〇〇〇			
	⋮			

(注) 外貨建の評価額は、期末の時価を作成期末の仲値により、邦貨換算したものです。

(ウ) スワップ及び先渡取引残高

種類	取引契約残高
	第〇〇作成期末想定元本額
金利	百万円
通貨	
金利先渡	
為替先渡	
商品先渡	
⋮	
合計	

(ニ) 親投資信託残高

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 組入有価証券明細表

種類	第〇〇作成期末	第〇〇作成期末	
	口数	口数	評価額
…マザー	千口	千口	千円
…マザー	千口	千口	千円
…マザー	千口	千口	千円

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 組入有価証券明細表

種 類	期 首 (前期末)	当 期 末	
	口 数	口 数	評 価 額
…マザー	千口	千口	千円
…マザー	千口	千口	千円
…マザー	千口	千口	千円

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 組入資産明細表は、資産別に作成する。

(ロ) 表示の順序は、株式、新株予約権証券、オプション証券等、新株予約権付社債（転換社債）、公社債、投資信託受益証券及び投資証券、新投資口予約権証券、その他有価証券、金銭債権、約束手形、信託受益権、匿名組合出資持分、受益証券発行信託、商品、先物、オプション、スワップ、先渡取引、親投資信託の順とする。

(ハ) 国内株式については業種別に分け、銘柄別に表示する。

(ニ) 主として新株予約権付社債（転換社債）を運用対象とするファンドについては、普通社債券とは別に、新株予約権付社債（転換社債）を銘柄別に表示する。新株予約権付社債（転換社債）を銘柄別に別途の区分で表示した場合は、(リ) 公社債におけるA債券種類別開示の(A) 国内（邦貨建）及び(B) 外国（外貨建）公社債表示例から新株予約権付社債（転換社債）を省略する。

(ホ) 該当しない資産については、表を省略し（ ）内の番号を繰り上げる。

なお、株式投資信託について、株式、新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等が全くない場合においては、その旨を注記するものとする。

(ヘ) マザーファンドの有価証券明細表については、当該マザーファンド合計の受益権口数を欄外に注記する。

(ト) また、投資信託受益証券及び投資証券、親投資信託は、前期末における単位数又は口数及び当期末の単位数又は口数並びに評価額を表示する。

(チ) 組入株式（新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等を含む）は、前期末における株数（証券数）及び当期末の株数（証券数）並びに評価額を表示する。

（計算期間が6ヶ月未満のファンドは、前期末及び当期末を、前作成期末及び当作成期末と読み替える。）

なお、株式（新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等を含む）以外の組入有価証券は、当期末における有価証券明細を表示することを原則とするが、前期末の表示等、規定以上の詳細開示は、各社の判断にゆだねるものとする。

(リ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末から過去6ヶ月間における各決算期末について表示しても差し支えない。

- (ヌ) (リ) 公社債におけるA債券種類別開示の(注)について、当該比率が信託財産の状態を的確に表示することができなくなる可能性がある場合は、この限りではない。なお、非上場債券については、各区分毎の内訳として表示することができる。
- (ル) (リ) 公社債のB個別銘柄開示における(A)国内公社債の銘柄欄の債券の種類は、国債証券、地方債証券、特殊債券(除く金融債券)、金融債券、新株予約権付社債券(転換社債)、普通社債券(投資法人債券を含む。)、その他社債券の区分により行うこととする。
- (ヲ) 組入れる不動産投信について、その運用会社又は一般事務受託会社がファンド・オブ・ファンズの運用の指図を行う投資信託委託業者又はその利害関係人等である場合には、注記等によりその旨表示する。
- (ワ) ファンド・オブ・ファンズが組入れる投資信託証券(不動産投信を除く。)については、主要な投資対象につき組入れ有価証券等の明細を表示することとし、各投資信託毎に入手し得る直近の決算期分(半期決算等でも差し支えない。)により作成するものとする。ただし、この場合、投資した投資信託証券の報告書の該当部分の抜粋(上位銘柄、主要取引等)を表示することでもよい。また、運用報告書の表示項目の最後の「組入れ投資信託証券の内容」に表示しても構わない。

(14) 信用取引の状況

イ. 様式例

銘柄	信用取引売建残高	
	第〇〇作成期末	
	株数	評価額
	千株	千円
合計		

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、作成期末から過去6ヶ月間における各決算期末の信用取引残高を表示しても差し支えない。
- (ロ) 信用取引の状況については任意表示項目とし、表示しなくても差し支えないこととする。

(15) 債券空売りの状況

イ. 様式例

種 類	第 ○ ○ 作 成 期 末	
	額 面 金 額	評 価 額
国 債 証 券	千円	千円
地 方 債 証 券		
特 殊 債 券 (除く金融債券)		
金 融 債 券		
普 通 社 債 券		
合 計		

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、作成期末から過去6ヶ月間における各決算期末の債券空売りの状況を表示しても差し支えない。

(ロ) 債券空売りの状況については任意表示項目とし、表示しなくても差し支えないこととする。

(17) 投資信託財産の構成

イ. 様式例

(イ) 直接投資ファンドの場合

○ 投資信託財産の構成

○年○月○日現在

項 目	第 ○ ○ 作 成 期 末	
	評 価 額	比 率
株 式	千円	%
新株予約権証券		
オプション証券等		
新株予約権付社債(転換社債)		
公 社 債		
投資信託受益証券		
新投資口予約権証券		
その他有価証券		
…		
商 品		
…		
コール・ローン等、その他		
投資信託財産総額		100.0

(注1) 外貨建資産は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、○月○日における邦貨換算レートは○○です。

(注2) 外貨建資産の投資信託財産総額に対する比率は、……千円、○.○%です。

(ロ) 間接投資ファンドの場合

○ 投資信託財産の構成

○年○月○日現在

項 目	第○○作成期末	
	評 価 額	比 率
株 式	千円	%
公 社 債		
その他有価証券		
…		
… 株式マザー		
… 公社債マザー		
コール・ローン等、その他		
投資信託財産総額		100.0

(注1) 外貨建資産は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。なお、○月○日における邦貨換算レートは○○です。

(注2) 外貨建資産の投資信託財産総額に対する比率は、株式マザーファンドは……千円、○.○%、公社債マザーファンドは……千円、○.○%です。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 組入資産は、株式、新株予約権証券、オプション証券等、新株予約権付社債（転換社債）、公社債、投資信託受益証券及び投資証券、新投資口予約権証券、その他有価証券、金銭債権、約束手形、信託受益権、匿名組合出資持分、受益証券発行信託、商品、親投資信託受益証券に分けて表示する。

(ロ) 組入比率の分母については投資信託財産総額を表中に表示する。

(ハ) コール・ローン等、その他の項目は、投資信託財産総額－組入有価証券の金額、比率とする。

(ニ) ファミリーファンド方式の場合の表示順序は、直接組み入れ次いでマザーファンドとする。

(ホ) 当作成期末における外貨建資産に係わる純資産総額の投資信託財産総額に対する比率を注記する。

(ヘ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、当該運用報告書の作成期末における信託財産の構成を表示することとする。ただし、作成期間において各決算期毎に表示しても差し支えない。

(ト) 該当しない資産については、項目を省略する。

(19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況

イ. 表示例

(イ) 単位型投資信託

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(○年○月○日)、(○年○月○日) 現在

項 目	第○○期末	第○○期末	※償還の場合は 〔償還時〕
	円	円	
(A) 資 産			
コール・ローン等			
株 式 (評価額)			
新株予約権証券 (評価額)			
オプション証券等 (評価額)			
公 社 債 (評価額)			
投資信託受益証券 (評価額)			
商 品 (評価額)			
⋮			
○号株式ファンド (評価額)			
○号公社債ファンド (評価額)			
コールオプション (買)			
プットオプション (買)			
未 収 入 金			
未 収 配 当 金			
未 収 利 息			
前 払 費 用			
その他未収収益			
差入保証金			
差入委託証拠金			
⋮			
(B) 負 債			
コールオプション (売)			
プットオプション (売)			
借 入 金			
未 払 金			
未払株式払込金			
未払収益分配金			
未払解約金			
未払信託報酬			
未 払 利 息			
その他未払費用			
⋮			
(C) 純資産総額 (注)			
元 本			
次期繰越損益金			
〔償還差損益金〕			
(D) 受益権総口数			
1口当り基準価額 (C/D)	口	口	
	円	円	
〔1口当り償還価額 (C/D)〕	—	円	銭

(注) 資産(A)－負債(B)に先物取引等評価損益(×××円)を加算する。

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(○年○月○日) 現在

項 目	当 期 末
(A) 資 産	円
コール・ローン等 株 式 (評価額)	
新株予約権証券 (評価額)	
オプション証券等 (評価額)	
公 社 債 (評価額)	
投資信託受益証券 (評価額)	
商 品 (評価額)	
⋮	
○号株式ファンド (評価額)	
○号公社債ファンド (評価額)	
コールオプション (買)	
プットオプション (買)	
未 収 入 金	
未 収 配 当 金	
未 収 利 息	
前 払 費 用	
その他未収収益	
差入保証金	
差入委託証拠金	
⋮	
(B) 負 債	
コールオプション (売)	
プットオプション (売)	
借 入 金	
未 払 金	
未払株式払込金	
未払収益分配金	
未払解約金	
未払信託報酬	
未 払 利 息	
その他未払費用	
⋮	
(C) 純資産総額 (注)	
元 本	本
次期繰越損益金	金
[償還差損益金]	
(D) 受益権総口数	口
1口当り基準価額 (C/D)	円
[1口当り償還価額 (C/D)]	銭
	円

※償還の場合は
〔償還時〕

(注) 資産(A)－負債(B)に先物取引等評価損益(×××円)を加算する。

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○損益の状況

第〇〇期 自 年 月 日 至 年 月 日

第〇〇期 自 年 月 日 至 年 月 日

項 目	第〇〇期末	第〇〇期末
(A) 配 当 等 収 益	円	円
受 取 配 当 金		
受 取 利 息		
そ の 他 収 益 金		
支 払 利 息		
(B) 有価証券売買損益		
売 買 益		
売 買 損	△	△
(C) 先物取引等損益		
取 引 益		
取 引 損	△	△
(D) 有価証券評価差損益		
(E) 先物取引等評価差損益		
(F) 信 託 報 酬 等	△	△
(G) 募 集 手 数 料		
(H) 当期損益金(A+B+C+D+E+F+G)		
(I) 前期繰越損益金		
(J) 解約差損益金		
(K) 合 計 (H+I+J)		
(L) 収 益 分 配 金	△	△
次期繰越損益金 (K+L)		
〔償 還 差 損 益 金〕		
〔うち株価変動準備金〕		
⋮		

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○損益の状況

当期 自年月日至年月日

項 目	当 期
(A) 配 当 等 収 益	円
受 取 配 当 金	
受 取 利 息	
そ の 他 収 益 金	
支 払 利 息	
(B) 有価証券売買損益	
売 買 益	
売 買 損	△
(C) 先物取引等損益	
取 引 益	
取 引 損	△
(D) 有価証券評価差損益	
(E) 先物取引等評価差損益	
(F) 信 託 報 酬 等	△
(G) 募 集 手 数 料	
(H) 当期損益金 (A+B+C+D+E+F+G)	
(I) 前期繰越損益金	
(J) 解約差損益金	
(K) 合 計 (H+I+J)	
(L) 収 益 分 配 金	△
次期繰越損益金 (K+L)	
[償 還 差 損 益 金]	
[うち株価変動準備金]	
⋮	

(ロ) 追加型投資信託

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(年 月 日)、(年 月 日)現在

項 目	第〇〇期末	第〇〇期末	※償還の場合は [償還時]
(A) 資 産	円	円	
コール・ローン等 株 式 (評価額)			
新株予約権証券 (評価額)			
オプション証券等 (評価額)			
公 社 債 (評価額)			
出 資 証 券 (評価額)			
投資信託受益証券 (評価額)			
その他有価証券 (評価額)			
商 品 (評価額)			
⋮			
コールオプション (買)			
プットオプション (買)			
未 収 入 金			
未 収 配 当 金			
未 収 利 息			
前 払 費 用			
そ の 他 未 収 収 益			
差 入 保 証 金			
差 入 委 託 証 拠 金			
⋮			
(B) 負 債			
コールオプション (売)			
プットオプション (売)			
借 入 金			
未 払 金			
未 払 株 式 払 込 金			
未 払 収 益 分 配 金			
未 払 解 約 金			
未 払 信 託 報 酬			
未 払 利 息			
差入保証金代用有価証券			
差入委託証拠金代用有価証券			
そ の 他 未 払 費 用			
⋮			
(C) 純資産総額 (A) - (B)			
元 本			
次 期 繰 越 損 益 金			
(D) 受益権総口数	口	口	1口1円の場合
1口当り基準価額 (C/D)	円	円	(C/D、基準
[1口当り償還価額 (C/D)]	—	円	価額を表示す
			る単位)

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(年 月 日) 現在

項 目	当 期 末	※償還の場合は 〔償還時〕
(A) 資 産	円	
コール・ローン等 株 式 (評価額)		
新株予約権証券 (評価額)		
オプション証券等 (評価額)		
公 社 債 (評価額)		
出 資 証 券 (評価額)		
投資信託受益証券 (評価額)		
その他有価証券 (評価額)		
商 品 (評価額)		
⋮		
コールオプション (買)		
プットオプション (買)		
未 収 入 金		
未 収 配 当 金		
未 収 利 息		
前 払 費 用		
そ の 他 未 収 収 益		
差 入 保 証 金		
差 入 委 託 証 拠 金		
⋮		
(B) 負 債		
コールオプション (売)		
プットオプション (売)		
借 入 金		
未 払 金		
未 払 株 式 払 込 金		
未 払 収 益 分 配 金		
未 払 解 約 金		
未 払 信 託 報 酬		
未 払 利 息		
差入保証金代用有価証券		
差入委託証拠金代用有価証券		
そ の 他 未 払 費 用		
⋮		
(C) 純資産総額 (A) - (B)		
元 本	金	
次 期 繰 越 損 益	金	
(D) 受益権総口数	口	1口1円の場合 (C/D、基準 価額を表示す る単位)
1口当り基準価額 (C/D)	円	
〔1口当り償還価額 (C/D)〕	円 銭	

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○損益の状況

第〇〇期 自年月日 至年月日

第〇〇期 自年月日 至年月日

項 目	第〇〇期末	第〇〇期末
(A) 配 当 等 収 益		
受 取 配 当 金		
受 取 利 息		
そ の 他 収 益 金		
支 払 利 息		
(B) 有価証券売買損益		
売 買 益		
売 買 損	△	△
(C) 先物取引等損益		
取 引 益		
取 引 損	△	△
(D) 信託報酬等	△	△
(E) 当期損益金 (A+B+C+D)		
(F) 前期繰越損益金		
(G) 追加信託差損益金		
(配 当 等 相 当 額)		
(売 買 損 益 相 当 額)		
(H) 合 計 (E+F+G)		
(I) 収 益 分 配 金	△	△
次 期 繰 越 損 益 金 (H+I)		
追 加 信 託 差 損 益 金		
(配 当 等 相 当 額)		
(売 買 損 益 相 当 額)		
〔償 還 差 損 益 金〕		
分 配 準 備 積 立 金		
繰 越 損 益 金		
:		

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○損益の状況

当期 自年月日 至年月日

項 目	当 期
(A) 配当等収益	
受取配当金	
受取利息	
その他収益金	
支払利息	
(B) 有価証券売買損益	
売 買 益	
売 買 損	△
(C) 先物取引等損益	
取 引 益	
取 引 損	△
(D) 信託報酬等	△
(E) 当期損益金 (A+B+C+D)	
(F) 前期繰越損益金	
(G) 追加信託差損益金	
(配当等相当額)	
(売買損益相当額)	
(H) 合計 (E+F+G)	
(I) 収益分配金	△
次期繰越損益金 (H+I)	
追加信託差損益金	
(配当等相当額)	
(売買損益相当額)	
〔償還差損益金〕	
分配準備積立金	
繰越損益金	
⋮	

(ハ) 公社債投資信託

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(年 月 日)、(年 月 日)現在

項 目	第〇〇期末	第〇〇期末
(A) 資 産	円	円
コール・ローン等		
国債証券 (評価額)		
地方債証券 (評価額)		
特殊債証券 (評価額)		
社 債 証券 (評価額)		
投資信託受益証券 (評価額)		
その他有価証券 (評価額)		
⋮		
コールオプション (買)		
プットオプション (買)		
未 収 入 金		
未 収 利 息		
未 収 経 過 差 益		
前 払 費 用		
そ の 他 未 収 収 益		
差 入 委 託 証 拠 金		
⋮		
(B) 負 債		
コールオプション (売)		
プットオプション (売)		
借 入 金		
未 払 金		
未 払 収 益 分 配 金		
未 払 解 約 金		
未 払 信 託 報 酬		
差入委託証拠金代用有価証券		
そ の 他 未 払 費 用		
⋮		
(C) 純資産総額(A) - (B)		
元 本		
次 期 繰 越 損 益 金		
[償 還 差 損 益 金]		
(D) 受 益 権 総 口 数	口	口
1万口当り基準価額 (C/D)	円	円
[1万口当り償還価額 (C/D)]	—	円 銭

※償還の場合は
[償還時]

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○資産、負債、元本及び基準価額の状況

(年 月 日) 現在

項 目	当 期 末	※償還の場合は 〔償還時〕
(A) 資 産		円
コール・ローン等		
国債証券 (評価額)		
地方債証券 (評価額)		
特殊債証券 (評価額)		
社債証券 (評価額)		
投資信託受益証券 (評価額)		
その他有価証券 (評価額)		
⋮		
コールオプション (買)		
プットオプション (買)		
未収入金		
未収利息		
未収経過差益		
前払費用		
その他未収収益		
差入委託証拠金		
⋮		
(B) 負 債		
コールオプション (売)		
プットオプション (売)		
借入金		
未払金		
未払収益分配金		
未払解約金		
未払信託報酬		
差入委託証拠金代用有価証券		
その他未払費用		
⋮		
(C) 純資産総額(A) - (B)		
元 本		
次期繰越損益金		
〔償還差損益金〕		
(D) 受 益 権 総 口 数		
1万口当り基準価額 (C/D)		口
〔1万口当り償還価額 (C/D)〕		円
		銭

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○損益の状況

第〇〇期 自 年月日 至 年月日

第〇〇期 自 年月日 至 年月日

項 目	第〇〇期末	第〇〇期末
(A) 受取利息等収益		
受 取 利 息		
経 過 差 益		
そ の 他 収 益 金		
支 払 利 息		
(B) 有価証券売買損益		
売 買 益		
売 買 損	△	△
(C) 先物取引等損益		
取 引 益		
取 引 損	△	△
(D) 信託報酬等	△	△
(E) 当期利益 (A+B+C+D)		
(F) 前期繰越損益金		
(G) 解約差損益金		
(H) 合 計 (E+F+G)		
(I) 収 益 分 配 金	△	△
次期繰越損益金 (H+I)		
〔償還差損益金〕		
⋮		

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○損益の状況

当 期 自 年 月 日 至 年 月 日

項 目	当 期
(A) 受取利息等収益	
受 取 利 息	
経 過 差 益	
そ の 他 収 益 金	
支 払 利 息	
(B) 有価証券売買損益	
売 買 益	
売 買 損	△
(C) 先物取引等損益	
取 引 益	
取 引 損	△
(D) 信託報酬等	△
(E) 当期利益 (A+B+C+D)	
(F) 前期繰越損益金	
(G) 解約差損益金	
(H) 合 計 (E+F+G)	
(I) 収 益 分 配 金	△
次期繰越損益金 (H+I)	
[償還差損益金]	
:	

ロ. 表示上の留意点

(イ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、作成期末から過去6ヶ月における各決算期毎の資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況を表示することとする。ただし、資産、負債、元本及び基準価額の状況は作成期末について、損益の状況は作成期間において通算して表示しても差し支えない。

(ロ) 投資信託財産計算規則令に定める注記事項がある場合は注記する。

(ハ) 規則第3条第1項第19号に規定する表示については、次の記載例を参考に注記する。

記載例①「未上場株式は、財務諸表の作成にあたり適用される会計基準において原則取得原価をもって評価することとされていますが、基準価額を算出する際に適用される投資信託協会の規則においては公正価値測定における時価で評価することとされており、従って当ファンドに組入れられている未上場株式について、基準価額の算定において用いられている評価額と、有価証券報告書「第3ファンドの経理状況」に

おける財務諸表上の評価額とは異なっております。」

記載例②「当ファンドは未上場株式を組入れており、基準価額の算出において適用される投資信託協会の規則に則り公正価値測定における時価で評価しております。有価証券報告書「ファンドの経理状況」における財務諸表上は、適用される会計基準に従って原則取得原価で評価しており、評価額が異なっております。」

証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例
(規則第 3 条の 2、第 3 条の 3)

1. 表紙の表示事項 (規則第 3 条の 2)

(8) 受益者の皆様へ

イ. 表示例

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、「〇〇〇〇ファンド」は、このたび、第〇期の決算を行いました。

当ファンドは、～をめざして運用を行いました。今期の運用経過等について、以下のとおりご報告いたします。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ロ. 「受益者の皆様へ」の表示上の留意事項

(イ) 表示に当たっては、目立つように工夫の上、上記の表示例を参考に表示するものとする。

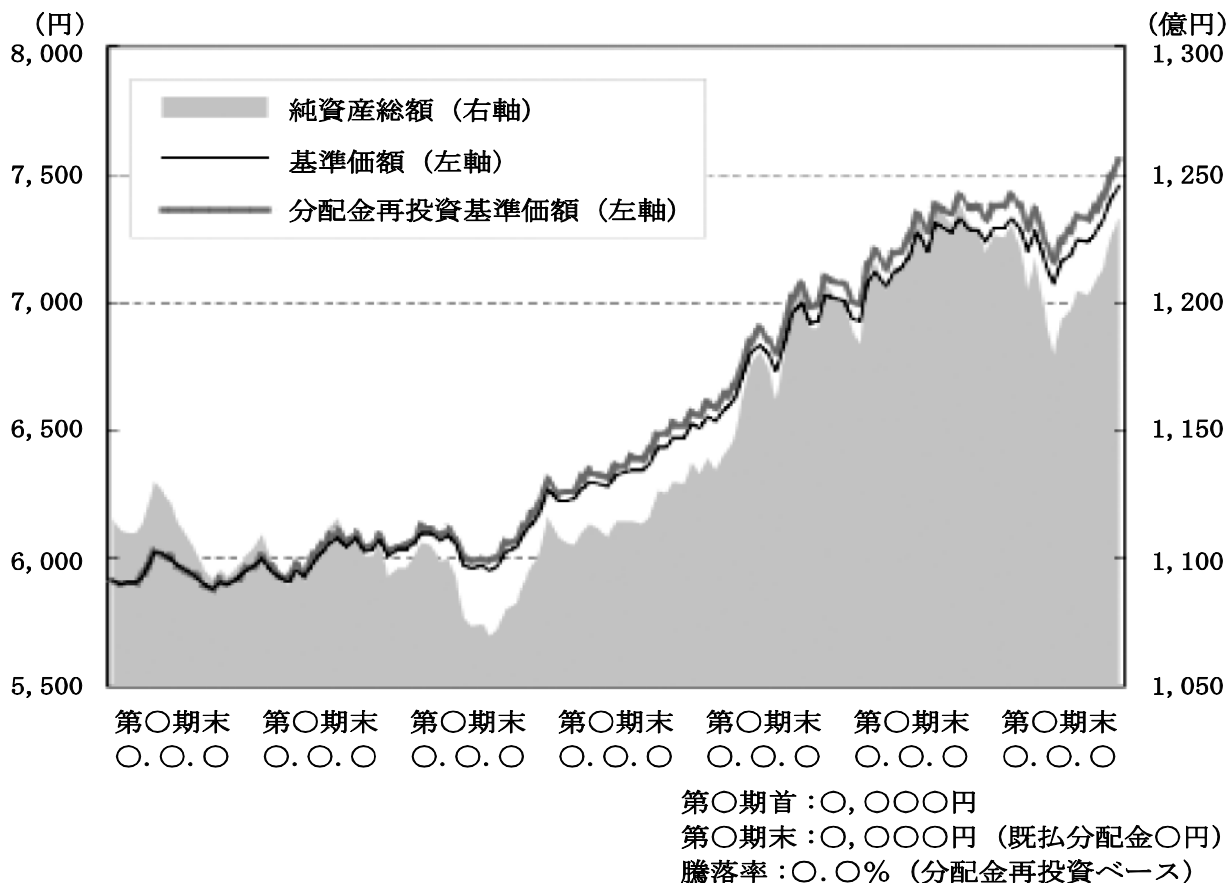
2. 本文中の表示項目（規則第3条の3）

本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。

(1) 運用経過の説明

① 基準価額等の推移

イ. 表示例



*分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

*分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。従って、お客様の損益の状況を示すものではありません。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 作成対象期間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。

(ロ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。

(ハ) 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の表示を面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。

(ニ) 作成対象期間の期首及び期末の基準価額並び騰落率（分配金再投資後）を表示す

るものとする。また、期末の基準価額の表示の近傍に「既払分配金額」を併せて表示するものとする。

(ホ) 当該図には、ベンチマークを併記することを原則とする。

(ヘ) 上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。

- ・ 分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものである旨
- ・ 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。従って、お客様の損益の状況を示すものではない旨

② 基準価額の主な変動要因

基準価額の主な変動要因の説明に当たっては、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

③ 1万口当たりの費用明細

イ. 様式例

計算期間が6ヶ月未満のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債 (転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債 (転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	当 期		項目の概要
	(〇.〇.〇~〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆)箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(単位型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中において発生した費用(消費税の係るものは消費税を含む)は、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬＝〔期中の平均基準価額〕×信託報酬率(※)

(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。

若しくは

$$= \frac{\text{〔半期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔半期末の受益権口数〕}} + \frac{\text{〔期末の支払信託報酬額〕}}{\text{〔期末の受益権口数〕}}$$

期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。

「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価

$$(☆5) (c) \text{ 売買委託手数料} = \frac{\text{〔期中の売買委託手数料〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

$$(☆6) (d) \text{ 有価証券取引税} = \frac{\text{〔期中の有価証券取引税〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金

$$(☆7) (e) \text{ その他費用} = \frac{\text{〔期中のその他費用〕}}{\text{〔期中の平均受益権口数〕}}$$

その他費用

- ・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。

(追加型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中の費用(消費税に係るものは消費税を含む)は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率

期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。

「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価

$$(☆5) (c) \text{ 売買委託手数料} = \frac{\text{[期中の売買委託手数料]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$$

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

$$(☆6) (d) \text{ 有価証券取引税} = \frac{\text{[期中の有価証券取引税]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$$

有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金

$$(☆7) (e) \text{ その他費用} = \frac{\text{[期中のその他費用]}}{\text{[期中の平均受益権口数]}}$$

その他費用

- ・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。

(単位型及び追加型投資信託)

(注2) 各項目毎に円未満は四捨五入してあります。

なお、ファミリーファンド方式の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。

『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず。』

ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項

(注1) の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項

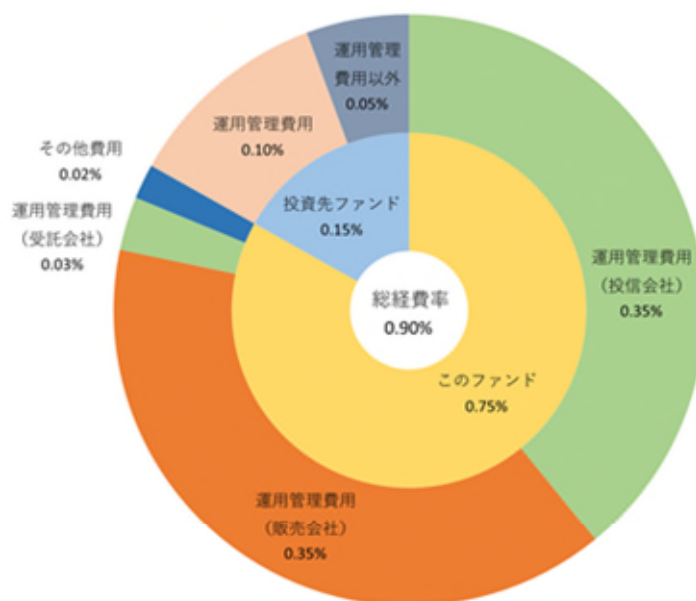
(イ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨)

(ロ) 期中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1

- 口 1 円のファンドは、基準価額を表示する単位)
- (ハ) 1 万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入。
- (ニ) 期中平均基準価額は各月末の単純平均。
- (ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。
- 売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末（決算の属する月については決算日）の仲値で換算した邦貨金額の合計。
- (ヘ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、ベビーファンドが直接支払ったものに、配当等収益額計算書に準じて計算した当該ベビーファンドに帰属するマザーファンドの各々の金額を加算する。
- (ト) 当該額が負（マイナス）になる場合は、表中に△を付す。
- (チ) 計算期間が 6 ヶ月未満のファンドについては、各計算期間の(a)~(e)を算出し、作成期末から過去 6 ヶ月間において合算して表示することとする。ただし、各決算毎に表示しても差し支えない。
- (リ) 計算期間が 6 ヶ月以上のファンドについて、前期分の表示をしても差し支えない。
- (ヌ) 直販専用ファンドについては、信託報酬における販売会社の項目は表示しなくてもよいこととする。
- (ル) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。
- (ロ) 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。
- なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1 万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。
- (ワ) 「比率」欄は「1 万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して 100 を乗じたものです。」旨の注記を付すこととする。
- (カ) その他費用のうち保管費用、監査費用以外に発生した費用について、比較的金額が大きい場合など、必要に応じて個別具体的な費用の内容の注記を記載するものとする。

④ (参考情報) 総経費率

イ. 表示例



総経費率 (①+②+③)	0.90%
①このファンドの費用の比率	0.75%
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.10%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.05%

(注1) ①の費用は、1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注2) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。

(注3) 各比率は、年率換算した値です。

(注4) 投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。

(注5) ①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

(注6) ①の費用と②③の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注7) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

ロ. (参考情報) 総経費率の表示上の留意事項

(イ) 運用管理費用、その他費用の比率は、1万口当たりの費用明細において用いた期中の各費用の比率（年率）とする。

(ロ) 投資先ファンドがある場合は、(注4)～(注6)の旨の注記を行うものとする。

(ハ) ファンド・オブ・ファンズについては、①このファンドの費用の比率（「1 万円当たりの費用明細」における「合計」の比率から、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税の比率を差し引いた率を年率換算した値）、②投資先ファンドの運用管理費用の比率（簡便法として、目論見書に掲載している「実質的な運用管理費用（信託報酬）」の比率から「このファンドの運用管理費用（信託報酬）」の比率を差し引いた率（以下、運用管理費用率（簡便））を用いることができる。）及び③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）の比率（簡便法として、当該投資先ファンドの総経費率から運用管理費用率（簡便）を差し引いた率を用いることができる。）の総計を総経費率として円グラフに表示するものとする。

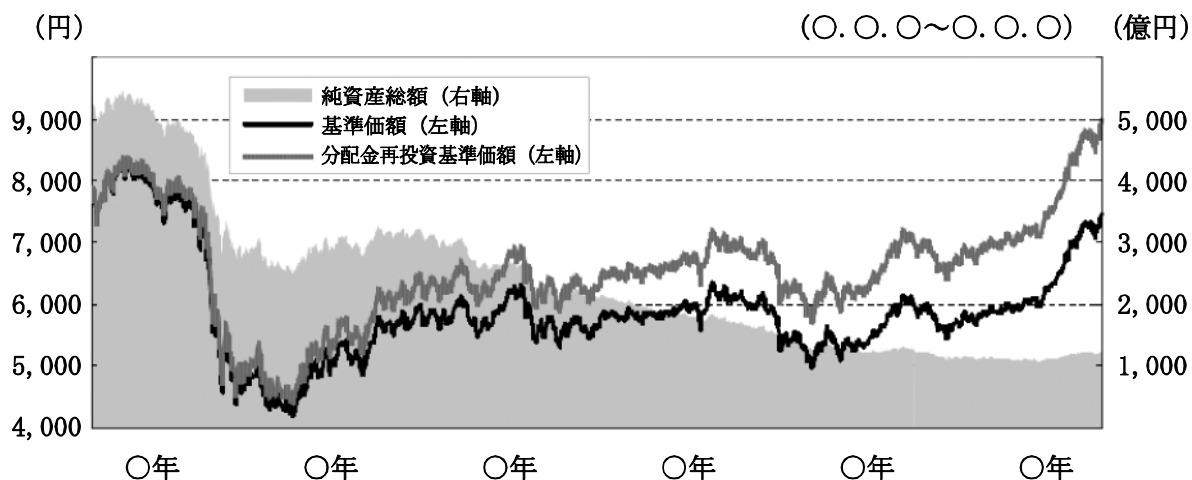
なお、記載に当たっては、できる限り精緻な開示を行うこととし、例えば（注7）として記載したような必要に応じた注記を記載のうえ、受益者に誤解を与えないように留意するものとする。

③投資先ファンドの運用管理費用以外の費用の比率が把握できない場合は、開示項目名を「経費率（投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除く。）」とし、「投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。」旨の注記を行うこととする。

(ニ) ファンド・オブ・ファンズ以外のファンドについては、上記の表を省略することとする。

⑤ 最近5年間の基準価額等の推移

イ. 表示例



	○年○月○日 期初	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日
基準価額 (円)						
期間分配金合計 (税込み) (円)						
分配金再投資基準価額騰落率 (%)						
○○○○指数 (円建て) 騰落率 (%)						
△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)						
××××指数 (円建て) 騰落率 (%)						
純資産総額 (百万円)						

(注) ○○○○指数 (円建て)、△△△△指数 (円建て)、×××× (円建て) は当ファンドの参考指数です。参考指数は投資対象資産の市場動向を説明する代表的な指数として記載しております。

●参考指数に関して

- ・ ○○○○指数は、……………
- ・ △△△△指数は、……………
- ・ ××××指数は、……………
- ・ 海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 最近5年間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。
- (ロ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。
- (ハ) 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。
- (ニ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金 (税込み)、ベンチマーク (ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。) の騰落率及び純資産総額を図表を用い表示するものとする。なお、計算期間が6ヶ月又は6ヶ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。
- (ホ) 当該図表には、ベンチマーク (ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。) を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由

を表示するものとする。

(へ) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、以下の注意書きを参考にして表示するものとする。

・ (例示) ○○○○指数、△△△△指数、××××指数は当ファンドの参考指数です。参考指数は投資対象資産の相場を説明する代表的な指数として記載しているものです。

(ト) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、「参考指数に関して」と当該指数の説明を表示するものとする。

(チ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。

⑥ 投資環境

表示に当たっては、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

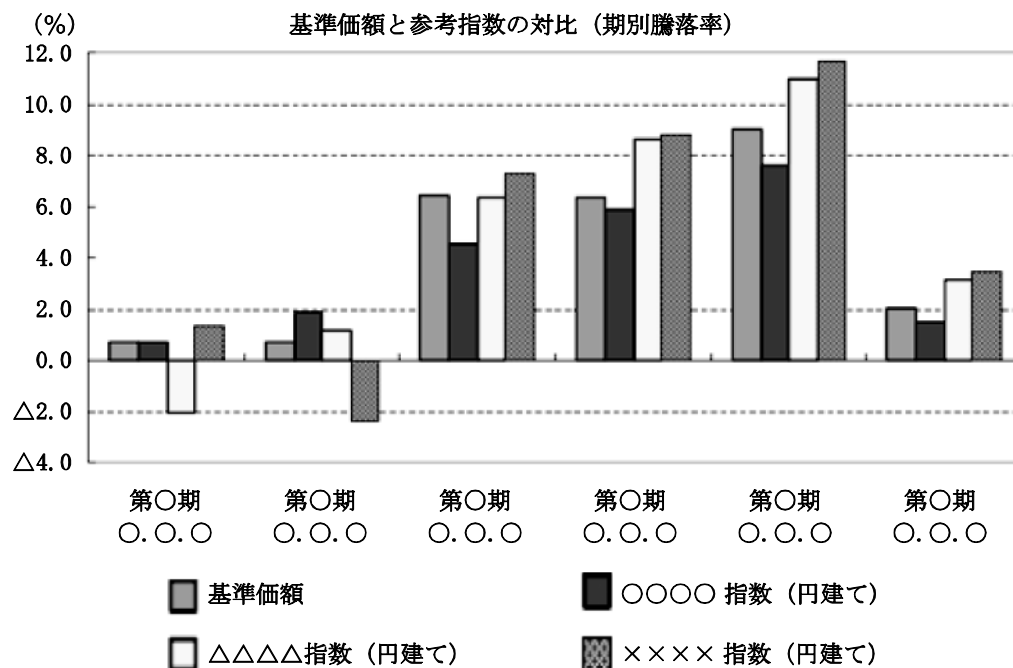
⑦ 当該投資信託のポートフォリオ

表示に当たっては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用の経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

⑧ 当該投資信託のベンチマークとの差異

イ. 表示例

当ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、当ファンドの基準価額と参考指数の騰落率の対比です。



ロ. 表示上の留意事項

(イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間末の当該投資信託の基準価額とベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率の対比を棒グラフを用い表示するものとする。

(ロ) ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）との対比表記を原則とし、表記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。

⑨ 分配金

イ. 表示例

第〇期から第〇期の1万口当たり分配金（税込み）はそれぞれ〇円といたしました。なお、留保益につきましては、今後の運用方針に基づき運用させていただきます。

計算期間が6ヶ月未満のファンド（毎月決算の例）

（単位：円・％、1万口当たり・税引前）

項目	○期	○期	○期	○期	○期	○期
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日
	～	～	～	～	～	～
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日
当期分配金 （対基準価額比率）						
当期の収益						
当期の収益以外						
翌期繰越分配対象額						

計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例）

（単位：円・％、1万口当たり・税引前）

項目	○期
	0年0月0日～ 0年0月0日
当期分配金 （対基準価額比率）	
当期の収益	
当期の収益以外	
翌期繰越分配対象額	

ロ．表示上の留意事項

- (イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。
- (ロ) 表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。
- (ハ) 「当期分配金」には「（対基準価額比率）」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。
- (ニ) 「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補てん後の売買益（含、評価益）」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。
- (ホ) 「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。
- (ヘ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額について

ては、小数点以下を切り捨てるものとする。

なお、該当欄に数値がない場合は、「－」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。

また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。

(ト)「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。

(2) 今後の運用方針

表示に当たっては、組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。

(3) お知らせ

イ. 表示例

○運用体制の変更について

当作成期間中に、運用方針の決定に関わる部門にクレジットリサーチチームを組織しました。同チームにより格付機関の情報を総合的に整理・活用することで、投資対象企業の信用力の分析力を強化することを狙いとしています。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 表示に当たっては、当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。

(4) 当該投資信託の概要

イ. 様式例

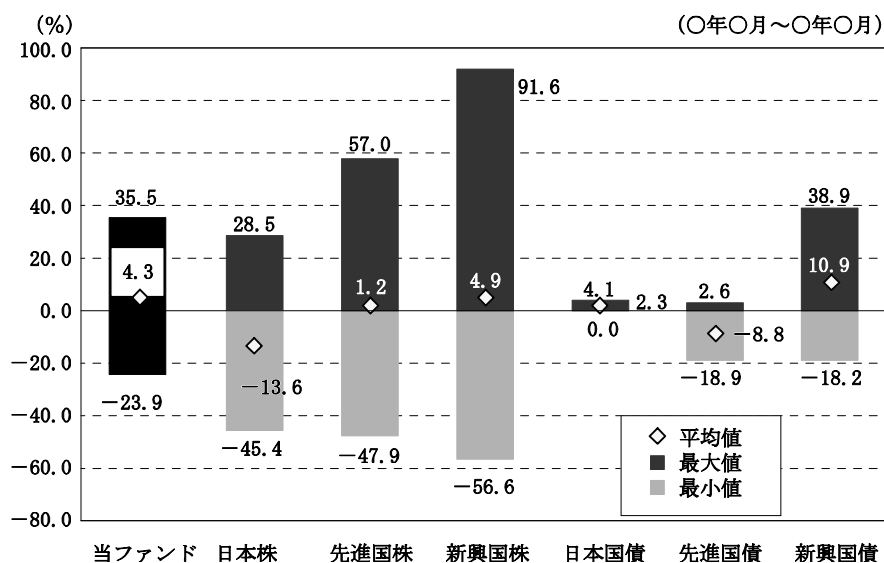
商品分類	追加型／海外／資産複合	
信託期間	無期限	
運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券及び株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。	
主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券
	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等
	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場及び店頭登録(上場予定及び登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券又は不動産投資法人の投資証券
	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場及び店頭登録株式(上場予定及び登録予定を含みます。)
当ファンドの運用方法	① 各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ② 保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。	
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。	

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 当該投資信託の概要を表示するに当たっては、商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針について、表示するものとする。

(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

イ. 表示例



(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率 (%))

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2

(注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*○年○月～○年○月の5年間における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*各資産クラスの指数

- 日本株・・・○○○○○
- 先進国株・・・○○○○○
- 新興国株・・・○○○○○
- 日本国債・・・○○○○○
- 先進国債・・・○○○○○
- 新興国債・・・○○○○○

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合における「(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」は、表示しなくても差し支えない。

(ロ) イメージ図の騰落率については、直近月末時点での騰落率であり、決算日時点のデ

ータではないため、例えば、「上記の騰落率は直近月末から 60 ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。」旨の記載をする等、創意工夫して記載するものとする。

(6) 当該投資信託のデータ

① 当該投資信託の組入資産の内容

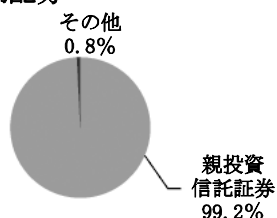
イ. 表示例

○組入（上位）ファンド（銘柄）

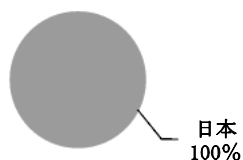
	第○期末
	○年○月○日
世界・ソブリン・マザーファンド	32.8%
海外REITマザーファンド	32.8
海外高配当株マザーファンド	33.3
その他	0.8

(注) 組入比率は純資産総額に対する各マザーファンドの評価額の割合です。

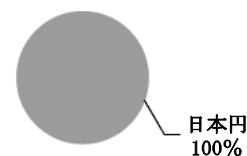
○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注) 国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 表示例は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
- (ロ) 作成期間末日の組入資産の内容の表示に当たっては、作成期間末日の上位銘柄を表示し、それぞれの組入比率を図表を用い表示するとともに、資産別配分、国別配分、通貨別配分を円グラフを用い表示するものとする。
- (ハ) 当該投資信託がファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合は、計算期間末日（作成期間末日）における上位3ファンド以上を記載し、それぞれの組入比率を記載するものとする。
- (ニ) 「全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されています。」旨の注記をするものとする。

② 純資産等

イ. 表示例

項目	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
純資産総額	円	円	円	円	円	円
受益権総口数	口	口	口	口	口	口
1万口当たり基準価額	円	円	円	円	円	円

※当作成期間（第〇期～第〇期）中における追加設定元本額は 円、同解約元本額は 円です。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。

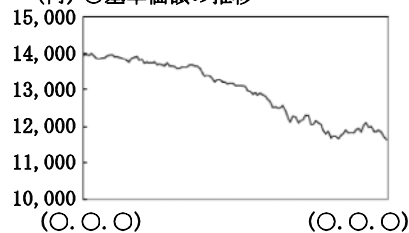
(ロ) 作成対象期間の純資産等の表示に当たっては、期末毎に純資産総額、受益権総口数及び1万口当たり基準価額を表示する。併せて、表外に作成対象期間における追加設定元本額及び同解約元本額を注記するものとする。

③ 組入上位ファンド（銘柄）の概要

イ. 表示例

◆世界・ソブリン・マザーファンド

(円) ○基準価額の推移



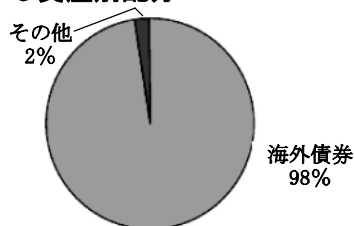
○上位 10 銘柄

銘柄名	〇〇	比率
米国銘柄	:	%
英国銘柄	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
組入銘柄数	〇銘柄	

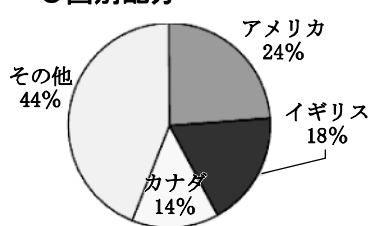
○1万口当たりの費用の明細 (〇.〇.〇~〇.〇.〇)

項目	
(a) 保管費用	円
合計	

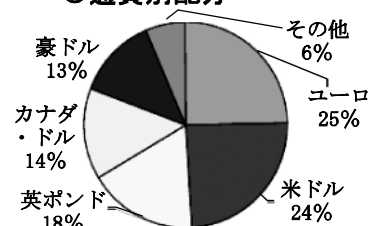
○資産別配分



○国別配分

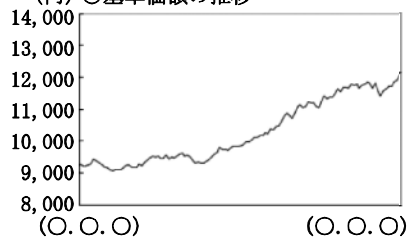


○通貨別配分



◆海外REITマザーファンド

(円) ○基準価額の推移



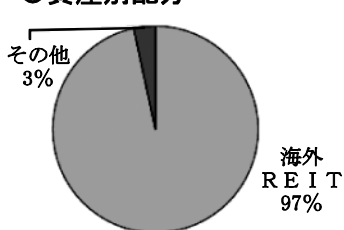
○上位 10 銘柄

銘柄名	○○	比率
米国銘柄	:	%
英国銘柄	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
組入銘柄数	○銘柄	

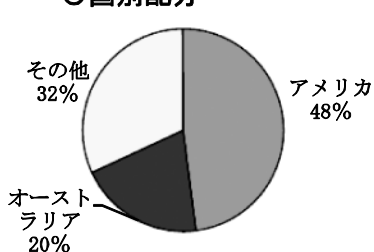
○1万口当たりの費用の明細 (○.○.○~○.○.○)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

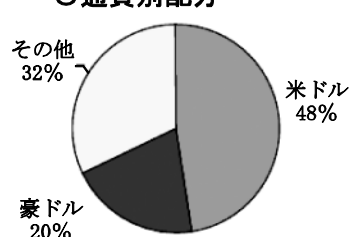
○資産別配分



○国別配分

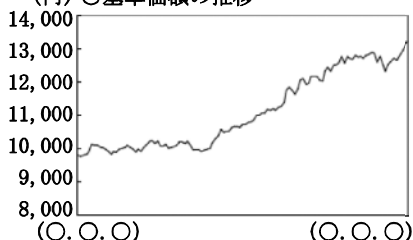


○通貨別配分



◆海外高配当株マザーファンド

(円) ○基準価額の推移



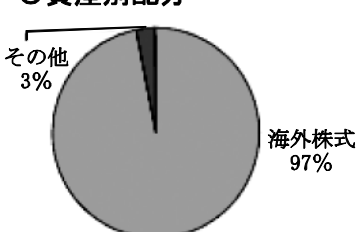
○上位 10 銘柄

銘柄名	○○	比率
米国銘柄	:	%
英国銘柄	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
:	:	
組入銘柄数	○銘柄	

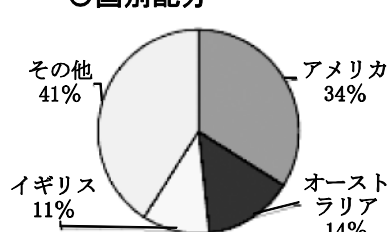
○1万口当たりの費用の明細 (○.○.○~○.○.○)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

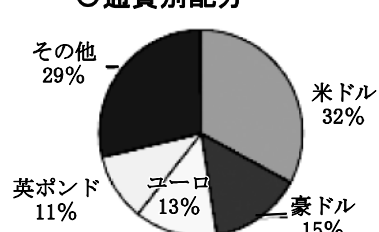
○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注1) 基準価額の推移、組入上位銘柄、資産別・国別・通貨別配分のデータは○年○月○日現在のものです。

(注2) 1万口当たりの費用の明細は組入れファンドの直近の決算期のものです。費用項目については1ページの注記をご参照ください。

(注3) 資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。

(ロ) 作成対象期間末日の組入上位ファンドの概要の表示に当たっては、交付目論見書

のファンドの特色に応じて、作成対象期間末日の組入上位ファンドの銘柄毎に基準価額の推移、投資先ファンドの作成期間末日の上位10銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数、1万口当たりの費用明細、資産別配分、国別配分、通貨別配分を表示するものとする。

表示に際しては、基準価額の推移は折れ線グラフを用い、投資先ファンドの作成期間末日の上位10銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数及び1万口当たりの費用明細は表を用い、さらに資産別配分、国別配分、通貨別配分については円グラフを用い表示するものとする。なお、上位10銘柄以上を表示するに際し、通貨、種別、投資国等必要と考えられる項目を合わせて表示しても差し支えないものとする。

(ハ) (ロ)に係る「1万口当たりの費用明細」について、ファンド・オブ・ファンズの場合等で、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記するものとする。

(ニ) ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合は、直近の計算期間末日（作成期間末日）における上位10銘柄以上を記載し、銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数を記載するものとする。

(ホ) 投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合は、階層構造の数に応じた円グラフを表示するか、又は、当該投資先ファンドから先のファンドについては、当該投資先ファンドにおいて、その実質的な投資先の資産構成がわかるよう円グラフを表示するものとする。

なお、その際には、ファンドの投資先の資産構成がわかるように表示しているため、「直接投資しているのはファンド（受益権）ですが、その先の投資資産を表示しております。」といった注記を記載する必要があることに留意するものとする。

別表 2

公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託であって
日々決算を行うファンドの表示内容（規則第14条）

1. 1万口当たり分配金

イ. 様式例

1万口当たり分配金（自〇年〇月〇日～至〇年〇月〇日）のお知らせ

月	1万口当たり分配金				
	税込み	所得税	地方税	源泉税合計	お手持り額
〇月					
〇月					
〇月					
〇月					
〇月					
〇月					

（注）分配金は各月における前月最終営業日～当月最終営業日の前日までの累計。

ロ. 表示上の留意事項

作成対象期間における各月毎についての分配金等を表示する。

2. 資産、負債、元本及び基準価額の状況

様式例

（作成期末：〇年〇月〇日現在）

資産、負債、元本及び基準価額の状況											1万口 当り基 準価額
資 産							負 債	純資産総額		元本	
公社債		その他 有価証券		コール・ローン等 その他資産		合 計		外貨 建純 資産 比率	元本		
金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率						
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	%	百万円	円

（注1）〇月〇日現在における平均残存日数はXXです。（証券総合口座用ファンドのみ注記）

（注2）〇月〇日現在における次期繰越金はXXXです。

（注3）比率は投資信託財産総額（XXX百万円）に対する比率です。

3. 売買及び損益の状況

イ. 様式例

(作成期間：自〇年〇月〇日～至〇年〇月〇日)

組入有価証券の売買状況				先物取引状況				損益の状況		
買付		売付		買建		売建		運用 損益	信託 報酬	収 益 分配金
公社債	その他 有価証券	公社債	その他 有価証券	新規 買付額	決済額	新規 売付額	決済額			
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]			

(注) 1. 公社債の買付、売付は受渡代金（経過利子分は含まれておりません。）

() 内は償還による減少分で上段の数字には含まれておりません。

2. 〇月〇日現在における先物取引の取引残高（評価額）は買建額〇〇億円、売建額〇〇億円です。（中国F、MMF、利金F、FFFについて注記。）

3. 組入有価証券の期中売買状況及び先物取引状況における合計額の [] 内は利害関係人の取引金額。

* 「利害関係人とは投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当期における当ファンドに係る利害関係人とは〇〇〇、〇〇〇・・・です。」

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 作成対象期間における売買及び損益の状況を通算して表示することとするが、各月毎について表示しても差し支えない。

(ロ) 資産及び組入有価証券の売買状況について、外貨分を分類して表示しても差し支えないこととする。

(ハ) 資産、負債、元本及び売買、損益状況における金額の表示については、千円単位の表示を可とする。

(ニ) 投資信託財産計算規則令に定める注記事項がある場合は注記する。

(ホ) 特定資産の価格等の調査が行われた場合は、調査の結果及び方法の概要を表示する。

4. 自社による当ファンドの設定・解約状況

イ. 様式例

期首残高 (元 本)	当期設定 元 本	当期解約 元 本	期末残高 (元 本)	取引の理由
百万円	百万円	百万円	百万円	

ロ. 表示上の留意事項

取引の理由は、正会員の業務運営等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる事項に分けて表示する。

5. 組入債券の開示

(1) 債券種類別開示

イ. 様式例

a 国内（邦貨建）公社債

○ 組入有価証券明細表

(作成期末：○年○月○日現在)

区 分	額面金額	評 価 額	組入 比率	うちBB 格以下 組入比率	残存期間別組入比率		
					5年以上	2年以上	2年未満
国 債 証 券	百万円 ()	百万円 ()	% ()	% ()	% ()	% ()	% ()
地 方 債 証 券							
特 殊 債 券 (除く金融債券)							
金 融 債 券							
新株予約権付社債 (転 換 社 債)							
普 通 社 債 券							
合 計							

(注1) 組入比率は、資産総額に対する評価額の割合。

(注2) () は、中期国債で内書き。(中期国債ファンドのみ)

b 外国（外貨建）公社債

○組入有価証券明細表

（作成期末：○年○月○日現在）

区 分	額面金額	評 価 額		組入 比率	うちB B 格 以 下 組入比率	残存期間別組入比率		
		外貨建金額	邦貨換算金額			5年以上	2年以上	2年未満
米 国	千ドル	千ドル	百万円	%	%	%	%	%
英 国	千ポンド	千ポンド						
・								
・								
合 計								

（注1）邦貨換算額は現在日における対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した額です。

適用為替レートは〇〇です。

（注2）組入比率は資産総額に対する評価額の割合。

ロ．表示上の留意事項

（国内（邦貨建）公社債の表示上の留意事項）

（イ）MMFについての残存期間別組入れ比率は、1年以上及び1年未満の残存期間に区分して表示する。

（ロ）証券総合口座用ファンドについては、BB格以下組入比率及び残存期間別組入比率の表示を不要とする。

（ハ）組入れ比率は資産総額に対する評価額の割合とするが、当該比率が投資信託財産の状態を的確に表示することができなくなる可能性がある場合は、この限りではない。

（外国（外貨建）公社債の表示上の留意事項）

（イ）MMF及びフリー・ファイナンシャル・ファンドについて表示する。

（ロ）MMFについての残存期間別組入れ比率は、1年以上及び1年未満の残存期間に区分して表示する。

（ハ）組入れ比率は資産総額に対する評価額の割合とするが、当該比率が投資信託財産の状態を的確に表示することができなくなる可能性がある場合は、この限りではない。

(2) 個別銘柄開示（邦貨建及び外貨建）

イ. 様式例

a 国内（邦貨建）公社債

○組入有価証券明細表

○年○月○日現在				
銘柄	利率	額面金額	評価額	償還年月日
(国債証券)		千円	千円	
・				
小計	—	—		—
(地方債証券)				
・				
小計	—	—		—
(・・・)				
・				
小計	—	—		—
合計	—	—		—

b 外国（外貨建）公社債

○組入有価証券明細表

作成期 ○年○月○日現在						
銘柄	種類	利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨建金額	
(米国)				千米ドル	千円	
銘柄						
・						
小計	—	—	—	—	千円	—
(英国)				千ポンド	千円	
銘柄						
・						
小計	—	—	—	—	千円	—
(・・・)				千・・・	千・・・	
銘柄						
・						
小計	—	—	—	—	千円	—
合計	—	—	—	—	千円	—

(注) 邦貨換算金額は、期末の時価をわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) a 国内公社債の表における銘柄欄の債券の種類は、国債証券、地方債証券、特殊債証券（除く金融債券）、金融債券、新株予約権付社債券（転換社債）、普通社債券、その他社債券の区分により行うこととする。

6. MMF の追加開示

(1) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率

イ. 様式例

(○年○月○日現在)

公社債		短期金融資産	
格付	組入比率	格付	組入比率
AAA		A-1	
AA		A-2	
A		A-3	
BBB以下		NR	
		その他資産	
A相当以上		A-2相当以上	
国債、地方債、特殊債			
合計		合計	

(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。

(注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MMF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。

(注3) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) MMF について表示するものとする。

(ロ) 格付表示については、各社が採用した信用格付業者等の信用格付によることもできるものとする。

(ハ) 「A相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。

(ニ) 上記(ハ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。

(ホ) 「国債、地方債、特殊債」の項目欄は、区分を設けず適切な格付欄に合計することもできるものとする。ただし、この場合においては「国債証券、地方債証券、特殊債証券」が適切な格付欄に含まれている旨の注を設けることとする。

7. 1万口当たりの費用明細

イ. 様式例

項 目	作成期間		項目の概要
	(〇.〇.〇~〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (新株予約権付社債(転換社債)) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用等) (監査費用) (その他代表的な費用)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆)箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(欄外注記) 項目の概要

作成期間中の費用(消費税の係るものは消費税を含む)は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬 = [作成期間中の平均基準価額] × 信託報酬率

作成期間中の平均基準価額は10,000円です。

「比率」欄は1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。

(☆2) 委託した資金の運用の対価

(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価

$$(☆5) (c) \text{ 売買委託手数料} = \frac{\text{〔作成期間中の売買委託手数料〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}$$

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

$$(☆6) (d) \text{ 有価証券取引税} = \frac{\text{〔作成期間中の有価証券取引税〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}$$

有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金

$$(☆7) (e) \text{ その他費用} = \frac{\text{〔作成期間中のその他費用〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}$$

その他費用

- ・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。

ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項

(注1) の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項

(イ) 作成期間中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨)

(ロ) 作成期間中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1口1円のファンドは、基準価額を表示する単位)

(ハ) 1万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入。

(ニ) 作成期間中平均基準価額は各月末の単純平均。

(ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。

売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末(決算の属する月については決算日)の仲値で換算した邦貨金額の合計。

(ヘ) 当該額が負(マイナス)になる場合は、表中に△を付す。

別表 3

MR F 及びMMF の月次開示の様式及び表示例
(規則第 16 条の 2 第 3 項)

○MMF の月次開示 (削除)

○MR F 及びMMF の月次開示

1. 組入資産の種類毎の残高及び組入比率

イ. 様式例

作成月次	○年○月○日現在		
	額面金額	評価額	組入比率
区 分	百万円	百万円	%
国債証券			
地方債証券			
特殊債証券 (除く金融債券)			
金融債券			
普通社債券			
C P			
C D	—		
その他資産	—		
合 計	—		

(注 1) その他資産は、コール・ローン、預金、未収金、未払金等。

(注 2) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

ロ. 作成上の留意事項

(イ) 額面金額と評価額については表示を省略することができる。

(ロ) 組入比率は、資産総額に対する比率によることもできるものとする。

2. 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況

イ. 様式例

(○年○月○日現在)

順位	組入資産の発行体別組入比率 (上位 10 社)			
	公社債		短期金融資産	
	発行体名	組入比率	発行体名	組入比率
1				
2				
3				
4				
5				
6				

7				
8				
9				
10				

(注1) 「公社債」は、○○○○○。

(注2) 「短期金融資産」は、CP、CD、コール・ローン等（国債等を担保とする有担保コールを除く。）をいう。

ロ. 作成上の留意事項

(イ) 公社債及び短期金融資産の発行体別組入比率の状況は次に掲げるいずれかの方法で表示することとする。

A 公社債（普通社債券及び金融債券をいい、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除く。）及び短期金融資産についてそれぞれの発行体名及び組入比率を表示する方法 ただし、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めて表示する場合には、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、普通社債券と金融債券の発行体別上位10銘柄を表示することとする。

B 公社債と短期金融資産を区分せず、合算して発行体名及び組入比率を表示する方法 ただし、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めて表示する場合には、国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、発行体別に上位20銘柄を表示することとする。

(ロ) 組入比率は、資産総額に対する比率によることもできるものとする。

(ハ) (注) 1. 「公社債」の注釈については、作成上の留意事項(イ)に掲げる方法に併せて明確に表示することとする。

3. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率

イ. 様式例

(○年○月○日現在)

公社債		短期金融資産	
格付	組入比率	格付	組入比率
AAA		A-1	
AA		A-2	
A		A-3	
BBB以下		NR	
		その他資産	
A相当以上		A-2相当以上	
国債、地方債、特殊債			
合計		合計	

(注1) 組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率。

(注2) 公社債の「A相当以上」及び短期金融資産の「A-2相当以上」は、投資信託協会自主ルール「MRF及びMMFの運営に関する規則」に基づき当社が作成したガイドラインで判断したもの。上段の

数値は1社の信用格付業者等による信用格付があるもので、下段の数値は信用格付業者等の信用格付がないものである。
(注3) その他資産は、指定金銭信託、未収金、未払金等。

ロ. 作成上の留意事項

- (イ) 格付の表示については、各社が採用した信用格付業者等の信用格付によることもできるものとする。
- (ロ) 「A相当以上」及び「A-2相当以上」については、各社が作成したガイドラインにより判断したものを表示するものとする。
- (ハ) 上記(ロ)の各項目に該当しなくなった場合は、当該資産の比率を欄外注記するものとする。
- (ニ) 「国債、地方債、特殊債」の項目欄は、区分を設けず適切な格付欄に合計することもできるものとする。ただし、この場合においては「国債証券、地方債証券、特殊債証券」が適切な格付欄に含まれている旨の注を設けることとする。

不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

平成16年 3月19日制定
平成16年 5月21日改正
平成18年 4月11日改正
平成18年 6月13日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 6月10日改正
平成20年 9月 9日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 9月10日改正
平成23年 9月15日改正
平成25年 9月12日改正
平成26年 1月 9日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 5月21日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年 5月18日改正
平成31年 4月18日改正
令和 4年 2月17日改正
令和 4年 5月19日改正

この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第24条に規定する運用報告書及び第27条に規定する資産運用報告に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。

- 1 規則第24条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表4とする。
- 2 規則第27条に規定する資産運用報告に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表5とする。

附 則

この部会決議は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この部会決議の改正は、平成16年5月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成18年7月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。ただし、改正規定（別表5（22）を除く。）については、実施日以降新たに計算期間の開始するものから適用する。

附 則

この改正は、平成20年6月20日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書並びに投資法人の資産運用報告から適用する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年9月15日から実施し、平成23年4月1日以後に開始する営業期間について適用し、同日前に開始する営業期間については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成25年9月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年1月9日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告から適用する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表4（20）運用等に係る費用明細（表）の改正及び（記載上の注意）3. を追加。
- (2) 別表5（23）の2を新設。
- (3) 別表5（27）①取引状況（表）及び（記載上の注意）3を改正。
- (4) 別表5（29）（1）貸借対照表の科目の追加及び（記載上の注意）2.、3. を追加。
- (5) 別表5（29）（2）損益計算書の科目の追加
- (6) 別表5（29）（4）投資主資本等変動計算書（表）の改正及び（記載上の注意）3.、4. を追加。

(7) 別表5 (34) (35) を新設。

附 則

1. この改正は、改正後の投資法人計算書類規則の施行日（平成27年4月1日）から実施する。
2. この改正委員会決議の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る資産運用報告については、なお従前の例による。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表5 (4) 分配金の実績（表）及び（記載上の注意）を改正。
- (2) 別表5 (29) (1) 貸借対照表の（記載上の注意）1と3を追加。旧1が2に、旧2～3が4～5に条ずれ。
- (3) 別表5 (29) (2) 損益計算書の（記載上の注意）を改正。
- (4) 別表5 (29) (3) 金銭の分配に係る計算書の（記載上の注意）を改正。3及び4を追加。
- (5) 別表5 (29) (4) 投資主資本等変動計算書の（記載上の注意）を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施し、同日以降決算の到来する投資信託の運用報告書及び投資法人の資産運用報告書から適用する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表4
 - ・ (12) 表を改正。
 - ・ (14) ①（記載上の注意）5を追加。②～③を新設。旧②を④に変更。
 - ・ (17) 及び (18) に表を追加。
 - ・ (22) 表の名称を変更。表の追加。（記載上の注意）1を改正。
 - ・ (25) 及び (28) の表を改正。
 - ・ (29) 表の名称を変更。表を改正。
- (2) 別表5
 - ・ (12) 表を改正。
 - ・ (14) ①（記載上の注意）5を追加。②～③を新設。旧②を④に変更。
 - ・ (17) 及び (18) に表を追加。
 - ・ (24) 表の名称を変更。表の追加。（記載上の注意）1を改正。
 - ・ (27) 表を改正。
 - ・ (29) の (2) 損益計算書の科目の新設。
 - ・ (30) 表を改正。
 - ・ (31) 表の名称を変更。表の改正。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表4 (14) ②ロ
- (2) 別表5 (14) ②ロ

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和4年2月17日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

別表5 (3)、(9)、(24)

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

(1) 別表4

- ・ (14) ② ロ (記載上の注意)
- ・ (22) 表及び (記載上の注意)

(2) 別表5

- ・ (12) 表
- ・ (14) ② ロ (記載上の注意)
- ・ (24) 表

別表4 不動産投資信託の運用報告書の様式及び表示例（規則第22条）

(1) 投資信託財産の運用状況等の推移

	第[1]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[2]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[3]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[4]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[5]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
営業収益	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円	千円
総資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
純資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
基準価額 (一口当たり純資産額)	円	円	円	円	円
自己資本比率	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)

(記載上の注意)

1. 「営業収益」、「経常利益」、「当期純利益」、「総資産額」、「純資産額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「一口当たり純資産額」については、円単位で表示すること。ただし、その他の単位で表示することも可。
3. 「自己資本比率」、「対前期比」については、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位までを表示すること。

(3) 信託元本等の状況

年月日	摘要	発行済受益権口数		信託元本総額		備考
		増減	残高	増減	残高	

(記載上の注意)

1. 「摘要」については、「増資」（公募・私募の別）、「分割」、「併合」等の別について表示すること。
2. 「信託元本総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 「備考」については、当該行為を行った理由、その他投資者保護上、重要と考えられる事項を表示すること。

(4) 分配金等の実績

	第[1]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[2]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[3]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[4]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[5]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
当期純利益総額	千円	千円	千円	千円	千円
利益留保額	千円	千円	千円	千円	千円
金銭の分配金総額 (一口当たり分配金)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)
うち利益分配金総額 (一口当たり利益分配金)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)
うち投資元本払戻総額 (一口当たり投資元本払戻額)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)	(千円 円)

(記載上の注意)

- 「当期純利益総額」、「利益留保額」、「金銭の分配金総額」、「利益分配金総額」、「投資元本払戻総額」は千円単位又は百万円単位、「一口当たり分配金」、「一口当たり利益分配金」、「一口当たり投資元本払戻額」については円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(12) 投資信託財産の構成

	保有総額		対総資産比率		外貨建資産保有額	
	実質不動産保有額		対総資産比率		為替評価差損益	対総資産比率
不動産	千円		%		千円	%
地上権	千円		%		千円	%
不動産の賃借権	千円		%		千円	%
不動産信託受益権	千円		%		千円	%
匿名組合出資持分	千円		%		千円	%
再生可能エネルギー発電設備	千円		%		千円	%
公共施設等運営権	千円		%		千円	%
.....	千円		%		千円	%
その他資産	千円		%		千円	%
資産総額計	千円		%		千円	%

(記載上の注意)

1. 「地上権」、「不動産の賃借権」は、建物等と併せて保有している場合には、「不動産」の欄に建物等と合算して表示すること。
2. 「保有総額」は外貨建資産保有額を含めた期末帳簿価額を表示すること。「実質不動産保有額」は当該資産の期末帳簿価額から当該資産で保有している金銭等を差引いた額を表示すること。
3. 「対総資産比率」については、当該資産の「実質不動産保有額」の資産総額に占める比率を内書きすること。
4. 「外貨建資産保有額」は保有総額のうち海外不動産等の保有額を取得時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。「為替評価差損益」は期末時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額から取得時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額を差引いた額を表示すること。また、「対総資産比率」は当該資産の資産総額に占める比率を表示すること。
5. 「対総資産比率」は、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。
6. 「保有総額」、「実質不動産保有額」、「外貨建資産保有額」、「為替評価差損益」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
7. 「外貨建資産保有額」の欄については、海外不動産等を保有していない場合、表示を省略することができるものとする。

(13) 主要な保有資産

不動産等の名称	帳簿価額	賃貸可能面積	賃貸面積	稼働率	対総賃貸 事業収入 比率	主たる用途
●●ビル(信託受益権)	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
合 計	千円	m ²	m ²	%	%	

(記載上の注意)

1. 「不動産等の名称」については、有価証券届出書等で表示した名称等を表示すること。
2. 「帳簿価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 物件数については、同一の地番等にある土地、建物、地上権、賃借権等は、一つの物件として計算すること。
4. 「賃貸可能面積」、「賃貸面積」はm²単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
5. 「稼働率」(当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合)、「対総賃貸事業

収入比率」は小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

6. 「主たる用途」は、当該資産又は当該資産の原資産に係る用途別の賃貸面積や賃貸収入の比率等を勘案し、投資信託委託業者の判断により、当該資産又は当該資産の原資産の「主たる用途」として適当と考えられるものを表示すること。

(14) 組入資産明細

① 不動産等組入資産明細

不動産等の名称	所在地	所有形態	期末算定価額	前期(. . . ~ . . .)				当期(. . . ~ . . .)			
				テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 入期間中	対総賃貸事業 収入比率	テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 入期間中	対総賃貸事業 収入比率
	東京都 〇〇区		千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
合計	—	—	千円		%	千円	%		%	千円	%

(記載上の注意)

- 「期末算定価額」の欄には、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。海外不動産等については、期末算定評価額を期末時点の為替レートで邦貨換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該資産の取得を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に応じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取得を行った通貨による表示を要しない。
- 「賃貸事業収入」は、当該資産が海外不動産等である場合、賃貸事業収入を期末時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。
- 「期末算定価額」、「賃貸事業収入」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「稼働率」(当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合)、「対総賃貸事業収入比率」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。
- 「②再生可能エネルギー発電設備等明細表」及び「③公共施設等運営権等明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。

② 再生可能エネルギー発電設備等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償却額			
流動 資 産								
	合 計							
有 形 固 定 資 産								
	合 計							
無 形 固 定 資 産								
	合 計							

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の 区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	認定事業者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
合計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「名称」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
3. 「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。
4. 「地域地区」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。

5. 「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備の構造等（土地の場合、地目）を表示すること。
6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再エネ特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。
7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。
8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。
9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。
10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。
11. 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。
12. 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等ごとの小計を表示すること。
13. 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
14. 「No.」欄は、「ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No. と一致させること。

ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
賃貸事業収入賃貸料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 収 入 小 計 A					
賃 貸 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・・・・) (うち・・・・) 減 価 償 却 費 (うち・・・・) (うち・・・・) ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 費 用 小 計 B					
再生可能エネルギー発電 設備賃貸事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として賃貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

③ 公共施設等運営権等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償却額			
流動 資 産								
	合 計							
有 形 固 定 資 産								
	合 計							
無 形 固 定 資 産								
	合 計							

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 公共施設等運営権等の明細表

No.	名称	公共施設等に関する事項						公共施設等運営権に関する事項				
		所在地	地域地区	管理者等の名称	公共施設等の運営に係る委託契約の相手方の名称	構造	総面積	存続期間	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
2. 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地（地割地番まで）を表示すること。
3. 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
4. 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
5. 「構造」欄には、当該公共施設等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
6. 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間（始期及び終期）を記載すること。
7. 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
8. 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
9. 「No.」欄は、「ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			
建物			

科 目	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月	年 月 ～ 年 月
公共施設等運営事業収入 ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業収入 小 計 A					
運 営 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち ・ ・ ・ ・ ・) (うち ・ ・ ・ ・ ・) 減価償却費又は償却費 (うち ・ ・ ・ ・ ・) (うち ・ ・ ・ ・ ・) ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業費用 小 計 B					
公共施設等運営事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。
5. 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

④ 有価証券組入資産明細

銘柄名	資 産 の 種 類	数 量	帳 簿 価 額		評 価 額		評価損益	備 考
			単 価	金 額	単 価	金 額		
				千円		千円	千円	
				千円		千円	千円	
合 計	-	-	-	千円	-	千円	千円	-

(記載上の注意)

1. 「帳簿価額」、「評価額」、「評価損益」の欄には、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(15) その他資産の状況

① 株式・投資証券

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

② 株式以外の有価証券

(単位：)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経過 過剰子	評価額	評価損益	備考
合計								

③ 信用取引契約残高明細表

(単位：)

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

④ 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種類	契約額等		時価
			うち1年超	
市場取引	先物取引			
	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
取引	売	建		
	コール	ルト		
	プット	建		
	買	建		
市場取引以外	先渡取引			
	売	建		
	買	建		
	為替予約取引			
の取引	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
	売	建		
引	買	建		
	コール	ルト		
	プット	建		
	スワップ取引			
引	受取変動・支払固定			
	受取固定・支払変動			
	その他			
合計				

⑤ その他特定資産の明細表

(単位：)

特定資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

(16) 国及び地域毎の資産保有状況

国名	保有総額	期末算定価額	対総資産比率	物件数
日本	千円	千円	%	件
米国	千円	千円	%	件
...	千円	千円	%	件
合計	千円	千円	100%	件

(記載上の注意)

- 「保有総額」は期末帳簿価額を、「期末算定価額」は不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。金額の表示については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位を併せて表示することも可。
- 海外不動産等の「保有総額」は取得時点の為替レートを、「期末算定価額」については期末時点の為替レートをを用いて邦貨換算すること。
- 「対総資産比率」は当該国及び地域毎の期末算定価額が期末算定額の合計に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

(17) 資本的支出の予定

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

インフラ資産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(18) 期中の資本的支出

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

インフラ資産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

(記載上の注意)

1. 「工事金額or支払金額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「工事金額or支払金額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭

営業期間	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日
前期末積立金残高	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 積 立 額	千円	千円	千円	千円	千円
当期積立金取崩額	千円	千円	千円	千円	千円
次 期 繰 越 額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 本表が対象とする「積立金」は、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第9条第2項に定める資産管理計画書に表示された長期修繕計画に従い、減価償却費等の余剰キャッシュフロー（利益の内部留保に伴うものを含む）の中から每期計画的・規則的に実際に積み立てられるべき金銭をいう。
2. 金額は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(20) 運用等に係る費用明細

項目	当期	役務の内容
(a) 信託報酬合計	千円	
委託者報酬	千円	
うち事務代行手数料	千円	
受託者報酬	千円	
(b) その他費用	千円	
合 計	千円	

(記載上の注意)

1. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「(b) その他費用」は、信託報酬以外の費用で投資信託財産から直接支弁された費用がある場合にはその合計額を表示すること。
3. 役務の内容欄には、夫々の費用を対価とする役務の内容を記載するものとし、(b) その他費用についても、具体的な費用の内訳を記した上で夫々の具体的な費用を対価とする役務の内容を記載するものとする。

(21) 借入状況

区分	借入先	借入日	前期末 残 高	当期末 残 高	平均 利率	返 済 期 限	返済方法	使 途	摘 要
短期借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合 計		千円	千円					
長期借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合 計		千円	千円					

(記載上の注意)

1. 原則として、短期・長期に区分し、借入先ごとに表示すること。
2. 「平均利率」は、加重平均利率を表示すること。
3. 「返済方法」は、元金均等、元利均等、期限一括返済等その返済方法を表示すること。
4. 「摘要」は、担保の有無及び担保物件の名称、その他特記事項について表示すること。
5. 「前期末残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(22) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等

不動産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇ビル (不動産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

インフラ資産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 「取得価格」は、当該不動産等及びインフラ資産等の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料及びインフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料等）を含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
2. 「取得価格」、「譲渡価格」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23) その他の資産の売買状況等

資産の種類	買 付		売 付		当期末残高	
	券面数等	金 額	券面数等	金 額	券面数等	金 額
株 式		千円		千円		千円
投資証券		千円		千円		千円
債 券		千円		千円		千円
....		千円		千円		千円
合 計		千円		千円		千円

(記載上の注意)

1. 「金額」は、受渡代金（経過利子分及び諸費用（売買委託手数料等）を含まない金額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
2. 「金額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況

① 取引状況

区 分	売 買 金 額 等	
	買 付 額 等	売 付 額 等
総 額	千円	千円
	うち利害関係人等からの買付額 千円 (%)	うち利害関係人等への売付額 千円 (%)
利害関係人等との取引状況の内訳		
〇〇株式会社	千円 (%)	千円 (%)
××株式会社	千円 (%)	千円 (%)
合 計	千円 (%)	千円 (%)

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 ()	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (/) %
		支 払 先	支 払 金 額 ()	
(建物) 管理委託報酬	千円	〇〇株式会社	千円	%
		××株式会社	千円	%
不動産売買手数料	千円	△△株式会社	千円	%
信託受益権売買手数料	千円	□□株式会社	千円	%
インフラ資産等を取得する 際に発生した売買手数料	千円	◇◇株式会社	千円	%
……	千円	……	千円	%

(記載上の注意)

1. () 内には、夫々の総額に対する比率を小数点第二位を四捨五入して表示すること。
2. 「買付額等」、「売付額等」、「支払手数料等の金額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。
ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 利害関係人等及び主要株主との取引を国外の通貨で行った場合には、取引を行った時点の為替レートで邦貨換算した額を千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。また、当該取引を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取引を行った通貨による表示を要しない。
4. 上記の支払手数料等以外で利害関係人等に金銭の支払いを行っている場合、その中で重要なものについて欄外に注記すること。

(26) 委託業者が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等

手数料等の名称	第〇〇期	
	自令和（又は西暦）	年 月 日
有価証券売買手数料		千円
.....		千円
合 計		千円

(記載上の注意)

1. 欄外に兼業業務について「当期における兼業業務は、〇〇、××……です。」旨を注記すること。
2. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(27) 資産、負債、元本及び損益の状況

(別表 5 (29) 参照)

(28) 減価償却額の算定方法の変更

	算定方法の変更日	変更前に採用していた算定方法	変更前算定方法による算定額	変更後に新たに採用した算定方法	変更後算定方法による算定額	変更理由	その他
〇〇ビル設備							
××ビル設備							
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							

(記載上の注意)

1. 「算定額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(29) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更

	評価方法の変更日	変更前に採用していた評価方法	変更前評価方法による評価額	変更後に新たに採用した評価方法	変更後評価方法による評価額	変更理由	その他
〇〇ビル							
××ビル							
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							

(記載上の注意)

1. 「評価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(30) 自社設定投資信託受益証券等の状況等

① 取得等の状況

年月日	取得口数	処分口数	保有口数
累 計			

(記載上の注意)

1. 「保有口数」の欄には、当該取得等の実施後に投資信託委託会社が引続き保有している口数を記載すること。
2. 「累計」の欄には当期末を含めて過去5年間の取得した口数と処分した口数、夫々の累計口数と当期末の保有口数を記載すること。

② 保有等の状況

	期末保有口数	期末保有総額	総発行済口数 に対する比率
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			

(記載上の注意)

1. 「期末保有総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「総発行済口数に対する比率」の欄には当該期末の保有口数の総発行済口数に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

別表5 不動産投資法人の資産運用報告の様式及び表示例(規則第26条)

(1) 投資法人の運用状況等の推移

	第[1]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[2]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[3]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[4]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[5]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
営業収益	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円	千円
総資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
純資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
一口当たり純資産額 (基準価額)	円	円	円	円	円
自己資本比率	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)

(記載上の注意)

1. 「営業収益」、「経常利益」、「当期純利益」、「総資産額」、「純資産額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「一口当たり純資産額」については、円単位で表示すること。ただし、その他の単位で表示することも可。
3. 「自己資本比率」、「対前期比」については、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位までを表示すること。

(3) 増資等の状況

年月日	摘要	発行済投資口の総口数		出資金総額		備考
		増減	残高	増減	残高	

(記載上の注意)

1. 「摘要」については、「増資」(公募・私募の別)、「分割」、「併合」等の別について表示すること。
2. 「出資金総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 「備考」については、当該行為を行った理由、その他投資者保護上、重要と考えられる事項を表示すること。

(4) 分配金等の実績

	第[1]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[2]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[3]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[4]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[5]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
当期純利益総額	千円	千円	千円	千円	千円
利益留保額	千円	千円	千円	千円	千円
金銭の分配金総額 (一口当たり分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち利益分配金総額 (一口当たり利益分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち出資払戻総額 (一口当たり出資払戻額)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
出資払戻総額のうち 一時差異等調整引当 額からの分配金総額 (一口当たり出資払 戻額のうち一口当 たり一時差異等調整 引当額分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
出資払戻総額のうち 税法上の出資等減少 分配からの分配金総 額 (一口当たり出資払 戻額のうち税法上 の出資等減少分配 からの分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)

(記載上の注意)

- 「当期純利益総額」、「利益留保額」、「金銭の分配金総額」、「利益分配金総額」、「出資払戻総額」、「一時差異等調整引当額からの分配金総額」、「税法上の出資等減少分配からの分配金総額」は千円単位又は百万円単位、「一口当たり分配金」、「一口当たり利益分配金」、「一口当たり出資払戻額」、「一口当たり一時差異等調整引当額からの分配金」、「一口当たり税法上の出資等減少分配からの分配金」については円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(9) 投資口に関する事項

氏名又は名称	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総口数に 対する所有投資口数の割合 (%)

(10) 役員等に関する事項

役職名	役員等の氏名又は名称	主な兼職等	当該営業期間における 役職毎の報酬の総額 (千円)

(記載上の注意)

1. 投資法人から報酬を受取っていない場合はその旨を表示すること。
2. その他、役員解任等、投資者保護上、表示することが適当と考えられる重要な事項については、当該事項を表示する。

(12) 不動産投資法人の資産の構成

	保有総額		対総資産比率		外貨建資産保有額	
	千円	実質不動産保有額	千円	対総資産比率	為替評価損益	対総資産比率
不動産	千円		千円	%	千円	%
地上権	千円		千円	%	千円	%
不動産の賃借権	千円		千円	%	千円	%
不動産信託受益権	千円	千円	千円	%	千円	%
匿名組合出資持分	千円	千円	千円	%	千円	%
再生可能エネルギー発電設備	千円	千円	千円	%	千円	%
公共施設等運営権	千円	千円	千円	%	千円	%
.....	千円	千円	千円	%	千円	%
その他資産	千円	千円	千円	%	千円	%
資産総額計	千円	千円	千円	%	千円	%

(記載上の注意)

1. 「地上権」、「不動産の賃借権」は、建物等と併せて保有している場合には、「不動産」の欄に建物等と合算して表示すること。
2. 「保有総額」は外貨建資産保有額を含めた期末帳簿価額を表示すること。「実質不動産保有額」は当該資産の期末帳簿価額から当該資産で保有している金銭等を差引いた額を表示すること。
3. 「対総資産比率」については、当該資産の「実質不動産保有額」の資産総額に占める比率を内

書きすること。

4. 「外貨資産保有額」は保有総額のうち海外不動産等の保有額を取得時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。「為替評価差損益」は期末時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額から取得時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額を差引いた額を表示すること。また、「対総資産比率」は当該資産の資産総額に占める比率を表示すること。
5. 「対総資産比率」は、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。
6. 「保有総額」、「実質不動産保有額」、「外貨建資産保有額」、「為替評価差損益」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
7. 「外貨建資産保有額」の欄については、海外不動産等を保有していない場合、表示を省略することができるものとする。

(13) 主要な保有資産

不動産等の名称	帳簿価額	賃貸可能面積	賃貸面積	稼働率	対総賃貸収入比率	主たる用途
●●ビル(信託受益権)	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
合 計	千円	m ²	m ²	%	%	

(記載上の注意)

1. 「不動産等の名称」については、有価証券届出書等で表示した名称等を表示すること。
2. 「帳簿価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 物件数については、同一の地番等にある土地、建物、地上権、賃借権等は、一つの物件として計算すること。
4. 「賃貸可能面積」、「賃貸面積」はm²単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
5. 「稼働率」(当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合)、「対総賃貸収入比率」は小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
6. 「主たる用途」は、当該資産又は当該資産の原資産に係る用途別の賃貸面積や賃貸収入の比率等を勘案し、投資信託委託業者の判断により、当該資産又は当該資産の原資産の「主たる用途」として適当と考えられるものを表示すること。

(14) 組入資産明細

① 不動産等組入資産明細

不動産等の 名称	所在地	所有形態	期末算定 価額	期 ()				期 ()			
				対外総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収 入期間中	対総賃貸事 業収入比率	対外総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収 入期間中	対総賃貸 事業収入 比率
	東京都 〇〇区		千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
合計	—	—	千円		%	千円	%		%	千円	%

(記載上の注意)

- 「期末算定価額」の欄には、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。海外不動産等については、期末算定評価額を期末時点の為替レートで邦貨換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該資産の取得を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取得を行った通貨による表示を要しない。
- 「賃貸事業収入」は、当該資産が海外不動産等である場合、賃貸事業収入を期末時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。
- 「期末算定価額」、「賃貸事業収入」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「稼働率」（当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合）、「対総賃貸事業収入比率」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。
- 「②再生可能エネルギー発電設備等明細表」及び「③公共施設等運営権等明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。

② 再生可能エネルギー発電設備等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					償却累計額	当期償却額		
流動 資産								
	合計							
有形 固定 資産								
	合計							
無形 固定 資産								
	合計							

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	認定事業者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
合計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-

(記載上の注意)

- 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
- 「名称」欄には、再エネ特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
- 「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。
- 「地域地区」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
- 「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
- 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再エネ特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条

第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。)を記載すること。

7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。
8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。
9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。
10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。
11. 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。
12. 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等毎の小計を表示すること。
13. 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
14. 「No.」欄は、「ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No.と一致させること。

ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			

科 目	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月
賃貸事業収入賃貸料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 収 入 小 計 A					
賃 貸 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・・・・) (うち・・・・) 減価償却費 (うち・・・・) (うち・・・・) ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 費 用 小 計 B					
再生可能エネルギー 発電設備賃貸事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として賃貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

③ 公共施設等運営権等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
						当期償却額		
流動 資産								
	合計							
有形 固定 資産								
	合計							
無形 固定 資産								
	合計							

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 公共施設等運営権等の明細表

No.	名称	公共施設等に関する事項						公共施設等運営権に関する事項				
		所在地	地域 地区	管理者 等の 名称	公共施設 等の運営 に係る 委託契約 の相手方 の名称	構造	総面積	存続 期間	取得 年月 日	取得 価額	当 期 末 帳 簿 価 額	担 保 の 状 況

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
2. 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地（地割地番まで）を表示すること。
3. 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
4. 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
5. 「構造」欄には、当該公共施設等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
6. 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間（始期及び終期）を記載すること。
7. 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
8. 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
9. 「No.」欄は、「ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			
建物			

科目	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月	第 期 年 月 ～年 月
公共施設等運営事業収入 ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業収入 小 計 A					
運 営 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・・・・) (うち・・・・) 減価償却費又は償却費 (うち・・・・) (うち・・・・) ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業費用 小 計 B					
公共施設等運営事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。
5. 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

④ 有価証券組入資産明細

銘柄名	資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
			単価	金額	単価	金額		
				千円		千円	千円	
				千円		千円	千円	
合計	-	-	-	千円	-	千円	千円	-

(記載上の注意)

1. 「帳簿価額」、「評価額」、「評価損益」の欄には、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(15) その他資産の状況

① 株式・投資証券

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

② 株式以外の有価証券

(単位：)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経過 過利子	評価額	評価損益	備考
合計								

③ 信用取引契約残高明細表

(単位：)

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

④ 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
市場取引	先物取引			
	売 建			
	買 建			
	オプション取引			
取引	売 建			
	コール			
	プット			
	買 建			
市場取引以外	先渡取引			
	売 建			
	買 建			
	為替予約取引			
の取引	売 建			
	オプション取引			
	売 建			
	買 建			
引	コール			
	プット			
	買 建			
	コール			
合計	プット			
	スワップ取引			
	受取変動・支払固定			
	受取固定・支払変動			
	その他			

⑤ その他特定資産の明細表

(単位：)

特定資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

(16) 国及び地域毎の資産保有状況

国名	保有総額	期末算定価額	対総資産比率	物件数
日本	千円	千円	%	件
米国	千円	千円	%	件
...	千円	千円	%	件
合計	千円	千円	100%	件

(記載上の注意)

- 「保有総額」は期末帳簿価額を、「期末算定価額」は不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。金額の表示については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位を併せて表示することも可。
- 海外不動産等の「保有総額」は取得時点の為替レートを、「期末算定価額」については期末時点の為替レートをを用いて邦貨換算すること。
- 「対総資産比率」は当該国及び地域毎の期末算定価額が期末算定額の合計に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

(17) 資本的支出の予定

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

インフラ資産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(18) 期中の資本的支出

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

インフラ資産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払金額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払金額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭

営業期間	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日
当期首積立金残高	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 積 立 額	千円	千円	千円	千円	千円
当期積立金取崩額	千円	千円	千円	千円	千円
次 期 繰 越 額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 本表が対象とする「積立金」は、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第9条第2項に定める資産管理計画書に表示された長期修繕計画に従い、減価償却費等の余剰キャッシュフロー（利益の内部留保に伴うものを含む）の中から每期計画的・規則的に実際に積み立てられるべき金銭をいう。
- 金額は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(20) 運用等に係る費用明細

項目	当期
(a) 資産運用報酬	千円
(b) 資産保管報酬	千円
(c) 一般事務委託報酬	千円
(d) 役員報酬	千円
(e) その他費用	千円
合計	千円

(記載上の注意)

- 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「(e) その他費用」は、(a)～(d)以外の費用で投資法人の運営に係る費用がある場合には表示すること。

(21) 借入状況

区分	借入先	借入日	当期首 残高	当期末 残高	平均 利率	返済 期限	返済方法	使 途	摘 要
		千円	千円						
		千円	千円						
合計		千円	千円						
長期 借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合計		千円	千円					

(記載上の注意)

- 原則として、短期・長期に区分し、借入先毎に表示すること。
- 「平均利率」は、加重平均利率を表示すること。
- 「返済方法」は、元金均等、元利均等、期限一括返済等その返済方法を表示すること。
- 「摘要」は、担保の有無及び担保物件の名称、その他特記事項について表示すること。
- 「当期首残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(22) 投資法人債

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	償還期限	償還方法	使 途	摘 要

(記載上の注意)

- 「当期首残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23) 短期投資法人債

銘柄	発行年月日	当期末残高	発行価額	償還価額	摘 要

(記載上の注意)

- 「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23) の 2 新投資口予約権

銘柄名	発行年月日	当期末時点で未行使の新投資口予約権の口数	当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法	行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法	新投資口予約権の行使期限	摘 要

(記載上の注意)

- 「行使に際して出資される金銭の額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(24) 不動産等及び資産対応証券等、インフラ資産等及びインフラ関連資産の売買状況等

不動産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇ビル(不動産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

インフラ資産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
0000 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 「取得価格」は、当該不動産等及びインフラ資産等の取得に要した諸費用（不動産売買媒介手数料及びインフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料等）を含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
2. 「取得価格」、「譲渡価格」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(25) その他の資産の売買状況等

資産の種類	買 付		売 付		当期末残高	
	券面数等	金 額	券面数等	金 額	券面数等	金 額
株 式		千円		千円		千円
投資証券		千円		千円		千円
債 券		千円		千円		千円
....		千円		千円		千円
合 計		千円		千円		千円

(記載上の注意)

1. 「金額」は、受渡代金（経過利子分及び諸費用（売買委託手数料等）を含まない金額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
2. 「金額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(27) 利害関係人等との取引状況

① 取引状況

区 分	売 買 金 額 等	
	買 付 額 等	売 付 額 等
総 額	千円	千円
利害関係人等との取引状況の内訳		
〇〇株式会社	千円 (%)	千円 (%)
××株式会社	千円 (%)	千円 (%)
合 計	千円 (%)	千円 (%)

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 (A)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (B/A) %
		支 払 先	支 払 金 額 (B)	
(建物) 管理委託報酬	千円	〇〇株式会社	千円	%
		××株式会社	千円	%
不動産売買手数料	千円	△△株式会社	千円	%
信託受益権売買手数料	千円	□□株式会社	千円	%
インフラ資産等を取得する 際に発生した売買手数料	千円	◇◇株式会社	千円	%
.....	千円	千円	%

(記載上の注意)

1. () 内には、夫々の総額に対する比率を小数点第二位を四捨五入して表示すること。
2. 「買付額等」、「売付額等」、「支払手数料等の金額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。
ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 利害関係人等との取引を国外の通貨で行った場合には、取引を行った時点の為替レートで邦貨換算した額を千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。また、当該取引を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取引を行った通貨による表示を要しない。
4. 上記の支払手数料等以外で利害関係人等に金銭の支払いを行っている場合、その中で重要なものについて欄外に注記すること。

(28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等

手数料等の名称	第〇〇期	
	自令和(又は西暦) 年 月 日	至令和(又は西暦) 年 月 日
有価証券売買手数料		千円
.....		千円
合 計		千円

(記載上の注意)

1. 欄外に兼業業務について「当期における兼業業務は、〇〇、××……です。」旨を注記すること。
2. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(29) 資産、負債、元本及び損益の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	前 期 (令和(又は西暦) 年 月 日)	当 期 (令和(又は西暦) 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		
信託現金及び信託預金		
受取手形		
営業未収入金		
有価証券		
前渡金		
親法人投資口		
前払費用		
未収収益		
繰延税金資産		
その他		
貸倒引当金		
流動資産合計		
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額		
建物（純額）		
構築物		
減価償却累計額		
構築物（純額）		
機械及び装置		
減価償却累計額		
機械及び装置（純額）		
土地		
建設仮勘定		
信託建物		
減価償却累計額		
信託建物（純額）		
信託土地		
信託建設仮勘定		
有形固定資産合計		
無形固定資産		
借地権		
その他		
無形固定資産合計		
投資その他の資産		
投資有価証券		
出資金		
繰延税金資産		
信託差入敷金及び保証金		
その他		
投資その他の資産合計		
固定資産合計		
繰延資産		
投資口交付費		
繰延資産合計		
資産合計		

負債の部	
流動負債	
営業未払金	
前受金	
預り金	
未払費用	
前受収益	
繰延税金負債	
その他	
流動負債合計	_____
固定負債	
投資法人債	
長期借入金	
繰延税金負債	
その他	
固定負債合計	_____
負債合計	_____
純資産の部	
投資主資本	
出資総額	
新投資口申込証拠金	
剰余金	
出資剰余金	
任意積立金	
当期末処分利益又は当期末未処理損失 (△)	
剰余金合計	_____
自己投資口	
投資主資本合計	_____
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
評価・換算差額等合計	_____
新投資口予約権	_____
純資産合計	_____
負債純資産合計	_____

(記載上の注意)

1. 「出資総額」と「出資総額控除額」を区分して表示している場合における「出資総額控除額」に一時差異等調整引当額が含まれている場合は、当該一時差異等調整引当額をその他の出資総額控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 「純資産の部」の「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
3. 「出資剰余金」と「出資剰余金控除額」を区分して表示している場合における「出資剰余金控除額」に一時差異等調整引当額が含まれている場合は、当該一時差異等調整引当額をその他の出資剰余金控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。
4. 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。
5. 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残額を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(2) 損益計算書

(単位：円)

	前 期	当 期
	(自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日)	(自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日)
営業収益		
不動産賃貸収入		
賃貸事業収入		
その他賃貸事業収入		
不動産等売却益		
再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入		
再生可能エネルギー発電設備の売却益		
公共施設等運営権の売却益		
公共施設等の売却益		
公共施設等の運営事業収入		
受取利息		
受取配当金		
営業収益合計		
営業費用		
賃貸事業費用		
再生可能エネルギー発電設備の売却損		
公共施設等運営権の売却損		
公共施設等の売却損		
公共施設等の運営事業費用		
資産運用報酬		
資産保管手数料		
一般事務委託手数料		
役員報酬		
減損損失		
その他営業費用		
営業費用合計		
営業利益		
営業外収益		
営業外収益合計		
営業外費用		
支払利息		
投資法人債利息		
投資法人債発行費償却		
営業外費用合計		
経常利益		
特別利益		
負ののれん発生益		
特別利益合計		
特別損失		
減損損失		
災害による損失		
特別損失合計		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
法人税等合計		
当期純利益		
前期繰越利益		
遡及適用前前期繰越利益又は遡及適用前前期繰越損失		
遡及適用影響額		
前期繰越利益又は前期繰越損失合計		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)		

(記載上の注意)

1. 「当期末処分利益又は当期末処理損失(△)」中、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならないことに留意すること。

(3) 金銭の分配に係る計算書

		金銭の分配に係る計算書					
		前 期			後 期		
		(自 令和(又は西暦) 年 月 日			自 令和(又は西暦) 年 月 日		
		至 令和(又は西暦) 年 月 日)			至 令和(又は西暦) 年 月 日)		
I	当期末処分利益						
II	利益超過分配金加算額						
	出資総額控除額						
	出資剰余金控除額						
III	分配金額						
	(投資口1口当たり分配金の額)						
	(うち利益超過分配金)						
IV	任意積立金						
	××積立金繰入額						
	××積立金繰入額						
V	次期繰越利益						
	分配金額の算出方法						
	投資口1口当たりの分配金額						

(記載上の注意)

1. 「任意積立金」を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合で、当該取崩金額に投資法人の計算に関する規則第18条の2第1項第3号に掲げる取崩し又は一時差異等調整積立金の取崩しの金額が含まれる場合は、それらの取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 「IV 任意積立金」の項目に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
3. 利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれている場合の「出資総額控除額」、「出資剰余金控除額」の表示については、当該一時差異等調整引当額に係る控除額をその他の控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。

4. 利益を出資総額に組み入れる場合において、出資総額控除額を減算する際に、当該減算額に一時差異等調整引当額の戻入額が含まれているときは、当該減算額のうち、一時差異等調整引当額の戻入額から成る部分の金額は、その他の減算額と区別して表示し、出資剰余金に係る一時差異等調整引当額を出資剰余金控除額に振り替えるときは、その旨及びその金額を表示しなければならない。

(4) 投資主資本等変動計算書

前 期 (自 令和 (又は西暦) 年 月 日 至 令和 (又は西暦) 年 月 日)

	投資主資本							評価・換算差額等			新投資口予約権	純資産合計	
	出資総額	新投資口申込証拠金	剰余金				自己投資口	投資主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
			出資剰余金	任意積立金	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	剰余金合計							
当期首残高													
遡及処理の累積的影響額													
遡及処理後当期首残高													
当期変動額													
・・・													
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計													
当期末残高													

当期（自 令和（又は西暦） 年 月 日 至 令和（又は西暦） 年 月 日）

	投資主資本							評価・換算差額等			新投資口予約権	純資産合計	
	出資総額	新投資口申込証拠金	剰余金				自己投資口	投資主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
			出資剰余金	任意積立金	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	剰余金合計							
当期首残高													
遡及処理の累積的影響額													
遡及処理後当期首残高													
当期変動額													
・・・													
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計													
当期末残高													

(記載上の注意)

1. 「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 純資産の各項目を縦に並べる様式により作成することもできるものとする。
3. 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。
4. 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資

口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(30) 減価償却額の算定方法の変更

	算定方法の変更日	変更前に採用していた算定方法	変更前算定方法による算定額	変更後に新たに採用した算定方法	変更後算定方法による算定額	変更理由	その他
〇〇ビル設備							
××ビル設備							
〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇							

(記載上の注意)

1. 「算定額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(31) 不動産等及びインフラ資産等の評価方法の変更

	評価方法の変更日	変更前に採用していた評価方法	変更前評価方法による評価額	変更後に新たに採用した評価方法	変更後評価方法による評価額	変更理由	その他
〇〇ビル							
××ビル							
〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇							

(記載上の注意)

1. 「評価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(32) 自社設定投資信託受益証券等の状況等

① 取得等の状況

年月日	取得口数	処分口数	保有口数
累 計			

(記載上の注意)

1. 「保有口数」の欄には、当該取得等の実施後に投資信託委託会社が引続き保有している口数を記載すること。

2. 「累計」の欄には当期末を含めて過去5年間の取得した口数と処分した口数、夫々の累計口数と当期末の保有口数を記載すること。

② 保有等の状況

	期末保有口数	期末保有総額	総発行済口数 に対する比率
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			

(記載上の注意)

1. 「期末保有総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「総発行済口数に対する比率」の欄には当該期末の保有口数の総発行済口数に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

(34) 海外不動産保有法人に係る開示

名 称	出 資 額	組織形態、目的、事業内容及び利益の分配方針	株式又は出資の数又は額の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合	所在国における配当に係る規制の内容
	千円		%	
	千円		%	

(記載上の注意)

1. 「出資額」については、出資時点の為替レートで邦貨換算した額を千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。また、当該出資を行った通貨による額を邦貨換算した額の単位に応じた単位により括弧書きで表示すること。
2. 「株式又は出資の数又は額の発行済株式又は出資の総数又は総額に対する割合」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。

(35) 海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示

名称	所在地	所有形態	期末算定 価額	前期(H...~H...)					当期(H...~H...)				
				対小総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業 収入期間中	対総賃貸事 業収入比率	売買総額 期間中	対小総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業 収入期間中	対総賃貸事 業収入比率	売買総額 期間中
			千円		%	千円	%	千円		%	千円	%	千円
			千円		%	千円	%	千円		%	千円	%	千円
			千円		%	千円	%	千円		%	千円	%	千円
			千円		%	千円	%	千円		%	千円	%	千円
合計	—	—	千円		%	千円	%	千円		%	千円	%	千円

(記載上の注意)

1. 「期末算定価額」の欄には、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。海外不動産等については、期末算定評価額を期末時点の為替レートで邦貨換算した額を表示すること。

また、海外不動産等については、当該資産の取得を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に応じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取得を行った通貨による表示を要しない。

2. 「賃貸事業収入」は、当該資産が海外不動産等である場合、賃貸事業収入を期中平均の為替レートで評価換算した額を表示すること。

また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。

3. 「期末算定価額」、「賃貸事業収入」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

4. 「稼働率」（当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合）、「対総賃貸事業収入比率」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。

5. 「売買総額」は、当該資産が海外不動産等である場合、当該投資法人の営業期間中における売買総額を期中平均の為替レートで評価換算した額を表示すること。

また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受け取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に応じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。

インフラ投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議

平成27年7月16日制定
平成29年5月18日改正
平成31年4月18日改正
令和4年5月19日改正

この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第31条に規定する運用報告書及び第35条に規定する資産運用報告に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。

- 1 規則第31条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表6とする。
- 2 規則第35条に規定する資産運用報告に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表7とする。

附 則

この委員会決議は、平成27年7月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年5月18日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表6 (14) ①ロ
- (2) 別表7 (14) ①ロ

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和4年5月19日から実施する。

*改正は、次のとおりである。

- (1) 別表6
 - ・ (14) ① ロ (記載上の注意)
 - ・ (22) 表及び (記載上の注意)
- (2) 別表7
 - ・ (3) 及び (9) 表
 - ・ (14) ① ロ (記載上の注意)
 - ・ (24) 表及び (記載上の注意)

別表6 インフラ投資信託の運用報告書の様式及び表示例（規則第31条）

(1) 投資信託財産の運用状況等の推移

	第[1]期	第[2]期	第[3]期	第[4]期	第[5]期
	自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
営業収益	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円	千円
総資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
純資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
基準価額 (一口当たり純資産額)	円	円	円	円	円
自己資本比率	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)

(記載上の注意)

1. 「営業収益」、「経常利益」、「当期純利益」、「総資産額」、「純資産額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「一口当たり純資産額」については、円単位で表示すること。ただし、その他の単位で表示することも可。
3. 「自己資本比率」、「対前期比」については、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位までを表示すること。

(3) 信託元本等の状況

年月日	摘要	発行済受益権口数		信託元本総額		備考
		増減	残高	増減	残高	

(記載上の注意)

1. 「摘要」については、「増資」（公募・私募の別）、「分割」、「併合」等の別について表示すること。
2. 「信託元本総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 「備考」については、当該行為を行った理由、その他投資者保護上、重要と考えられる事項を表示すること。

(4) 分配金等の実績

	第[1]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[2]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[3]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[4]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[5]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日
当期純利益総額	千円	千円	千円	千円	千円
利益留保額	千円	千円	千円	千円	千円
金銭の分配金総額 (一口当たり分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち利益分配金総額 (一口当たり利益分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち投資元本払戻総額 (一口当たり投資元本払戻額)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)

(記載上の注意)

1. 「当期純利益総額」、「利益留保額」、「金銭の分配金総額」、「利益分配金総額」、「投資元本払戻総額」は千円単位又は百万円単位、「一口当たり分配金」、「一口当たり利益分配金」、「一口当たり投資元本払戻額」については円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(12) 投資信託財産の構成

	保 有 総 額		対 総 資 産 比 率		外 貨 建 資 産 保 有 額	
	実質インフラ資産保有額		対総資産比率		為替評価差損益	対 総 資 産 比 率
再生可能エネルギー発電設備		千円		%		千円
					千円	%
公共施設等運営権		千円		%		千円
					千円	%
不 動 産		千円		%		千円
					千円	%
地 上 権		千円		%		千円
					千円	%
不動産の賃借権		千円		%		千円
					千円	%
インフラ信託受益権		千円		%		千円
		千円		%	千円	%
匿名組合出資持分		千円		%		千円
		千円		%	千円	%
.....		千円		%		千円
		千円		%	千円	%
そ の 他 資 産		千円		%		千円
		千円		%	千円	%
資 産 総 額 計		千円		%		千円
		千円		%	千円	%

(記載上の注意)

- 「地上権」、「不動産の賃借権」は、建物等と併せて保有している場合には、「不動産」の欄に建物等と合算して表示すること。
- 「保有総額」は外貨建資産保有額を含めた期末帳簿価額を表示すること。「実質インフラ資産保有額」は当該資産の期末帳簿価額から当該資産で保有している金銭等を差引いた額を表示すること。
- 「対総資産比率」については、当該資産の「実質インフラ資産保有額」の資産総額に占める比率を内書きすること。
- 「外貨建資産保有額」は保有総額のうち海外インフラ関連資産等及び海外不動産等の保有額を取得時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。「為替評価差損益」は期末時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額から取得時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額を差引いた額を表示すること。また、「対総資産比率」は当該資産の資産総額に占める比率を表示すること。
- 「対総資産比率」は、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。
- 「保有総額」、「実質インフラ資産保有額」、「外貨建資産保有額」、「為替評価差損益」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「外貨建資産保有額」の欄については、海外インフラ関連資産等及び海外不動産等を保有していない場合、表示を省略することができるものとする。

(13) 主要な保有資産

インフラ資産等の資産の概況	インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項	インフラ資産等の資産から生ずる収益に関する事項	インフラ資産等の資産の投資判断に重要な影響を及ぼす事項

不動産等の名称	帳簿価額	賃貸可能面積	賃貸面積	稼働率	対総賃貸事業収入比率	主たる用途
●●ビル(信託受益権)	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
合計	千円	m ²	m ²	%	%	

(記載上の注意)

1. 「インフラ資産等の資産の概況」については、例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能等を分かりやすく記載すること。
2. 「インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項」については、例えば、インフラ資産等の資産の公正と認められる価格（評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。）、担保の内容、インフラ資産等の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項等を分かりやすく記載すること。
3. 「インフラ資産等の資産から生ずる収益に関する事項」については、例えば、インフラ資産等の資産から生じた収益の状況（その内訳を含む。）、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報等を分かりやすく記載すること。
4. インフラ資産等の資産のうち取引所で取引される資産については、当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率も併せて記載すること。
5. 「不動産等の名称」については、有価証券届出書等で表示した名称等を表示すること。
6. 「帳簿価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
7. 物件数については、同一の地番等にある土地、建物、地上権、賃借権等は、一つの物件とし

て計算すること。

8. 「賃貸可能面積」、「賃貸面積」は㎡単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
9. 「稼働率」（当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合）、「対総賃貸事業収入比率」は小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
10. 「主たる用途」は、当該資産又は当該資産の原資産に係る用途別の賃貸面積や賃貸収入の比率等を勘案し、投資信託委託業者の判断により、当該資産又は当該資産の原資産の「主たる用途」として適当と考えられるものを表示すること。

(14) 組入資産明細

- ① 再生可能エネルギー発電設備等明細表
 - イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償 却 額			
流 動 資 産								
	合 計							
有 形 固 定 資 産								
	合 計							
無 形 固 定 資 産								
	合 計							

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている

科目の区分により表示すること。

3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	認定事業者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-
合計	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-			-

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「名称」欄には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律

- 第108号、以下「再エネ特措法」という。)第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
3. 「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。
 4. 「地域地区」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
 5. 「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備の構造等（土地の場合、地目）を表示すること。
 6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再エネ特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。
 7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。
 8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。
 9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。
 10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。
 11. 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。
 12. 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等ごとの小計を表示すること。
 13. 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
 14. 「No.」欄は、「ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No.と一致させること。

ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
賃貸事業収入賃貸料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 収 入 小 計 A					
賃 貸 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・・・・) (うち・・・・) 減 価 償 却 費 (うち・・・・) (うち・・・・) ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 費 用 小 計 B					
再生可能エネルギー発電 設備賃貸事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として賃貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。
2. 過去5期分について作成すること。

3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

② 公共施設等運営権等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償 却 額			
流 動 資 産								
	合 計							
有 形 固 定 資 産								
	合 計							
無 形 固 定 資 産								
	合 計							

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。

6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 公共施設等運営権等の明細表

No.	名称	公共施設等に関する事項						公共施設等運営権に関する事項				
		所在地	地域地区	管理者等の名称	公共施設等の運営に係る委託契約の相手方の名称	構造	総面積	存続期間	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
2. 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地（地割地番まで）を表示すること。
3. 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
4. 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
5. 「構造」欄には、当該公共施設等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
6. 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間（始期及び終期）を記載すること。
7. 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
8. 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
9. 「No.」欄は、「ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			
建物			

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
公共施設等運営事業収入 ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業収入 小 計 A					
運 営 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち ・ ・ ・ ・ ・) (うち ・ ・ ・ ・ ・) 減価償却費又は償却費 (うち ・ ・ ・ ・ ・) (うち ・ ・ ・ ・ ・) ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業費用 小 計 B					
公共施設等運営事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。

5. 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

③ 不動産等組入資産明細

不動産等の名称	所在地	所有形態	期末算定価額	前期(H...~H...)				当期(H...~H...)			
				テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 期間中	対総賃貸事業収入比率	テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 期間中	対総賃貸事業収入比率
	東京都〇〇区		千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
合計	—	—	千円		%	千円	%		%	千円	%

(記載上の注意)

- 「期末算定価額」の欄には、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。海外不動産等については、期末算定評価額を期末時点の為替レートで邦貨換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該資産の取得を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に応じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取得を行った通貨による表示を要しない。
- 「賃貸事業収入」は、当該資産が海外不動産等である場合、賃貸事業収入を期末時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。
- 「期末算定価額」、「賃貸事業収入」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「稼働率」（当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合）、「対総賃貸事業収入比率」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。
- 「①再生可能エネルギー発電設備等明細表」及び「②公共施設等運営権等明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。

④ 有価証券組入資産明細

銘柄名	資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
			単価	金額	単価	金額		
				千円		千円	千円	
				千円		千円	千円	
合計	-	-	-	千円	-	千円	千円	-

(記載上の注意)

1. 「帳簿価額」、「評価額」、「評価損益」の欄には、千円単位又は百万円単位で表示すること。
ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(15) その他資産の状況

① 株式・投資証券

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

② 株式以外の有価証券

(単位：)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経過利子	評価額	評価損益	備考
合計								

③ 信用取引契約残高明細表

(単位：)

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

④ 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
市 場 取 引	先物取引			
	売 建			
	買 建			
	オプション取引			
取 引	売 建			
	コー プツ ル ト			
	買 建			
	コー プツ ル ト			
市 場 取 引 以 外 の 取 引	先渡取引			
	売 建			
	買 建			
	為替予約取引			
	売 建			
	買 建			
	オプション取引			
	売 建			
	コー プツ ル ト			
	買 建			
コー プツ ル ト				
スワップ取引				
受取変動・支払固定				
受取固定・支払変動				
そ の 他				
合 計				

⑤ その他特定資産の明細表

(単位：)

特定資産 の 種 類	数 量	帳 簿 価 額		評 価 額		評価損益	備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額		
合 計							

(16) 国及び地域毎の資産保有状況

国名	保有総額	期末算定価額		物件数
			対総資産比率	
日本	千円	千円	%	件
米国	千円	千円	%	件
...	千円	千円	%	件
合計	千円	千円	100%	件

(記載上の注意)

- 「保有総額」は期末帳簿価額を、「期末算定価額」はインフラ投資信託等規則第5条、第6条、第7条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。金額の表示については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位を併せて表示することも可。
- 海外インフラ関連資産等及び海外不動産等の「保有総額」は取得時点の為替レートを、「期末算定価額」については期末時点の為替レートをを用いて邦貨換算すること。
- 「対総資産比率」は当該国及び地域毎の期末算定価額が期末算定額の合計に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

(17) 資本的支出の予定

インフラ資産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払額」については、工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(18) 期中の資本的支出

インフラ資産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払金額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払金額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭

営業期間	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日
前期末積立金残高	千円	千円	千円	千円	千円
当期積立額	千円	千円	千円	千円	千円
当期積立金取崩額	千円	千円	千円	千円	千円
次期繰越額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 本表が対象とする「積立金」は、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則第8条第2項に定める資産管理計画書に表示された長期修繕計画に従い、減価償却費等の余剰キャッシュフロー（利益の内部留保に伴うものを含む）のなかから每期計画的・規則的に実際に積み立てられるべき金銭をいう。
- 金額は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(20) 運用等に係る費用明細

項目	当期	役務の内容
(a) 信託報酬合計	千円	
委託者報酬	千円	
うち事務代行手数料	千円	
受託者報酬	千円	
(b) その他費用	千円	
合 計	千円	-

(記載上の注意)

1. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「(b) その他費用」は、信託報酬以外の費用で投資信託財産から直接支弁された費用がある場合にはその合計額を表示すること。
3. 役務の内容欄には、夫々の費用を対価とする役務の内容を記載するものとし、(b)その他費用についても、具体的な費用を内訳した上で、夫々の具体的な費用を対価とする役務の内容を記載するものとする。

(21) 借入状況

区分	借入先	借入日	前期末 残 高	当期末 残 高	平均 利率	返 済 期 限	返済方法	使 途	摘 要
短期借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合 計		千円	千円					
長期借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合 計		千円	千円					

(記載上の注意)

1. 原則として、短期・長期に区分し、借入先ごとに表示すること。
2. 「平均利率」は、加重平均利率を表示すること。
3. 「返済方法」は、元金均等、元利均等、期限一括返済等その返済方法を表示すること。
4. 「摘要」は、担保の有無及び担保物件の名称、その他特記事項について表示すること。
5. 「前期末残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適切と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(22) インフラ資産等及びインフラ関連資産、不動産等及び資産対応証券等の売買状況等

インフラ資産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇〇〇 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

不動産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇ビル (不動産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「取得価格」は、当該インフラ資産等及び不動産等の取得に要した諸費用（インフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料及び不動産売買媒介手数料等）を含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
- 「取得価格」、「譲渡価格」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23) その他の資産の売買状況等

資産の種類	買 付		売 付		当期末残高	
	券面数等	金 額	券面数等	金 額	券面数等	金 額
株 式		千円		千円		千円
投資証券		千円		千円		千円
債 券		千円		千円		千円
....		千円		千円		千円
合 計		千円		千円		千円

(記載上の注意)

- 「金額」は、受渡代金（経過利子分及び諸費用（売買委託手数料等）を含まない金額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
- 「金額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(25) 利害関係人等及び主要株主との取引状況

① 取引状況

区 分	売 買 金 額 等	
	買 付 額 等	売 付 額 等
総 額	千円	千円
	うち利害関係人等からの買付額 千円 (%)	うち利害関係人等への売付額 千円 (%)
利害関係人等との取引状況の内訳		
〇〇株式会社	千円 (%)	千円 (%)
××株式会社	千円 (%)	千円 (%)
合 計	千円 (%)	千円 (%)

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 ()	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (/) %
		支 払 先	支払金額 ()	
(建物) 管理委託報酬	千円	〇〇株式会社	千円	%
		××株式会社	千円	%
インフラ資産等を取 得する際に発生した 売買手数料	千円	△△株式会社	千円	%
不動産売買手数料	千円	□□株式会社	千円	%
信託受益権売買手数料	千円	◇◇株式会社	千円	%
……	千円	……	千円	%

(記載上の注意)

1. () 内には、夫々の総額に対する比率を小数点第二位を四捨五入して表示すること。
2. 「買付額等」、「売付額等」、「支払手数料等の金額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 利害関係人等及び主要株主との取引を国外の通貨で行った場合には、取引を行った時点の為替レートで邦貨換算した額を千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。また、当該取引を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取引を行った通貨による表示を要しない。
4. 上記の支払手数料等以外で利害関係人等に金銭の支払いを行っている場合、その中で重要なものについて欄外に注記すること。

(26) 委託業者が営む兼業業務に係る当該委託業者との間の取引の状況等

手数料等の名称	第〇〇期		
	自令和（又は西暦）	年	月 日
有価証券売買手数料			千円
・・・			千円
合 計			千円

(記載上の注意)

1. 欄外に兼業業務について「当期における兼業業務は、〇〇、××……です。」旨を注記すること。
2. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(27) 資産、負債、元本及び損益の状況

(別表 7 (29) 参照)

(28) 減価償却額の算定方法の変更

	算定方法の変更日	変更前に採用していた算定方法	変更前算定方法による算定額	変更後に新たに採用した算定方法	変更後算定方法による算定額	変更理由	その他
〇〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇〇							
〇〇ビル設備							
××ビル設備							

(記載上の注意)

1. 「算定額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(29) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更

	評価方法の変更日	変更前に採用していた評価方法	変更前評価方法による評価額	変更後に新たに採用した評価方法	変更後評価方法による評価額	変更理由	その他
〇〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇〇							
〇〇ビル							
××ビル							

(記載上の注意)

1. 「評価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(30) 自社設定投資信託受益証券等の状況等

① 取得等の状況

年月日	取得口数	処分口数	保有口数
累 計			

(記載上の注意)

1. 「保有口数」の欄には、当該取得等の実施後に投資信託委託会社が引続き保有している口数を記載すること。
2. 「累計」の欄には当期末を含めて過去5年間の取得した口数と処分した口数、夫々の累計口数と当期末の保有口数を記載すること。

② 保有等の状況

	期末保有口数	期末保有総額	総発行済口数 に対する比率
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日			

(記載上の注意)

1. 「期末保有総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「総発行済口数に対する比率」の欄には当該期末の保有口数の総発行済口数に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

別表7 インフラ投資法人の資産運用報告の様式及び表示例（規則第35条）

(1) 投資法人の運用状況等の推移

	第[1]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[2]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[3]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[4]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日	第[5]期 自令和(又は西暦)年月日 至令和(又は西暦)年月日
営業収益	千円	千円	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円	千円	千円
当期純利益	千円	千円	千円	千円	千円
総資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
純資産額	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)	千円 (対前期比 %)
一口当たり純資産額 (基準価額)	円	円	円	円	円
自己資本比率	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)	% (対前期増減)

(記載上の注意)

1. 「営業収益」、「経常利益」、「当期純利益」、「総資産額」、「純資産額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「一口当たり純資産額」については、円単位で表示すること。ただし、その他の単位で表示することも可。
3. 「自己資本比率」、「対前期比」については、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位までを表示すること。

(3) 増資等の状況

年月日	摘要	発行済投資口の総口数		出資金総額		備考
		増減	残高	増減	残高	

(記載上の注意)

1. 「摘要」については、「増資」（公募・私募の別）、「分割」、「併合」等の別について表示すること。
2. 「出資金総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 「備考」については、当該行為を行った理由、その他投資者保護上、重要と考えられる事項を表示すること。

(4) 分配金等の実績

	第[1]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[2]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[3]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[4]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日	第[5]期 自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日
当期純利益総額	千円	千円	千円	千円	千円
利益留保額	千円	千円	千円	千円	千円
金銭の分配金総額 (一口当たり分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち利益分配金総額 (一口当たり利益分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
うち出資払戻総額 (一口当たり出資払戻額)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
出資払戻総額のうち 一時差異等調整引当 額からの分配金総額 (一口当たり出資払 戻額のうち一口当た り一時差異等調整引 当額分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)
出資払戻総額のうち 税法上の出資等減少 分配からの分配金総 額 (一口当たり出資払 戻額のうち税法上の 出資等減少分配から の分配金)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)	千円 (円)

(記載上の注意)

1. 「当期純利益総額」、「利益留保額」、「金銭の分配金総額」、「利益分配金総額」、「出資払戻総額」、「一時差異等調整引当額からの分配金総額」、「税法上の出資等減少分配からの分配金総額」は千円単位又は百万円単位、「一口当たり分配金」、「一口当たり利益分配金」、「一口当たり出資払戻額」、「一口当たり一時差異等調整引当額からの分配金」、「一口当たり税法上の出資等減少分配からの分配金」については円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(9) 投資口に関する事項

氏名又は名称	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総口数に対 する所有口数の割合 (%)

(10) 役員等に関する事項

役職名	役員等の氏名又は名称	主な兼職等	当該営業期間における役職毎の報酬の総額 (千円)

(記載上の注意)

1. 投資法人から報酬を受取っていない場合はその旨を表示すること。
2. その他、役員解任等、投資者保護上、表示することが適当と考えられる重要な事項については、当該事項を表示する。

(12) インフラ投資法人の資産の構成

	保有総額		対総資産比率		外貨建資産保有額	
	実質インフラ資産保有額		対総資産比率	為替評価差損益	対総資産比率	
再生可能エネルギー発電設備	千円		%	千円	千円	
				千円	%	
公共施設等運営権	千円		%	千円	千円	
				千円	%	
不動産	千円		%	千円	千円	
				千円	%	
地上権	千円		%	千円	千円	
				千円	%	
不動産の賃借権	千円		%	千円	千円	
				千円	%	
インフラ信託受益権	千円		%	千円	千円	
	千円		%	千円	%	
匿名組合出資持分	千円		%	千円	千円	
	千円		%	千円	%	
.....	千円		%	千円	千円	
	千円		%	千円	%	
その他資産	千円		%	千円	千円	
	千円		%	千円	%	
資産総額計	千円		%	千円	千円	
	千円		%	千円	%	

(記載上の注意)

1. 「地上権」、「不動産の賃借権」は、建物等と併せて保有している場合には、「不動産」の欄に建物等と合算して表示すること。

2. 「保有総額」は外貨建資産保有額を含めた期末帳簿価額を表示すること。「実質インフラ資産保有額」は当該資産の期末帳簿価額から当該資産で保有している金銭等を差引いた額を表示すること。
3. 「対総資産比率」については、当該資産の「実質インフラ資産保有額」の資産総額に占める比率を内書きすること。
4. 「外貨資産保有額」は保有総額のうち海外インフラ関連資産等及び海外不動産等の保有額を取得時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。「為替評価差損益」は期末時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額から取得時点の為替レートで評価換算した期末帳簿価額を差引いた額を表示すること。また、「対総資産比率」は当該資産の資産総額に占める比率を表示すること。
5. 「対総資産比率」は、小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。
6. 「保有総額」、「実質不動産保有額」、「外貨建資産保有額」、「為替評価差損益」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
7. 「外貨建資産保有額」の欄については、海外インフラ関連資産等及び海外不動産等を保有していない場合、表示を省略することができるものとする。

(13) 主要な保有資産

インフラ資産等の資産の概況	インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項	インフラ資産等の資産から生ずる収益に関する事項	インフラ資産等の資産の投資判断に重要な影響を及ぼす事項

不動産等の名称	帳簿価額	賃貸可能面積	賃貸面積	稼働率	対総賃貸収入比率	主たる用途
●●ビル(信託受益権)	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
	千円	m ²	m ²	%	%	
合計	千円	m ²	m ²	%	%	

(記載上の注意)

1. 「インフラ資産等の資産の概況」については、例えば、名称、所在地、用途、面積、構造及び性能等を分かりやすく記載すること。
2. 「インフラ資産等の資産の価値の評価に関する事項」については、例えば、インフラ資産等の資産の公正と認められる価格(評価方法及び評価者の氏名又は名称等を含む。)、担保の内容、インフラ資産等の資産の価値の評価に重要な影響を及ぼす事項等を分かりやすく記載すること。
3. 「インフラ資産等の資産から生ずる収益に関する事項」については、例えば、インフラ資産等の資産から生じた収益の状況(その内訳を含む。)、収益を生ずる源泉となる事業等の具体的な実績及び当該実績を評価する上で参考となる情報等を分かりやすく記載すること。
4. インフラ資産等の資産のうち取引所で取引される資産については、当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格(簿価及び時価又は評価額(併せて評価方法等について記載すること。))及び投資比率も併せて記載すること。
5. 「不動産等の名称」については、有価証券届出書等で表示した名称等を表示すること。
6. 「帳簿価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
7. 物件数については、同一の地番等にある土地、建物、地上権、賃借権等は、一つの物件として計算すること。
8. 「賃貸可能面積」、「賃貸面積」は㎡単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
9. 「稼働率」(当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合)、「対総賃貸収入比率」は小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
10. 「主たる用途」は、当該資産又は当該資産の原資産に係る用途別の賃貸面積や賃貸収入の比率等を勘案し、投資信託委託業者の判断により、当該資産又は当該資産の原資産の「主たる用途」として適当と考えられるものを表示すること。

(14) 組入資産明細

① 再生可能エネルギー発電設備等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償却額			
流 動 資 産								
	合計							
有 形 固 定 資 産								
	合計							
無 形 固 定 資 産								
	合計							

(記載上の注意)

- 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
- 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
- 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
- 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
- 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
- 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	認定事業者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-

(記載上の注意)

1. 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
2. 「名称」欄には、再エネ特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
3. 「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。
4. 「地域地区」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
5. 「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
6. 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合に、再エネ

特措法第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同法第10条第1項の規定による変更又は追加の認定があったときは、その認定日及びその変更又は追加の内容並びに同条第2項又は第3項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。

7. 「認定事業者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備である場合にあっては認定事業者の名称、それ以外の場合にあっては供給者の名称を表示すること。
8. 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては卸電力取引市場又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者の名称、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては特定契約の相手方の名称、これら以外の場合にあっては、電力受給契約の相手方の名称を表示すること。
9. 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては基準価格、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達価格、これら以外の場合にあっては電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。
10. 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては交付期間、特定調達対象区分等に該当する認定発電設備である場合にあっては調達期間、これら以外の場合にあっては電力受給契約の契約期間を表示すること。
11. 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。
12. 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等ごとの小計を表示すること。
13. 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
14. 「No.」欄は、「ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No.と一致させること。

ハ 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			
再生可能エネルギー発電設備			
土 地			
建 物			

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
賃貸事業収入賃貸料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 収 入 小 計 A					
賃 貸 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・ ・ ・ ・ ・) (うち・ ・ ・ ・ ・) 減 価 償 却 費 (うち・ ・ ・ ・ ・) (うち・ ・ ・ ・ ・) ・ ・ ・ ・ ・					
賃 貸 事 業 費 用 小 計 B					
再生可能エネルギー 発電設備賃貸事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として賃貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

② 公共施設等運営権等明細表

イ 総括表

(単位:)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は 償却累計額		差引当期末 残高	摘要
					当 期 償却額			
流 動 資 産								
	合 計							
有 形 固 定 資 産								
	合 計							
無 形 固 定 資 産								
	合 計							

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下ロ及びハにおいて「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を「摘要」欄に表示すること。

ロ 公共施設等運営権等の明細表

No.	名称	公共施設等に関する事項						公共施設等運営権に関する事項				
		所在地	地域地区	管理者等の名称	公共施設等の運営に係る委託契約の相手方の名称	構造	総面積	存続期間	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況

(記載上の注意)

1. 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
2. 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地(地割地番まで)を表示すること。
3. 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
4. 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
5. 「構造」欄には、当該公共施設等の構造(土地の場合、地目)を表示すること。
6. 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間(始期及び終期)を記載すること。
7. 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
8. 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
9. 「No.」欄は、「ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

ハ 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			
建物			

科 目	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月	第 期 年 月 ～ 年 月
公共施設等運営事業収入 ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業収入 小 計 A					
運 営 事 業 費 用 公 租 公 課 (うち固定資産税) 諸 経 費 (うち・・・・) (うち・・・・) 減価償却費又は償却費 (うち・・・・) (うち・・・・) ・ ・ ・ ・ ・					
公共施設等運営事業費用 小 計 B					
公共施設等運営事業損益 A - B					

(記載上の注意)

1. 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。
2. 過去5期分について作成すること。
3. 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
4. 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。
5. 運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。

③ 不動産等組入資産明細

不動産等の名称	所在地	所有形態	期末算定価額	前期(H...~H...)				当期(H...~H...)			
				テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 期間中	対総賃貸事業収入比率	テナント総数 期末時点	稼働率 期末時点	賃貸事業収入 期間中	対総賃貸事業収入比率
	東京都〇〇区		千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
			千円		%	千円	%		%	千円	%
合計	—	—	千円		%	千円	%		%	千円	%

(記載上の注意)

- 「期末算定価額」の欄には、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第5条、第6条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。海外不動産等については、期末算定評価額を期末時点の為替レートで邦貨換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該資産の取得を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取得を行った通貨による表示を要しない。
- 「賃貸事業収入」は、当該資産が海外不動産等である場合、賃貸事業収入を期末時点の為替レートで評価換算した額を表示すること。
また、海外不動産等については、当該賃貸事業収入の受取り通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該受取り通貨による表示を要しない。
- 「期末算定価額」、「賃貸事業収入」については千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「稼働率」（当該計算期間末の賃貸可能面積に対して賃貸面積が占める割合）、「対総賃貸事業収入比率」は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示すること。
- 「①再生可能エネルギー発電設備等明細表」及び「②公共施設等運営権等明細表」に表示した土地その他の資産については表示しないこと。

④ 有価証券組入資産明細

銘柄名	資産の種類	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
			単価	金額	単価	金額		
				千円		千円	千円	
				千円		千円	千円	
合計	—	—	—	千円	—	千円	千円	—

(記載上の注意)

- 「帳簿価額」、「評価額」、「評価損益」の欄には、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(15) その他資産の状況

① 株式・投資証券

銘柄	株式数	取得価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
合計							

② 株式以外の有価証券

(単位：)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経過 過剰子	評価額	評価損益	備考
合計								

③ 信用取引契約残高明細表

(単位：)

銘柄	信用取引				備考
	売建株数	帳簿価額	評価額	評価損益	

④ 特定取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種 類	契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
市 場 取 引	先物取引			
	売 建			
	買 建			
	オプション取引			
取 引	売 建			
	コー プツ ル ト			
	買 建			
	コー プツ ル ト			
市 場 取 引 以 外 の 取 引	先渡取引			
	売 建			
	買 建			
	為替予約取引			
	売 建			
	買 建			
	オプション取引			
	売 建			
	コー プツ ル ト			
	買 建			
コー プツ ル ト				
スワップ取引				
受取変動・支払固定				
受取固定・支払変動				
そ の 他				
合 計				

⑤ その他特定資産の明細表

(単位：)

特定資産 の 種 類	数 量	帳 簿 価 額		評 価 額		評価損益	備 考
		単 価	金 額	単 価	金 額		
合 計							

(16) 国及び地域毎の資産保有状況

国名	保有総額	期末算定価額	対総資産比率	物件数
日本	千円	千円	%	件
米国	千円	千円	%	件
...	千円	千円	%	件
合計	千円	千円	100%	件

(記載上の注意)

- 「保有総額」は期末帳簿価額を、「期末算定価額」はインフラ投資信託等規則第5条、第6条、第7条に定める評価方法により評価した期末評価額を表示すること。金額の表示については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位を併せて表示することも可。
- インフラ関連資産等及び海外不動産等の「保有総額」は取得時点の為替レートを、「期末算定価額」については期末時点の為替レートをを用いて邦貨換算すること。
- 「対総資産比率」は当該国及び地域毎の期末算定価額が期末算定額の合計に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

(17) 資本的支出の予定

インフラ資産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇〇〇	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額		
				総額	工事金額or支払額	既払総額
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円
〇〇ビル	東京都中央区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦)年 月 日 至 令和(又は西暦)年 月 日	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(18) 期中の資本的支出

インフラ資産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇〇〇	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額or支払金額
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円
〇〇ビル	東京都〇〇区	〇〇改修工事	自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日	千円

(記載上の注意)

- 「工事金額or支払金額」については工事ベース又は支払ベースで、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
- 「工事金額or支払金額」については、欄外に「工事ベース」又は「支払ベース」で表示していることを明記すること。

(19) 長期修繕計画のために積立てた金銭

営業期間	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日	自令和(又は西暦) 年 月 日 至令和(又は西暦) 年 月 日
当期首積立金残高	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 積 立 額	千円	千円	千円	千円	千円
当期積立金取崩額	千円	千円	千円	千円	千円
次 期 繰 越 額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 本表が対象とする「積立金」は、インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則第8条第2項に定める資産管理計画書に表示された長期修繕計画に従い、減価償却費等の余剰キャッシュフロー（利益の内部留保に伴うものを含む）のなかから每期計画的・規則的に実際に積み立てられるべき金銭をいう。
- 金額は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(20) 運用等に係る費用明細

項 目	当 期
(a) 資 産 運 用 報 酬	千円
(b) 資 産 保 管 報 酬	千円
(c) 一 般 事 務 委 託 報 酬	千円
(d) 役 員 報 酬	千円
(e) そ の 他 費 用	千円
合 計	千円

(記載上の注意)

1. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「(e)その他費用」は、(a)～(d)以外の費用で投資法人の運営に係る費用がある場合には表示すること。

(21) 借入状況

区 分	借入先	借入日	当期首 残 高	当期末 残 高	平 均 利 率	返 済 期 限	返 済 方 法	使 途	摘 要
		千円	千円						
		千円	千円						
合 計		千円	千円						
長期借入金			千円	千円					
			千円	千円					
			千円	千円					
	合 計		千円	千円					

(記載上の注意)

1. 原則として、短期・長期に区分し、借入先毎に表示すること。
2. 「平均利率」は、加重平均利率を表示すること。
3. 「返済方法」は、元金均等、元利均等、期限一括返済等その返済方法を表示すること。
4. 「摘要」は、担保の有無及び担保物件の名称、その他特記事項について表示すること。
5. 「当期首残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(22) 投資法人債

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	償還期限	償還方法	使 途	摘 要

(記載上の注意)

- 「当期首残高」、「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23) 短期投資法人債

銘柄	発行年月日	当期末残高	発行価額	償還価額	摘 要

(記載上の注意)

- 「当期末残高」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(23)の2 新投資口予約権

銘柄名	発行年月日	当期末時点で未行使の新投資口予約権の口数	当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法	行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法	新投資口予約権の行使期限	摘 要

(記載上の注意)

- 「行使に際して出資される金銭の額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(24) インフラ資産等及びインフラ関連資産、不動産等及び資産対応証券等の売買状況等

インフラ資産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇〇〇 (インフラ資産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

不動産等の名称	取 得		譲 渡			
	取得年月日	取得価格	譲渡年月日	譲渡価格	帳簿価額	売却損益
〇〇ビル(不動産)		千円		千円	千円	千円
		千円		千円	千円	千円
合 計		千円		千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 「取得価格」は、当該インフラ資産等及び不動産等の取得に要した諸費用（インフラ資産等を取得する際に発生した売買手数料及び不動産売買媒介手数料等）を含まない金額（売買契約書等に表示された売買価額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
- 「取得価格」、「譲渡価格」、「帳簿価額」、「売却損益」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(25) その他の資産の売買状況等

資産の種類	買 付		売 付		当期末残高	
	券面数等	金 額	券面数等	金 額	券面数等	金 額
株 式		千円		千円		千円
投資証券		千円		千円		千円
債 券		千円		千円		千円
....		千円		千円		千円
合 計		千円		千円		千円

(記載上の注意)

- 「金額」は、受渡代金（経過利子分及び諸費用（売買委託手数料等）を含まない金額）を表示し、その旨を欄外に注記すること。
- 「金額」は、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(27) 利害関係人等との取引状況

① 取引状況

区 分	売 買 金 額 等	
	買 付 額 等	売 付 額 等
総 額	千円	千円
利害関係人等との取引状況の内訳		
〇〇株式会社	千円 (%)	千円 (%)
××株式会社	千円 (%)	千円 (%)
合 計	千円 (%)	千円 (%)

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 (A)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (B/A) %
		支 払 先	支払金額 (B)	
(建物) 管理委託報酬	千円	〇〇株式会社	千円	%
		××株式会社	千円	%
インフラ資産等を取 得する際に発生した 売買手数料	千円	△△株式会社	千円	%
不動産売買手数料	千円	□□株式会社	千円	%
信託受益権売買手数料	千円	◇◇株式会社	千円	%
……	千円	……	千円	%

(記載上の注意)

1. () 内には、夫々の総額に対する比率を小数点第二位を四捨五入して表示すること。
2. 「買付額等」、「売付額等」、「支払手数料等の金額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
3. 利害関係人等との取引を国外の通貨で行った場合には、取引を行った時点の為替レートで邦貨換算した額を千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。また、当該取引を行った通貨による額を邦貨換算で表示した額の単位に準じた単位により括弧書きで表示すること。ただし、合計の欄については当該取引を行った通貨による表示を要しない。
4. 上記の支払手数料等以外で利害関係人等に金銭の支払いを行っている場合、その中で重要なものについて欄外に注記すること。

(28) 資産運用会社が営む兼業業務に係る当該資産運用会社との間の取引の状況等

手数料等の名称	第〇〇期	
	自令和 (又は西暦) 年 月 日	至令和 (又は西暦) 年 月 日
有価証券売買手数料		千円
……		千円
合 計		千円

(記載上の注意)

1. 欄外に兼業業務について「当期における兼業業務は、〇〇、××……です。」旨を注記すること。
2. 金額は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(29) 資産、負債、元本及び損益の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	前 期 (令和(又は西暦) 年 月 日)	当 期 (令和(又は西暦) 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		
信託現金及び信託預金		
受取手形		
営業未収入金		
有価証券		
前渡金		
親法人投資口		
前払費用		
未収収益		
繰延税金資産		
その他		
貸倒引当金		
流動資産合計		
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額		
建物 (純額)		
構築物		
減価償却累計額		
構築物 (純額)		
機械及び装置		
減価償却累計額		
機械及び装置 (純額)		
土地		
建設仮勘定		
信託建物		
減価償却累計額		
信託建物 (純額)		
信託土地		
信託建設仮勘定		
有形固定資産合計		
無形固定資産		
借地権		
その他		
無形固定資産合計		
投資その他の資産		
投資有価証券		
出資金		
繰延税金資産		
信託差入敷金及び保証金		
その他		
投資その他の資産合計		
固定資産合計		
繰延資産		
投資口交付費		
繰延資産合計		
資産合計		

負債の部	
流動負債	
営業未払金	
前受金	
預り金	
未払費用	
前受収益	
繰延税金負債	
その他	
流動負債合計	_____
固定負債	
投資法人債	
長期借入金	
繰延税金負債	
その他	
固定負債合計	_____
負債合計	_____
純資産の部	
投資主資本	
出資総額	
新投資口申込証拠金	
剰余金	
出資剰余金	
任意積立金	
当期末処分利益又は当期末未処理損失(△)	
剰余金合計	_____
自己投資口	_____
投資主資本合計	_____
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
評価・換算差額等合計	_____
新投資口予約権	_____
純資産合計	_____
負債純資産合計	_____

(記載上の注意)

1. 「出資総額」と「出資総額控除額」を区分して表示している場合における「出資総額控除額」に一時差異等調整引当額が含まれている場合は、当該一時差異等調整引当額をその他の出資総額控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 「純資産の部」の「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
3. 「出資剰余金」と「出資剰余金控除額」を区分して表示している場合における「出資剰余金控除額」に一時差異等調整引当額が含まれている場合は、当該一時差異等調整引当額をその他の出資剰余金控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。
4. 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。
5. 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(2) 損益計算書

(単位：円)

	前 期			当 期				
	(自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日)	年	月	日	(自令和(又は西暦)年 月 日 至令和(又は西暦)年 月 日)	年	月	日
営業収益								
不動産賃貸収入								
賃貸事業収入								
その他賃貸事業収入								
不動産等売却益								
再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入								
再生可能エネルギー発電設備の売却益								
公共施設等運営権の売却益								
公共施設等の売却益								
公共施設等の運営事業収入								
受取利息								
受取配当金								
営業収益合計								
営業費用								
賃貸事業費用								
再生可能エネルギー発電設備の売却損								
公共施設等運営権の売却損								
公共施設等の売却損								
公共施設等の運営事業費用								
資産運用報酬								
資産保管手数料								
一般事務委託手数料								
役員報酬								
減損損失								
その他営業費用								
営業費用合計								
営業利益								
営業外収益								
営業外収益合計								
営業外費用								
支払利息								
投資法人債利息								
投資法人債発行費償却								
営業外費用合計								
経常利益								
特別利益								
負ののれん発生益								
特別利益合計								
特別損失								
減損損失								
災害による損失								
特別損失合計								
税引前当期純利益								
法人税、住民税及び事業税								
法人税等調整額								
法人税等合計								
当期純利益								
前期繰越利益								
遡及適用前前期繰越利益又は遡及適用前前期繰越損失								
遡及適用影響額								
前期繰越利益又は前期繰越損失合計								
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)								

(記載上の注意)

1. 「当期末処分利益又は当期末処理損失(△)」中、一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩しの額に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金の取崩しの額が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金の取崩しの額をその他の取崩しの額と区分して表示しなければならないことに留意すること。

(3) 金銭の分配に係る計算書

金銭の分配に係る計算書		
	前 期	後 期
	(自 令和(又は西暦) 年 月 日	自 令和(又は西暦) 年 月 日
	至 令和(又は西暦) 年 月 日)	至 令和(又は西暦) 年 月 日)
I	当期末処分利益	
II	利益超過分配金加算額	
	出資総額控除額	
	出資剰余金控除額	_____
III	分配金額	
	(投資口1口当たり分配金の額)	
	(うち利益超過分配金)	
IV	任意積立金	
	××積立金繰入額	
	××積立金繰入額	_____
V	次期繰越利益	
	分配金額の算出方法	
	投資口1口当たりの分配金額	

(記載上の注意)

1. 「任意積立金」を取り崩して当期の金銭の分配に充当する場合で、当該取崩金額に投資法人の計算に関する規則第18条の2第1項第3号に掲げる取崩し又は一時差異等調整積立金の取崩しの金額が含まれている場合は、それらの取崩高をその他の積立金取崩高と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 「IV 任意積立金」の項目に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
3. 利益超過分配金額に一時差異等調整引当額が含まれている場合の「出資総額控除額」、「出資剰余金控除額」の表示については、当該一時差異等調整引当額に係る控除額をその他の控除額と区分して表示しなければならないことに留意すること。

4. 利益を出資総額に組み入れる場合において、出資総額控除額を減算する際に、当該減算額に一時差異等調整引当額の戻入額が含まれているときは、当該減算額のうち、一時差異等調整引当額の戻入額から成る部分の金額は、その他の減算額と区別して表示し、出資剰余金に係る一時差異等調整引当額を出資剰余金控除額に振り替えるときは、その旨及びその金額を表示しなければならない。

(4) 投資主資本等変動計算書

前 期 (自 令和 (又は西暦) 年 月 日 至 令和 (又は西暦) 年 月 日)

	投資主資本							評価・換算差額等			新投資口予約権	純資産合計	
	出資総額	新投資口申込証拠金	剰余金				自己投資口	投資主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
			出資剰余金	任意積立金	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	剰余金合計							
当期首残高													
遡及処理の累積的影響額													
遡及処理後当期首残高													
当期変動額													
・・・													
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計													
当期末残高													

当期（自 令和（又は西暦） 年 月 日 至 令和（又は西暦） 年 月 日）

	投資主資本							評価・換算差額等			新投資口予約権	純資産合計	
	出資総額	新投資口申込証拠金	剰余金				自己投資口	投資主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益			評価・換算差額等合計
			出資剰余金	任意積立金	当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	剰余金合計							
当期首残高													
遡及処理の累積的影響額													
遡及処理後当期首残高													
当期変動額													
・・・													
投資主資本以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計													
当期末残高													

(記載上の注意)

1. 「投資主資本」の「剰余金」中の「任意積立金」に買換特例圧縮積立金又は一時差異等調整積立金が含まれている場合は、当該買換特例圧縮積立金又は当該一時差異等調整積立金をその他の任意積立金と区分して表示しなければならないことに留意すること。
2. 純資産の各項目を縦に並べる様式により作成することもできるものとする。
3. 新投資口予約権に係る項目は、自己新投資口予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。

4. 自己新投資口予約権の額は、新投資口予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新投資口予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新投資口予約権を控除項目として表示することを妨げない。

(30) 減価償却額の算定方法の変更

	算定方法の変更日	変更前に採用していた算定方法	変更前算定方法による算定額	変更後に新たに採用した算定方法	変更後算定方法による算定額	変更理由	その他
〇〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇〇							
〇〇ビル設備							
××ビル設備							

(記載上の注意)

1. 「算定額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(31) インフラ資産等及び不動産等の評価方法の変更

	評価方法の変更日	変更前に採用していた評価方法	変更前評価方法による評価額	変更後に新たに採用した評価方法	変更後評価方法による評価額	変更理由	その他
〇〇〇〇〇〇							
〇〇〇〇〇〇							
〇〇ビル							
××ビル							

(記載上の注意)

1. 「評価額」は千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。

(32) 自社設定投資信託受益証券等の状況等

① 取得等の状況

年月日	取得口数	処分口数	保有口数
累 計			

(記載上の注意)

1. 「保有口数」の欄には、当該取得等の実施後に投資信託委託会社が引続き保有している口数を記載すること。
2. 「累計」の欄には当期末を含めて過去5年間の取得した口数と処分した口数、夫々の累計口数と当期末の保有口数を記載すること。

② 保有等の状況

	期末保有口数	期末保有総額	総発行済口数 に対する比率
第〇〇期 自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日			
第〇〇期 自 令和(又は西暦) 年 月 日 至 令和(又は西暦) 年 月 日			

(記載上の注意)

1. 「期末保有総額」については、千円単位又は百万円単位で表示すること。ただし、投資者保護上、適当と考えられる場合には、その他の単位で表示することも可。
2. 「総発行済口数に対する比率」の欄には当該期末の保有口数の総発行済口数に占める比率を小数点第二位を四捨五入し小数点第一位まで表示すること。

交付目論見書の作成に関する規則

平成22年 3月18日制定
平成23年11月17日改正
平成24年12月20日改正
平成25年 2月21日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
令和 2年 6月10日改正
令和 3年12月16日改正

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託の目論見書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第15条第2項に規定する目論見書（以下「交付目論見書」という。））の記載項目及び記載内容等を定め、開示情報の適正化を図り、もって投資者の理解を助け、その保護に資することを目的とする。

(交付目論見書の表紙等の記載事項)

第2条 交付目論見書の表紙等（表紙から第3条の記載事項の前まで）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、（1）～（7）（（4）の③、④、⑤及び⑦を除く。）については、表紙に記載するものとする。

（1）交付目論見書である旨

「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載するものとする。

なお、金商法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」という。）には、交付目論見書と明確に区別し、「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するものとする。

（2）金商法上の目論見書である旨

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載するものとする。

（3）ファンドの名称及び商品分類

有価証券届出書（以下「届出書」という。）に記載されたファンドの名称とファンドにおいて該当する商品分類（「商品分類に関する指針」における商品分類をいう。以下同じ。）を記載するものとする。

（4）委託会社等の情報

委託会社等の直近の情報として、以下の事項を記載する。この場合、当該委託会社情報は「ファンドの名称」の記載の後に記載しなければならないことに留意するものとする。

- ① 委託会社名
- ② 金融商品取引業者登録番号
- ③ 設立年月日
- ④ 資本金
- ⑤ 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

- ⑥ 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨を記載するものとする。
- ⑦ 上記の他、委託会社情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項を併せて記載する。この場合、当該事項は届出書に記載されている範囲であることが前提であることに留意すること。

(5) 受託会社に関する情報

受託会社名及び「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載するものとする。

(6) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載するものとする。

- ① 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ② 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨

(7) 使用開始日

交付目論見書の使用を開始する日を記載するものとする。

(8) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載するものとする。

- ① 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

(9) 商品分類及び属性区分表

「商品分類及び属性区分表」を記載するものとする。この場合、表紙等にはファンドが該当する商品分類及び属性区分の表を細則に定める様式により記載するものとする。詳細な内容については請求目論見書に記載するものとする。

また、商品分類や属性区分の内容が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨を注記するものとする。

(10) その他の記載事項

- ① 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ② 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ③ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ④ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

* 細則第2条

（本文中の記載事項及び記載順）

第3条 交付目論見書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。また、交付目論見書には、次に掲げる各号の順序に従って記載するものとする。

(1) ファンドの目的・特色

- ① ファンドの目的

約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等に基づき、ファンドの目的とする事項を記載するものとする。

② ファンドの特色

約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等を踏まえ、ファンドの商品性にかんがみ、投資者がファンドの特色を容易に理解できるよう投資の着目点を分かりやすく説明する。また、例えば、「ファンドの仕組み」、「運用手法」、「運用プロセス」、「投資制限」、「分配方針」等のファンドの特色となる事項を記載するものとする。この場合、以下の事項に留意するものとする。

イ ファンドの特色の記載に当たっては、文章による説明のほか、必要に応じて図表等を付加して説明することができるものとする。特に、ファンドの仕組みの説明に当たっては、当該ファンドが収益の源泉とする主な投資対象、投資方法（当該ファンドが直接投資するのか、ファミリーファンド方式等により間接的に投資するのか）の内容を投資者が容易に理解できるよう図表等により説明することが望ましい。

ロ 運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称及び委託の内容等を記載するものとする。

ハ 信託期間中に運用目標や運用方針を変更することを想定しているファンドは、当初設定時及び変更後の内容について記載するものとする。

ニ 通貨選択型投資信託等については、全体像がイメージできるように、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を明示するとともに、収益源のリスク・リターンを要素別にイメージ図を用いて説明する。なお、イメージ図等の記載に当たっては、細則に定める記載方法を参考として、各ファンドの仕組みに合わせて工夫して記載するものとする。

ホ 「分配方針」の記載に当たっては、将来の分配金が保証されているものではない旨を細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

(2) 投資リスク

① 基準価額の変動要因

投資リスクの記載に当たっては、ファンドに与える影響度に応じた掲載順序にすることや文字の大きさや太さに強弱をつける等工夫するものとする。

また、投資リスクの項の冒頭において、ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨の記載をするものとする。

② その他の留意点

その他の留意点として、次に掲げる事項を記載するものとする。

イ クーリング・オフの適用がない旨

ロ 流動性リスクに関する事項

ファンドの流動性リスクについて、どのような状況で顕在化する可能性があるのかに関する説明、及びこれによる投資者（受益者）からの解約請求に対する制約等に関する説明

ハ その他、特筆すべき事項

③ リスクの管理体制

ファンド及び委託会社の管理体制（流動性リスク管理体制を含む）について、簡潔に記載するものとする。

④ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

参考情報として、当該ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率を比較したグラフについて、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

イ 当該ファンドの年間騰落率（当該各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。④及び⑤において同じ。）から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。以下「ファンドの年間騰落率」といい、④及び⑤において同じ。）及び代表的な資産クラスの指数（有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標で、客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって、継続的に公表されるものをいう。以下④において同じ。）の年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。以下④において同じ。）については、1ヶ月ずつ計測期間をずらした60個のデータの平均値、最大値、最小値を棒グラフにより記載するものとする。

ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下④及び⑤において同じ。）のあるファンドは、ファンドの年間騰落率がない期間のデータについてファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。

ハ ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出した場合には、その旨を記載した上で、投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を記載するものとする。また、ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。（以下⑤において同じ）

ニ ファンドの年間騰落率（ベンチマークの年間騰落率を用いた場合を含む。以下ニにおいて同じ。）のデータが60個ないファンドにおいて、当該ファンドの年間騰落率と代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合は、これらの図を明確に区別する等工夫するものとする。

ホ 「分配金再投資基準価額」が当該ファンドの実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある」旨の注記を記載する

ものとする。(以下⑤において同じ。)

⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

参考情報として、当該ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

なお、記載に当たっては、上記「④代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の横に並べて記載することを原則とするものとする。

イ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載に当たり、ファンドの年間騰落率については、1ヶ月ずつのファンドの年間騰落率のデータ60個を棒グラフにより表示し、また、分配金再投資基準価額については、折れ線グラフにより表示するものとする。

ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマークのあるファンドは、ファンドの年間騰落率のデータがない期間について当該ベンチマークの年間騰落率のデータを記載する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。

ハ ベンチマークの年間騰落率を用いる場合には、ファンドの年間騰落率とベンチマークの年間騰落率が明確に区別できるよう別グラフにすることや色分けすること等により記載するものとする。

ニ 記載した「分配金再投資基準価額」が実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合がある」旨の注記を記載するものとする。

(3) 運用実績

ファンドの運用状況について、以下の事項を記載するものとする。当該事項は、届出書の「運用状況」「運用実績」の末尾等に、参考情報である旨を明記してこれらの情報を記載するものとする。

なお、a)の①基準価額(分配金を再投資して指数化したもの等を含む。以下同じ。)・純資産の推移、④年間収益率の推移及びb)の①7日間平均年換算利回り・純資産の推移については、直近10年間の運用状況を記載することを原則とし、運用期間が10年未満のファンドは当該運用期間までの運用状況を記載するものとする。

また、当該運用実績の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましい。

a) 日々決算ファンド以外のファンドの記載事項

① 基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

ロ 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。

② 分配の推移

分配の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ 決算期毎の分配の推移を細則で定める方法により記載するものとする。

ロ 分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。

③ 主要な資産の状況

主要な資産の状況について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ ファンドの特色及びリスクの特性を考慮して、運用に及ぼす影響の大きいもののおおむね10銘柄について記載するものとする。この場合、ファミリーファンド方式等により運用するファンドは実質的な投資先により記載することができるものとする。

ロ ポートフォリオの状況を投資者が容易に理解できるように、ファンドの特色に応じて、業種別比率（組入上位業種）、資産別投資比率等の状況を図表等により記載することが望ましい。

④ 年間収益率の推移

年間収益率の推移について、原則、暦年毎に次に掲げる方法により記載するものとする。

イ ファンドの騰落率の推移を棒グラフにより記載するものとする。

ロ 新規に設定するファンドのうちベンチマークのあるファンドは、原則として当該ベンチマークの10年間の騰落率の推移を棒グラフにより記載するものとする。ただし、当該ベンチマークの騰落率を記載することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない（以下ハにおいて同じ。）。

ハ 運用期間が10年未満のファンドのうちベンチマークのあるファンドは、直近10年間のうちのファンドの設定前年までの期間について当該ベンチマークの騰落率の推移を記載する、又は、過去10年間のベンチマークの騰落率の棒グラフを併記する whichever の方法によるものとする。この場合、ファンドの騰落率とベンチマークの騰落率が明確に区別できるよう別表にすることや色分けすること等により記載するものとする。

ニ ベンチマークのない場合は、「ない」旨を、また、ベンチマークを記載することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はその旨を記載するものとする。

⑤ ①及び④の記載に当たっては、「決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。」等の計算根拠を注記等により記載するものとする。

b) 日々決算ファンドの記載事項

① 7日間平均年換算利回り・純資産の推移

7日間平均年換算利回り・純資産の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ 7日間平均年換算利回りの推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

ロ 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。

ハ 7日間平均年換算利回りのデータが税引き前である旨の注記をするものとする。

② 主要な資産の状況

主要な資産の状況について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ ファンドの特色及びリスクの特性を考慮して、運用に及ぼす影響の大きいもののおおむね10銘柄について記載するものとする。

ロ ポートフォリオの状況を投資者が容易に理解できるように、ファンドの特色に応じて、資産別投資比率等の状況を図表等により記載することが望ましい。

c) 運用実績の記載に関する注記事項

運用実績の注記事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

イ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない旨

ロ ベンチマークを記載する場合は、当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載していること、及びファンドの運用実績ではない旨

ハ 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合（又は開示することを予定している場合）はその旨

(4) 手続・手数料等

手続・手数料等について、細則に定める様式により記載するものとする。

2 前項第1号②のニに規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益（為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）及び為替差益）を追求する投資信託をいう。）及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。

* 細則第3条、第3条の2、第5条、第6条

(追加的情報)

第4条 前条により記載した事項の他、ファンドの特色やリスク等として投資者に開示すべき情報のあるファンドは、「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を届出書の記載に従い記載するものとする。この場合、以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) ファンド・オブ・ファンズは、投資先のファンド、又は投資予定のファンドの一覧や当該ファンドの概要（主な投資対象や投資地域等）の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。

(2) 仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする運用成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定されるファンドは、仕組債又はその他特殊な仕組みの内容、及び目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。

(3) 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンドやロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドは、運用目標や運用方法の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。

(4) 派生商品取引を積極的に利用するファンドの場合は、当該派生商品取引による運用方法の内容、目標とする運用成果及びリスクの内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。

(5) 仕組債等の価額の公表や換金時期が特定日に限定されている資産を主な投資対象とする場合、当該状況によりファンドの基準価額計算や換金に影響がある旨の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。

(6) 毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託（決算頻度が毎月及び隔月のもの）は、次に掲げる内容を細則に定める記載方法により、交付目論見書に記載しなければならない。

① 分配金は投資信託の純資産から支払われる旨

② 分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨

③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨

(7) レバレッジ指標等に関する投資信託（金融商品取引業等に関する内閣府令第83条第1項第8号に該当する投資信託）である場合で、同号イ及びロに掲げる事項に該当する場合にあっては、その旨及びその理由、及び同号ハに掲げる事項を交付目論見書に記載しなければならないこと。

2 前項各号に掲げる事項については、「追加的記載事項」に代えて「ファンドの目的・特色」や「投資リスク」として記載することを妨げない。

* 細則第4条

(流動性の低い資産に投資するファンドに係る注意喚起文言)

第4条の2 投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号ロに基づき委託会社等が定める「IV非流動性資産」（委託会社等が同規則第2条の4第1号ロの分類方法と異なった分類を採用している場合には、当該分類のうち最低階層）が主要投資対象であるファンドで、信託期間中に受益者からの解約請求が集中したこと等による繰上償還が困難なファンドについては、次に掲げる措置を講じること。

(1) 交付目論見書の表紙に換金性に欠ける旨を目立つように表示すること

(2) 交付目論見書の「投資リスク」の欄に換金性に欠ける旨（換金性に欠けることとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載すること

(流動性の低い資産に投資する私募投資信託に係る特則)

第4条の3 私募投資信託の流動性リスクに対する注意を促す観点から信託期間中に受益者からの一部解約請求へ応じることが困難であることが想定される私募投資信託については、投資家に対して商品説明のために使用される書面等を作成する場合は、当該書面において、第3条第1項第2号②ロのリスクの説明、及び③リスクの管理体制として記載すべき項目に準じた内容を、当該投資信託の商品性格、特色等を記載している箇所に目立つように表示すること。

(複数のファンドを対象とする交付目論見書の特例)

第5条 複数のファンドを対象とする交付目論見書の記載に当たって、第2条から第4条の規定の趣旨を踏まえ、法令の定める範囲内で投資者に誤解を与えない範囲に限り、投資者に各々のファンドの違いを明確に理解させるよう工夫して記載することができるものとする。

(信用リスクの分散規制対象ファンドの交付目論見書の特例)

第5条の2 投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号及び第4号に該当するファンドにあっては、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

* 細則第6条の2

(約款の交付要件)

第6条 請求目論見書に約款の全文を記載する場合、約款の主な内容が記載された交付目論見書を投資者に交付することにより投信法第5条の規定要件は満たされる。

また、交付目論見書への約款の主な内容の記載は、当該約款の記載事項に基づき、簡潔、かつ、分かり易く記載することができる。

(交付目論見書の規格等)

第7条 交付目論見書を印刷物として提供する場合の規格は、A4判とする。

2 使用する文字は、投資者の読みやすさに配慮した大きさの文字とし、契約締結前交付書面の要件として規定されている投資リスクの事項の記載に当たっては、日本工業規格 Z8305に規定する10ポイント以上の大きさの文字とする。

ただし、第3条第1項第2号①のまた書きに定める「投資リスク」の冒頭において記載するファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨の記載については、「投資リスク」の冒頭以外の事項に記載する文字より大きな文字で記載するか、これが困難な場合には、赤字や下線など目立つように工夫して記載するものとする。

3 分量については、投資者が容易に理解することができるよう適切な分量とする。

4 前各項に掲げる事項の他、交付目論見書の作成に当たって注意すべき文章表現等は細則で定めるとおりとする。

* 細則第7条

(細則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第9条 投資信託に係る交付目論見書に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第10条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成22年7月1日から実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

2. 「目論見書の作成に当たってのガイドライン」（平成14年3月15日制定）は、本則の制定に伴い、実施日をもって廃止する。

附 則

1. この改正は、平成24年2月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 前記1にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。
2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。
2. 金商法附則（平25法45第38条（検討））に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条を改正。
- (2) 第3条第1項第2号④、⑤を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第5条の2を新設。

附 則

この改正は、令和4年1月1日から実施し、実施日以後に使用開始となる交付目論見書等から適用する。

ただし、委託会社等が、投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号の実施について、自社

の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、令和4年1月1日以後の日に実施することとした場合は、この改正についても当該日から実施することができるものとする。

なお、各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2号②にロを新設、旧ロをハに修正。
- (2) 第3条第2号③。
- (3) 第4条の2及び第4条の3を新設。

附 則

この改正は、令和4年1月24日から実施するものとする。

なお、第4条第1項第7号の改正規定の適用については、実施日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第7号を新設。

交付目論見書の作成に関する規則に関する細則

平成22年 3月18日制定
平成23年11月17日改正
平成25年 2月21日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
令和 4年 4月21日改正

(目的)

第1条 この細則は、投資信託の交付目論見書の作成に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(商品分類及び属性区分の記載様式)

第2条 規則第2条第9号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	..	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	..
..

(記載上の留意事項)

1. 商品分類と属性区分を明確に区分して記載するものとする。
2. 上記項目のうち該当のない項目については、項目を除いて記載することができる。
3. 属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する。
4. 表項目のうち「投資対象資産」の記載において、（ ）書きについてスペース等により表示することが困難な場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(ファンドの特色として細則に規定する記載方法)

第3条 規則第3条第1項第1号②のニ及びホに規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

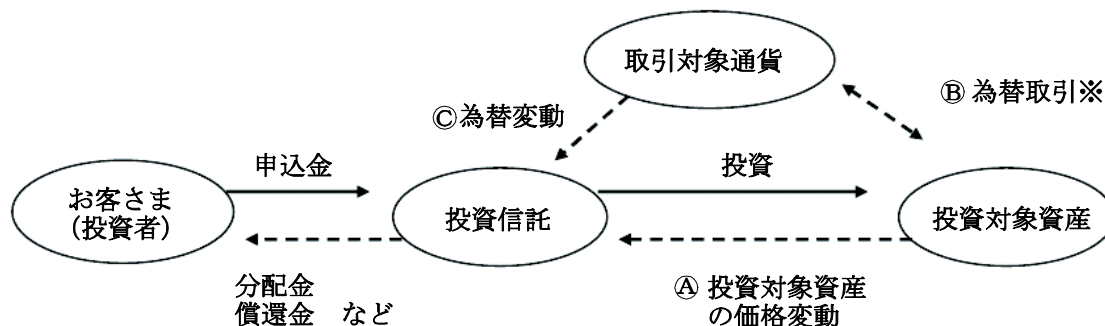
- (1) 通貨選択型投資信託等（規則第3条第2項に規定する投資信託をいう。以下同じ。）について、以下の①～②に規定する事項に関して、当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。

- ① 通貨選択型投資信託等は、夫々の収益源の要素（例えば、「投資対象資産による収益」「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」「為替変動による収益」等）を交付目論見書本文で文章や図を用いて説明した上で、以下の図例を参考として、通貨選択型投資

信託等の仕組みを図示したイメージ図を併せて記載する。

○ 通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例

〈通貨選択型の投資信託のイメージ図〉



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

② 収益の源泉である要素別に、かつ、「収益を得られるケース」と「損失やコストが発生するケース」として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを一つの図で確認できるよう、以下の図例を参考として、通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図を記載する。

○ 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例

●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

収益の源泉	① A 利子収入、 投資対象資産の値上り/値下り	② B 為替取引による プレミアム/コスト	③ C 為替差益/差損
収益を得られる ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の低下 投資対象資産（債券等）の価格の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生する ケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 投資対象資産（債券等）の価格の下落	<ul style="list-style-type: none"> ・取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 コスト（金利差相当分の費用）の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対して取引対象通貨安 為替差損の発生

（記載上の留意事項）

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品スキームに合わせて記載するものとする。

(2) 規則第3条第1項第1号②のホに定める「分配方針」の記載については、将来の分配金が保証されているものではない旨を以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。

① 文章のみで記載する場合には、例えば「将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにするなど工夫して記載する。

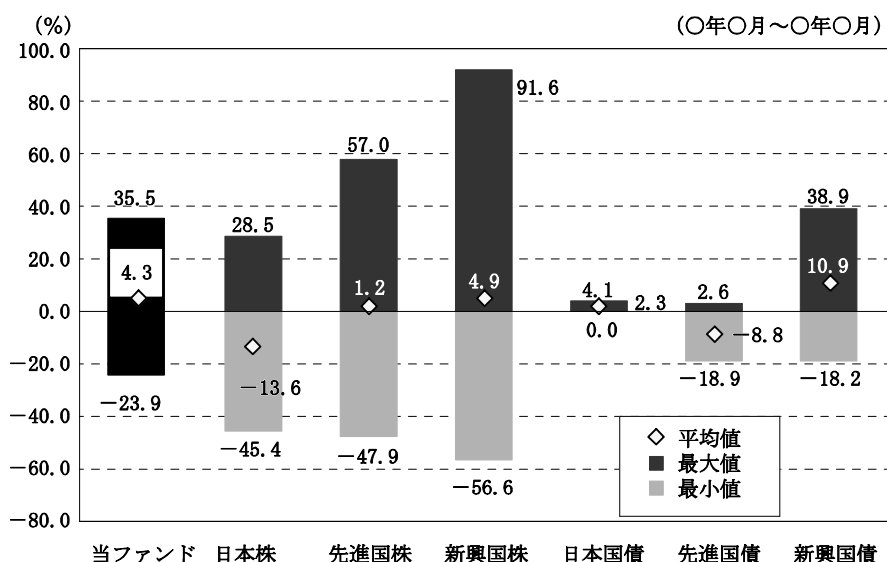
② 「分配方針」のイメージ図等に付記する文章の場合には、例えば、「上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。」旨を本文の記載文字と同等程度の大きさにする又は当該イメージ図とのバランスを考慮するなど工夫して記載する。

(代表的な資産クラスとの騰落率の比較の記載様式)

第3条の2 規則第3条第1項第2号④に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

○代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例

〈当該ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率 (%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2

(注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* ○年○月～○年○月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

* 各資産クラスの指数

- 日本株・・・○○○○○
- 先進国株・・・○○○○○
- 新興国株・・・○○○○○
- 日本国債・・・○○○○○
- 先進国債・・・○○○○○
- 新興国債・・・○○○○○

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

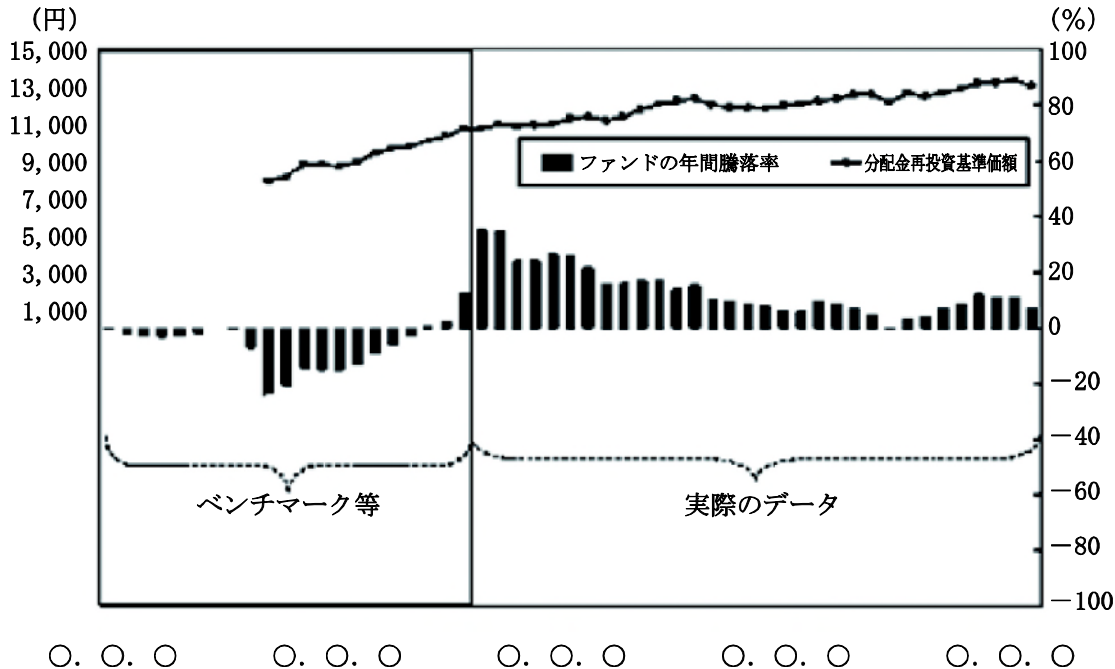
(記載上の留意事項)

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
 なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合においては「(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」の表は、表示しなくても差し支えない。
2. 代表的な資産クラスとの比較のグラフを記載するに当たり、本グラフを掲載する趣旨を投資家に理解しやすくするために、例えば、「グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。」旨の記載をする等、創意工夫するものとする。

(ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載様式)

第3条の3 規則第3条第1項第2号⑤に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

○ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を示したイメージ図例



(記載上の留意事項)

1. イメージ図は、例示のため、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。

(追加的情報として細則に規定する記載方法)

第4条 規則第4条第1項第6号に規定する細則で定める記載方法は、次のとおりとする。

規則第4条第1項第6号に定める投資信託については、以下の①～③の記載方法により、「収益分配金に関する留意事項」等と明示した上で、原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。

なお、本号の対象となる投資信託は、公募追加型株式投資信託（上場投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいい、以下「上場投資信託」という。）を除く。）とする。

① 分配金が支払われるイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図を併せて記載する。

○ 投資信託の純資産から分配金が支払われるイメージ図例

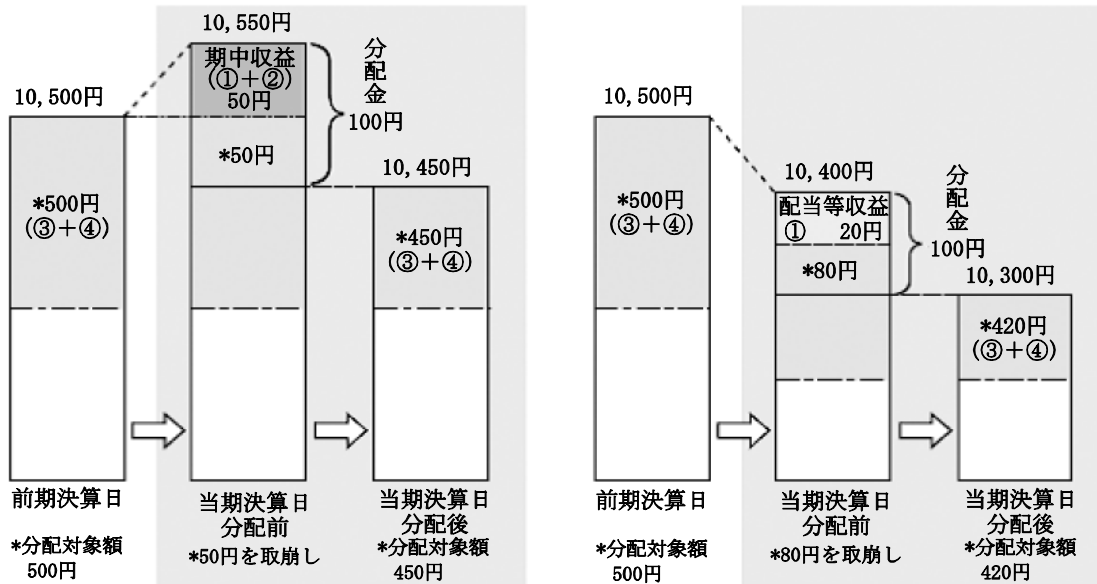


② 分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合がある。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金が収益を超えて支払われるイメージ図を併せて記載する。

○ 計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合のイメージ図例

(前期決算日から基準価額が上昇した場合) (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

(記載上の留意事項)

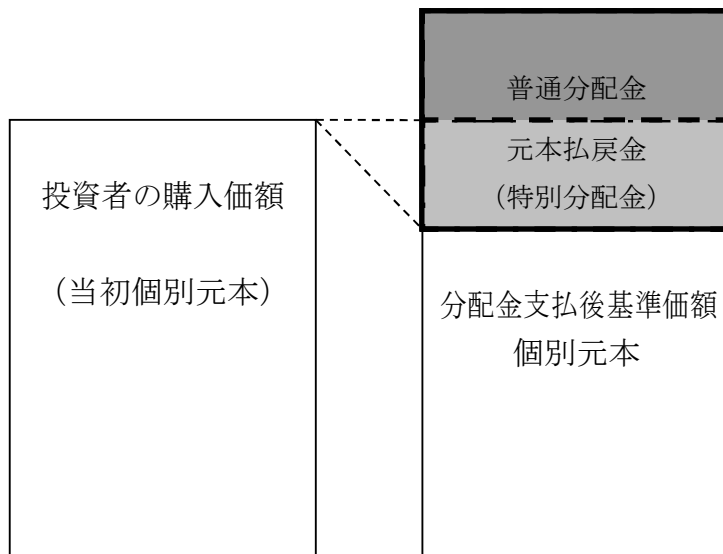
1. 分配対象額については、イメージ図の説明として、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金及び④収益調整金を明確に注記するとともに、「分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われる。」旨を記載する。
2. イメージ図の表示については、具体的な金額を表示しわかりやすく記載する。
3. イメージ図については、「上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないので留意する。」旨を記載する。

③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法

文章による説明として、例えば、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。」旨、又は「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」旨を枠で囲む等目立つように記載した上で、以下の図例を参考として、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図を併せて記載する。

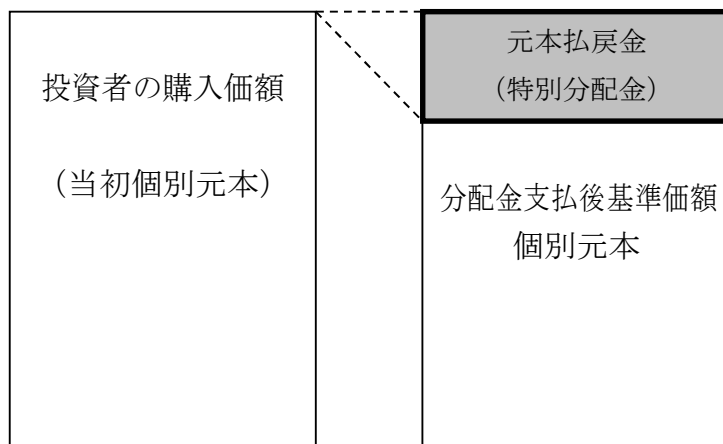
○ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(記載上の留意事項)

1. 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載に当たっては、普通分配金（個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金）、元本払戻金（特別分配金）（個別元本を下回る部分からの分配金）についての説明を記載するとともに、元本払戻金（特別分配金）については、「分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少する。」旨を記載する。
2. （注）等として、「普通分配金に対する課税については、交付目論見書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」を参照する。」旨を記載する。なお、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合の記載例イメージ図は、「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」に記載することもできる。

(分配の推移の記載方法)

第5条 規則第3条第1項第3号a)②に定める方法は以下のとおりとする。

記載例① (年2回決算ファンドの例)

2009年10月	40円
2009年4月	60円
2008年10月	30円
2008年4月	50円
2007年10月	40円
設定来累計	2,460円

直近5計算期間に設定来累計を併記

記載例② (毎月決算ファンドの例)

2009年10月	40円
2009年9月	40円
2009年8月	40円
2009年7月	40円
2009年6月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	2,400円

直近5計算期間に直近1年間累計及び設定来累計を併記

(記載上の留意事項)

1. 分配の推移の記載に当たっては、最低直近5計算期間について分配の推移を表形式で記載するものとする。

なお、上記記載例のとおり、複数の計算期間の合計値(設定来、直近の複数計算期間等)を併せて記載することができるものとする。

2. 分配金の単位(1口当たり、1万口当たり等)を明記するものとする。

3. 分配金のデータが税引前の数字である旨を記載するものとする。

(手続・手数料等の記載様式)

第6条 規則第3条第1項第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、上場投資信託、財形給付金ファンド(勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であつて、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託)、確定拠出年金専用ファンド(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づき、個人又は事業主が拠出した資金を運用するための投資信託)は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。

① お申込みメモ

購入単位	
購入価額	
購入代金	※記載上の留意事項「1.」
換金単位	
換金価額	
換金代金	※記載上の留意事項「2.」
申込締切時間	
購入の申込期間	※記載上の留意事項「3.」
換金制限	※記載上の留意事項「4.」
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	※記載上の留意事項「5.」
信託期間	※記載上の留意事項「6.」
繰上償還	※記載上の留意事項「7.」
決算日	
収益分配	※記載上の留意事項「8.」
信託金の限度額	
公告	
運用報告書	※記載上の留意事項「9.」
課税関係	※記載上の留意事項「10.」

(記載上の留意事項)

- 「購入代金」は、投資者が購入代金を支払う期限について記載するものとする。
- 「換金代金」は、換金代金の支払いを開始する日を記載するものとする。
- 「購入の申込期間」については、新規設定ファンド、単位型等投資者にとって重要な情報と考えられる場合には、お申込みメモの冒頭に記載することができる。
- 「換金制限」は、クローズド期間、大口解約に係る制限等がある場合、当該事項について記載するものとする。なお、該当事項がない場合は、「該当事項がない」旨若しくは「－」等で表示するものとする。
- 「購入・換金申込受付の中止及び取消し」は、金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金申込受付が中止又は取消しになることがある旨を記載するものとする。
- 「信託期間」は、「信託設定日」及び「償還日」（無期限の場合はその旨）を記載するものとする。
- 「繰上償還」は、ファンドが繰上償還となることがある旨、及びその要件を記載する。
- 「収益分配」は、分配の頻度、分配金の取扱い（再投資可能等）等を記載するものとする。
- 「運用報告書」は、運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は、交付運用報告書とする。）の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。
- 「課税関係」は、原則として、「課税上は株式投資信託として取扱われる。」旨又は「課税上は公社債投資信託として取扱われる。」旨を記載するものとする。また、益金不算入制度あるいは配当控除の適用がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、次に掲げる投資信託等である場合はこの限りでない。
 - ・所得税法第2条第1項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託
- 上記項目の他、ファンドの特色その他必要と考えられる記載事項がある場合は、適宜項目を追加し記載するものとする。

② ファンドの費用・税金

(ア) ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
	購入時手数料		※記載上の留意事項「2.」
	信託財産留保額		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
※	}	運用管理費用（信託報酬）	※記載上の留意事項「3.」
		（委託会社）	※記載上の留意事項「3.」
		（販売会社）	※記載上の留意事項「3.」
		（受託会社）	※記載上の留意事項「3.」
		その他の費用・手数料	※記載上の留意事項「5.」

※内書き箇所

(記載上の留意事項)

1. 投資者が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額）、間接的に負担する費用（運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料）について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。なお、購入時手数料、信託財産留保額、運用管理費用（信託報酬（総額））、換金時の手数料の記載に当たっては、赤字や下線など目立つように工夫するものとする。
2. 購入時手数料については、当該手数料を対価とする役務の内容を当該手数料と対比できるよう表内に記載するものとする。
3. 運用管理費用（信託報酬）については、運用管理費用（信託報酬）の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するとともに、以下の事項を参考に対比できるよう表内に記載するものとする。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

（委託会社）委託した資金の運用の対価

（販売会社）運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

4. 上記項目のうち該当のない費用については、該当のない旨を記載するものとする。
5. その他の費用・手数料は、主要なものについて、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期並びに当該手数料等を対価とする役務の内容（例えば、監査に係る手数料等）を記載する。また、事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をするものとする。
6. 上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド（例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど）は、適宜、項目を追加し、当該費用及びそれを対価とする役務の内容を記載するものとする。
7. ファンド・オブ・ファンズの場合は、以下の記載例を参考として実質的な費用の内容を記載するものとする。

なお、実質的な費用の説明が難しい場合は、その旨の記載に代えることができる。

【ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用（信託報酬）の記載例】

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	
(委託会社)	
(販売会社)	
(受託会社)	
投資対象とする投資信託証券	
実質的な負担	

8. 上記留意事項について、表項目の中での説明が難しい場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(イ) 税金

税金については、株式投資信託、公社債投資信託の区分に従い、以下の記載例に基づき記載するものとする。

【株式投資信託の記載例】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して●%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して●%

- 上記は、●年●月●日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【公社債投資信託の記載例】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して●%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金(解約)時及び償還時の(個別)元本超過額に対して●%

- ・ 上記は、●年●月●日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(ウ) (参考情報) ファンドの総経費率

(ファンドの総経費率の記載について)

交付目論見書作成日時点において、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータについて、参考情報として記載するものとする。

また、ファンドの総経費率の記載に係る表示方法については、総経費率とその内訳（運用管理費用、その他費用）を記載すること（総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記すること。）とし、これら以外の開示については、運用報告書を参照することで確認出来る旨の注意書きを付記するなどの工夫をし、委託会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。

なお、運用報告書を作成していない投資信託については、これを適用しない。

(信用リスク分散規制対象ファンドの名称等に係る細則に定める記載方法)

第6条の2 規則第5条の2に規定する細則に定める記載については、以下の記載例を参考として工夫して記載するものとする。

- (1) 投資対象に投資信託等の運用に関する規則（以下「運用規則」という。）第17条の2第1項に定める比率を超える支配的な銘柄が存在し、又は存在することとなる可能性が高い場合において、交付目論見書の表紙に特化型運用を行う旨を目立つように表示し、かつ、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。

○ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例

- ・ 当ファンドは、XX株価指数をベンチマークとして運用しております。XX株価指数には指数に対する寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ・ 当ファンドは、指数XXと指数YYを5：5のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- ・ 当ファンドは、XX関連株に投資しております。XX関連株には寄与度が10%を超える

又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(2) 運用規則第17条の2に定める方法で計算した一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産に定める比率が同条第1項に定める比率を超えることとなる場合には、当該一の者の名称をファンドの名称に一般投資家が容易に理解できるよう明確に付し、かつ交付目論見書の表紙に特化型運用である旨を目立つように表示した上で、「ファンドの目的・特色」の欄に支配的な銘柄が存在する旨（存在することとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載するものとする。

- エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例
 - ・ 「XX株式ファンド」（XXは企業名で複数社可能）
 - ・ 「インドネシア国債ファンド」
 - ・ 「世銀債ファンド」

(文章表現等)

第7条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。

(1) 文章により説明するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 簡潔かつ平易な表現に努めること。また、曖昧な表現を避け、できるだけ具体的に記載すること。
- ロ 一文はできるだけ短くし、複数の情報を一文に盛込まないように努めること。また、一文の中で反語や二重否定は原則として使用しないこと。
- ハ 難解な専門用語はできるだけ使用しないこと。また、同じ内容を指す用語は同一の用語を使用するよう努めること。

(2) グラフや図表を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 投資者が容易に判断できるよう最も適した形式を選択することに努めること。
- ロ 投資者に誤解を与えない表示に努めること。

(3) 写真・イラスト等を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- イ 投資者に誤解や予断を与える恐れのある表示（例えば、一部を誇張すること等により投資対象資産の内容を誤解させる写真や運用方針等に誤解を与える可能性のある著名人の肖像等）は使用しないこと。
- ロ 写真やイラストの表示に当たっては、文章が読みづらくなならないレイアウトに努めること。

(4) 公募追加型株式投資信託において、特別分配金（所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）第27条に規定するものをいう。以下同じ。）という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示するものとする。

(5) 通貨選択型投資信託等については、分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しないこととする。

ただし、対円でのヘッジを行うコースについては、この限りでない。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

附 則

1. この改正は、平成24年2月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成24年6月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用する。
2. 実施日において現に存する「通貨選択型投資信託等」で、「安定」又は「安定的」の用語を使用している投資信託について、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出した際に、次の<注記例>を参考とした注記を記載したものについては、改正後の第7条第5号の規定を適用しない。

<注記例>

「原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

3. 前記1. 2. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。
2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。
2. 金商法附則（平25法45第38条（検討））に「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

(1) 第3条の2、第3条の3を新設。

(2) 第5条を改正。

(3) 第6条柱書、①（記載上の留意事項）9、②（ア）表、（記載上の留意事項）旧2、旧4、旧5を改正し、旧2から旧7を1ずつ繰り下げ、2を新設。

(4) 第6条②（イ）表を改正。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条の2を新設。

附 則

1. この改正は、令和6年4月21日から実施し、実施日以後、新たに提出する有価証券届出書より適用する。

2. 前記1. にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に、改正後の規定に基づく運用を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

昭和44年 6月20日制定
平成 7年 6月16日改正
平成 7年10月18日改正
平成11年 2月19日改正
平成12年12月15日改正
平成16年 4月28日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成23年 2月17日改正
平成24年12月20日改正

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が行う投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）に係る広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告等の表示

正会員が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び第14号に掲げる業務に限る。）及び受益証券等（受益証券、投資証券若しくは投資法人債券をいう。）の売買その他の取引等の業務の内容について、同法第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第72条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

(2) 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定する経済上の利益をいう。

(基本原則)

第3条 正会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 正会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 正会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

- (1) 商業道徳又は取引の信義則に反するもの
- (2) 正会員としての品位を損なうもの
- (3) 金商法及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)その他の法令並びに信託約款に違反する表示のあるもの
- (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの
- (5) 正会員間の公正な競争を妨げるもの
- (6) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- (7) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- (8) 元本及び利回りが保証されているかの如き誤解を与えるもの
- (9) 投資信託委託業者(委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等を含む。)、受託者、資産保管会社及び販売会社(金商法第29条の規定に基づき第一種金融商品取引業を行うことの登録を受けた者及び同法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関をいう。)のそれぞれの業務内容について誤解を与えるもの
- (10) 将来の運用成績について断定的判断を提供するもの
- (11) その他投資者の健全な投資についての判断をあやまらせるもの

2 正会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 正会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(正会員の内部審査等)

第5条 正会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、前条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。

ただし、特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。)に対する広告等の表示についてはこの限りではない。

(社内管理体制の整備)

第6条 正会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規定を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。

(違反に対する調査)

第7条 本会は、正会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が、第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該正会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

2 正会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

(広告等に関するガイドライン)

第8条 この規則に定める事項のほか、正会員が行う広告等の表示に関し必要な事項は、「広告等に関するガイドライン」で定める。

(その他)

第9条 広告等の表示及び景品類の提供に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第10条 理事会は、広告等に係るガイドラインの改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この「広告・宣伝に関する基準」は、昭和44年7月1日から施行する。
2. 昭和35年11月30日の理事会決定「目論見書に関する通ちょう及び示達に基づく広告宣伝に関する協会の自主規制基準」は、これを廃止する。

附 則

1. この改正は、平成7年6月16日から実施する。
2. 改正後の記の10の規定以外の改正については、平成7年10月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成7年10月18日から実施する。
2. 削除

附 則

この改正は、平成11年2月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年12月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年5月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成19年9月30日から実施する。
2. 平成7年10月18日付改正に伴う附則の2については、平成19年9月30日をもって廃止する。

附 則

この改正は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則

平成13年 3月16日制定
平成15年 4月18日改正
平成15年12月19日改正
平成16年 3月19日改正
平成17年 4月15日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年10月15日改正
平成22年12月16日改正
平成24年12月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 3年 6月10日改正

(目 的)

第1条 この規則は、定款第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づき、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）の投資信託及び投資法人（以下「投資信託等」という。）に係る金融商品取引業に関する投資者からの苦情の申出及び紛争の解決の申立てに対する対応について必要事項を定め、公正中立な立場から、迅速で透明度の高い対応を促進することにより、投資者の信頼を確保し、もって投資信託等の健全な発展と投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「苦情」とは、投資者が一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の正会員及び金融商品仲介業者（以下「正会員等」という。）にその責任又は責務に基づく行為を求めることなど、正会員等に不満足を表明するものをいう。

2 この規則において「紛争」とは、前項に規定する苦情のうち当事者間による解決ができないものをいう。

(業務の委託)

第3条 本会は、業務規程第12条第2項及び第13条第2項に基づき、次の各号に掲げる業務を、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（以下「センター」という。）に委託する。

(1) 正会員等が行う投資信託等に係る金融商品取引業等の業務に関する投資者からの苦情の解決を行うこと。

(2) 正会員等が行う投資信託等に係る金融商品取引業等の業務に関する紛争がある場合には、

その紛争の解決を図るためあっせんを行うこと。

- 2 前項の業務委託に関し、苦情解決又はあっせんの業務委託の範囲、費用負担の方法その他必要な事項は、本会とセンターとの協定により定める。
- 3 第1項の業務の実施に付随して、本会は、投資信託等に関する投資者からの相談に応じる事務をセンターに行わせることができる。
- 4 この規則に定めるもののほか、センターに委託する苦情解決及びあっせんの業務に関し必要な事項は、センターの規則で定めるところによる。

(本会の関与)

第4条 前条の規定にかかわらず、本会は、必要と認めるときは、同条第1項第1号に掲げる業務について、センターの規則に定める方法に基づき関与することができる。

(正会員等の責務)

第5条 正会員等は、センターからの通知があったときは、苦情の申出人と速やかに連絡をとり、誠意をもってこれに対応し、当該苦情の解決に努めなければならない。

なお、第4条の規定により本会が関与する場合にあっては、本会からの通知があった場合も同様とする。

- 2 正会員等は、投資者からの苦情又は紛争の解決の促進を図るため、センター及び本会の業務に誠実に協力しなければならない。
- 3 正会員等は、その投資者からの苦情の解決のため、センターから、その規則で定めるところにより、事情の説明、見解の表明、投資者への回答、投資者との相対交渉、対応結果の報告等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- 4 正会員等は、苦情を真摯に受け止め、その発生原因等を把握しその是正措置を講ずる等再発防止に努めるものとする。

(あっせん手続への参加等)

第6条 正会員等の投資者からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である正会員等は、当該紛争につきセンターがあっせんを行うことに応諾し、当該あっせん手続に参加するほか、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) センターの規則で定めるところにより、センターに対して答弁書を提出すること。
- (2) センターの規則で定めるところにより、センターからの求めに応じ、出頭若しくは文書による説明又は資料の提出を行うこと。(正当な理由がある場合を除く。)
- (3) センターの規則で定めるところにより、あっせん開催期日1回当たりの利用負担金を納付

すること。

- 2 正会員等が、正会員等が行う投資信託等に係る金融商品取引業等の業務に関する紛争につき投資者を相手方としてセンターにあっせんの申立てをする場合には、当該正会員等は、センターの規則で定めるところによりあっせん申立金を納付する義務を負う。

(あっせん案勧告の場合の措置)

第7条 センターのあっせん委員が、センターの規則で定めるところにより、あっせん案を作成し、当事者双方に提示し、その受諾を勧告した場合、正会員等は、センターの規則で定めるところに従わなければならない。

(周知)

第8条 本会及び正会員等は、センターの業務の周知に努めるものとする。

- 2 本会は、センターが行った相談、苦情の解決又はあっせんの状況についてセンターから報告を受けた場合、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を正会員に周知する。
- 3 本会は、第4条の規定により本会が関与して行った相談及び苦情の解決の状況について、当事者の秘密に関する事項を除き、その概要を正会員等に周知するとともに、これを定期的に公表するものとする。

(連絡窓口の届出)

第9条 正会員等は、苦情対応に関する連絡窓口となる部署名及びその電話番号（以下「連絡窓口」という。）を別紙様式1により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で届け出なければならない。

- 2 前項に定める連絡窓口に変更があった場合、別紙様式2により、投信協会届出管理システムによる方法で届け出なければならない。

(正会員等の規則遵守状況の報告)

第10条 本会は、正会員等の第3条第1項の業務に関する法令及びセンターの規則の遵守の状況について、センターから報告を受けることができる。

- 2 本会は、センターから前項に定める報告を受けた場合、規律委員会の運営等及び会員の処分等に関する規則に基づき必要な措置等を行うものとする。

(その他)

第11条 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

附 則

1. この規則は、平成13年3月16日から実施する。
2. 同日をもって、平成10年11月27日理事会決議「苦情処理の考え方について」を廃止する。

附 則

この改正は、平成15年4月18日から実施する。
ただし、第12条から第16条の改正規定は、弁護士会との協定の締結日から実施する。

附 則

第15条及び第15条の2の改正規定は、弁護士会との協定の締結日から実施する。

* 弁護士会との協定の締結日は、平成16年3月1日。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年4月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年3月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

1. この改正は、本会が別に定める日（以下「実施日」という。）から実施する。
2. 苦情の解決等に関する規則に関する細則（平成15年4月18日制定）は、本則の改正に伴い、実施日をもって廃止する。
3. 前2項の規定にかかわらず、実施日の前日において本会に対し現にあっせんが求められ、改正前の第12条に規定する仲裁センターへ業務委託しているあっせんについては、当該あっせんのす

すべての事案が終結するまでの間、改正及び廃止前の規定は、なおその効力を有する。実施日の前日において本会に対し現に申し出られている苦情についても同様とする。

* 実施日は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターの業務開始日（平成22年2月1日）とする。

附 則

この改正は、本会が別に定める日（平成23年4月1日を予定。）から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第9条第1項及び第2項
- ・同条各項に規定する別紙様式1及び別紙様式2

附 則

この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第1条及び第2条の改正に伴う第3条・第5条から第10条の改正
- ・第9条第1項及び第2項

別紙様式 1

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

苦情対応連絡窓口に関する届出書

「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」第9条第1項の規定により苦情対応の連絡窓口をお届けします。

記

苦情対応部署	
電話番号	

別紙様式2

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

苦情対応連絡窓口に関する変更届出書

「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」第9条第2項の規定により苦情対応の連絡窓口を変更いたしましたのでお届けします。

記

	変更後	変更前
苦情対応部署		
電話番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 5月16日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年 5月24日改正
平成24年12月20日改正
平成30年11月15日改正
令和 2年 4月17日改正

(目 的)

第1条 この規則は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社（以下「委託会社」という。）及び同条第21項に規定する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）並びに同法第47条第1項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（以下「信託会社等」という。）が運用の指図又は運用を行う投資信託及び運用の委託を受けている投資法人（以下「投資信託等」という。）の資産並びにその他の事項に関し、本会に提出する報告書及びデータその他の報告事項並びに提出日を定めることを目的とする。

(投資信託等の定期報告)

第2条 委託会社及び信託会社等は、投資信託等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に規定する投資信託及び投資法人（以下「不動産投信等」という。）を除く。）について、次に掲げる報告書及びデータ（以下「報告書等」という。）を毎月末現在で作成し、本会に提出するものとする。

- (1) 資産増減状況表
- (2) 元本状況表
- (3) 収益分配金及び信託報酬状況表
- (4) ファンド一覧表
- (5) 運用状況表
 - イ 総括表
 - ロ 余資明細表
 - ハ その他有価証券明細表（型別）
 - ニ 国内籍投資信託及び国内籍上場不動産投信の組入明細表
 - ホ 外貨建資産明細表（型別）
 - ヘ 外貨建資産明細表（通貨別）
 - ト その他有価証券明細表（外貨建型別）
- (6) 株式売買状況表（国内）
- (7) 株式売買状況表（通貨別）
- (8) 公社債売買状況表（国内）

- (9) 公社債売買状況表（外国）
- (10) 転換社債型新株予約権付社債売買状況表（国内）
- (11) 業種別明細表
- (12) ファンド概要
- (13) 公社債の種類別残高明細表
- (14) オプション取引状況表（国内）
- (15) オプション取引状況表（外国）
- (16) 先物取引状況表（国内）
- (17) 先物取引状況表（外国）
- (18) 業態別の設定額・解約額（月中）と純資産総額（月末）
- (19) 受益証券募集状況報告書（株投単位型・長期公社債投信）
- (20) 決算・償還予定ファンド
- (21) マザーファンド関連情報
- (22) 販売会社と手数料
- (23) その他細則で定める報告書等

2 前項各号に規定する報告書等の様式及び本会への提出日は、細則で定める。

* 細則第2条

（交付目論見書のURL等の報告）

第2条の2 委託会社及び信託会社等は、投資信託について、自社のウェブサイトに掲載している交付目論見書のURL、又は交付目論見書PDFデータ、その他必要事項を本会に報告するものとし、当該報告の対象、報告事項及び提出日については、細則で定める。

* 細則第2条の2

（不動産投信等の定期報告）

第3条 資産運用会社は、不動産投信等について、次に掲げる報告書等を作成し、本会に提出するものとする。なお、第2号に掲げる月末情報は毎月末現在で、第3号に掲げる決算・財務状況（第3号ハに掲げる組入不動産個別の状況は、期末保有状況に限る。）は決算期末現在で作成するものとする。

- (1) 不動産投信の固有情報
- (2) 不動産投信の月末情報
 - イ 資産増減状況
 - ロ 募集・売出し等状況
 - ハ 組入不動産全体の状況（保有状況）
 - ニ 資産の売買状況
- (3) 不動産投信の決算・財務状況
 - イ 財務状況
 - ロ 運用資産構成情報
 - ハ 組入不動産個別の状況（取得・売却及び期末保有状況）

2 前項に規定する報告書等の様式及び本会への提出日は、細則で定める。

* 細則第3条

(細 則)

第4条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第5条 投資信託等に係る報告に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第6条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、理事会が別に定める日（平成22年2月18日）から実施する。

（実施日については、平成22年2月18日開催の理事会において決議された。）

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年11月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条第1項第13号、第20号、第21号を削除。号ずれの整理。

附 則

この改正は、令和2年4月17日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第2条第1項、第2号の2

投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
 平成16年 7月16日改正
 平成17年 5月19日改正
 平成19年 1月19日改正
 平成20年 5月16日改正
 平成20年 9月19日改正
 平成21年 3月19日改正
 平成24年 5月24日改正
 平成24年12月20日改正
 平成30年11月15日改正
 平成31年 4月18日改正
 令和元年 7月18日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(投資信託等に係る報告書等の様式等)

第2条 規則第2条第2項に規定する投資信託等報告書等の様式及び提出日は、次に定める様式及び提出日とする。

報告書等名	報告書様式	提出日
1 資産増減状況表	別表1	原則毎翌月第4営業日
2 元本状況表	別表2	同上
3 収益分配金及び信託報酬状況表	別表3	同上
4 ファンド一覧表	別表4	同上
5 運用状況表		
イ 総括表	別表5	同上
ロ 余資明細表	別表6	同上
ハ その他有価証券明細表（型別）	別表7	同上
ニ 国内籍投資信託及び国内籍上場不動産投信の組入明細表	別表8	原則毎翌月第6営業日
ホ 外貨建資産明細表（型別）	別表9	原則毎翌月第4営業日
ヘ 外貨建資産明細表（通貨別）	別表10	同上
ト その他有価証券明細表（外貨建型別）	別表11	同上
6 株式売買状況表（国内）	別表12	同上
7 株式売買状況表（通貨別）	別表13	同上
8 公社債売買状況表（国内）	別表14	同上
9 公社債売買状況表（外国）	別表15	同上
10 転換社債型新株予約権付社債売買状況表（国内）	別表16	同上
11 業種別明細表	別表17	同上

12	ファンド概要	別表18	信託設定時・変更時・再分割（併合）実施時
13	公社債の種類別残高明細表	別表19	原則毎翌月第4営業日
14	オプション取引状況表（国内）	別表20	同上
15	オプション取引状況表（外国）	別表20	同上
16	先物取引状況表（国内）	別表21	同上
17	先物取引状況表（外国）	別表21	同上
18	業態別の設定額・解約額（月中）と純資産総額（月末）	別表22	同上
19	受益証券募集状況報告書（株投単位型・長期公社債投信）	別表23	翌月第15営業日
20	決算・償還予定ファンド	別表24	原則毎月第15営業日
21	マザーファンド関連情報	別表25	原則毎翌月第4営業日
22	販売会社と手数料	別表26	信託設定時及び変更時

（交付目論見書のURL等の報告対象等）

第2条の2 規則第2条の2に規定する細則で定める報告の対象、報告事項及び提出日は、次に定めるものとする。

報 告 対 象	報 告 事 項	提 出 日
追加型公募投資信託の交付目論見書とする。ただし、以下の投資信託は報告対象外とすることができるものとする。なお、報告を行わないこととした場合においては、当該投資信託の名称、協会ファンドコード及び該当理由（以下に掲げるイ～ニのいずれか）をメールで本会に報告するものとする。 イ 給与天引きによってのみ購入可能な投資信託 ロ 確定拠出年金専用投資信託 ハ 財形給付金型投資信託 ニ 投資家と販売会社との間における投資一任契約に基づく包括的な資産運用・管理サービスを行うためのラップ・SMA専用投資信託等	1 交付目論見書のURL 2 URLの有効期間の有無 3 上記2において「有」の場合はその期間 又は 1 交付目論見書PDFデータ 2 上記1の有効期間	1 新規設定時 当初申込期間開始日まで ただし、自己設定の場合は、自己設定日まで 2 交付目論見書の改定時 改定前交付目論見書の有効期間の満了日まで

(不動産投信等に係る報告書等の様式等)

第3条 規則第3条第2項に規定する不動産投信等に係る報告書等の様式及び提出日は、次に定める様式及び提出日とする。

報告書等名	報告書様式	提出日
1 不動産投信の固有情報	別表29	新規登録の場合は募集開始前まで、及び登録情報の変更の都度
2 不動産投信の月末情報		
イ 資産増減状況	別表30	翌月第20営業日から月末まで
ロ 募集・売出し等の状況	別表31	募集等を行った当該月の翌月第20営業日から月末まで
ハ 組入不動産全体の状況(保有状況)	別表32	翌月第20営業日から月末まで
ニ 資産の売買状況	別表33	同上
3 不動産投信の決算・財務状況		
イ 財務状況	別表34	決算日の属する月の末日から起算して3ヵ月以内
ロ 運用資産構成情報	別表35	同上
ハ 組入不動産個別の状況(取得・売却及び期末保有状況)	別表36	取得又は売却の場合は、その都度期末保有状況は、決算日の属する月の末日から起算して3ヵ月以内

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、次に定める日から実施する。

1. 不動産投信等の「組入不動産全体の状況(保有状況)」、「資産の売買状況」及び「組入不動産個別の状況」に係る別表報告書様式の改正(海外不動産組入れに係る報告書様式の改正に限る。)は、平成20年5月16日から実施し、平成20年6月の報告から適用する。

ただし、海外不動産の組入れが行われていない場合の当該報告書様式については、実施日から

理事会が定める日までの間、改正前の報告書様式により報告することができるものとする。

2. 上記1に規定する改正以外の改正は、理事会が別に定める日（※）から実施する。

附 則

1. この改正は、理事会が別に定める日（※）から実施する。

ただし、第2条の表中「26 予約募集報告書」及び「27 予約募集計画書」、第3条（予約募集計画書の記載内容）の改正は、平成20年10月1日から実施する。

2. 「投資信託及び投資法人に係る定期報告に関する規則に関する細則」の一部改正（平成20年5月16日理事会決議）における改正前の報告書様式「別表26-2」、「別表26-3」、「別表27-2」、「別表27-3」中、「会員証券」とあるのを「賛助会員」に、「会員販売会社」とあるのを「賛助会員販売会社」に改める。この改正は、平成20年10月1日から実施し、平成20年10月末分の報告から適用する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

※〈平成22年2月18日 理事会決議〉

1. 改正規則等の実施日

実施日を「平成22年2月18日」とする。

なお、改正後の細則第2条（投資信託に係る報告様式）は平成22年2月分に係る報告から、細則第3条（不動産投信に係る報告様式）は平成22年1月分に係る報告からそれぞれ適用する。

ただし、改正後の細則第2条に定める別表18（ファンド概要）及び別表28（販売会社と手数料）による報告は、実施日以降に設定又は変更されたファンド等について適用する。

2. 並行運用のための措置

新旧システムによる並行運用を実施するため、改正規則等の実施日から平成22年3月31日までの間、改正前の細則第2条に基づく報告（細則第2条の表中、項番5、6、7のロ、16、26及び27に定める報告を除く。）を求める。

ただし、平成22年2月末までに新規設定される投資信託等に係る改正前の別表19（ファンド概要）による報告は、平成22年2月26日までに行うものとする。

附 則

この改正は、平成24年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年11月15日から実施する。

ただし、第2条に定める別表1及び別表3に規定する収益分配額の改正については、平成31年2

月28日から実施し、平成31年3月の報告から適用する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・別表1の留意事項及び別表3の項目と留意事項を改正
- ・別表5～別表7、別表9、別表11、別表14、別表15、改正後の別表22の表内の項目を改正
- ・改正前の「別表19、別表24-1、別表24-2」を削除し、表番号のずれを整理。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

1. この改正は、令和元年12月23日から実施し、実施日以降に新たに設定される投資信託から適用する。
2. この改正の実施日前に設定された投資信託（償還された投資信託を除く。）については、令和2年1月31日から適用する。ただし、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・別表18「ファンド概要項目」に45～50を追加。「報告上の留意事項」に2.（私募投資信託の報告事項）を新設し、以降の号ずれを整理。

別表 1

資 産 増 減 状 況 表

(年 月中)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

信託財産の 種類及び名称	項 目	前 月 末 純資産総額	設 定 額	解 約		償還額	差引資金 増 減 額	収益分配額	運用増減額	差 引 資 産		当 月 末 残 高	
				解約額	比率					増 減 額	率	ファンド数	純資産総額
総合計 (I + II)													
【株式投資信託】													
単位型合計													
○単位型内訳													
追加型合計													
○追加型内訳													
I. 株式投信合計													
【公社債投資信託】													
単位型合計													
○単位型内訳													
追加型合計													
○追加型内訳													
II. 公社債投信合計													
長期公社債投信													
：													
【私募投資信託】													
株式投信 (私募)													
○株式投信内訳													
公社債投信 (私募)													
○公社債投信内訳													
総合計 (私募)													

(報告上の留意事項)

1. 投資信託等 (マザーファンドは除く) について報告する。
2. 前月末純資産総額、解約比率、差引資金増減額、収益分配額、運用増減額、差引資産増減額・率、ファンド数については、協会システムで計算することとする。

別表 2

元 本 状 況 表

(年 月中)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

信託財産の 種類及び名称	前月末残高	設 定	解 約	償 還	当 月 末 残 高	増 減
項 目 信託財産の 種類及び名称 総合計 【株式投資信託】 単体型合計 追加型合計 株式投信合計 【公社債投資信託】 公社債投信合計						

(報告上の留意事項)

1. 公募の投資信託、投資法人について報告する。投資法人は当月末残高のみ報告することとする。
2. 前月末残高、増減については協会システムで計算することとする。

別表 3

収益分配金及び信託報酬状況表

(年 月末)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

信託財産の 種類及び名称	項 目	収 益 分 配 金	信 託 報 酬
総合計 (I + II)			
【株式投資信託】			
単位型合計			
追加型合計			
I. 株式投信合計			
【公社債投資信託】			
長期公社債投信			
⋮			
⋮			
II. 公社債投信合計			
【私募投資信託】			
株式投信 (私募)			
公社債投信 (私募)			
総合計 (私募)			

(報告上の留意事項)

1. 投資信託（マザーファンドは除く）について、当月中に発生した各金額（未払計上分も含む）を報告することとする。なお、信託報酬は公募の投資信託のみ報告することとする。

別表4

ファンダー一覧表

(年 月 日)

社名 _____ 株式会社

1. 単体型

信託財産の名称	信託期間 年 月	クローズド 期間 年 月	設定日 年 月 日	決算日 月 日	分配期	当初 設定額 百万円	残存元本		純資産 総額 百万円	組入比率			受益証券 基準価額		設定以来 分配金計 円	設定以来 受益者 利回り %	運用 年数 年
							金額 百万円	率 %		株式 %	公社債 %	投資信託 証券 %	当月末 円	前月末比 円			

2. 追加型

信託財産の名称	信託期間 年 月	設定日 年 月 日	決算日 月 日	当初 設定額 百万円	信託金 限度額 百万円	残存元本 百万円	(鞆籠金) 信託金 残高 百万円	純資産 総額 百万円	組入比率			受益証券 基準価額		過去3年 分配金計 円	運用 年数 年
									株式 %	公社債 %	投資信託 証券 %	当月末 円	前月末比 円		

3. 公社債

信託財産の名称	信託期間 年 月	クローズド 期間 年 月	設定日 年 月 日	分配期	当初 設定額 百万円	信託金 限度額 百万円	残存元本 百万円	信託金 残高 百万円	純資産 総額 百万円	組入比率 公社債 %	受益証券 基準価額		設定以来 騰落率 %
											当月末 円	前月末比 円	

4. マザー信託

信託財産の名称	信託期間 年 月	設定日 年 月 日	当初 設定額 百万円	信託金 限度額 百万円	残存元本 百万円	信託金 残高 百万円	純資産 総額 百万円	組入比率			受益証券 基準価額		設定以来 運用 利回り %	過去1年 運用 利回り %	過去3年 運用 利回り %
								株式 %	公社債 %	投資信託 証券 %	当月末 円	前月末比 円			

(報告上の留意事項)

1. 公募の投資信託、マザーファンドについて報告することとする。
2. 公募の投資信託は信託金残高（追加型のみ）及び組入比率、マザーファンドは信託金残高、組入比率及び純資産総額を報告し、その他の事項は協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、直接組入に係る比率を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入比率を計算することとする。

別表5

運 用 状 況 表

(年 月 末)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

1. 総括表

信託財産の 種類及び名称	資 産								負債総額 (B)	有価証券 評価損益 (C)	先物取引等 評価損益 (D)	為 替 評価損益 (E)	信託財産 純資産総額 (F) (A)-(B)+(C)+(D)+(E)	受益権 総口数 (G)	受益証券 基準価額 〔F/G〕
	株 券	新株引受 権 証 券	公社債券	内転換社債型 新株予約権付社債	投資信託 受益証券	投資証券	その他資産	総 額 (A)							
総合計 (I + II)															
【株式投資信託】															
単位型合計															
追加型合計															
I. 株式投信合計															
【公社債投資信託】															
長期公社債投信															
⋮															
II. 公社債投信合計															
【私募投資信託】															
株式投信 (私募)															
公社債投信 (私募)															
総合計 (私募)															

(報告上の留意事項)

1. 投資信託 (マザーファンドを含む) について報告することとする。
2. 受益権総口数は、原則として1口10,000円に換算した口数 (基準価額表示口数) を記載することとする。
3. 資産総額、信託財産純資産総額、受益証券等基準価額については、協会システムで計算することとする。
4. 子ファンドについては、直接組入に係る資産額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表6

余 資 明 細 表

(年 月未現在)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

信託財産の 種類及び名称	項 目		金銭信託	コール・ローン	割 引 手 形	合 計
	預 金	内 譲渡性預金証書				
総合計 (I + II)						
【株式投資信託】						
単字型合計						
追加型合計						
I. 株式投信合計						
【公社債投資信託】						
II. 公社債投信合計						
マネーリザーブF						
【私募投資信託】						
株式投信 (私募)						
公社債投信 (私募)						
総合計 (私募)						

(報告上の留意事項)

1. 投資信託 (マザーファンドを含む) について報告することとする。
2. 合計については、協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、直接組入れに係る額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表 7

その他有価証券明細表（型別）

（ 年 月末現在）

社 名 _____ 株式会社

（単位：円）

信託財産の 種類及び名称	項 目		C P		外国貸付債権	貸 付 債 券		合 計	
	C	D	C	P	信託受益証券	信託受益権			
総合計（Ⅰ＋Ⅱ）									
【株式投資信託】									
単体型合計									
追加型合計									
Ⅰ．株式投信合計									
【公社債投資信託】									
Ⅱ．公社債投信合計									
マネーリザーブF									
【私募投資信託】									
株式投信（私募）									
公社債投信（私募）									
総合計（私募）									

（報告上の留意事項）

1. 投資信託（マザーファンドを含む）について報告することとする。
2. 合計については、協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、直接組入れに係る額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表 8

国内籍投資信託及び国内籍上場不動産投信の組入明細表

(年 月末現在)

社 名 _____ 株式会社

(単位：百万円)

信託財産の 種類及び名称	項 目	国内籍投資信託証券 (公募投資信託)	国内籍投資信託証券 (私募投資信託)	国内籍上場不動産 投信投資証券	合 計
総 合 計					
公募株式投資信託					
私募株式投資信託					

(報告上の留意事項)

1. 公募株式投資信託及び私募株式投資信託について報告することとする。
2. 合計については、協会システムで計算することとする。

別表9

外貨建資産明細表（型別）

（ 年 月末現在）

社名 _____ 株式会社
(単位：円)

信託財産の 種類及び名称	資 産									負債総額 (B)	外国有価証券 評価損益 (C)	外国先物 取引等評価 損益 (D)	外貨建資産 純資産総額 (A)-(B)+(D)
	株 券	新株引受権 証券	公社債券	内転換社債型 新株予約権付社債	投資信託 受益証券	投資証券	預 金	その 他 資 産	総額 (A)				
総 合 計 (I + II)													
【株式投資信託】													
単位型合計													
追加型合計													
I. 株式投信合計													
【公社債投資信託】													
長期公社債投信													
II. 公社債投信合計													
【私募投資信託】													
株式投信（私募）													
公社債投信（私募）													
総合計（私募）													

(報告上の留意事項)

1. 公募投資信託、マザーファンドについて、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を報告することとする。
2. 資産総額及び外貨建資産純資産総額については協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、直接組入れに係る額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

外貨建資産明細表（通貨別）

（ 年 月末現在）

社名 株式会社
（単位：円）

信託財産の 種類及び名称	資 産									負債総額 (B)	外国有価証券 評価損益 (C)	外国先物 取引等評価 損益 (D)	外貨建資産 純資産総額 (A)-(B)+(D)
	株 券	新株引受権 証券	公社債券	内転換社債型 新株予約権付社債	投資信託 受益証券	投資証券	預 金	その 他 資 産	総額 (A)				
【通貨の種類別内訳】													
外貨合計													
アメリカ													
カナダ													
ドイツ													
オランダ													
フランス													
オーストラリア													
イギリス													
スイス													
エン													
イタリア													
ホンコン													
スウェーデン													
シンガポール													
マレーシア													
フィンランド													
ユーロ参加国合計													
⋮													
⋮													

（報告上の注意）

1. 公募投資信託、マザーファンドについて、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を報告することとする。
2. ユーロについては、参加国毎の明細と参加国合計とを記載することとする。
ユーロ（参加国）明細については、株券、新株引受権証券、公社債券、転換社債型新株予約権付社債、投資信託受益証券、投資証券の項目のみ記載することとする。
3. 資産総額及び外貨建資産純資産総額については協会システムで計算することとする。
4. 子ファンドについては、直接組入れに係る額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

その他有価証券明細表（外貨建型別）

（ 年 月末現在）

社 名 _____ 株式会社

（単位：円）

信託財産の 種類及び名称	項 目		C P		外国貸付債権 信託受益証券	貸付債券 信託受益権	合 計	
	C	D	C	P				
総 合 計（Ⅰ＋Ⅱ）								
【株式投資信託】								
単位型合計								
追加型合計								
Ⅰ．株式投信合計								
【公社債投資信託】								
Ⅱ．公社債投信合計								
マネーリザーブF								

（報告上の留意事項）

1. 公募投資信託、マザーファンドについて、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を報告することとする。
2. 合計については、協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、直接組入れに係る額を報告し、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表12

株式売買状況表（国内）

（ 年 月中）

社名 _____ 株式会社

（上段：株数）

（下段：金額）

（単位：株、円）

信託財産の 種 類	買 付			売 付			差引買越し又は 売越し（-）	信用取引	
	市場	市場外	計	市場	市場外	計		売付	買戻
【公募投資信託】									
単位型合計									
追加型合計									
株式投信合計									
【私募投資信託】									
単位型合計									
追加型合計									
株式投信合計									

（報告上の留意事項）

1. 株式投資信託（マザーファンドを含む）について報告することとする。
2. 約定日基準により、約定金額を記載することとする。
3. 権利入札については、「額面＋プレミアム」を買付金額に加算することとする。
4. 買付計、売付計及び差引買越し又は売越しについては、協会システムで計算することとする。
5. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

別表13

株式売買状況表（通貨別）

（ 年 月分）

社名 _____ 株式会社

（株式投信合計）

（単位：株・円）

通貨の種類	買付		売付		差引増減(-)		信用取引			
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	売付		買戻	
							株数	金額	株数	金額
外貨合計										
アメリカ										
カナダ										
ドイツ										
オランダ										
フランス										
オーストラリア										
イギリス										
スイス										
エン										
イタリア										
ホンコン										
スウェーデン										
シンガポール										
マレーシア										
フィンランド										
ユーロ参加国合計										
⋮										
⋮										

（報告上の注意）

1. 株式投資信託（マザーファンド含む）について、報告することとする。
2. 約定日基準により、約定金額について、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を記載することとする。
3. ユーロについては、参加国毎の明細と参加国合計とを記載することとする。
4. 差引増減株数・金額については、協会システムで計算することとする。
5. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

公社債売買状況表（国内）

（ 年 月中）

社名 _____ 株式会社

1. 邦貨建公社債

（単位：円）

項目 信託財産の種類及び名称	買付			既発債	計	売付	償還	差引増減 (-) 額
	新規債							
	公募債	非公募債	小計					
総合計 (I + II)								
【株式投資信託】								
単位型合計								
追加型合計								
I. 株式投信合計								
【公社債投資信託】								
II. 公社債投信合計								
マネーリザーブF								

（報告上の留意事項）

1. 公募投資信託、マザーファンドについて報告することとする。
2. 約定日基準により、約定金額を記載することとする（現先売買分を含む）。
3. 公募債は、一般に公募されたものとし、引受会社である証券会社によって募集されたものに限らない。
4. 縁故地方債は非公募債として取り扱う。
5. 小計、計及び差引増減額については、協会システムで計算することとする。
6. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

公社債売買状況表（外国）

（ 年 月中）

社名 _____ 株式会社

2. 外貨建公社債

（単位：円）

項目 信託財産の種類及び名称	買付	売付	償還	差引 増減（-）額
総合計（Ⅰ＋Ⅱ）				
【株式投資信託】				
単位型合計				
追加型合計				
Ⅰ．株式投信合計				
【公社債投資信託】				
Ⅱ．公社債投信合計				
マネーリザーブF				

（報告上の留意事項）

1. 公募投資信託、マザーファンドについて報告することとする。
2. 約定日基準により、約定金額について、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を記載することとする（現先売買分を含む）。
3. 差引増減額については、協会システムで計算することとする。
4. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

別表16

転換社債型新株予約権付社債売買状況表（国内）

（ 年 月中）

社 名 _____ 株式会社

（単位：円）

信託財産の種類 項 目	買 付	売 付	償 還	うち転換分	差引増減（-）額
単 位 型 合 計					
追 加 型 合 計					
株 式 投 信 合 計					
公 社 債 投 信 合 計					
総 合 計					

（報告上の留意事項）

1. 公募投資信託、マザーファンドについて報告することとする。
2. 約定日基準により、約定金額を記載することとする（現先売買分を含む）。
3. 差引増減額については、協会システムで計算することとする。
4. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

別表 17

業種別明細表

(年 月末)

信託財産の種類 ()

社名

株式会社

業 種	株 数	比 率	時 価	比 率
項 目	(株)	(%)	(円)	(%)
水産・農林業				
鉱 業				
建設業				
食料品				
繊維製品				
パルプ・紙				
化 学				
医薬品				
石油・石炭製品				
ゴム製品				
ガラス・土石製品				
鉄 鋼				
非鉄金属				
金属製品				
機 械				
電気機器				
輸送用機器				
精密機器				
その他製品				
電気・ガス業				
陸運業				
海運業				
空運業				
倉庫・運輸関連業				
通信業				
卸売業				
小売業				
銀行業				
証券業				
保険業				
その他金融業				
不動産業				
サービス業				
国内株計				
外国株計				
合計				

(報告上の留意事項)

1. 公募株式投資信託及びマザーファンドについて報告することとする。
2. 各比率、国内株計株数・比率、外国株計株数・比率及び合計株数・比率については協会システムで計算することとする。
3. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表 18

フ ァ ン ド 概 要 項 目

項目番号	項 目 名	項目番号	項 目 名
01	投信会社コード	26	信託報酬（証券）
02	ISIN コード	27	信託報酬（受託）
03	投信協会ファンドコード	28	決算回数（年）
04	型コード	29	信託期間
05	ファンド名称	30	分配方針
06	ファンド愛称	31	設定額
07	自社ファンドコード	32	成功報酬制度
08	日々決算型コード	33	株式組入限度額
09	公募・私募区分	34	外貨建限度額
10	設定（設立）年月日	35	信託金限度額
11	1口元本	36	再投資区分
12	最低買区分・単位	37	信託報酬コード
13	満期償還日	38	再分割の基準日
14	商品分類コード	39	再分割比率
15	統計コード	40	併合の基準日
16	募集開始・終了日	41	併合比率
17	設定予定額	42	現物投信コード
18	決算月日	43	償還延長フラグ
19	買付時手数料	44	繰上償還フラグ
20	解約時手数料	45	受益者の属性
21	信託財産留保額	46	ファンドの種類
22	クローズド期間	47	金銭信託
23	クローズド明日	48	ファンド・オブ・ファンズ
24	受託銀行	49	解約窓あき
25	信託報酬（委託）	50	解約金受渡し期間

（報告上の留意事項）

1. 公募投資信託については、01、02、04～12、14～21、23～27の事項を募集開始の前日まで
に報告し、それ以外の事項（38～41、43、44～50を除く）は信託設定日の前日までに報告す
ることとする。ただし、株価指数連動型上場投信（ETF）の11の報告は、信託設定日の翌
日までとする。
2. 私募投資信託（マザーファンドを除く）については、01、02、04～11、13、15、18、30、
42、45～50の事項を信託設定日の前日までに報告することとする。
3. マザーファンドについては、01、02、04～11、13、15、18、42の事項を信託設定日の前日
までに報告することとする。
4. 投資法人については、01、02、04、05、09、10、13、18について設立日の前日までに報告
することとする。
5. 報告した各事項について、変更した場合は遅滞なく変更内容を報告することとする。13の
事項を変更する場合は、43又は44について登録することとする。

6. 38～41の事項については、再分割又は併合の基準日の前日までに報告することとする。
また、併合の場合は、存続ファンドの概要を報告することとする。
7. 03、19（追加型株式投資信託のみ）、22、28、29、31の事項については、協会システムで登録することとする。

公 社 債 の 種 類 別 残 高 明 細 表

(年 月末現在)

社 名 _____ 株式会社

(〇〇ファンド)

(単位：円)

国債証券					地方債証券	特殊債証券		社債券			その他 邦貨建債券	小計	外貨建 債券	合計	
長期	中期	短期	その他	計		内金融債券	事業債券	転換社債型 新株予約権 付社債券	新株予約 権付社債	計					

(報告上の留意事項)

1. 公募ファンド、マザーファンドについて報告することとする。
2. 外貨建債券の邦貨換算額は、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を記載することとする。
3. 事業債券については、投資法人債券を含むこととする。
4. 国債・社債計、小計及び合計については、協会システムで計算することとする。
5. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質組入額を計算することとする。

別表20

オプション取引状況表

(年 月中)

社名 _____ 株式会社

(単位：円)

区 分		売 付						買 付					
		前月末残高	月中売付額	月中買戻額	月中権利 被行使	月中義務 消 滅	当月末残高	前月末残高	月中買付額	月中売戻額	月中権利 行 使	月中権利 放 棄	当月末残高
株式に係る オプション	コール												
	プット												
債券に係る オプション	コール												
	プット												
そ の 他	金 利	コール											
		プット											
	通 貨	コール											
		プット											
合 計	そ の 他	コール											
		プット											

(報告上の留意事項)

1. 公募ファンド、マザーファンドについて国内取引及び外国取引の状況を報告することとする。
2. 外国取引については、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を記載することとする。
3. 当月末残高については、オプションの行使価額にオプション数量を乗じた額を記載することとする。
4. 前月末残高、合計については、協会システムで計算することとする。
5. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

別表21

先物取引状況表

(年 月中)

社名 株式会社

(単位：円)

区 分	売 付				買 付			
	前月末残高	月中売付額	月中買戻額	当月末残高	前月末残高	月中買付額	月中転売額	当月末残高
株式に係る先物取引								
債券に係る先物取引								
そ の 他	金 利							
	通 貨							
	そ の 他							
合 計								

(報告上の留意事項)

1. 公募ファンド、マザーファンドについて国内取引及び外国取引の状況を報告することとする。
2. 外国取引については、当月末日の信託財産の計算に用いた為替相場により換算した額を記載することとする。
3. 前月末残高、合計については、協会システムで計算することとする。
4. 子ファンドについては、協会システムにおいてマザーファンドへの持分比率により按分した実質売買額を計算することとする。

業態別の設定額・解約額（月中）と純資産総額（月末）
（ 年 月末日現在）

社 名

株式会社

（単位：円）

			(1) 株式投信	(2) 公社債投信	合計 (1)+(2)
証券会社 (A)	設定額	公募			
		私募			
		合計			
	解約額（含償還）	公募			
		私募			
		合計			
	純資産総額	公募			
		私募			
		合計			
登録金融機関 (B)	設定額	公募			
		私募			
		合計			
	解約額（含償還）	公募			
		私募			
		合計			
	純資産総額	公募			
		私募			
		合計			
ゆうちょ銀行 (C)	設定額	公募			
		私募			
		合計			
	解約額（含償還）	公募			
		私募			
		合計			
	純資産総額	公募			
		私募			
		合計			
直販 (D)	設定額	公募			
		私募			
		合計			
	解約額（含償還）	公募			
		私募			
		合計			
	純資産総額	公募			
		私募			
		合計			
合計 (A) + (B) + (C) + (D)	設定額	公募			
		私募			
		合計			
	解約額（含償還）	公募			
		私募			
		合計			
	純資産総額	公募			
		私募			
		合計			

（報告上の留意事項）

1. 公募ファンド、私募ファンド（マザーファンドを除く）について報告することとする。
2. 設定額・解約額（含償還）・純資産総額の各合計、合計(1)+(2)については協会システムで計算することとする。

別表 23

受益証券募集状況報告書

ファンド名 _____

設定日 _____

募集期間 _____

社名 _____ 株式会社

(1) 申込者別募集状況

区 分	金 額	比 率	人 数	比 率
金 融 法 人	千円	%	人	%
事 業 法 人				
非 営 利 団 体				
個 人				
合 計				
内 同 業 者 分				

注. (1)の表の各項目の金額、人数欄には、直販分を（ ）内書きとして記載すること。

(2) 申込金額別募集状況

申 込 金 額	金 額	比 率	人 数	比 率
50 万円以下	千円	%	人	%
50 万円超 100 万円以下				
100 万円超 300 万円以下				
300 万円超 500 万円以下				
500 万円超 1 千万円以下				
1 千万円超				
合 計	()	100.0	()	100.0

注 1. 金額及び人数の合計欄には、累積投資契約に係る募集分を（ ）内書きとして記載すること。

2. 長期公社債投資信託については、申込金額欄の区分を「10 万円以下」、「10 万円超 20 万円以下」、「20 万円超 50 万円以下」、「50 万円超 100 万円以下」、「100 万円超 300 万円以下」、「300 万円超」とし、欄外には財形扱いの内訳を下記要領で記載する。

うち財形貯蓄口扱い 件 千円

うち財形年金口扱い 件 千円

別表 24

決算・償還予定ファンド
(年 月中)

社名 _____ 株式会社

ファンド名	決算・償還の別	決算期数	決算日又は償還日
.....			
.....			

注. 公募投資信託のうち翌月決算又は償還を迎えるファンドについて報告することとする
(日々決算型は除く)。

別表 25

マザーファンド関連情報
(年 月末)

社名 _____ 株式会社

報告事項	① マザーファンド情報 (ファンドコード、受益権口数)、 ② 当該マザーファンドに所属する子ファンド情報 (ファンドコード、受益権口数、公募・私募の別)
------	---

注. マザーファンドについて報告することとする。

別表 26

販売会社と手数料

報告事項	①会社名、②ファンドコード、③当該ファンドの販売機関、④当該販売機関における販売手数料率 (税抜)
------	---

注 1. 公募追加型株式投資信託について、販売会社毎の上限の手数料率を報告することとする。
る。

2. 信託設定時は、募集開始の前日までに報告し、その後変更が生じた場合は翌月第 6 営業日までに報告することとする。

別表 29

1. 不動産投信の固有情報

項番	項 目		説 明
1	投信協会ファンドコード		体系等は別に定める
2	投資法人又は投資信託の名称		正式名
3	投資法人又は投資信託の英語名称		
4	投資法人又は投資信託の愛称等		ファンド愛称・略称名（該当する場合のみ）
5	投信会社コード		体系等は別に定める
6	投資信託委託会社名		
7	一般事務受託会社名		
8	資産保管会社名（受託銀行）		
9	形態区分 1		(1) 投資法人 (2) 契約型（委託者指図型） (3) 契約型（委託者非指図型）
10	形態区分 2		(1) クローズド・エンド (2) オープン・エンド
11	上場区分		上場（0）非上場（1）
12	市場区分		東証（1）を含め体系等は別に定める
13	設立年月日		YYYYMMDD 設立登記日
14	申込開始日（募集開始日）		YYYYMMDD 契約型の場合は募集開始日
15	申込最終日（募集終了日）		YYYYMMDD 契約型の場合は募集終了日
16	登録日（設定日）		YYYYMMDD 契約型の場合は設定日
17	上場日		YYYYMMDD 該当日の年月日
18	運用期間		投資法人の存立期間 契約型の場合は信託期間 年と月、無期限は 99
19	決算回数（年当たり）		n 回
20	決算月日		MMDD MMDD
21	決算日変動区分		不変（0） 可変（1）
22	解散日（償還日）		YYYYMMDD 存立期間の満了日 契約型の場合は 償還日
23	解散時の払戻価額（償還価額）		一口当たり価額（小数点以下第 2 位迄） 契約 型の場合は償還価額
24	発行時申込単位		口数単位
25	最低申込単位		（オープン・エンドの場合のみ記載）口数単位
26	申込手数料区分		申込手数料無し（0） 申込手数料有り（1）
27	申込手数料	内枠・外枠	内枠（0） 外枠（1）
		金 額	（円単位）
28	基準価額表示区分		邦貨建（0） 外貨建（1）
29	運用等に係る費用 の明細	運用報酬	運用報酬の体系を簡潔に記載すること。 例) ①貸貸収入×3%、②貸貸利益×3%、③ 売買価格×0.5%など。契約者の場合は委託会社 の信託報酬
		資産保管報酬	資産保管報酬の体系を簡潔に記載すること。契 約型の場合は受託会社の信託報酬。
		販売会社への報酬	契約型オープンの場合のみ記載。

別表 30

2. 不動産投信の月末情報

イ. 資産増減状況

(金額：百万円単位)

項番	項 目	説 明	
1	データ年月日	YYYYMMDD 該当データの年月日	
2	投信協会ファンドコード	体系等については別に定める	
3	投資法人又は投資信託の名称	正式名	
4	前月末投資口数 (受益権口数)	契約型の場合は受益権口数	
	前月末純資産残高 (A)		
5	追加出資 (設定額)	投資口数 (受益権口数)	契約型の場合は受益権口数
		出資金額 (B) (信託金総額)	契約型の場合は設定額 (信託金総額)
6	出資の払戻し (解約額)	投資口数 (受益権口数)	契約型の場合は受益権口数
		払戻金額 (C) (信託金総額)	契約型の場合は解約額 (信託金総額)
7	償 還 (解散時)	受益権口数	
		償還額 (D)	
8	資本金増減額 (E) = (B) - (C) - (D)	契約型の場合は資金増減額	
9	運用増減額 (F)	運用等による剰余金 (当期損益 + 繰越利益等の 内部留保額) の増減額	
10	資産増減額	当月末純資産総額と前月末純資産総額との差額	
11	当月末投資口数 (受益権口数)	契約型の場合は受益権口数	
	当月末純資産残高 (A) + (E) + (F)		
12	出資総額	契約型の場合は元本残高	
13	資産総額	当月末の資産総額	
14	組入不動産の総額	開示参考価額の合計とする	
15	負債総額		
	うち投資法人債発行残高		

(注)

1. 決算承認後の分配落ちについては運用増減額に含める。
2. 分配落ちの属する月は決算承認月とする。
3. 8、9、10、14は自動計算につき入力不要。
4. 単位未満切捨て (以下の帳票について同様)。

別表 31

ロ. 募集・売出し等の状況

項番	項 目	説 明
1	データ年月日	YYYYMMDD 該当データの年月日
2	投信協会ファンドコード	体系等は別に定める
3	投資法人又は投資信託の名称	正式名
4	申込（募集）年月日	YYYYMMDD 契約型の場合は募集年月日
5	払込年月日	YYYYMMDD
6	公募・私募区分	(1) 公募 (2) 私募
7	当初募集・追加募集区分	(1) 当初 (2) 追加
8	募集投資口数（受益権口数）	追加発行する口数
9	売出し投資口数（受益権口数）	
10	発行価格 （手数料込み申込価額）	1口当たりの発行価格 契約型の場合は1口当たり手数料込み申込価額（円単位）
11	発行価額	1口当たりの払込価額（引受価額等）（円単位）
12	払込額	追加発行の場合の出資総額の増加額（百万円単位）
13	売出額	売出しの場合の投資者の払込額（百万円単位）

・ 募集毎の累積ではない。

別表 32

ハ. 組入不動産全体の状況（保有状況）（ 年 月）

投資信託又は投資法人名

項 目		組入物件数	総賃貸可能面積(A) ㎡単位	総賃貸面積(B) ㎡単位	稼働率(C)% (B)÷(A)	延テナント数	開示評価額
日本	主たる用途						
	オフィス						
	商業・店舗						
	住宅						
	ホテル						
	物流施設						
	その他						
	合計						
アメリカ	主たる用途						
	オフィス						
	商業・店舗						
	住宅						
	ホテル						
	物流施設						
	その他						
	合計						
…	主たる用途						
	オフィス						
	商業・店舗						
	住宅						
	ホテル						
	物流施設						
	その他						
	合計						
合 計	主たる用途						
	オフィス						
	商業・店舗						
	住宅						
	ホテル						
	物流施設						
	その他						
	合計						

- (注) 1. 「その他」は、「オフィス」「商業・店舗」「住宅」「ホテル」「物流施設」以外の用途。
2. 「合計」、「稼働率(C)」は自動計算のため入力不要。
3. 「開示評価額」は各投資法人等が規約等において定めた評価方法により開示された参考評価額とする。

別表 33

二. 資産の売買状況 (年 月)

投資信託又は投資法人の名称

(単位：百万円)

項 目		不動産	信託不動産	不動産投資 証券	その他不動 産関連資産	その他特定 資産
日 本	取得金額					
	売却金額					
アメリカ	取得金額					
	売却金額					
カナダ	取得金額					
	売却金額					
...	取得金額					
	売却金額					
合 計	取得金額					
	売却金額					

別表 34

3. 不動産投信の決算・財務状況

イ. 財務状況

(金額：百万円単位)

項番	項 目		説 明	
1	データ年月日		YYYYMMDD 該当データの年月日	
2	投信協会ファンドコード		体系等は別に定める	
3	投資法人又は投資信託の名称		正式名	
4	決算期			
5	決算月日		MMDD	
6	営業収益			
7	不動産賃貸損益			
8	不動産売買損益		項番7以外の不動産売買関連損益	
9	有価証券売買損益		営業年度における有価証券の売買損益	
10	その他営業損益		営業年度におけるその他収益	
11	その他の営業費用		資産運用報酬以下の営業費用の合計	
12	営業損益合計			
13	営業外損益			
14	経常損益			
15	当期損益		税引後当期利益	
16	利益分配金総額		百万円単位	
17	出資（元本）の払戻し総額		百万円単位	
18	発行済投資口数		口数単位	
19	1口当たり 分配額	利益分配額 利益超過分配額／元本 払戻し額	円単位	
20	期末保有者数	個人・その他	投資法人の場合は投資主数 契約型の場合は受益者数	
		金融 機関		銀行・信託銀行
				生命保険・損害保険
				証券会社
				その他金融
		その他国内法人		
外国人（法人・個人）				
21	期末保有口数	個人・その他	投資法人の場合は投資主数 契約型の場合は受益者数	
		金融 機関		銀行・信託銀行
				生命保険・損害保険
				証券会社
				その他金融
		その他国内法人		
外国人（法人・個人）				

ロ. 運用資産構成情報

(金額：百万円単位)

項番	項 目	説 明	
1	データ年月日	YYYYMMDD 該当データの年月日	
2	投信協会ファンドコード	体系等は別に定める	
3	投資法人又は投資信託の名称	正式名	
4	不動産関連資産	不動産	帳簿価額（注1）と構成比率（%）（注2）
		賃借権	同 上
		地上権	同 上
		信託不動産	同 上
		匿名組合出資持分	同 上
	その他	同 上	
5	有価証券	不動産投資証券 （不動産投資信託 受益証券）	評価額（注1）と構成比率（%）（注2）
		その他有価証券	同 上
6	その他資産	預金、金銭信託、コールローン、割引手形等 （BS上経過勘定も含まれる。）	
7	期末資産総額		
8	評価損益	有価証券	
		為 替	
		その他	
9	負債金額計	うち借入金額	
		うち投資法人債発 行残高	
10	期末純資産総額		
11	期末基準価額		

(注) 1. 減価償却後の価額

2. 「10 期末純資産総額」に対する比率。構成比率は自動計算のため入力不要。

別表 36

ハ. 組入不動産個別の状況（取得及び売却）（ 年 月）

投資信託又は投資法人名

（金額：百万円単位）

物件名	取得年月日	売却年月日	取得価額	帳簿価額	売却価額	面積	地域	所在地	物件の用途

- （注） 1. 「取得年月日」「売却年月日」は売買契約書に記載された年月日。
 2. 「取得価額」と「売却価額」は売買契約書に記載された価額。
 3. 「帳簿価額」は物件購入日ベース。また、期末毎に変更が入る。
 4. 外貨建資産は「所在地」欄に国名を表示する。また、「地域」欄は入力不要。

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成24年12月20日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 6年 6月11日改正

(目 的)

第1条 この規則は、信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券として使用する投資信託受益証券（代用有価証券として使用されない公募の投資信託受益証券及び振替投資信託受益権を含む。以下「受益証券」という。）の基準価額の連絡、発表及び事故受益証券の連絡、発表その他必要な事項を定める。

(代用有価証券の対象受益証券)

第2条 信用取引に係る委託保証金等の代用有価証券の対象受益証券（振替投資信託受益権を含む。）は、本会が基準価額を発表するものとする。ただし、クローズド期間中の投資信託、累積投資専用の投資信託及び解約を一定日に限定している投資信託のうち、本券については、この限りでない。

(基準価額の連絡)

第3条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、第1条に規定する基準価額について、細則で定める時間を目途に電磁的方法をもって本会に連絡するものとする。

なお、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第51条第2項ただし書きにより計算を行う受益証券については、当該連絡を基準価額の公表日のみとすることができる。

2 本会に連絡する価額は、投資信託の評価及び計理等に関する規則第52条に基づき算出される基準価額とし、その他の価額は採用しないものとする。

* 細則第2条

(基準価額の発表)

第4条 本会は、委託会社から連絡を受けた基準価額を細則で定める方法により、発表する。

* 細則第3条

(事故証券の連絡)

第5条 委託会社は、販売会社（委託会社が指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。）及び登録金融機関をいう。以下同じ。）において、受益証券及び投資証券の事故届けがあったとき、又は事故証券（事故届けがあった受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が発見されたときは、遅滞なく当該投資信託又は投資法人（以下「投資信託等」という。）の運用を行っている委託会社に連絡するよう販売会社に求めるものとする。

2 委託会社は、販売会社から前項に規定する連絡があった場合には、当該投資信託等を取扱っている販売会社に連絡するとともに、本会に電磁的方法をもって連絡するものとする。

(事故証券の発表)

第6条 本会は、委託会社から前条第2項に規定する事故証券の連絡があった場合には、速やかに事故証券の記番号に係るリストを作成し、本会の会員用ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(協会への連絡様式等)

第7条 委託会社は、第5条第2項に基づき本会へ事故証券に係る連絡を行う場合には、細則で定める様式により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」による方法で行わなければならない。

また、本会は、前条に規定する事故証券の公表を行うに当たっては、細則で定める様式により行うものとする。

* 細則第4条

(ファンドコードの統一)

第8条 本会は、販売会社の事務処理の円滑化を図る等受益証券の基準価額発表制度の適切な運営に資するため、投資信託に係るファンドコードの統一化を図るものとする。

第9条 (削 除)

(細 則)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第11条 投資信託の基準価額の連絡、発表等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第12条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができ

るものとする。

- 2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第7条

附 則

この改正は、令和6年6月11日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第1条、第3条第1項

投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月 8日改正
平成16年11月11日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 5年12月21日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(基準価額の連絡時間)

第2条 規則第3条第1項に規定する細則で定める基準価額の連絡時間は、当日の午後8時とする。
ただし、当該連絡時間までに連絡することが困難な事象が発生した場合には、電話、メール等の通信手段等により基準価額の連絡が遅れる旨をあらかじめ本会に報告することとする。

(基準価額の発表方法)

第3条 規則第4条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 本会は、規則第2条に規定する投資信託の基準価額を「投資信託協会発表基準価額一覧」として、QUICKを通じて発表する。
- (2) 「投資信託協会発表基準価額一覧」は、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の名称、投資信託の名称、当該投資信託のコード番号及び当日の基準価額を表示するものとし、当該委託会社毎に表示するものとする。

(協会への連絡様式)

第4条 規則第7条及び同条また書きに規定する細則で定める様式は、別表1に定める様式とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第4条に規定する別表1

附 則

この改正は、**令和6年11月5日**から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第2条

(未施行部分：本文内において赤字で表示している部分)

別表 1

申請日 年 月 日

商号又は名称	
--------	--

受益証券及び投資証券事故記番号届

ファンド名	コード番号	券種	記号	番号

正会員の業務運営等に関する規則

平成20年 3月21日制定
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成24年 3月15日改正
平成24年12月20日改正
平成25年 6月13日改正
平成25年 7月18日改正
平成27年 7月16日改正
令和 5年12月21日改正

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）の投資信託及び投資法人等に係る業務運営等の適正化を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(議決権の指図行使)

第2条 投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に定める投資信託委託会社（以下「投資信託委託会社会員」という。）及び第19項に定める資産運用会社である正会員をいう。以下同じ。）は、投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使について、次の各号に定めるところにより、その指図を行うものとする。

(1) 投資信託委託会社等会員がその運用の指図を行う投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使の指図については、書面をもって行うものとする。ただし、投資信託委託会社等会員が、あらかじめ運営機関（電磁的方法による議決権行使システムを運営している機関をいう。）及び受託会社と利用規約等を取り交わし、電磁的方法により議決権の行使を行う場合には、この限りではない。

(2) 投資信託委託会社等会員は、受託者に対し、株主総会招集通知書に記載された各議案について、次の意思表示を明示するものとする。

(イ) 議案に対し賛成であること。

(ロ) 議案に対し反対であること。

(ハ) 投資信託委託業者を代理人として白紙委任すること。

(ニ) 棄権すること。

2 投資信託委託会社等会員は、前項に規定する議決権の指図行使の基本的考え方及び意思決定に係る権限等に関する規定を定めるものとする。

3 投資信託委託会社等会員は、投資信託財産として有する外国株式に係る議決権の行使については、当該国の実情に応じてその指図を行うものとする。

(役職員の禁止行為)

第3条 正会員は、その役員又は職員である者が、自己の職務上の地位を利用して、信託財産等の運用の動向若しくは業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報その他職務上知り得た特別の情報に基づいて又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をする行為をすることのないようにしなければならない。

(違反者に対する処置)

第4条 正会員は、その役員又は職員が前条に掲げる行為を行った場合には、当該行為を行った者を厳正に処置するものとする。

2 正会員は、前項に規定する処置を行った場合には、その顛末を記載した報告書を本会に提出するものとする。

(内部者取引管理体制の整備)

第5条 正会員は、内部者取引の未然防止を図るため、その役員又は職員である者がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報の管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。

2 前項に規定する社内規則については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。

* 委員会決議1

(分配金の決定に関する社内体制の整備)

第5条の2 投資信託委託会社会員は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託(毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)をいう。)について、分配原資・余力を保守的に見極めて分配金を決定するなど、分配方針に沿った分配を行うよう、次の事項を盛り込んだ運営マニュアル等の整備等を行うものとする。

- (1) 分配金を決定するまでのプロセス
- (2) 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項
- (3) 分配金決定に当たっての基本的考え方

2 投資信託委託会社会員は、前項に定める運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等を図るものとする。

3 前2項に規定する運営マニュアル等の整備等及びそれに基づいた運営の徹底等については、自主規制委員会が定めるところによるものとする。

* 委員会決議2

(自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券の取得・処分)

第6条 正会員は、自らの資産をもって自社が運用等を行う投資信託の受益証券又は投資法人の投

資証券（以下「自社設定投資信託受益証券等」という。）を取得及びその処分（以下「取得等」という。）を行ってはならない。

- 2 正会員が自社設定投資信託受益証券等（不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第3条第1項に定める不動産投信等及びインフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則第3条第3項に定めるインフラ投信等の受益証券又は投資証券を除く。第6条の2において同じ。）について、事故処理に伴う一時的な取得等その他通常の業務に必要な取得等を行う場合には、前項の規定を適用しない。

（不動産投信等及びインフラ投信等以外の自社設定投資信託受益証券等の取得等）

第6条の2 正会員は前条第1項の規定にかかわらず自社設定投資信託受益証券等について、次の各号のいずれかに該当する取得等を行うことができるものとする。

- (1) 当初設定時又は当初運用時における取得等
- (2) 商品性を適正に維持するための取得等
- (3) 自社財産の運用を目的とした取得等

- 2 前項第2号に規定する商品性を適正に維持するための取得等は、次に掲げる取得等とする。

- (1) 特定の株価指数等に連動する運用成果を目指す投資信託（インデックス・ファンドをいう。）等の当該投資信託の特色となるポートフォリオの維持を目的に必要な範囲で行う取得等
- (2) 複数の投資信託で構成された投資信託グループであって、当該投資信託グループを構成する投資信託の間で乗換えを行うことができるとされているものにおいて、特定の投資信託の残高が減少したため、当該投資信託グループの運営が維持できなくなる恐れがある場合に必要範囲で行う取得等
- (3) その他理事会において当該投資信託の商品性を維持するために必要と認めた取得等

（不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等）

第6条の3 正会員は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号の要件を満たした場合において、不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行うことができるものとする。

- (1) 不動産投信等及びインフラ投信等の受益証券、投資証券であること
- (2) あらかじめ取得等に関する社内手続きが社内規則に定められていること
- (3) 取得等の実施に関し自社の取締役会において細則に定める事項が決議されていること
- (4) その他細則に定める要件を満たす取得等であること

- 2 正会員は、前項第3号に定める取締役会の決議を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しなければならない。

- 3 正会員は、第1項第3号に定める取締役会の決議に基づき不動産投信等及びインフラ投信等の自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合には、細則に定める事項を速やかに公表しな

ければならない。

* 細則第2条、第3条

(不動産投信等及びインフラ投信等である自社設定投資信託受益証券等の取得等の実施)

第6条の4 正会員は、前条第1項第3号に定める取締役会の決議の日から起算して5日を経過した日以降でなければ取得等を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、正会員は、不動産投信等及びインフラ投信等において取得価格又は投資家の投資判断に重大な影響を与える重要な事実を公表することが見込まれる場合には、当該事実を公表した日から起算して7日が経過するまでの間、取得等を行ってはならない。

3 正会員は、前項の規定により取締役会で決議をした取得等を実施することができなくなった場合には、あらかじめ当該状況への対応について当該取締役会で決議している場合を除き、再度、第6条の3第1項第3号に定める取締役会の決議を行ったうえで取得等を行わなければならない。

(自社設定投資信託受益証券等の取得等を行った場合の開示)

第6条の5 正会員は、第6条の2又は第6条の3に掲げる取得等を行った場合には、別に定める投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき運用報告書又は資産運用報告において開示を行うものとする。

(不動産投信等が原資産となる証券、権利、取引の禁止)

第6条の6 正会員は、自社が運用等を行っている不動産投信等及びインフラ投信等のみを原資産とする証券、権利、取引に対して投資してはならない。

(有価証券届出書等の有効期間)

第7条 内国証券投資信託受益証券及び内国投資証券の募集に係る有価証券届出書及び目論見書の有効期間は、16ヵ月以内とする。

(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)

第8条 投資信託委託会社会員は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。

- (1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約（買取りを含む。以下同じ。）の受付は、遅くとも午後3時30分までに締切ることを遵守するよう求めること
- (2) 当該営業日における顧客の買付及び解約の取引に係る追加設定又は解約の口数を投資信託毎に確定し、速やかに受託銀行に連絡すること

(大口申込者への販売等)

第9条 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定するものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上

支障の生じない金額とする。

2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、約定日当日の午後12時30分までに投資信託委託会社会員に対して連絡するよう求めるものとする。

ただし、投資信託の解約に係る基準価額適用日が翌営業日以降の投資信託又は投資信託約款などの規定により別の運営を可能としている投資信託については、当該投資信託の運用上支障の生じない時限（実務上支障のない時限など）とすることができるものとする。

（分配金等の支払い）

第10条 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、投資信託に係る分配金又は償還金の顧客への支払いを、原則として当該投資信託の決算日又は償還日（以下「決算日等」といい、当該決算日等が休業日の場合は、翌営業日とする。）から起算して5営業日までの間に支払いを開始することを遵守するよう求めるものとする。

（手数料内枠制の投資信託に係る募集手数料及び消費税の返戻の通知）

第11条 投資信託委託会社会員は、手数料内枠制の投資信託について、販売会社がその募集手数料（消費税を含む。）の全部又は一部を投資者に返戻する場合には、当該販売会社に対し投資者へ返戻する消費税相当額の総額を、信託契約締結日に当該投資信託委託会社会員に通知させるものとする。

（投資信託財産の信託終了後に生じる金銭の取扱い）

第12条 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れることとする。

なお、投資信託財産への繰り入れは受託者による立替えにより行うこととする。

2 投資信託委託会社会員は、前項に規定する繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還することとする。

なお、受益者への返還に当たっては、当該返還に係る費用を控除することができることとする。

（所管委員会への委任）

第13条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）から実施する。
2. 投資信託の運営等に関する理事会決議（平成16年3月16日制定）は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）をもって廃止する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
2. 投資信託の募集及び販売等に関する規則、投資信託の募集及び販売等に関する規則に関する細則は、平成20年10月1日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月30日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成24年5月1日から実施する。
2. 前記1にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年6月13日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第6条第2項、第6条の2見出し、第6条の3見出し及び同条第1項柱書及び同条同項第1号、同条第3項、第6条の4見出し及び同条第2項、第6条の6

附 則

この改正は、**令和6年11月5日**から実施する。

ただし、第8条の改正規定については、株式会社東京証券取引所におけるシステム更改時期に変

更があった場合には、当該システム更改の実施日から適用する。

*改正条項は、次のとおりである。

第8条第1号、第9条第2項

(未施行部分：本文内において赤字で表示している部分)

正会員の業務運営等に関する規則に関する細則

平成20年 9月19日制定
平成27年 7月16日改正

(目 的)

第1条 この細則は、正会員の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(自己取得等に係る取締役会決議)

第2条 規則第6条の3第1項第3号に規定する細則に定める取締役会において決議する事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 取得若しくは処分（以下「取得等」という。）を実施する日又は期間
- (2) 取得、処分の別
- (3) 取得等を行う不動産投信等の口数及び総額
- (4) 取得等の価額及び価額の決定方法
- (5) 取得等の方法
- (6) 取得等の目的及び資金使途等
- (7) 取得等の指図等を第三者に委託する場合には、当該委託先の名称及び委託する事務の概要

2 規則第6条の3第2項に規定する細則に定める事項とは前項各号に掲げる事項及び決議した日とする。

3 規則第6条の3第3項に規定する細則に定める事項とは次に掲げる事項とする。

- (1) 取得等を行った日又は期間
- (2) 取得等を行った自社設定投資信託受益証券等の口数、総額
- (3) 取得等の実施後の当該正会員における自社設定投資信託受益証券等の保有口数、総額
- (4) 取得等の方法
- (5) その他投資主保護の観点から必要と考えられる事項

(不動産投信等及びインフラ投信等に係る取得等の要件)

第3条 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める取得とは、次に掲げる要件を満たす取得とする。

- (1) 次のいずれかに該当する取得であること。
 - ア 公募増資その他これに類する行為を行う際の取得であること。
 - イ 正会員が投資している匿名組合等の清算等において金銭に替えて自社設定投資信託受益証券等により出資等の返還を受ける場合の取得であること。
 - ウ 自らが運用業務を受託している不動産投信等及びインフラ投信等の税法上の導管性要

件を満たすために、自社設定投資信託受益証券の過半を有する投資主からの取得であること。

エ その他、理事会において必要と認めた取得であること。

(2) 第1号アにより取得する場合の取得価額は、当該公募増資に係るブック・ビルディング方式により決定された募集・売価額又はこれと同等とみなされる公正な価額とすること。

2 規則第6条の3第1項第4号に規定する細則に定める要件を満たす処分とは、次に掲げる場合について当該各号に定める要件を満たした処分とする。

(1) 取引所取引で処分する場合 正会員は当該処分の指図について相場操縦若しくはこれに類似した行為とならないよう処分価額や1日に処分する口数、処分のタイミング等に充分配慮すること。

(2) 取引所外取引で処分する場合 当該処分価額は原則として約定日又は受渡日当日の自社設定投資信託受益証券等に係る取引所取引における最終価格とすること。ただし、第三者による公開買付けに応募する場合等、譲渡先との契約等により別途の価額により処分を行う場合には、その他の投資主が著しく不利となる価額での処分は行わないように留意すること。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条の見出し及び同条第1項第1号ウを改正。

正会員の業務運営等に関する委員会決議

平成24年 3月15日制定
平成25年 6月13日改正

この委員会決議は、正会員の業務運営等に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、正会員の業務運営等に関し以下の事項について定める。

1. 規則第5条第2項に規定する社内規則については、以下のとおりとする。

正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）は、内部者取引を未然に防止するため、次に掲げる事項を盛り込んだ社内規程を定めなければならない。

（1）法令等の遵守

- ① 正会員は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）その他の法令等を遵守し、内部者取引の未然防止に努める。
- ② 正会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第1条第4項第14号に定める法人関係情報（以下「法人関係情報」という。）又はそれに該当するおそれのある情報を知り得る可能性のある者に対し、当該情報を提供しよう働きかけをしてはならない。
- ③ 正会員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の評価・選択に当たって、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報の提供の有無、内容を考慮してはならない。
- ④ 正会員の役職員は、有価証券等の取引に係る発注の相手方の役職員から社会通念上妥当な範囲を超えた接待や金銭・物品の供与等を受けてはならない。

（2）法人関係情報の管理

- ① 正会員は、その役職員のうちから情報管理責任者（原則として取締役又はそれに類する役員にある者）を定めなければならない。
- ② 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、直ちにその情報を情報管理責任者等（情報管理責任者又は情報管理責任者が指定する者をいう。以下同じ。）に報告する。
- ③ 情報管理責任者等は、役職員から前号に係る報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し当該法人関係情報の管理等について必要な指示を与える。
- ④ 役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又は報告を受けた場合は、情報管理責任者等が認めるときを除き、当該法人関係情報を社内外を問わず、他人に伝達してはならない。

（3）業務のあり方

正会員は、投資運用業の遂行に当たっては、法人関係情報に基づく行為は行ってはならない。ただし、金商法第166条第6項各号又は第167条第5項各号に該当する場合を除く。

(4) 自己売買のあり方

正会員及びその役職員は、自己の計算において法人関係情報に基づく取引を行ってはならない。ただし、金商法第166条第6項各号又は第167条第5項各号に該当する場合を除く。

2. 規則第5条の2に規定する分配金の決定に関する社内体制の整備については、以下のとおりとする。

(1) 運営マニュアル等の整備等

投資信託委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に定める投資信託委託会社である正会員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を盛り込んだ運営マニュアル等を整備するものとする。

① 分配金を決定するまでのプロセス

- イ 検討を行う組織・会議体等
- ロ 最終的に決定を行う組織・会議体、役職者
- ハ 分配金を決定するに当たっての役員等の関与(会議体の委員長（議長）、承認、報告等)

② 分配金を検討するに当たって考慮すべき事項

- イ ファンドの約款・目論見書に定める分配方針
- ロ 分配原資の状況（当期収益、繰越原資等）
- ハ 基準価額水準
- ニ 当該ファンドの特性に応じ、市況等の見通しやポートフォリオの状況などを踏まえた収益の見通し
- ホ その他必要な事項等（分配頻度（決算回数）、インデックスファンドなどファンドの商品性、キャッシュ・フローの状況等）

③ 分配金決定に当たっての基本的考え方

上記②の事項を考慮し、数量基準を設けるなどし、保守的に分配金を決定する旨を運営マニュアル等に記載するものとする。

(2) 運営マニュアル等に基づいた運営の徹底等

投資信託委託会社会員は、運営マニュアル等に基づいた運営の徹底を図るものとし、分配金の決定に当たっての事跡を明確にするものとする。

附 則

1. この委員会決議は、平成24年5月1日から実施する。
2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年6月13日から実施する。

賛助会員に関する規則

平成 29 年 3 月 9 日制定

(目的等)

第 1 条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の定款第 7 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員に関する事項を定め、本会の運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

2 賛助会員は、認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会、認定投資者保護団体又は投資信託委託業等に関係のある業務を営む法人であって、本会の目的に賛同しその活動に協力する。

(入会申込み)

第 2 条 賛助会員となろうとする者は、定款の施行に関する規則第 2 条第 3 項に規定する別紙様式第 2 号の入会申込書を提出し、入会の申込みをすることができる。

(入会の承認)

第 3 条 理事会は、前条に規定する書類を提出し、入会の申込みがあったときは、賛助会員として承認することができる。

ただし、定款第 9 条第 2 項に規定する入会拒否事由に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者はこの限りではない。

(1) 第 7 条第 1 号①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき

(2) 第 7 条第 2 号①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき

(会 費)

第 4 条 前条の規定により入会の承認を得た者は、総会が定める「入会金及び会費に関する規程」により会費を納入しなければならない。

(会員資格の発効)

第 5 条 賛助会員の資格は、理事会における入会の承認の日から発効する。

(退会等)

第 6 条 賛助会員が退会しようとするときは、事前に定款の施行に関する規則第 12 条第 1 項に規定する別紙様式第 42 号の会員退会届出書を提出しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第 7 条 定款第 17 条第 2 項第 3 号に定める事由は、下記のとおりとする。

- (1) 反社会的勢力に該当し、又は次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき
- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他本号①から④に準ずる行為

(規則の改正)

第8条 この規則は、理事会の議決を経て、改正することができる。

(細 則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から実施する。

役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則

平成21年 1月16日制定

平成21年10月15日改正

平成24年12月20日改正

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）の株式等の運用及び調査等に関与する役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に関し、正会員の業務運営等に関する規則第3条を遵守するため、社内規則を定め、社内体制を整備することにより、利益相反取引その他の不適切な取引を防止し、もって投資信託に係る業務の公正性・信頼性の確保と投資者の保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「株式等」とは、国内及び外国の株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の株式に転換することが可能な権利又は社債等をいう。

2 この規則において「株式等の運用及び調査等に関与する役職員等」とは、正会員（不動産投資信託又は不動産投資法人の資産の運用のみ行う正会員を除く。以下同じ。）の役職員のうち、株式等への運用を行う投資信託財産又は投資法人の資産（以下「信託財産等」という。）に係る運用業務を担当する者、運用の動向を知り得る立場にある者又はその職務上発行会社に係る未公表の重要情報その他特別の情報（以下「重要情報」という。）を知り得る立場にある者並びにそれらと生計を一にする親族（直系尊属であってその投資判断に対し投資信託委託業者等の役職員が影響を及ぼさない者を除く。）をいう。

なお、「生計を一にする親族」とは、同居する親族（独立した生活を営んでいることが明らかである者を除く。）の他、別居している親族であっても生活費、学資金、医療費等を常に送金している場合も含まれることがあることに留意する。

3 この規則において「自己取引」とは、自己の計算により行う株式等に係る次に掲げる取引をいう。ただし、細則に掲げる取引に該当する場合についてはこの規則の限りではない。

- (1) 株式等の売買取引、信用取引、先物取引、オプション取引及び店頭デリバティブ取引
- (2) 株式等の募集又は売出しによる取得
- (3) 株式等の累積投資契約に基づく取得
- (4) 株式ミニ投資制度に係る取引

4 この規則において「ファンド・マネジャー」とは、信託財産等における株式等の売買銘柄、売買条件又は数量等の決定業務を行う者をいう。

5 この規則において「トレーダー」とは、信託財産等における株式等の売買注文の第一種金融商

品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。）への発注業務を行う者をいう。

6 この規則において「アナリスト」とは、信託財産等の運用に係る企業調査業務を行う者をいう。

7 この規則において「承認の有効期間」とは、自己取引の実施に係る第6条に規定する承認の有効期間（以下「有効期間」という。）をいう。

8 この規則において、「自己取引禁止期間」とは、ファンド・マネジャー、トレーダー及びアナリストによる自己取引を禁止する期間をいう。

* 細則第2条

（社内規則の策定等）

第3条 正会員は、株式等の運用及び調査等に関与する役職員等が行う株式等の自己取引に係る社内規則を定め、これを役職員に遵守させるため、定期的な研修を実施するなどの必要な措置をとることとする。

なお、社内規則に定める事項は、この規則に定めるものの他、細則に定める事項とする。

2 正会員は、株式等の運用及び調査等に関与する役職員等が行う株式等の自己取引の審査を行う担当者（以下「自己取引審査担当者」という。）を任命し、社内規則に違反する事実がないかどうかを自己取引審査担当者に審査させなければならない。

なお、複数の自己取引審査担当者を設置し審査を分担して行うこともできることとする。

* 細則第3条

（禁止行為）

第4条 株式等の運用及び調査等に関与する役職員等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）職務上の地位を利用して取引を行うこと又は職務上知り得た重要情報に基づき取引を行うこと
- （2）もっぱら投機的利益の追求を目的とした取引を行うこと
- （3）フロントランニングなど顧客の利益に優先して取引を行うこと
- （4）その他法令等により禁止されている取引を行うこと

（保有期間の制限）

第5条 正会員は、前条第2号に規定する投機的利益の追求を目的とする取引その他の不公正な取引を防止するため、株式等の保有期間（売却禁止期間）として6ヶ月以上の期間を社内規則に定めるものとする。

ただし、申請者及び申請者と生計を一にする親族が同一銘柄を複数回取得した場合は、最後に取得した日を起算日とする。また、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合は、最初に取得

した日を起算日とする。

(事前申請)

第6条 株式等の運用及び調査等に関与する役職員等は、株式等の自己取引を行うに当たっては、あらかじめ自己取引審査担当者に対し書面（電磁的方法を含む。）による申請を行い、当該自己取引について承認を得なければならない。ただし、株式等の累積投資契約に基づく取得に係る申請及び承認については、細則に定める手続き等によるものとする。

* 細則第4条

(審査)

第7条 前条の事前申請を受けた自己取引審査担当者は、次の各号に掲げる事項を審査しなければならない。

- (1) 第5条に規定する保有期間の制限を満たしていること。ただし、申請者にとって止むを得ない事情（申請者及び申請者と生計を一にする親族が疾病により生計の維持ができなくなった場合等）として自己取引審査担当者が承認する場合はこの限りでない。
- (2) 申請者が次に掲げる者である場合（当該申請者と生計を一にする親族の取引に係る申請の場合を含む。）には、次に掲げる株式等でないこと。ただし、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合及びやむを得ない事情（遺産相続により取得した株式等を売却し相続税の納税資金に充当する場合等）として自己取引審査担当者が承認を行う場合はこの限りではない。

ア ファンド・マネジャー

申請者が申請時に運用を担当する信託財産等（市場の代表的な株価指数に連動した運用成果を目指す信託財産等を除く。以下次条において同じ。）において自己取引禁止期間中に売買した株式等及び売買を予定している株式等

イ トレーダー（ファンド・マネジャーが兼務する者である場合を含む。）

申請者が申請時にファンド・マネジャーから売買執行の一部について判断を委ねられた発注指図を受け、当該指図に基づき自己取引禁止期間中に売買した株式等及び売買を予定している株式等

ウ アナリスト（ファンド・マネジャー又はトレーダーが企業訪問等により企業調査を行う場合の当該者を含む。）

申請者が申請時にその業務として自己取引禁止期間中に調査した企業（その関連会社を含む。）及び調査を予定している企業の発行する株式等

2 正会員は、前項第2号に掲げる者の自己取引禁止期間として、次の各号に掲げる期間を社内規則に定めるものとする。

- (1) ア及びイに掲げる者の自己取引禁止期間 取引予定日（以下「基準日」という。）の前営業日から起算して3営業日以上前の日より当該基準日の翌営業日から起算して3営業日以上後の日までの期間で正会員が定める期間

ただし、有効期間として2日以上期間を定めている場合は当該有効期間の最初の日を基準日とし、その前営業日から起算して3営業日以上前の日より当該有効期間の末日の翌営業

日から起算して3営業日以上後の日までの期間で正会員が定める期間

(2) ウに掲げる者の自己取引禁止期間 基準日から起算して1ヶ月以上前の日より当該基準日までの期間で正会員が定める期間

ただし、有効期間を定めている場合は、当該基準日から起算して1ヶ月以上前の日より当該有効期間の末日までの期間で正会員が定める期間

(申請日以降に信託財産等において売買を行う場合の確認)

第8条 申請者がファンド・マネジャーの場合で、かつ、当該申請から自己取引約定後一定期間までに運用を担当する信託財産等において当該申請に係る株式等の売買を行う場合には、事前に自己取引審査担当者の確認を得ることとする。

ただし、申請者の自己取引が細則に定める取引である場合はこの限りではない(以下次条において同じ。)

2 正会員は、前項に定める一定期間について、3営業日以上の間を社内規則に定めるものとする。

* 細則第3条、第5条

(報告等)

第9条 申請者は、株式等の自己取引が成立した場合は、自己取引審査担当者に対し遅滞なく報告しなければならないものとする。

* 細則第3条

(記録の保存)

第10条 正会員は、事前申請、審査内容、違反事実がある場合はその内容とその対応状況、その他関連する記録を保存しなければならない。

2 正会員は、前項の保存期間として5年以上の間を社内規則に定めるものとする。

(細則)

第11条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第12条 株式等の運用・調査等に関与する役員等の自己取引に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第13条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

- 2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成21年1月16日から実施する。
2. 「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に関する社内規定を作成する上での留意事項（平成18年11月17日）」は、平成21年1月16日をもって廃止する。

附 則

1. この改正は、平成21年10月15日から実施する。
ただし、改正後の第3条、第4条、第7条及び第8条の規定は、平成22年1月18日から適用する。
2. 前記1のただし書にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の第3条、第4条、第7条及び第8条の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

<参 考>

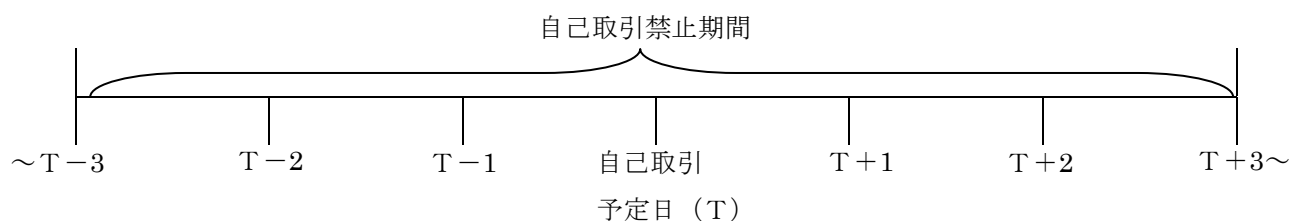
役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則
第7条第2項に定める「自己取引禁止期間」について

規則第7条第2項では、ファンド・マネジャー等の自己取引禁止期間を定めておりますが、当該自己取引禁止期間を図示すると以下の通りとなります。

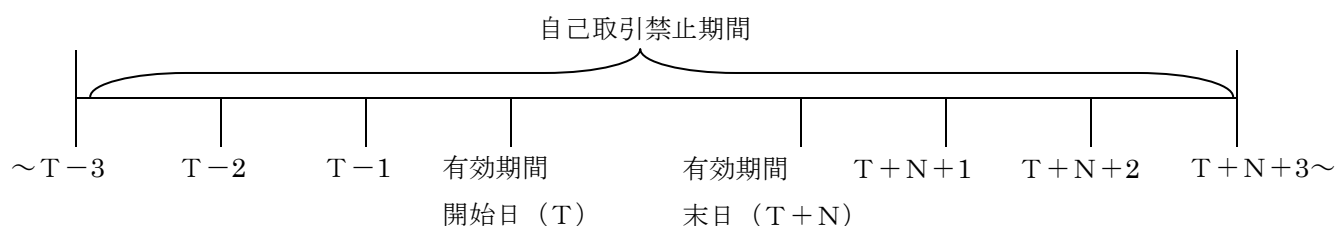
株式等の運用及び調査等に関与する役職員等が行う株式等の自己取引に係る社内規則には、自己取引禁止期間として以下の内容を踏まえた期間を定める必要があります。

1. ファンド・マネジャー、トレーダーの自己取引禁止期間（規則第7条第2項第1号）

(1) 第1号本文に定める期間



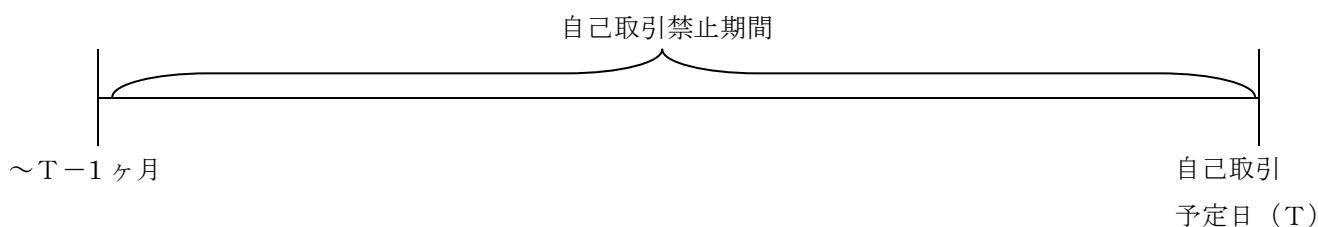
(2) 第1号ただし書に定める期間



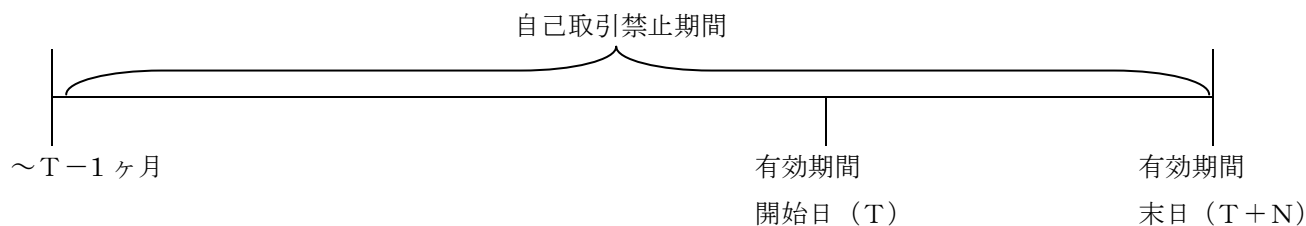
※ 承認の有効期間をN日間としている(2.(2)について同じ。)

2. アナリストの自己取引禁止期間（規則第7条第2項第2号）

(1) 第2号本文に定める期間



(2) 第2号ただし書に定める期間



役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則に関する細則

平成21年10月15日制定

(目的)

第1条 この細則は、役職員等の自己の計算で行う株式等の取引に係る業務運営に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(自己取引に該当しない場合)

第2条 規則第2条第3項に規定する自己取引に該当しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 従業員持株会等に参加して株式等を取得する場合
- (2) 確定拠出年金制度に参加して株式等を取得する場合
- (3) オプション、店頭オプション又は会社から報酬・賞与等として付与されるストック・オプションを権利行使する場合

(社内規則に定める事項)

第3条 規則第3条第1項に規定する社内規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第3条第2項に規定する自己取引審査担当者が規則第2条第3項の自己取引を行う場合の手続き
- (2) 規則第4条に規定する禁止行為に該当しないことの確認に関する手続き
- (3) 規則第6条に規定する申請書の様式（申請日、取扱証券会社名及び取引口座名、銘柄、数量、売買の別を含むもの）、手続きの方法、承認の有効期間
- (4) 規則第7条に規定する審査事項
- (5) 規則第8条に規定する確認の手続き
- (6) 規則第9条に規定する報告の手続き
- (7) その他、業務及び社内体制等の状況に即した必要事項

(累積投資契約の申請及び承認)

第4条 規則第6条に規定する株式等の累積投資契約に基づく取得における申請及び承認は、累積投資契約の申込時及び契約内容の変更時（投資額又は銘柄の変更、買付けの休止又は再開等）に行うこととする。

(確認及び報告が不要な取引)

第5条 規則第8条第1項ただし書きに規定する細則に定める取引は、株式等の累積投資契約に基づき取得する取引とする。

附 則

1. この細則は、平成21年10月15日から実施する。
ただし、第2条及び第3条の規定は、平成22年1月18日から適用する。
2. 前記1のただし書にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に第2条及び第3条の規定に基づく運用を行うことを妨げない。

正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則

平成17年 4月27日制定
平成17年 7月15日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正
平成24年12月20日改正
平成29年 5月18日改正
平成31年 4月18日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 3年11月18日改正

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）における正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理についての手続き等必要な事項を定める。

(取扱う苦情の範囲)

第2条 本会は、正会員が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）、以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び第14号に掲げる業務に限る。）及び委託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証券等（受益証券、投資証券若しくは投資法人債券をいう。）に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。

(基本的な態度)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たっては、常に公正不偏な態度を保持するとともに、公正中立な立場から、迅速で透明度の高い解決を図るよう努めるものとする。

(苦情相談担当者)

第4条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情を処理するため、事務局に苦情相談担当者を置く。

2 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切な処理を図るため、研修等の方法により、苦情相談担当者の育成に努める。

(苦情処理の手続き)

第5条 本会は、本人等（本人及び本人から委任を受けた代理人をいう。）から正会員の個人情報の取扱いに関する苦情の解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、正会員に対し、その苦情内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。

2 本会は、前項の申出を口頭により受け付けたときは、必要に応じ当該申出人に対し関係書類の提出を求めることができる。

(外部意見聴取制度)

第6条 本会は、本人等から前条第1項に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の解決の申出に関し、第三者の意見聴取の希望の申出があった場合等において、必要に応じ弁護士等の公正な第三者からの意見を聴取することができる。

(資料等の提出)

第7条 本会は、前条の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、正会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 正会員は、本会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(正会員の責務)

第8条 正会員は、第5条第1項の規定に基づき本会から個人情報の取扱いに関する苦情の通知があったときは、誠意をもってこれに対応し、当該苦情の解決に努めるものとする。

2 正会員は、第5条第1項の規定に基づき本会から通知のあった苦情について、当該苦情への対応の経緯及びその結果を本会に報告するものとする。

(苦情申出人への説明)

第9条 本会は、苦情申出人から求めがあった場合には、前条第2項の規定により報告された当該正会員の対応結果を当該申出人に説明するものとする。ただし、正会員から説明することが適当と判断するときは、この限りではない。

(会員の受付窓口の届出)

第10条 正会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理を円滑に遂行するため、当該苦情の対応に係る受付窓口を、別紙様式1により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で本会に届け出なければならない。

2 前項に定める受付窓口に変更があった場合、別紙様式2により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

(苦情処理の受付窓口)

第11条 第5条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る業務は、会員監理調査室において行う。

(費用の負担)

第12条 本会は、申出人から個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る費用を徴収しない。ただし、申出人が行う申出手続き等に要した通信費等の費用は、申出人の負担とする。

(苦情処理結果等の記録の保存)

第13条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の受付状況及び処理結果を記録し、保存するものとする。

2 前項に規定する記録等の保存期間は、5年間とする。

(苦情処理に係る集計結果の公表)

第14条 本会は、苦情処理結果について、その集計結果を定期的に公表するものとする。

(秘密の保持)

第15条 苦情相談担当者又はその職にあった者は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して知り得た秘密について、正当な事由なくこれを他に洩らし、又は盗用してはならない。

(苦情処理業務に係る監査)

第16条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る業務を行う会員監理調査室に対する監査を行う。

この場合の監査は、会員監理調査室に所属する職員以外の職員からあらかじめ指名された監査責任者が行う。

(その他)

第17条 正会員の個人情報の取扱いに関する投資者からの苦情の処理に係る手続き等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

附 則

この規則は、本会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき認定個人情報保護団体の認定を受けた日から実施する。(平成17年7月1日実施)

附 則

この改正は、平成17年7月15日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第16条を新設し、旧第16条を第17条に改正。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第10条第1項及び第2項
- ・同条各項に規定する別紙用紙1及び別紙様式2

附 則

この改正は、令和3年11月18日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第11条、第16条

別紙様式 1

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

個人情報の取扱いに係る苦情受付窓口に関する届出書

「正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」第10条第1項の規定により苦情受付の窓口をお届けいたします。

記

苦情受付部署	
電話番号	
連絡者の役職	
連絡者の氏名 (フリガナ)	
連絡者の氏名	

別紙様式2

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

個人情報の取扱いに係る苦情受付窓口に関する変更届出書

「正会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」第10条第2項の規定により苦情受付の窓口を変更いたしましたのでお届けいたします。

記

	変更後	変更前
苦情受付部署		
電話番号		
連絡者の役職		
連絡者の氏名（フリガナ）		
連絡者の氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

外務員の登録等に関する規則

令和3年6月10日制定
令和4年1月20日改正
令和4年9月15日改正
令和6年2月15日改正

(目的)

第1条 この規則は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の25において準用する同法第64条の7第1項の規定に基づく外務員の登録に関する委任事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等を定め、外務員登録制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において外務員とは、定款第4条第1項第1号に規定する金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の業務（以下「金融商品仲介業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のうち、正会員のために金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項各号に掲げる行為（以下「外務員の職務」という。）を行う者をいう。

(外務員の登録義務)

第3条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等に、金融商品仲介業務に係る外務員の職務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他細則で定める事項につき、本会に備える外務員登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録を受けなければならない。

* 細則第2条

(外務員の登録資格要件)

第4条 本会は、金融商品仲介業者の従業員等のうち、次の各号のいずれかに該当する者を外務員の登録資格者として取り扱う。

- (1) 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則（以下「日証協試験規則」という。）による一種外務員資格試験の合格者
- (2) 日証協試験規則による二種外務員資格試験の合格者

(外務員資格)

第5条 正会員は、前条に定める外務員の登録資格者でなければ、外務員の登録を受けることができない。

(資格外の外務員の職務の禁止)

第6条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等のうち、前条の要件を具備した者でなければ、第

2条に規定する外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員資格の取消し、資格要件の停止処分)

第7条 本会は、金融商品仲介業務に従事する従業員等の服務に関する規則（以下「服務規則」という。）第7条の規定による正会員の報告内容を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、その外務員の第5条に規定する外務員資格を取消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は2年以内の期間を定めてその外務員資格要件の効力を停止（以下この条において「外務員資格要件の停止処分」という。）する。

2 本会は、前項により外務員資格要件の停止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その外務員の外務員資格を取り消す。

(1) 1か月を超える期間の外務員資格要件の停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度その外務員資格要件の効力の停止期間が1か月を超える外務員資格要件の停止処分を受けることとなったとき。

(2) 外務員資格要件の停止処分を受けた者が、その決定を受けた日から5年以内に、再度外務員資格要件の停止処分を受け、かつ、当該期間中にさらに外務員資格要件の停止処分を受けることとなったとき

3 正会員は、第1項若しくは第2項又は第14条の規定により外務員資格取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

4 正会員は、第1項又は第14条の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた者について、その外務員資格要件の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

(処分手続き等)

第8条 前条に規定する外務員資格取消処分及び外務員資格要件の停止処分に関し、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(外務員の登録申請)

第9条 正会員は、第3条の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」（以下「投信協会届出管理システム」という。）を用いて本会に提出しなければならない。

(1) 登録の申請を行う正会員（以下「登録申請会員」という。）の商号又は名称及びその代表者の氏名

(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項

イ 氏名及び生年月日

ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名

- ハ 役員又は従業員の別
- ニ 日証協試験規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日
- ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことがある者については、直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
- ヘ 外務員の職務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第75条第2項に規定する外務員の職務を含む。）を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者（金サ法第11条第6項に掲げる金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及びその行った期間
- ト 金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務（金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。）を行ったことの有無及び金融商品仲介業又は有価証券等仲介業務を行ったことのある者については、その行った期間
- チ 金融商品取引業を行ったことの有無及び金融商品取引業を行ったことのある者については、その行った期間

2 登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその他細則で定める書類を添付しなければならない。

* 細則第3条及び第5条

（本会への照会）

第10条 正会員は、前条の規定により外務員として登録しようとする者が、最近5年間に個人金融商品仲介業者（金融商品仲介業者に関する規則第4条第3号に規定する個人金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）であったとき、現に個人金融商品仲介業者であるとき、最近5年間に金融商品仲介業者の外務員であったとき、又は現に金融商品仲介業者の外務員であるときは、本会から処分を受けているかどうかについて、本会に照会しなければならない。

2 本会は、前項の規定により照会を受けたときは、照会を受けた日前5年間の当該者に係る処分の有無及びその概要について、遅滞なく、当該会員に回答するものとする。

（登録及び登録通知）

第11条 本会は、正会員から第9条第1項の規定による登録の申請があった場合には、次条第1項の規定に該当する場合を除くほか、直ちに第3条に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

2 本会は、前項の規定により登録をした場合は、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

（登録の拒否）

第12条 本会は、登録申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若

しくは添付書類に虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでに掲げる者
- (2) 金商法第 66 条の 25 又は金サ法第 77 条において準用する同法第 64 条の 5 の規定又はこの規則第 14 条第 1 項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
- (3) 登録申請会員以外の金融商品取引業者等、金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- (4) 金商法第 66 条の登録を受けている者又は金サ法第 12 条の登録（有価証券等仲介業務の種類に係るものに限る。）を受けている者

2 本会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、細則で定めるところにより、当該登録申請会員に通知し、審問を行うものとする。

3 本会は、前項の規定による審問の結果、登録を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を登録申請会員に通知するものとする。

* 細則第 4 条第 1 項

(登録事項の変更等届出)

第 13 条 正会員は、第 9 条第 1 項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式により投信協会届出管理システムを用いてその旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 第 9 条第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき
- (2) 金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 4 第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき

2 前項第 3 号の規定により届出を行おうとする正会員は、当該届出に係る外務員が服務規則第 5 条に規定する不適切行為等により顧客に損失を及ぼしたときは、当該届出の前に同規則第 7 条に規定する事故報告書を投信協会届出管理システムを用いて本会に提出しなければならない。

* 細則第 5 条

(外務員についての処分)

第 14 条 本会は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めて外務員の職務の停止の処分を行うことができる。

- (1) 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の時点ですでに第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき
- (2) 金融商品仲介業務に関し外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反した

とき、その他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき

(3) 過去5年間に第17条第1項第3号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去5年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき

2 本会は、前項の規定による処分をしようとするときは、細則に定めるところにより、当該外務員の所属する正会員に通知し、聴聞を行うものとする。

3 本会は、前項の規定による聴聞の結果、当該外務員について処分を行ったときは、遅滞なく、書面にその理由を記載のうえ、当該外務員の所属する正会員に通知するものとする。

* 細則第4条第2項

(外務員についての処分内容の公表)

第15条 本会は、前条第3項の通知を行ったときは、当該外務員についての処分内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表するものとする。

(1) 公表対象 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告を行ったもの

(2) 公表内容 所属する金融商品仲介業者名、役職名、法令等違反行為の概要及び処分内容

(処分者に対する研修)

第16条 正会員は、第7条第1項の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた者又は第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分を受けた者について、速やかに、本会が指定する研修を受講させなければならない。

(登録の抹消)

第17条 本会は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

(1) 第14条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき

(2) 外務員の所属する正会員が本会の会員資格を喪失したとき

(3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき

2 本会は、前項第2号又は第3号の規定により外務員の登録を抹消したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該外務員の所属する正会員に通知するものとする。

(登録事務に関する届出)

第18条 本会は、第11条第1項の規定による登録、第13条の規定による届出に係る登録の変更、第14条第1項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該外務員の所属する正会員の本店又は主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）に提出するものとする。

- (1) 当該外務員の所属する正会員の商号又は名称
- (2) 当該外務員の氏名及び生年月日
- (3) 処理した登録事務の内容及び処理した年月日
- (4) 前号に掲げる登録事務の内容が職務の停止の処分又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の納付)

第19条 正会員は、第11条第1項の規定により、外務員の登録を受けようとするときは、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条に定める登録手数料を本会に納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、原則として登録申請書を提出する際に、現金により納めるものとする。

(外務員資格更新研修の受講等)

第20条 正会員は、登録を受けている外務員（第5条に該当することを資格要件とする者に限る。この条及び次条において同じ。）に、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りでない。

2 正会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、前項の資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。

3 本会は、前2項に定める期間内に資格更新研修を修了しなかった者について、当該期間の最終日（以下「受講義務期限」という。）の翌日に全ての外務員資格の効力を停止し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

4 正会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。

5 正会員は、受講義務期限までに資格更新研修を修了しなかった者について、その翌日から180日までの間（以下「猶予期間」という。）に、資格更新研修を受講させることができる。

6 本会は、前項の規定により資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

7 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、全ての外務員資格を取り消し、その所属する正会員に対しその旨を通知する。

* 細則第6条

(社内研修の受講)

第21条 正会員は、登録を受けている外務員について、資格更新研修とは別に、毎年、外務員の資質の向上のための社内研修を受講させなければならない。

(細則への委任)

第22条 この規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(所管委員会への委任)

第23条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

附 則

この改正は、令和4年1月20日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第9条第1項第2号へ及びトを改正
- ・第12条第1項第2号～第4号を改正

附 則

この改正は、令和4年10月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第9条第1項第2号イを改正
- ・第23条を新設

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

*「金融サービスの提供に関する法律」の題名変更に伴う題名引用個所の修正

外務員の登録等に関する規則に関する細則

令和 3年 6月 10日制定
令和 4年 9月 15日改正
令和 5年 2月 9日改正
令和 6年 2月 15日改正
令和 6年 5月 9日改正

(目 的)

第1条 この細則は、外務員の登録等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録原簿の記載事項)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請会員の商号又は名称及びその代表者の氏名
- (2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
 - イ 氏名及び生年月日
 - ロ 金融商品仲介業者の商号又は名称及びその代表者の氏名
 - ハ 役員又は従業員の別
 - ニ 日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則による一種外務員資格試験又は二種外務員資格試験の合格年月日
 - ホ 日本証券業協会が実施する外務員資格更新研修受講の有無及び外務員資格更新研修を受講したことのある者については直近に受講した外務員資格更新研修の修了年月日
 - ヘ 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた金融商品取引業者若しくは登録金融機関（以下「金融商品取引業者等」という。）又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間
 - ト 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第66条の25において準用する第64条の5第1項の規定又は規則第14条第1項の規定により外務員の職務の停止の処分が行われたときは、その処分の日、理由及び期間
 - チ 金融商品仲介業を行ったことの有無及び金融商品仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(登録申請等の手続き)

第3条 規則第9条に規定する登録申請の申請者は正会員代表者とする。

(審問等の手続き)

第4条 本会は、規則第12条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、正会員代表者に通知するものとする。

2 本会は、規則第 14 条第 2 項の規定により聴聞を行う場合には、聴聞の期日、場所及び予定される不利益処分の内容等を記載した書面により、正会員を通じて金融商品仲介業者に通知するものとし、必要な事項は会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則で定める。

(登録申請書等の様式)

第 5 条 規則第 9 条及び第 13 条第 1 項各号の規定に基づく届出は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 規則第 9 条に規定する外務員登録申請書 | 別紙様式第 1 号 |
| (2) 規則第 13 条第 1 項第 1 号に該当するとき | 別紙様式第 2 号 |
| (3) 規則第 13 条第 1 項第 2 号に該当するとき | 別紙様式第 3 号 |
| (4) 規則第 13 条第 1 項第 3 号に該当するとき | 別紙様式第 4 号 |

2 前項第 1 号に係る外務員登録申請書を提出する際には、登録申請に係る外務員が金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを当該外務員及び登録申請を行った会員が誓約する書面（規則第 9 条第 2 項に規定する細則で定める書類）を別紙様式第 5 号により添付する。

(資格更新研修の特例)

第 6 条 規則第 20 条第 1 項又は第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第 20 条第 1 項又は第 2 項に定める期間の初日前 2 年以内に日本証券業協会が実施する外務員資格試験に合格した者、又は本会が実施する外務員資格更新研修を修了した者
- (2) やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本会が認めた者（なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することがある。）

附 則

この細則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和 3 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則

この改正は、令和 4 年 10 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 2 条第 2 号イを改正
- ・第 5 条第 1 項に定める別紙様式第 1 号から別紙様式第 4 号に係る別添を改正

附 則

この改正は、令和 5 年 2 月 9 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 5 条第 2 項に定める別紙様式第 5 号を改正

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

附 則

この改正は、令和6年5月9日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第5条第2項に定める別紙様式第5号を改正

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録申請書

外務員の登録を受けたいので、外務員の登録等に関する規則第3条の規定により別添のとおり登録を申請します。

(別添：外務員登録申請書)

外務員登録申請書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

登録申請書

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	外務員資格試験	研修	資格取得 方法備考	資格取得日	資格更新研修 有無	資格更新研修 受講日	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	外務員の 職務の有無	処分の有無

職務履歴

番号	外務員番号	会員番号	仲介業者名	仲介業者番号	金融商品取引業者等	自	至

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

外務員登録事項変更届出書

外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり変更があったので届け出ます。

(別添：外務員登録事項変更届出書)

外務員登録事項変更届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	変更項目	変更前	変更後
1														
2														

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の欠格事項該当届出書

別添の者が金商法第29条の4第1項第2号イからトの規定に該当したことが判明したので、
外務員の登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、届け出ます。

(別添：欠格事項届出書)

登録外務員の欠格事項該当届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	欠格事項
1												
2												

別紙様式第4号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

登録外務員の職務廃止届出書

外務員の職務を行わないこととなったので、外務員の資格、登録等に関する規則第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(別添：職務廃止届出書)

登録外務員の職務廃止届出書

申請日	
-----	--

(提出会社)

商号又は名称	
代表者	

番号	申請日 (必須)	会員番号	姓 (必須)	姓 (カナ) (必須)	名 (必須)	名 (カナ) (必須)	生年月日 (必須)	役員又は従業員の別 (必須)	仲介業者名	仲介業者番号	仲介業者代表者	抹消日	抹消理由
1													
2													

誓 約 書

年 月 日

(外務員) 氏 名

生 年 月 日

(登録申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

上記外務員及び登録申請者は、当該外務員が下記に該当しないことを誓約します。

記

- 一 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者
- 二 金商法第64条の5第1項（金商法第66条の25及び金サ法第77条において準用する場合を含む。）の規定により外務員（金商法第66条の25において準用する金商法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。以下同じ。）の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- 三 登録申請者以外の金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- 四 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を受けている者

以 上

金融商品仲介業者に関する規則

令和 3 年 6 月 10 日制定
令和 5 年 2 月 16 日改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、正会員の金融商品仲介業に係る業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、正会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融商品仲介行為

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 2 条第 11 項第 3 号に掲げる行為をいう。

(2) 金融商品仲介業

前号に掲げる行為に係る業務をいう。

(3) 金融商品仲介業者

定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融商品仲介業者をいう。

(4) 役 員

法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業を担当する者をいう。（ただし、第 5 条を除く。）

(5) 従業員

金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。

(6) 外務員

金融商品仲介業者の役員又は従業員のうち、金商法第 66 条の 25 において準用する同法 64 条第 1 項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。（ただし、第 5 条を除く）

(7) 外務員の職務

金融商品仲介行為につき、金商法第 66 条の 25 において準用する同法第 64 条第 1 項各号に掲げる行為をいう。ただし、外務員の登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）第 4 条第 2 号に規定する二種外務員資格試験の合格をもって同規則第 3 条で登録した者については、次に掲げるものに係る外務員の職務を行うことができない。

イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

ロ レバレッジ投資信託

(金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹底)

第3条 正会員は、金融商品仲介業者に金商法その他関係法令及び本会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）を周知し、その遵守を徹底しなければならない。

2 正会員は、金融商品仲介業者に法令等に違反する行為があったことを知ったときは、当該金融商品仲介業者に対し、その是正を求めなければならない。

(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)

第4条 正会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 正会員が金融商品仲介業者に対して本会の定款その他の規則を遵守するように指導及び監督し、金融商品仲介業者が正会員の指導に従うこと。
- (3) 本会が正会員に対し、個人である金融商品仲介業者（以下「個人金融商品仲介業者」という。）若しくは金融商品仲介業者の外務員に係る処分その他の措置を行った場合には、当該個人金融商品仲介業者又は当該外務員はその処分又は措置に従うこと。
- (4) 本会が正会員に対し、金融商品仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。
- (5) 正会員が金融商品仲介業者に対し検査を行うことができること及び金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。

(正会員の営業役職員等との並存の禁止)

第5条 正会員は、他の正会員に所属する者に金融商品仲介業に係る業務を行わせてはならない。

2 正会員は、他の正会員の外務員が所属する者との間で金融商品仲介業に係る委託を行う際には、当該者が金融商品仲介業の登録を完了するまでの間に当該外務員の登録が抹消されること、及び当該外務員の登録が抹消されなければ当該金融商品仲介業に係る委託業務を開始してはならないことを、契約上明確にしなければならない。

3 正会員は、金融商品仲介業者の役員又は使用人を自己の営業役職員として届け出てはならない。

(投資勧誘の基本原則の徹底等)

第6条 正会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。

- (1) 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹すること。
- (2) 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること。
- (3) 金融商品仲介行為に係る取引に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとと

もに、理解を得るよう努めること。

(4) 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること。

2 正会員は、金融商品仲介業者が受益証券等の直接募集等に関する規則第6条に基づき正会員が備える「顧客カード」の活用並びに同規則第6条の2及び第6条の3に定めるところ等により適切な投資勧誘を行う態勢を整備させなければならない。

(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)

第7条 正会員は、金融商品仲介業者を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、金融商品仲介業者に社内規則の制定、整備及びその遵守の徹底を指導するとともに、当該金融商品仲介業者の業務運営の状況を把握しなければならない。

(過度の投機的取引の勧誘防止)

第8条 正会員は、金融商品仲介業者が顧客に対し、過度の投機的な取引を勧誘することのないように、金融商品仲介業者を適正に指導、管理しなければならない。

(金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査)

第9条 正会員は、金融商品仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供については、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則(次項において「広告等規則」という。)の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該金融商品仲介業者に行わせてはならない。

2 本会は、金融商品仲介業者が行った金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供が広告等規則第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、正会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(顧客への苦情相談窓口の周知)

第10条 正会員は、金融商品仲介業者に、当該金融商品仲介業者の業務に関する顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応する当該正会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。

(資格外の外務員の職務の禁止)

第11条 正会員は、個人金融商品仲介業者が外務員規則第4条各号のいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。

2 前項の外務員の職務の範囲は第2条第7号の区分に従うものとする。

(個人金融商品仲介業者に係る外務員資格更新研修の受講等)

第12条 正会員は、個人金融商品仲介業者について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に終了するように、外務員規則第20条に定める外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。

(1) 業務を開始した日後180日以内

(2) 業務を開始した日から5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 受講義務期間の初日前2年以内に日本証券業協会が定める外務員等資格試験に関する規則（以下「日証協試験規則」という。）による資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者

(2) 受講義務期間内に日証協試験規則による資格試験に合格した者

(3) 本会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認めたと認めた者（なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）

3 本会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人金融商品仲介業者について、当該期間の最終日（第5項において「受講義務期限」という。）の翌日に当該者の全ての外務員資格の効力を停止し、その旨を正会員を通じて個人金融商品仲介業者に通知する。

4 正会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。

5 正会員は、個人金融商品仲介業者のうち、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。

6 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を正会員を通じて個人金融商品仲介業者に通知する。

7 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、猶予期間の最終日の翌日に本会の外務員資格を取り消し、その旨を正会員を通じて個人金融商品仲介業者に通知する

8 本会は、第3項、第6項又は前項の通知を行ったときは、これを当該個人金融商品仲介業者の全ての所属正会員に周知する。

(禁止行為)

第13条 正会員は、個人金融商品仲介業者が次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

- (1) 受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）について価額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為
- (2) 虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をして勧誘する行為
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (5) 受益証券等を取得することを条件として正会員の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為
- (6) 顧客カード等により知り得た顧客の資力を超える過大な数量の受益証券等の取得の勧誘をする行為
- (7) 顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により受益証券等の直接募集又は私募の取扱を行うこと
- (8) 顧客と損益をともにすることを約して勧誘し、又は実行する行為
- (9) 顧客から受益証券等の取得の申込みを受ける場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該申込みを受ける行為
- (10) 顧客から預託された金銭、保管会社への預託の依頼を受けた受益証券等又は顧客に交付すべき金銭、返還すべき受益証券等及び業務に関する書類を、遅滞なく相手方に引き渡さないこと
- (11) 受益証券等の直接募集又は私募の取扱に関して顧客と金銭又は受益証券等の貸借を行うこと
- (12) 職務上知り得た秘密を漏洩する行為
- (13) 受益証券等の乗換え（現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと

（不適切行為）

第14条 正会員は、個人金融商品仲介業者が、次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導、監督しなければならない。

- (1) 顧客の注文内容について確認を行わないまま、当該注文を執行すること。
- (2) 次のイからハまでに掲げるものについて、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
 - イ 有価証券の性質
 - ロ 取引の条件
 - ハ 有価証券の価格の騰貴若しくは下落
- (3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- (4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

(5) その他法令に違反する行為を行うこと。

(違反者に対する処分)

第 15 条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、個人金融商品仲介業者（個人金融商品仲介業者であった者を含む。第 18 条を除き、以下同じ。）に法令又は第 11 条、第 13 条各号に違反する行為若しくは前条に規定する不適切行為があったときは、当該個人金融商品仲介業者に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うものとする。

(事故報告)

第 16 条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、個人金融商品仲介業者の法令又は第 11 条、第 13 条各号に違反する行為若しくは第 14 条に掲げる不適切行為により、顧客に損失を及ぼしたことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」（以下「投信協会届出管理システム」という。）を用いて本会に提出するものとする。ただし、第 14 条第 1 号及び第 2 号に掲げる不適切行為が過失による場合並びに第 3 号に掲げる不適切行為についてはこの限りではない。

2 正会員は、前項の報告書により報告した内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を、投信協会届出管理システムを用いて本会に提出するものとする。

3 正会員は、前二項の規定により提出した報告書の内容について、本会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。

(外務員資格要件の停止処分)

第 17 条 本会は、前条の規定による正会員の報告内容を審査した結果、個人金融商品仲介業者が外務員の職務若しくはこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、2 年以内の期間を定めて外務員の登録資格要件の効力を停止（以下「外務員資格要件の停止処分」という。）する。

2 正会員は、前項又は第 11 条の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた個人金融商品仲介業者について、その外務員資格要件の効力の停止期間中は、当該外務員の職務を行わせてはならない。

(個人金融商品仲介業者に係る社内研修の受講)

第 18 条 正会員は、外務員規則第 21 条に定める社内研修を、個人金融商品仲介業者について、資格更新研修とは別に、毎年受講させなければならない。

(処分者に対する研修)

第 19 条 正会員は、第 17 条の規定により外務員資格要件の停止処分を受けた者について、速やか

に、本会が指定する研修を受講させなければならない。

(報 告)

第20条 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式により「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」を用いてその旨を本会に報告しなければならない。

- (1) 金融商品仲介業の委託契約を締結した者が金融商品仲介業の登録を受けた場合
別紙様式第1号
- (2) 金融商品仲介業者に金融商品仲介行為に係る業務の委託を行った場合 別紙様式第1号
- (3) 金融商品仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合 別紙様式第2号
- (4) 金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合 別紙様式第3号
- (5) 金融商品仲介業者が登録を受ける財務局（財務支局）が変更された場合 別紙様式第3号
- (6) 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（金融商品仲介業務に従事する従業員等の服務に関する規則第7条の規定に基づく「事故報告」を行った場合を除く。次号において同じ。）
別紙様式第4号
- (7) 前号の行為の詳細が判明した場合 別紙様式第4号
- (8) 金融商品仲介業者に対し金商法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合 別紙様式第4号
- (9) 金融商品仲介業者が金商法第66条の20の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員解任命令を受けたことを知った場合 別紙様式第4号
- (10) 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合 別紙様式第4号
- (11) 金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合 別紙様式第4号
- (12) 前各号に掲げる場合のほか本会が必要と認める場合 別紙様式第4号

(複数の正会員が委託を行う場合の取扱い)

第21条 一の金融商品仲介業者に複数の正会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の正会員が協議し、当該複数の正会員を代表する一の正会員（以下「代表正会員」という。）を定め、代表正会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、投信協会届出管理システムを用いて直ちに本会に届け出るものとする。代表正会員を変更した場合も同様とする。

2 金融商品仲介業者に係る本会への次の各号に掲げる手続については、代表正会員が行うものとする。

- (1) 外務員規則第9条第1項に定める外務員の登録申請書等の提出
- (2) 前条第1号、第4号及び第5号の報告
- (3) 外務員規則第15条に定める外務員の職務停止処分者等の研修への受講手続

(4) 外務員規則第 22 条に定める資格更新研修への受講手続

(5) 前各号に掲げる場合のほか本会が必要と認める場合

3 本会は、前項の場合において、金融商品仲介業者に対して通知をする必要があるときは、代表正会員を通じて行うものとする。

附 則

この規則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和 3 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 16 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・第 20 条の改正及び同条に定める別紙様式第 1 号から別紙様式第 4 号の新設

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品仲介業に関する規則第 20 条に係る届出書 (第 1 号、第 2 号)

当社は、金融商品仲介業に関する規則第 20 条第 1 号 (「金融商品仲介業の委託契約を締結した者が金融商品仲介業の登録を受けた場合」) 又は第 2 号 (「金融商品仲介業者に金融商品仲介行為に係る業務の委託を行った場合」) に基づき、下記の通り報告します。

記

金融商品仲介業者名	該当年月日 (登録を受けた日/委託を行った日)

【記載上の注意事項】

1. 登録内容がわかる書面を添付してください。
2. 2以上の金融商品仲介業者名を記入しても差し支えありません。
(金融商品仲介業者毎に書面を添付してください。)

以 上

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品仲介業に関する規則第 20 条に係る届出書 (第 3 号)

当社は、金融商品仲介業に関する規則第 20 条第 3 号 (「金融商品仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合」) に基づき下記の通り報告します。

記

金融商品仲介業者名	該当年月日

(添付書類 あり/なし)

【記載上の注意事項】

1. 必要に応じて書面を添付してください。
2. 2 以上の金融商品仲介業者名を記入しても差し支えありません。
(添付する場合は金融商品仲介業者毎にしてください。)

以 上

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品仲介業に関する規則第20条に係る届出書(第4号、第5号)

当社は、金融商品仲介業に関する規則第20条第4号(「金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合」)又は第5号(「金融商品仲介業者が登録を受ける財務局(財務支局)が変更された場合」)に基づき、下記の通り報告します。

記

項目	変更後	変更前
商号、名称又は氏名		
登録を受ける財務局(財務支局)		

(添付書類 あり/なし)

【記載上の注意事項】

1. 必要に応じて書面を添付してください。
2. 2以上の金融商品仲介業者名を記入しても差し支えありません。
(添付する場合は金融商品仲介業者毎にしてください。)

以 上

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品仲介業に関する規則第20条に係る届出書 (第6号～第12号)

当社は下記の事項に該当することとなったので、貴協会金融商品仲介業に関する規則第20条の規定に基づき、報告いたします。

1. 該当項目

<input type="checkbox"/>	金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合及びその詳細が判明した場合	(第6号及び第7号)
<input type="checkbox"/>	金融商品仲介業者に対し金商法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合	(第8号)
<input type="checkbox"/>	金融商品仲介業者が金商法第66条の20の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたことを知った場合	(第9号)
<input type="checkbox"/>	金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合	(第10号)
<input type="checkbox"/>	金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終了したことを知った場合	(第11号)
<input type="checkbox"/>	その他本会が必要と認める場合	(第12号)

(別添書類： あり/なし)

2. 概要

金融商品仲介業者名	
該当年月日	
概要	

【記載上の注意事項】

- 「1. 該当項目」は1つにチェックを入れてください。複数項目に亘る場合はそれぞれ書面を作成してください。

2. 添付する書類がある場合は「あり」に、ない場合は「ない」にチェックを入れてください。
3. 「2. 概要」は必要に応じて記入し、該当がない場合は空欄としてください。
4. 第6号及び第7号は定款施行規則に定める別紙様式第30号を添付してください。
5. 第8号において検査終了したときは、検査終了通知書を添付してください。

以 上

金融商品仲介業務に従事する従業員等のサービスに関する規則

令和3年6月10日制定

(目的)

第1条 この規則は、定款第4条第1項第1号に規定する金融商品仲介業者の金融商品仲介業の業務（以下、「金融商品仲介業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のサービスの基準、外務員資格等を定めるとともに、従業員等に対する会員の監督責任を明らかにし、投資者の保護と業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融商品仲介行為

金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第11項第3号に掲げる行為をいう。

(2) 金融商品仲介業

前号に掲げる行為に係る業務をいう。

(3) 金融商品仲介業者

定款第4条第1項第1号に規定する金融商品仲介業者をいう。

(4) 役員

法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業を担当する者をいう。

(5) 従業員

金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。

(6) 外務員

金融商品仲介業者の従業員等のうち、金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。

(7) 外務員の職務

金融商品仲介行為につき、金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項第1号に掲げる行為をいう。

(法令、規則等の遵守)

第3条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が金融商品仲介業務に従事するに当たっては、法その他の関係法令及び本会の規則に従って、公正かつ適確な業務の遂行に努めさせるものとする。

(禁止行為)

第4条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が次の各号に掲げる行為を行うことのないように

しなければならない。

- (1) 受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）について価額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為
- (2) 虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をして勧誘する行為
- (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は実行する行為
- (5) 受益証券等を取得することを条件として正会員の利害関係人が顧客に対して信用の供与を行っていることを知りながら、当該顧客に対して当該受益証券等を取得させる行為
- (6) 顧客カード等により知り得た顧客の資力を超える過大な数量の受益証券等の取得の勧誘をする行為
- (7) 顧客の同意を得ずに当該顧客の計算により受益証券等の直接募集又は私募の取扱を行うこと
- (8) 顧客と損益をともにすることを約して勧誘し、又は実行する行為
- (9) 顧客から受益証券等の取得の申込みを受ける場合において、本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該申込みを受ける行為
- (10) 顧客から預託された金銭、保管会社への預託の依頼を受けた受益証券等又は顧客に交付すべき金銭、返還すべき受益証券等及び業務に関する書類を、遅滞なく相手方に引き渡さないこと
- (11) 受益証券等の直接募集又は私募の取扱に関して顧客と金銭又は受益証券等の貸借を行うこと
- (12) 職務上知り得た秘密を漏洩する行為
- (13) 受益証券等の乗換え（現に保有している受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は受益証券等の売付けを伴う受益証券等の取得をいう。）を勧誘するに際し、顧客（特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと

（不適切行為）

第5条 正会員は、金融商品仲介業者の従業員等が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導、監督しなければならない。

- (1) 顧客の注文内容について確認を行わないまま、当該注文を執行すること。
- (2) 次のイからハまでに掲げるものについて、顧客を誤認させるような勧誘をすること。
 - イ 有価証券の性質
 - ロ 取引の条件
 - ハ 有価証券の価格の騰貴若しくは下落
- (3) 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

- (4) 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。
- (5) その他法令に違反する行為を行うこと。

(違反者に対する処分)

第6条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、金融商品仲介業者の従業員等（従業員等であった者を含む。以下同じ。）に法令又は外務員の登録等に関する規則（以下、「外務員規則」という。）第6条又は第4条各号に反する行為若しくは前条に規定する不適切行為があったときは、当該従業員等に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うものとする。

(事故報告)

第7条 正会員は、金融商品仲介業務に関し、金融商品仲介業者の従業員等に法令又は外務員規則第6条又は第4条各号に反する行為若しくは第5条に規定する不適切行為により顧客に損失を及ぼしたことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」（以下「投信協会届出管理システム」という。）を用いて本会に提出するものとする。ただし、第5条第1号及び第2号に掲げる不適切行為が過失による場合並びに第3号に掲げる不適切行為についてはこの限りではない。

- 2 正会員は、前項の報告書により報告した内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を投信協会届出管理システムを用いて本会に提出するものとする。
- 3 正会員は、前2項の規定により提出した報告書の内容について、本会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。

附 則

この規則は、定款改正に係る主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から実施する。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

当社の委託を受けた金融商品仲介業務を行う金融商品仲介業者において、従業員等に法令又は外務員の登録等に関する規則第6条又は第4条各号に反する行為若しくは金融商品仲介業務に従事する従業員等の服務に関する規則第5条に規定する不適切行為により顧客に損失を及ぼしたことが判明しましたので、金融商品仲介業務に従事する従業員等の服務に関する規則第7条の規定に基づき報告いたします。

記

法令・協会規則等の 名称及び条項等	
事案の概要	
行為の内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行為の内容 2. 発生の経緯、原因等 3. 発生時の内部管理体制の状況 4. 是正・改善の状況 5. 監督官庁への報告

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 事案の概要欄は内容を簡潔に記載し、詳細は行為の内容欄に記載する。
 2. 発生の経緯については、発見の端緒・発生日時・発生部署等についても詳細に記載する。
 3. 是正・改善状況が策定・改善中の場合は、完了後に別途報告をする。
また、処分等を行った場合は、その内容についても記載する。
 4. 監督官庁へ報告の有無及び報告を行った場合はその詳細（報告月日等）を記載し、写を添付する。
- (届出は赤字を消去し提出願います。)

金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則

令和 4年 1月 20日制定
令和 6年 2月 15日改正

(目 的)

第1条 この規則は、正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が金融サービス仲介業者を通じて受益証券（振替投資信託受益証券を含む。以下同じ。）の募集又は私募の取扱いを行うにあたり遵守すべき事項等を定め、金融サービス仲介業者を介した取引の適正化を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融サービス仲介業者 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金サ法」という。）第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいう。
- (2) 有価証券等仲介業務 金サ法第11条第4項に規定する有価証券等仲介業務（同項第4号に規定する行為に係る業務を除く。）をいう。

(金融サービス仲介業者の内部管理体制の確認等)

第3条 正会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、金融サービス仲介業者を通じた受益証券の適切な募集又は私募に資するため、当該金融サービス仲介業者において、金サ法その他の法令諸規則等を適切に遵守するための内部管理体制が整備されていることを確認しなければならない。

2 正会員は、有価証券等仲介業務に係る契約を締結した金融サービス仲介業者との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。

(有価証券等仲介業務に係る契約の締結等)

第4条 正会員は、金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を締結するときは、正会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たす観点から、当該契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容又は特性に鑑み、契約を締結する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。

- (1) 顧客に対する書面の交付、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項
- (2) 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項
- (3) 法令等違反行為及び事故への対応に関する事項

- (4) 不公正取引の防止に係る役割分担及び協力に関する事項
- (5) 顧客との紛争の対応に関する事項
- (6) 犯罪による収益の移転防止等に関する事項
- (7) 広告に関する事項
- (8) 契約の見直し、更新に関する事項
- (9) 委託事項の履行状況等の確認に関する事項
- (10) その他、正会員が必要と認める事項

(顧客カード等の適切な活用)

第5条 正会員は、金融サービス仲介業者に顧客への勧誘を委託する場合は、顧客カード（受益証券等の直接募集等に関する規則第6条に規定する顧客カードをいう。以下同じ。）の内容のうち、当該金融サービス仲介業者が投資勧誘及び顧客管理を適切に行うために必要と考えられる情報を提供しなければならない。

2 正会員は、金融サービス仲介業者から第4条に規定する契約に基づき顧客に関する情報の提供を受けたときは、必要に応じ自社の顧客カードの内容を更新しなければならない。

(役割分担に基づく義務の履行)

第6条 正会員は、第4条に規定する契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等及び不公正取引の防止に係る義務を履行するものとする。

(委託事項の履行状況等の確認)

第7条 正会員は、金融サービス仲介業者に委託した業務に係る内部管理体制及び履行状況等について、適宜又は定期的に確認を行わなければならない。

(禁止行為)

第8条 正会員は、金融サービス仲介業者に対し、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない受益証券について、有価証券等仲介業務に類する行為その他顧客への勧誘行為を求めてはならない。

(報告)

第9条 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、別紙様式で「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」による方法でその内容を本会に報告しなければならない。

- (1) 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約の締結を行った場合
- (2) 金融サービス仲介業者と有価証券等仲介業務に係る契約を解除した場合
- (3) 有価証券等仲介業務に係る契約を締結している金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか本会が必要と認める場合

(規則の考え方)

第10条 本会は、正会員におけるこの規則の運用等に関する事項について「『金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則』に関する考え方」において定めるものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月20日から実施する。

この規則は、令和6年2月15日から実施する。

* 「金融サービス提供に関する法律」の題名変更に伴う題名引用個所の修正

別紙様式

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融サービス仲介業者との有価証券等仲介業務に係る契約の締結等報告書

報告内容〔1. 契約の締結 2. 契約の解除 3. 変更〕
(該当番号に○を付けること)

1. 契約の締結 又は 2. 契約の解除

ふりがな	
商号等	
契約(締結・解除)年月日	年 月 日

添付書類

- ・金融サービス仲介業者との間で締結した有価証券等仲介業務に係る契約の内容を記載した書面
(写) 【締結の場合のみ】

3. 変更 (契約を締結している金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名の変更)

項目	(変更前)	(変更後)
ふりがな		
商号等		
変更年月日	年 月 日	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

商品分類に関する指針

平成18年10月26日制定
平成20年 9月19日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年 3月18日改正
平成25年 2月21日改正
令和 5年 1月19日改正

目 的

本指針は、投資者・受益者が投資信託（公募の投資信託受益証券を対象とするものとする。）を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品进行分类し、かつ、その分類を目論見書等の表紙等に記載するための指針を示すものであり、委託業者は、以下に定める方法により分類するものとする。

I. 目論見書等の表紙へ記載する商品分類

目論見書等の表紙に記載する商品分類は、原則として以下の1. 2. 3. を組合せたものとする。また、4. に掲げる分類に該当する場合には1. 2. 3. に加えて当該分類を表示するものとする。

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…MR F 及びMMF の運営に関する規則（以下「MR F 等規則」という。）に定めるMMF をいう。
- (2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…MR F 等規則に定めるMR F をいう。
- (3) E T F…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

II. 目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

下記の分類に該当する場合には、I. に掲げる商品分類に加え、当該分類を目論見書等の表紙へ記載するものとする。

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、III. の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

III. 商品の属性区分

目論見書等の本文（表紙を除くすべてのものをいう。ただし、特殊型の小分類は表紙にも記載できるものとする。）の商品説明においては、I. II. の分類に加え、以下に掲げる属性区分及びその定義を使用して説明するよう努めるものとする。また、これは、各社の独自のファンド説明を妨げるものではない。

- 1. 投資対象資産による属性区分・・・I. の定義における収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載するものとする。なお、収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる場合には、その旨を明記し、I. の定義に基づく表紙における記載との差異に言及するよう努めるものとする。

(1) 株式

- ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

- ⑥日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他・・・上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分：（重複使用可能）

- ①グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数・・・上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

IV. 商品分類及び属性区分を記載するに当たっての注意事項

目論見書表紙へ記載する商品分類（Ⅰ. 及びⅡ. の分類をいうものとし、Ⅲ. の特殊型の小分類を表紙に記載する場合には、当該特殊型の小分類を含むものとする。以下同じ。）及び目論見書本文で使用する属性区分については、別に定める記載例を参考に、それぞれの一覧及びその定義を当該目論見書に記載するものとする。なお、目論見書表紙で使用しない分類及び本文で使用しない属性区分の定義については、目論見書への記載に替えて当協会ホームページアドレス等を記載する等、投資者の利便性に資する方法を記載しても差し支えないものとする。また、目論見書に記載する商品分類、商品の属性区分等については、有価証券届出書にも記載するものとする。

V. 交付目論見書の特例

交付目論見書については、上記Ⅳ. 中「別に定める記載例を参考に、それぞれの一覧及びその定義を当該目論見書に記載するものとする。」とあるのを、「交付目論見書の作成に関する規則第2条第9号に基づき同細則第2条に定める様式により記載する。」と読み替えて適用する。

附 則

- 1. この理事会決議は、別に定める日から実施し、実施日以降の新規設定ファンドから適用する。
- 2. この理事会決議の実施日前に設定したファンドについては、実施日から起算して1年を経過する日から適用する。ただし、1年を経過する日までの期間中にこの理事会決議の規定を適用することを妨げない。

(注) 「「商品分類に関する指針」等の実施日について」（平成20年5月16日理事会）において、

「商品分類に関する指針(平成18年10月26日付理事会決議)は、平成21年1月1日から実施する。」旨定められている。

附 則

この理事会決議は、平成21年1月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年9月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年7月1日から実施する。

ただし、この改正は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

附 則

1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したもののより適用する。
2. 前記1.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- I. 4. (1) 及び (2) を修正。

商品分類及び属性区分の一覧表の様式及び記載上の留意事項について

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル				
一般	年2回	日本				ブル・ベア型
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	日経225	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州				条件付運用型
債券	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX	
一般	日々	オセアニア				ロング・ショート型/絶対 収益追求型
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 ()	
社債		アフリカ				
その他債券		中近東 (中東)				その他 ()
クレジット属性 ()		エマージング				
不動産投信						
その他資産 ()						
資産複合 ()						
資産配分固定型						
資産配分変異型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(記載上の留意事項)

1. 該当する商品分類及び属性区分を網掛けにより表示する。また、網掛け表示した分類又は属性区分については、その定義を「商品分類に関する指針（理事会決議）」に基づき投資者が容易に理解できるよう記載する。
2. 商品分類表の「独立区分」「補足分類」欄及び属性区分表の「投資形態」「対象インデックス」「特殊型」欄は、該当する属性区分がある場合のみ表示することとし、該当しない場合は省略する。また、「為替ヘッジ」欄は、外貨建資産に投資する場合のみ表示する。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」欄の「その他資産」の（ ）には、「商品」「金銭信託受益権」等の種類を内書する。また、属性区分表の「資産複合」の（ ）欄には、例えば「株式・債券」等、組入れ資産を内書し、目論見書等の本文において「資産配分固定型」・「資産配分変更型」について併記しない場合には、属性区分表から削除できるものとする。
4. 「投資対象資産」欄の「クレジット属性」の（ ）には、「高格付債」「低格付債」等と記載する。また、「その他資産」の（ ）には、「金銭信託受益権」「貸付信託受益権」等と内書する。
5. 属性区分表における「投資対象資産」欄において、ファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズについては「その他資産（投資信託証券）」と記載するものとする。なお、投資信託証券の先の実質投資対象資産についても併記可能とし、記載する場合には、例えば「その他資産（投資信託証券（株式））」等、組入れ資産を記載するものとする。
6. 「決算頻度」欄の「その他」の（ ）には、該当する決算頻度を内書する。
7. 属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する。
8. 「為替ヘッジ」欄の「為替ヘッジあり」の（ ）には、対円での為替ヘッジについて、「フルヘッジ」「部分ヘッジ」「適時ヘッジ」等と内書する。
9. 「対象インデックス」欄の「その他」の（ ）には、対象とするインデックスの名称を記載する。
10. 「特殊型」欄の「ロング・ショート型/絶対収益追求型」については、ロング・ショート型又は絶対収益追求型の該当するどちらかの属性区分のみ記載する。また、「その他型」の（ ）には、仕組みや運用手法等の性質を示す適切な名称を記載する。

11. 上記の3.～10.の()については、()での記載に代えて、目論見書本文における参照先を記載することもできる。

商品分類に関する指針に関する委員会決議

平成20年9月11日制定

この委員会決議は、商品分類に関する指針の運営に当たっての留意事項を定める。

1. 「投資対象資産による区分」について、「主たる」とある点を以下に掲げる事項に留意して区分するものとする。
 - (1) 目論見書又は投資信託約款において、おおむね100%又はそれに近い運用を行うことを意味する“〇〇でのフルインベストメント運用を基本とする”又は“〇〇を高位に組入れることを基本とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に〇〇を源泉とすることが明確な場合をいう。なお、「〇〇」には、「株式」「債券」「不動産投信」「その他資産」のいずれか単一の資産クラスの記載があるものをいう。
 - (2) 目論見書又は投資信託約款において、「株式」「債券」「不動産投信」「その他資産」のいずれか単一の資産クラスを主要投資対象とする旨の記載があり、(1)の基準と同等の内容であることが、委託会社において確認できるものをいう。
 - (3) 「資産複合」は、(1)、(2)以外のものであって、目論見書又は投資信託約款において、実質的に“複数の資産クラスを主要投資対象とする”等の文言が明記されている場合をいう。

2. 「投資対象地域による区分」について、「主たる」とある点を以下に掲げる事項に留意して区分するものとする。
 - (1) 目論見書又は投資信託約款において、“「海外」の資産をおおむね10%以内とする”又は“「海外」の資産をおおむね10%程度とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とすることが明確な場合を「国内」と区分する。(同等の内容であることが、委託会社において確認できるものを含む。)
 - (2) 目論見書又は投資信託約款において、“「国内」の資産をおおむね10%以内とする”又は“「国内」の資産をおおむね10%程度とする”等の文言が明記されている場合など、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とすることが明確な場合を「海外」と区分する。(同等の内容であることが、委託会社において確認できるものを含む。)
 - (3) 「内外」は、上記(1)、(2)以外のものとして区分する。

3. 「投資対象地域による区分」については、主たる投資対象資産が「株式」の場合には「発行体所在国」を、主たる投資対象資産が「債券」の場合には「通貨」を判断基準として投資対象地域を区分するものとする。ただし、「債券」については、信用リスク等を考慮し、「発行体所在国」を判断基準とすることが適切な場合にはこの限りではない。なお、「商品」、「株式」など収益の源泉となる原資産をもつ「仕組債」の場合については、収益の源泉となる原資産の「発行体所在国」を判断基準として区分するものとする。

4. ファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズの「投資対象資産」による属性区分については、「商品分類に関する指針」の「資産そのものについての属性区分を記載するものとする」との考え方にに基づき、「その他資産(投資信託証券)」と区分するものとする。ただし、「その他資産(投資信託証券)」の実質投資対象資産を明確にする観点から、実質投資対象資産について併記することも可能とする。

附 則

1. この部会決議は、平成21年1月1日から実施する。
2. 平成20年10月1日以降、「商品分類に関する指針に関する部会決議」は「商品分類に関する委員会決議」に改める。

個人情報保護に関する指針

平成17年 3月18日制定
平成19年 9月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成21年 3月19日改正
平成21年12月17日改正
平成24年12月20日改正
平成27年10月15日改正
平成28年 2月18日改正
平成29年 4月20日改正
令和 3年 7月15日改正
令和 4年 4月21日改正
令和 5年 4月20日改正
令和 6年 3月12日改正

(目的)

第1条 本指針は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び同項第14号に掲げる業務をいい、当該業務に付随する業務を含む。）及び委託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）、投資証券（振替投資口を含む。）若しくは投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。）に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。

2 正会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

(定 義)

第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものをいう。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

(1の2) 個人識別符号

当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。

イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)で定める地方独立行政法人を除いたものをいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であつて、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 保有個人データ

正会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(7) 要配慮個人情報

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報をいう。

(8) 機微（センシティブ）情報

金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。

(9) 仮名加工情報

個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(10) 匿名加工情報

個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

(11) 個人関連情報

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれに

も該当しないものをいう。

(12) 個人関連情報データベース

個人関連情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの

(利用目的の特定)

第3条 正会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。

2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、正会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。

3 正会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。

4 正会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。

(「同意」の形式)

第4条 正会員は、次条、第13条、第13条の2及び第13条の5（正会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。第15条を除き、以下同じ。）によることとする。

なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

(利用目的による制限)

第5条 正会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。

2 正会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。

3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

（機微（センシティブ）情報の取扱い）

第6条 正会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5) 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合

(6) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用、又は第三者提供する場合

(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

(8) 正会員が営む業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用、又は第三者提供する場合

(9) 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

- 2 正会員は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。
- 3 正会員は、機微（センシティブ）情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。
- 4 正会員は、機微（センシティブ）情報を第三者提供するに当たっては、保護法第27条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。

(不適正な利用の禁止)

第6条の2 正会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な個人情報の取得)

第7条 正会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、正会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。

- 2 正会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。

(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)

第8条 正会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。

- 2 正会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 正会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該正会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 正会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、正会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

(安全管理措置)

第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。以下同じ。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

2 本条における用語の定義は、次のとおりである。

(1) 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（正会員の組織内にあって、直接又は間接に正会員の指揮監督を受けて正会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、正会員との間の雇用関係にない者（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査

役、執行役又は派遣社員等)も含まれる。以下同じ。)の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の正会員の体制整備及び実施措置をいう。

(2) 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

(3) 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。

(4) 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

(5) 外的環境の把握

外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。

3 正会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 規程等の整備

- イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
- ニ 外部委託に係る規程の整備

(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

- イ 取得・入力段階における取扱規程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規程
- ニ 移送・送信段階における取扱規程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規程
- へ 漏えい等事案(漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。)への対応の段階における取扱規程

4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

(1) 組織的安全管理措置

- イ 個人データの管理責任者等(個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者)の設置

- ロ 就業規則等における安全管理措置の整備
 - ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
 - ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
 - ホ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
 - ヘ 漏えい事案等に対応する体制の整備
- (2) 人的安全管理措置
- イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結
 - ロ 役職員の役割・責任等の明確化
 - ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
 - ニ 役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認
- (3) 物理的安全管理措置
- イ 個人データの取扱区域等の管理
 - ロ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - ハ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - ニ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
- (4) 技術的安全管理措置
- イ 個人データの利用者の識別及び認証
 - ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
 - ハ 個人データへのアクセス権限の管理
 - ニ 個人データの漏えい等防止策
 - ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析
 - ヘ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析
 - ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

(役職員の監督)

第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 正会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。

- (1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該正会員の営む業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること
- (2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと
- (3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定め

た事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること

(委託先の監督)

第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2 正会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。

(1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。

なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。））を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。

(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。

なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

(第三者提供の制限)

第13条 正会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第13

条の2から第13条の6を除き、以下同じ。)への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。

ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 正会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

また、正会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正の手段により取得された個人データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。

- (1) 正会員の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の手段又は方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (9) 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日

3 正会員は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。

(1) 正会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。）

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

5 正会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。正会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。

6 正会員は、第4項第3号に規定する管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条の2 正会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下、この条、次条及び第13条の5第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この項から第4項まで及び第13条の5第1項第2号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の

同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は適用しない。

2 正会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第3号に掲げる情報の提供ができない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- (4) 個人データの提供先の第三者
- (5) 提供先の第三者における利用目的
- (6) 第三者に提供される個人データの項目

3 前項の規定にかかわらず、正会員は、第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第2号に掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能である場合に限る。

- (1) 特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）
- (2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報

4 正会員は前項に規定する場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときには、本人の求めに応じて第2項第1号及び第2号に掲げる事項について情報を提供することとし、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となったときには、本人の求めに応じて、同項3号に掲げる事項について、情報を当該本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨の同意を得る際の書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、情報提供することにより正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。

5 正会員は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。）に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の継続的な実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。

6 正会員は前項の規定により、第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。

- (1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること
- (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること

7 正会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときは、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。

- (1) 外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法
- (2) 外国にある第三者が実施する相当措置の概要
- (3) 外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度
- (4) 当該外国の名称
- (5) 外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
- (6) 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
- (7) 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の正会員が講ずる措置の概要

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条の3 正会員は、第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。本条から第13条の5まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。

また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- (6) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (7) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (8) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条の4 正会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第30条第3項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務は適用されない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
- (6) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該学術研究機関等と正会員が共同して学術研究を行う場合に限る。）

- (7) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (8) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (9) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(個人関連情報の第三者提供の制限)

第13条の5 正会員は、第三者が個人関連情報（第2条第11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が正会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること

2 正会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。

- (1) 対象となる個人関連情報の項目
- (2) 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的

3 第13条の2第6項の規定は、第1項の規定により正会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。

4 前条の記録義務の規定は、第1項の規定により正会員が確認する場合について準用する。

(第三者提供時の記録に係る保存期間)

第13条の6 第13条の3、第13条の4及び第13条の5に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。

- (1) 正会員の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (2) 全ての保有個人データの利用目的（ただし、第8条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第16条第1項若しくは第17条第1項から第3項の規定による請求に応じる手続（第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。））に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (5) 保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先
- (6) 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号に該当する場合

3 正会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他正会員が定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。

3 前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第13条の3及び第13条の4の規定による第三者提供記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。）について準用する。

（訂正等）

第16条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 正会員は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、正会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（利用停止等）

第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の2の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該正会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条第1項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが

判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 4 正会員は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。

（理由の説明）

第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第2項及び前条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。

（開示等の請求等に応じる手続）

第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第1項、第17条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

- （1）開示等の請求等の申出先
- （2）開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の受付方法
- （3）開示等の請求等をする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本条において同じ。）であることの確認方法
- （4）保護法第38条第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）
- （5）開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項
- （6）開示等の請求等に対する回答方法等

- 2 正会員は、代理人が開示等の請求等を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の請求等に対して、本人にのみ直接開示等することは妨げない。

- (1) 代理人の本人確認方法
- (2) 代理人の代理権を確認する方法

3 正会員は、前2項の規定に基づき開示等の請求等に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項若しくは同条第3項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 正会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(正会員による苦情の処理)

第21条 正会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 正会員は、苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等により、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(個人情報等の漏えい等事案への対応)

第22条 正会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等）及び本会に報告しなければならない。また、正会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令諸規則に従って、金融庁及び本会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に定める特定個人情報が漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。

2 正会員は、次に掲げる事態（前項に規定する事態を除く。）を知ったときは、前項の規定に準じて、金融庁及び本会に報告することとする。

- (1) その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等（保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。）又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

3 正会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-5-4（本人への通知）に従い、本人への通知等を行わなければならない。

また、正会員は、次に掲げる事態（施行規則第7条各号に定める事態を除く。）を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。

- (1) その取り扱う個人データ（仮名加工情報である個人データを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) その取り扱う個人情報（仮名加工情報である個人情報を除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

4 正会員は、第1項及び第2項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業所内部における報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施

また、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事態の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。

5 上記以外の事項については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。

（仮名加工情報についての本指針の適用関係）

第22条の2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。
- (2) 仮名加工情報についての第8条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- (3) 正会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第9条の規定は、適用しない。
- (4) 正会員は、第13条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知

り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第13条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第6号から第8号に掲げる場合」と第13条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第7号から第9号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

(5) 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第3項、第14条から第20条及び第22条の規定は、適用しない。

2 仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。

(1) 正会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。

(2) 第13条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

(3) 第10条から第12条まで、及び第21条の規定は、正会員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。

(個人情報保護宣言の策定)

第23条 正会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、正会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表することとする。

2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。

(1) 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言

(2) 保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明

(3) 保護法第32条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明

(4) 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

3 個人情報保護宣言には、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。

(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること

(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること

(3) 正会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、正会員

が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること

(4) 個人情報の取得元又はその取得方法（取得源の種類等）を可能な限り具体的に明記すること

4 個人情報保護宣言は、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましい。

(指針の見直し)

第24条 本指針については、必要に応じ見直しを行うものとする。

(本会への報告等)

第25条 本会は、正会員に対し、当該正会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

2 本会は、正会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導及び勧告その他の措置を行う。

3 正会員は、本指針を遵守するとともに、本会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年10月15日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- ・条の改正

第1条から第3条、第7条、第10条から第12条、第22条

- ・解説の改正

第1条から第3条、第5条から第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第22条、第23条

- ・参照条文の修正

第1条から第3条、第5条、第7条、第9条から第13条、第16条

附 則

この改正は、平成28年2月18日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- ・第7条の解説及び参照条文

- ・第22条第1項及び解説

附 則

この改正は、平成29年5月30日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- ・条項の改正等

第1条から第23条及び第25条を改正し、第13条の2から第13条の5を新設

- ・解説及び参照条文の改正等

各条項の解説及び参照条文を、新たに制定した「『個人情報の保護に関する指針』に関する解説ついて」に移管し、削除。なお、解説及び参照条文についても、改正条項に合わせ改正。

附 則

この改正は、令和3年7月15日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- ・第1条

- ・解説及び参照条文の改正等

第2条から第4条、第7条、第8条、第10条、第13条、第13条の2、第23条を改正

附則を新設

附 則

この改正は、令和4年4月21日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

- ・改正

第1条第1項、第2項、第2条第1項第2号及び第8号（旧第9号）、第3条第4項、第4条、第6条第4項、第10条第1項及び第3項から第4項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条第1項から第4項及び

第6項、第13条の2第1項、第13条の3、第13条の4、第13条の6（旧第13条の5）、第14条第1項、第15条第1項及び第2項、第17条第1項及び第4項、第18条、第19条第1項、第20条、第22条第1項、第23条第2項

・削除

第2条第1項第6号ホ、第22条第2項及び第3項

・新設

第2条第1項第9号及び第11号から第12号、第5条第3項第5号、第6条の2、第10条第2項第3号及び第5号、同条第4項第3号、第13条第1項第5号、同条第2項第1号、同第4号、同第8号から第9号、第13条の2第2項から第7項、第13条の5、第14条第1項第4号及び第5号、第15条第3項、第17条第3項、第22条第2項から第5項、第22条の2、第23条第4項

附 則

この改正は、令和5年4月20日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

・改正

第1条第1項、第5条第3項第1号、第13条の3、第13条の4第7号から第9号（旧第5号から旧第7号）、第18条、第22条第1項、第22条の2第1項第4号

・新設

第13条の3第5号、第13条の4第5号及び第6号

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

*改正条項等は、次のとおりである。

第11条第2項第3号、第12条第2項及び同項第2号、第13条の2第5項

個人情報の保護に関する指針に関する解説について

平成29年 4月20日制定
 令和 3年 7月15日改正
 令和 4年 4月21日改正
 令和 5年 4月20日改正
 令和 6年 3月12日改正

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>(目 的)</p> <p>第1条 本指針は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）が行う投資運用業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第8項第12号イ及び同項第14号に掲げる業務をいい、当該業務に付随する業務を含む。）及び委託者非指図型投資信託に係る業務並びに受益証券等（受益証券（振替投資信託受益権を</p>	<p>(1) 本指針は、保護法第54条の規定に基づき作成した指針であり、正会員が行う運用・直接募集業務等における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、正会員が遵守すべき事項及び必要な措置等について、正会員の業務の実情に即して定めるものである。</p> <p>(2) 本指針は、すべての正会員を対象とする。</p> <p>(3) 「解説」は、本指針を運用するための考え方や実務の具体例・参考例を記載したものである。 本解説において記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したのではなく、また、個別ケースによって別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。</p> <p>(4) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項）も個人情報となるが、個人番号及び特定個人情報（番号法第2条第8項）の取扱いについては、番号法及び関係政省令並びに関連ガイドラインにおいて、別途定めがある場合があるので留意を要する。</p> <p>(5) 正会員は、正会員の運用・直接募集業務等以外の業務における個人情報の取扱いについては、各認定個人情報保護団体が定める個人情報保護指針を遵守するとともに、該当する認定個人情報保護団体の指針等がないときは、本指針の趣旨に沿って、個人情報の適正な取扱いに努めるものとする。</p> <p>(6) 正会員は、金融分野GL及び金融分野実務指針は、通則GLを基礎とした上で、金融分野の個人情報の性質及び利用</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>含む。) 、投資証券(振替投資口を含む。)若しくは投資法人債券(振替投資法人債を含む。)をいう。)に係る金商法第2条第8項第7号に掲げる業務における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 正会員は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損等(以下「漏えい等」という。)を防止等するため、個人情報の保護に関する法令等並びに関係法令及びガイドライン等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>	<p>方法に鑑み、個人情報の取扱いに関して、金融分野における個人情報取扱事業者特に厳格な措置が求められる事項等を規定しており、金融分野GL及び金融分野実務指針において特に定めのない部分については、通則GL等が適用されることに留意を要する。また、金融分野GLにおいて、以下のように記載されていることにも留意が必要である。</p> <p>① 「～なければならない」と記載されている規定に従わない場合には、法の規定違反と判断され得る。</p> <p>② 「こととする」、「適切である」及び「望ましい」と記載されている規定に従わない場合には、直ちに法の規定違反と判断されることはないが、金融分野における個人情報の性質及び利用に鑑み、正会員には厳格な措置が求められている。</p> <p>(7) この解説において、個人情報に関連するガイドライン等の略称は以下による。</p> <p>① 通則GL 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)</p> <p>② 外国GL 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)(平成28年個人情報保護委員会告示第7号)</p> <p>③ 確認記録GL 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(平成28年個人情報保護委員会告示第8号)</p> <p>④ 仮名加工・匿名加工GL 個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(平成28年個人情報保護委員会告示第9号)</p> <p>⑤ 金融分野GL 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)</p> <p>⑥ 金融分野実務指針 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号)</p> <p>⑦ 番号法金融GL 特定個人情報の適正な取扱いに関する</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>ガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p> <p>⑧ 補完的ルール 個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール</p> <p>⑨ 基本方針 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） 〔参照条文等〕保護法第1条、第131条、金融分野G L第1条、番号法第4条</p>
<p>（定 義） 第2条 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>本指針における用語定義は、保護法第2条各項、第16条各項、通則G L 2及び金融分野G L第5条第1項の規定に基づくものである。</p>
<p>（1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができるもの、若しくは個人識別符号が含まれるものをいう。） 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。これら「個人に関する情報」が氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、それが「個人情報」となる。 なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。 また、企業名等、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の名義などの個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については、「個人情報」に該当する。 さらに、「個人」には外国人も当然に</p>	<p>1. 個人情報（第1号） （1）「個人情報」の具体例 受益者等に係る情報、直接募集顧客（以下「顧客」という。）に係る情報のほか、見込客、取引先企業及び証券発行企業等の個人に係る情報等、正会員が、正会員の運用・直接募集業務等において取得する個人に関する情報が広く該当する。 正会員の役職員（指針第10条第2項参照）の雇用等管理における個人情報（採用、賃金、人事評価、健康診断に係る情報等）及び正会員自身の株主に関する個人情報については、本指針の適用対象としない。</p> <p>① 受益者等に係る情報 例えば、次のようなものが該当する。 イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）第17条に定める約款変更に対する受益者の意見を証する書面の記載事項 ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第26条第1項第8号に規定する受益権原簿に記載された事項 ハ 投信法第117条に基づき、投資法人より事務の委託を受けた場合における当該投資法人の投資主に係る情報</p> <p>② 顧客に係る情報（契約の解除等により</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>含まれる。</p>	<p>口座を閉鎖した元顧客の情報を含む。) 例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 顧客カードの記載事項 ロ 本人確認記録記載事項 ハ 取引口座開設申込書の記載事項 ニ 顧客の取引に係る情報（取引残高報告書の記載事項並びに顧客口座の金銭の入出金及び受益証券等の入出庫を含む。） ホ 保管会社への取次申込書の記載事項 ヘ 顧客との通信文書 <p>③ 見込客や取引先企業、証券発行企業等の個人に関する情報</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 氏名、企業名、役職名、電話番号等の情報 ロ アンケート及び名簿業者等から入手した情報 ハ 官報、高額納税者名簿、職員録等で公にされている情報 <p>※ 個人番号の取得は番号法に明記された事務を行う目的に限定されるため、見込み客に対して提供を求めてはならない。</p> <p>[参照条文等] 番号法第 15 条</p> <p>(2) 「特定の個人を識別することができるもの」に該当する例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名が含まれる情報 ② 氏名は含まれていないものの、当該情報に含まれる個人別に付された番号、記号、画像、音声その他の情報により特定の個人を識別できる情報 ③ 当該情報のみでは識別できないが、当該情報に含まれる番号、記号その他の情報と正会員が保有する他の情報又は公開された情報をコンピュータ等による処理で照合することによって特定の個人を識別できる情報 <p>(3) 「他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する例</p> <p>例えば、正会員の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の取扱部門の間で、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>を照合することができる状態である場合は、「容易に照合することができる」状態であると考えられる。</p> <p>一方、他の事業者への照会を要するとき等であって照合が困難な状態である場合や正会員の双方の取扱部門やこれらを統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合は、「容易に照合することができない」状態であると考えられる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、通則G L2-1</p>
<p>(1の2) 個人識別符号</p> <p>当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令第1条に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。</p>	<p>1の2. 個人識別符号(第1号の2)</p> <p>個人識別符号とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして施行令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。</p> <p>個人識別符号に該当するものの具体例は以下である。</p> <p>(1) 例えば次の例示のように身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち特定の個人を識別するに足りるもの</p> <p>① 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様</p> <p>② 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質</p> <p>③ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p> <p>④ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p> <p>⑤ 指紋又は掌紋</p> <p>(2) 旅券の番号</p> <p>(3) 基礎年金番号</p> <p>(4) 免許証の番号</p> <p>(5) 住民票コード</p> <p>(6) 個人番号</p> <p>※ 死者に関する情報は個人情報に含まれないが、個人番号については死者に関するものであっても安全管理措置の対象となることに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 番号法第12条</p> <p>(7) 健康保険等の被保険者証上に記載され</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>た本人を特定できる番号等</p> <p>※ 民間の付番による番号等については、個人識別符号とならない。</p> <p>※ 個人識別符号に該当しないものの、個人情報に該当するものもあることに留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、施行令第1条、施行規則第2条～第4条、通則G L2-2</p>
<p>(2) 個人情報データベース等</p> <p>個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。</p> <p>イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</p>	<p>2. 個人情報データベース等 (第2号)</p> <p>(1) 「個人情報データベース等」に該当する例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 役職員が、名刺の情報を業務用パソコン(所有者を問わない。)の表計算ソフト等を用いて入力、整理し、顧客への取引の勧誘など「会社の事業」のために使用し、又は供している場合(第2号イ)</p> <p>② コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等(第2号ロ)</p> <p>(2) 「個人情報データベース等」に該当しない例</p> <p>市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム、アンケート結果等であつて、編集・加工・分類整理が行われていないもの</p> <p>(3) 番号法では個人情報データベース等は「個人情報ファイル」と規定される。また、個人情報ファイルに個人番号を含むものは「特定個人情報ファイル」となる。なお、番号法において金融機関は、顧客の管理のために、個人番号を顧客番号として利用してはならないとされていることに留意を要する。当該番号を一定の読み替え法則等によってアルファベット等に置き換えた場合も同じ。</p> <p>※1 番号法において、個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者は、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならないこととされている。よつて、例えば税務調査により受領した照会文書等に、個人番号が記載されている場合は、利用目的の達成後速やかに、既存顧客のものであるかどうかを問わず、当該個人番号を削除又は廃棄しなければならない。</p> <p>※2 令和2年4月より、口座管理機関は、国税通則法に基づき加入者情報を個人番号により検索可能な状態で管理しなければなら</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>らないこととなったが、番号法においては、引き続き、顧客管理のために、個人番号を顧客番号として利用することは禁止されている。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 16 条第 1 項、番号法第 2 条、番号法金融 G L 1-(1)、1-(2)、通則 G L 2-4、国税通則法第 74 条の 13 の 3</p>
<p>(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報という。</p>	<p>3. 個人データ (第 3 号)</p> <p>(1) 「個人データ」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報</p> <p>② 個人情報データベース等から紙面に出力されたもの (そのコピーを含む。)</p> <p>③ データ入力前の紙ベースの取引口座開設申込書や顧客カード等であっても、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっている場合 (「個人情報データベース等」に該当) において、当該個人情報データベースを構成する個人情報</p> <p>④ 「氏名」を削除する等、第三者にとって特定の個人を識別することができないようにしたデータであっても、正会員から見れば、他の情報と照合することで特定の個人情報を識別することができ、かつ、特定の個人情報を容易に検索可能な場合 (「個人情報データベース等」に該当) において、当該個人情報データベースを構成する個人情報</p> <p>(2) 「個人データ」に該当しない例 例えば、データ入力前の紙ベースの取引口座開設申込書や顧客カード等が、五十音順や口座番号順等により検索可能な状態になっていない場合において、その中に含まれる個人情報は該当しない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 16 条第 3 項、通則 G L 2-6</p>
<p>(4) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) で定める地方独立行政法人を除いたものをいう。</p> <p>ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められる</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 16 条第 4 項、通則 G L 2-5</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>ものをいい、営利・非営利の別は問わない。</p> <p>また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。</p> <p>なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。</p>	
<p>(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第2条</p>
<p>(6) 保有個人データ 正会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。</p>	<p>4. 保有個人データ (第6号)</p> <p>(1) 「保有個人データ」に該当する例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 自社が作成、処理した個人情報データベース等 (自社の顧客等のデータベース、又はそれらの書類、帳簿) を構成する個人情報</p> <p>② 企業データ等の外部のデータを正会員内部のデータと組み合わせて作成・保有するデータベースについて、正会員自らが、開示、訂正、追加又は削除、停止、消去及び第三者への提供停止のすべてに応じることができる権限 ((2) において「開示等権限」という。) を有するときは、「保有個人データ」に該当する。</p> <p>(2) 「保有個人データ」に該当しない例 例えば、正会員が、委託を受けて個人データを取り扱う場合の委託元から取得したデータベース等、正会員自ら開示等権限がないものは該当しない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条第4項、通則G L2-7</p>
<p>イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p>	<p>(3) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」の具体例 (第6号ロ)</p> <p>① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等による不当要求行為を防止するためその他取引開始審査のために、正会員が当該団体等の個人データを保有している場合</p> <p>② いわゆる不審者、悪質クレマー等からの不当要求行為を防止するため、当該行為を繰り返す者の個人データを保有し</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>ている場合 [参照条文等] 保護法第 16 条第 4 項、施行令第 5 条、通則 G L 2-7</p>
<p>ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p>	<p>(4) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの」の具体例 (第 6 号ハ) 例えば、要人の行動予定情報 [参照条文等] 保護法第 16 条第 4 項、施行令第 5 条、通則 G L 2-7</p>
<p>ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p>	<p>(5) 「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」の具体例 (第 6 号ニ) ① 警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で容疑者等の個人データを保有している場合 ② 犯罪収益との関係が疑われる取引 (疑わしい取引) の届出の対象情報 ③ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報 [参照条文等] 保護法第 16 条第 4 項、施行令第 5 条、第 6 条、通則 G L 2-7</p>
<p>(7) 要配慮個人情報 不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要するものとして、特定の記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>5. 要配慮個人情報 (第 7 号) 要配慮個人情報に該当するものの具体例 (1) 人種 (2) 信条 (3) 社会的身分 (4) 病歴 (5) 犯罪の経歴 (6) 犯罪により害を被った事実 (7) 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の施行規則で定める心身の機能の障害があること (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果 (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>(11) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと</p> <p>なお、要配慮個人情報の機微（センシティブ）情報への該当性にも留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、通則G L2-3</p>
<p>(8) 機微（センシティブ）情報</p> <p>金融分野において、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）のことをいう。</p>	<p>6. 機微（センシティブ）情報（第8号）</p> <p>本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものについては、法令上は要配慮個人情報に該当する場合であっても、機微（センシティブ）情報には含まれないことに留意する。</p> <p>[参照条文等] 金融分野G L第5条</p>
<p>(9) 仮名加工情報</p> <p>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p>	<p>7. 仮名加工情報（第9号）</p> <p>(1) 「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、それぞれの区分に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られた個人に関する情報が仮名加工情報に該当すると考えられる。</p> <p>① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報 当該情報に含まれる記述等の一部を削除する（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）</p> <p>② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報 当該情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）</p> <p>(2) 仮名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則及び仮名加工・匿名加工G Lに従った対応が必要となる。なお、「仮名加工情報を作成する」とは、仮名加工情報として取り扱うために施行規則第31条で定める基準に従い作成することをいう。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、施行規則第18</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>条の7、通則GL2-10、仮名加工・匿名加工GL2-1、2-2</p>
<p>(10) 匿名加工情報</p> <p>個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であり、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。</p>	<p>8. 匿名加工情報（第10号）</p> <p>(1) 「個人情報の区分」とは以下に掲げる区分であり、それぞれの区分に定める措置を講じたものが匿名加工情報に該当すると考えられる。</p> <p>① 保護法第2条第1項第1号に該当する個人情報</p> <p>「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」である個人情報の場合には、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等を削除したもの</p> <p>② 保護法第2条第1項第2号に該当する個人情報</p> <p>「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除したもの</p> <p>※ 「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものをいう。</p> <p>(2) 匿名加工情報を作成する場合は、保護法、施行規則及び仮名加工・匿名加工GLに従った対応が必要となる。なお、「匿名加工情報を作成する」とは、匿名加工情報として取り扱うために施行規則第34条で定める基準に従い作成することをいう。例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除（又は他の記述等に置換え）したうえで、引き続き個人情報として取り扱う場合（加工元の個人情報を復元する場合を含む。）、あるいは統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、「匿名加工情報を作成する」ときに該当しない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、施行規則第34条、通則GL2-12、仮名加工・匿名加工GL3-1</p>
<p>(11) 個人関連情報</p>	<p>9. 個人関連情報</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>個人関連情報に該当するものの具体例（※）</p> <p>(1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴</p> <p>(2) 特定の個人を識別できないメールアドレス（abc_123@example.com など）に結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等</p> <p>(3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴</p> <p>(4) ある個人の位置情報</p> <p>(5) ある個人の興味・関心を示す情報</p> <p>※ 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第2条、通則G L2-8、3-7</p>
<p>(12) 個人関連情報データベース</p> <p>個人関連情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により容易に検索可能な状態に置かれているもの</p>	<p>[参照条文等] 保護法第16条第7項、通則G L2-9</p>
<p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 正会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、正会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。</p> <p>3 正会員は、特定の個人情報の利用目的</p>	<p>1. 利用目的の特定に当たり、あらかじめ第三者に個人情報を提供することを想定している場合には、その旨が明確に分かるよう特定する必要がある。</p> <p>2. 利用目的の特定の例</p> <p>以下の例を参考に、正会員各社において個人情報の利用目的を特定する。</p> <p>(1) 事業内容（任意事項）</p> <p>事業内容の記載は、各社の任意とし、記載する場合には、以下の例を参考とする。</p> <p>① 金商法第2条第8項第12号イに掲げる業務又は同項第14号に掲げる業務及びこれ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示することとする。</p> <p>4 正会員は、利用目的を変更する場合には、保護法第17条第2項に定める「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えてはならない。</p>	<p>らに付随する業務（委託者非指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務及びこれに付随する業務）</p> <p>② 金商法第2条第8項第7号に掲げる業務</p> <p>③ 金商法第35条第2項に基づき正会員が営むことのできる業務及びこれらに付随する業務</p> <p>④ その他正会員が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）</p> <p>(2) 利用目的（必須事項）</p> <p>利用目的は、例えば、以下のように具体的に特定する。また、個人番号の利用目的について合わせて記載することが考えられる。その場合、当該利用目的は、その他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが、顧客に明確に理解されるよう留意する。</p> <p>① 当社が発行する有価証券の勧誘・販売又はサービスの案内を行うため</p> <p>② 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</p> <p>③ 取引口座の開設等、有価証券又はサービスの申込の受付のため</p> <p>④ お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため</p> <p>⑤ お客様に対し、取引結果、残高などの報告を行うため</p> <p>⑥ お客様との取引に関する事務を行うため</p> <p>⑦ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>⑧ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>⑨ 一般事務受託者として投資法人から投資主に係る個人情報の管理事務の全部又は一部を委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>⑩ その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>● 個人番号の利用目的</p> <p>前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</p> <p>※ 個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人番号の利用目的 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 ② 金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務 <p>※ 個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。</p> <p>3. 利用目的変更の範囲 (許容例) 「商品案内等を郵送」→「商品案内等をメール送付」 (認められない例) 「アンケート集計に利用」→「商品案内等の郵送に利用」 〔参照条文等〕保護法第17条、金融分野GL第2条、番号法金融GL1-(1)、通則GL3-1-1、3-1-2</p>
<p>(「同意」の形式)</p> <p>第4条 正会員は、次条、第13条、第13条の2及び第13条の5（正会員が個人関連情報取扱事業者から同条の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。第15条を除き、以下同じ。）によることとする。</p> <p>なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>	<p>(1) 「同意」を得る方法の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人から直接個人情報を取得する書面上又は別の書面上に利用目的及び同意文言を記載し、本人の署名（及び捺印）を徴求して同意を得る方法 ② インターネット等の場合、画面上での同意の意思表示（本人による了解ボタンのクリック、同意する旨のタッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力等）又は同意文言を記載した本人からの電子メールやSMS等の電気通信回線を用いた交信（以下「電子メール等」という。）の受信、本人による音声入力等による方法 ③ 上記①又は②以外の電話等非対面の場合で、口頭による同意を得るときは、顧客本人の同意の意思表示について社内記録（聴取書等）を作成し、又は録音すること等により事後的に検証可能な体制をとる必要がある。 <p>(2) あらかじめ作成された同意書面を用いる場合の留意事項</p> <p>文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。</p> <p>または、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うこと等、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 本人が未成年者の場合に親権者の同意が必要なのは、その未成年者が個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断のできる能力を有していない場合であると考えられる。</p> <p>[参照条文等] 通則G L 2-16、金融分野G L 第3条</p>
<p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 正会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的にない場合でも、目的外利用には当たらない。</p>	<p>(1) 正会員が、新たに取扱いを行う業務に関して、既に取得した個人情報を利用する場合、利用目的に明記した「その他正会員が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）」から外れない限り、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲内と考えられる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第18条、通則G L 3-1-3</p>
<p>2 正会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。</p> <p>また、承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にならず、本人の同意を得る必要はない。</p>	<p>(2) 「合併その他の事由」（第2項）には、合併のほか、事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（電子メールの送信や電話をかけること等）は承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。</p> <p>(3) 個人番号は、原則として、本人の同意を得ても、利用目的外に利用してはならないことに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第18条、通則G L 3-1-4、番号法第9条、第30条第2項、番号法金融G L 1-(1)</p>
<p>3 前2項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>(4) 個人番号は、第3項各号に掲げる場合に関わらず、次の場合にのみ例外的な取扱いが認められる。</p> <p>① 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合</p> <p>② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 18 条、番号法第 9 条、番号法金融G L1-(1)</p>
<p>(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合</p>	<p>(5) 「法令に基づく場合」（第 3 項第 1 号）の具体例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第 74 条の 2 から第 74 条の 6（税務当局が行う質問検査）</p> <p>② 国税通則法第 131 条（税務当局の行う犯則事件の任意調査）</p> <p>③ 刑事訴訟法第 197 条（捜査関係事項照会）</p> <p>④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第 8 条第 1 項（疑わしい取引の届出等）</p> <p>⑤ 民事訴訟法第 223 条（文書提出命令）</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第 218 条第 1 項（令状による差押え・搜索・検証）</p> <p>⑦ 所得税法第 225 条（支払調書及び支払通知書）</p> <p>⑧ 地方税法第 72 条の 63（個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権）</p> <p>⑨ 国税徴収法第 141 条（質問及び検査）</p> <p>⑩ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6（共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度に係る口座情報の報告）</p> <p>⑪ 金商法第 56 条の 2、第 210 条、第 211 条（報告の徴取及び検査、質問・検査・領置等、臨検・搜索・差押等）</p> <p>⑫ 金商法第 78 条第 2 項、第 78 条の 6 及び第 78 条の 7</p> <p>※ 金商法等に基づく自主規制機関に対する情報提供</p> <p>正会員が、金商法等に従って定められた本会の定款その他の規則の規定に基づく本会への報告・届出、本会の調査又は本会の苦情相談・あっせん業務等、本会の自主規制業務遂行のために本会に個人情報の提供を行う場合</p> <p>⑬ 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項（弁護士の照会）</p> <p>例えば裁判所等へ提出する証拠資料として必要となる場合</p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことがで</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>きる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>その場合、例えば弁護士会の照会があった場合の対応として、個人データを提供することの必要性和合理性が認められる範囲であるか判断が困難な場合は、本人の同意を得ることが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>(6) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例(第3項第2号)</p> <p>「人」には「法人」を含み、例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等の違法行為に関する情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報等を収集する場合</p> <p>② 反社会的勢力であることが疑われる顧客について警察へ照会する場合</p> <p>③ 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合</p> <p>④ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合</p> <p>⑤ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族への財産開示</p> <p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 18 条、通則G L3-1-5</p>
<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>(7) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第3項第4号)</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合</p> <p>(注)「協力する必要がある」か否かについては、正会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>れ、対象となる個人情報を特定のうへ提供することが望ましい。</p> <p>② 警察の任意調査に応じる場合</p> <p>③ 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を警察に提供する場合</p> <p>④ 一般統計調査に回答する場合</p> <p>なお、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>[参照条文] 保護法第18条、金融分野G L 第4条、通則G L 3-1-5</p>
<p>(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>	<p>(8) 具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。</p> <p>[参照条文] 保護法第16条第8項、第18条、金融分野G L 第4条、通則G L 2-18、2-19、3-1-5)</p>
<p>(機微（センシティブ）情報の取扱い)</p> <p>第6条 正会員は、機微（センシティブ）情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を行わないものとする。</p>	<p>(1) 機微（センシティブ）情報に該当しない情報の例</p> <p>例えば、次のようなものは該当しない。</p> <p>① 新聞、テレビ及び官報等に記載された公知の情報</p> <p>② 相続手続及び納税義務の履行において準拠法を確認するために「国籍（永住権の有無を含む。）」を使用する場合の当該「国籍」情報</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報に係る留意事項</p> <p>① 機微（センシティブ）情報の取得の時期は、正会員において、当該情報を事業の用に供するものとしてファイルに綴じる等により保管した段階である。</p> <p>② 平成17年4月1日以後、犯罪収益移転防止法等に基づき、顧客の本人確認を行うため、当該顧客から、本人確認書類として、本籍地や免許の条件等（条件等の内容が機微（センシティブ）情報に該当するものに限る。）が記載された運転免許証等の写しの送付を受けた場合、ファイルリング（保管）するまでの間に、速やかに、当該本籍地や当該免許の条件等を黒塗りすれば、機微（センシティブ）情報の「取得」に当たらない。</p> <p>また、運転免許証の裏面、個人番号カ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>一ドの表面、健康保険被保険証等から、本人確認には必要のない臓器提供の意思等に関する情報（特記欄を含む）は、機微（センシティブ）情報に該当するか否かを問わず、運用・直接募集業務等において必要な情報ではないため、取得しないよう留意する。</p> <p>なお、平成17年4月1日より前に取得した機微（センシティブ）情報については、同日以後は、本条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p> <p>また、平成29年5月30日より前に取得した要配慮個人情報（同日より前に機微（センシティブ）情報であったものを除く。）については、同日以後は、本条第1項各号に掲げる場合を除くほか、利用又は第三者への提供はできないことに留意する。</p>
(1) 法令等に基づく場合	<p>(3) 「法令等に基づく場合」の具体例（第1項第1号）</p> <p>法律、政省令、条例、条約のほか、閣議決定や公務所により発出された指導文書で、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客から「障害者等の少額貯蓄非課税制度」の利用資格を確認するため、身体障害者手帳（写）の提出を受けた場合 ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団追放運動推進センターの会議等の場で文書等に記載された暴力団や反社会的団体若しくはその構成員の反社会的行為に関する情報を取得する場合 ③ 犯罪収益移転防止法第8条第1項に基づく疑わしい取引の届出により、個人情報を提供する場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合	<p>(4) 「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」の具体例（第1項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等を把握する目的で、犯罪情報を取得する場合 ② 正会員が顧客の適合性確認を実施したとき等に、判断能力が低下している顧客本人に代わって当該顧客の家族等から認知症等の疾病情報を取得する場合 〔参照条文等〕 保護法第20条第2項第2号
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成	

個人情報保護に関する指針	解 説
の推進のため特に必要がある場合	
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合	
(5) 保護法第20条第2項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を取得する場合、保護法第18条第3項第6号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を利用する場合、又は保護法第27条第1項第7号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合	(5) 学術研究機関等との間で学術研究目的で必要があるときに機微（センシティブ）情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合が該当する。 〔参照条文等〕 金融分野G L 第5条
(6) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用、又は第三者提供する場合	
(7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合	(6) 「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」の具体例（第1項第6号） 例えば、相続手続のための戸籍謄本を取得する場合 〔参照条文等〕 金融分野G L 第5条
(8) 正会員が営む業務の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用、又は第三者提供する場合	
(9) 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合	(7) 「生体認証情報」は、第2条の解説1の2. 個人識別符号（1）の例示を参考とする。
2 正会員は、機微（センシティブ）情報を、前項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。	
3 正会員は、機微（センシティブ）情報を、本条第1項に掲げる場合に取得、利用、又は第三者提供する場合には、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならない。	(8) 例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、保護法第20条第2項に従い、あらかじめ本人の同意を得ることに留意する。
4 正会員は、機微（センシティブ）情報を第三者提供するに当たっては、保護法第27条第2項（オプトアウト）の規定を適用しないこととする。	(9) 要配慮個人情報のオプトアウトによる第三者提供は保護法で禁じられているため、要配慮個人情報には該当しない機微（センシティブ）情報についても、オプトアウトによる第三者提供を行わないこととする。

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(不適正な利用の禁止)</p> <p>第6条の2 正会員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。</p>	<p>(1) 「違法又は不当な行為」とは、保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とは言えないものの、保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。</p> <p>(2) 「おそれ」の有無は、正会員による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における正会員の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、正会員が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該正会員が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。</p> <p>(3) 「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用している事例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合</p> <p>② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合</p> <p>③ 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合</p> <p>④ 個人情報を提供した場合、提供先において保護法第27条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合</p> <p>⑤ 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合</p> <p>⑥ 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第19条、通則G L3-2</p>
<p>(適正な個人情報の取得)</p> <p>第7条 正会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、正会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。</p>	<p>(1) 「不正の手段」により個人情報を取得している事例</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合</p> <p>② 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合</p> <p>③ 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合</p> <p>④ 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合</p> <p>⑤ 保護法第27条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合</p> <p>⑥ 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合</p> <p>(2) 個人番号及び基礎年金番号の取得</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>個人番号及び基礎年金番号は法令により規定された場合以外には取得してはならないことに留意を要する（※1）。</p> <p>なお、令和2年5月25日より、個人番号を確認するための通知カードは廃止されているが、経過措置が設けられており、以下の条件を満たす場合に限り、番号法上の本人確認に利用することができる。（「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部施行による。）</p> <p>① 当該通知カードに係る記載事項に変更がないこと</p> <p>ただし、当該廃止日前に当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合に、市町村長（特別区の区長を含む。）から記載事項の変更の措置を受けていなければ、個人情報の保護に関する指針当該経過措置は適用されない。</p> <p>② 本人確認書類を別途受入れるなど、番号法により規定された方法により、通知カードの記載事項が現在のものであることを確認すること。</p> <p>※1. 個人番号以外にも、基礎年金番号や被保険者等記号・番号等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。）は、原則として、本人確認の目的であっても告知を求めることが禁止されている点にも留意する。例えば、ホームページや顧客向けリーフレット等において、本人確認書類として健康保険証等の写しの提出を求める場合に「記号・番号が鮮明であることをご確認ください。」等の記載がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求を行っていると思われるおそれがあるため、行わないようにすること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第20条、通則G L 3-3-1、番号法第15条、第16条、第19条、第20条、番号法金融G L 3-(2)、3-(3)、国民年金法第108条の4、健康保険法第194条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2、国民健康保険法第111条の2、船員保険法第143条の2、私立学校教職員共済法第45条、国家公務員共済組合法第112条の2、地方公務員等共済組合法 第144条の24の2、防衛省の職員の給与等に関する法律第22条、国税通則法第74条の13の4、番号利用法整</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>2 正会員は、第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法令遵守状況を確認するとともに、当該個人情報が適法に取得されたものであることを確認するものとする。</p>	<p>備法（平成25年法律第28号）第8条</p> <p>(3) 提供元の法令遵守状況の確認の具体的方法 例えば、オプトアウト、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることの確認などが考えられる。</p> <p>(4) 「提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであること」は、例えば以下のいずれかの方法で確認する。</p> <p>① 取得の経緯を示す契約書等の書面の点検</p> <p>② 適法に取得されている旨の確認書の受入れ</p> <p>③ 口頭による適法性の確認のうえ、適正な社内記録の保存</p> <p>なお、提供を受ける個人情報が適法に取得されたものであることを確認できない場合は、その取得を自粛することを含め、慎重な対応を検討することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 通則G L 3-3-1、確認記録G L 3-1-3</p> <p>(注) EU域内から、個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則。以下「GDPR」という。）45条に基づく十分性認定により移転を受けた個人データ（GDPR第4条第1号に定める「Personal Data」をいう。）については、補完的ルールの適用を受けることに留意する。また、英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについても同様である。</p> <p>[参照条文等] 補完的ルール</p>
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第8条 正会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じ、インターネットのホームページ等での公表、本店その他の営業所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法によらなければならない。</p>	<p>(1) 「通知」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① ちらし等の文書を直接渡すことによる通知（原則）</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は文書を郵便等で送付することによる通知</p> <p>(2) 「公表」方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 自社のホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>② 自社の営業所等、顧客が訪れることが想定される場所におけるポスター等の掲示、パンフレット等の備置き・配布</p> <p>(注) 平成 17 年 4 月 1 日の保護法施行日前から保有している個人情報については、保護法施行時に個人情報の取得行為がなく、保護法第 21 条の規定は適用されない。</p> <p>[参照条文等] 通則 G L 2-14、2-15</p>
<p>2 正会員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(3) 本人から「契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合」の例(第 2 項)</p> <p>例えば、次のような場合がある。</p> <p>① 本人から、取引口座設定申込書、保管会社への取次ぎの申込書等を受領する場合</p> <p>② 本人から本人確認書類又はその写しを受領する場合</p> <p>③ 返信用ハガキ、アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合</p> <p>④ 自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を取得する場合</p> <p>(4) 「明示」の方法の具体例</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 利用目的を記載した書面で明示する方法</p> <p>② ポスター等の掲示により明示する方法</p> <p>③ パンフレット又はちらしの配布等により明示する方法</p> <p>④ インターネット取引の場合は、顧客入力画面や顧客宛て電子メール等により明示する方法</p> <p>(5) 「明示」の内容等</p> <p>① 「明示」する内容は、取得した個人情報の利用目的である。「明示」は、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的のみを示す方法と、第 3 条により特定した包括的な利用目的の全部又は一部を示す方法のいずれかによるものとする。</p> <p>② 本人に対して、取引開始時等に包括的な利用目的を明示している場合で、当該契約書その他の書面に記載された個人情報の利用目的が、取引開始時等に明示された包括的な利用目的の範囲内にあるときは、当該書面による個人情報を取得する都度、あらためて利用目的の明示を行う必要はない。</p> <p>(6) 本人への通知又は公表が必要となる具</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<p>体例（取得する前に個別通知する場合を除く）</p> <p>① インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く）</p> <p>② インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く）</p> <p>③ 個人情報の第三者提供を受けた場合 [参照条文等] 通則G L3-3-3、3-3-4</p> <p>(7) 個人番号の利用目的の通知・公表・明示</p> <p>① 個人番号の利用目的についても通知・公表・明示を行わなければならない。</p> <p>② 個人番号の利用目的は、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示することが考えられる。ただし、個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示することも妨げない。</p> <p>③ 個人番号の利用目的を、個人情報の利用目的に追記して通知・公表・明示する場合は、顧客が個人番号の利用目的がその他の個人情報の利用目的とは独立したものであることが明確に理解できるよう留意しなければならない。例えば、次のような記載が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。 <p>④ 個人番号の利用目的を個人情報の利用目的とは別に通知・公表・明示する場合は、顧客に個人情報の利用目的が別途通知・公表・明示されていることを明確に示したうえで、それぞれの利用目的の通知・公表・明示に漏れが生じぬよう留意する必要がある。個人番号の利用目的は、例えば次のように記載することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人番号の利用目的 <ol style="list-style-type: none"> 1) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 2) 金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務 <p>※ 個人番号以外の個人情報の利用目的は、弊社ホームページ等で公表しておりますので、ご確認ください。</p> <p>⑤ 金融商品仲介業者に個人番号の収集を</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	委託する場合、金融商品仲介業者が顧客に明示すべき利用目的は、当該金融商品仲介業者自身の利用目的ではなく、委託元正会員が定める利用目的であることに留意する。
3 正会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。	〔参照条文等〕 保護法第21条第3項、通則GL3-1-2
4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。 (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合	(8) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」の具体例(第4項第1号) 例えば、暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等についての情報や疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合 〔参照条文等〕 保護法第21条第4項、通則GL3-3-5、金融分野GL第6条
(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該正会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合	(9) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該正会員の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」の具体例(第4項第2号) 例えば、次のようなものが該当する。 ① 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになる事により、情報提供を受けた正会員に害が及ぶ場合 ② 通知又は公表される利用目的により、正会員が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになり健全な競争を害する場合 〔参照条文等〕 保護法第21条第4項、通則GL3-3-5、金融分野GL第6条
(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	(10) 「国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第4項第3号) 例えば、捜査機関から捜査への協力に必要な被疑者の個人情報の提供を受ける

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>場合 〔参照条文等〕 保護法第 21 条第 4 項、通則 G L3-3-5</p>
<p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p>(11) 「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」の具体例（第 4 項第 4 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① 電話等での資料請求に対し、請求者が提供した住所、氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合 ② 法人との取引により、法人の代表者、担当の役職員の個人名等を取得し、当該個人情報を当該取引にのみ利用する場合 ③ 今後連絡を取り合うための名刺交換により、個人情報を取得する場合 なお、ダイレクトメールの送付や勧誘行為を行う場合は、名刺交換時又はダイレクトメールの送付前にその旨を確認することにより利用目的を明示したこととなると考えられる。 ④ 非通知でない着信電話に同じ用件で電話を掛け直す場合 〔参照条文等〕 保護法第 21 条第 4 項、通則 G L3-2-5</p>
<p>(データ内容の正確性の確保等) 第 9 条 正会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手続の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手続の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。 また、正会員は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。</p>	<p>(1) 「個人データを正確かつ最新の内容に保つ」方法の具体例 顧客からの届出内容を迅速かつ正確に個人情報データベース等に反映するとともに、各社の業務の態様等に応じ、例えば、次のような方法により、各社において必要な対応に努めるものとする。 ① 契約締結時交付書面・取引残高報告書等やホームページにおいて、顧客の氏名・住所等の変更届出手続について周知する。 ② 定期的に顧客カード等の情報を顧客本人に通知し、内容の確認を求める。 ※ 個人番号については、利用目的の範囲を超えて利用することができないことから、支払調書等以外の書類等に番号を記載してはならないことに留意を要する。 (2) 「保存期間」について 保存期間は合理的理由を伴う永久保存も該当する。 ※ 個人番号は番号法に明記された事務を行う必要に限り保管・保存することができるものであるため、所管法令にて定められている保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに消去・廃棄しな</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>ければならないことに留意を要する。 [参照条文等] 保護法第22条、通則GL3-4-1、金融分野GL第7条、番号法第20条、番号法金融GL3-(3)</p>
<p>(安全管理措置) 第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」、「技術的安全管理措置」及び「外的環境の把握」を含むものでなければならない。当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人のデータの性質及び量を含む。以下同じ。）並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 個人データの安全管理措置について役員（正会員の組織内にあつて、直接又は間接に正会員の指揮監督を受けて正会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、正会員との間の雇用関係がない者（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役又は派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の正会員の体制整備及び実施措置をいう。</p> <p>(2) 人的安全管理措置 役員との個人データの非開示契約等の締結及び役員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役員を監督することをいう。</p> <p>(3) 物理的安全管理措置 個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒</p>	<p>(1) 正会員は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、金融分野GL及び金融分野実務指針を踏まえ、正会員の規模、業務の内容等に応じて適切な措置等を講じるものとする。</p> <p>(2) リスクに応じたものとする具体例 例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、正会員において全く加工をしていないもの（名簿にラインマーカーや付箋をつけることは加工に当たらない）については、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、正会員の安全管理措置の義務違反にはならない。</p> <p>(3) その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置 保護法第23条における「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、正会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、当該正会員が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれることに留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第23条、通則GL3-4-2、金融分野GL第8条、金融分野実務指針、番号法第12条)</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人情報の安全管理に関する物理的な措置をいう。</p> <p>(4) 技術的安全管理措置 個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人情報の安全管理に関する技術的な措置をいう。</p> <p>(5) 外的環境の把握 外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。</p>	
<p>3 正会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) 規程等の整備 イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備 ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備 ハ 個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備 ニ 外部委託に係る規程の整備</p> <p>(2) 各管理段階における安全管理に係る取扱規程 イ 取得・入力段階における取扱規程 ロ 利用・加工段階における取扱規程 ハ 保管・保存段階における取扱規程 ニ 移送・送信段階における取扱規程 ホ 消去・廃棄段階における取扱規程 ヘ 漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程</p> <p>4 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 イ 個人データの管理責任者等（個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人データ管理責任者、個人データを取り扱う各部署における個人データ管理者）の設置 ロ 就業規則等における安全管理措置の整備 ハ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用</p>	<p>(4) 個人データの取扱状況を確認できる手段の具体例</p> <p>① 個人データについては、次に掲げる事項を含む台帳整備が求められている。 イ. 取得項目、ロ. 利用目的、ハ. 保管場所・保管方法・保管期限、ニ. 管理部署、ホ. アクセス権限の状況</p> <p>② 一方、特定個人情報ファイルについては、次に掲げる事項を例とする台帳（特定個人情報は記載しない）整備が求められている。 イ. 特定個人情報ファイルの種類、名称、ロ. 責任者、取扱部署、ハ. 利用目的、ニ. 削除・廃棄状況、ホ. アクセス権を有する者</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<ul style="list-style-type: none"> ニ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備 ホ 個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施 へ 漏えい等事案に対応する体制の整備 (2) 人的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 役職員との個人データの非開示契約等の締結 ロ 役職員の役割・責任等の明確化 ハ 役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練 ニ 役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認 (3) 物理的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 個人データの取扱区域等の管理 ロ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 ハ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ニ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄 (4) 技術的安全管理措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 個人データの利用者の識別及び認証 ロ 個人データの管理区分の設定及びアクセス制御 ハ 個人データへのアクセス権限の管理 ニ 個人データの漏えい等防止策 ホ 個人データへのアクセスの記録及び分析 へ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録及び分析 ト 個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査 	
	<p>(5) 金融分野GLにおいて求められる「物理的安全管理措置」について、番号法金融GLにおいても「物理的安全管理措置」として整備が求められることに留意する。</p> <p>具体的には以下の措置を講ずることが考えられる。</p> <p>① 特定個人情報等を取り扱う区域の管理の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特定個人情報ファイルを保存するコンピュータシステム等の設置場所、又は特定個人情報ファイルを外部記憶媒体に書き出して持ち出すことが可能な区域は、管理区域として、入退出管理の実施や持ち込む機器の制限、必要に応じた監視カメラの設置等を行うことが考えられる。 ロ 上記以外に特定個人情報等の取得、

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>コンピュータシステムへの入力、書類の一時保存等を行う場所は取扱区域として、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられる。</p> <p>② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止の具体例 特定個人情報ファイルを取り扱う区域における機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、電子媒体又は書類等の施錠できるキャビネット・書庫等への保管、機器のセキュリティワイヤー等による固定を行う。</p> <p>③ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止具体例 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等による容易に個人番号が判明しない措置の実施や、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。</p> <p>④ 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄の具体例 所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄するとともに、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。特に、下記⑤により、個人番号を取得した場合には、速やかに削除又は廃棄しなければならないことに留意する。</p> <p>⑤ 令和2年4月以降の税務調査への対応の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月以降、個人番号を利用した税務調査として、国税当局が臨店調査により、個人番号が記載された照会文書等を提示することとなるが、当該照会文書等（そのコピー等を含む。）の受領等の対応は、支店長等の個人番号関係事務取扱管理者又は個人番号関係事務取扱担当者が行う。また、個人番号関係事務取扱管理者又は個人番号関係事務取扱担当者は、当該照会文書等を各社における特定の管理区域に回送し、当該管理区域において、自社の顧客情報との照合や国税当局に対する回答等に対応する。 ・ 管理区域において、臨店調査を受け

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>た支店からの回送又は国税当局からの郵送により受領した照会文書等に、個人番号が記載されている場合は、利用目的の達成後速やかに、既存顧客のものであるかどうかを問わず、当該個人番号を削除又は廃棄しなければならない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第23条、通則G L 3-4-2、金融分野G L 第8条、金融分野実務指針</p>
<p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。</p> <p>(1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該正会員の営む業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること</p> <p>(2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと</p> <p>(3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること</p>	<p>(1) 本条における役職員の定義については、本指針第10条第2項第1号参照</p> <p>(2) 役職員に対して必要かつ適切な監督を行っていないものの具体例</p> <p>① 役職員が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合</p> <p>② 自社の内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体を繰り返し持ち出されていたにも関わらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第24条、通則G L 3-4-3、金融分野G L 第9条、金融分野実務指針、番号法第12条</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び</p>	<p>(1) 委託先には外国の委託先も含まれる。</p> <p>(2) 個人番号関係事務を委託する場合は、委託者と同等の管理を求めなければならないことに留意を要する。</p> <p>(3) 再委託以降の場合も同等の管理を求めるとともに適切に監督することが必要となる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第25条、金融分野G L 第10条、金融分野実務指針、番号法第11条、番号法金融G L 2-(1)</p> <p>(4) 個人番号関係事務を再委託する場合</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託する個人データの安全管理が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。</p> <p>(1) 個人データの安全管理のため、委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針・取扱規程の策定等の内容を委託先選定の基準に定め、当該基準を定期的に見直すこと。</p> <p>なお、委託先の選定に当たっては、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。））を利用する方法を含む。以下同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人データ管理責任者等が適切に評価することが望ましい。</p> <p>(2) 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限、委託先における漏えい等の防止及び目的外利用の禁止、再委託に関する条件並びに漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任を内容とする安全管理措置を委託契約に盛り込むとともに、定期的に監査を行う等により、定期的又は随時に当該委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況を確認し、当該安全管理措置を見直すこと。</p> <p>なお、委託契約に定める安全管理措置等の遵守状況については、個人データ管理責任者等が、当該安全管理措置等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。</p> <p>委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続きを求め、かつ直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督</p>	<p>は、元委託者の許諾を得る必要があることに留意を要する。</p> <p>また、個人番号関係事務を受託していた者が、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合は、当該再委託を受けた者も含め、番号法違反となるおそれがあることに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 番号法第10条、番号法金融G L2-(1)</p> <p>(5) 委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない具体例</p> <p>① 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>② 個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>③ 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>④ 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合</p> <p>[参照条文等] 保護法第25条、通則G L3-4-4</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>を適切に果たすこと及び再委託先が保護法第23条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。</p>	
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第13条 正会員は、個人データの第三者（個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。第13条の2から第13条の6を除き、以下同じ。）への提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得ないで提供してはならない。同意の取得にあたっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。</p> <p>なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる場合には、第三者への個人データの提供にあたって本人の同意は不要である。</p>	<p>(1) 個人データを提供する場合の留意事項</p> <p>正会員が取得した個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となるが、本人の同意を得ることなく個人データを提供しようとするときは、次のいずれかに該当するかどうかを確認し必要な対応をとる。</p> <p>① 法令に基づく場合等の適用除外の場合（第1項第1号から第5号）</p> <p>② オプトアウトによる場合（第2項）</p> <p>※機微（センシティブ）情報（本指針第2条第1項第8号で規定されているもの）、不正取得された個人データをオプトアウトにより提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することは認められていないことに留意する。</p> <p>③ 委託の場合（第4項第1号）</p> <p>④ 合併等の事業承継の場合（第4項第2号）</p> <p>⑤ 共同利用の場合（第4項第3号）</p> <p>第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データの提供先の第三者、提供先の第三者における利用目的及び第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得ることとする。本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、当該事項に代わる本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。</p> <p>(2) 特定個人情報の第三者提供</p> <p>特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。正会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第1号～第5号に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</p> <p>また、個人番号には共同利用という考</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>え方はなく、第三者提供となることに留意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、番号法第 15 条、第 19 条、第 30 条第 2 項、金融分野 G L 第 12 条、番号法金融 G L 3-(2)</p>
(1) 法令に基づく場合	<p>(3) 「法令に基づく場合」の具体例 (第 1 項第 1 号)</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国税通則法第 74 条の 2 から第 74 条の 6 (税務当局が行う質問検査) ② 国税通則法第 131 条 (税務当局の行う犯則事件の任意調査) ③ 刑事訴訟法第 197 条 (捜査関係事項照会) ④ 犯罪収益移転防止法第 8 条第 1 項 (疑わしい取引の届出等) ⑤ 民事訴訟法第 223 条 (文書提出命令) ⑥ 刑事訴訟法第 218 条第 1 項 (令状による差押え・捜索・検証) ⑦ 所得税法第 225 条 (支払調書及び支払通知書) ⑧ 地方税法第 72 条の 63 (個人の事業税に係る総務省の職員の質問検査権) ⑨ 国税徴収法第 141 条 (質問及び検査) ⑩ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 10 条の 6 (共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換制度に係る口座情報の報告) ⑪ 金商法第 56 条の 2、第 210 条、第 211 条 (報告の徴取及び検査、質問・検査・領置等、臨検・捜索・差押等) ⑫ 金商法第 78 条第 2 項、第 78 条の 6 及び第 78 条の 7 <p>※ 金商法等に基づく自主規制機関等に対する情報提供</p> <p>正会員が、金商法等に従って定められた本会の定款その他の規則の規定に基づく本会への報告・届出、本会の調査又は本会の苦情相談・あっせん業務等、本会の自主規制業務遂行のために本会に個人情報の提供を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項 (弁護士会の照会) <p>例えば裁判所等へ提出する証拠資料として必要となる場合</p> <p>なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>その場合、例えば弁護士会の照会があった場合の対応として、個人データを提供することの必要性和合理性が認められる範囲であるか判断が困難な場合は、本人の同意を得ることが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-1</p>
<p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>(4) 「人の生命、身体又は財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例(第1項第2号)</p> <p>「人」には「法人」を含み、例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団、いわゆる総会屋、反社会的団体又はその構成員等の違法行為に関する情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報等を提供する場合 ② 反社会的勢力であることが疑われる顧客について警察へ照会する場合 ③ 顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合 ④ 強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合 ⑤ 地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合 <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-1</p>
<p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-1</p>
<p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p>	<p>(5) 「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例(第1項第4号)</p> <p>例えば、次のようなものが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税務当局が適正な課税実現の観点から、個々の質問調査権によらずに行う任意調査に応じる場合 <p>(注) 「協力する必要がある」か否かについては、正会員が個別に判断することとなるが、税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>提供することが望ましい。</p> <p>② 警察の任意調査に応じる場合</p> <p>③ 一般統計調査に回答する場合</p> <p>なお、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-1</p>
<p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>	<p>[参照条文等] 保護法第27条、通則 G L 3-6-1</p>
<p>2 正会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>また、正会員は、当該届出の内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>なお、機微（センシティブ）情報や偽りその他不正の手段により取得された個人データをオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データ（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をオプトアウトにより再提供することはできない。</p>	<p>(6) 「通知」の方法の具体例（第2項）</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知（原則）</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>(7) 「本人が容易に知り得る状態」について（第2項）</p> <p>「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易に知り得ることができる状態をいう。このため、正会員は、その業務の態様に応じて、例えば、次のような方法により継続的な公表を行う必要がある。</p> <p>① 店舗の窓口等での常時掲示・備付け</p> <p>② パンフレット・リーフレットの継続的な配布</p> <p>③ ホームページへの常時掲載</p> <p>(注) 複数の手段を用意することが望ましい。</p> <p>(8) 特定個人情報の第三者提供</p> <p>特定個人情報については、番号法で定められた場合に限り第三者に提供することができる。正会員が特定個人情報を提供できるのは、左記第2項の規定に関わらず、支払調書等に個人番号を記載して税務署長に提出する場合等に限られる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、番号法第 19 条、通則 G L 2-14、3-6-2、番号法金融 GL 3-(2)</p>
<p>(1) 正会員の名称、住所及び代表者の氏名</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
(2) 第三者への提供を利用目的とすること	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(3) 第三者に提供される個人データの項目	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法	(9) 取得元（取得源）と取得の方法の具体例（第 2 項第 4 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① 新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得 ② 官公庁による公開情報からの取得 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(5) 第三者への提供の手段又は方法	(10) 「第三者への提供の方法」の具体例（第 2 項第 3 号） 例えば、次のようなものが該当する。 ① 書籍（電子書籍を含む。）として出版 ② インターネットに掲載 ③ プリントアウトして交付 ④ 各種通信手段による配信 ⑤ その他外部記録媒体の形式での交付 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること	〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(7) 本人の求めを受け付ける方法	(11) 「本人の求めを受け付ける方法」の具体例（第 2 項第 5 号） ① 郵送 ② メール送信 ③ ホームページ上の指定フォームへの入力 ④ 営業所の窓口での受付 ⑤ 電話 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-2
(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法	〔参照条文等〕 施行規則 11 条、通則 G L 3-6-2
(9) 当該届出に係る個人データの更新の第三者への提供を開始する予定日	(12) 新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始する予定日を記入する。 〔参照条文等〕 施行規則第 11 条、通則 G L 3-6-2
3 正会員は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知	(13) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第 3 項） 上記（6）及び（7）と同様の方法 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 2-14、3-6-2

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</p> <p>なお、正会員は、本項に従い、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表するものとする。</p>	
<p>4 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則G L3-6-3</p>
<p>(1) 正会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p>	<p>(14) 「利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合」の具体例（第4項第1号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① 顧客データを提供し、入力作業を委託するケース</p> <p>② 顧客データを提供し、書類の発送を委託するケース</p> <p>③ 事務処理のアウトソース</p> <p>④ 顧客データ保管・廃棄のアウトソース</p> <p>(注) 委託先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。</p> <p>(注) 正会員は、第12条により、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 27 条、通則G L3-6-3</p>
	<p>(15) 金融商品仲介業務</p> <p>正会員と金融商品仲介業者との間の金融商品仲介業務に関して取得した個人情報の授受については、「本人の同意を得る方法」、「委託の場合」又は「共同利用の場合」と整理することが可能であり、それぞれに応じ所要の対応をとる必要がある。</p> <p>個人番号については、「本人の同意を得る方法」、及び「共同利用の場合」と整理することはできず、「委託の場合」と整理し（金融商品仲介業務も委託の一形態と考えられます）、第三者提供となることに留意が必要である。</p> <p>なお、金融商品仲介業者が、個人番号を利用しない場合であっても、顧客から個人番号が記載された書類（封緘されて</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>いても「個人番号関係書類在中」の表記があるなど個人番号が記載された書類が入っていることが明らかな封書等を含む。)を預かり、委託元正会員に移送する業務を行う場合は、番号法の委託に該当することに留意する。</p>
<p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合(事業の承継後も、個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用する場合に限る。)</p>	<p>(16) 「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例(第4項第2号)</p> <p>合併のほか、事業譲渡、事業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。</p> <p>なお、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手方へ提供する場合も、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第27条、通則GL3-6-3</p>
<p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者(共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第6項において「管理責任者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>(17) 「共同利用」の具体例(第4項第3号)</p> <p>① グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共同利用する場合</p> <p>② 親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合</p> <p>なお、共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はない。</p> <p>ただし、共同利用については、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第154条第1項第4号に規定する非公開情報の提供の制限に留意すること。以下同じ。</p> <p>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第17</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同利用しなければならない。</p> <p>〔参照条文等〕 保護法第27条、通則G L3-6-3 (18) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第4項第3号） 上記（6）及び（7）と同様の方法 〔参照条文等〕 保護法第27条、通則G L2-14、3-6-2 (19) 個人番号については、共同利用という考え方はなく第三者提供に該当し、法令で認められた場合に限られることに留意を要する。 〔参照条文等〕 番号法第30条第2項、番号法金融G L3-(2)</p>
<p>5 正会員が前項第3号の規定により行う通知については、原則として書面によることとする。正会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p>	<p>(20) 共同利用者の範囲について（第5項）</p> <p>① 共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。</p> <p>② 上記①の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。</p> <p>(21) 正会員が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、前項の情報のほか、例えば、次に係る事項についてもあらかじめ取り決めておくことが望ましい。</p> <p>① 共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）</p> <p>② 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先</p> <p>③ 共同利用する個人データの取扱いに関する事項</p> <p>イ 個人データの漏えい等防止に関する事項</p> <p>ロ 目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止</p> <p>ハ 共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項</p> <p>④ 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置</p> <p>⑤ 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>関する事項</p> <p>⑥ 共同利用を終了する際の手続 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-3</p>
<p>6 正会員は、第 4 項第 3 号に規定する管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用者の利用目的又は当該管理責任者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>(22) 「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第 6 項） 上記（6）及び（7）と同様の方法 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 2-14、3-6-2</p> <p>(23) 「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができる。 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-3</p> <p>(24) 「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則認められていないが、例えば次に掲げる場合には、変更したうえで、共同利用ができる。</p> <p>① 共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合</p> <p>② 共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目に変更がない場合</p> <p>③ 共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合。 ただし、共同利用する個人データの項目等の変更がないことが前提であることに留意する。 〔参照条文等〕 保護法第 27 条、通則 G L 3-6-3</p>
<p>（外国にある第三者への提供の制限） 第13条の2 正会員は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国として施行規則で定めるものを除く。以下、この条、次条及び第13条の5第1項第2号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下、この項から第4項まで及び第13条の5第1項第2号において同じ。）に個</p>	<p>個人データの第三者への提供に関しては、保護法第28条により「外国」から除かれる場合、又は（2）若しくは（3）により「第三者」に該当しない場合には、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はないが、そうでない場合には、当該同意が必要となる。</p> <p>外国にある第三者への提供となる場合は、保護法第27条第1項各号に該当しない限り、外国にある第三者への提供についての本人の同意が必要となることに注意のこと。すなわち、委託、事業承継又は共同利用（保護法第27条第5項各号に掲げる場合）であっても、国内にある第三者への提供と異なり、本人の同意が必要となる。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>人データを提供する場合には、前条第1項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は適用しない。</p>	<p>(1) 「外国」から除かれる「国」について 保護法第28条に定める個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として、施行規則第15条に基づき平成31年個人情報保護委員会告示第1号に定められた国(※)が該当する。 ※ 次に掲げる欧州経済領域協定に規定された国及び英国 ※ 欧州経済領域協定に規定された次に掲げる国が、令和2年2月14日以降に変更された場合、速やかに対応することが求められる。 アイスランド、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア及びルクセンブルク</p> <p>(2) 「第三者」の考え方について 一般に「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者のことである。 【具体例】</p> <p>① 個人データを提供する者及び提供を受ける者双方が法人の場合、両者の法人格が同一であれば、「第三者」に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本企業が、外国の法人格を取得している当該企業の現地子会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当する。 ・ 外資系企業の日本法人が外国にある親会社に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当する。 ・ 日本企業が、当該企業の現地の営業所、支店など同一法人格内で個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。 <p>② 個人データの提供先が外国法人であっても、当該外国法人が日本国内に営業所を設置している場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、「外国にある第三者」に該当しない。</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合は「外国にある第三者」に該当しない。 <p>(3) 「個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして定められる基準に適合する体制を整備している者」として、「第三者」から除かれる者について</p> <p>個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者については、本条に定める本人の同意は不要となる。</p> <p>以下①又は②に該当する場合は、当該体制を整備している者と認められる。</p> <p>① 正会員と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</p> <p>【「保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」のために備えるべき内容】</p> <p>保護法第17条から第40条まで（ただし、保護法第20条第2項、第27条第2項及び第3項、第29条、第30条、第31条、第33条第5項、第32条及び第36条から第38条までのうち第三者提供記録の開示に関連する手続等、第39条は除く。）</p> <p>【上記内容を備えている「国際的な枠組み」の具体例（参考）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OECDプライバシーガイドライン ・ APECプライバシーフレームワーク <p>【「適切かつ合理的な方法」について】</p> <p>「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、わが国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。例えば、次の事例が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合には、提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等 ・ 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供元及び提供先に適用される内規、プライバシーポリシー

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>等</p> <p>② 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。</p> <p>【「国際的な枠組み」に基づく認証制度の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A P E C 越境プライバシールール（C B P R）システム <p>なお、提供元の正会員がC B P Rの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該正会員に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該正会員がC B P Rの取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 28 条、施行規則第 15 条、第 16 条、通則G L 3-6-4、外国G L</p>
<p>2 正会員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる情報の提供ができない場合には、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</p> <p>(1) 当該外国の名称</p> <p>(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>(4) 個人データの提供先の第三者</p> <p>(5) 提供先の第三者における利用目的</p> <p>(6) 第三者に提供される個人データの項目</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、正会員は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合には、次に掲げる情報を当該本人に提供しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる情報の提供は、当該情報の提供が可能である場合に限る。</p> <p>(1) 特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）</p> <p>(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報</p> <p>4 正会員は前項に規定する場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できたときには、本人の求めに応じて第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項につ</p>	<p>(4) 適用関係</p> <p>第 2 項及び第 3 項の規定は、正会員が令和 4 年 4 月 1 日以後に本人の同意を得る場合について適用される。</p> <p>(5) 外国にある第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記の情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。なお、同意を得ようとする時点において、「4 個人データの提供先の第三者」が特定できない場合には、本人に参考となるべき情報（例えば、提供先の第三者の範囲や属性に関する情報）を本人に認識させた上で同意を得ることとする。</p> <p>(6) 情報提供の方法の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 ・ 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 ・ 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 ・ 必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <p>(7) 「適切かつ合理的な方法」の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供先の外国にある第三者に対して照会する方法 ・ 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法 <p>(8) 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>いて情報を提供することとし、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報保護のための措置についての情報提供が可能となったときには、本人の求めに応じて、同項3号に掲げる事項について、情報を当該情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨の同意を得る際の書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、情報提供することにより正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p>	<p>提供先の第三者が所在する外国における個人情報保護に関する制度と我が国の保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならず、具体的には次の観点を踏まえる必要がある。</p> <p>① 当該外国における個人情報保護に関する制度の有無（※1）</p> <p>② 当該外国の個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在（※2）</p> <p>③ OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在（※3）</p> <p>④ その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在（※4）</p> <p>（※1）提供先の第三者が所在する外国において、個人情報保護に関する制度が存在する場合には、当該制度に係る法令の個別の名称を本人に情報提供することは求められないが、本人の求めがあった場合に情報提供できるようにしておくことが望ましい。</p> <p>（※2）当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に情報提供することが望ましい。</p> <p>【「当該外国の個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報」の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者が所在する外国がGDPR第45条に基づく十分性認定の取得国であること ・ 当該第三者が所在する外国がAPECのCBPRシステムの加盟国であること <p>（※3）OECDプライバシーガイドラインは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護措置の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の8原則を基本原則として定めている。なお、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が全て含まれる場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りる。</p> <p>（※4）提供先の第三者が所在する外国において、我が国の制度と比較して、当該外国</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>への個人データの越境移転に伴い当該個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供しなければならない。</p> <p>【④の「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度（※） ・ 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 （※）例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。 <p>(9)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」について 当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護に関する措置と我が国の保護法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報でなければならない。具体的には、提供先の外国にある第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置（本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。）を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。なお、提供先の外国にある第三者が、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じているときは、その旨を本人に情報提供すれば足りる。また、事後的に当該情報についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供することが望ましい。</p> <p>(10)「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」とは、例えば、外国証券取引口座を開設する顧客について、どの外国当局・保管機関等から当該顧客の個人データの提供要請を受けるかを予め特定することができないことから、正会</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>員が「外国証券取引口座約款」（参考様式）において、口座開設時点で外国にある第三者への提供の同意を予め包括的に得ている場合が該当する。</p> <p>(11) 「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報」とは、例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報が該当する。(10)の場合には、例えば、自社が取り扱う外国証券の発行国等を記載する。</p> <p>(12) 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合」には、本人の求めに応じて第2項第1号から3号までに掲げる情報を本人に提供する。また、事後的に特定できた外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</p> <p>(13) 情報提供により正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の具体例については、外国GL6-2-2（提供すべき情報）を参照する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第28条、施行規則第17条、通則GL3-6-4、外国GL、金融分野GL第13条</p>
<p>5 正会員は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。以下この項から第7項までにおいて同じ。）に提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容、当該制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</p> <p>6 正会員は前項の規定により、第三者に個人データを提供した場合、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること</p> <p>(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続</p>	<p>(14) 適用関係</p> <p>第5項の規定は、正会員が令和4年4月1日以後に同項に規定する外国にある第三者に個人データを提供した場合について適用される。</p> <p>(15) 相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度（※） （※）例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照し、当該制度の該当性を判断することが考えられる。 ・ 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度 <p>(16) 「定期的に確認」とは、年に1回程度</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること</p> <p>7 正会員は、第5項の規定により第三者に個人データを提供した場合、本人の求めを受けたときは、遅滞なく、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。また、このような情報提供の求めが可能である旨を、第23条に定める「個人情報保護宣言」に記載の上、インターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表しなければならない。ただし、情報提供することにより当該正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。その場合、正会員は、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するとともに、その理由を説明しなければならない。</p> <p>(1) 外国にある第三者が第1項に規定する体制を整備する方法</p> <p>(2) 外国にある第三者が実施する相当措置の概要</p> <p>(3) 外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認に関して、その方法及び頻度</p> <p>(4) 当該外国の名称</p> <p>(5) 外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</p> <p>(6) 外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</p> <p>(7) 外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合において、当該支障の解消・改善のために提供元の正会員が講ずる措置の概要</p>	<p>又はそれ以上の頻度で確認することをいう。また、相当措置の実施状況は、外国にある第三者に提供する個人データの規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により確認する。</p> <p>(17) 正会員は、第三者に個人データを提供した場合、提供先の第三者が所在する外国の名称をインターネットのホームページへの掲載等により、公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第28条、施行規則第18条、通則G L 3-6-4、外国G L、金融分野G L第13条</p>
<p>(第三者提供に係る記録の作成等)</p> <p>第13条の3 正会員は、第三者（保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。本条から第13条の5まで同じ。）に個人データを提供した場合には、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の施行規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>また、外国にある第三者への提供におい</p>	<p>(1) 本条において「第三者」からは、次に該当する者は除かれる。</p> <p>① 国の機関</p> <p>② 地方公共団体</p> <p>③ 独立行政法人等</p> <p>④ 地方独立行政法人</p> <p>(2) 保護法第27条第2項の規定により、オプトアウトによって、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 当該個人データを提供した年月日</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>ては、次の第1号から第5号に該当する場合、また、当該第三者が施行規則で定める基準を満たしているものであって、保護法第27条第5項各号に掲げる場合、記録の作成を要しないものとする。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p> <p>(6) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>(7) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(8) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）</p> <p>③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>④ 当該個人データの項目</p> <p>(3) 保護法第27条第1項又は第28条第1項の規定により、第三者に個人データを提供した場合には、次の項目についての記録を作成すること（都度本人の同意を得る場合 ※第三者が国内にあつても外国にあつても同じ）。</p> <p>① 保護法第27条第1項又は第28条第1項の本人の同意を得ている旨</p> <p>② 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）</p> <p>③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>④ 当該個人データの項目</p> <p>(4) 第三者に個人データを提供した場合には文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>(5) 実質的に「提供者」による提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人による提供 SNS等により投稿者本人が入力した内容</p> <p>② 本人に代わって提供 イ 顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合 ロ 親子兄弟会社間での協働事業における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合 ハ 顧客から知人の紹介として個人デー</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>タの提供を受ける場合</p> <p>(6) 実質的に「受領者」に対する提供ではないものには記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合</p> <p>例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</p> <p>② 提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</p> <p>(7) 「提供」行為の考え方について</p> <p>不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。</p> <p>例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報等が該当する。ただし、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報等を除く。</p> <p>また、個人データを公開に供する行為は、提供者として記録の作成が必要となる。</p> <p>※ いわゆる公開情報であっても、「個人情報」に該当するため、確認・記録義務以外の規定は適用されることに留意すること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 29 条、施行規則第 19 条、第 20 条、確認記録 G L</p>
<p>(第三者提供を受ける際の確認等)</p> <p>第 13 条の 4 正会員は、第三者から個人データの提供を受けるに際し、次に掲げる場合を除き、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人）の氏名、当該第三者による当該個人データの取得の経緯の確認を行い、保護法第 30 条第 3 項に定める事項に関する記録を作成しなければならない。</p> <p>ただし、実質的に「提供者」による提供ではないものについては、確認・記録義務</p>	<p>(1) 本条における「第三者」の考え方は、第13条の3の考え方に同じ。</p> <p>(2) 「当該第三者による個人データの取得の経緯」の考え方について</p> <p>提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する趣旨で、取得の経緯に係る確認が求められており、例えば、次に掲げる内容の確認をいう。</p> <p>① 取得先の別 (顧客としての本人、従業員としての</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>は適用されない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p> <p>(6) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該学術研究機関等と正会員が共同して学術研究を行う場合に限る。）</p> <p>(7) 正会員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>(8) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(9) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>	<p>本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等)</p> <p>② 取得行為の態様 (本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等) なお、親子兄弟会社間において顧客より受け入れた「情報共有同意書」は、取得の経緯が通常分かるものであることから利用することは可能である。</p> <p>(3) 第三者から個人データの提供を受けた場合は、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人データの第三者提供を受けた場合 イ 当該個人データの提供を受けた年月日 ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名 ハ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ホ 当該個人データの項目 ヘ 個人情報保護委員会により公表されている旨</p> <p>② 個人情報取扱事業者から都度の本人の同意により個人データの第三者提供を受けた場合 イ 保護法第27条第1項又は第28条第1項の本人の同意を得ている旨 ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名 ハ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 ニ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ホ 当該個人データの項目</p> <p>③ 個人関連情報取扱事業者から保護法第31条第1項の規定による個人関連情報の</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>提供を受けて個人データとして取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨 ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名 ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ニ 当該個人関連情報の項目 <p>④ 私人などから個人データの第三者提供を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名 ロ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項 ニ 当該個人データの項目 <p>※ なお、個人データ提供者が個人情報取扱事業者である場合は、当該事業者の社内規則や顧客向け約款等で適正に個人情報を取得することが規定されていることが確認できれば、個別の取得経緯まで確認することは求められない。</p> <p>(4) 第三者から個人データの提供を受けるに際し確認した上記(3)の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>(5) 実質的に「提供者」による提供ではないものには確認・記録義務は適用されない。次に掲げる場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人による提供 <ul style="list-style-type: none"> SNS等により投稿者本人が入力した内容 ② 本人に代わって提供 <ul style="list-style-type: none"> イ 顧客から電話で取引内容の照会を受けたため、担当者の氏名、連絡先等を案内する場合

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>ロ 親子兄弟会社間での協働事業における顧客紹介の場合で、当該顧客から口座開設や注文発注などの申込み事実があり、かつ、当該申込に際して当該顧客から親子兄弟会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合</p> <p>ハ 顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合</p> <p>(6) 実質的に「受領者」に対する提供ではないものとは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>① 本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合</p> <p>例えば、金融機関の営業員が、家族と共に来店した顧客に対して、保有金融商品の損益状況を説明する場合をいう。</p> <p>② 提供者が、最終的に本人提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合</p> <p>(7) 「提供を受ける」行為の考え方について</p> <p>確認・記録義務は、受領者にとって「第三者から個人データの提供を受ける」行為がある場合に適用されるため、単に閲覧する行為については、「提供を受ける」行為があるとはいえず、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>なお、提供者たる個人情報取扱事業者が、個人データを第三者が利用可能な状態に置く行為は、提供行為に該当する。</p> <p>また、口頭、FAX、電子メール等、電話などで、受領者の意思と関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>(8) 受領者に確認・記録義務が適用されない場合の考え方について</p> <p>提供者にとって個人データに該当する場合であっても、受領者にとって、「個人データ」又は、そもそも「個人情報」に該当しない情報を受領した場合、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>例えば、次に掲げる場合が該当する。</p> <p>① 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>を受けた場合</p> <p>② 提供者で管理しているID番号のみが付されたデータの提供を受けた場合 〔参照条文等〕保護法第30条、第31条、施行規則第22条、第23条、第24条、通則GL3-7-5、3-7-6、確認記録GL</p>
<p>（個人関連情報の第三者提供の制限）</p> <p>第13条の5 正会員は、第三者が個人関連情報（第2条第11号に掲げる個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ確認しないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。</p> <p>(1) 当該第三者が正会員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること</p> <p>(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること</p> <p>2 正会員は個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たり、本人の同意を得ようとする場合（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）には、次に掲げる情報を本人に提供しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる個人関連情報の項目</p> <p>(2) 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的</p> <p>3 第13条の2第6項の規定は、第1項の規定により正会員が個人関連情報を提供する場合について準用する。</p> <p>4 前条の記録義務の規定は、第1項の規定により正会員が確認する場合について準用する。</p>	<p>(1) 「個人データとして取得する」について</p> <p>「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合をいう。</p> <p>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。</p> <p>(2) 「想定される」について</p> <p>「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。</p> <p>【現に想定している場合に該当する例】</p> <p>① 提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合</p> <p>② 提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合</p> <p>【通常想定できる場合に該当する例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いるID等も併せて提供する場合 <p>※ ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。</p> <p>(3) 「本人の同意」について</p> <p>同意取得の方法としては、正会員が個</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するに当たって、本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、左記情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。なお、正会員は、個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得した場合には、保護法第21条に従い、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならないとされていることに留意する。</p> <p>また、本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。</p> <p>(4) 本人の同意等の確認の方法について 本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。</p> <p>【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法</p> <p>② 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法</p> <p>【その他の適切な方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法</p> <p>② 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法</p> <p>(5) 個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合について 本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の情報が当該本人に提供</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>されていることを確認（※1）しなければならない。</p> <p>① 当該外国の名称</p> <p>② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</p> <p>③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の①から③までの情報が提供されていることを確認する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合 ・ 当該第三者が個人情報取扱事業者として講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合（※2） <p>※1 本人から同意を得る主体は、原則として本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者となり、正会員は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。</p> <p>【書面の提示を受ける方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法</p> <p>② 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法</p> <p>③ 提供先の第三者が本人に対して保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法</p> <p>【その他の適切な方法に該当する事例】</p> <p>① 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で保護法第31条第1項第2号の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法</p> <p>② 提供元の個人関連情報取扱事業者において同意取得を代行している場合にお</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>て、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確認する方法</p> <p>※2 第3項の準用規定があるため、第13条の2第6項の措置を講じる必要がある点に留意する。</p> <p>(6) 正会員が確認を行った場合は、次の項目についての記録を作成すること。</p> <p>① 保護法第31条第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨</p> <p>② 個人関連情報を提供した年月日</p> <p>③ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。）の氏名</p> <p>④ 当該個人関連情報の項目</p> <p>(7) 確認した上記(6)の内容について、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにより記録を作成すること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第16条、第31条、施行規則第26条、第27条、第28条、通則G L 3-7、金融分野G L 第14条</p>
<p>(第三者提供時の記録に係る保存期間)</p> <p>第13条の6 第13条の3、第13条の4及び第13条の5に従い作成した記録については、当該記録を作成した日から施行規則で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>(1) 個人データ又は個人情報関連の第三者提供があつた場合には、次に掲げる場合に従い、作成した記録を保存すること。</p> <p>① 施行規則第19条第3項又は施行規則第23条第3項若しくは施行規則第27条第3項に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データ又は個人関連情報の提供があつた日から起算して1年を経過する日まで</p> <p>② 施行規則第19条第2項ただし書又は施行規則第23条第2項ただし書若しくは施行規則第27条第2項ただし書に定める方法により記録を作成する場合には、最後に当該記録に係る個人データ又は個人関連情報の提供があつた日から起算して3年を経過する日まで</p> <p>※ なお、複数人の個人データ又は個人情報関連情報の提供がある場合、個人ごとではなく一括して作成することもできる。この場合、保存期間は各個人ごとに計算する。</p> <p>③ ①②以外の場合は、3年</p> <p>(2) 個人データ又は個人情報関連情報の提供に</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>あたり、伝送日時、伝送先等のログを、本項における記録の一部として利用することは可能である。</p> <p>[参照条文等] 保護法第29条、第30条、第31条、施行規則第21条、第25条、第29条</p>
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を明らかにしなければならない。</p>	<p>(1) 保有個人データに関する事項を「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置く際の具体例（第1項）</p> <p>本人が知ろうと思えば知ることができる状態をいい、正会員は、その事業の態様に応じて、例えば、次のような方法により、適切な措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備付け（第23条に定める「個人情報保護宣言」と一体として掲載する方法もある。以下同じ。）</p> <p>② パンフレット・リーフレットの継続的な配布</p> <p>③ ホームページへの継続的な掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）</p> <p>④ 本人の求めに応じた書面の交付、郵送、ファックス等による送付</p> <p>⑤ 本人の求めに応じた口頭、電話、電子メール等での回答</p> <p>なお、対象となる本人に対して必要な事項が知らされればよいものであり、利用する媒体すべてによる同時の変更を要するものではない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第32条、通則GL3-8-1、金融分野GL第15条</p>
<p>(1) 正会員の名称及び住所並びに代表者の氏名</p>	<p>[参照条文等] 保護法第32条、通則GL3-8-1、金融分野GL第15条</p>
<p>(2) 全ての保有個人データの利用目的（ただし、第8条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）</p>	<p>・ 利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにすること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第32条、通則GL3-8-1</p>
<p>(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第16条第1項若しくは第17条第1項から第3項の規定による請求に応じる手続（第20条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）</p>	<p>[参照条文等] 保護法第32条、通則GL3-8-1</p>
<p>(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の</p>	<p>・ 保有個人データの安全管理のために講じた措置には、正会員が取得し、又は取得し</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人情報の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)</p>	<p>ようとしている個人情報であって、当該正会員が保有個人情報として取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれることに留意する。 〔参照条文等〕 保護法第 32 条、施行令第 10 条、通則 G L 3-8-1</p>
<p>(5) 保有個人情報の取扱いに関する自社における苦情の申出先</p>	<p>〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則 G L 3-8-1</p>
<p>(6) 認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先</p>	<p>〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則 G L 3-8-1</p>
<p>2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人情報の利用目的が明らかなる場合 (2) 第 8 条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合</p>	<p>(2) 「通知」の方法の具体例 (第 2 項及び第 3 項) 例えば、次のような方法がある。 ① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、F A X などにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 〔参照条文等〕: 保護法第 32 条、施行令第 10 条、通則 G L 2-14、3-8-1、金融分野 G L 第 15 条</p>
<p>3 正会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>〔参照条文等〕 保護法第 32 条、通則 G L 3-8-1</p>
<p>(開 示) 第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示 (存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他正会員が定める方法のうち本人が請求した方法 (当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合) により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p>	<p>(1) 電磁的記録の提供による方法については、正会員がファイル形式や記録媒体など具体的な方法を定めることができるが、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。 (2) 「電磁的記録の提供による方法」の具体例 (第 1 項) 例えば、次のような方法がある。 ① 電磁的記録を CD-ROM 等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法 ② 電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法 ③ 会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法 (3) 「その他正会員が定める方法」の具体例 (第 1 項) 例えば、次のような方法がある。 ① 正会員が指定した場所における音声デ</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>一々の聴取</p> <p>② 正会員が指定した場所における文書の閲覧</p> <p>(4) 「当該方法による開示が困難である場合」の具体例(第1項)</p> <p>例えば、次のような事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、正会員が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合 <p>(5) 本人から「個人番号の有無」の開示請求があった場合には、「個人番号を取得している」旨を開示すればよい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、通則GL3-8-2</p>
<p>(2) 正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p>	<p>(6) 「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当する例(第1項第2号)</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 評価情報等、正会員が付加した情報の開示請求を受けた場合又は保有個人データを開示することにより顧客との取引の適正な実施が妨げられる場合 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって、他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合 企業秘密保護の必要性が、本人が正会員における保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情 電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼす恐れがある場合 <p>(7) 「正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例(第1項第2号)</p> <p>例えば、開示すべき保有個人データの量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、通則GL3-8-2、金融分野GL第16条</p>
<p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p>	<p>(8) 「他の法令に違反することとなる場合」とは、例えば、刑法第134条(秘密漏示罪)や電気通信事業法第4条(通信の秘密の保護)に違反することとなる場合が該当する(第1項第3号)。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>また、他の法令の規定により、保護法第33条第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、保護法第33条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用される。</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、通則G L 3-8-2</p>
<p>2 正会員は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。なお、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知したうえで、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明することとする。</p>	<p>(9) 「通知」及び「説明」の方法の具体例(第2項)</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、第36条、通則G L 2-14、3-8-2、金融分野G L 第17条</p>
<p>3 前2項の規定は当該本人が識別される個人データに係る第13条の3及び第13条の4の規定による第三者提供記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして施行令で定めるものを除く。)について準用する。</p>	<p>(10) 「第三者提供記録」について</p> <p>第三者提供記録とは、保護法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次に掲げるものを除いたものをいう。</p> <p>① 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>② 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>③ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>④ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>[参照条文等] 保護法第33条、施行令第11条、通則G L 3-8-3</p>
<p>(訂正等)</p> <p>第16条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合は、利用目的の</p>	<p>(1) 「訂正等」について</p> <p>① 訂正等は、利用目的の達成に必要な範囲で行うものであり、必要以上の訂正等を義務付けるものではない。</p> <p>② 訂正等は、保護法に基づくものであ</p>

個人情報の保護に関する指針	解 説
<p>達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p>	<p>り、顧客等からの氏名・住所変更等の届出にまで適用されるものではない。</p> <p>(2) 利用目的からみて訂正等が必要でない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知する必要があることに留意すること。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 34 条、通則G L3-8-4</p>
<p>2 正会員は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、正会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。</p>	<p>(3) 「通知」及び「説明」の方法の具体例（第2項）</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知</p> <p>② 口頭又は自動応答装置などによる通知</p> <p>③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>[参照条文等] 保護法第 34 条、第 36 条、通則G L2-14、金融分野G L第 17 条</p>
<p>(利用停止等)</p> <p>第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の2の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されたという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも求められた措置をそのまま実施する必要はない。</p> <p>なお、手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。</p> <p>(2) 手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 35 条、通則G L3-8-5</p>
<p>2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 35 条、通則G L3-8-5</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	
<p>3 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該正会員が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条第1項に規定する漏えい等の事態が生じたという理由その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 「利用する必要がなくなった場合」とは、利用目的が達成され当該目的との関係では、当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう。なお、請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。</p> <p>(2) 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益が存在し、それが侵害されるおそれがある場合をいう。「正当」かどうかは、相手方である正会員との関係で決まるものであり、正会員に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情 ② 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情 ③ 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情 ④ 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情 ⑤ 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情 <p>[参照条文等] 保護法第35条、通則G L3-8-5</p>
<p>4 正会員は、第1項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者提供を停止したとき若しくは第三者提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>(3) 「通知」の方法の具体例（第3項） 例えば、次のような方法がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知 <p>[参照条文等] 保護法第35条、第36条、通則G L2-14、3-8-5</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>(理由の説明)</p> <p>第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第2項及び前条第4項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合において、本人に対しその理由を説明する際には、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示すこととする。</p>	<p>○「通知」及び「説明」の方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 書面を直接渡すことによる通知 ② 口頭又は自動応答装置などによる通知 ③ 電子メール等、FAXなどにより送信し、又は書面を郵便等で送付することによる通知</p> <p>[参照条文等] 保護法第36条、通則GL2-14、3-8-6、金融分野GL第17条</p>
<p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む）、第16条第1項、第17条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求（以下「開示等の請求等」という。）に関し、以下のとおり、その受け付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載（保有個人データに関する事項が示された画面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含む。）や営業所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。</p>	<p>1. 正会員は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人からの求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておくこと。</p> <p>2. 正会員は、円滑に開示等の手続きが行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（例えば、住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。</p> <p>[参照条文等] 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
<p>(1) 開示等の請求等の申出先</p>	<p>(1) 「開示等の請求等の申出先」の具体例（第1項第1号）</p> <p>例えば、本支店・営業所、事務センター等の部署名・住所・電話番号・電子メールアドレス等</p> <p>[参照条文等] 保護法第37条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条</p>
<p>(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の受付方法</p>	<p>(2) 「開示等の請求等に際して提出すべき書面」（第1項第2号）</p> <p>正会員は、本人が開示等の請求等に際し提出すべき書面を定めておくことが望ましい。</p> <p>① 本人の場合 例えば、「保有個人データ」開示申請書、変更等申請書、利用停止等申請書及び本人確認書類</p> <p>② 代理人の場合 例えば、上記①の書面に加え、正会員所定の委任状及び代理人の本人確認書類</p> <p>(3) 「その他の開示等の請求等の方式」の具体例（第1項第2号） 例えば、来店、郵送、電子的手段等の複</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>数の手段が考えられる。</p> <p>(注) 開示等の請求等の方法を来店のみに限るのは、「本人に過重な負担を課する」可能性もあるので、代替手段を用意することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L3-8-7、金融分野G L第 18 条</p>
<p>(3) 開示等の請求等をする者が本人又は代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本条において同じ。）であることの確認方法</p>	<p>(4) 「本人確認方法」の具体例（第1項第3号）</p> <p>犯罪収益移転防止法の規定に基づく確認手続又は同レベルの手続など、十分かつ適切な確認手続を定めるものとする。</p> <p>なお、ここでいう「代理人」は各正会員が社内規則等で規定する取引代理人ではなく、施行令第 13 条で規定する代理人に限られることに注意を要する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、施行令第 12 条、通則G L3-8-7、金融分野G L第 18 条</p>
<p>(4) 保護法第38条第1項の手数料の金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L3-8-7、金融分野G L第 18 条</p>
<p>(5) 開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項</p>	<p>(5) 「保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項」の具体例（第1項第5号）</p> <p>例えば、氏名、住所、生年月日、電話番号、取引店名、口座番号等が考えられる。</p> <p>なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮することに留意する。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L3-8-7、金融分野G L第 18 条</p>
<p>(6) 開示等の請求等に対する回答方法等</p>	<p>(6) 「開示等の請求等に応じる回答方法」の具体例（第1項第6号）</p> <p>例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 郵送、電話、電子メール等の手段</p> <p>② 開示の対象となる情報によっては、回答はその場でなく後刻となること</p> <p>なお、本人からの要請に基づき個人番号を開示する場合には、対面による場合は他人に見られないような措置を講ずることが必要であり、郵送による場合は追跡機能付き郵便で送付することが望ましい。</p> <p>[参照条文等] 保護法第 37 条、通則G L3-8-7、金融分野G L第 18 条</p>
<p>2 正会員は、代理人が開示等の請求等を行う場合の手続として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の請求等に対して、本人にの</p>	

個人情報保護に関する指針	解 説
み直接開示等することは妨げない。	
(1) 代理人の本人確認方法	(7) 「代理人の本人確認方法」の具体例(第2項第1号) 上記(4)と同様の確認手続きを定めるものとする。
(2) 代理人の代理権を確認する方法	(8) 「代理人の代理権を確認する方法」の具体例(第2項第2号) 例えば、次のような方法がある。 ① 正会員所定の委任状以外は認めない。 ② 委任状等の提出があった場合でも、代理権の存在を疑わせる特段の事情が認められるときは、電話等で本人からの代理権授与の意思確認をとることができるまで不開示とする。 ③ 正会員所定の方法による代理権の確認ができない場合は、不開示とする。 〔参照条文等〕保護法第37条、施行令第12条、通則GL3-8-7、金融分野GL第18条
3 正会員は、前2項の規定に基づき開示等の請求等に関する手続を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。	
<p>(手数料)</p> <p>第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項若しくは第3項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 正会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。</p>	<p>実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるにあたり、正会員は、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることとする。</p> <p>〔参照条文等〕保護法第38条、通則GL3-8-8</p>
<p>(正会員による苦情の処理)</p> <p>第21条 正会員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 正会員は、苦情受付窓口の設置や苦情処理手順の策定、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修等により、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>〔参照条文等〕保護法第40条、通則GL3-9、金融分野GL第19条</p>
<p>(個人情報等の漏えい事案等への対応)</p> <p>第22条 正会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-5-3(個人情報保護委員会への報告)に従って、個人情報保護委員会(保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている</p>	<p>(1) 「施行規則第7条各号に定める事態」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>② 不正に利用されることにより財産的被</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>場合にあつては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等)及び本会に報告しなければならない。また、正会員は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令諸規則に従つて、金融庁及び本会に報告しなければならない。なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に定める特定個人情報漏えいした場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする</p> <p>2 正会員は、次に掲げる事態(前項に規定する事態を除く。)を知ったときは、前項の規定に準じて、金融庁及び本会に報告することとする。</p> <p>(1) その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等(保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。)又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>3 正会員は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)3-5-4(本人への通知)に従い、本人への通知等を行わなければならない。</p> <p>また、正会員は、次に掲げる事態(施行規則第7条各号に定める事態を除く。)を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。</p> <p>(1) その取り扱う個人データ(仮名加工情報である個人データを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) その取り扱う個人情報(仮名加工情報である個人情報を除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(3) その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>③ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該正会員に対する行為による個人データ(当該正会員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(2) 郵便、メール、ファクシミリ等の誤配達・誤送信等で、かつ、件数、内容等が些細な流失であっても、二次被害や類似事案が発生する可能性がある場合は、公表する必要がある。</p> <p>(3) 特定個人情報の漏えい等事案の発生に際しては、個人情報保護委員会及び金融庁が定める特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応に従つて報告等する必要がある。</p> <p>[参照条文等] 保護法第26条、施行規則第7条、通則 GL3-5、基本方針、金融分野GL第11条</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>4 正会員は、第1項及び第2項に規定する事態が発覚した場合は、当該事態の内容等に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事業所内部における報告及び被害の拡大防止</p> <p>(2) 事実関係の調査及び原因の究明</p> <p>(3) 影響範囲の特定</p> <p>(4) 再発防止策の検討及び実施</p> <p>また、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、当該事態の事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することとする。</p> <p>5 上記以外の事項については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の例による（施行規則第7条各号関係に限る。）。</p>	
<p>（仮名加工情報についての本指針の適用関係）</p> <p>第22条の2 仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第5条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第3条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報を取り扱ってはならない。</p> <p>(2) 仮名加工情報についての第8条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。</p> <p>(3) 正会員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第9条の規定は、適用しない。</p> <p>(4) 正会員は、第13条第1項及び第2項並びに第13条の2第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第13条第4項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条</p>	<p>(1) 正会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報（※）を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当する。</p> <p>※ 「削除情報等」とは、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに保護法第41条第1項により行われた加工の方法に関する情報をいう。</p> <p>(2) 仮名加工情報（個人情報であるものに限る）については、基本的に個人情報に適用される規律が適用されるが、保護法に以下の規定があることに留意する。</p> <p>① 利用目的による制限（保護法第41条第3項）</p> <p>② 通知・公表等の義務（保護法第41条第4項）</p> <p>③ 不要情報を消去する努力義務等（保護法第41条第5項）</p> <p>④ 個人データの第三者提供に係る制限（保護法第41条第6項）</p> <p>(3) 仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の規定が適用されない。</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第13条の3中「ただし、国内にある第三者への提供においては、次の第1号から第8号に該当する場合、記録の作成を要しないものとする。また、外国にある第三者への提供においては、次の第1号から第5号に該当する場合」とあるのは、「次の第1号又は第6号から第8号に掲げる場合」と第13条の4中「次に掲げる場合」とあるのは「次の第1号又は第7号から第9号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第3条第3項、第14条から第20条及び第22条の規定は、適用しない。</p>	<p>① 利用目的の変更（第3条第4項） ② 本人からの開示等の請求等（第14条から第20条） ③ 漏えい等の報告等 〔参照条文等〕 保護法第41条、仮名加工・匿名加工G L 2-2-1、仮名加工・匿名加工G L 2-2-3</p>
<p>2 仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）に関する本指針の適用については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。</p> <p>(2) 第13条第4項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項第3号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 第10条から第12条まで、及び第21条の規定は、正会員による仮名加工情報の取扱いについて準用する。</p>	<p>(1) 正会員において、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（第2条第1号）に該当しない。</p> <p>(2) 仮名加工情報（個人情報であるものを除く）については、保護法第42条の規定により、以下の義務があることに留意する。</p> <p>① 第三者提供の制限（保護法第42条第1項） ② 安全管理措置（保護法第42条第3項） ③ 従業者の監督（保護法第42条第3項） ④ 委託先の監督（保護法第42条第3項） ⑤ 苦情処理（保護法第42条第3項） 〔参照条文等〕 保護法第42条、仮名加工・匿名加工G L 2-2-1、2-2-4)</p>
<p>（個人情報保護宣言の策定） 第23条 正会員は、個人情報に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、正会員の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表することとする。</p>	<p>(1) 公表のタイトル、形態、内容、構成等は、各正会員の判断で対応することが可能である。</p> <p>(2) 公表方法の具体例 例えば、次のような方法がある。</p> <p>① 営業所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け ② パンフレットへの記載・配布</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
<p>2 個人情報保護宣言には、例えば、以下の内容を記載することとする。</p> <p>(1) 関係法令等の遵守、個人情報を目的外に利用しないこと及び苦情処理に適切に取り組むこと等、個人情報保護への取組方針の宣言</p> <p>(2) 保護法第21条における利用目的の通知・公表等の手続についての分かりやすい説明</p> <p>(3) 保護法第32条における開示等の手続等、個人情報保護の取扱いに関する諸手続についての分かりやすい説明</p> <p>(4) 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口</p> <p>3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること</p> <p>(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること</p> <p>(3) 正会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、正会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること</p> <p>(4) 個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること</p>	<p>③ インターネットのホームページへの掲載</p> <p>なお、利用者に見やすくわかりやすいよう留意し、項目ごとに複数の媒体に分けて記載することも可能である。</p> <p>例えば、現在公表している「個人情報保護宣言」の関係箇所に注記を追記した上で、委託業務の種類や個人情報の取得元の具体例はホームページにリンクを貼って詳細説明に誘導するなどが考えられる。 〔参照条文等〕保護法第21条、第32条、基本方針、金融分野G L第20条</p> <p>(3) 「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」の具体例(第2号)</p> <p>例えば、委託する事務が多数あるため全てを列挙することが困難な場合、委託する事務を例示することにより委託処理の透明化に資すると考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様にお送りするための書面の印刷若しくは発送業務 ・ 法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務 ・ 情報システムの運用・保守に関する業務 <p>(4) 「個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること」の具体例(第4号)</p> <p>例えば、個人情報の取得元又はその取得方法が多数になる場合は、それを例示することにより、本人の権利利益保護に資するものと考えられる。</p> <p>(例)</p> <p>当社が取得する個人情報の取得元には以</p>

個人情報保護に関する指針	解 説
	<p>下のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入していただいた情報 ・ 会社四季報、役員四季報など市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報 ・ 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報（※通話録音を行っている場合は、その旨を合わせて記載することが考えられる）
<p>4 個人情報保護宣言は、投資者等、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましい。</p>	<p>(5) 表示の工夫としての例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。）による表示 ・ アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用 ・ ポップアップによる同意取得
<p>(指針の見直し) 第24条 本指針については、必要に応じ見直しを行うものとする。</p>	<p>[参照条文等] 金融分野G L 第 19 条</p>
<p>(本会への報告等) 第 25 条 本会は、正会員に対し、当該正会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。 2 本会は、正会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導及び勧告その他の措置を行う。 3 正会員は、本指針を遵守するとともに、本会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。</p>	<p>[参照条文等] 保護法第 54 条</p>

附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

*改正箇所等は、次の各条等に関する解説等である。

- ・ 修正：第13条（5）、第13条の2（1）、第23条（2）、参照条文等
- ・ 新設及び追加：第2条（3）の※1及び※2、第4条（3）、第7条（2）のなお書き以下及び（4）の（注）、第8条（7）⑤、第10条（4）⑤、第13条（12）の（注）及び（12-1）

附 則

この改正は、令和4年4月21日から実施する。

*改正箇所等は、次の各条等に関する解説等である。

- ・ 修正：第1条（1）・（6）・（7）、第2条本文及び1．・2．・6．・8．、第6条（8）、第7条（1）、第10条（4）、第12条（4）、第13条（1）・（17）、第13条の2本文及び（1）・（3）、第13条

の3(2)・(3)、第13条の4(3)、第13条の6(1)・(2)、第14条(1)、第15条(2)・
(6)・(8)、第22条(1)、参照条文等

・削除：参照条文等

・新設及び追加：第2条7.・9.、第5条(8)、第6条(5)、第6条の2(1)～(3)、第13条
(9)・(12)・(23)、第13条の2(4)～(17)、第13条の5(1)～(7)、第15条(1)・(3)・
(4)・(10)、第17条第3項(1)・(2)、第22条の2第1項(1)～(3)及び第2項(1)・(2)、
第22条(5)、参照条文等

附 則

この改正は、令和5年4月20日から実施する。

*改正箇所等は、次の各条等に関する解説等である。

・修正：第1条(1)、第2条5.(11)、第13条(1)①・(2)、第13条の2(11)、第22条の2(3)
①・②、参照条文等

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

*改正箇所等は、次の各条等に関する解説等である。

・修正：第1条、第2条(10)、第4条、第5条3(1)、第8条4、第13条(1)、第13条4、第13条4、第
13条4(3)、第13条の2、第14条(4)、第19条、第19条(3)、第22条、第23条、参照条文等
・新設及び追加：第10条2

デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン

平成19年12月21日制定
平成20年 9月19日改正
平成24年12月20日改正
平成26年 7月17日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正

1. 目的

本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「内閣府令」という。）」第130条第1項第8号及び「投資信託等の運用に関する規則」第17条に定めるデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」という。）に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方及び取扱い

委託会社会員は、デリバティブ取引等に係る投資を管理する方法については、「3.」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。

なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。

3. リスク管理方法の例

- (1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引等の投資指図を一切行わない場合（デリバティブ取引等の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引等を実際に投資指図していない場合を含む。）には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。
- (2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等の投資指図を行う場合、以下の①～③の選択適用が可能と考えられる。
- (3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引等をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）、以下の②又は③の選択適用が可能と考えられる。

① 簡便法

各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。

② 標準的方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第59号「金融商品取引業者の

市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。)における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

(注)

- ・算出方法は、派生商品に限らずポートフォリオ全体とすること。(③において同じ。)
- ・個々の投資対象のエクスポージャーに、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」において定められた掛け目をかけて市場リスク相当額を算出すること。
- ・派生商品については、基本的に原資産のポジションに変換の上、掛け目を乗じて算出すること。なお、派生商品のポジションが、これらの取引に対応する原資産のポジションと対当している場合には、相殺することができるものとする。

③ VaR方式

金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。

(注)

- ・保有期間は、10営業日以上を基本とするものとし、上場先物取引等の流動性の高いものを主たる取引対象とする場合には、5営業日以上とする対応も考えられる。
- ・委託会社会員において、ストレス時の状況を適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、ストレス期間を含む12ヶ月を特定するなどした上で当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを保有するポートフォリオに適用して算出するという方法の他、各委託会社会員において適切な管理方法を定めることが考えられる。
- ・委託会社会員において、リスク計測モデルをバックテストするなど適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、乗数を3～4とするという方法の他、各委託会社会員において適切な乗数を定めることが考えられる。

- #### 4. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示
- 投資信託約款にデリバティブ取引等を行える旨を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載をするものとし、委託会社のホームページにおいては、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第38条の規定に基づき記載するものとする。

附 則

本ガイドラインは平成19年12月21日より実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) ガイドラインの題名、1、2を改正。
- (2) 3(1)から(3)を改正し、①から③を新設。
- (3) 4を新設。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- 1、2を改正。

附 則

この改正は、平成27年7月16日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- 4を改正。

信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン

平成26年 7月17日制定

1. 目的

本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年府令第52号、以下「内閣府令」という。）」第130条第1項第8号の2及び「投資信託等の運用に関する規則」（以下、「規則」という。）第17条の2及び第17条の3に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方及び取扱い

委託会社会員は、信用リスク集中回避のための投資制限に係る管理をする方法については、次の「3.」に掲げる管理方法を参考に、あらかじめ社内規則を定め、内閣府令及び規則の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。

また、規則運営に係る考え方及びそれらに係る例示を「4.」に示すことにより、適正な管理・運営に資するものとする。

なお、このガイドラインにおいて示す管理方法等は例示であり、委託会社会員が適当と認める管理方法等を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。

3. 管理方法の例

規則第17条の2第5項に係る管理方法として、次のフローを念頭に管理する方法が考えられる。

- ① 当該ファンド・オブ・ファンズにおいて、純資産総額に対して、10%超の投資信託証券は組入れられていない（規則第17条の2第1項により当該比率以内となるよう調整を行う場合を含む。）。
- ② ①を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券の投資信託約款等において、規則第17条の2第1項と同様又はそれ以上の投資制限が適用されていることが確認できる。
- ③ ②を満たしていない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資信託証券の資産構成又はエクスポージャーの上限を把握する。
- ④ ③を満たさない場合には、純資産総額に対して、10%超組入れている投資信託証券に対して投資ガイドラインで縛り、遵守されているかを報告させる。

4. 規則運営に係る考え方及び例

- (1) 規則第17条の2第2項第1号においては、自主規制委員会で定める国又は現地通貨建ての所謂ソブリン、準ソブリン債は例外としている。また、自主規制委員会で定める国は、自国

通貨建以外であっても、中央政府、中央銀行、地方政府等が発行・保証する債券のエクスポージャーを零とする国・地域について、金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」を参考に列挙している。

- (2) 規則第17条の2第3項に関しては、為替予約については、120日以内の取引であれば例外とし、長期の予約や店頭デリバティブは評価益をエクスポージャーと考えることとしている。
- (3) 規則第17条の2第4項第1号に関しては、「有価証券先物取引」等は発行者エクスポージャーを現物有価証券に加算（買いの場合）し、「有価証券指数等先物取引」等は取引の相手方のエクスポージャーのみ（上場であれば零）としている。
- (4) 規則第17条の2第4項第2号に関しては、店頭デリバティブ等は、担保差し入れのない部分をカウンターパーティー・エクスポージャーとして加算し、市場デリバティブの場合は、カウンターパーティー・エクスポージャーは零としている。
- (5) 規則第17条の3第1項第2号については、インデックスファンドであっても、インデックス構成銘柄以外のエクスポージャーが制限を超えてはならないこととし、仕組債組入などは例外としないこととしている。
- (6) 規則第17条の3第1項第3号については、特定の銘柄のウェイトが高い場合としており、開示を要件としている（特化型）。

※ 支配的な銘柄が存在し又はその可能性が高い場合における交付目論見書の「ファンドの目的・特色欄」の記載例

- 当ファンドは、XX株価指数をベンチマークとして運用しております。XX株価指数には指数に対する寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- 当ファンドは、指数XXと指数YYを5：5のウェイトで合成し、円換算した指数をベンチマークとして運用しております。このベンチマークには、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- 当ファンドは、XX関連株に投資しております。XX関連株には寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※ 分散投資規制に関する投資信託約款の保有制限の記載例

<分散型>…規則第17条の2第1項に適合するケース

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜特化型＞…規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号を適用した場合のケース

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは 35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(7) 規則第 17 条の 3 第 1 項第 4 号については、従業員持株会代替 1 銘柄組入ファンド等発行体等の名称がファンドに付されているファンドとしている。

※ エクスポージャーが規制比率を超える者の名称が明確に付されたファンド名称の例

- 「XX 株式ファンド」（XX は企業名で複数社可能。）
- 「インドネシア国債ファンド」
- 「世銀債ファンド」

(8) 規則第 17 条の 3 第 2 項の内、これと同じ性質を有する証券化商品については、金組入の金価格連動投資法人債券や金組入受益証券発行信託を組み入れたファンドを想定している。

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。

ただし、このガイドライン実施の際現に存する投資信託については、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、これを適用しない。なお、当該投資信託に関し規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」に係る考え方

平成23年2月17日制定
平成24年12月13日改正
令和5年5月18日改正

○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第3条第1項及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第4条第2項の考え方

1. 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」における合理的根拠適合性の考え方

(1) 導入の背景・趣旨

“委託会社は、自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券のうち、新たな投資信託の受益証券の取得の勧誘に当たっては、当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならない。”

本条文は、平成22年9月13日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つです。

この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。」とされており、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められています。

これは、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った、等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていたことが背景にあります。

本条文は、上記「合理的根拠適合性」を具現化するものとして規定したもので、正会員（委託会社）が当該正会員（委託会社）にとって新たな投資信託の受益証券を顧客に取得の勧誘を行う場合にあっては、当該投資信託が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前に検証し、合理的な根拠に基づき当該投資信託に適合する顧客が想定できないものは、取得の勧誘を行ってはならないことを規定しています。

(2) 「合理的根拠適合性」とは

金融商品取引法第40条では、適合性の原則として、「顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなっており、又は欠けることとなるおそれがあること。」がないようにしなければならないと規定しています。つまり、適合性とは個々の顧客に対する勧誘の適正性を問うものとなっています。

それに対して合理的根拠適合性は、取得の勧誘をしようとする投資信託が少なくとも一定の

顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを求める考え方です。また、その前提として、取得の勧誘を行う者（正会員とその営業員）が当該投資信託について十分に理解していなければならないということにもなります。

ここで注意が必要なのは、自社において取り扱うことに合理性がある投資信託であること（当該投資信託に適合する顧客が一定数いること）を確認することのみが合理的根拠適合性の検証ではなく、その対象顧客を想定するために必要と考えられる一連の対応（以下の2.及び3.において実施が求められる各種検討・検証と顧客への適切な取得の勧誘を確保するための態勢整備）を適切に履行して、初めて“当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客”を想定した（合理的根拠適合性を検証した）と言えることです。

次の以下の2.及び3.においては、合理的根拠適合性の検証や社内教育等のあり方について各正会員に共通すると考えられる「考え方」を示していますが、正会員においては、前述の合理的根拠適合性の導入の背景・趣旨を鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や販売形態等を踏まえ、適切に“当該投資信託の特性やリスクを十分に把握し、当該投資信託に適合する顧客”を検証するよう努める必要があります。

また、顧客本位の業務運営の徹底においては、特に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（以下「複雑な投資信託」といいます）について、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各正会員において主体的に創意工夫を発揮していく必要があります。

2. 合理的根拠適合性の検証

合理的根拠適合性の検証に関し、特に複雑な投資信託を始めとする複雑でリスクが高い商品については、経営陣（代表取締役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が適切に関与することが必要です。例えば、複雑でリスクが高い商品の自社の収益に占める割合が一定以上の場合や経営戦略（方針）の変更により複雑でリスクが高い商品の取扱いを開始・拡大する場合には、経営陣が検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与する必要があります。

また、特に複雑な投資信託を始めとする複雑でリスクの高い商品を取り扱う正会員においては、経営陣は、（2）①イで定める「取得の勧誘の対象顧客」と購入顧客との乖離、当該商品に係る取引や苦情の状況等について定期的に把握し、必要に応じて合理的根拠適合性の検証結果の確認や、検証態勢の見直しを行う必要があります。特に、当該「取得の勧誘の対象顧客」と購入顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、合理的根拠適合性に係る見直しのみならず、販売勧誘態勢に係る見直しについても取得の勧誘方法（対面・ネット等）に応じた検討を行う必要があります。

以下はどのような観点で検証を行うべきかを示しているものであり、（1）（2）（3）の順で行うことを求めているものではありません。これらの検証は一体として行うことも考えられますし、それぞれを別の部門で行うこともあり得ると考えられます。また、例えば、適格機関投資家限定での取得の勧誘を想定する場合（（2）の検証に相当）に、（1）の検証は簡便に行う、又は省略するなど、対象有価証券等や対象顧客に応じて検証を行うことも考えられます。合理的根拠適合性の検証は、全ての有価証券等について同じレベルでの検証が必要なものではなく、上

場商品や国債等のプレーンなものについては柔軟な対応が可能と考えます。商品性が複雑でないものや、社会的認知度の高いものについては簡便な検証をもって「一定の顧客」の有無や範囲を特定することも可能と考えられます。

(1) 「新たな投資信託の受益証券」の特性やリスクの十分な把握

正会員は、当該正会員にとって「新たな投資信託の受益証券」の取得の勧誘を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握する必要があります。

① 「新たな投資信託の受益証券」の考え方

「新たな投資信託の受益証券」とは、本条文の実施日(平成23年4月1日)以後において、当該正会員(委託会社)にとって新たに顧客へ取得の勧誘を行う投資信託が対象になります。

ただし、一度検証を行った投資信託について、必ずしも取得の勧誘の都度、新たな検証を求めるものではありません。また、検証済みの投資信託と同種の商品性やリスク特性であるものについては、同種であることの確認をもって検証を行ったと考えることができます。もちろん、これらの投資信託の取得の勧誘に際しては、投資者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして、投資者の意向と状況に適合した投資勧誘を行うこととなると考えます。

なお、複雑な投資信託の場合には、新たに取得の勧誘をしようとする複雑な投資信託が既に検証済みの複雑な投資信託とはスキーム(組入れる仕組債等のタイプ、参照する金融指標の別など)が異なるときや、スキームが同様であっても、参照指標に係る市況やロックインレベル等の各種条件が異なることによりリスク特性に重大な変化が生じる場合には、「新たな投資信託」として検証を行う必要があります。

本規則では、「新たな投資信託の受益証券」を対象としています。環境等(市況の変動、制度変更、相談・苦情の状況など)が急変し、検証済み(本条文施行日前から取得の勧誘をしているものを含む。)の既存の投資信託のリスク等(価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなど)に重大な変化があったと考えられる場合には、必要に応じて、当該投資信託の再検証を行ない、例えば、取得の勧誘対象先の変更や取得の勧誘の停止等について検討することも考えられます。

検証する内容や深度、検証を行う部門、検証の手順等は、各社の実態に即して実質的に判断し、投資信託の種類やリスク特性に応じて適切に行う必要があると考えます。

② 「投資信託の特性やリスク」の考え方

「投資信託の特性やリスク」については、以下の観点から検証を行う必要があります。

イ リスクの種類と大きさ

顧客の被るリスクとして、どのようなものがあり、そのリスクがどのような際に生じるのか。また、その大きさは、顧客にとって合理的なものであるか等を検証することが考えられます。検証に当たっては、まず同種の商品性やリスク特性を有する投資信託の検証を既に行っているかの確認を行い、該当するものがない場合は当該投資信託の検証を行うことが考えられます。

検証は商品特性に応じて行うものとし、特に複雑な仕組を有するものについては、下記項目等について各種のシミュレーションや比較・分析を行う等して慎重に検証することが考えられます。なお、下記は例示であってリスクの種類はこれに限られるものではありません。

せん。また、複雑な投資信託については、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、リスクとリターンの構造が複雑であることを踏まえ、自社がこれまで取り扱った複雑な投資信託のリスクとリターンを分析した上で、新たに取得の勧誘をしようとする複雑な投資信託のリスクとリターンの妥当性を検証するなど、定量的かつ一貫した方法で検証する必要があります。

- ・ 価格変動リスク：金利、株価、為替レート、商品価格等の変動による影響とその大きさ
- ・ 信用リスク：当該商品のデフォルト発生の可能性、及び発行体、保証体、カウンターパーティ、原資産等の信用悪化がもたらす当該商品への影響
- ・ 流動性リスク：当該商品の換金性及び原資産の流動性不足がもたらす当該商品への影響

ロ 費用とパフォーマンス

顧客が支払うこととなる費用について検証します。ここで、費用とは手数料、信託報酬、金利等が考えられますが、その額（料率）の大小自体が問題となるのではなく、その額（料率）が合理的なものであるか、顧客にとって納得性のあるものかについて、商品特性や取引慣行等に照らして検証することになります。例えば、現在販売している投資信託に比して販売手数料率や信託報酬率が高い投資信託の販売を予定する場合は、当該料率の合理性に関して検証することが考えられます。また、複雑な投資信託については、コスト構造が複雑であることを踏まえ、社内の検証プロセス及び検証責任者を明確にするとともに、組成部門等から複雑な投資信託の理論価格を入手し、販売価格との差額の妥当性を検証するなど、定量的かつ合理的な方法で検証する必要があります。

また、顧客が得られるであろうパフォーマンスについては、商品特性等に比して合理的なものであるかを検証します。例えば、複雑な仕組を有するものについては、同種のスキームの既存商品や投資対象となる有価証券等に比して合理的であるかを検証することが考えられます。また、同じ投資対象でより簡単な仕組のものやよりリスクの小さなもので同等のパフォーマンスを得ることができないか等について検証することが考えられます。この検証においても、利率や想定される投資利回り等の数値が合理的なものであるかが重要なポイントとなると考えられます。

特に、上述の費用の多寡がパフォーマンスに影響している場合、検証において費用額の設定の適否をよく検討する必要があります。

(2) 一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることの事前検証

正会員は、上記（1）において「新たな投資信託」の特性やリスクを十分に把握した上で、当該投資信託が少なくとも一定の顧客にとって投資対象としての合理性を有するものであることを事前検証する必要があります。

① 「一定の顧客」の考え方

「一定の顧客」とは、顧客属性や金融資産の状況、投資経験、リスク許容度等を勘案して、合理的な根拠に基づき投資を行う対象顧客の範囲が想定できることを指していることに留意が必要です。特に複雑な投資信託については、どのような顧客を想定して組成された商品であるか（以下「想定顧客属性」といいます。）を踏まえたうえで、自社の顧客に照らし、当該複雑な投資信託に適合する顧客が想定されるかを自社の責任において十分に検証する必要があります。

対象顧客については、少なくとも以下の観点から検証する必要があります。

イ 取得の勧誘の対象顧客

上記（１）の検証結果を踏まえ、取得の勧誘の対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証します。

その結果、当該投資信託に適合する顧客が自社において想定できない場合には取得の勧誘を行わないものとします。

なお、複雑な投資信託に関しては、少なくとも、例えば、想定顧客属性と整合的か、最大想定損失額を踏まえた損失を許容できるか、店頭デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できるか、参照指標の動向について見通しをもつことができるか等の観点から、顧客属性や金融資産の状況、投資目的、投資経験、リスク許容度等を勘案して、取得の勧誘の対象となる顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。また、「勧誘開始基準」は、一定のリスクグレード群ごとに基準を設定することが認められているのに対し、「取得の勧誘の対象顧客」は個々の投資信託ごとに検証するものです。したがって、一般的には、「取得の勧誘の対象顧客」は、「勧誘開始基準」に比べ、より具体的・より限定的な基準により検証する必要があります。

複雑な投資信託に関しては、少なくとも以下のような基準により、自社における取得の勧誘の対象となるべき顧客の有無及び範囲を検証する必要があります。

- ・ 想定顧客属性と整合的な顧客
- ・ 複雑な投資信託のリスク（価格変動リスクの大きさ、流動性リスクなど）とリターン（表面上の利率のほか、参照指標等（参照指標に連動する仕組債等を含む。）に直接投資した場合に得られる値上がり益を享受できないというリターンの性質を含む。）に即した投資目的・投資意向を有している顧客
 - ※一定の投資ニーズ（例：仕組債などの債券を組入れることを踏まえ、「キャピタルゲインではなくクーポンを求めるニーズ」、「高い利回りを求めるニーズ」、「債券を投資したいというニーズ」）を有することのみをもって、リスクとリターンに即した投資目的・投資意向を有している顧客とはならないことに留意が必要です。
- ・ 保有金融資産の額が一定金額以上の顧客
 - ※複雑な投資信託のリスクが顕在化した場合でも、顧客の保有金融資産に大きな影響が及ばないような基準を設定するよう留意が必要です。
- ・ 保有金融資産のうち、複雑な投資信託の高リスク商品の割合が●割未満の顧客
 - ※複雑な投資信託の高リスク商品の割合を保有金融資産の一定程度に抑える観点からの基準
- ・ デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解できる投資経験や知見・知識を有する顧客
- ・ 参照指標の動向について見通しをもつことができる投資経験や知見・知識を有する顧客

また、規則に基づき行うものとは別に、取得の勧誘を行う投資信託について、顧客に何らかの制限（例えば、「取得の勧誘対象顧客」の条件設定や取得の勧誘禁止顧客の選定）を付す必要があると判断した場合は、その内容を明確にすることが考えられます。

ロ 制限を付す場合

規則に基づき行うものとは別に、取得の勧誘を行う投資信託について、顧客に何らかの制限を付す必要があると判断した場合には、例えば、勧誘又は取引制限として、「勧誘開始基準」を用いるのか「取引開始基準」を用いるのか、又は顧客からの確認書の徴求による方法を用いるのかなどを検討し、決定することが考えられます。

(3) 取得の勧誘の方法の検討

上記(1)、(2)の検証結果、及び、取得の勧誘は公募とするのか、私募とするのか等を踏まえ、販売チャネル(インターネット販売を行うか等を含む。)や必要となる販売用資料(目論見書、契約締結前交付書面、広告等)の適切性について確認することが考えられます。

また、「取得の勧誘の対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客に対しては取得の勧誘を行わないなど、「取得の勧誘の対象顧客」以外への取得の勧誘が広がらないよう十分に留意する必要があります。インターネットによる取得の勧誘においても、特に複雑な投資信託については、上記(2)で検証した「取得の勧誘の対象顧客」の範囲に沿った取得の勧誘がなされるよう、画面上での顧客の意思表示の仕組みや表示等を工夫する必要があると考えられます。例えば、顧客から確認書を徴求する際に、インターネット取引の画面を通じて当該複雑な投資信託の「取得の勧誘の対象顧客」の範囲をわかりやすく示したうえで、顧客自身が当該範囲に合致しているか否かについて意思表示を行う仕組みが考えられます。

(4) 検証に関与する部署

取得の勧誘を行う投資信託の確認は、当該投資信託を開発組成する商品部門や当該商品を仕入れるトレーディング部門がリスク等の確認を行うべきものと考えます。その確認結果を踏まえて、当該投資信託の「取得の勧誘の対象顧客」の確認は、セールスマネジメント部門及びリーガル部門やコンプライアンス部門が加わって行うことが望ましいと考えられます。ただし、複雑な投資信託の「取得の勧誘の対象顧客」の確認に関しては、少なくともコンプライアンス部門が関与する必要があります。

なお、リーガルチェックやコンプライアンスチェックは、必ずしも独立した専門部署ではなく、例えば当該投資信託の商品性が単純なものである場合やリスク度が小さいものである場合、また適格機関投資家のみを取得の勧誘の対象とする場合等は、商品部門等の内部管理者等が行う方法でも良いと考えられます。

また、関係各部署が参加する委員会等の組織において検証を行うことも考えられます。このような場合を含め、あらかじめ事前検証に関する社内態勢を定めておく必要があると考えられます。

(5) 金融商品仲介業者等との連携

金融商品仲介(いわゆる銀行仲介を含む。)や金融サービス仲介による販売の委託元となる正会員は、「取得の勧誘の対象顧客」を始め、合理的根拠適合性の検証結果について、仲介の委託先に共有し、自社の想定する「取得の勧誘の対象顧客」以外への取得の勧誘が広がらないよう、十分に留意する必要があります。そのため、必要に応じて、仲介の委託先の社員等にも研修等を行うことが考えられます。また、仲介の委託先に共有した「取得の勧誘の対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客に乖離が生じていないかを定期的に把握し、必要に応じて金融商品仲介業者等との連携体制の見直しを行う必要があります。特に、仲介の委託先に共

有した「取得の勧誘の対象顧客」と金融商品仲介を通じて購入した顧客との乖離が数多くみられる場合には、当該乖離を解消するよう、委託先との間で販売勧誘態勢に係る見直しについて検討を行う必要があります。

(6) 顧客紹介元業者等との連携

関係会社等から顧客紹介を受けて金融商品の提供を行うビジネスモデルを採用する正会員においては、当該関係会社等の役職員が個別商品の示唆や説明など顧客紹介行為の範囲を超えて顧客紹介がなされることないよう当該関係会社等と連携する必要があります。

また、紹介先正会員において複雑な投資信託が顧客に案内されることが想定される場合には、自社における当該商品の「取得の勧誘の対象顧客」の考え方について顧客紹介元となる当該関係会社等に共有するなど、「取得の勧誘の対象顧客」に合った顧客紹介が行われるよう配慮することが考えられます。

3. 社内教育等の検討

(1) 社内への周知

合理的根拠適合性の検証を行った部署は、当該投資信託の商品性やリスク特性を含む当該検証の結果、「取得の勧誘の対象顧客」の範囲や妥当と考える取得の勧誘の方法について、社内に明確に伝達することが必要です。

(2) 営業員への研修

合理的根拠適合性においては、取得の勧誘をする者が当該投資信託について十分に理解していることが重要ですから、必要に応じて、社内等への周知に留まらず、営業員（仲介の委託先の社員等を含む。）への研修等を行うことが考えられます。

特に複雑な投資信託については、商品自体のリスクや商品性だけでなく、当該複雑な投資信託の勧誘を受ける顧客の行動特性（リスクを過小評価／リターンを過大評価する傾向等）や自社に寄せられた店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する苦情の状況等を踏まえた研修プログラムも有効と考えられます。さらに、必要に応じて研修内容に関するテストを行い、営業員の理解度を確認することも考えられます。

○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第3条第2項及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第4条第3項の「重要な事項」の説明に係る考え方

問1 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の募集若しくは私募及びその他の業務（以下「直接募集等」という。）に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の募集若しくは私募及びその他の業務（直接募集等）を行う場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 取得の勧誘をする商品が「複雑な投資信託」であること
- ② 当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質
 - ※ 投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい内容となるよう留意してください。例えば、「投資初心者向けの商品ではありません」及び「長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません」と説明することが考えられます。
- ③ 以下の点に照らして、当該投資信託の購入が顧客に適していると考えられる旨とその理由
 - ・「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」における合理的根拠適合性の考え方」に基づき検証した当該投資信託の「取得の勧誘の対象顧客」の属性
 - ・リスクとリターンや流動性などの商品性
 - ・顧客の資金の性質
 - ・顧客が保有する金融資産に占める割合（例えば、顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める当該投資信託の割合及び顧客が保有する金融資産（又は顧客の自社での預り資産）に占める複雑な投資信託等の高リスク商品の割合）
- ④ ノックイン条項が付されている場合、ノックイン条件（参照指標が複数の場合、それぞれの指標に対するノックイン条件）及びノックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違い
- ⑤ 早期償還条項が設定されている場合、その旨、早期償還となる条件（ノックアウト条件、発行体によるコール条項等）及び早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなり、同等の条件での投資ができるとは限らない旨
- ⑥ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）
- ⑦ ⑥で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ⑧ 中途売却（解約）する場合における中途売却（解約）額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却（解約）額（試算額）及び実際に中途売却（解約）する場合には、試算した売却（解約）額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ⑨ 勧誘した当該投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

問2 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取得の勧誘に当たっての説明上の留意点としては、どのようなものがありますか。

「重要な事項」の説明は、説明書面（電子媒体を含む。）を用いて行われることを想定していますが、問1における③は顧客ごとに個別性が高い内容であるため、必ずしも当該事項を記載した書面を交付する方法により説明する必要はありません。インターネット取引において個別の顧客への勧誘を伴わない場合には、③の説明は当該投資信託の購入が自らに適していることを顧客自身が確認する方法とすることも考えられます。

また、⑥の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び⑧の最悪シナリオを想定した中途売却（解約）額に関する説明方法については、「問3」及び「問5」を参考にしてください。特に複雑な投資信託の取得を勧誘する場合には、単に顧客に対して重要事項を説明するのではなく、説明の際に顧客が正しくリスク等の説明内容を理解しているか確認し、顧客の理解に不安が残る場合には勧誘を継続すべきか慎重に検討してください。

また、重要事項の理解を妨げるものとして、当該投資信託の投資対象となる仕組債が高金利、高格付、政府保証付、確定利付であることを過度に強調すること、ロックイン水準が低いこと等を理由にロックインが発生する可能性が低いことを過度に強調し、安心感を与えるような説明を行うこと及び早期償還後に再度勧誘する場合に説明を簡略化することのないよう留意してください。

問3 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時・償還時）はどのような説明が必要ですか。

「最悪シナリオを想定した想定損失額」については、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを顧客に分かりやすく説明を行うことが必要です。そのためには、次の2つの方法が考えられます。

（注）この「問3」では、店頭デリバティブ取引に類する投資信託においては償還時の想定損失額の説明について解説しています。中途解約又は中途売却時の想定損失額については「問5」を参照してください。

- ① 参照する金融指標の過去の値動き（トラックレコード等）に照らした場合にどのぐらいの損失が生じる可能性があるか
- ② 参照する金融指標が下がった（上がった）ときにどの程度損失が生じるか（金融指標の下落（上昇）水準を複数設定し、それぞれどの程度損失が生じるか）

①を「ヒストリカルデータによる説明」、②を「損失シミュレーションによる説明」と呼びます。最悪のシナリオを想定して顧客に損失額を分かりやすく伝えるという意味では、説明用資料には原則として①を記載する必要があると考えられます。

しかし、①については参照すべき過去のレコードがない場合や、商品性からみてヒストリカルデータによる計測がそぐわないもの（商品例は付記参照）もあると考えられます。このよう

な場合は、例えば、②を記載し、それに加えて①を記載しない（できない）理由、どのような場合に最大の損失が生じる可能性があるか等に関する説明文章を加えるなどの対応を行うことが考えられます。

なお、①を記載する場合であっても、商品性に依拠して②を併せて記載するなどして説明することを妨げるものではありません。

また、①はあくまでも過去の経験値に基づく算出であることを踏まえ、前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）についても併せて記載する必要があります。「前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること」の記載は、すべての店頭デリバティブ取引に類する投資信託に必要なものですが、特に、過去には大きな指標の変動はなかったものの、商品性から見て①で算出した数値を大きく超える損失が生じる可能性が十分に想定される商品等の場合は、顧客が①の範囲でしか損失は発生しないとの誤解をしないように、説明を工夫することが考えられます。

一方、①を記載しない明確な理由がない場合には、②のみの記載とはせず、①も併せて記載する必要があると考えられます。

いずれの場合でも、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを分かりやすく、かつ誤解を与えないように顧客に説明する、という趣旨を踏まえた記載となるよう留意してください。

<ヒストリカルデータによる計測がそぐわない商品例>

- ・ 参照金融指標に過去実績がない商品（類似性のある値動きをすると考えられる指標で代替できる場合は、当該代替指標によりヒストリカルデータによる説明を行う。）【例：上場後日の浅い個別株式や新規設計の金融指標を参照するもの、ロックイン条項付であるが過去データに照らすとロックイン水準に達したことがないもの、等】
- ・ 参照金融指標が多岐にわたるなど、経験に基づく最悪のシナリオの想定が困難と考えられる商品【例：多数の個別株式を参照し、それぞれにロックイン価格が設定されており、ロックイン銘柄数などにより償還価格が変動するもの、等】
- ・ 当該商品の価格又はキャッシュフローが、参照指数が一定の条件となれば0（ゼロ）、そうでなければ100となるというように、想定最大損失としては100%（商品価格は0（ゼロ））としか表現しようがない商品【例：償還時の参照株式の株価が一定水準以下になれば0（ゼロ）、それ以外の場合は額面100%償還となるもの、金利スワップで変動金利が0%となる場合が最大損失となるもの、等】
- ・ 発行体等の個別企業の信用リスクを参照金融指標とする、又は信用リスクのみが償還金額の毀損要因となる商品【参照企業にクレジットイベントが発生した場合に価格が変動するもの、発行体にクレジットイベントが発生した場合以外は額面100%で償還するもの、等】
- ・ 長期間にわたり、安定的に推移している金融指標を参照する商品【例：円金利を参照するもの、等】

等

※ なお、この商品例に記載された商品であったとしても、正会員がヒストリカルデータによ

る計測が可能と合理的に判断する場合（償還時においては計測不能でも中途売却時の計測は可能と判断する場合を含む。）には、その計測についての説明用資料への記載を妨げるものではありません。

問4 ヒストリカルデータを用いて想定損失額を説明する場合、どの程度の期間を参照すれば良いですか。また、損失額はどのように計算すれば良いですか。

参照期間について何年間と定めていません。ただし、ヒストリカルデータを用いるのは、最悪のシナリオとなったときに想定される損失を分かりやすく示すことが目的ですから、正会員が当該商品の商品性に照らし合理的と考えられる期間で、かつ当該参照データが極めて大きく変動したと判断する時期を含んだ期間とすることが望ましいと考えられます。必ずしも、当該商品が参照する金融指標の残存するすべての期間のデータを対象とする必要はありませんし、複数の金融指標を参照する場合に、用いられるヒストリカルデータの参照期間が一致しなくてもかまいません。ただし、これらは顧客に十分理解されることが前提となることに留意が必要です。

想定損失額の計算方法は正会員が、顧客にとって分かりやすく、最悪のシナリオを合理的に想定できると考える方法で行っていただいてもかまいません。例えば、参照期間中の最大値と最小値の変化率を基に算出する方法や、販売する当該金融商品の償還年限に合わせて、参照期間中の当該年数での最大の下落率を基に算出する方法などが考えられます。ただし、当該金融商品の償還（契約）年限が超長期となるものや、反対にごく短期間のものなどは後者の方法は適さない場合があると考えられます。

算出方法は、自社が取り扱うすべての取引や商品において、必ずどちらかの方法に統一しなければならないものではありませんが、少なくとも同種の取引や商品では可能な限り同じ算出方法とするなど顧客に誤解を与えないように留意することが必要です。

説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、定期的に見直す必要があります。

なお、参照する金融指標の現在の値が、既に説明資料に記載されている最悪のケースに比して大きく変動しているような場合には、速やかな記載の変更が必要と考えられます。特に現在販売中の商品に関して、このような状況が生じた場合には顧客に対して当該状況について十分に説明することが必要です。

問5 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」はどのような説明が必要ですか。

1. 「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」についても、「最悪シナリオを想定した想定損失額」と同様に、原則として①ヒストリカルデータによる説明を記載する必要があると考えられます。
2. 店頭デリバティブ取引について、日本証券業協会では、次のような考え方を示しております。

中途売却額（解約清算金）については、償還（契約満了）時とは異なり、店頭デリバティブ取引においては解約に伴う違約金の発生の有無、仕組債の場合は売却時の当該債券の流動性の状況や残存期間の利回り水準等も影響することとなりますので、説明用資料の作成に当たっては中途売却（解約）における条件（違約金の有無、どの時点での売却を想定するかなど）を留意事項として明示するなどの工夫が必要です。それらを踏まえたうえで、例えば、店頭デリバティブ取引について、中途解約時に発生する解約清算金の算出が真に困難であって、①を記載しない（できない）場合や補足説明をする場合には、②損失シミュレーションによる説明をすることが考えられます。ただし、②による説明のみでは、想定損失額を適切かつ十分に説明できない場合もあると考えられます。

そのような場合には、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、①による説明に代えて、次のような説明をすることでも良いと考えられます。

(i) 取引の解約に伴い、日本証券業協会会員が第三者との間で行う代替契約の締結又は反対売買によって、費用又は損失が生じること、(ii) 当該費用又は損失については、解約清算金（違約金）として、中途解約時に顧客が負担することとなること、(iii) 当該解約清算金（違約金）については、想定額の算出が不可能であること、(iv) 従って、想定損失額の算出が困難であること、(v) 顧客が支払う解約清算金（違約金）は、「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時）をも上回る可能性があること、を示すことなどが考えられます。

3. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託についても、当該商品に十分な流動性がないなどの理由で、中途売却額（解約清算金）の適切かつ十分な説明が真に困難と考えられる場合には、上記2.と同様に、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、算出が困難であることの理由を明記し、理論的な価格水準を上回る損失が生ずることがあることについて説明する方法も考えられます。

問6 レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託（取引所金融商品市場に上場されているもの又は1.～5.に該当するものを除く。以下6.において同じ。）の直接募集等に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

顧客（特定投資家を除く。）にレバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の直接募集等を行う場合には、他の投資信託と同じく、目論見書に記載されているファンドの目的・特色、リスクや手数料等を説明します。さらに、特に次の事項について説明を行うことが考えられます。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行うことが大切であることから、理解を得たことを確認するために、例えば、確認書の受け入れを行うなども考えられます。

- ① 対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。
- ② 当該投資信託がブル・ベア型である場合は、ベア型については、対象となる指数に対して

一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第4条及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第6条の2の「勧誘開始基準」の考え方

問1 「勧誘開始基準」が規定されることとなった経緯は、何か。

「勧誘開始基準」は、平成22年9月13日付で金融庁から公表された「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の中で、金融庁から自主規制による販売勧誘ルールの強化として、求められているものの一つであります。

この中では、「適合性の原則等の具体化」として、「個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。」とされ、具体的には、「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証（合理的根拠適合性）など」が求められています。

これは、一部のデリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品が、多額の資産を有さず、高度な理解力も有していないと思われる高齢者に販売され、想定外の大きな損失を被った等の苦情が、消費者団体等に多数寄せられていたことが背景にあります。

当該苦情の内容はそれぞれに様々なものがあると言えますが、こうした苦情が多数発生していたことについては、投資者と正会員（委託会社）との信頼関係の醸成、維持及び向上において好ましい状況とはいえません。

本会の規則において定める「勧誘開始基準」は、前出の金融庁による公表が求める「商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定（勧誘開始基準）」することを具現化するとともに、正会員（委託会社）自らが勧誘する顧客を限定することによりこうした苦情が発生する蓋然性が高い投資勧誘を行わないようにする目的があります。

以降に勧誘開始基準の説明や、基準の設定・運用のあり方等について各正会員に共通すると考えられる「考え方」を示していますが、正会員においては、前述の勧誘開始基準の背景・趣旨を鑑み、「考え方」に示された例示等を実践すれば十分であると安易に考えるのではなく、自社の顧客層や取得の勧誘形態等を踏まえ、商品のリスク特性や顧客の性質に応じた勧誘開始基準のもと、適切な勧誘が行われるよう努める必要があります。

また、顧客本位の業務運営の徹底においては、特に複雑な投資信託について、「考え方」で示された内容にとどまらず、顧客本位の良質なサービスを提供するためのベスト・プラクティスを目指して、各正会員において主体的に創意工夫を発揮していく必要があります。

問2 「勧誘開始基準」は「取引開始基準」とは異なるのか。異なる場合、何が異なるのか。

「勧誘開始基準」は「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第4条及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第6条の2に規定するとおり、「当該取引の勧誘を要請していない顧客」の中で、訪問、電話、店頭において勧誘を行って良い範囲をあらかじめ定めておくものです。従って、基準を満たさない顧客に対しては、結果として契約締結に至るかどうかに関わらず、勧誘を行うことはできません。

ここでいう「勧誘」とは、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第4条及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第6条の2にあるとおり、「当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該取得の勧誘の要請をしていない顧客に対し、正会員（委託会社）の本店その他の営業所又は事務所において行うものに限る。」を指します。また、顧客の範囲は、特定投資家を除く、個人に限ります。金融商品取引法第38条第4号で規定される不招請勧誘規制は訪問又は電話に限られますが、ある商品の相談や購入を目的として来店した顧客に対して、顧客が想定していない別の商品を勧誘する場合には適合性等に十分配慮する必要があると考えられることから、当該直接募集等の要請を行っていない来店客への勧誘もその対象としていることに注意が必要です。

問3 「勧誘開始基準」とは、どのような基準を定めることを想定しているのか。具体的な数値基準を設けなければならないのか。

「勧誘開始基準」は、商品のリスク特性や顧客の性質に応じたものが求められます。適合性の原則や昨今のトラブル事例などを考慮した場合、以下の要件を踏まえた、勧誘基準を作成することが考えられます。

1. 投資者の年齢・取引経験

「勧誘開始基準」の設定対象となる投資信託は、デリバティブ取引に類するリスク特性をもった複雑な商品であることから、一定の理解力や判断力を有する顧客が対象となると考えられます。そこで、年齢や取引経験による基準を設けることが考えられます。

一般的には加齢とともに理解力や判断力は低下していくと考えられますし、過去の報道等では、独居高齢者や認知症高齢者に対する財産被害が相次いでいたことなども挙げられていることなどにかんがみ、高齢者については、入念な確認を行うことを義務付けるなど、年齢を意識した基準の策定が有効であると考えられます。

もちろん、一定の年齢であるからといって、理解力がない、又は低いというのではなく、個人差もあります。従って、年齢基準を設定する際は、一定の年齢基準だけをもって判断するのではなく、取引経験や財産の状況等も考慮した基準を設けることや、一定の年齢以上の顧客については顧客本人やご家族と面談して理解力等を確認することを条件とすることをもって勧誘開始基準とするなどの方法も考えられます。

また、取引経験については、例えば、過去に同様の取引を行っている経験があるといった基準を設けることなどが考えられます。ただし、過去に同様の取引の経験が無ければ勧誘禁止としなければならないということではないと考えます。取引経験も理解力や判断力を測る

基準と考えられますので、顧客との面談などにより理解力等の確認を行うことを条件とすることも考えられます。

特に、複雑な投資信託については、少なくとも、デリバティブ取引に類するという商品性やリスクとリターンを理解することができない顧客や参照指標の動向についての見通しをもち得る知見・知識を有しない顧客が勧誘対象に含まれないよう、一定の投資経験がない顧客は、たとえ他の基準を満たしていたとしても勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要があります。

なお、取引経験については、時間とともに変化していくものであることから、例えば、何年も前の口座開設時等に作成した顧客カードの登録情報等により、機械的に判断するだけでなく、各社において、合理的と考える期間内に取得した情報に基づき判断することが必要であると考えられます。

2. 投資者の財産の状況（主な収入形態や金融資産の状況）

「勧誘開始基準」の設定対象となる取得の勧誘については、一定以上の収入又は金融資産残高を有する投資者にのみ適合するようなものがあるものと考えられます。例えば、最低投資金額が高額となる商品や、換金性が低い商品に係る取引については、金融資産額等、一定以上の資力がある顧客を対象とすることが考えられます。

なお、財産の状況は、自社における保護預り資産の額に限らず、顧客の金融資産や収入全体で評価する方法も考えられますが、これらは正確な把握が難しい事項でもありますので、過大評価とならぬよう留意する必要があります。

3. 投資者の投資目的・投資方針

「勧誘開始基準」の設定対象となる取得の勧誘については、多くの場合「投資元本の安全性確保」を投資目的や投資方針としている顧客や、「今後の生活資金による投資」である場合などには不適合であると考えられます。特に、複雑な投資信託については、例えば退職金等により財産の状況の基準を満たしていたとしても、安定運用を目的としているなど、大きな損失が発生した際には想定していた生活の維持又はライフプランの実現が困難となるような顧客が勧誘対象に含まれることのないように基準を設定する必要があります。

また、投機目的であったとしても、投資者にはそれぞれリスクに対する許容度があると思われしますので、投資目的のみを基準として勧誘開始基準を設定することは適切ではなく、顧客の理解力やリスクの許容度等も考慮した基準作成が考えられます。特に複雑な投資信託については、「1. 投資者の年齢・取引経験」、「2. 投資者の財産の状況（主な収入形態や金融資産の状況）」及びその他事項を総合的に勘案し、勧誘開始基準を設定するよう留意する必要があります。

なお、投資目的・投資方針についても時間とともに変化していくものであることから、既存の顧客についても、その変化には十分な注意が必要であると考えられます。また、投資資金の性格によっても異なる場合があることにも留意する必要があります。

4. その他

上記のほか、商品のリスク特性を勘案して正会員（委託会社）が必要と考える事項、例えば、事前に顧客と面談する、等の基準を設けることが考えられます。

なお、あまりに具体性を欠く基準やどのような顧客でも満たすこととなる基準では「勧誘開始基準」設定の趣旨に反することになりますので、実効性のある基準とするよう、留意する必要があります。

問4 「勧誘開始基準」は取引や商品ごとに定めなければならないのか。包括的に設定しても良いか。

「勧誘開始基準」の設定対象となる複雑な投資信託にも多くの種類があり、その商品性やリスクの内容も同じではありません。しかし、一つ一つの商品ごとに詳細な開始基準を定めると、運用が困難となり実効性を失うことにもつながりかねないことから、同様のリスク特性を有すると考えられる投資信託を同じリスクグレード群として、そのグレード群ごとに基準を設け、社内で定めた手続きに基づいて、勧誘可能な顧客として管理することを妨げるものではありません。このような場合、あらかじめリスク特性等ごとに勧誘開始基準の分類を設けておき、新しい商品を取り扱う際にはどの分類に属するかを定めるという方法も考えられます。

複雑な投資信託については、スキームの差異によりリスクの内容等も変わるため、当該差異より生じるリスクの差異を勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます。

正会員（委託会社）において、取得の勧誘を行う投資信託の商品性やリスクの内容に応じて、投資者保護の観点から、有効な基準を設定することが望ましいと考えます。

問5 「勧誘開始基準」を満たしているかの確認は、どのような体制で行うべきか。

「勧誘開始基準」として想定される事項には、問3にもあるように数値のみでは測れないものや、時々刻々変化していくものも含まれます。これらの点を考えると、数値のみで測れない複雑な仕組みの理解に関する項目については、営業役職員の主観のみで判断するのではなく、管理職者等（実質的に営業役職員を管理している者であり、営業部門・内部管理部門のいずれに属していても可、以下同じ。）が営業役職員に対し、顧客の近況についてヒヤリングを行ったり、場合によっては管理職者等が直接顧客と面談を行ったりする等して、「勧誘開始基準」を満たしているかの確認や承認を行うことが考えられます。

また、数値基準が設定されておらず、確認することが容易ではない項目を設け、管理職者等による確認を義務付ける場合は、当該確認が行われたことが後日検証できるよう、正会員（委託会社）の業務方法やシステム環境に応じた管理態勢を併せて整備することが適当であると考えられます。

問6 「勧誘開始基準」は、どのような頻度で確認すべきか。

「勧誘開始基準」は、当該取得の勧誘を行おうとする時点における情報により、勧誘の都度、当該顧客が基準を満たしていることを確認することが望ましいと考えられます。もっとも、既に一定の取引範囲に対して「勧誘開始基準」を満たすことを確認しており、管理職者等の確認や承認を得て勧誘可能な顧客としての認定がなされている等の手続きがなされており、その後、継続的に取引を行っている場合などは、勧誘の都度同様の手続きまでは行わなくても良い場合もあると考えられます。

ただし、高齢者の場合には、年とともに理解力や判断力が低下してしまう場合がありますし、顧客によっては、その投資目的や投資方針が変わってしまうこともあると考えられますので、勧誘可能な顧客について、定期的に見直しを行うことが重要であると考えられます。

なお、勧誘可能な顧客とされている顧客に対し、商品の案内を始めた後に、当該顧客の状況に大きな変化が見られた場合には、当該取得の具体的な勧誘は行わず、改めて社内で定めた手続きに則り確認を行い、その後も勧誘可能な顧客として扱って良いかを判断する必要があると考えられます。なお、再確認の結果、新たな事実に基づき、「勧誘開始基準」に合致しないと判断された場合には、当該顧客を勧誘可能な顧客ではないと認定し、その結果を記録するなどしておくことが望ましいと考えます。

問7 「勧誘開始基準」を満たしている顧客への取得の勧誘にあたり留意すべき事項はありますか。

「勧誘開始基準」は、その基準に適合した顧客でなければ勧誘を行ってはならないとするものであり、また、一定のリスクグレード群ごとに基準を設定することが認められていることから、勧誘開始基準に適合していても、当該顧客に当該商品の取得の勧誘を行うことが適当であるか慎重な検討が必要なケースがあると考えられます。

なお、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」における合理的根拠適合性の考え方に基づく「取得の勧誘の対象顧客」は、勧誘開始基準とは別に、個々の投資信託ごとに検証するものですので、一般的には、「取得の勧誘の対象顧客」は、「勧誘開始基準」に比べ、より具体的・より限定的な基準により設定されるものです。特に、複雑な投資信託については、個々の投資信託ごとに「取得の勧誘の対象顧客」を慎重に設定することが求められています。したがって、勧誘開始基準に適合していることをもって、直ちに複雑な投資信託の勧誘を行うことが適当であると判断するのではなく、「取得の勧誘の対象顧客」に適合しないことが明らかな顧客は勧誘対象として適切な顧客とは言えないことに留意してください。また、取得の勧誘に当たっては、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第3条第2項及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」第4条第3項の「重要な事項」の説明に係る考え方において「重要な事項」として示されている「当該投資信託の購入が顧客に適していると考えられる理由があるか」を慎重に検討し、当該顧

客への説明と確認を行ったうえで、当該顧客の投資判断の基礎となる、当該複雑な投資信託の参照指標の動向について当該顧客の見通しを確認する必要があると考えられます。その際、参考指標の動向の見通しが分からない顧客又は見通しを持ち合わせていない顧客は、取得の勧誘の対象として適切な顧客とは言えないことに留意してください。したがって、勧誘開始基準に適合した顧客について、一定の投資ニーズ（高い利回りを求めるニーズなど）があることだけをもって取得の勧誘を行うことのないよう留意する必要があります。

問8 金融商品仲介業者等を利用している場合の「勧誘開始基準」は、どのように考えるべきか。

金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）や金融サービス仲介による販売の委託元となる正会員は、自社の「勧誘開始基準」を仲介の委託先に共有し、自社で勧誘可能な顧客以外への勧誘が広がらないよう、十分に留意する必要があります。

○「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第5条の考え方

問1 「注意喚起文書」とは何か。

注意喚起文書は、これから行おうとする取引が不招請勧誘規制の対象であるか否か及び一般の取引よりもリスクのある取引であることなどを顧客に明確かつ簡潔に理解いただくことを目的とした書面であります。具体的には、①リスクに関する注意喚起、②苦情処理や紛争解決のための金融ADR機関が利用できること及びその連絡先を記載した書面を交付し、説明することとなります。

問2 「注意喚起文書」の様式は決まっているのか。

用いなければならない様式が決まっているわけではありませんが、注意喚起文書の参考様式を作成しておりますので、参考としてご活用ください。

問3 「注意喚起文書」の参考様式は、変更することが可能なのか。

文章表現、文字の大小・種類、下線の使い方などについて、必ずしも参考様式どおりとしなければならないものではありませんが、注意喚起を行うためのものである趣旨を踏まえて、参考様式をもとに作成いただければと考えております。

なお、注意喚起文書の必要記載事項（問1の回答中①及び②に掲げる事項）については、明瞭かつ正確に表示してください。

問4 「注意喚起文書」はどのタイミングで交付すれば良いか。

基本的には、契約締結の前までに顧客に交付する必要がありますので、遅くとも契約締結前交付書面や目論見書を交付する際に、当該書面を交付することが考えられます。交付の方法については、問5及び問6をご確認ください。

問5 契約締結前交付書面や目論見書と同時に又は一体にして交付することは可能か。

注意喚起文書は、顧客に簡潔に理解いただくことを目的としておりますので、基本的には、独立した一枚の書面により、交付することを想定しております。

ただし、契約締結前交付書面や目論見書とともに同時に交付すること（郵送などにより交付する場合も含む。）も否定されませんが、その際は、契約締結前交付書面や目論見書の前に当該注意喚起文書が置かれることが望ましいと考えます。

なお、交付漏れを防ぐ観点から、契約締結前交付書面や目論見書と一体として交付することを妨げるものではありませんが、その際は、契約締結前交付書面の場合は最前面にホチキス止めする、目論見書の場合は表紙と一番初めのページの間に挟み込むなど、必ず当該注意喚起文書が読まれるよう工夫する必要があると考えます。

このように、注意喚起文書を他の文書と同時に交付する場合、当該注意喚起文書が当該他の文書に紛れてしまい、顧客にその存在が認識されなかったり読まれなかったりすることがないように、交付の方法に注意する必要があります。

問6 「注意喚起文書」については、電磁的方法による交付が可能か。

注意喚起文書については、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第7条に定めるところにより、電磁的方法による交付が可能です。ただし、その際は、必ず、当該注意喚起文書が読まれるような工夫をする必要があると考えます。例えば、PDFファイルの登録や当該ファイルへのリンク表示を行う場合は、ファイルを一つにすることや当該文書について閲覧したことの確認ボタンを設けることなどの工夫が必要になると考えます。交付のみを電磁的方法で行い、取引は電話や訪問等を行う場合には口頭で閲覧したことを確認する方法も考えられます。

また、ADR機関の連絡先については、顧客が必要になる際に直ぐに、見直せるような工夫が必要であると考えます。例えば、正会員のホームページ上の分かりやすいところ（法令に基づき公表する各種方針、各種苦情連絡先が掲載されている箇所など）にADR機関の連絡先を掲載したうえで、取引画面において表示する当該注意喚起文書の中で「ADR機関の連絡先は当社のHP上の〇〇（掲載場所）にも掲載しております。」といった文言を入れて、誘導するような仕組みなどが考えられます。

○その他

問1 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」及び「レバレッジ投資信託」について、該当する投資信託を販売する販売会社に対し、投資信託委託会社から連絡すべきか。

該当の投資信託を複数の販売会社が取り扱っている場合など、その取扱いに支障をきたさないようにするため、該当投資信託の発行会社である投資信託委託会社から当該投資信託を取扱う販売会社に対し、一律にこの投資信託は「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」や「レバレッジ投資信託」であるということを連絡した方が、望ましいと考えます。

問2 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の定義における、「仕組債で運用することにより当該仕組債と同様の商品性を有することとなる投資信託又はこれらと同様の効果を有する投資信託」とは、どのような主旨で規定されているのか。

日本証券業協会における「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債」が規制されており、その規制の対象の「仕組債」を「投資信託」がそのまままるごと投資してしまうこと等により、顧客が当該「投資信託」を購入した結果、規制の対象の「仕組債」を購入したことと同様の状況となってしまうとすれば、規則の潜脱行為を許すこととなります。

このような行為を防止するために、規制の対象の「仕組債」をそのまままるごと投資してしまう「投資信託」や事実上規制の対象の「仕組債」をそのまま組入れていることと同様の効果となる「投資信託」が組成された場合における規則の潜脱を阻止すべく、これら同様の効果となる「投資信託」においても、規制の対象の「仕組債」と同様の規制が適用されるように定義したものであり、そのような主旨にあてはまる「投資信託」が該当するものと考えられます。

問3 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の定義中の「イ」において、「償還価格が額面を下回る可能性のあるもの」とあるが、「投資信託」は、債券と異なり、すべての「投資信託」において元本を毀損するリスクが内在していることから、ここでの定義は、「投資信託」すべてを指すように誤解されないか。

第2条の定義中、「イ」～「ホ」に定義しているものは、あくまで「債券」の定義の内の一定の要件を指しているものであり、「投資信託」そのものについて記載したものではありません。

すべての「投資信託」について、元本を毀損するリスクが内在しておりますが、その点を指しているものではなく、あくまで「額面を下回る債券」について、定義したものです。

問4 レバレッジのかかった「仕組債」に投資して、「レバレッジ投資信託」と同様の効果を有する投資信託を組成した場合、それは「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」なのか、それとも「レバレッジ投資信託」なのか。

レバレッジのかかった「仕組債」に投資して、レバレッジのかかった「仕組債」と同じ投資効果を有する「投資信託」を組成した場合には、すべて「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に含まれることとなります。

なお、「株式先物取引」や「為替店頭オプション取引」等を直接利用することにより各種指数・資産等への連動若しくは逆連動するよう組成した「投資信託」については、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」に該当せず、かつ、「レバレッジ投資信託」の定義に該当する場合に限り、「レバレッジ投資信託」としての規制が適用されることとなります。

問5 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の定義において、投資信託を組成する投資信託委託会社ごとにその適用範囲が異なることは、想定されないか。

そのようなこととならないよう、ここに定めた定義の他、別に提示している日本証券業協会作成資料「デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について」の一覧表において、その性質の詳細を述べております。

今後、この表に当てはまらない、又は、判断に迷うような投資信託が組成されるような場合には、投資信託協会の中の所管委員会等において、その適否の情報の共有化を図り、正会員の利便性に資するような対応を考えていきたいと思っております。

※ これは、平成23年4月1日施行の「店頭デリバティブ取引に類する投資信託に関する規則」等の考え方をとりまとめたものです。

附 則

この改正は、平成24年12月13日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関するガイドライン

平成 26 年 5 月 15 日制定

1. 目的

本ガイドラインは、投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社及び同条第 21 項に規定する資産運用会社をいう。）が、不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 24 条の 5 に定める「ヘルスケア施設に関する特例」を適切に履行していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 基本的な考え方

(1) ヘルスケア施設への投資に際して、オペレーターから必要な情報を得るに当たっての、オペレーターの実情等を勘案した対応

ヘルスケア施設は施設の運営に特別なノウハウや専門性が必要とされる資産であることから、運用会社が、不動産投信等の投資対象としてヘルスケア施設に投資を行うに際しては、ヘルスケア施設の事業特性も踏まえ、適切な資産評価のために、オペレーターの事業運営能力や経営の安定性等の事業評価を行うことが必要となる。

運用会社がオペレーターから収集・取得する情報等としては、例えば次の a～e の情報等が考えられる。

- a オペレーターのマーケティング力や施設の収益力の把握のため、退去者の施設退去事由、営業費用やその内訳の推移、営業体制、入居者獲得状況等に関する情報
- b 職員体制の把握のため、職種別職員数、常勤・非常勤職員数の推移、職員の資格取得状況、離職率等に関する情報
- c 介護提供の状況、コンプライアンスの状況を確認するため、ケアプラン・ケア記録、インシデント・アクシデント・レポート、行政監査（検査）、各種マニュアル等に係る資料・情報
- d オペレーターや賃料支払いを保証する賃貸借契約保証人の財務状況を確認するための過去数年分の財務諸表や勘定科目明細等
- e 入居者の満足度向上に向けた意見を把握する取組みや、第三者評価の実施状況等に係る情報

運用会社がオペレーターからこうした情報等を収集・取得するに当たっては、オペレーター側において、

- ・適時の情報提供体制が整っていない
- ・ヘルスケア施設にはセンシティブな個人情報等を含め秘匿性の高い情報が多く存在するため、情報開示に対する心理的な抵抗感や情報の外部流出への懸念がある
- ・運用会社が必要とする情報及び当該情報が必要な理由、情報使用目的等に関する理解が不足している

といった事情等も見られる。

そこで、運用会社においては、こうした実情等を勘案し、以下の対応を行っていくことが考えられる。

- ① 必要とされる情報及び当該情報が必要な理由、情報の使用目的等について、運用会社からオペレーターに対し、明確に説明するなど、情報開示の目的及び必要とされる情報についてオペレーターとの間で認識共有を図ること
- ② オペレーター側にデータは存在するものの、体系立ててデータ整備がなされていない、又は適時の情報提供ができる体制にない、といった状況にある場合、運用会社がデータの整備や情報提供のための支援をしていくこと
- ③ 特定個人の情報やオペレーターの経営戦略・手法・実態といった秘匿性の高い情報については、外部流出を防止するために、守秘義務契約を締結することや集計値などの情報を用いることで対応すること
- ④ ①～③といった対応を行った上でもオペレーターからの資料やデータの提出・入手等が困難な場合には、ヒアリングや現地閲覧等で対応するなど、オペレーターの実情等に即した柔軟な対応を行うこと

(2) ヘルスケア施設が不動産投信等の投資対象となることで、施設利用者に不安を惹起することがないようにするための施設利用者への情報提供等の対応

運用会社が、不動産投信等を通じてヘルスケア施設に投資する場合には、施設利用者において、

- ・当該施設を安定的かつ継続的に利用できるか
- ・不動産投信等の都合によりサービス水準の低いオペレーターに変更されるのではないか
- ・オペレーターから不動産投信等に支払う賃料が引き上げられ、施設利用者の賃料やサービス利用料等に転嫁されるのではないか

等の懸念や不安を持つことが考えられる。

こうした懸念や不安を払拭するため、以下に掲げる事項について情報提供や説明をオペレーターが施設利用者に行うよう運用会社から促すこと、及び運用会社自身がオペレーターと協力して可能な限り施設利用者に情報提供や説明を行うことが考えられる。

- ① 不動産投信等の仕組みや特徴、不動産投信等・オペレーター・施設利用者の関係
- ② ヘルスケア施設の長期の安定した所有を目指すという不動産投信等の投資方針と、当該方針の下で適切に建物等の維持管理を行うこと
- ③ ヘルスケア施設に投資するという投資方針に基づき運営がされており、施設転用の可能性が小さいこと
- ④ これまでの投資実績やスポンサーに関する情報
- ⑤ 不動産投信等が行う、オペレーターのサービスの質に係るモニタリングの取組み等

また、不動産投信等とオペレーターとの間で締結する賃貸借契約等において、以下の点を可能な限り明確に記載することが考えられる。特にヘルスケア施設に係る関係法令及び行政指導への適合・対応状況については、運用会社がオペレーターに対し定期的に確認することが考えられる。

- ① 不動産投信等の投資対象となるヘルスケア施設の状態、施設利用者がオペレーターに支払う利用料及び施設利用者とオペレーター間の契約内容等について、オペレーターが適用され

る関係法令及び行政指導に適合・対応した運営を行うこと

- ② オペレーターが施設利用者に提供するサービスの内容
- ③ ヘルスケア施設の所有者である不動産投信等が行う建物の維持管理や改修等の内容
- ④ 賃貸借契約の解除・解約の条件や賃料変更の条件

(3) 一般的な開示項目に加えたヘルスケア施設特有の事情についての投資家への開示

ヘルスケア施設においても、これまで不動産投信等の投資対象となってきた他の資産における開示と同様に、投資家に対し、土地、建物の現況や権利関係（所在地、面積、建築時期等）、予想利益・分配金等の一般的な開示項目については他の資産と同等レベルの開示が求められる。

これに加えて、ヘルスケア施設については、オペレーターに関する情報、事業評価に関する情報、制度改正に関する情報等を投資家に開示することが求められる。

そのため、運用会社は、ヘルスケア施設特有の事情に配慮した以下に掲げる事項について、投資家に対する開示を行うことが考えられる。

- ・オペレーターの変更に関する情報
- ・オペレーターの事業概要やマーケティング力に関する情報（オペレーターの運営状況等）
- ・制度改正に関するリスク情報、オペレーターの介護保険料への収入依存度
- ・ヘルスケア事業の内容を踏まえた不動産鑑定評価の概要に関する情報
- ・不動産投信等とオペレーター間の賃貸借の概要（稼働率等）及び賃貸借契約の詳細（契約期間、賃料改定の有無等）
- ・不動産投信等が投資する施設の運営状況（不動産投信等組入れの全物件若しくは個別物件から得られる償却前営業利益等）
- ・入居者の状況（施設の入居者数・入居率、入居一時金額、月額管理料等）
- ・不動産投信等のヘルスケア施設に対する投資方針・投資体制（投資スキーム）等に関する情報
- ・バックアップオペレーターの有無
- ・物件の汎用性
- ・事業デューデリジェンス等の実施に関する情報

こうした情報の中には、秘匿性や専門性が高いものも含まれており、当該情報を投資家にそのまま開示することに対するオペレーター側の不安や心理的な抵抗感が考えられる。このような場合、運用会社は、投資家へのわかりやすい開示に資する観点から、

- ・複数の施設の情報をまとめて開示する
- ・秘匿性が高く個別の項目での開示が難しい場合は、オペレーターの賃料負担力等を表す指標・指数・割合表示等といった形で参考情報として開示する
- ・専門性の高い情報は、投資家に理解しやすい情報に加工して開示する

など、オペレーター及びヘルスケア施設の運営状況の開示について必要な工夫を行うものとする。

(4) その他

不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第24条の5に定める「ヘルスケア施設に関する特例」及び本ガイドラインの適用に当たっては、不動産投信等の資産総額に占めるヘルスケア施

設の投資額の割合が低く、かつ、当該不動産投信等に与えるヘルスケア施設の影響等が軽微であると認められる場合は、その割合や影響度合いに応じた対応を行うことができる。

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 5 月 15 日から実施する。

ただし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができるものとする。

広告等に関するガイドライン

平成16年 4月28日制定
平成18年10月13日改正
平成24年 5月17日改正
平成25年 2月21日改正
平成25年12月12日改正
平成26年 7月15日改正
平成27年11月12日改正
平成28年 1月14日改正
平成30年12月13日改正
令和 3年 9月 9日改正
令和 3年12月 9日改正
令和 5年 5月18日改正
令和 6年 2月 8日改正

第1部 法令諸規則の概要

1 広告等の定義等

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（以下「規則」という。）第2条にいう金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）における広告又は広告類似行為は次のように定義されている。

「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為（※1）をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（※2）を表示しなければならない。」【金商法第37条】

（※1） 「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」【金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第72条】

（1） 広告

次に掲げる行為は広告に該当すると考えられる。【平成19年7月31日付金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」Ⅰ．金融商品取引法関連 ● 広告等の規制〔第37条〕（以下「パブコメ」という。）No.14～16, 46～51】

- ・ テレビCM
- ・ ラジオCM
- ・ ポスターを貼る方法
- ・ 新聞に掲載する方法
- ・ 雑誌に掲載する方法
- ・ インターネット・ホームページに掲載する方法

（注）上記のうちから、テレビCM、ラジオCM及びポスターを貼る方法については、後段（3）の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が

必要である。

(2) 広告類似行為

次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為は広告類似行為に該当すると考えられる。

- ・ 郵便
- ・ 信書便
- ・ ファクシミリ装置を用いて送信する方法
- ・ 電子メールを送信する方法
- ・ ビラ又はパンフレットを配布する方法
- ・ その他

ただし、次に掲げるものは広告等に該当しないと考えられる。【金商業等府令第72条各号】

- ① 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- ② 個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- ③ 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（いわゆる「ノベルティ・グッズ」。ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称

- ・ 金融商品取引契約又はその種類
- ・ 有価証券又はその種類
- ・ 出資対象事業又はその種類
- ・ その他上記の各事項に準ずる事項

ロ 金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 元本損失が生じるおそれがある旨及び当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨（なお、当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨

(※2) 「広告等における表示事項」

広告等（広告及び広告類似行為）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名 【金商法第37条第1項第1号】
- ② 金融商品取引業者等である旨及び金融商品取引業者等の登録番号 【金商法第37条第1項第2号】
- ③ 金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 【金商法第37条第1項第3号】

- イ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項 【金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条第1項第1号】
- ・ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（有価証券の価格又は保証金等の額を除く。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（金融商品取引契約に係る有価証券の価格、デリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要
 - ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由 【金商業等府令第74条第1項】
 - ・ 投資信託若しくは外国投資信託に表示されるべき権利若しくは組合契約若しくは外国組合契約に掲げる権利の取得に係るものであって、当該投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拋出されるものである場合には、手数料等には、出資対象投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含む。 等 【金商業等府令第74条第2項～第4項】
- ロ 顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項（リスク文言） 【施行令第16条第1項第4号】
- ・ 当該指標
 - ・ 当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由
- ハ 金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実 【施行令第16条第1項第7号、金商業等府令第76条第1号】
- ニ 協会（当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称 【施行令第16条第1項第7号、金商業等府令第76条第2号】（法定記載事項となる金融商品取引業協会以外の加入金融商品取引業協会を任意に記載する取扱いも妨げられない 【令和元年6月5日付金融庁コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 No.16、17】）
- ホ レバレッジ指標等（金融商品市場における相場その他の指標であって、その一日の変動率が他の指標（以下「原指標」という。）の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されるものをいう。以下同じ。）に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項 【施行令第16条第1項第7号、金商業等府令第76条第4号】
- ・ 当該レバレッジ指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、その旨及びその理由
 - ・ 当該レバレッジ指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しないものであるときは、その旨及びその理由

- (3) 広告等には該当するがその特性が勘案されるもの
広告等の行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法（※3）によりする場合には、次に掲げるものを表示する。 【施行令第16条第2項】
- ① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
 - ② 金融商品取引業者等である旨及び登録番号
 - ③ 顧客が行う取引行為について、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨 【施行令第16条第2項第1号】
 - ④ 契約締結前交付書面（又は目論見書）の内容を十分に読むべき旨 【施行令第16条第2項第2号、金商業等府令第77条第2項、金商業等府令第72条第3号ニ】
- (※3) 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法
- ① 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法（いわゆる、テレビCM又はラジオCM） 【金商業等府令第77条第1項第1号、パプコメ No. 50, 51】
 - イ 有線テレビジョン放送事業者
 - ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者
 - ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者
 - ② 金融商品取引業者等又は金融商品取引業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は上記①に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法（いわゆるテレビCM又はラジオCMの内容をインターネット・ホームページに掲載したもの） 【金商業等府令第77条第1項第2号】
 - ③ 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの（看板、壁面に貼り付けたポスター（ビラとして配布する等の方法に用いる場合を除く。）、電光掲示板等） 【金商業等府令第77条第1項第3号】
- (4) 広告等の表示方法
金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするとき、上記（※2）における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。 【金商業等府令第73条第1項】
また、上記（※2）③ロに掲げる事項については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大ききさで表示すること。 【金商業等府令第73条第2項】

(5) 誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み及び次の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。【金商法第37条第2項】

- ① 金融商品取引契約の解除に関する事項 【金商業等府令第78条第1号】
- ② 金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項 【金商業等府令第78条第2号】
- ③ 金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項 【金商業等府令第78条第3号】
- ④ 金融商品取引契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項 【金商業等府令第78条第4号】
- ⑤ 金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項 【金商業等府令第78条第5号】
- ⑥ 金融商品取引業者等の業の実績に関する事項 【金商業等府令第78条第6号】
- ⑦ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項 【金商業等府令第78条第7号】
- ⑧ レバレッジ指標等に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項【金商業等府令第78条第14号】
 - ・レバレッジ指標等又はレバレッジ指標等に関する有価証券の性質
 - ・レバレッジ指標等の数値若しくはレバレッジ指標等に関する有価証券の価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

(6) 特定投資家に対する取扱い

特定投資家に対する広告等については、金商法第37条の適用はない。【金商法第45条第1号】

2 金融商品取引法におけるその他規制の概要

(1) 目論見書以外のその他資料

有価証券の募集又は売出しのために目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。【金商法第13条第5項】

(2) その他留意事項（法令概要）

- ① 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為をしてはならない。【金商法第38条第1号】
- ② 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。【金商法第38条第2号】

- ③ 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、当該信用格付を付与した者が金商法上の登録を受けていないものである旨及び当該登録の意義等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。【金商法第38条第3号】
- ④ 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為をしてはならない。【金商法第38条第9号、金商業等府令第117条第1項第2号】

※ 上記の金融商品取引業者等に対する禁止行為のほか、一般的な禁止事項として、金商法第168条（虚偽の相場の公示等の禁止）、同第169条（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）、同第170条（有利買付け等の表示の禁止）、同第171条（一定の配当等の表示の禁止）があることにも留意が必要。

3 内部審査の必要性

規則第5条に規定する正会員（定款第6条に定める正会員をいう。以下同じ。）の内部審査に当たっては、次によるものとする。

- (1) 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条第1項により、広告審査を求めている広告等であっても、その内容が当該規則第4条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。従って、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。また、自社の社内規則等により審査が義務付けられている場合には、当該社内規則等に従う必要がある。
- (2) 特定投資家向けに作成され審査が行われていない資料を、特定投資家以外の者に対し広告審査担当者の審査なく使用した場合には規則違反となる。（単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報提供の場合は、広告等に該当しないものと考えられる。）
【パプコメ No. 66】

4 内部審査体制

規則第5条に規定する正会員の内部審査及び第6条に規定する社内管理体制の整備については、次によるものとする。

- (1) 広告審査担当者は、自社の組織体制、業務内容等にかんがみ、各社において任命する。また、複数の者を広告審査担当者に任命することができる。
- (2) 任命した広告審査担当者を本協会に届け出る必要はない。
- (3) 広告審査担当者が自ら作成した広告等を審査する場合にも、下記の「5 審査基準」及び「6 広告等の保管」に沿って適正に審査・管理が行われるよう体制を整備する必要がある。

5 審査基準

正会員が行う広告等は、規則第4条に該当する又は該当するおそれのあるものであってはならないが、広告審査担当者は以下に掲げる事項についても留意する必要がある。

- (1) 自社が作成する広告等については、「第2部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項」を考慮し、規則第4条に照らして問題がないか否かについて審査することとなる。
- (2) 債券の条件一覧のようにあらかじめ表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ない。(いわゆる雛形の審査で足りる。)
- (3) 他社が作成する資料を自社の広告等として使用する場合は、通常、内容については修正することができないので、規則第4条に照らして、当該資料を自社の広告等として使用できるか否かについて審査し、自社の商号又は名称、金融商品取引業者等である旨、登録番号、及び自社が加入している当該協会(当該金融商品取引業の内容に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)の名称等金商法上の必要記載事項が記載される手段(別様の書面に記載し、顧客へ一体として提供する方法等)を講じた上で審査を実施する(法定記載事項となる金融商品取引業協会以外の加入金融商品取引業協会を任意に記載する取扱いも妨げられない【令和元年6月5日付金融庁コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方No.16、17】)。

6 広告等の保管

規則第6条に規定する保管体制については、保管の期間及び方法等を各社において定めるものとする。

<参考>

広告等の該当性について

広告等規制(金商法第37条)において、規制の対象となるのは、金融商品取引業者等が「その行う金融商品取引業の内容について」行う広告等(「広告」と「広告類似行為」)である。(特定投資家に対する広告等を除く。)

よって、広告等規制の対象となるか否かについては、次の観点が主なポイントとなる。

- ① 「広告」又は「広告類似行為」であるか否か
- ② 「金融商品取引業の内容」であるか否か
- ③ 法令等により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か

1 「広告」又は「広告類似行為」であるか否かの該当性

- (1) 一般的に「広告」とは、随時又は継続してある事項を広く(宣伝の意味を含めて)一般に知らせることをいうと考えられ、例えば、次の行為は、「広告」であると考えられる。

【パブコメ No. 14～16, 46～49】

- ① テレビCM、ラジオのCM
 - ② ポスターを貼る方法
 - ③ 新聞や雑誌に掲載する方法
 - ④ インターネット・ホームページに掲載する方法
- (2) 「広告類似行為」とは、次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為であると考えられる。
- ① 郵便
 - ② 信書便
 - ③ ファクシミリ装置を用いて送信する方法
 - ④ 電子メールを送信する方法
 - ⑤ ビラ又はパンフレットを配布する方法
 - ⑥ その他
- (3) 「単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供」は、当該行為が個別の販売、勧誘行為と考えられることから、「広告等」に該当しないものと考えられる。

【パブコメ No. 66】

2 「金融商品取引業の内容」であるか否かの該当性

- (1) 「金融商品取引業の内容」とは、金商法第2条第8項各号に掲げる行為に係る業務の内容であり、例えば、次に掲げる内容が表示されていれば、一般的には、当該商品等を勧誘する手段として当該表示がなされたものと考えられることから、「金融商品取引業の内容」に該当するものと考えられる。 【パブコメ No. 19～21, 29, 34, 53 等】
- ① 金融商品取引業に関する商品名（投資信託の名称等）
 - ② 商品の種類（投資信託等（特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱い業務の紹介にとどまるものを除く。））
 - ③ 取引手段やサービスの名称
 - ④ 金融商品取引業者等が取り扱う商品・サービスの一覧
 - ⑤ 金融商品の仕組みが紹介されたもの
 - ⑥ 金融商品取引の仕組み・スキーム、メリット・デメリットが表示されたもの
- (2) 次に掲げる内容の表示にとどまるものは、「金融商品取引業の内容」には、該当しないと考えられる。 【パブコメ No. 29, 33, 36, 37】
- ① 「税制に関する案内」や「法令・制度に関する案内」にとどまるもの
 - ② 「支店の移転等」の連絡にとどまるもの
 - ③ 「営業時間」や「営業案内」を表示するにとどまるもの
 - ④ 商品の商品概要や詳細等の表示を伴っていない単なるキャッチコピー的なもの（例えば、「株式・国債・公社債・投資信託」や「投資信託は〇〇証券まで」や「個人向け国債は△△証券まで」という文言のみ表示されたもの）

3 法令により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か

(1) 法令により、次に掲げるものは広告等に該当しないと考えられる。 【金商業等府令第72条、パブコメ No. 40～45, 53】

- ① 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
(法定公告、会社公告、目論見書、外国証券情報、投資信託の運用報告書等)
- ② 個別の企業の分析及び評価に関する資料(アナリスト・レポート)であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- ③ 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(例えば、メモ帳、ボールペンや貯金箱等のいわゆるノベルティ・グッズ等)を提供する方法

イ 次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称

- ・ 金融商品取引契約又はその種類
- ・ 有価証券又はその種類
- ・ 出資対象事業又はその種類
- ・ その他上記の各事項に準ずる事項

ロ 金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 元本損失が生じるおそれがある旨及び当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨(なお、当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。)

ニ 契約締結前交付書面(又は目論見書)等の内容を十分に読むべき旨

(注1) ③の景品その他の物品は、上記ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。

(注2) ③の方法にあつては、当該景品その他の物品に表示されていない事項がある場合であっても、当該景品その他の物品と併せて、表示されていない事項が表示されている他の資料又は物品とを一体のものとして提供する方法でも良いとされている。ただし、イ～ニの事項のみの表示であることに留意する必要がある。

(2) 特定投資家に対する広告等は、広告等規制の適用から除かれている。

4 その他

(1) 次に掲げる行為のように、他社が作成した広告等を金融商品取引業者等が使用する場合についても広告等に該当するものと考えられる。 【パブコメ No. 54, 55, 258】

- ① 投資信託委託会社が作成する投資信託のポスターを貼る行為やリーフレットを配布する行為
- ② 財務省や地方公共団体が作成する個人向け国債や地方債のポスターを貼る行為やリーフレットを配布する行為

(2) 次に掲げる行為については、一般的に広告等に該当しないものと考えられる。 【パブ

コメ No. 53、「金融商品取引法の疑問に答えます」質問⑥】

- ① プレス・リリース資料を報道機関のみに配布する行為
- ② 新聞・雑誌（経済誌、マネー雑誌、四季報等）等そのものを提供する行為
- ③ 個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細等の記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく、情報提供する行為

例えば、この条件を満たした次の行為

- イ セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為
- ロ 資料請求用紙（はがき）やアンケートを送付する行為
- ハ ディスクロージャー誌やアニュアルレポートを配付する行為
- ニ 決算内容を説明することを目的に、IR資料等を提供する行為 等

※ 一般的に「取扱商品一覧の案内」は、「個別商品の取引を誘引する目的ではない」とまでは言えないことに留意する必要がある。

※ 上記イに係るセミナーの案内において、セミナーの案内に加え、個別商品に関する説明や当該企業のサービスに関する説明等、金融商品取引業者等の行う「金融商品取引業の内容」について多数の者に同様の内容の情報提供が行われる場合には、広告等に該当するものと考えられる。さらに、広告等に該当するしないにかかわらず、セミナーにおいて金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む）を行う場合には、「金融商品取引を誘引する目的がある」旨を明確に表示する必要があると考えられる【パブコメ No. 25】。

- ④ 顧客に対し、個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細等の記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるものなど）

例えば、この条件を満たした次の行為

- ・ 投資信託の基準価格等を提供する行為
- ・ 投資信託協会における「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第18条に規定する委託会社が作成する適時開示資料（運用レポート）を提供する行為
- ・ 経済・為替等のレポートを提供する行為
- ・ 顧客が保有する有価証券等に重要な事象（上場廃止、合併、償還、株式分割その他コーポレート・アクション等）が生じ、プレス・リリース資料や当該事象を通知する文書を提供する行為
- ・ 客観的事実のみが記載された統計資料を提供する行為 など

※ アフターサービスの一環と認められるためには、当該商品の保有者に限定した提供であること（ウェブサイト等に掲載する場合、保有者以外でも容易に閲覧できるページに掲載することは不可）、当該提供資料に追加買付や売却推奨を示唆する表示等を含まないこと、他の商品や取引に関する資料や記述が一体のものとして提供されないことが必要と考えられる。さらに、「本資料は、〇〇（商品・銘柄名）を保有されているお客様に（アフターサービスの一環として）提供しております。」や「本資料は、〇〇に関する情報提供を目的とし、売買等をお勧めするものではありません。」等の

表示を付記しておくことが考えられるが、これのみによりアフターサービスの一環と認められるものではないことに留意が必要である。

第2部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項

I 全般

1 表示に関する基本事項

広告等の表示を行うに当たっては、第1部 法令諸規則の概要、1 広告等の定義等に記載された要件を満たさなければならない。また、表示においては、次の事項及び以下の2～15の事項に留意しなければならない。

- ① 金商法に規定される表示事項について、明瞭かつ正確に表示しているか。
- ② 顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。
- ③ 金商法に規定される表示事項について、広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。
- ④ 金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれのある旨・その理由等、リスクに関する事項が広告等の表示における文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しているか。
- ⑤ 契約の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示としていないか。
- ⑥ 広告等を画面上に表示して行う場合に、金商法に規定される表示すべき事項のすべてを判読するために必要な表示時間が確保されているか。

※ 広告等の表示を行うに当たっては、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。

特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。

2 誇大広告等に関する留意事項

(1) 留意事項

広告等の表示を行うときは、誇大広告等とならないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある。

- ① 有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益が得られるように誤解させ、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。
- ② 利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていることを誤解させるような表示をしていないか。
- ③ 「注目」等の表現を用いる場合は、当該有価証券が他の有価証券や他の銘柄より著しく優れているように誤解させるような表示をしていないか。※
- ④ 申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、それらが限定されていると誤

解させるような表示をしていないか。

- ⑤ 登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者等を推奨し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。
- ⑥ 不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。
- ⑦ 社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

※ REITやインフラファンドについて、『注目銘柄』等の表示を行う場合は、「Ⅲ ETF（上場投資信託）、REIT（上場不動産投資証券）及びインフラファンド、7 REIT及びインフラファンドに係る留意事項」の該当箇所も併せて参照すること。

（２） 比較広告

正会員が、手数料又は金融商品の運用実績等に関して、他の正会員の手数料又は他の金融商品の運用実績等との比較表示（いわゆる比較広告。自社商品を単に商品ラインナップとして一覧表示するものは含まれない。）を行う場合には、広告媒体又は紙幅等にかかわらず次の①～③に掲げる要件をすべて満たす必要がある。例えば、①～③に掲げる要件をすべて満たさずに、「業界最低水準」「当社の手数料は最安値」と表示する場合又は表示内容が事実に反している場合は、誇大広告とみなされるおそれがあることに留意する。また、比較表示を行う場合は、比較対象範囲や抽出基準等を明記するなどして、投資者に誤解を与えないように留意する必要がある。

① 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること

例えば、次のような表示は、客観的に実証されているとみなされないおそれがある。

- ・ 机上（空想上）の計算に基づく数値を、実績値又は確定値であるかのように表示し、比較するもの
- ・ 自社の商品ではない商品の運用実績等を、自社における実績として表示し、比較するもの
- ・ ごく少数の顧客等の評価や感想（アンケート結果を含む。）を、一般的な（大多数の）評価であるかのように表示し、比較するもの

② 実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用していること

例えば、次のような表示は、正確かつ適正な引用とみなされないおそれがある。

- ・ 運用実績又は手数料率等について、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的に又は十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外したうえで表示し、比較するもの
- ・ 一定の条件の下での実績又は調査結果を、すべての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの
- ・ ごく限られた期間の実績数値又は非常に少数のサンプル調査の結果のみを表示し、比較するもの
- ・ 調査時期が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内

容であっても、現時点では事実と異なるもの

※ 比較広告の広告審査に当たり、数値が正確かつ適正に引用されていることについて、基となるデータを確認し、必要に応じてその記録を保存しておくことが望ましいと考えられる。

③ 比較の方法が公正であること

例えば、次のような表示は、公正な比較とみなされないおそれがある。

- ・ 同一の前提条件ではないもの（例えば、運用方針や投資対象等の商品性が異なる投資信託の運用実績等）を合理的根拠なく比較し、自社商品が有利であるかのように表示するもの
- ・ 例えば、「ロコミ」サイト、アフィリエイトサイト、リスティング広告等において、自社又は自社が依頼した者（アフィリエイト、リスティング業者、広告代理店等）による評価又は恣意的に選択した評価のみを、あたかも第三者による客観的な評価であるように比較表示するもの
- ・ ランキングを広告費の多寡により順位づける比較サイト等であることを知りながら出稿するもの

* 「15 インターネットにおける広告等について」（6）及び（7）も参照のこと。

（注）「比較広告に関する景品表示法上の考え方」（昭和62年4月21日公正取引委員会事務局／改正平成28年4月1日消費者庁）を参照すること。

3 募集又は売出しに関する事項

（1） 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止

金商法第4条第1項の規定に基づき、同法第2章「企業内容等の開示」の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しに係る勧誘については、外国証券売出しや、政令で定める場合等を除き、発行者が当該募集又は売出しについて有価証券届出書を内閣総理大臣に提出した後でなければ、投資勧誘及びこれに類似する行為は一切これを行ってはならないこととされている。

（2） 顧客に交付する資料等

① 目論見書の交付

正会員は、有価証券届出書提出後、有価証券の発行者が作成する目論見書又は仮目論見書を使用して募集又は売出しに係る勧誘が可能となる。また、募集又は売出しの方法により投資者に対し有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することとされている。

なお、目論見書の使用は「法令に基づき作成された書類を配布する方法」に該当するため広告等には該当しない。【金商業等府令第72条第1号、パブコメ No. 53】

② 販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の作成・交付

平成16年12月の証取法改正により、目論見書制度が見直され、目論見書の記載内容を省略・要約した「要約目論見書」や投資者に目論見書の交付場所等を知らせるためのい

わゆる「墓石広告」は、目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（販売用資料※）として整理され、当該資料を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないとされている。（法第13条第5項）

※ 販売用資料の法的な位置付け等について

- ・ 販売用資料は、金商法第13条第5項で規定されている「目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料」に該当すると考えられる。

なお、販売用資料は、目論見書の交付前においても使用することができる。

- ・ 販売用資料を用いて、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為は、広告等に該当すると考えられる。 【パブコメ No. 18】

販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないため、当該表示の全体を総合的に評価し、例えば、以下の点に照らし、投資者保護に欠けることがないよう判断する必要がある。

イ 当該文書又は表示の内容が目論見書の内容と矛盾する場合

ロ 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が目論見書の内容と矛盾する場合

ハ 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が明確に示されていない、又はその前提が非現実的である場合

ニ 当該文書又は表示の内容が恣意的に歪められている場合

ホ 当該文書又は表示の内容に至る過程が恣意的に歪められている場合

ヘ 当該文書又は表示の内容に重要な事項を記載していない（都合のよい部分のみ強調している）場合 等

個別の勧誘に際して提供される販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の特質によりこれらに該当するか否かを個別具体的に判断することとなるが、上記イ～へのいずれかに該当する場合には虚偽又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性が高いと考えられる。

4 金融サービス提供法に基づく重要事項の表示

正会員は、広告等において、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号、以下「金融サービス提供法」という。）に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融サービス提供法及び同施行令のほか、本会の「投資信託委託会社の金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」を参考に行うものとする。

5 税に関する表示

(1) 投資信託等の売買その他の取引に関し、分配金、譲渡損益等に対する課税方法について表示することが望ましい。

(2) 投資信託等の売買その他の取引に関し、分配金、譲渡損益等に対する課税、相続税、贈与税等を免れることを示唆する、又はそれと誤認されるおそれのある表示は行わない。

6 消費税法における総額表示義務

広告等において商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額表示（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格の表示）が義務付けられている。【消費税法第63条】

※ 消費税率の変更に伴い、2021年3月31日までの間は、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じることを前提として税抜価格を表示することを可能とする消費税法の特例が設けられていたが、2021年4月1日以降は当該特例の適用がなくなり、総額表示が義務付けられていることに留意する。

(1) 総額表示の例（税率が10%の場合）

11,000 円
11,000 円（税込）
11,000 円（税抜 10,000 円）
11,000 円（うち税 1,000 円）
11,000 円（税抜 10,000 円、税 1,000 円）
10,000 円（税込 11,000 円）

(2) 総額表示が義務付けられている単価・手数料率の表示の例

総額表示義務には、商品やサービスの単価、手数料率を表示する場合など最終的な取引価格そのものは表示されていないものの、事実上、価格を表示していることに等しい表示（投資信託の募集取扱手数料、投資信託の信託報酬等）についても対象に含まれる。

【募集時の募集取扱手数料や信託報酬の表示例】（税率が10%の場合）

1.10%（税込）
1.10%（税抜 1.00%）
1.10%（うち税 0.10%）
1.10%（税抜 1.00%、税 0.10%）
年1%の率に消費税及び地方消費税を加算した額とし合計で年1.10%の率

7 キャッチコピーの表示

表示の内容に商品概要や詳細などの記述を伴わず、会社名、住所及び連絡先と一緒に「特定口座は〇〇会社」などという一種のキャッチコピー的な文言にとどまる場合は、当該表示が一義的に個別の金融商品を勧誘しているとまではいえないため、当該表示は広告等には該当しないと考えられる。ただし、投資信託の特質の一部を誇張する、又は、運用実績の一部を抽出する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いないよう留意する必要がある。【パブコメ No. 33】

8 記事コピー、類似挿し絵等の表示、統計資料等の転載

(1) 新聞、雑誌記事等の複写（コピー）を無断で転載しない。

(注) これらの記事等を利用する場合は、著作権法により引用して利用することが認められる場合を除き、著作権者の承諾が必要である。

(参考)

著作権法において著作権者の承諾なくして引用が認められるためには、当該引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない（著作権法第32条第1項）。そして、同条にいう「引用」に該当するためには、①引用する資料等は既に公表されているものであること、②引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、③カギ括弧などにより「引用部分」が明瞭に区別して認識することができること、④当該引用が著作者人格権を侵害するような態様ではないこと等の各要件も満たす必要があると解釈されている。さらに、同条に基づく著作物の引用に当たっては、出所が明示されていることも必要となり（著作権法第48条）、引用された著作物の著作権者の氏名、当該著作物の掲載されている出版物名、出版物中における引用部分の掲載部分（ページ数など）の特定に関する記載が求められるケースもある。

- (2) マンガ、イラスト等についても同様の注意を払う。
- (3) 記事等に個人の写真や当該個人を特定しうる情報が含まれている場合は、肖像権や個人情報保護の観点からの注意が必要である。
- (4) 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成した統計資料等を自社の刊行物その他の広告等において説明の材料として利用する場合は、その出典を明示して転載することができる。
なお、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の統計資料等については、上記（1）～（3）と同様である。

9 タイアップ記事等

第三者であるマスコミ（TV、ラジオ、新聞、雑誌等）又は他の企業・団体又は個人が運営するインターネットサイト等とタイアップ（対価を支払う又は受け取る場合、無償で依頼する又は依頼される場合も含む。）し、記事や意見等が当該第三者によって掲載される場合には、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 金融商品取引業の内容についての広告等に該当するか。
内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、金融商品取引業を行えないことを踏まえ、記事等が金融商品取引業の内容についての広告等に該当するかどうかを確認し、確認の結果、当該記事等が金融商品取引業の内容についてのものであり、かつ、正会員の広告等に該当する場合は、法令等で規定されている必要表示事項の記載が必要となる。
- (2) 記事等の内容は正確かつ適正か。
記事等であっても、タイアップしたものが金融商品取引業の内容についての広告等に該当する場合には、掲載前に「第2部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項、I 全般」等に照らし、正確かつ適正な内容となっていることを確認する必要がある。また、掲載後に記事等の内容が不適正であると判明した場合には、訂正又は削除を申し入れる等の対応

が必要となる。

10 IR資料

(1) 正会員以外の上場企業等が作成した当該企業のIR資料(動画や説明会映像を含む。)を、金融商品取引契約の締結(有価証券の売買等)の勧誘等を行う目的以外で正会員のホームページ等に独立したページとして掲載する場合は、広告等に該当しないと考えられる。その場合、事実上特定銘柄の推奨を意図していると判断され得る恣意的な情報提供とならないよう、掲載対象企業の選定・掲載資料の種類等について基準や方針を予め定め、当該基準や方針に沿った選定・掲載を行うものとする。その他、投資家からみて正会員による広告等と誤認を受けることのないよう、例えば、以下のような対応を行うことが考えられる。

- ① 正会員のホームページに掲載する際には、「企業IRコーナー」等のタイトルをつけ、バナーやタブのクリックにより別ウインドウを展開させる等して、正会員のポータルページからは独立させる。
- ② 当該ページに以下の趣旨の説明文章を目立つように記載する。
 - ・ 掲載資料は企業が投資家向けに作成したものであり、正会員が作成したものではないこと。(又は、企業のIRを目的として当該企業で作成された資料であること。)
 - ・ 情報提供を目的として掲載しており、有価証券の勧誘を目的としていないこと。
 - ・ 正会員が正確性を保証するものではないこと。
 - ・ 今後告知なく変更される可能性があり、また最新の情報でない可能性があること。
- ③ 当該ページに以下のような記載を行わないよう留意する。
 - ・ 投資を促すような記述(「今が買い時」「お勧め銘柄」「注目銘柄」等)
 - ・ 投資判断に影響を与えるような記述(「割安な企業」「業績上方修正銘柄」「ピーク利益銘柄」等)
 - ・ 当該企業の株価や配当利回り、正会員による評価や意見、引受実績その他のコメント
- ④ 当該ページのIR資料の配置順等は、無作為又は客観的な基準(50音順、銘柄コード順、IR資料作成日順、掲載日順等)となるよう留意する。

(2) 正会員以外の上場企業等が作成した当該企業のIR資料(動画や説明会映像を含む。)を、金融商品取引契約の締結(有価証券の売買等)の勧誘等を行う目的で正会員のホームページ等に掲載する場合は、広告等に該当すると考えられる。その場合は、以下の点に留意する必要がある。

- ① IR資料を含めた広告等のエリアを明確にし、当該エリア内に、「このエリアは、発行体企業のIR資料を〇〇(「投資のための参考情報」等掲載目的を記載)として、当社が掲載しているものです。」等の説明文章を目立つように記載する。
- ② 企業が作成した部分と正会員が記載した部分が明確に判別できるようにする。
- ③ 当該エリア内に金商法上の広告等に関する法定記載事項(株式又は債券に関する投資に係る投資リスクや手数料等)を明記する。
- ④ 投資を推奨する文章等を記載してもよいが、「広告等に関する指針」で示す株式等に関する広告等についての留意事項を遵守する。

11 第三者の意見等

正会員が行う広告等において、第三者が投資についての判断を提供すべき意見を表示している場合であって、当該第三者に対価を支払っているとき、又は支払うべき約束をしているときは、金商法第169条の規定に基づき、その旨の表示を併せて行わなければならない。ただし、当該第三者が当該広告料を対価とし「広告」として表示する場合（一見して「広告」であることが明白な場合）には、当該表示を行う必要はないと考えられる。

12 特定投資家に対する広告等

広告等の相手方が特定投資家に限定される場合には、金商法の広告規制は適用されないことから、本規則上の広告審査義務はない。ただし、虚偽や重要な事項につき誤解を生じさせる表示となっていないか及び法令・諸規則に違反していないか等に留意が必要である。

13 預金等との誤認防止に関する注意

預金業務等を行う正会員の投資信託等の販売に関する広告等においては、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。

14 金融商品仲介業に関する注意

金融商品仲介業による投資信託等の販売に関する広告等においては、金融商品仲介業により取扱う旨を表示することが望ましい。

15 インターネットにおける広告等について

- (1) ウェブサイトにおける「バナー広告」や「テキスト広告」、又はツイッターなど、限られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。

※ 「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「（条件付）元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例えば、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わない。なお、リンク先のページでの詳細説明において、「元本確保型」の表示を用いる場合は、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応が考えられる。

- (2) 個別商品においてバナー広告等を行う場合やツイッターに個別商品の記述をする場合において、顧客から見て一体性が認められる別のページに法令で規定されている必要表示事項（以下14において、「必要表示事項」という。）が表示されているのであれば、基本的に広告等規制に沿った対応であると考えられる。なお、当該バナー広告等から必要表示事項が表示されている別ページへ容易に遷移できるようなもの等は、顧客から見て一体性が認められると考えられる一方で、必要表示事項が表示されている別のページに遷移するために多数回のクリックを要する場合や、別ページ内での必要表示事項が表示されている箇

所に至るまでに長大なスクロールを要するもの等は、顧客から見えて一体性が認められない可能性が高い。また、ウェブサイトにおいて動画（テレビCM等と同様の内容のものに限る。）を用いた表示を行う場合は、テレビCMに準じた対応を行うこととなるが、それ以外の動画、商品説明資料又はバナー広告等が切り替わり表示されるものについては、それぞれに必要な表示事項を表示するか、上記の一体性のある表示を行うことが必要である。

【パブコメ No. 93～95】

- (3) 自社のウェブサイトにおいて、例えば、①トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから②各種商品又はサービスが表示され、最後に③個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、③の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法定記載事項である「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応であると考えられる。 【パブコメ No. 95】

また、自社のウェブサイトにおいて、商品のロゴなどの見出しや図表・絵を用い、個別商品の商品名に加え、当該商品の商品内容の一部（利率、投資メリット等）のみを表示する場合は、顧客から見えて一体性が認められるよう、同一のページ内（PDF等の電子ファイルを含む。）のわかりやすい場所に必要表示事項を表示するか、または必要表示事項が表示されている場所に容易に遷移できるように「詳細はこちら」や「リスクに関する説明」などの文字を表示したリンクやタグをわかりやすい場所に表示することが考えられる。従って、このような対応は、基本的には広告等規制に沿った対応であると考えられる。なお、「リスク文言」については、文字の大きさに留意する必要がある。

- (4) 法定記載事項や「必要表示項目」（例えば、目論見書の交付場所等）が記載されていない他社作成資料を自社の広告等として自社ホームページに掲載する場合（他社ホームページに掲載されている資料を自社ホームページにおいて閲覧できるようにリンクを貼る場合を含む。）、顧客から見えて一体性が認められるよう、当該広告等を掲載するページ（リンク元の自社ページ）に法定記載事項及び当該「必要表示項目」を表示することが考えられる。従って、このような対応は、広告等規制及び本ガイドラインに沿った対応であると考えられる。 【パブコメ No. 94, 95】

- (5) ソーシャルメディア（※）において、個別商品の案内等、金融商品取引業の内容について表示する場合は、当該表示は広告等に該当すると考えられる。その場合の必要表示事項の記載方法については、上記（2）を参考にすること。また、リツイートやフォローのような第三者が行う記載は基本的には正会員が行う広告等には該当しないと考えられるが、当該記載が正会員の行った記載と一体とみなされる場合は当該第三者が行う記載部分を含めて正会員が行う広告等に該当する可能性があることに留意する。 【パブコメ No. 15, 16】
- ※ このガイドラインにおいて「ソーシャルメディア」とは、フェイスブックやミクシィ等のSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）及びツイッターを指す。

(6) アフィリエイト広告(※)は、金融商品取引業者等が自ら作成するものではなく、基本的には金商法で規定する広告等には該当しないと考えられるが、自社又は自社の商品・サービスに関する不適正なアフィリエイト広告が掲載されないように、以下①又は②に掲げる事項につき、それぞれの場合に応じて十分留意すること。

※ このガイドラインにおいて「アフィリエイト広告」とは、広告主たる正会員(以下、(6)において「正会員」という。)以外のブログその他のウェブサイトの運営者(以下「アフィリエイトター」という。)が、当該サイトに正会員が供給する商品・サービスのバナー広告等を掲載し、当該サイトを閲覧した者がバナー広告等をクリックしたり、バナー広告等を通じて正会員のサイトにアクセスして正会員の商品・サービスを購入したり、購入の申し込みを行ったりした場合など、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイトターに対して、正会員から成功報酬が支払われるものをいう。ただし、広告配信会社が広告媒体となる複数のウェブサイトを集めて「広告配信ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)を形成し、広告主から受注したバナー広告等をネットワーク上で配信することにより、当該ウェブサイトの空きスペース(広告枠)にネットワークのプログラムが選択したバナー広告等が掲載されるようなインターネット広告を除く。

① 正会員がアフィリエイトターと直接契約する場合(直接的な契約形態)

正会員がアフィリエイトターとの間で直接契約を締結してアフィリエイト広告を行う場合(ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含む。)については、「自社の広告等に類するもの」として以下のとおり取り扱う。

イ 正会員は、アフィリエイト広告の掲載前に、自社のバナー広告等を貼付するウェブサイト(以下「コンテンツ」という。)の内容について、自社が作成する広告等と同等の審査を実施するなど適切な対応を行う。

ロ コンテンツの審査に当たり、自社の審査基準に照らし「不適正」と判断されるような内容については、アフィリエイトターに対して不適正な内容の修正又は削除を求める。その後、改善がなされない場合には当該アフィリエイトターとの契約を解除するなど適切な対応を行う。

ハ アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のものではない」旨を明記する。この際、当該注意事項は投資者が読みやすい位置に明確に記載するよう留意する必要がある。

ニ 金商法で求められる必要表示事項(金融商品取引業者等の概要やリスク事項等)の表示に努める。この場合、バナー広告等から遷移するランディングページ等に必要表示事項を掲載することも考えられる。

なお、正会員がアフィリエイトターに対し、アフィリエイト広告に記載すべき内容等を具体的に指示している場合など、実質的に金融商品取引業者等が行うものと認めら

れる場合には、当該アフィリエイト広告が「自社の広告等（自社の広告等の作成の委託）」に該当することもあり得ると考えられる。このため、「自社の広告等」に該当するものについては、他の広告等と同様に、自社で定める広告等の手続き・基準に従い審査等を行うこと。

② 正会員とアフィリエイトの間にASPが介在する場合（間接的な契約形態）

正会員がアフィリエイトサービスプロバイダー（以下「ASP」という。）を經由してアフィリエイト広告を行う場合（正会員とASPの間、及びASPとアフィリエイトの間でそれぞれ契約が締結される場合）については、例えば、次のような対応を行うことが考えられる。

イ 正会員からASPへの報酬支払いの対象となるコンテンツ（最終的にASPからアフィリエイトに報酬が支払われているかどうかは問わない。以下同じ。）について、報酬支払時等にコンテンツの内容に関する事後チェックを行う。

なお、アフィリエイト広告の掲載前にコンテンツの内容をチェックできるような場合は、事前チェックを実施することも可とする。

ロ コンテンツのチェックに当たり、不適正なコンテンツについては、正会員が直接又はASP経由にて、速やかにアフィリエイトに対して当該コンテンツの修正又は削除を求める。その後、改善がなされない場合には、ASPに対して当該アフィリエイトとの契約の解除（※）を求めるなど適切な対応を行う。

※ 契約の解除とは、ASPとアフィリエイトとの間の契約を解除すること、又はASPがアフィリエイトに対して正会員が提供するバナー広告等の掲載を禁止すること等を指す。

ハ アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のものではない」旨を明記する。この際、当該注意事項は投資者が読みやすい位置に明確に記載するよう留意する必要がある。

ニ バナー広告等から遷移するランディングページに、金融商品取引業者等の概要及びリスク事項について表示するよう努める。

（注） アフィリエイト広告に係る実務上の取扱い等については、日本証券業協会の「アフィリエイト広告に関するQ&A」を参照すること。

（7） 「口コミ」サイト（企業、商品・サービス等に関する評判や噂といった、いわゆる「口コミ」情報を掲載するインターネット上のサイトを指し、「口コミ」情報の交換を目的とするサイトだけではなく、特定の業者が自らの商品・サービスに関する「口コミ」情報を掲載するサイト又は個人が行うブログ等の情報提供サイトも含む。）に正会員が「口コミ」情報を掲載し、又は第三者（正会員の従業員やその家族等を含む。）に依頼して掲載させる場合（広告費用の負担や謝礼の有無にかかわらず。）には、当該「口コミ」情報の表示が当該正会員の広告等とみなされるおそれがあることに留意する必要がある。広告等であると

みなされる場合は、当該「ロコミ」情報について、必要表示事項を記載するとともに、「第2部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項、I 全般」を遵守する必要がある。

※ 正会員の従業員やその家族等が当該正会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う行為は含まれないが、広告審査担当者（「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」第5条に規定する「広告審査担当者」をいう。）による審査を受けずに、正会員が行う金融商品取引業の内容について従業員個人が広告等を行うことは禁止されていることを踏まえ、従業員教育等を適切に行うとともに、不適正な表示が認められた場合は、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが必要である。

また、インターネット上のサイトだけではなく、同様の「ロコミ」情報が記載された出版物又はその一部を加工・編集した書面等についても、正会員の広告等とみなされるおそれがあることに留意する必要がある。

例えば、正会員が行う又は第三者に依頼して行わせる以下のような表示（広告費用の負担や謝礼の有無にかかわらず。）は、当該正会員の広告等とみなされるおそれがあると考えられる。

- ・ 当該正会員の商品等について、好意的な価値判断を説明していると考えられる表示（「〇〇社（当該正会員の名称）の△△という商品は××新興国に投資する魅力的な商品だ。」等）
- ・ 当該正会員の商品等に関する売買その他の取引を誘引していると考えられる表示（「ぜひ〇〇社の△△を買うべきだ。」等）
- ・ 当該正会員の商品やサービスに関し、第三者が実施した評価であると誤認させるような表示（「取引画面の使いやすさランキング第一位は〇〇社！」等）

上記のように、正会員が自ら又は当該正会員の商品等の高評価情報を書き込むことに加え、「ロコミ」サイト等において、当該正会員又は当該正会員の商品等に対する低評価情報を削除させること、他の正会員又は他の正会員の商品等の低評価情報を書き込むこと等の行為についても、いわゆるステルスマーケティングとして、その内容等によっては、不当な広告表示やその他の法令に違反する行為に該当するおそれがあることにも留意する必要がある。

(注) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」（制定 平成23年10月28日 消費者庁／一部改定 平成24年5月9日 消費者庁／一部改定 令和4年6月29日 消費者庁）を参照すること。

16 NISA口座に関する広告等の留意事項

NISA口座に関する広告等を作成する場合には、その制度設計・趣旨を踏まえ、顧客に誤解を与えることのないように、留意事項（※）等について、分かりやすく表示する必要がある。

※「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-3-1-2(8)少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項 ①顧客に対する説明態勢の整備 ロ.NISA制度に関する説明を参照すること。

なお、NISA制度のみを説明しているリーフレット等で「税に関する案内」や「法令・制度に関する案内」にとどまるものは、「金融商品取引業の内容」に該当しないため、広告等には該当しない。

Ⅱ 投資信託等

1 販売用資料の作成に当たっての留意事項

(1) 必要表示事項

投資信託の広告等を行う場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。

また、私募の投資信託については、当該「Ⅱ 投資信託等」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。

① 法定記載事項

イ 法定記載事項のうち、手数料等については、購入又は換金手数料（スイッチング手数料を含む）のほか

- ・ 運用管理費用（信託報酬）
- ・ 信託財産留保額
- ・ その他の費用・手数料

を記載する必要があると考えられる（以下、すべてを含めて「手数料等」という）。

なお、ファンド・オブ・ファンズの手数料等を記載する場合は、出資対象ファンドに係る手数料等（手数料等の合計額の上限又はその計算方法の概要も可）も記載し、顧客が実質的に負担することとなる費用をわかりやすく表示する必要があると考えられる。

※ 複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）における手数料等の記載については、「ご案内の商品は、銘柄ごとに設定された購入又は換金手数料（最大〇.〇%）および運営管理費用（信託報酬等）の諸経費をご負担いただく場合があります。」などが考えられる。【パブコメ No.155】

ロ 法定記載事項のうち、指標変動による損失については

- ・ 価格変動リスクに関する文言
- ・ 外貨建て投資信託の場合、為替リスクに関する文言

を記載する。

※ 価格変動については、当該投資信託の投資対象商品（株式、円建て公社債等）の価格変動要素を具体的に表示する。

※ 複数商品名を記載した取扱い投資信託一覧などで、個別商品の詳細説明が無いもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、「ご案内の

商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。」などが考えられる。

※ 通貨選択型投資信託の場合は、円建ての場合であっても、為替リスクに関する表示が必要となる（通貨選択型に限らず、主たる投資対象が外国商品であり、為替変動の影響が直接ファンドの基準価額に反映されると考えられる場合は同様の対応を行う）。

ハ レバレッジ指標等に関する金融商品取引行為に係る法定記載事項のうち、「当該レバレッジ指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある旨とその理由」については、例えば、「レバレッジ指標の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率の●倍とは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。」など、必要に応じて、図などを用いてわかりやすく記載することが考えられる。

また、「当該レバレッジ指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しない旨とその理由」については、例えば、上記で説明した事項を理由として、「上記の理由から、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。」などのように記載することが考えられる。

- ② 当該投資信託の名称
- ③ 目論見書の入手方法・入手場所
- ④ 作成主体及び「取得の申込みに当たっては、目論見書をお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。」旨の文言
- ⑤ クローズド期間が設けられている場合は、「クローズド期間中は、換金することができません。」旨の文言
- ⑥ その他購入又は換金に際し、制限がある場合は、その旨

(2) 表示することが望ましい事項

- ① ファンドの概要
- ② 申込みに関する事項
- ③ 償還に関する事項
- ④ 解約（買取り）に関する事項（換金期日、解約（買取り）申込み手続き等）
- ⑤ 税制に関する事項

(3) 具体的な留意事項

投資信託等の広告等を行う場合における具体的な留意事項は、下記のとおりである。

- ① 「目論見書の入手方法・入手場所」を表示する場合

目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。

なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示すること等が考えられる。

② 第三者機関の評価

評価機関等の第三者機関より取得した当該投資信託等に関する評価を表示する場合には、当該第三者機関の名称及び評価基準年月日を記し、併せて「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。

③ 第三者機関等のレポートの引用等

イ 販売用資料として第三者機関等の当該投資信託等に関する評価、分析、コメント等を引用した文書等を作成する場合には、当該第三者機関等の名称、文書の作成日、評価の対象期間と併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。

ロ 販売用資料として第三者機関等が作成した当該投資信託等に関する評価・分析等が記載されている文書等を使用する場合には、「当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証したものではない。」旨を表示する。

④ 市場環境等についての評価、分析等の表示

調査機関より取得した当該投資信託等の投資対象に関する市場環境等についての評価、分析等を表示する場合には、当該調査機関の名称等と併せてその根拠となる客観的な事実やデータ等を表示し、客観的な表現になるよう留意する。また、併せて「将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。

⑤ 運用手法等の表示

当該投資信託等の運用手法や投資対象によって生じる価格変動要因等を説明する場合には、客観的かつ分かり易い表現に留意する。また、併せてモデル図等を表示する場合には、その根拠となる計算例等を表示する等、客観性に留意し、投資者に誤解を与えるような表示を用いてはならない。

⑥ 運用実績等の表示

イ 直近から過去3年以上（当初設定後3年未満のものは当該設定以降）継続した期間のデータを表示することとし、運用実績の一部を強調する等により投資者に誤解を与えるような表示はこれを慎むこと。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない」旨を表示する。
なお、当初設定後6か月に満たない投資信託等の年換算利回りは表示しない。

ロ 日々実績分配を行う追加型公社債投信又は分配は行わないが運用内容が同様のものにおいて実績を表示する場合には、直近7日間の年換算利回り（又は月単位の平均実績を併記したもの）を表示する。この場合、当該実績の計算期間と併せて「当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」旨を表示する。

ハ 運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等が税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。また、解約に際し手数料等が徴求される場合には、手数料等を差し引く前のものであるか差し引いた後のものであるかを明示すること。

ニ 外貨建投資信託について運用実績等を表示する場合には、当該運用実績等に係る通貨を明示すること。また、円換算している場合には、換算レートを明示すること。

ホ 過去の運用実績と市場指数等を対比して表示する場合には当該市場指数等の名称を表示する。また、独自の合成指数等を使用する場合には、併せてその計算式、計算の

根拠を表示する。

⑦ 分配金の表示

イ 分配金の一部又はすべてが元本の一部払い戻しに相当する場合があることについてわかりやすく表示するよう留意する。

※ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正の実施以降（平成24年6月1日以降）に作成する広告等において特別分配金について表示する場合は、運用報告書や交付目論見書における表示と同様に、「特別分配金」を「元本払戻金（特別分配金）」と表示することが望ましい。

ロ 分配金を表示する場合には、分配金の対象期間における分配金込みの基準価額の推移も考慮し、当該投資信託の運用実績について投資者が適切に判断できるよう留意すること。

※ 毎月分配型投信の表示については、「⑩毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示」も参照すること。

ハ 税引前のものであるか税引後のものであるかを明示すること。

ニ 分配金の実績を過度に強調し、表示された分配金があたかも受取れるとの誤解を生じさせないように留意すること。

例えば「運用状況によっては、分配金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合がある」旨の注意を表示する。

⑧ 運用方針等の表示

当該投資信託等の運用担当者の今後の運用方針等を表示する場合には、当該運用担当者の判断の根拠となった客観的なデータ等やその出典等を表示するとともに、過度に恣意的な表現を慎むことに留意し、併せて「将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合がある。」旨の注意を表示する。

⑨ 投資信託等の名称等の表示

有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。なお、当該投資信託等の愛称（ニックネーム）を記載する場合には、有価証券届出書に記載されている範囲にとどめること。

⑩ 元本確保型投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く。）の表示

目論見書に元本を確保する旨を表示している投資信託（店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を除く。）においては、元本確保の定義や条件を併記する等、元本の安全性について顧客に誤認されることのないよう留意する。

⑪ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第2条に規定する投資信託（以下「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」という。）に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性や商品の有するリスク特性等について誤認されることのないよう、同規則及び細則の規定を踏まえた表示を行うこと、及び次の点も踏まえた表示を行うことに留意する。

イ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、原則として名称の

前方に「複雑な投資信託」と表示したうえで、名称の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。

※「複雑な投資信託」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施すことが考えられる。

※リスク特性の表示にあたっては、特に「デリバティブ取引を内包していること」「元本を大きく毀損する可能性があること」について表示を行う。例えば「本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります」と明示することが考えられる。

ロ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目につきやすい場所に目立つように表示する。

※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。例えば、**投資初心者向けの商品ではありません**及び**長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません**と表示することが考えられる。

ハ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。特に、参照指標に応じて分配金や償還金の変動する条項が付されている場合や早期償還条項が付されている場合には、必要に応じて次の（イ）及び（ロ）の表示を行うことが考えられる。

（イ）商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する

※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。

※特にロックイン条項が付されている場合は、ロックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違いについて明確に表示する。参照指標が複数の場合は、それぞれの指標に対するロックイン条件を明確に表示する。

※早期償還条項が設定されている場合は、その旨及び早期償還となる条件（ロックアウト条件、発行体によるコール条項等）を明確に記載するとともに、早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなることを表示する。

※ロックイン条項や早期償還条項が付されている場合には、広告のスペースに応じて、例えば以下のような対応を行うことも考えられる。

- ・専門用語に必要に応じて解説をつける等、顧客に対してわかりやすく表示する
- ・ロックイン条項や早期償還条項の内容について図表を用いて説明する
- ・早期償還後には、同等の条件での投資ができるとは限らない旨を表示する

（ロ）初回利率を過度に強調した表示を行わない。

※ステップダウン債や初回のみ固定利率、2回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に初回利金が得られ続ける商品であるといった誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。

※デジタルクーポン型である場合は、高金利の数値（利率等）を強調した表示は行わない。例えば、高金利と低金利の数値（利率等）は同レベル（フォントサイズ、

色、文字装飾等)で表示する。

ニ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の名称に「元本確保型」の表示は用いない。

ホ. 元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない。

ヘ. 商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。

ト. 「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第6条に掲げる事項の表示を行った上で、当該「確認書」の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該「確認書」と説明資料が関連付けられた表示となるよう留意する。

⑫ レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託の表示

「受益証券等の直接募集等に関する規則」第4条第3項に規定するレバレッジ投資信託に関して、正会員において「確認書」を受け入れることとしている場合で、当該「確認書」受け入れのための説明資料として広告等を作成する場合には、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」第6条を参考にして必要と考える事項を表示する。

⑬ 毎月分配型・通貨選択型投資信託の表示

毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託に関する表示を行う場合は、平成23年7月22日付日本証券業協会通知「投資信託の販売・勧誘時における説明態勢について」及び平成23年8月2日付日本証券業協会通知「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」の趣旨を踏まえ、説明態勢の充実の観点から、次に掲げる事項に留意すること。

イ 毎月分配型投資信託の分配金の説明に関する表示

毎月分配型投資信託の分配金の説明について表示する場合は、目論見書に記載されている「収益分配金に関する留意事項を参考に、顧客に預金の利息と同様のものであるとの誤解を与えないよう、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。

- ・ 分配金は預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われること
- ・ 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があること
- ・ 受益者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があること

ロ 通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示

通貨選択型投資信託の収益の説明について表示する場合は、目論見書の記載を参考に、どのような場合に収益を得られ、どのような場合に損失やコストが発生するのかについて、当該広告等の記載内容に応じて、以下の事項を表示することが望ましい。

また、表示に当たっては、図・表・グラフ等を用いる等できる限りわかりやすい表示となるよう留意すること。

- ・ 通貨選択型投資信託の運用の仕組み（資金の流れのイメージ）
- ・ 運用対象資産の値上がり／値下がり、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）、為替差益／差損による収益又は損失の関係

ハ 販売手数料に関する表示

毎月分配型投資信託及び通貨選択型投資信託の販売手数料に関する表示を行う場合は、当該広告等の記載内容に応じて、手数料率の表示にとどまらず、手数料の徴収方法や購入金額に対する手数料の金額例を記載するなどにより、できる限りわかりやすい表示を行うことが望ましい。

(4) リスク・リターンの商品分類図の表示

正会員又は販売会社による当該投資信託のリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該分類は、評価機関等の第三者機関より取得した評価ではないことから、その客観性について誤解を避けるため、その表示に際しては、「当該分類は、当該投資信託等の約款に記載された運用の指図範囲等に基づき、当社（又は〇〇〇会社）が分類したものであり、将来の運用成果等を保証したものではありません。」旨を表示すること。

また、他社が分類したリスク・リターンの商品分類図等を使用する場合には、当該他社の了解を得るものとする。

なお、正会員がリスク・リターンの商品分類図を作成する場合は、Ⅳに定める具体的要領によるものとする。

(5) 景品類の提供についての表示

景品類の提供を表示する場合には、商品性を誤解させたり、過度に扇動的な表現とならないよう留意する。

2 販売用資料等の使用に当たっての留意事項

(1) 使用媒体

販売用資料が使用できる媒体については制約が設けられていない。

(2) 説明会用資料等の使用

投資者向けの説明会等において使用する資料等についても、その内容又は使用方法によって販売用資料に該当する場合がある。

(3) 有価証券届出書の提出後の使用

販売用資料は、有価証券届出書の提出後、効力発生の前後に係わらず、使用することが可能である。

(4) 正会員が作成する投資信託の運用状況レポート等の使用

「必要表示事項」が表示されていない正会員が作成する投資信託の運用状況レポート等を広告等として顧客に交付するときは、「必要表示事項」が表示された資料と併せて交付すれば、「必要表示事項」を表示しているものと考えられる。【パブコメ No. 53, 258】

(5) 毎月分配型・通貨選択型投資信託に関する説明資料の使用

平成23年8月2日付日本証券業協会通知「毎月分配型」及び「通貨選択型」投資信託のリーフレット参考例の御送付について」で掲示されたリーフレット参考例に記載された内容の範囲で行う表示は広告等には該当しないものと考えられるが、他の資料に組み込んで使用する、又は記載内容を追加して使用する場合は広告等となる場合があることに留意する。【パブコメ No. 53、「金融商品取引法の疑問に答えます」質問⑥】

3 ランキングの表示に当たっての留意事項

投資信託の広告等において、ランキングを表示する場合には、誤解を与えることのないよう、次に掲げる事項について留意する必要がある。

(1) 抽出基準

ランキングの抽出基準を、次の点に留意して、表示する。

- ① ランキングタイトルを表示する場合は、その抽出基準について誤解を与えるようなタイトルとしないこと。
- ② ランキングの抽出対象範囲を表示すること。特にランキング表示対象であるにも関わらず、除外した投資信託がある場合、その旨を明示すること。
(例) 買付金額ランキングの抽出対象範囲は、当社が取扱う全ての投資信託です。なお、MRF等一部の投資信託は除外しています。
- ③ ランキングの抽出対象期間を表示すること。

(2) その他留意事項

その他、留意すべき点があれば、必要に応じて、表示する。

Ⅲ E T F（上場投資信託）、R E I T（上場不動産投資証券）及びインフラファンド

1 総論

E T F（上場投資信託）、R E I T（上場不動産投資証券）及びインフラファンドの販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集又は売出しの方法ではなく、株式と同様に金融商品取引所等における売買の方法で行われるが、正会員が、E T F、R E I T及びインフラファンドの広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。

なお、募集又は売出しに際し広告等を行う場合には、E T Fにあっては前記「Ⅱ 投資信託等」、R E I Tにあっては下記「2 R E I T及びインフラファンドの募集又は売出しにおける広告等」により行うものとする。

2 REIT及びインフラファンドの募集又は売出しにおける広告等

(1) 必要表示事項

販売用資料を使用して募集又は売出しが行われるREIT及びインフラファンドの広告等を行う場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。

① 法定記載事項

法定記載事項（第1部法令諸規則の概要 1 広告等の定義等（※2）「広告等における表示事項」参照。以下同じ。）のうち、指標変動による損失については

- ・ 価格変動リスクに関する文言
 - ・ 外貨建証券の場合、為替リスクに関する文言
- を記載する必要があると考えられる。

② 当該投資法人の名称

③ 目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成する場合に限る）

④ 「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る）

(2) 表示することが望ましい事項

① 目論見書における募集（売出し）要項に関する事項（目論見書を作成する場合に限る）

(3) 具体的な留意事項

① 「目論見書の入手方法・入手場所」を表示する場合

目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。

なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示すること等が考えられる。

② 当該投資証券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合

広告等として当該投資証券の発行会社が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、〇年〇月〇日開示された決算短信あるいはプレス・リリースに記載された業績予想等である旨等）及び「将来の投資証券の価格等を保証するものではない。」旨についても併せて表示すること。

③ 自社又は第三者による評価又は分析

自社又は第三者による当該投資証券の評価、分析は表示しないこと。

④ 景品類の提供についての広告等

投資証券の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わないよう留意すること。

(4) 具体的事例の紹介

例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告（いわゆる墓石広告を含む。）は、一般的には虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しな

いものと考えてるが、下記①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。

なお、いわゆる「墓石広告」を作成する場合は、下記①及び②の記載事項を参考とすること。

また、目論見書を作成しない売出しに際して使用する「募集要項」を作成する場合は、下記①及び②から該当する項目について記載すること。

① 必要表示事項

イ 法定記載事項

法定記載事項のうち、指標変動による損失については

- ・ 価格変動リスクに関する文言
 - ・ 外貨建証券の場合、為替リスクに関する文言
- を記載する必要があると考える。

ロ 当該投資法人の名称

ハ 目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成しない場合には、営業所の所在地・電話番号等）

ニ 「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る）

ホ 「目論見書が作成されない旨」の文言（目論見書を作成しない場合に限る）

② 上記①以外に追加表示として考えられる例

イ 銘柄コード

ロ 上場市場

ハ 申込投資証券数単位

ニ ブックビルディング（需要申告）期間

ホ 仮条件決定日

へ 募集（売出し）価格（仮条件含む）

ト 募集又は売出し数

チ 申込期間

リ 上場予定日若しくは受渡期日（売買開始日）

ヌ 引受シ団

ル 資金使途

ヲ ロックアップに関する説明

ワ ブックビルディングの説明及びブックビルディングに際しての留意事項

3 ETFの表示項目

(1) 必要表示事項

ETFの広告等を作成する場合には、必ず次に掲げる項目を表示する。

① 法定記載事項

イ 法定記載事項のうち、指標変動による損失については

- ・ 当該E T F自身の価格変動リスクに関する文言
 - ・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言
- を記載する必要があると考えられる。

※ 価格変動リスクについては当該E T F自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましいと考えられる。

なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数など）を表示することが望ましいと考えられる。

※ E T Fのうち債券を裏づけ資産とするものの広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましいと考えられる。

ロ レバレッジ指標等に関する金融商品取引行為に係る法定記載事項のうち、「当該レバレッジ指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある旨とその理由」については、例えば、「レバレッジ指標の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率の●倍とは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。」など、必要に応じて、図などを用いてわかりやすく記載することが考えられる。

また、「当該レバレッジ指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しない旨とその理由」については、例えば、上記で説明した事項を理由として、「上記の理由から、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。」などのように記載することが考えられる。

- ② 銘柄名（類似商品がある場合は、銘柄コード等を記載し、誤解を生じさせないように留意する。）
- ③ 連動する指数等の名称（銘柄名により連動する指数等の名称が明らかな場合は省略可）
- ④ 商品現物型E T Fである場合はその旨を表示する。

（2） 表示することが望ましい事項

- ① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所
- ② 投資方針
- ③ 連動する指数等の内容
- ④ ファンドの関係法人（委託会社、受託会社等）
- ⑤ 分配方針
- ⑥ ファンドの費用に関する事項（信託報酬等）
- ⑦ 税制に関する事項

4 E T Fに係る留意事項

（1） リンク債及びO T Cデリバティブ取引に投資するE T Fの表示に関する留意事項

リンク債及びOTCデリバティブ取引に投資するETFは、当該ETFの価格変動及び連動する指数の変動による価格変動リスクのほか、リンク債の発行者やデリバティブ取引契約の相手方等に関する信用リスクを有している。

当該ETFが上場されている金融商品取引所のホームページ等には、信用リスクに関する説明ページ（以下「説明ページ」という。）が設けられているので、当該ETFの商品性について説明する広告等を作成する場合には、説明ページ等の案内（URLの記載等）を表示することが望ましい。

(2) エンハンス型指標又はレバレッジ型・インバース型指標に連動するETFの表示に関する留意事項

エンハンス型指標又はレバレッジ型・インバース型指標に連動するETFの商品性やリスクを十分に理解しないまま投資を行った場合、その後の価格の変動が顧客にとって思いもかけぬものとなり、その結果、想定以上の損失を被ったり、期待どおりの利益を得られなかったりする場合も考えられる。

当該ETFの商品性について説明する広告等を作成する場合には、当該広告における商品性の説明に係る表示に加え、当該ETFが上場されている金融商品取引所のホームページ等に設けられた説明ページ等の案内（URLの記載等）を表示することが考えられる。

また、レバレッジ型・インバース型指標に連動するETFの広告等の場合には、上記「3. ETFの表示項目(1)必要表示事項①法定記載事項」のロに掲げる事項を法定記載事項として記載する必要があることに留意する。

5 REITの表示項目

(1) 必要表示事項

① 法定記載事項

法定記載事項のうち、指標変動による損失については

- ・ 価格変動リスクに関する文言

を記載する必要があると考えられる。

価格変動リスクについては当該REIT自身の価格変動のほか、運用する不動産の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがある旨を表示する。

② 投資法人の名称

③ 主な投資対象の種類（例：オフィスビル、商業施設等）

(2) 表示することが望ましい事項

① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所

② 投資方針

③ 投資対象の詳細

④ リスクの詳細

⑤ ファンドの関係法人（資産運用会社、事務受託会社、資産保管会社等）

⑥ 分配方針

- ⑦ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等）
- ⑧ 税制に関する事項

6 インフラファンドの表示項目

(1) 必要表示事項

① 法定記載事項

法定記載事項のうち、指標変動による損失については

- ・ 価格変動リスクに関する文言

を記載する必要があると考えられる。

価格変動リスクについては当該インフラファンド自身の価格変動のほか、運用するインフラ資産等の価格や収益力の変動により、投資元本を割り込むおそれがある旨を表示する。

② 銘柄名

③ 主な投資対象の種類（例：再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権 等）

(2) 表示することが望ましい事項

① 上場している金融商品取引所又は外国金融商品取引所

② 投資方針

③ 投資法人の資産保有形態（直接保有、間接保有）

④ 投資対象の詳細

⑤ リスクの詳細

⑥ ファンドの関係法人（資産運用会社、オペレーター、事務受託会社、資産保管会社等）

⑦ 分配方針

⑧ ファンドの費用に関する事項（管理報酬等）

⑨ 税制に関する事項（※）

※ 平成 27 年 11 月現在の税制において、投資法人が再生可能エネルギー発電設備を直接保有するインフラファンドにおいては、導管性要件の時限的な措置により、将来、投資法人への課税が適用される旨などファンドの法人税制に関する事項を含む。

7 REIT及びインフラファンドに係る留意事項

(1) 「注目銘柄」等に関する表示

REIT及びインフラファンドについて、自社が選定した「注目銘柄」等として定期刊行物、パンフレット、リーフレット、及びホームページ等により広告等を行う場合には、日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第12条第1項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、「注目銘柄」等に関する表示については、日本証券業協会「広告等に関する指針」の「Ⅱ. 株式. 2. セカンダリーにおける広告等（1）個別企業の紹介 ③『注目銘柄』等の表示に関する留意事項 イ大量推奨販売等」^(*)を参考にして表示する。また、分配金に関する広告等を行う場合も同様とする。

(*) 〈参考〉

日本証券業協会「広告等に関する指針」

「Ⅱ. 株式. 2. セカンダリーにおける広告等 (1) 個別企業の紹介 ③『注目銘柄』等の表示に関する留意事項

イ. 大量推奨販売等

自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等(以下『「注目銘柄」等』という。)について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット、及びホームページ等により広告等を行う場合には、その株式の大量買付が行われることで公正な価格形成が損なわれ、金商業等府令第117条第1項第17号又は第18号に規定する不特定かつ多数の者に対する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売に該当することや、協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘規則」という。)第12条第1項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」に該当することがないように留意する。特に、媒体や期間(どの程度の者の目や耳に留まるか)、表示の内容(客観的事実のみか、主観を含むか等)、広告等を行う銘柄数や当該銘柄の流動性、広告等を提供する者の数等を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。

例えば、新聞、ラジオ、テレビは極めて多数の者に対して表示され、かつその表示スペースや表示時間を考えると、選定理由等の表示が容易でないことが多いと考えられるため「注目銘柄」等の表示を行わないことが考えられる。また、雑誌等の書籍についても、発行部数や発行期間、表示の掲載スペース等を勘案し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。

インターネットのホームページ(特定の会員のみが利用するウェブサイトを含む。)等に関しても、同様に掲載箇所や掲載期間、利用者数、アクセスの容易さ、表示の内容等を考慮し、大量推奨販売や一律集中的推奨に該当する蓋然性が高いと考えられる場合は「注目銘柄」等の表示を行わない。

これらは、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。

そのうえで、「注目銘柄」等の表示を行う場合には、広告等を行う媒体や当該広告等を閲覧する対象者数等も考慮したうえで、「注目銘柄」等を選定した理由や基準に加えて、必要に応じて銘柄選定は最終的には投資者ご自身で行っていただくこと等を当該広告等において分かりやすく記載する。

(2) 法人関係情報の有無等の確認

あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、広告等を行ってはならない。

(3) 個別銘柄に関する景品類の提供の禁止

REIT及びインフラファンドの個別銘柄に関して、景品類の提供(懸賞による場合を含む。)を行う旨の表示は行わない。

(4) 利回り表示

REIT及びインフラファンドの配当利回りを表示する場合は、日本証券業協会の「広告等に関する指針」中、「Ⅱ. 株式 2. セカンダリーにおける広告等 (1) ② ホ※」の留意事項を参考にして表示する。

※ 日本証券業協会「広告等に関する指針」の該当箇所

ホ. 配当の表示等に関する事項

- ・ 1株当たり「金額」(円銭)で表示する(配当率を併記することは可)。
- ・ 配当利回りを表示する場合、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。
- ・ 配当が予想値である場合、その旨及び当該予想値を算出した者(例:発行会社予想等)を表示する。

(注) 株主優待制度の優待内容については、利回り及び配当と合算した利回り表示は行わない。また、配当金額と優待内容を金銭換算した額を合算した金額の表示は行わない。

(例) 「1,000株当たり2,000円相当の食事券」等 …… 可
「2,000円相当の食事券を利回りに換算すると年〇〇%になります。」等
…… 不可

IV 投資信託等のリスク・リターンの商品分類の作成

投資信託等の募集等の勧誘に当たり、投資者に投資信託等がリスク商品でありその度合いは商品の種類によって異なることを認識してもらう観点から法定目論見書を補完する資料として、投資信託委託業者等は自社の責任において、次に定める要領により商品分類図を作成し、募集等の勧誘の対象となる自社の投資信託等がいずれの分類に属するものであるかを投資者に明示することができるものとする。

当該分類図を作成する場合には、「資料に記載している夫々の投資信託等の位置付けは投資信託委託業者等が運用に当たって想定している当該投資信託等のリスク度合いを相対的に明示しているものであり、将来の運用成果等を保証するものではない。」及び「本資料は販売用資料であり、購入する際は必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言を記載するものとする。

なお、商品分類図については、投資者の誤認を防止する観点から、複数の投資信託委託業者等の投資信託等を一表にまとめたものは作成しないものとする。

(1) 作成要領

「投資信託等のリスク・リターンの商品分類図の作成について」の具体的要領

① 群の名称及び説明

投資信託等を以下(別図参照)の5群に分類する。

I 群 … 安定重視型

安定した利回りを目標として運用するファンドです。従って、基準価額の変動が極めて小さい性格のファンドですが、元本が保証されているわけではありません。

II 群 … 利回り追求型

利回り向上を目標として運用するファンドです。従って、基準価額の変動が小さい性格のファンドです。

III 群 … 値上がり益・利回り追求型

値上がり益追求・利回り追求を目標として運用するファンドです。従って、基準価額の変動が小さくない性格のファンドです。

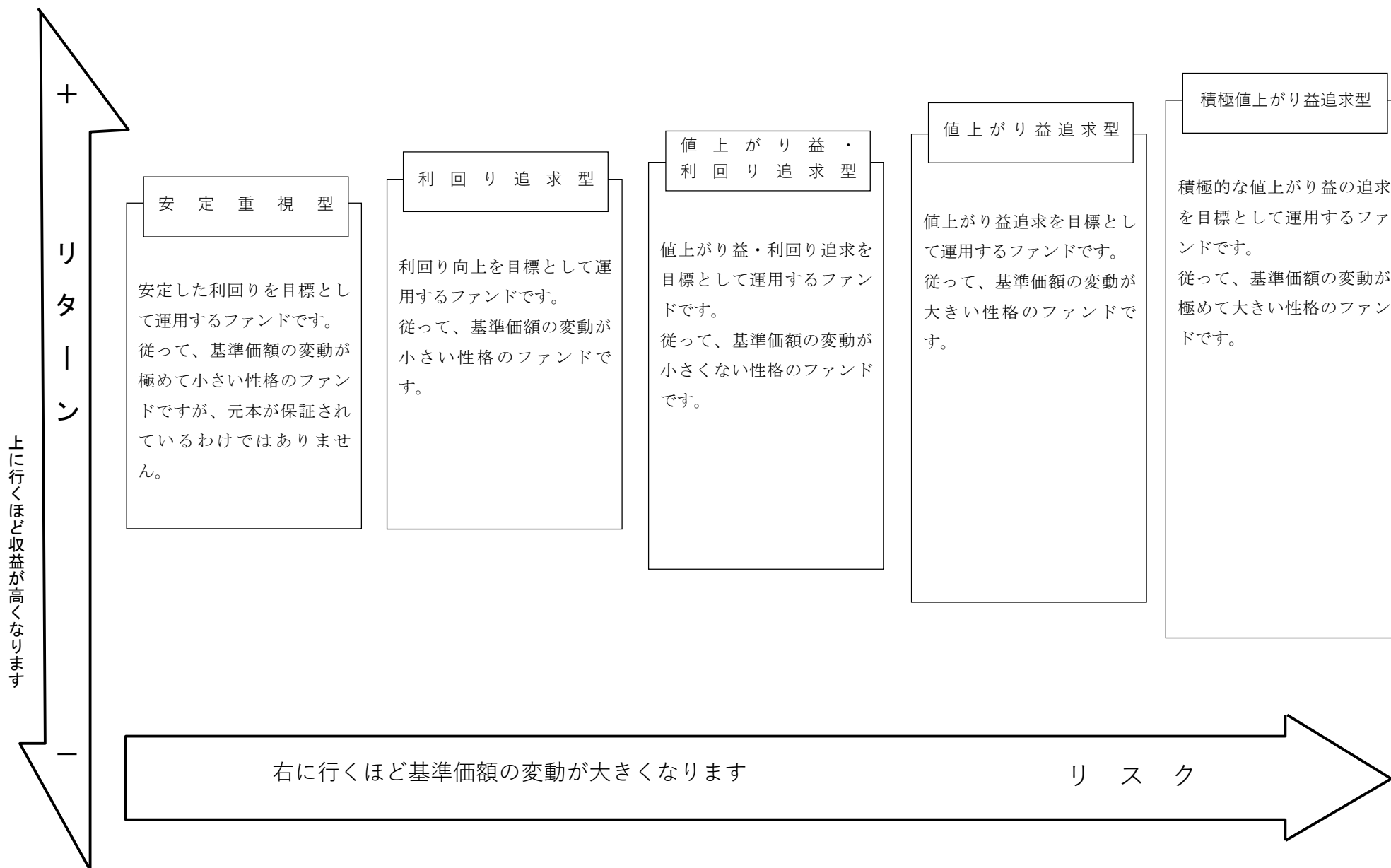
IV 群 … 値上がり益追求型

値上がり益追求を目標として運用するファンドです。従って、基準価額の変動が大きい性格のファンドです。

V 群 … 積極値上がり益追求型

積極的な値上がり益の追求を目標として運用するファンドです。従って、基準価額の変動が極めて大きい性格のファンドです。

(2) 別図



附 則

この改正ガイドラインは、平成16年5月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年10月13日から実施する。
- 2 改正後の規定を適用する広告等は、会員が改正後の規定を踏まえ、速やかに社内体制等を整備した後、新たに企画・制作する広告等とする。

附 則

この改正は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年2月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年12月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年7月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 (1) 見出しを改正し、(2)を新設。
- (2) 第2部 I 6 (1)、(2)、8見出しを改正。
- (3) 第2部 I 旧9を改正し、8(4)に繰り上げ、9を新設。
- (4) 第2部 I 14 (2)、(6)①ハ、②ハを改正し、(7)を新設。

附 則

この改正は、平成27年11月12日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 (1) ③を新設。③から⑥を繰り下げ。参照箇所を追加。15を新設。
- (2) 第2部 II 3を新設。
- (3) 第2部 III 見出しを改正。1、2を改正。6を新設。
6を繰り下げ見出しを改正。7(1)、(3)、(4)を改正

附 則

この改正は、平成28年1月14日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 1及び15を改正。

附 則

この改正ガイドラインは、平成16年5月1日から実施する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年10月13日から実施する。
- 2 改正後の規定を適用する広告等は、会員が改正後の規定を踏まえ、速やかに社内体制等を整備した後、新たに企画・制作する広告等とする。

附 則

この改正は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年2月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年12月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年7月15日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 (1) 見出しを改正し、(2)を新設。
- (2) 第2部 I 6 (1)、(2)、8見出しを改正。
- (3) 第2部 I 旧9を改正し、8(4)に繰り上げ、9を新設。
- (4) 第2部 I 14 (2)、(6)①ハ、②ハを改正し、(7)を新設。

附 則

この改正は、平成27年11月12日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 (1) ③を新設。③から⑥を繰り下げ。参照箇所を追加。15を新設。
- (2) 第2部 II 3を新設。
- (3) 第2部 III 見出しを改正。1、2を改正。6を新設。
6を繰り下げ見出しを改正。7(1)、(3)、(4)を改正

附 則

この改正は、平成28年1月14日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 1及び15を改正。

附 則

この改正は、平成30年12月13日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 ③、6、15を改正。

附 則

この改正は、令和3年9月9日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1部 1 ③ニ、2 ④、5 (3)、6 〈参考〉 広告等の該当性 4 (2) ③及び④を改正。
- (2) 第2部 I 6を改正。10を新設。10～16を繰り下げ。
- (3) 第2部 III 7 (1)を改正。

附 則

この改正は、令和4年1月24日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1部 1 (2) (※2) ③ホ及び(5) ⑧を新設。
- (2) 第2部 I 4を改正。
- (3) 第2部 II 1 (1) ①ハを新設。
- (4) III 3 (1) ①ロを新設、4 (2)を改正。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2部 I 2 (2) 及び同(注)、15 (7) 及び同(注)を修正。
- (2) 第2部 II 1 (3) ⑩を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月8日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- 第2部 I 4及び16を改正し、同16の(注1)及び(注2)を削除。

<参 考>

販売用資料におけるファンドの運用実績等の比較について

平成14年9月6日制定

I. 投資信託等に係る目論見書以外の投資勧誘資料である「販売用資料」の中で「ファンドの運用実績と市場指数等との比較」及び「ファンド間の運用実績比較」について販売広報部会において議論を行ってきたが、当局の意見を踏まえ、おおむね次のように取扱うこととする。

1. 有価証券届出書（目論見書）への記載は不要である。
2. ファンドの運用実績と市場指数、ファンド間の運用実績の比較を行う場合は、
 - (1) 各々のファンドの商品性格を明確に記載する必要がある。
 - (2) 投資家に誤解を与えないために、何のために使用（作成）したのか等も明示する。
例えば、使用（作成）目的としては、「投資家の資産運用に当たって、多様なファンドへの分散投資の有効性を知ってもらうための商品選択の一助である。」旨の記載。

II. 上記の基本的な考え方に従い、「不当景品類及び不当表示防止法」との関連も十分認識した上で、各社の責任において判断するものとする。

投資信託委託会社の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく説明義務に関するガイドライン」

平成 12 年 12 月 8 日制定
平成 19 年 1 月 19 日改正
平成 19 年 9 月 21 日改正
平成 20 年 9 月 19 日改正
平成 21 年 3 月 19 日改正
令和 5 年 2 月 9 日改正
令和 6 年 2 月 15 日改正

I. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する者をいう。以下同じ。）が自ら設定する証券投資信託受益証券の募集等（募集又は私募をいう。以下同じ。）を行うに当たり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号、以下「金サ法」という。）において定められている金融商品販売業者等の説明義務を遂行するうえで留意すべき事項及び実務上の取扱いの参考事例を示すものである。

II. 金サ法における説明義務の概要

1. 金サ法においては、投資信託委託会社が自ら設定する受益証券の募集等を行おうとするときは、当該受益証券の募集等が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならないこととされている。

（金サ法第 4 条第 1 項）

- ① 当該金融商品の販売等について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「金商法」という。）第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

【価格変動リスク】

- ② 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

【信用リスク】

③ 前二号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成12年政令第484号、以下「政令」という。）で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

④ 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

【権利行使・契約解除の期間の制限】

2. 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解させるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

(金サ法第4条第2項)

(注) 【 】内は金サ法の条文中にはなく、本ガイドラインとして加えた言葉である。

Ⅲ. 説明の内容

1. 基本的な考え方

金サ法においては、顧客に対し説明すべき重要事項について具体的な説明内容は定められていないが、投資信託委託会社は、多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められている。

2. 実務上の取扱い

「多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という点を考慮すると、各受益証券の募集等に際し、説明すべき重要事項の内容及び具体的な説明の参考事例は以下のとおりと考えられる。

○受益証券

証券投資信託受益証券	価格変動リスク	信用リスク	権利行使・契約解除の制限
主な投資対象が国内株式であるもの	<ul style="list-style-type: none"> 証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク 組入れ株式の株価変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 組入れ株式の発行者の信用リスク 	—
主な投資対象が円建公社債であり、かつ、外貨建資産又は株式・出資等に投資しないもの	<ul style="list-style-type: none"> 証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク 組入れ債券の価格変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 組入れ債券の発行者の信用リスク 	—
主な投資対象が株式・一般債にわたっており、かつ、円建・外貨建の双方にわたっているもの	<ul style="list-style-type: none"> 証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク 組入れ有価証券の価格変動リスク 為替変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> 組入れ有価証券の発行者の信用リスク 	—

(注) 他の種類の証券投資信託受益証券については、説明すべき内容が異なり得る。

(具体的な説明の参考事例)

[主な投資対象が国内株式であるもの]

- この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の株価の下落や、それらの株式の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

[主な投資対象が円建公社債であり、かつ、外貨建資産又は株式・出資等に投資しないもの]

- この投資信託は、主に円建の公社債を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、金利の変動等による組入れ債券の値動きにより上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- この投資信託は、主に円建公社債を投資対象としています。組入れた債券の値下がりや、それらの債券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

- [主な投資対象が株式・一般債にわたっており、かつ、円建・外貨建の両方にわたっているもの]
- ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
 - ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。組み入れた株式や債券の値下がり（外貨建証券については、通貨価格の変動の影響も受けます。）、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

○ 外貨建の受益証券の取扱い等

イ 外貨建の受益証券

外貨建の受益証券については、上記の事項に加え、基準価額が外貨建で算出されることにより顧客の投資元本を割り込むことがあるため、為替変動リスクを説明すべきものと考えられる。

ロ 第三者の業務又は信用の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある受益証券

上記以外の第三者の業務又は信用の状況の変化を原因として元本欠損が生ずるおそれがある証券については、上記の事項に加え、当該第三者の信用リスクについて説明すべきものと考えられる。

[保証付き受益証券の具体的な説明の参考事例]

- ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、通貨の価格変動等の影響や、組み入れた株式や債券の発行者の信用状況の変化等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。また、本受益証券の発行者や保証会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ハ 権利行使期間又は解約の時期に制限のある受益証券

権利行使期間又は解約の時期に制限のある受益証券については、上記の事項に加え、権利行使期間又は解約時期の制限を説明すべきものと考えられる。

[主な投資対象が国内株式である投資信託のうちクローズド期間のあるものの具体的な説明の参考事例]

- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。なお、クローズド期間中は、換金することができませんので御留意ください。
- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の株価の下落や、それらの株式の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、クローズド期間中は、換金することができませんので御留意ください。

(注) 金サ法においては、顧客の応募代金や収益金、解約代金等の保全方法に関する事項の説明は求められていない。従って、これら応募代金等が預金保険や投資者保護基金の支払等の対象にならないことや、このため投資信託委託会社は顧客の応募代金等に相当する金額を信託会社に信託することが法律上義務付けられていることを説明することに関しては、各社が自主的に判断するものとする。

IV. 説明の時期等

1. 基本的な考え方

金サ法においては、「金融商品の販売が行われるまでの間」に重要事項の説明を行うこととされているが、受益証券の募集等の場合、「金融商品の販売が行われるまでの間」とは、「約定までの間」と解すことが適当である。従って、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に当たり、約定までに顧客に重要事項の説明を行うべきものと考えられる。なお、投資信託委託会社は、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められていることに留意する必要がある。

2. 具体的な留意事項

上記のとおり、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に当たり、約定までに顧客に重要事項の説明を行うべきであるが、「一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という観点から、説明の時期については、次の事項に留意する必要がある。

① 顧客に対して重要事項の説明を行った後、当該顧客が当該説明に係る受益証券の募集等を継続して行い、重要事項の認識が持続していると考えられる場合には、必ずしも、当該同種の募集等が行われる都度、重要事項の説明を行う必要はないものと考えられる。ただし、当該顧客から要求があった場合には、当該顧客に重要事項の説明を行うべきものと考えられる。

なお、「同種の募集等」とは、顧客に説明すべき重要事項の内容が同一である受益証券の募集等をいう。

② 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券の募集等については、慎重に取り扱うことが望ましいと考えられる。

V. 説明の方法

1. 基本的な考え方

金サ法においては、重要事項の説明について、具体的な説明の方法は規定されていない。従って、重要事項の説明は、口頭、書面又はその他の方法により行うことが可能である。

ただし、投資信託委託会社は、説明の方法を問わず、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められている。

(注) 金サ法においては、説明を行ったことに係る確認は求められていない。従って、確認を行うか否か、又は、確認を行う場合の方法等は、各社が自主的に判断するものとする。

2. 具体的な留意点

「一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という点を考慮

すると、投資信託委託会社が行う説明の方法については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券については、より丁寧な説明を行う等、当該受益証券の商品性に応じた説明を行うよう配慮すべきものと考えられる。
- ② 書面によって重要事項の説明を行う場合には、分かりにくい表現は避け、また、記載が目立ちにくくならぬよう、配慮すべきものと考えられる。

VI. 説明が不要な場合

1. 基本的な考え方

金サ法においては、顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（以下、「特定顧客」という。）である場合には、重要事項の説明は要しないこととされている。

また、顧客が特定顧客以外の者であっても、当該顧客から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、金サ法に基づく重要事項の説明は要しないこととされている。

なお、金サ法においては、意思の表明の方法は規定されていないことから、顧客の意思表示は、口頭、書面又はその他の方法により行うことが可能である。

(注)金サ法においては、顧客が説明不要の意思表示を行ったことに係る確認は求められていない。

従って、確認を行うか否か、又は、確認を行う場合の方法等は、各社が自主的に判断するものとする。

2. 具体的な留意事項

(1) 顧客が特定顧客である場合

顧客が特定顧客である場合には重要事項の説明を要しないこととされているが、この特定顧客は政令第12条で「金融商品販売業者等又は金商法第2条第31項に規定する特定投資家」と定められている。

(2) 説明不要の意思表示

説明不要の意思表示の取扱いに係る留意事項は以下のとおりである。

- ① 顧客の意思表示は、当該顧客が当該受益証券のリスクを理解したうえで行うことが肝要と考えられる。従って、これまで同種の受益証券について当該顧客に説明を行ったことがなく、当該顧客が当該種類の受益証券の取引の経験も有しないといた場合には、重要事項の説明を行う等の措置を講じることが望ましいと考えられる。
- ② 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券に係る説明不要の意思表示は、慎重に取り扱うことが望ましいと考えられる。
- ③ 意思表示の対象となる受益証券の範囲を明確にすべきものと考えられる。
- ④ 一旦、顧客から説明不要の意思表示が行われた後に、当該顧客から重要事項の説明を求められた場合は、必ずしも説明不要の意思表示が撤回されたものと解する必要はないが、重要事項の説明は行うべきものと考えられる。

VII. 取引形態毎の考え方

金サ法においては、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うこ

とが求められている。このような観点から、個別の取引形態毎に留意すべき事項は以下のとおりである。

1. 非対面取引

インターネット取引、ATM取引、アンサー・システム取引等の非対面取引における重要事項の説明については、以下の事例を参考に、各々の取引形態に則した対応をとるよう留意する必要がある。

(1) インターネット取引

インターネット取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。
- ② ホームページの画面上に重要事項の表示を行う。

(2) ATM取引

ATM取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。

(3) アンサー・システム取引

アンサー・システム取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。
- ② 自動音声システムにより、重要事項の説明を行う。

(注) 上記に加え、顧客からの問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、口座開設時等に連絡先を通知するといった方法を併用することも考えられる。

2. 法人顧客との取引

顧客が法人である場合には、重要事項の説明を代表取締役又は権限を付与された代理人（財務担当部・課長等）に行うこととなると考えられる。また、説明不要である旨の意思の表明もこれらの者から受ける必要があると考えられる。

説明不要の意思表示が行われた場合、その意思表示は法人の行った意思表示として、代表取締役や権限を付与された代理人の交代の影響を受けるものではないと考えられる。

3. 総合取引の契約に基づく取引

総合取引の契約については、当初の契約締結時に、以後の定時・定型の取引履行についても合意されているものと考えられる。従って、当初の契約締結前に行う重要事項の説明のほかに、以後の定時・定型の買付けに際して重要事項の説明を行うことは不要であると考えられる。

ただし、契約内容を変更する際には、説明を行う必要があると考えられる。

VIII. 金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止

金サ法においては、金融商品販売業者等が、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下「断定的判断の提供等」という。）を行ってはならないこととされている。

（金サ法第5条）

IX. 他の法令・諸規則等との関係

1. 金商法等における説明義務との関係

金サ法における説明義務に関わらず、投資信託委託会社は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律、関連政省令及び投資信託協会の業務規程等諸規則に定められた義務を遵守する必要がある。

ただし、これらの法令及び協会の業務規程等諸規則の説明と同時に、金サ法に基づく説明を行うことも可能である。例えば、各受益証券の目論見書に、金サ法により求められている重要事項が記載されている場合には、金サ法に基づく説明を当該目論見書を使用して行うこともできる。

2. 適合性の原則等との関係

金サ法における説明義務の遂行とは別に、投資信託委託会社は、顧客の知識、投資経験、投資目的、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努める必要がある。

3. 民法の一般原則との関係

金サ法は、重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことにより顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任等について定めることにより、裁判における顧客の立証負担を軽減させるものであり、民法の一般原則に基づく損害賠償請求を排除するものではない。

従って、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に関して蓄積されてきた裁判例等に留意し、顧客の投資経験、投資目的及び資力等並びに商品の性質、取引の形態等に照らし、顧客が取引に伴う危険性について正しい認識を形成できるよう配慮すべきものと考えられる。

附 則

このガイドラインは、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 3 月 19 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 5 年 2 月 9 日から実施する。

* 「金融商品の販売等に関する法律」の題名変更に伴うガイドライン名称の変更及び題名引用個所の修正

附 則

この改正は、令和 6 年 2 月 15 日から実施する。

* 「金融サービスの提供に関する法律」の題名変更に伴うガイドライン名称の変更及び題名引用個所の修正

受益証券等の乗換え勧誘時の説明義務に関するガイドライン

平成 14 年 1 月 25 日制定
平成 19 年 9 月 21 日改正
平成 23 年 2 月 17 日改正
令和 4 年 1 月 13 日改正

1. ガイドラインの趣旨

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「府令」という。）第123条第1項第9号並びに受益証券等の直接募集等に関する規則第5条第13号に規定する受益証券等の乗換え勧誘行為に係る説明義務は、長期保有を基本とする商品が多数存在しており、商品性も多岐にわたる受益証券等について、十分な説明もないままに乗換えが行われることを防止するため、乗換えを勧誘するに際し、当該乗換えを行うことが顧客のニーズに適合しているか、顧客の利益に資するものかを当該顧客が判断するための重要な事項について説明することを義務付けるものである。

このガイドラインは、受益証券等の乗換え勧誘行為に係る説明義務について、その説明の内容、説明義務の履行に係る社内管理態勢の構築等について示すことにより、ルールの円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 対象となる乗換えの勧誘等

(1) 対象となる乗換えの勧誘行為

ルールに規定する乗換えの勧誘行為は、顧客が現在保有している受益証券等の解約若しくは投資口の払戻し又は売付け（以下単に「解約」という。）を行い、併せて他の受益証券等の募集を行うことを当該顧客に勧誘する行為を指している。従って、「解約」と「募集」をセットで（乗換えの）勧誘をする行為が該当する。

なお、実際の「解約」と「募集」の約定が同時に行われたかどうかによって判断されるものではない。

(注) 乗換え勧誘に該当すると考えられる事例として次のような場合が挙げられる。

- ① 当初は、新規の資金で受益証券等の買付けを勧めていたが、顧客が買付け資金を手当てできないということなので現在保有している受益証券等を売却して買付けることを勧めた場合
- ② 営業員が電話、訪問などで売り・買いをセットで勧誘し、実際の買付け及び売付けはインターネットで発注し、取引する場合
- ③ 売り・買いをセットで勧誘しているが、買付ける受益証券等の買付け資金が一旦 MRF、MMF 等の規制対象外となっている投資信託を経由して充当される場合
- ④ 顧客から資金運用に関する相談を持ち掛けられ、相談に応じる中で受益証券等の売り・買いをセットで勧誘した場合
- ⑤ 売り・買いをセットで勧誘しているが、当該受益証券等の買い代金は他の商品の売り代金（あるいは別途の資金）で充当している場合（あるいは、売り代金が一旦顧客に返金さ

れて、買い代金として再度入金される場合)

また、乗換え勧誘に該当しない事例としては次のような場合が挙げられる。ただし、実際の顧客への勧誘状況によっては乗換え勧誘に該当する場合も有り得るので留意が必要である。

- ① 当初は、新規の資金で受益証券等の買付けを勧め、その結果顧客が受益証券等を買付けて受渡が終了した後、顧客より資金が必要であることを相談され、別の受益証券等の売却を勧めた場合
- ② 新規の資金で受益証券等の買付けを勧誘し、顧客がそれに応じて、約定が成立した場合で、その受渡日（払込日）までの間に顧客の判断で（営業員からは売付けの勧誘をすることなしに）当該受益証券等の買付け代金に充当するために別の投資信託を売却した場合
- ③ 明らかに営業員からの勧誘がなく、顧客から銘柄指定により乗換える旨の指示があった場合

(2) 対象となる受益証券等

ルールにおいて対象となる受益証券等は、府令第65条第2号イからハマまでに掲げるもの（例：MMF・MRF）を除く受益証券等である。

3. 説明の内容等

乗換えを勧誘するに際しては、以下の点に留意して顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられる重要な事項について説明を行う必要がある。

- ・乗換え勧誘に該当する場合、あらかじめ、当該乗換えに係る「解約する受益証券等」と「取得する受益証券等」の商品性、顧客のニーズや利益等を勘案し、当該乗換えが顧客の投資方針に適したものとなるのか、顧客にどのようなリスクが生じることとなるのか、顧客にどのような費用が生じるのか、顧客は乗換えるの目的等を正しく理解できるのか等を総合的に検討する。
- ・上記の検討の結果、顧客に乗換え勧誘を行うことが合理的であると判断した場合には、取得する受益証券等の目論見書による説明に加えて、顧客が自らの投資方針に照らして合理的であるかを判断するために必要となる事項について説明する。
- ・乗換え勧誘をする際の説明内容及びそれに要する資料や説明時間は、顧客の属性や投資経験及び受益証券等の性質等によって異なることから、勧誘を受ける顧客の理解度に応じて適当であると考えられる方法により行う。

4. 社内管理態勢の構築

顧客による受益証券等の取得・解約は日常的に行われており、各社において必要なモニタリングが行われていると考えられるが、特に乗換え勧誘に関しては、法令、監督指針及び本会自主規制規則等の趣旨を踏まえて、顧客への説明が適切に行われているかについてモニタリングを行う。

各社において、自社の業容や勧誘方法（店頭・訪問・電話等）に照らして、説明義務が適切に履行されるとともに、顧客のニーズに適合するか、また、顧客の利益に資する乗換え勧誘が行われているかについて、個々の勧誘や取引に着目するのみではなく、勧誘や取引について一定の幅を持たせた検証を行うことのできる態勢を構築する。

5. その他

(1) 受益証券等に係る全般的な社内管理態勢の整備

受益証券等には長期保有を基本とする商品が多数存在することに鑑み、また、顧客本位の営業姿勢の徹底を図る意味から、本ガイドラインにおける説明義務の社内管理にとどまらず、受益証券等の全般的な社内管理態勢を整備することが望ましい。具体例としては、次のようなものが考えられる。

① 社内規則等の整備

【内容】投資の基本方針及び投資対象が類似する受益証券等との乗換え、あるいは、投資対象に関わらず短期間での乗換えの反復については、特に、乗換えに係る経済合理性、顧客のニーズや利益を十分踏まえた営業姿勢を徹底する旨を定めた社内規則等を整備する。

② モニタリングの実施

【内容】顧客の適合性、乗換えに係る経済合理性及び顧客のニーズや利益を十分踏まえた営業姿勢の履行を確保するため、特に、類似ファンド間の乗換え、短期間での乗換えの反復などに関するモニタリングを実施する。

(2) 他の法令、規則等との関係

① 目論見書による説明

一般的に、顧客に受益証券等の募集の勧誘を行う場合には乗換え勧誘に係る「重要な事項」以外の事項についても目論見書の内容に基づき説明を行う必要がある。

② 適合性の原則との関係

乗換え勧誘に係る「重要な事項」の説明は、適合性原則を踏まえたうえで行われるものであるとの観点から、顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行う必要がある。

また、社内において取引開始基準を定めている場合には、当該基準に適合していることを確認し、投資勧誘を行う必要がある。

以 上

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、令和 4 年 1 月 13 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

- ・ 1. を改正
- ・ 2. を削除

- 2. (旧3)に(注)を追加
- 3. (旧4)～5. (旧6)を改正
- [別添]及び(参考)を削除

受益証券等の直接募集等に関する規則第6条の3の考え方 (高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)

平成25年12月19日制定
平成28年10月13日改正
令和3年7月8日改正

- 「受益証券等の直接募集等に関する規則」(以下「直接募集等規則」という。)第6条の3(平成25年12月19日施行)に規定する「社内規則」の制定に係る考え方は、以下のとおりです。

1. 社内規則の制定

Q1：高齢顧客に限らず、顧客への投資勧誘に当たっては適合性の原則に則って行うべきものと考えていますが、なぜ高齢顧客に限定して社内規則を定める必要があるのですか。

A：一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもであるとされています。また、高齢者には新たな収入の機会が少なく、保有資産は今後の生活費であることも多いと考えられます。見た目には何ら変化がなく、過去の投資経験が豊富な顧客で、勧誘時点における理解も十分であったと思える顧客が、数日後には自身が行った取引等を全く覚えていなかったという事例も見られます。その結果、本人やその家族から苦情の申立てがなされ、あっせんや訴訟となってしまうケースも生じています。そこで、高齢顧客に投資勧誘を行う場合には、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行うため、各社の実情に応じた社内規則を定める必要があります。

なお、社内規則とは、各社で定める各種ガイドライン等も含むものとします(以下同じ)。また、社内規則は、規定すべき内容が満たされていれば、必ずしも独立した規則を作成する必要はなく、既存の社内規則を適宜修正することで対応してもよいと考えます。

Q2：社内規則を定めるに当たり、どのような内容を規定すればよいですか。

A：正会員の業態や規模、投資信託により、高齢顧客との取引の実態は異なるものと考えられます。従って、社内規則についても各社の実情に応じて規定することになりますが、各社により高齢顧客への勧誘による販売に関する考え方が大きく異なってしまうことは、複数の正会員と取引を行う高齢顧客が戸惑うことにもつながりかねないことから、ある程度目線を合わせることは必要であると考えます。

そこで、社内規則を定めるに当たっては、少なくとも次に掲げる事項について、本「受益証券等の直接募集等に関する規則第6条の3の考え方」(以下「本ガイドライン」という。)を参考として、各社の実情に応じて規定してください。

① 高齢顧客の定義

慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えられる顧客の範囲を、年齢を基準として定義してください。この時、目安として、75歳以上の顧客を対象とし、その中でもより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を80歳以上の顧客とすることが考えられます。

また、本ガイドラインの対象外とすることが可能な顧客、その具体的な判断方法や手順を社内

規則において定めてください。

→考え方は、「2. 高齢顧客の定義」を参照してください。

②高齢顧客に勧誘可能な商品の範囲等

役席者の事前承認を得なくても高齢顧客に勧誘可能な商品の範囲を定めてください。その範囲外となる商品の勧誘を役席者の事前承認により可能とする場合は、その手続きや条件についても定めてください。

→考え方は、「3. 高齢顧客への勧誘による販売商品」を参照してください。

③勧誘場所や方法に応じた勧誘

対面（外交）・電話・店頭それぞれの場所、方法に応じて定めてください。

→考え方は、「4. 勧誘を行う場所、方法」を参照してください。

④取引内容の連絡・確認と継続的な状況把握

取引内容の連絡・確認と継続的な状況把握について、リスクベースにより「顧客」、「頻度」、「方法」、「連絡・確認と状況把握を行う者」を定めてください。

→考え方は「5. 取引内容の連絡・確認と継続的な状況把握」を参照してください。

⑤モニタリング

上記②から④の手続等についてモニタリングを行うことを定めてください。

→考え方は「6. モニタリング」を参照してください。

Q 3：2021年8月に本ガイドラインが改正されましたが、社内規則もそれに合わせて改定する必要がありますか。

A：2021年8月の本ガイドラインの改正では、本ガイドラインの対象外となる高齢顧客の考え方や、約定後の連絡の方法等の変更及び継続的な状況把握の考え方などについて記載を追加しました。これらの改正内容に照らし、現行の社内規則につき本ガイドラインの考え方に沿わない、規定すべき事項を充足していない等の箇所があれば改定を行うことが考えられます。

他方、現在の社内規則が改正後の本ガイドラインの考え方に沿っており、かつ規定すべき事項を充足している場合には、改定の必要はありません。

2. 高齢顧客の定義

Q 1：「高齢顧客」の定義は、どのように定めるべきですか。

A：直接募集等規則第6条の3の制定の目的は、高齢顧客への勧誘による販売を行うに当たっての適正な投資勧誘等を確保することにあります。慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えられる高齢顧客の範囲を、年齢を基準として定めてください。年齢の目安としては、75歳以上の顧客を対象とし、その中でもより慎重な勧誘による販売を行う必要がある顧客を80歳以上の顧客とすることが考えられます。

なお、取引代理人制度を定めている場合は、口座名義人だけではなく、取引代理人が高齢である場合についても、社内規則の対象とする必要があると考えます。また、口座名義人が高齢顧客であり、取引代理人が高齢でない場合については、各社の代理人制度の実情に応じて規定してください。

Q 2：高齢顧客への勧誘による販売に関して、社内手続きを定める場合、すべての高齢顧客について同じ手続きとする必要はありますか。

A：高齢顧客の過去の投資経験や職業その他の経歴、健康状態等により、留意すべき事項は異なるものと考えます。他方、一般的には年齢を重ねるとともに身体の衰えが生じることにかんがみれば、社内手続きの設定に際しては、年齢が上がるごとに、段階的により慎重な勧誘による販売を行う必要があると考えます。

具体的には、目安として75歳以上と80歳以上の2つの年齢を基準として、より慎重な勧誘による販売を行うための手続きを設ける必要があると考えます。詳しくは、本ガイドラインの「3. 高齢顧客への勧誘による販売商品」以降の考え方を参考としてください。

ただし、年齢は一定の目安としては機能するものの、絶対的な基準となるものではなく、顧客の記憶力及び理解力等や収入、保有資産の状況によっては、年齢を問わず本ガイドラインの対象外とすることが考えられます。

例えば、下記①及び②の要件をいずれも満たす場合には、担当役員等^(※)の承認を得て、本ガイドラインの対象外とすることも可能と考えます。

※ 担当役員から権限を委譲された役席者を含みます。以下同じ。

① 記憶力及び理解力等が十分であること

支店長等の役席者が顧客属性、金融リテラシーや投資意向を十分に把握したうえで、一定のサイクルで面談等を行い、例えば下記のような観点で確認し、前回確認時と比べて、投資判断を行うに足る記憶力及び理解力等が維持されていることが継続的に確認できる顧客

○記憶力に関する本人との直接対話等による確認例

- ・直近で取引した商品・銘柄、保有資産の評価損益、入出金履歴等を記憶している
- ・相場状況や保有している商品の最近の値動きについて、記憶している
- ・前回の面談等の際に役席者や本人が話した事柄について、具体的に記憶している

○理解力に関する本人との直接対話等による確認例

- ・相場状況や時事ニュースについて、自身の考えを述べることができる
- ・投資に関する考えやリスクに対する認識、保有している商品の特徴についての的確に説明ができる
- ・手数料や利回り等、取引に際しての計算能力を有している

○記憶力・理解力に関する家族との対話や本人の客観的な状況からの間接的な確認例

- ・家族に、顧客本人の記憶力や理解力は十分にあるかを確認できる
- ・顧客が記憶力や理解力を必要とする職業・役職又はボランティア等の社会活動に現役で従事している

記憶力及び理解力等の確認にあたっては、顧客の属性に応じ、上記に掲げた確認例を参考に記憶力と理解力のそれぞれについて、可能な限り多くの要素から総合的に検証されることが望ましいと考えます。

記憶力については、その会話等において、顧客の記憶力に問題が生じている、または生じ始めていると感じられた場合は、本ガイドラインの対象外とすべきではありません。

理解力については、投資経験、過去を含めた職業や各種資格の保有状況にかかわらず、年

齢とともに低下していく傾向が見られますので、これらの状況に先入観を持たず、上記の確認結果を十分に検証して判断することが必要です。

顧客の記憶力及び理解力等を確認するためには、質問に「はい」又は「いいえ」と答えていただくだけでなく、できる限り顧客自身に話をしてもらうことが大切であると考えます。加えて、従来から取引を行っていること等を理由に、簡単な挨拶や短い面談だけで安易に記憶力及び理解力等を有していると判断することがないよう留意することも必要です。

なお、上記の確認例はあくまでも例示であり、各社において創意工夫を重ねてより適切な確認方法を用いることも考えられます。

② 収入や保有資産の状況に照らして問題ないこと

最新の顧客カード等適切な方法により顧客の収入や保有資産の状況を把握したうえで、支店長等の役席者が顧客の最新の収入や保有資産の状況において、取引のリスクも勘案し、取引を継続するに足る十分な収入や保有資産を有していることを確認した顧客

なお、例えば、現在会社経営者、役員等である高齢顧客について、支店長等の役席者が一定のサイクルで接し、顧客属性、金融リテラシーや投資意向を十分に把握した場合は、上記①及び②を満たすと考えられるため、担当役員等の承認を得て、本ガイドラインの対象外とすることも可能と考えます。

また、本ガイドラインの対象外とした高齢顧客についても、当該高齢顧客が、過去に投資経験のない商品の買付けや従来の投資金額に比して急に金額が大きい買付けを行おうとする場合や、収入や保有資産の状況に著しい変化があった場合、又は記憶力及び理解力等について投資判断に支障が生じる可能性のある変化が確認された場合には、支店長等の役席者が、必要に応じて顧客の投資意向や記憶力及び理解力等を再度確認するなど、慎重な対応を行う必要があると考えます。

3. 高齢顧客への勧誘による販売商品

Q1：社内規則において、高齢顧客への勧誘による販売が可能な商品を限定する必要がありますか。また、勧誘を伴わない高齢顧客の自発的な注文については制限する必要はありますか。

A：価格変動が大きな商品や、複雑な仕組みの商品又は換金性が乏しい商品が高齢顧客に勧誘により販売する際には、その適合性について留意する必要があります。

従って、適合性の原則に基づいて、高齢顧客に勧誘しても問題がないと考えられる商品の範囲をできるだけ具体的に定め、それ以外の商品（以下、本ガイドラインにおいて「勧誘留意商品」という。）について勧誘を行う場合には、役席者の事前承認を得る等、所定の手続きや条件を定めて慎重に対応する必要があると考えます。

なお、本ガイドラインでいう「勧誘」とは、「個別商品の買付けに関する説明」をいうものとします。

勧誘を伴わず、高齢顧客が勧誘留意商品を自ら選択し、「銘柄」及び「数量又は金額」を指定して購入を希望する場合には、本ガイドラインに基づく手続きや条件の対象とする必要はないと考えます。

しかし、高齢顧客から、例えば「投資信託を買いたいのだが、何かお勧めの商品はないか。」と

の質問に対して、具体的な勧誘留意商品を示して説明することは勧誘に該当すると考えられますので、所定の手続きや条件に従って対応する必要があることに留意する必要があります。

Q 2 : 所定の手続きや条件にかかわらず、高齢顧客への勧誘による販売が可能と考えられる商品にはどのようなものがありますか。

A : 価格変動が比較的小さいこと、仕組みが複雑ではないこと及び換金性が高いことなどに該当する、次のような商品が考えられます。

① 国債、地方債、政府保証債等

② 普通社債（いわゆるS B）

③ 「公社債を中心に投資し、比較的安定的な運用を指向する」投資信託^(※)

※ 「公社債を中心に投資し、比較的安定的な運用を指向する」投資信託の該当性は、投資信託の目論見書に記載された「ファンドの目的・特色」等を参考に各社において判断してください。

④ 通貨及び当該通貨建ての有価証券の流通量、当該通貨のボラティリティ、売買スプレッドの大きさや顧客の認知度並びに当該国の経済実態や資本規制等を勘案し、知名度や流動性を有するとして正会員が社内規則で規定する通貨建ての上記①②③に相当する債券及び投資信託^(※)

※ 通貨について各社で判断することとなりますが、例えば、2021年3月現在、米ドル、ユーロ、オーストラリアドルなどは、これに該当すると考えます。

取引所金融商品市場又は外国金融商品市場に上場されている、又は上場される株式、転換社債型新株予約権付社債、ETF・ETN（レバレッジ型及びインバース型を含む。）、REIT、新株予約権証券及び有価証券関連市場デリバティブ取引等（上場先物・オプション取引）については、価格変動リスクが比較的大きいものの商品性が広く周知されていることや時々刻々の価格変動に合わせた取引ニーズも存在することなどから、一律に勧誘を制限することには馴染まないと考えられます（なお、信用取引、新株予約権証券の売買その他の取引及び有価証券関連市場デリバティブ取引等（上場先物・オプション取引）は、日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条に基づく当該取引に関する投資勧誘規則に従う必要があります。）。

また、値動きが日経平均株価（日経225）や東証株価指数（TOPIX）の変動率に一致するよう設計された投資信託についても、当該指標が広く知られており、価格変動についての情報も得やすい商品であることから、同様と考えられます。

従って、これらの商品（各社において、上記のうち、例えば国内商品に限定する考え方、あるいは、上記の商品に該当していても信用リスクが高いものは対象外とする考え方等もあり得ると考えられます。）については、本ガイドラインで示す勧誘留意商品の対象とする必要はないと考えます。

なお、これらの商品に関する高齢顧客との取引についても、社内規則において勧誘による販売に関する所定の手続きや条件の対象となる商品とすることを妨げません。その場合は、円滑な取引にできる限り支障が出ないように工夫しておくことが望ましいと考えます。

Q 3：高齢顧客には勧誘留意商品の勧誘を一切行ってはいけないのですか。役席者が事前承認することにより勧誘してもよいのですか。また、その場合、役席者はどのような点に留意して事前承認を行えばよいのですか。

A：十分な投資経験と投資資金を保有し、勧誘留意商品への投資を望んでいる高齢顧客もいらっしゃいます。このような顧客に対しては、投資意向等を十分に確認のうえ、必要な投資情報の提供等を行ってよいものと考えます。

しかし、高齢者は健康状態に変化が生じることもあり、また、普段接している担当営業員からは理解力等に問題がないように思えても、別の者の目で見ると言動に不安な点が見られることもあり得ます。

そこで、担当営業員が高齢顧客に対して勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、勧誘の都度、役席者の事前承認を得る必要があると考えます。この手続きは、目安として75歳以上の顧客を対象に含むようにしてください。

役席者の事前承認は、単に担当営業員からの申告だけで判断するのではなく、役席者自らが高齢顧客との面談や電話での会話（あわせて「面談等」という。）により、健康状態や理解力等を確認し、勧誘の適正性を判断したうえで、行う必要があると考えます。

面談等は、勧誘の都度又は顧客の属性等に応じて実施時期（サイクル）を定める等して実施することが必要であると考えます。

面談等における確認事項としては、例えば次のものが考えられます。

- ・健康状態に問題はないか
- ・会話がかみ合うか
- ・理解力に問題はないか（金融商品に関する理解度）
- ・投資意向はどうか 等

面談等の際に上記の確認を怠ったり、面談等が可能であるにもかかわらず、挨拶だけにとどまり、安易に短い電話だけで済ませてしまったりすることがないように留意することが必要です。

また、面談等の内容については、記録・保存し、必要に応じてモニタリングに活用する等してください。記録については、必ずしも媒体や様式等を新たに定める必要はなく、例えば、電話に録音機能がある場合は当該録音をもって記録に代えることができると考えます。

なお、本ガイドラインにおいて、事前承認を行う役席者とは、経験、見識に照らし、自社で定める一定の役職以上の者を指し、いわゆる管理職者に限定するものではなく、社内組織（課、グループ等のセクション）において実質的に承認権限を有する者であればよいと考えます。また、事前承認を行う役席者と「4. 勧誘を行う場所、方法」において受注を行う役席者が同一の者である必要もありません。各社において、それぞれの場面における役割に照らして、役席者の選定を行えばよいものと考えます。

役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、原則として、例えば当該役席者より上位の別の役席者が事前承認を行うことが望ましいと考えられますが、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の役職以上の役席者については、自らが担当する高齢顧客に対して勧誘を行うことについて自らが判断（事前承認）することも認められると考えます。

Q 4：役席者の事前承認以外に設定すべき手続きはありますか。また、それはどのような高齢顧客に適用すべきでしょうか。

A：高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行おうとする場合には、Q 3のとおり、役席者による事前承認が必要と考えます。また、高齢者は、一般的に年齢が上がるにつれて、記憶力及び理解力等が低下する傾向があると考えられますので、役席者の事前承認以外に、勧誘当日の受注の制限や役席者による受注、担当営業員（勧誘を行った者）以外の者による取引内容の連絡・確認と継続的な状況把握、当該高齢顧客の取引に関するモニタリング等を行うことが考えられます。

これらの手続きは、目安として80歳以上の顧客を対象に含むようにしてください。なお、役席者の事前承認に関するモニタリングについては、目安として75歳以上の顧客も対象に含むようにしてください。

詳しくは「4. 勧誘を行う場所、方法」から「6. モニタリング」を参照してください。

4. 勧誘を行う場所、方法

Q 1：外交先で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：録音機能がある電話での勧誘や、複数の者で同時に対応が可能な店頭での勧誘とは異なり、外交先で行う勧誘は説明内容や顧客の反応等の応接記録が残りにくいものです。このことが後日「言った。」「言わない。」等のトラブルの原因となるおそれもあります。そのため、外交時の高齢顧客やその家族との会話を記録・保存しておく必要があると考えます。例えば、高齢顧客等の了解を得て、ICレコーダー等に会話を録音することや、帰社後に主な会話内容や高齢顧客等の様子を記録・保存しておくことなどが考えられます。

また、説明を受けているときには理解しているつもりだったが、翌日になると覚えていない又は商品性等が分からないということが生じることもあるようです。そこで、訪問による勧誘の場合（あらかじめ役席者の事前承認を得ているものとする。この項のQ 2、Q 3とも同じ。）は、原則としてその日に受注を行わず、翌日以降に電話、外交又は店頭により受注することが適当であると考えます。

この場合、受注は前日以前に勧誘を行った担当営業員ではなく、役席者が行う必要があると考えます。これは、外交先での勧誘時には商品性やリスクを十分に理解しているように思えた高齢顧客が、翌日になると勧誘内容を覚えていないということがないか、商品性等が理解されているかなど、説明内容を十分に理解したうえでの買付けであることの確認が必要であると考えからず。

なお、前日以前に勧誘を行った担当営業員が当該高齢顧客に直接電話をかけてはいけないということではありません。高齢顧客が1日検討した結果、追加で質問や相談したいこともあると考えられますので、まず担当営業員が電話をかけ、質問に回答するなどした後、役席者に電話を代わって、当該役席者が受注し注文内容の確認を行う等の対応をしてもよいと考えます。

役席者が高齢顧客に直接電話をかける場合は、高齢顧客から不審に思われたりすることがないように、前日以前に勧誘を行う担当営業員が「お取引の内容について、明日以降改めて当社の○○という者が電話で確認させていただきますので、よろしく願いいたします。」などと、事前に

伝えておくことがよいと考えます。

なお、受注時の会話内容は録音・記録・保存しておくことが必要と考えられます。

役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、翌日以降に行う受注は別の役席者（必ずしも前日以前に勧誘を行った役席者より上位にある者である必要はない。）が行えばよいと考えます。ただし、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の職責以上の役席者に関しては、自らが担当する高齢顧客に対して勧誘を行い、翌日以降も自分で受注を行うことを認めてもよいと考えます。

翌日以降に電話で受注を行う場合の留意点はQ2を、店頭で受注を行う場合の留意点はQ3を参照してください。また、個別商品の買付けに関する説明を受けた高齢顧客が当日中の買付けを希望された場合の対応は、Q6を参照してください。

上記のとおり、外交先で勧誘留意商品の勧誘を行う場合には、原則として当日の受注を行わないこととすることが適当であると考えますが、高齢顧客の家族が同席し、一緒に説明をお聞きいただき、高齢顧客が勧誘留意商品の購入を希望する場合には、同席した家族から買付けに同意する旨を「買付指示書」に署名していただいた後、高齢顧客から当該「買付指示書」を受け入れることで、その場での受注を行ってもよいと考えます。

なお、高齢顧客との取引に関して家族の同席・同意を得る目的は、ご家族に高齢顧客の様子を見守っていただき、高齢顧客が当該商品について理解したうえで買付けを行う意向があることを確認していただくことにありますから、「家族」の定義についてはこの趣旨を勘案して各社において定めればよいと考えます。

Q2：電話で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：電話で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行う場合も、外交先での勧誘時と同じく、原則として即日受注を行うことは適当ではないと考えます。また、対面（外交）とは異なり、一般的には電話での会話を高齢顧客とその家族と同時に行うことはできません。

従って、電話で勧誘留意商品を勧誘する場合も翌日以降改めて電話等を行い、前日以前に行った勧誘内容が理解されているかについて確認してから受注することが適当であると考えられます。この場合、翌日以降の受注はQ1と同じく役席者が行う必要があると考えます。

電話での会話は高齢顧客の顔色や動作などを確認することができません。よって、担当営業員の勧誘内容を高齢顧客が十分に理解しているのかについて確認するためには、「はい。いいえ。」という返事だけではなく、できる限り高齢顧客自身に話をしてもらうことが大切であると考えます。

さらに、勧誘時や受注時の会話内容を録音・記録・保存し、事後にモニタリングを行ったり、後日勧誘等の内容について高齢顧客やその家族から確認依頼があった場合に活用できるようにしておくことが必要と考えられます。

従って、会社の固定電話や携帯電話に録音機能がある場合は、その機能を利用し、担当営業員個人の携帯電話等での勧誘や受注を原則として禁止するなどを社内規則に定めることが有効であると考えます。

録音機能がない会社の電話による勧誘の場合も、前日以前に勧誘を行った担当営業員はその場では受注を行わず、翌日以降に役席者が当該高齢顧客から受注を行うことが適当であると考えられます。その理由や留意点等はQ 1を参照してください。

なお、録音機能のない会社の電話による勧誘や受注を行う場合は、担当営業員及び役席者は高齢顧客との会話日時や主な会話内容、注文内容などを記録する必要があると考えます。

記録の方法や、どの程度の内容を記録するかについては、各社の業態や規模、システム等のインフラの状況等に応じて事後的なモニタリング及び会話内容の確認に必要な範囲において定めればよいと考えます。

Q 3：店頭で高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うためのルールは、どのようなものが考えられますか。

A：投資や相談のために来店された高齢顧客が家族を同伴される場合は、Q 1の外交時の勧誘の場合と同様に、同伴した家族から買付けに同意する旨を「買付指示書」に署名していただいた後、高齢顧客から「買付指示書」を受け取り受注する方法が考えられます。この場合、担当営業員が一人で受注してもよいと考えます。

しかし、常に家族の同伴があるとは限りません。その場合は、担当営業員が一人で対応するのではなく、役席者が同席し、担当営業員の勧誘内容を高齢顧客が十分に理解しているかについて確認することが適当であると考えられます。その場合、担当営業員が勧誘した勧誘留意商品の購入を高齢顧客がその場で希望する場合には、高齢顧客が自署した「買付指示書」を受け入れておけばよいと考えます。

このとき、役席者自身が積極的な勧誘（説明）者になってしまっただけでは同席の意味がありませんので、役席者ももっぱら担当営業員による適正な勧誘が行われているか、高齢顧客が説明を十分に理解しているかについての確認を行う者となる必要があります。

なお、Q 1と同じく、店頭での勧誘においても高齢顧客やその家族又は役席者との会話を録音することや、主な会話や高齢顧客の様子を記録・保存しておくことが必要と考えられます。

一方、家族の同伴がなく、かつ役席者が同席できない場合、担当営業員はその場では勧誘のみにとどめ、翌日以降に電話等で受注することが適当であると考えられます。その場合は、Q 2に準じた対応を行ってください。

また、役席者の事前承認を受けていない高齢顧客が予約なくお一人で来店され、役席者が在席していない状況において、当該高齢顧客から勧誘留意商品の買付けに関する説明を求められた場合には、要請を受けた範囲での勧誘を行ってよいと考えます。この場合、役席者の帰席後に当該状況について報告し、今後の対応について相談を行ってください。Q 5も参照してください。

Q 4：インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。

A：インターネット取引における高齢顧客の取引に関しての規制については、インターネットにより発注する行為そのものではなく、発注の前段階としての直接募集等規則第6条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為の有無について考えることとなります。高齢顧客がインターネットにより発注するか否かにかかわらず、担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行う

のであれば、当該勧誘行為については、役席者による事前承認等が必要と考えます。

一方、担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為については、顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、受注に関しては本ガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注及び約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないと考えます。

また、勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することが本ガイドラインの趣旨に反していることは言うまでもありません。役席者による事前承認等を得た、担当営業員による勧誘を伴う取引が、担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施することが考えられます。

担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、正会員が提供しているウェブサイト上の表示・サービスは、高齢顧客が行う、検討の開始、商品の選定、情報の入手、購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限りは、本ガイドラインの適用対象にはならないと考えます。なお、平成27年10月時点において、上記に該当する表示・サービスの類型は確認されていません。

また、現時点で確認できていない新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスの類型については、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為と認められる場合には、本ガイドラインの適用対象となり得る場合もありますので、ご注意ください。

Q5：小規模の営業所で役席者が常駐していない場合や、高齢顧客から注文を受けた場合に役席者が不在だった場合は、どのように対応すればよいですか。

A：Q1、Q2、Q3のとおり、家族の同席ができない場合、担当営業員が一人で受注するのではなく、役席者が高齢顧客の商品内容についての理解力を確認のうえで受注することが必要であると考えます。しかし、役席者の人数は限られており、常に在席しているとは限りません。その場合、高齢顧客を長時間待たせることは望ましいとは言えません。

そこで、小規模の営業所等で生じ得る様々な状況を想定し、高齢顧客との取引を適正かつ円滑に受注できるようにしておくことが重要であると考えます。

例えば、課、グループ等のセクションごとに受注する役席者を定める際に、不在時の代行役席者の順位を定めておくことや、営業所内に役席者が常駐していない場合や代行すべき役席者がいない場合には、近隣の営業所や本社・本部組織の役席者が受注できる社内規定を定めておくことなどが考えられます。

役席者の役割は、高齢顧客が当該商品について十分に理解していること等について確認したうえで受注することにありますから、役席者が不在であるからといって、役席者でない者が受注を代行することは適正とは考えられません。

また、当然のことですが、受注行為は外務行為に該当するので、営業役職員の届出を受けていない者が受注を行ってははいけません。

Q6：外交、電話、店頭それぞれのケースで、高齢顧客が勧誘留意商品の勧誘を受けた後、当日中に買付けを行いたいと希望された場合はどのように対応したらよいですか。

A：高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行った場合は、原則として翌日以降に受注することが適当と考えます。

しかし、一律の対応によりトラブルになる可能性があることを考慮し、過去に同種の商品への投資経験がある等、当該高齢顧客が商品内容を十分に理解しており、当日の買付けを要請するやむを得ない事情がある場合については、上記の手続きの例外として認めることができる場合もあると考えます。

ただし、例外となるケースを幅広に設定してしまい、高齢顧客への勧誘による販売に関する社内規則を定めた趣旨が満たされなくなるようなことはあってはいけません。

例外として認めることができるケースとしては、例えば次のようなものが考えられますが、各社において自社の業態、規模、顧客分布等に照らして適切な設定を行ってください。

なお、いずれのケースも、役席者の事前承認を得ていること、かつ、担当営業員において高齢顧客の健康状態や商品への理解について問題がないことを確認している場合に限られることに留意してください。

また、次のケースの場合でも、当該高齢顧客が過去に投資経験のない商品の買付けであったり、従来の投資金額に比して急に金額が大きくなったりするような買付けを行おうとする場合には、即日受注の妥当性について、役席者と相談し、必要に応じ役席者が顧客の投資意向を確認するなど、慎重な対応を行う必要があると考えます。

<即日受注を例外として認めることができると考えられるケース>

- ・勧誘留意商品の勧誘に当たり、翌日以降の買付けを提案したところ、顧客が商品内容を十分理解しており、かつ、当日の買付けを要請することにやむを得ない事情がある場合（例えば、翌日から旅行等で不在となる場合、保有している商品と同一の商品を追加買付けする場合、保有商品が償還となり、いわゆるロールオーバー（一時的に同一通貨建てのMMFに入金する場合を含む。）をする場合等）

5. 取引内容の連絡・確認と継続的な状況把握

Q1：目安として80歳以上の高齢顧客への勧誘による販売を行った場合、高齢顧客への取引内容の連絡・確認は、誰が、いつ、どのような確認を行えばよいですか。

A：目安として80歳以上の高齢顧客に対して勧誘留意商品の勧誘及び約定を行う場合には、社内ルールに基づき、役席者の事前承認を得て勧誘を行い、原則として、熟慮期間を置いた後に役席者がその意向を確認したうえで約定を行うこととしています。しかし、高齢顧客はその後の記憶力及び理解力等や体調の変化により、当該取引に関する認識が不確かなものとなる可能性もあります。

そこで、勧誘を行った担当営業員以外の者が、当該高齢顧客に取引内容について連絡・確認することにより、当該高齢顧客が当該取引を行ったことについての認識の確認を行うべきと考えます。この取引内容の連絡・確認は、必ずしもすべての高齢顧客に対して一取引ごとに行う必要はなく、当該高齢顧客の属性や取引状況等を勘案し、リスクベースで顧客、頻度、方法（記録方法

を含む)、行う者を社内規則等で定めて行えばよいと考えます(注1)。

なお、取引内容の連絡・確認は担当営業員以外の者が行う必要がありますが(注2)、担当営業員が当該高齢顧客に役席者等から連絡がある旨を事前にお伝えすることや役席者等の訪問や架電に際して同席する等は問題ないものと考えます。

また、取引内容の連絡・確認において、当該高齢顧客が約定内容のすべて又は一部を覚えていない、あるいは認識が異なる(「買うとは言っていない。」等)ことが判明した場合は、直ちに内部管理責任者等に報告し、対応について相談する必要があると考えます。

(注1) この取引内容の連絡・確認は、Q2の継続的な状況把握と同じ機会に行うことも考えられます。ただし、その場合には、Q2に記載のとおり顧客管理や取引の適正性について適切な判断ができる者が行う必要があります。例えば、日々の顧客管理、取引管理の一環として内部管理を行う者が行うことも考えられますし、勧誘時に事前承認を行う営業担当の役席者が行うことも考えられます。

(注2) 役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、原則として、別の役席者がこの取引内容の連絡・確認を行うことが望ましいと考えられますが、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の職責以上の役席者については、自らが担当する高齢顧客に対してこの取引内容の連絡・確認をすることも認められると考えます。

Q2：高齢顧客に対し、継続的に状況把握を行う必要がありますか。また、継続的な状況把握を行う場合、どのように行えばよいですか。

A：高齢顧客は、記憶力及び理解力等や体調の変化のサイクルが比較的短く、また、キャッシュフローや保有資産の変動、投資方針の変化についてより慎重な配慮が求められることから、正会員において継続的に状況を把握する必要があると考えられます。

継続的な状況把握において確認する事項としては、例えば、次のような確認を行うことが考えられます。

- (ア) 高齢顧客が、自身の取引及び保有商品の現状(時価、評価損益、市況環境等)について十分に認識しているか、不満はないかを確認する。
- (イ) 高齢顧客の健康状態及び投資判断に係る記憶力及び理解力等の状況・変動の傾向について確認する。
- (ウ) 高齢顧客のキャッシュフローや保有資産の状況に変化はないか、今後の投資方針に変わりはないかを確認する。

上記(ア)から(ウ)の確認を踏まえ、ガイドラインの対象とされている顧客について追加的な対応が必要ないかを検討すべきと考えます。

また、継続的な状況把握は、内部管理を行う者又は営業担当の役席者等、顧客管理や取引の適正性について適切な判断ができる者が行う必要があります^(※)。

なお、継続的な状況把握について、

- ①当該高齢顧客の属性や取引状況等を勘案し、リスクベースで顧客、頻度、方法(記録方法を含む)、行う者を社内規則等で定めて行えばよいと考えられること
- ②担当営業員が事前に連絡することや同席することが問題ないと考えられること

は、取引内容の連絡・確認（Q1）と同様です。

また、Q1の取引内容の連絡・確認は、継続的な状況把握と同じ機会に行うことも考えられます。

※ 役席者自身が高齢顧客を担当している場合は、原則として、当該役席者より上位の別の営業担当の役席者等が行うことが望ましいと考えられますが、職務経験等に照らして自社が適正と認めた一定の職責以上の役席者については、自らが担当する高齢顧客に対して継続的な状況把握を行うことも認められると考えます。

6. モニタリング

Q1：高齢顧客への勧誘による販売について、モニタリングは必要ですか。必要な場合、どのようなことをすればよいのですか。

A：高齢顧客に関して定めた社内規則が適切に運用されているかについて確認する必要があると考えます。また、形式的な確認にとどまらず、会話の内容や高齢顧客の反応を確認することにより、営業姿勢の見直しやトラブルの未然防止につながる効果も期待できると考えます。

モニタリングは、①取引が所定の承認・約定プロセスに則って行われているか、②適合性や合理性の観点から不適切な取引はないかを主な点検項目として、各社の業態や規模等の実情に応じて実施し、例えば支店で実施する日次、月次の点検及び一定期間ごとの検査・監査等を組み合わせて実施することが考えられます。

具体的には、取引内容の確認、通話録音の再生、応接記録の参照、受け入れた「買付指示書」等の確認等が考えられます。また、内部管理責任者やその他役席者等が高齢顧客にヒアリングすることも有効な方法であると考えられます。

Q2：取引内容の確認とは、どのようなことをすればよいのですか。

A：高齢顧客との取引について、例えば約定日ごとの取引内容をモニタリングすることは重要です。当該高齢顧客との過去の取引の頻度、金額、商品、預り資産等に照らし、突然高額の取引を行っていたり、わずかな期間に売買を繰り返したりしているケースなど疑問を感じる取引がないかを点検し、必要に応じて通話録音や受注記録等（以下「通話録音等」という。）を確認することにより、高齢顧客に何か重大な変化が生じていないか、合理性のある取引か、強引な勧誘を行っていないか等を検証することができるものと考えます。また、ある時点における取引を見るだけでなく、時系列で見たときに合理性のある取引であるかとの観点から検証することも大切です。

Q3：社内規則の遵守状況の確認は高齢顧客の取引すべてについて行う必要がありますか。

A：担当営業員が適切な勧誘を行っているかについては、高齢顧客が行う勧誘留意商品の取引すべてについて通話録音等の確認を行うことが望ましいと考えます。しかし、現実にはすべての通話録音等を確認することは困難な場合もあると思われます。そこで、通話録音等のモニタリングは検証すべき対象となる顧客や取引を取引内容の確認結果や顧客属性等、一定の基準を定めて抽出したうえで行うことが考えられます。例えば、次のような取引の中から抽出することが考えられます。

- ① 高額な取引や特に複雑な商品の取引
- ② 特に年齢の高い顧客の取引
- ③ 取引頻度の高い取引等

なお、上記に該当する取引だけを確認するのではなく、一部は無作為に高齢顧客をサンプル抽出するなどして、一定期間内において、多くの担当営業員の取引が対象となるよう工夫することも有効であると考えます。

Q 4：通話録音等の保存義務はありますか。保存する場合、何年間保存すればよいですか。

A：通話録音等は担当営業員等が正しく社内規則を履行しているかの確認（モニタリング）の目的にとどまらず、後日高齢顧客やその家族から、取引当時の状況について質問等を受けた場合の確認資料として活用できるものと考えられますので、各社の実情に応じて十分な保存期間を定めておくことが望ましいと考えます。

7. 社内規則で定めた手続きに従って対象外とした顧客への対応

Q 1：社内規則で定めた手続きに従って対象外とした顧客について、どのような対応を行えばよいですか。

A：社内規則で定めた手続きに従って、本ガイドラインの対象外とした高齢顧客であっても、時間の経過に伴い、記憶力及び理解力等に変化が生じることもあります。また、金融資産の状況や投資方針等が大きく変化していることもあり得ます。

したがって、社内規則で定めた手続きに従って対象外とした顧客の取引等も継続的に観察を行い、取引内容に著しい変化が見られた場合や、突然大量の入出金や損失の発生等があった場合には、内部管理部門の者又は当該者が指名する役席者等が、当該高齢顧客の状況確認を行う等し、状況に変化が見られた場合は、対象外顧客から通常の手続きが必要な顧客に戻す等の対応を行うことが必要と考えます。

以 上

附 則

この改正は、平成 28 年 10 月 13 日から実施する。

*改正箇所は、次のとおりである。

- 4. 勧誘を行う場所、方法 Q 4 の A

附 則

この改正は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する。

*改正箇所は、次のとおりである。

- ・ 1. Q 2 ①④及び Q 3、2. Q 2、3. Q 1 及び Q 4、5. 表題及び Q 1 を改正
- ・ 5. Q 2 を削除し同 Q 2 を新設、7. を新設

投資信託に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン

平成25年 9月18日制定

1. 「受益証券等の直接募集等に関する規則」本文及び附則について

規則本文及び附則の内容	ガイドライン
<p>(投資信託の損益の通知)</p> <p>第10条の2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。）について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益（細則において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成26年12月1日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none">投資信託のトータルリターンの通知に係る具体的な内容は細則で定めているが、細則も「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部の位置付けである。一方、本ガイドラインは、投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめたものである。 <ul style="list-style-type: none">改正規則の実施日（平成26年12月1日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを通知しなければならない。従って、改正規則の実施日から、トータルリターンの通知の対象となるデータの蓄積を開始しなければならない（改正規則の実施日は通知の開始日ではない。）。例えば、計算基準日を12月31日としている会社は、平成26年12月1日（改正規則の実施日）から同年12月31日までの間に顧客が新たに買い付けた投資信託について、トータルリターンの初回の通知を行う必要がある。改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の銘柄を改正規則の実

規則本文及び附則の内容	ガイドライン
	<p>施日以降に買い付けた（追加購入した）場合、トータルリターンの正確な計算ができない場合があり得るため通知の対象とはせず、各正会員の自主的な対応にゆだねることとし（下記を参照）、改正規則の実施日以降に新たに買い付けた（新規購入した）投資信託の銘柄についてトータルリターンを通知しなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては各正会員の自主的な対応にゆだねるが、本規則の改正日（平成25年9月18日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託については、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。本規則の改正日に遡っての対応が困難な場合は、各正会員において対応が可能な日付を定め、その日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託について、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。 また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託についても、各正会員が既に行っている通知からの変更の要否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各正会員において可能な範囲において積極的に対応することが望まれる。 なお、改正規則の実施日前から顧客が保有している投資信託の取扱いについては、各正会員で扱うすべての投資信託を一律に扱うのではなく、一般口と累積投資口の別、その他毎月分配型等の銘柄単位で、トータルリターンの通知の対象とする年月日を違えてもよい。

2. 「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」について

(1) 対象とする投資信託の範囲

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知は、正会員が振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（規則第10条の2に規定する投資信託をいう。以下同じ。）のうち、募集（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）が行われたものを対象とする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、次に掲げる投資信託はトータルリターンの通知の対象外とすることができる。</p> <p>イ 顧客の買付時において取引所金融商品市場において取引が行われていた投資信託</p> <p>ロ 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託</p> <p>ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託</p> <p>ニ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第13条第2号イ又はハに掲げる投資信託をいう。）</p> <p>ホ アンブレラ型投資信託（投資信託の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託をいう。）のうち、次のすべてを満たすものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公募投資信託を対象とし、私募投資信託は対象としない。 ・いわゆるETF（上場投信）や上場REIT（上場不動産投信）は対象外とすることができる。 ・顧客の買付時に上場していれば、その後に上場廃止等となっても、引き続き対象外とすることができる。 ・いわゆるSMAやファンドラップ等により保有する投資信託は対象外とすることができる。 ・いわゆるMRFやMMFは対象外とすることができる。 （ ・外国投資信託は含まれないため、いわゆる外国公社債投資信託は対象外とすることはできない。 ） ・いわゆるブル・ベア型ファンドは、資金待機のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有する場合が多いが、同一アンブレラ下にあるサブファンドは、マネープールファンドを含めすべて対象外とすることができる。

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>a 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか2つ以上を含むものであること</p> <p>b サブファンド（a以外のサブファンドを含む。cにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること</p> <p>c 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと</p> <p>へ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託及びミリオン型投資信託</p> <p>ト 確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買付けられた投資信託</p> <p>チ 当該正会員と当該顧客との間で買付契約を締結したもので</p>	<p>ただし、ブル・ベア型ファンドに加え、年2回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型投資信託については、すべてのサブファンドがトータルリターンの通知の対象となる。</p> <p>また、ブル型ファンド（又はベア型ファンド）のみで構成される投資信託については、トータルリターンの通知の対象となる。</p> <p>・顧客が相続により取得した投資信託及び他社から移管（事業譲渡に伴う移管</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>はない投資信託</p> <p>ただし、正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託については、下記③のとおり取り扱う。</p> <p>リ 自社の口座間において移管された投資信託</p> <p>ヌ 顧客が継続して10年以上を超えて保有している投資信託</p> <p>③ 正会員間の合併又は会社分割により引き継いだ顧客が保有する投資信託については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。</p> <p>この場合、顧客が当該投資信託を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p>	<p>を含む。)された投資信託は、当該顧客が自社において買付を行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として通知の対象としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非課税口座（N I S A口座）から課税口座への移管、その他自社の口座間において移管された場合、移管後の投資信託は対象外とすることができる。 ・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年を超えて継続して保有している場合には、対象外とすることができる。 ・各正会員の判断により、10年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えない。この場合、計算や通知の方法等について細則に定められた方法等に従う必要はない。 ・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、使用システムが異なる等、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の累計受取分配金を含めないことも認めることとする。 <p>・なお、「（1）対象とする投資信託等の範囲」①から③の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「（6）通知の内容」③参照）。</p>

(2) 対象とする顧客の範囲

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。</p> <p>なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。</p>	

(3) トータルリターンの計算方法

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンは、次の計算式により算出された金額とする。</p> <p>（「イ 評価金額」＋「ロ 累計受取分配金額」＋「ハ 累計売付金額」）－「ニ 累計買付金額」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。 ・ 各種投資信託のトータルリターンの計算の取扱いは、次のとおりである。 <p>イ．アンブレラ型投資信託（「（1）対象とする投資信託の範囲」②ホに該当するものを除く。）</p> <p style="padding-left: 20px;">サブファンド毎にトータルリターンを計算する。</p> <p>ロ．顧客が一般口と累積投資口において同一の投資信託を保有している場合 次のいずれでもよいこととする。</p> <p style="padding-left: 20px;">①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算する。</p> <p style="padding-left: 20px;">②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>ハ．顧客が複数口座において同一の投資信託を保有している場合</p> <p style="padding-left: 20px;">顧客が、非課税口座（N I S A口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等の複数口座において同一の投資信託を保有している場合は、次のいずれでもよいこととする。</p> <p style="padding-left: 20px;">①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算する。</p> <p style="padding-left: 20px;">②複数口座を合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>[注1] 非課税口座（N I S A口座）で保有している投資信託もトータルリターンの通知の対象である。</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>② 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、次のとおりとする。</p> <p>イ 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有し</p>	<p>[注2] 非課税口座（NISA口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（「（1）対象とする投資信託の範囲」②リ参照）。</p> <p>ニ．複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル等）において顧客が同一の投資信託を保有している場合</p> <p>次のいずれでもよいこととする。</p> <p>①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算する。</p> <p>②複数の営業所や複数の販売チャネルを合算してトータルリターンを計算する。</p> <p>ホ．顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託自体の併合がなされた場合</p> <p>顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合がなされた場合、分割・併合以降ではなく、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算する。</p> <p>顧客の保有期間中に投資信託自体の併合がなされた場合、新設される投資信託についてトータルリターンを計算する。この場合、新設される投資信託の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。</p> <p>・上記イからホの取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「（6）通知の内容」③参照）。</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>ている当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額とする。</p> <p>評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕</p> <p>(注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。</p> <p>ロ 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕</p> <p>分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕</p> <p>(注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>(注2) 分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。</p> <p>ハ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。</p> <p>累計売付金額＝〔売却金額の累計〕</p> <p>売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕</p> <p>ニ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。</p> <p>累計買付金額＝〔買付金額の累計〕</p> <p>買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕</p>	<p>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。</p> <p>・当期の分配金額の計算式は例示であり、他の計算式を用いてもよい。</p> <p>・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。</p> <p>・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。</p> <p>・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。</p> <p>・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。</p> <p>・買付時に販売手数料以外の手数料や費用を顧客が支払う投資信託については、当該手数料や費用及びそれらに係る消費税額を含めて買付金額を計算することもできる。</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p style="text-align: center;">+ [販売手数料] + [販売手数料に係る消費税額]</p> <p>(注) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。</p> <p>③ 外貨建の投資信託については、当該投資信託の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算・通知する、②円貨ベースでトータルリターンを計算・通知する、③建通貨（外貨）ベース及び円貨ベースの両方でトータルリターンを計算・通知する、のいずれの方法も認められる。 ・ なお、「（３）トータルリターンの計算方法」①から③の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「（６）通知の内容」③参照）。

（４）通知の方法

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知は、次のいずれかの方法により行う。</p> <p>イ 書面の交付</p> <p>ロ ファクシミリ装置を用いた送信</p> <p>ハ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信</p> <p>ニ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知の具体的な方法については、細則において定められていないので、他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等、各正会員が適当と考える方法で通知すればよい。 ・ ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、ニに該当する。 ・ 当初、トータルリターンの通知を「イ 書面の交付」の方法より行っていた顧客について、「ニ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」の方法による通知に変更する等、通知の方法を変更することもできる。この場合、それぞれの通知の方法に必要とされる「（４）通知の方法」②又は④

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>② 上記①ロからニに定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による交付の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。</p> <p>③ 上記①にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記①イからニに定める方法のいずれでも差し支えない。</p> <p>④ 上記①ニに定める方法により又は③に基づき顧客の照会によりトータルリターンを通知する場合、顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けられるようになるときまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受け</p>	<p>の規定による同意・通知の手続きを経たうえで変更することを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同意の方法は問わない（口頭、書面、ファクシミリ、電子メール又はホームページの顧客専用画面等による同意のいずれでもよい。）が、「（４）通知の方法」①ロからニに定める方法（例：電子メールにより送信）で通知することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、「（４）通知の方法」①ニの方法により通知する場合においては、顧客から「書面による通知（「（４）通知の方法」①イの方法）を希望する」旨の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの当該申出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。 ・「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項に規定する「電磁的方法」をいう。 ・「（４）通知の方法」①ニの方法による場合、上記の同意を得るための書面の通知（又は、左記ただし書きの同意に代わる書面の通知）と「（４）通知の方法」④の書面の通知を一つの書面により行うこともできる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの顧客専用画面に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、顧客への事前の書面等による通知を必要とする。 ・「顧客がこれらの方法によりトータルリターンの通知を受けられるようになるときまで」とは、インターネットその他の電気通信回線により顧

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>ることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記（６）「通知の内容」②に規定する通知において同じ。）</p>	<p>客にトータルリターンが送信されるまで（「（４）通知の方法」①ニの方法による場合）又は顧客がトータルリターンの照会を行うことができるまで（「（４）通知の方法」③の方法による場合）を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電磁的方法」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第56条第1項に規定する「電磁的方法」をいう。 ・なお、「（４）通知の方法」②又は④の同意・通知は、改正規則の実施日より前に行うことができる。

（５）通知の頻度及び計算基準日

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① 上記（４）①に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各正会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンを当該顧客に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日は、各正会員が任意で定める。 ・対面顧客とインターネット利用顧客等のチャンネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよい。 ・当該計算基準日に顧客が保有している投資信託のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託のトータルリターンを通知することもできる。 ・規則上の定めとしては、通知の頻度は年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各正会員において、通知の頻度についてより積極的な対応（例えば、取引残高報告書と同じ頻度で通知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等）を採ることが望まれる。 ・ホームページの顧客専用画面に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、当該画面等にいつを計算基準日

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>② 上記（４）③に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。</p>	<p>とする計算であることを明示する等して、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「（６）通知の内容」①を参照）。</p> <p>・顧客への照会に回答する場合でも、規則上の定めとしては、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、いつを計算基準日とする計算であることを告げ、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「（６）通知の内容」①及び②を参照）。</p>

（６）通知の内容

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
<p>① トータルリターンの通知には、次の事項を含めるものとする。</p> <p>イ 投資信託の名称</p> <p>ロ 計算基準日</p> <p>ハ 評価金額</p> <p>ニ 累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額を通知することも可とする。）</p> <p>ホ 累計買付金額</p> <p>ヘ トータルリターンの額</p> <p>ト トータルリターンの計算式</p> <p>チ 書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨</p> <p>リ その他、正会員が必要と認める事項</p>	<p>・「（４）通知の方法」①イからニのいずれの方法によるかを問わず、左記の事項についてトータルリターンを通知する必要がある。</p> <p>・「評価金額」、「累計受取分配金額」、「累計売付金額」、「累計買付金額」、「トータルリターン」等の左記イからチの用語について、通知に当たり左記イからチと別の用語を用いることができる。ただし、通知される数値（金額）は、細則「（３）トータルリターンの計算方法」に従い算出されたものであることを要する。</p> <p>・通知の記載例は、次のとおりである。</p>

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン																
<p>② 上記①にかかわらず、上記（４）③に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記①ト及びチを書面により事前に通知している場合には、上記①イ、ロ、へ及び正会員が必要と認める事項について回答することができる。</p> <p>③ トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しな</p>	<p><記載例></p> <p style="text-align: right;">計算基準日：平成XX年XX月XX日</p> <table border="1" data-bbox="1115 263 2042 576"> <thead> <tr> <th>投資信託の名称</th> <th>評価金額 [A]</th> <th>累計受取分配金額 [B]</th> <th>累計売付金額 [C]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇投資信託</td> <td>XXX円</td> <td>XXX円</td> <td>XXX円</td> </tr> <tr> <td>累計買付金額 [D]</td> <td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td> </tr> <tr> <td>XXX円</td> <td colspan="3">XXX円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。</p> <p>[注] 累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とし、過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は規則では定めていない。 左記に規定する書面による事前の通知は、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により行うこともできる（「（４）通知の方法」④を参照）。 「（４）通知の方法」①イからニの方法に加え、各正会員における任意の対応として顧客からの照会に対してトータルリターンを回答する場合であっても、「イ 投資信託の名称」、「ロ 計算基準日」及び「ト トータルリターンの額」について回答することが望ましい。 「トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲」として考えられる事項は、例えば、次のとおりである。 <p>①どのような投資信託を通知の対象としているか（例：通知の対象とならな</p>	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX円	XXX円	XXX円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX円	XXX円		
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX円	XXX円	XXX円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX円	XXX円																

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン										
<p>ければならない。</p>	<p>い投資信託（細則上対象外とすることができる投資信託を含む。）を周知する。）</p> <p>②いつ時点からの新規買付けを通知の対象としているか（例：○年○月以降に新たに買い付けた投資信託を通知の対象としている旨を周知する。）</p> <p>[注] 改正規則の実施日前に顧客が買い付けた投資信託を含め顧客が保有しているすべての投資信託（トータルリターンの通知の対象となる投資信託に限る。）をトータルリターンの通知の対象としている場合には、②については顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。</p> <p>・「トータルリターンの計算式の各計算要素の基準」として考えられる事項は、例えば、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1079 683 2040 1174"> <thead> <tr> <th data-bbox="1079 683 1326 735">計算式の要素</th> <th data-bbox="1326 683 2040 735">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1079 735 1326 788">評価金額</td> <td data-bbox="1326 735 2040 788">・基準価額（又は解約価額）により算出していること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 788 1326 959">累計受取分配金額</td> <td data-bbox="1326 788 2040 959">・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 959 1326 1011">累計売付金額</td> <td data-bbox="1326 959 2040 1011">・手数料等を差し引いて算出していること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 1011 1326 1174">累計買付金額</td> <td data-bbox="1326 1011 2040 1174">・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>・トータルリターンの通知の対象となる投資信託の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準（以下「トータルリターンの範囲等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、次のとおり考えられる。</p> <p>①トータルリターンの通知文にトータルリターンの範囲等を記載する。</p>	計算式の要素	基 準	評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること	累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容	累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること	累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容
計算式の要素	基 準										
評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること										
累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容										
累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること										
累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容										

細 則 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
	<p>②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの範囲等を表示する。</p> <p>③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する。</p> <p>④トータルリターンの範囲等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの範囲等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。</p> <p>[注] トータルリターンの範囲等については、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。また、顧客に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> トータルリターンの範囲等について顧客に通知する際には、顧客にとって分かりやすい用語を用いることに留意する。

以 上

分別管理に係る内部統制のフレームワーク

平成 29 年 6 月 8 日制定

1. はじめに

投資信託委託会社等会員（以下「会員」という。）における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保するため、「口座管理機関に関する命令第 2 条第 1 号」及び「受益証券等の直接募集に関する規則第 11 条及び第 12 条」（以下「法令等」という。）の定めにより、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 第 3 項の規定に準じて、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けるに当たり、会員が顧客資産の分別管理に関する法令等を遵守するための方針、手続きの円滑な整備及び運用の指針として、分別管理に係る内部統制のフレームワークを取りまとめたものです。

分別管理に係る内部統制のフレームワークは、会員における分別管理の法令等遵守の体制整備及び運用に関する指針として、また、日本公認会計士協会が公表する「業種別委員会実務指針第 56 号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』（平成 29 年 6 月 23 日）」に準拠して、公認会計士等が、分別管理の法令等遵守に関する保証業務（以下「保証業務」という。）を実施する際の基礎となる確立された一定の基準として機能するものと考えております。

なお、添付資料 2 「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」を各会員が自ら統制目標の達成状況について確認するための手続例として、また、公認会計士等が保証業務を実施する際の参考資料として公表しております。

後述のように、内部統制については、各会員の置かれた環境や事業の特性及び規模等を踏まえて整備し、運用されるべきものであると考えます。したがって、全ての会員に添付資料 1～2 の例示のとおりに対応を求めるものではなく、自社の特性に応じて適宜、組織体制等を整備いただくとともに、該当する業務、該当しない業務を取捨選択してご利用いただくことが考えられます。

2. 内部統制の一般的フレームワーク

一般的に、内部統制とは、事業経営の有効性と効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営に係る法規の遵守を促すとともに資産の保全を図ることを目的として企業内部に設けられ、企業を構成する者のすべてによって運用される仕組みと考えられます。

内部統制は、①経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行等からなる統制環境、②企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するリスク評価の機能、③権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動、④必要な情報が関係する組織や責任者に適宜、適切に伝えられることを確保する情報・伝達の機能、⑤これらの機能の状況が常時監視され、評価され、是正されることを

可能とする監視活動、⑥組織目標を達成するために予め定められた適切な方針及び手続を踏まえた業務の実施における組織内外の IT への適切な対応という 6 つの要素から構成されると考えられております。

これらの内部統制の 6 つの構成要素は、上述した内部統制の目的を達成するために、必要なものです。これらの 6 つの構成要素は、相互に影響し合い、経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能するものであり、企業全体に係るものとして捉えることができます。また、企業の部署別、事業活動別、取引サイクル別等に係るものとして捉えることができます。したがって、ある部門の内部統制が有効であるためには、上述した内部統制目的に関連して 6 つの構成要素がすべて具備されていることが必要です。

内部統制は、企業目的を達成するために経営者が自ら企業内に設定するものであるため、内部統制の構築と維持の最終責任は経営者にあります。

また、内部統制は、その目的を達成するために整備、運用されるものであるが、内部統制には以下のような固有の限界があることに留意する必要があると考えられます。

- ・ 内部統制担当者の判断の誤りや不注意により内部統制からの逸脱が生じること
- ・ 内部統制を設定した当初は想定していない取引が生じた場合には対応できないこと
- ・ 内部統制担当者等の共謀により内部統制の機能を無効ならしめること
- ・ 内部統制責任者自身が内部統制を無視することによりその機能を無効ならしめること

なお、平成 23 年 3 月 30 日に企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び平成 27 年 5 月 29 日に日本公認会計士協会により公表された「監査基準委員会報告書 315『企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価』」に、内部統制の一般的なフレームワークに関するより詳細な説明がなされているため、参考にしてください。なお、これらの基準では財務諸表の虚偽表示に関して重要性の概念が示されていますが、金融商品取引業者は、分別管理の法令等に基づき、すべての顧客資産を適正に分別管理する義務を負っており、その義務の履行に重要性の考え方はありません。

3. 分別管理の内部統制のフレームワーク

内部統制の一般的フレームワークは上記のとおりであるが、分別管理の内部統制とは、事業経営に係る法規のうち、分別管理の法令等を遵守することを目的として、企業内部に設けられ、企業構成員のすべてによって運用される仕組みをいいます。

分別管理に係る内部統制の目的は、分別管理の法令等の遵守にあります。より具体的には、下記の統制目標を達成するために設計され維持される仕組みとして整理できると考えられます。

各会員においては、これらの統制目標を達成するために、分別管理に係る内部統制を、具体的にどのような仕組みとして整備し、どのように運用するかについて、各会員の置かれた環境や事業の特性及び規模等を踏まえ、経営者自らが、ここに示した内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るように工夫していくべきものと考えております。

添付資料 1 には、各会員が分別管理に係る内部統制を整備し、運用していく際の統制要点を、「1 全般的事項」、「2 有価証券の分別管理」及び「3 金銭等の分別管理」として統制目標

ごとに例示しております。さらにこれらの統制要点のうち、特に会計及び帳簿記録に係るものを「4 会計、帳簿記録」として取りまとめております。

統制要点とは、各統制目標を達成する内部統制を整備し、運用する際の具体的な指針として位置付けられるものであり、また、統制要点例はあくまでも例示として整理したものであり、個別の会員の特性に応じて、適宜、追加・削除又は修正し適用して差し支えありません。

<分別管理に係る内部統制における統制目標>

1 全般的事項

- (1) 取締役が分別管理の法令等遵守の重要性を認識し、かつ、会社の分別管理の法令等遵守の状況を適時に把握していること
- (2) 分別管理の法令等遵守のための組織体制等が整備され、個々の職員が分別管理の法令等、社内規程等を十分理解した上で日々の業務を行っていること
- (3) 独立した部署が、分別管理の状況を適切にモニターしていること

2 有価証券の分別管理

2-1 全般的事項

関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客有価証券の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること

2-2 第三者機関保管

- (1) 第三者機関において保管させることにより管理することにつき、顧客の同意を得ていること
- (2) 顧客有価証券の保管を行う第三者機関の選定が顧客資産の保全という観点から適切であること
- (3) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって保管させることにより管理していること（混蔵保管、混蔵保管以外）
- (4) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、第三者機関に保管させることにより管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況（単純・混蔵・共有の別に）が確かめられていること

2-3 口座管理

- (1) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の規定に基づく振替口座簿において管理するものについて、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって管理していること
- (2) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況が確かめられていること

3 金銭等の分別管理

3-1 全般的事項

- (1) 関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、

金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること

- (2) 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の選定が、顧客資産の保全という観点から適切であること
- (3) 顧客分別金信託勘定の設定に係る信託銀行との契約が、分別管理の法令等に定められた条項を含んでいること

3-2 顧客分別金管理体制

- (1) 分別金の算定方法、算定対象が規定され、かつ、算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性並びに会計／帳簿記録との整合性が確保されていること
- (2) 顧客分別金の合計額としての顧客分別金必要額の算定が、分別管理の法令等及び社内規程に準拠して網羅的、かつ、正確になされていること
- (3) 顧客分別金信託口座に、分別管理の法令等で規定された必要金額が預託されていること
- (4) 顧客分別金信託口座への入出金等が分別管理の法令等に準拠し、適切な手続の下に行われていること
- (5) 顧客分別金口座帳簿残高と当該信託銀行の残高とを定期的に照合する手続が存在すること

4 会計、帳簿記録

4-1 口座開設・受注・約定 - 対顧客

- (1) 取引の妥当性（すなわち開始されたすべての顧客取引は実在する相手先との取引であり、適切に承認されていること）を確保すること
- (2) すべての取引が入力され、取引処理され、報告されること
- (3) 約定された取引が、自己又は顧客、顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、通貨、金額、売り又は買い等の主要な取引情報に関し正確に記録され、取引処理され、報告されること

4-2 取引の決済（対顧客）

- (1) 顧客の有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してのみ行われるか、あるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切に承認されていること
- (2) 承認された有価証券及び金銭の移動が、会計処理のため網羅的に、かつ、金額、数量、銘柄、通貨、顧客名、日付、受け又は渡し等の主要な取引情報に関し正確に記録され、適切な勘定に記録されていること

4-3 マスター・データ及び累積データ

- (1) マスター・データ（顧客名・口座番号・住所・決済口座等の顧客データ、銘柄データ等）への変更が承認され、網羅的に、かつ、変更内容に関し正確に入力されていること
- (2) 売買取引、有価証券及び金銭の受払いに関する入力が、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿、保管場所別有価証券台帳（金融商品取引業者が占有する有価証券を保管場所別に記録した台帳）等のデータベースに正確に反映されていること
- (3) 売買取引、有価証券・金銭の移動及びそれらの修正に関する累積データが、保管場所別有価証券台帳その他帳簿間の関連勘定において整合していること

4-4 資産及び記録に対するアクセス制限

- (1) 承認された従業員しか、資産及び会計／帳簿記録（マスター・データ、金銭・有価証券の決済データを含む。）にアクセスできないこと

以 上

附 則

- 1 本フレームワークは、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 本フレームワークの施行の日前に日本証券業協会の改正前の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」第 2 条第 1 項の規定を参照して、合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた会員については、平成 30 年 3 月 31 日までの間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるものとする。

添付資料 1

分別管理に係る内部統制のフレームワーク 統制目標及び統制要点例

1 全般的事項

統制目標	統制要点例
(1) 取締役が分別管理の法令等遵守の重要性を認識し、かつ、会社の分別管理の法令等遵守の状況を適時に把握していること	<p>① 取締役が、顧客資産の分別管理制度が投資者保護ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、分別管理の法令等遵守の重要性を認識している。</p> <p>② 分別管理の法令等遵守の状況に関し、取締役会等、代表取締役及び法令遵守責任者（法令遵守担当の責任者をいう。以下同じ。）等に対する適切な報告体制が存在し、それが適切に運用されている。</p>
(2) 分別管理の法令等遵守のための組織体制等が整備され、個々の職員が分別管理の法令等、社内規程等を十分理解した上で日々の業務を行っていること	<p>③ 分別管理の法令等を遵守するための管理方法、担当部署等が明確に定められ、それらが文書化（規程・マニュアル等）された上で、関係役職員に周知徹底させる体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>また、分別管理の関連法令や諸規則に変更があった場合、社内へ周知徹底させるための体制や、関連するシステム及びプログラムを変更するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>④ 分別管理に関して発見された法令違反や金融庁の検査・投資信託協会の調査等において指摘された事項について、適切に対応するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(3) 独立した部署が、分別管理の状況を適切にモニターしていること	<p>⑤ 内部監査部門等の独立した部署が、分別管理の法令等遵守が適正に実行されていることを定期的に検証し、検証結果を取締役会等に適切に報告する体制が整備され、適切に運用されている。</p>

2 有価証券の分別管理

統制目標	統制要点例
<p>2-1 全般的事項</p> <p>関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客有価証券の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅</p>	<p>① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「保護預り約款」及び「振替口座約款」等）を適宜締結する体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>② 会社として分別管理すべき顧客有価証券の範囲、管理方法及び管理場所を、分別管理の法令等に準拠して、個々の業務及び取扱商品等に則して明確にした上で、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p>

<p>的に、かつ、正確に把握していること</p>	<p>また、その際、新商品、取引形態等の変化に対して、いかに対応するかに関し、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p> <p><参考></p> <p>分別の対象となる有価証券</p> <p>1. 売付けのために顧客から一時的に預託を受けた有価証券 2. 保護預り契約又は振替決済口座管理契約に基づき顧客から預託を受けた有価証券</p>
<p>2-2 第三者機関保管 (1) 第三者機関において保管させることにより管理することにつき、顧客の同意を得ていること</p>	<p>① 第三者機関（証券代行会社、他の金融商品取引業者、証券保管振替機構など）において保管する場合には、顧客から約款等による再委託同意を得る体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 顧客有価証券の保管を行う第三者機関の選定が顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>② 第三者機関の信用状況及び管理状況を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 新規口座開設時及び定期的見直しに関し第三者機関の選定基準が定められている。 － 第三者機関の信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。 － 第三者機関の管理状況に関する把握・検討がなされている。 － 外部監査等により、適正に管理業務を行っているかの検証がなされているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容が把握できる資料が入手されている。 <p>③ 第三者機関との間で、分別管理の法令等に則した適切な委託契約を締結する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(3) 分別管理すべき顧客有価証券について、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって保管させることにより管理していること（混蔵保管、混蔵保管以外）</p>	<p>④ 顧客有価証券に関し、顧客と合意した保管方法ごとに、分別管理の法令等で要求されている以下の方法に従って、保管業務が行われ、かつ、会計その他の記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p><単純保管></p> <p>第三者機関において、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する。</p>

	<p><混蔵保管></p> <p>第三者機関において、金融商品取引業者の口座と顧客のための口座とを区分する等の方法により、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようにするとともに、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する。なお、金融商品取引業者と顧客との間で共有関係にある有価証券（累積投資商品等のうち金融商品取引業者と顧客の共有関係にある証券）については、個々の顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理する。</p> <p>⑤ 第三者機関によって保管させることにより管理している有価証券に関して、金融商品取引業者が分別管理の法令等に準拠して、それら第三者機関において記録を保有し、かつ保管業務を行っていることを確かめるための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>委託業務たる有価証券の保管業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p> <p>⑥ 新規発行投資信託受益権で現物の有価証券が存在しない場合でも、当該有価証券の銘柄及び数量が顧客ごとに直ちに帳簿等で確認できるとともに、定期的に残高の実在性を確認・照合し、照合結果を文書化する等の手続が存在し、適切に運用されている。</p>
<p>(4) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、第三者機関に保管させることにより管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況(単純・混蔵・共有の別に)が確かめられていること</p>	<p>⑦ 第三者機関保管有価証券について、金融商品取引業者の会計／帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。(4-2(2)③参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> － 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。 － 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。 － 照合結果・顛末が文書化されている。 － 照合手続は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引

	<p>業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手続が存在している。</p> <p>⑧ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手続が整備され、適切に運用されている。(4-1(1)参照)</p> <p>⑨ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等(自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等)を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの保管場所と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>2-3 口座管理</p> <p>(1) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)の規定に基づく振替口座簿において管理するものについて、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令等で要求されている方法によって管理していること</p>	<p>① 振替法の規定に基づく振替口座簿において管理している顧客有価証券につき、分別管理の法令等で要求されている方法に従って、口座管理が行われ、かつ、会計／帳簿記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況が確かめられていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況を確認するための体制が整備され、適切に運営されている。</p> <p>イ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券について、金融商品取引業者の振替口座簿などの会計／帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <p>ー 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> － 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。 － 照合結果・顛末が文書化されている。 － 照合手続は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手続が存在している。 <p>ロ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手続が整備され、適切に運用されている。（４－１（１）参照）</p> <p>ハ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等（自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等）を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの管理方法と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
--	--

3 金銭等の分別管理

統制目標	統制要点例
3－1 一般的事項 (1) 関係役職員が、分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること	① 分別管理の法令等で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、関係役職員が網羅的かつ正確に把握するための体制が整備され、適切に運用されている。また、新商品、新規顧客、取引形態等の変化にいかに対応するかに関し、規程が整備され、適切に運用されている。 ② 顧客との受渡しのために営業員等が持ち出した金銭及び持ち帰った金銭に関し、適切に分別管理がなされるための体制が整備され、適切に運用されている。
(2) 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の選定が、顧客資産の保全という観点から適切であること	③ 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況等を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。 － 新規口座開設時及び定期的見直しに関し信託銀行の選定基準が定められている。 － 信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。

	<p>委託業務たる信託財産の管理業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p>
<p>(3) 顧客分別金信託勘定の設定に係る信託銀行との契約が、分別管理の法令等に定められた条項を含んでいること</p>	<p>④ 信託勘定の内容が分別管理の法令等に準拠している。すなわち、信託契約が以下の点を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とする － 金融商品取引業者を委託者とする － 当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る顧客を元本の受益者とする － 受益者代理人を下記の者から選任すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者 (2) 弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者 <p>なお、金融商品取引業者が金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人を上記 (2) の者とする。</p> <p>⑤ 信託財産の運用方法が分別管理の法令等に準拠している。すなわち、信託契約において、投資対象を以下の項目に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国債その他金融庁長官の指定する有価証券の保有 － 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金 － その他金融庁長官の指定する方法（コール資金の貸付けや受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸及び元本補てんの契約をした金銭信託等）

<p>3-2 顧客分別金管理体制</p> <p>(1) 分別金の算定方法、算定対象が規定され、かつ、算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性並びに会計／帳簿記録との整合性が確保されていること</p>	<p>① 顧客分別金の算定及び顧客分別金信託における分別管理が法令等に準拠して、網羅的にかつ正確に管理されるための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客分別金の算定方法及び算定対象が、社内規程・マニュアル等に規定されている。 － 顧客分別金算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性を確保する手段が講じられている。 － 顧客分別金算定の基となるデータと会計／帳簿記録との整合性が確保される手段が講じられている。 － 社内規程等において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱い（差替基準日あるいは差替日が休日の場合は、その前日に繰上げるか、翌日に繰り延べるかについてのルール）が定められている。
<p>(2) 顧客分別金の合計額としての顧客分別金必要額の算定が、分別管理の法令等及び社内規程に準拠して網羅的、かつ、正確になされていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が、毎日、分別管理の法令等及び社内規程に準拠して、以下のような顧客ごとの顧客分別金の算定を行う体制が整備され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客分別金として分別されるべき金銭及び有価証券の時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）の合計額上記から以下の項目を差し引くことができる： <ul style="list-style-type: none"> * 金融商品取引業者が顧客に対して有する債権（当該顧客が買い付けた有価証券の買付代金の立替金に係るもので、当該有価証券が分別管理されているもの） <p>③ 顧客ごとの顧客分別金の算定において、以下の項目が考慮されている（銀行に保有されている顧客の金銭を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 有価証券に係る取引の結果、顧客から払い込まれた金銭。このうち、購入した有価証券が分別管理されている限りにおいては、予め顧客から払い込まれた金額は除外する。 － 有価証券の売却に関連して、金融商品取引業者が顧客の代理として受領した金銭のうち、いまだ顧客に支払われていないもの － 顧客の代理として受領した配当金・利金・償還金等のうち、いまだ顧客へ支払われていないもの <p>④ 金融商品取引業者が、毎日、顧客分別金必要額の算定を顧客ごとの顧客分別金の合計額として、分別管理の法令等に準</p>

	<p>扱って行う手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑤ 顧客取引に関連するフェイルが生じた場合に関し、顧客分別金の分別管理の適切な取扱いが規定され、一貫して運用されている。</p>
<p>(3) 顧客分別金信託口座に、分別管理の法令等で規定された必要金額が預託されていること</p>	<p>⑥ 顧客分別金信託口座における信託財産の評価額と顧客分別金必要額とを、分別管理の法令等で規定された頻度で照合する手続及び顧客分別金信託勘定に預託されるべき顧客分別金必要額が、指定された信託銀行口座に預託される手続が整備され、かつ適切に運用されている。</p> <p>⑦ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託される有価証券が、国債その他の金融庁長官が指定する有価証券であることを確認するための手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑧ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託財産である有価証券につき、貸付けによる運用を行わないことが、信託契約に明記されている。</p> <p>⑨ 金融商品取引業者が差替計算基準日の算定を行う際、顧客分別金信託勘定に差し入れられている有価証券の評価額が、時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）を基に算出されることを確保するための手続が整備され、運用されている。また、基準日において算定が行われる際には、当該基準日の時価に金融庁長官が定める率を乗じて得た額を超えない額であることを確認する手続が存在し、適切に運用されている。</p>
<p>(4) 顧客分別金信託口座への入出金等が分別管理の法令等に準拠し、適切な手続の下に行われていること</p>	<p>⑩ 日次の顧客分別金必要額の算定に基づく不足額について、最低週に1回は、差替計算基準日から3営業日以内に、顧客分別金信託勘定へ資金又は有価証券の移動が行われていることを確認する手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑪ 顧客分別金信託に係る信託契約の解約・一部解約は、分別管理の法令等に準拠して、以下の場合に限定されていることを確保するための手続が整備され、適切に運用されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 差替基準日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合、当該超過額相当金額の範囲内で解約等を行う場合 － 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金相当額の範囲内で解約等を行う場合

	<ul style="list-style-type: none"> － 他の顧客分別金信託契約に変更するために解約等を行う場合 <p>⑫ 顧客分別金信託への入出金が、差替計算基準日の顧客分別金必要額を基にして正確に、かつ、適切な権限を有する管理者による承認手続を経て行われる体制が整備され、適切に運用されている。また、入出金の記録が、適時に正確にかつ網羅的に行われるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(5) 顧客分別金口座帳簿残高と当該信託銀行の残高とを定期的に照合する手続が存在すること</p>	<p>⑬ 顧客分別金信託勘定に関して、信託銀行から入手した報告書と会計／帳簿記録との間で定期的に勘定残高照合が行われる体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 照合の頻度は最低でも週次である。 － 顧客分別金信託への入出金業務を行わない独立した部署等で照合が行われている。 － 照合の結果発見された不一致項目に関して、適時かつ適切に調査・解決されている。 － 照合結果及び顛末が文書化され、管理者に報告されている。

4 会計、帳簿記録

統制目標	統制要点例
<p>4-1 口座開設・受注・約定 - 対顧客</p> <p>(1) 取引の妥当性（すなわち開始されたすべての顧客取引は実在する相手先との取引であり、適切に承認されていること）を確保すること</p>	<p>① 新規顧客口座が、適切な権限を有する管理者によって承認され、顧客口座開設に必要な書類が取引開始前にすべて入手され、ファイルに保管されている。</p> <p>② 法令に基づき契約締結時交付書面（取引報告書）の交付（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）を要しない場合を除き、すべての取引に対して、約定後速やかに当該書面が顧客に交付されている（営業員等に確認を省略する権限を付与していないか等を含む。）。</p> <p>③ 有価証券及び金銭の移動明細、残高等が明記された取引残高報告書等が、顧客に対し定期的又は取引の都度交付されている。</p> <p>④ 契約締結時交付書面（取引報告書）及び取引残高報告書等が不正に発行されることを防止するための措置が講じられている（意図的な発行差止め、報告書の改ざん等の防止を含む。）</p> <p>⑤ 契約締結時交付書面（取引報告書）及び取引残高報告書等</p>

	<p>に対する顧客の返答及び顧客からの苦情等が報告・対応・解決されている。</p> <p>⑥ 誤注文等による手違いの取引が、発見されるための措置が講じられている。</p> <p>⑦ 取引の取消及び修正が適切な権限を有する管理者によってなされている。</p>
<p>(2) すべての取引が入力され、取引処理され、報告されること</p>	<p>⑧ 顧客から受けた注文が、漏れなく注文伝票その他帳簿に記入され、必要に応じて適切な権限を有する管理者によって承認され、取引処理システムに入力されている。</p> <p>⑨ 各取引に約定伝票（執行結果）が適切に割り当てられるための措置が講じられている。</p> <p>⑩ 顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、売り又は買い等の主要な取引情報が漏れなく入力されるような措置が講じられている。</p>
<p>(3) 約定された取引が、自己又は顧客、顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、通貨、金額、売り又は買い等の主要な取引情報に関し正確に記録され、取引処理され、報告されること</p>	<p>⑪ 注文伝票その他帳簿と約定データが照合されている。また、照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑫ 有効でない口座番号（正規の承認を受けて登録された口座以外）、銘柄コード、取引日等が、システム上受け付けられないための措置が講じられている。</p> <p>⑬ 約定後速やかに、全ての取引先との間で、取引が確認されている。また照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4-2 取引の決済（対顧客）</p> <p>(1) 顧客の有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してのみ行われるか、あるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切に承認されていること</p>	<p>① 有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してあるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切な権限を有する管理者によって承認されている。</p> <p>② 以下の機能に関し、適切な職務分掌規程が作成され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 取引実行 － 取引記帳 － 取引確認 － 取引決済（金銭及び有価証券） － 残高照合
<p>(2) 承認された有価証券及び金銭の移動が、会計処理のため網羅的に、かつ、金額、数量、銘柄、通貨、顧客名、日付、受</p>	<p>③ 第三者機関に保管させることにより管理している有価証券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。（2-2(4)⑦参照）</p> <p>④ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証</p>

<p>け又は渡し等の主要な取引情報に関し正確に記録され、適切な勘定に記録されていること</p>	<p>券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。(2-4(2)参照)</p> <p>⑤ 取引処理システムにおける金銭・有価証券の予定決済額と実際決済額とを適時に照合している(例えば、決済日に予定決済額で自動起票されている場合の、実際決済額との照合等)。また、照合で発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑥ 不明入金等が速やかに発見され、調査・解決されるための措置が講じられている。</p> <p>⑦ フェイル及び搬送中の有価証券が、適時に解消されることを確認するための手段が講じられている。</p> <p>⑧ 独立した部門等による銀行勘定残高照合が日次で行われ、発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4-3 マスター・データ及び累積データ</p> <p>(1) マスター・データ(顧客名・口座番号・住所・決済口座等の顧客データ、銘柄データ等)への変更が承認され、網羅的に、かつ、変更内容に関し正確に入力されていること</p>	<p>① マスター・データに対する修正が、適切な権限を有した管理者の承認を得ていることを確保するための措置が講じられている。</p> <p>② マスター・データに対する修正記録が保存され、修正が正確にかつ完全になされていることに関し、適切な担当者によるチェックが行われている。</p> <p>③ マスター・データを管理するシステムにエラーがあった場合に備えたバックアップ体制が構築されている。</p>
<p>(2) 売買取引、有価証券及び金銭の受払いに関する入力、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿、保管場所別有価証券台帳(金融商品取引業者が占有する有価証券を保管場所別に記録した台帳)等のデータベースに正確に反映されていること</p>	<p>④ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿上の勘定が、取引の開始、約定、決済毎のそれぞれの総額(有価証券及び金銭双方)について適切に更新されていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>⑤ 間違った勘定に入力されることを、防止し又は発見するための措置が講じられている。</p> <p>⑥ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿間において、日々の取引記録が適時に照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p>

<p>(3) 売買取引、有価証券・金銭の移動及びそれらの修正に関する累積データが、保管場所別有価証券台帳その他帳簿間の関連勘定において整合していること</p>	<p>⑦ 顧客金銭及び有価証券残高が、帳簿間で照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p> <p>⑧ 商品残高が、帳簿間で照合されている。特に、自己の商品残高に関しては、受渡日基準の残高と約定日基準の残高との照合がなされている。</p>
<p>4-4 資産及び記録に対するアクセス制限</p> <p>(1) 承認された従業員しか、資産及び会計／帳簿記録（マスター・データ、金銭・有価証券の決済データを含む。）にアクセスできないこと</p>	<p>① 有価証券が移動する場合はすべて、受渡指示書（受渡日、銘柄、数量、送付先、承認印等が明記されたもの）が作成され、当該指示書を元に保管場所別有価証券台帳その他帳簿が更新されることを確認する措置が講じられている。</p> <p>② 帳簿記録の修正は、適切な相互牽制を可能にする承認された部署・従業員によって行われていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>③ 帳簿記録の修正が、承認されていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>④ 承認された従業員しかマスター・データにアクセスが出来ないことを確保するための措置が講じられている。また、マスター・データに対する不正アクセスを防止するための措置が講じられている。</p>

添付資料 2

顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント

○ 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
1. 分別管理の社内規程・規則及び手続きが明確化されているか。	① 社内規程等が実態に即して整備されているか。 ② 金銭、有価証券及び信託の差替えにおいて、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり機能しているか。
2. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的実施されているか。	社内監査・検査マニュアルを入手し、実際に行われた社内監査・検査の対象、期間を質問する。
3. 分別管理の状況の法令遵守責任者（法令遵守担当の責任者をいう。以下同じ。）への報告体制は整備されているか。	分別管理の状況の法令遵守責任者への報告体制につき、社内規程等において明確にされているかを質問し、また、社内監査・検査報告記録を確認する。
4. 顧客分別金の信託不足・不適切な解約、有価証券の管理相違等があった場合、適切な措置が講じられる体制ができているか。	分別管理担当責任者に、分別管理に関する法令等についての違反が発見された場合の対応方針について質問する。また、同責任者に直近1年間における分別管理に関する法令等についての違反の有無を質問し、有りの場合には、その後の措置を質問する。
5. 顧客資産の分別管理に関する法令・諸規則の変更があったときは、担当部署にその内容が伝達周知されているか。	分別管理担当責任者に、関連法令等に変更があった場合に社内へ周知徹底させる方法について質問する。また、金融庁の検査結果・投資信託協会の調査結果等に基づく対応について、関係者へいかに周知徹底が図られているかについて質問する。

○ 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
<p>6. 顧客資産の分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関し、必要に応じて適切な対応が図られているか。</p>	<p>分別管理担当責任者に、分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関し、過去における改変の事実の有無及び顧客資産の分別管理に関する法令等の変更があるときのシステム対応状況について質問する。また、分別管理担当責任者に、分別管理に関して利用されているコンピュータシステムに関する信頼性をどのように確認しているかについて質問する。</p>
<p>7. 分別管理に関する顧客データの保全について適切な社内対応が図られているか。</p>	<p>分別管理担当責任者に、分別管理に関する顧客データへの不正アクセスを防ぐ体制、パスワード管理等について質問する。また、システムエラーがあったときのバックアップ体制について質問する。</p>
<p>8. 金融庁の検査・投資信託協会の調査等において指摘された事項について、適切な措置が講じられているか。</p>	<p>分別管理担当責任者に、金融庁の検査・投資信託協会の調査等において指摘された事項及び当該指摘事項に対する対応状況について質問する。</p>

I 金銭の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>A 顧客分別金必要額（以下、この資料において「必要額」という。）は正確に計算されているか。</p>	<p>必要額は、顧客勘定の貸方残高【注】、募集等受入金の合計額から控除可能金額の合計額を差し引いて算定しているか。</p> <p>注：例えば、日計表を基礎に計算している場合、貸方「顧客からの預り金」残高から借方「顧客への立替金」を控除して計算するなど、所謂、顧客の未済分を他の顧客の預り金残高から控除して必要額を計算しているようなことはないか注意する。</p> <p>記録の網羅性：必要額に含めるべき勘定科目は、すべて計算対象となっているか。 勘定科目が新たに設定される際、必要額の計算対象に含めるべきかどうかの検討がなされているか。</p> <p>記録の正当性：当日入金処理すべき金額は含まれているか。 会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。</p> <p>記録の保全：必要額の計算過程が保存されているか。</p>
<p>B 顧客分別金信託で金銭を信託している場合、適切に経理処理されているか。</p>	<p>① 「預託金」勘定の中科目である「顧客分別金信託」勘定で経理処理されているか。</p> <p>② 顧客分別金信託の設定・解約時に経理処理されているか。</p>
<p>1. 顧客勘定元帳の貸方残高について、正確に計算されているか。</p> <p>イ 顧客からの預り金 証券買付前受金、証券売却代金一時預り金など</p> <p>ロ 募集等受入金</p>	<p>① 必要額の計算は1円単位で行われているか。</p> <p>② 必要額を算定するための基礎シートは、毎日作成され、かつ、毎日チェックされているか。</p> <p>③ 顧客からの預り金で出金処理した後、未受渡しのまま部店に滞留しているもの、顧客への売却代金の送金が手違い等により返戻された場合の預り金や募集中止により顧客へ返還する前の預り金につい</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>有価証券の募集・私募の取扱い等に係る受入金など</p> <p>ハ その他の預り金</p>	<p>て、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>④ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。また、当日において、当該時限以降に入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑤ 顧客からの売却券面の受入遅延等（ペーパーレス有価証券に係る振替遅延も含む。）が生じた際、その売却代金に係る顧客の預り金は必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑥ 顧客より受入小切手（当店、他店券等）やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑦ 利金・分配金・償還金等は、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑧ 不明入金が確認された場合には、これが顧客に帰属するものであるかを調査し、これらに該当することが判明したときは、速やかに必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑨ 顧客、金融商品取引業者及び集金代行業者との契約において、顧客の有価証券買付代金相当額の集金を当該代行業者に委託している場合、当該代行業者に滞留している当該代金相当額について、必要額の計算対象とされているか。</p>
<p>2. 募集等受入金について、正確に計算されているか。</p>	<p>① 募集等受入金は、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>② 募集等受入金を上回る募集等払込金の控除を行っていないか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>3. 控除可能金額について、正確に計算されているか。</p> <p>イ 立替金（買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされているものに限る。）</p>	<p>① 異なる顧客間で立替金を顧客からの預り金から差し引いていないか。</p> <p>② 買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされていないにもかかわらず、当該立替金が控除されていないか。</p>

II 顧客分別金信託

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 金融商品取引業者を委託者とし同社の顧客を元本の受益者として顧客分別金信託に係る信託契約が締結されているか。</p>	<p>① 金融商品取引業者が委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関が受託者、金融商品取引業者の顧客が元本の受益者とされているか。</p> <p>② 金融商品取引業者において受益者代理人が定められているか。</p> <p>③ 受益者代理人は、求められる役割を十分に果たすため、以下の者から選任されているか。 (1) 社内の場合、代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者 (2) 社外の場合、弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者</p> <p>④ 金融商品取引業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。</p> <p>⑤ 金融商品取引業者が、金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合には受益者代理人を③の (2) に掲げる者としているか。</p> <p>⑥ 金融商品取引業者は、直接募集等の業務を行わなくなることを決定した場合又は金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合に、直ちにその旨を受益者代理人 (⑤に規定する受益者代理人をいう。以下同じ。) に通知することとなっているか。 また、受益者代理人は金融商品取引業者から通知を受けたときは、直ちにその旨を受託者に通知することとなっているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>⑦ 金融商品取引業者が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人が特に認める場合を除き、金融商品取引業者が受託者に対し運用の指図を行えないこととなっているか。</p> <p>⑧ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続きがとられているか。</p> <p>⑨ 顧客分別金信託を委託している契約先の信託銀行に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託銀行との契約は、顧客分別金信託に切れ目が生じることがないように行われているか。</p>
<p>2. 顧客分別金信託の信託銀行の残高と帳簿残高の照合が適切に行われているか。また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。</p>	<p>① 顧客分別金信託額について、定期的な残高照合が行われているか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差替計算基準日における必要額と顧客分別金信託額（差替信託の都度、信託銀行から送付される通知（例：「金銭信託お手続きご通知」）の残高）の照合 ・ 信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と預託金帳簿残高との照合 ・ 有価証券の信託、特金で有価証券を保有している場合における評価額の算定 等 <p>② 顧客分別金信託の設定・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。</p> <p>③ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。</p> <p>④ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに法令遵守責任者等とともに、内部監査部門へ報告しているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>3. 差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、差替日に当該不足額が追加されて信託されているか。</p>	<p>① 必要額の差替えについては、週に1日以上、必要額の差替えの基準となる日（差替計算基準日）を設け、差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、その差替計算基準日の翌日から起算して3営業日以内（差替日）に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。</p> <p>② 社内規程において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日が休業日と重なっている場合の取扱い（その前営業日に繰り上げるか、翌営業日に繰り延べるか。）が定められているか。</p> <p>③ 顧客分別金信託額計算以降に、基準日の必要額が変更となった場合には、再計算されているか。</p> <p>④ 顧客分別金の差替計算基準日等のスケジュールに変更がある場合、信託契約及び社内規程が変更されているか。また、変更後、最初の差替計算基準日が従来の差替計算基準日と1週間以上の期間、空いていないか。</p>
<p>4. 次の各号により顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下、本項において同じ。）に係る信託契約の全部又は一部を解約する場合、同号に定める額の範囲内で行われているか。</p> <p>イ 信託財産の元本が必要額を超過する場合 差替計算基準日における信託財産の</p>	<p>① 顧客分別金信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。</p> <p>イ 差替計算基準日の信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>元本の評価額が必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額</p> <p>ロ 募集等受入金を払込む場合 募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額</p> <p>ハ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合 変更しようとする信託財産の額</p>	<p>ロ 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>ハ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>② 顧客分別金の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。</p> <p>③ 差替日後に募集等受入金の払込みが予定されている場合、必要額から当該大口出金の額を控除して信託必要額を算定し、追加信託、解約を行っていないか。</p>
<p>5. 顧客分別金信託の運用は、金融庁告示に基づき適切に行われているか。</p>	<p>① 顧客分別金信託は金銭の信託、有価証券の信託又は包括信託のうち、どの形態をとっているか。</p> <p>② 「金銭の信託」で運用している場合、適切な運用対象となっているか（元本補てん契約をした場合を除く。）。</p> <p>③ 「金銭の信託」で運用している場合、信託財産たる有価証券の評価額は、差替計算基準日における時価となっているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>④ 元本補てん契約付きの合同運用指定金銭信託で運用している場合、信託元本の金額がそのまま評価額となっているか。</p> <p>⑤ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託される有価証券は、金融庁告示に規定された有価証券の種類となっているか。</p> <p>⑥ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託された有価証券の評価額は、金融庁告示に規定された掛け目に基づき算定されているか。</p> <p>⑦ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の運用が行われていないか。</p> <p>⑧ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の所在が帳簿上、明らかになっているか。</p>

Ⅲ 有価証券の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券（以下、この資料において「顧客有価証券」という。）を寄託するための適切な契約が締結されているか。</p>	<p>① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「保護預り約款」及び「振替口座約款」等）が適宜、締結されているか。</p> <p>② それぞれの契約において、管理方法（振替決済（振替口座簿に記載又は記録する保管方法をいう。以下同じ。）、単純保管、混蔵管理又は共有持分）及び保管場所（口座管理、第三者保管）が規定された契約内容とされているか。</p> <p>③ 保管地の国内外を問わず、第三者保管機関において保管する場合には、顧客から再寄託同意を得ているか（ただし、貸金庫契約に基づく証券代行会社へのアウトソーシングなど、再寄託同意を必要としない場合もある。）。</p> <p>《参考》 保管機関と管理形態</p> <p>イ 口座管理 振替決済：社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱う投資信託受益権など</p> <p>ロ 第三者保管 単 純：証券代行会社へアウトソーシングしている非上場株式の株券など 混 蔵：非上場株式の株券、債券（証券代行会社）及び外国証券など 共 有：累積投資商品など</p>
<p>2. 法令上、分別管理すべき有価証券を理解し、各社の実状に応じて具体的に整理した上で、適切に分別管理されているか。</p>	<p>① 分別管理しなければならない顧客有価証券</p> <p>イ 振替口座簿に記載又は記録された有価証券</p> <p>ロ 売付けのために顧客から一時的に預った有価証券（委任契約による場合）</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>ハ 保護預り証券（単純な寄託契約又は混蔵寄託契約）</p> <p>ニ 有価証券の買付代金が未収の顧客について、当該立替金を当該顧客の分別金から控除して計算している場合における当該買付けに係る有価証券</p>
<p>3. 法令に定める方法により、それぞれの管理方法（振替決済、単純寄託、混蔵寄託又は共有持分）に応じて適切に分別管理されているか。</p>	<p>① 振替決済の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p> <p>② 単純保管の場合、顧客有価証券については、顧客別にファイリングする又は証券記番号で管理する方法等により、保管有価証券の券面毎に所有する顧客を特定できているか。</p> <p>③ 混蔵保管の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p> <p>④ 顧客と共有して保有する有価証券については、これが特定され、かつ、顧客毎の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p>
<p>4. 保管施設等について適切な社内対応が図られているか。</p>	<p>① 保管施設及び管理方法が社内規程等において具体的に定められているか。</p> <p>② 第三者機関の保管業務が安全かつ確実に行われているかを確認するための社内対応が具体的に図られているか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格付けの確認による信用状況のチェックが行われているか。 ・ 外部監査等により適正に保管業務を行っているか検証されているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容がある程度、確認できるものが入手されているか。 ・ 保管施設毎に顧客有価証券の区分方法等を確認するなど、社内対応が具体的に図られているか。 ・ 第三者機関について、調査対象と対象外とする機関についての基準を社内規程等で整備し、その

チェック項目	チェックのポイント
	<p>規程どおりの社内対応が図られているか。</p>
<p>5.顧客有価証券に移動があった場合の対応が適切か。</p>	<p>① 第三者機関に預託されている顧客有価証券に移動があった銘柄については、移動後の残高又は移動証券とデータ（移動明細データ等）等の確認がその都度、行われているか。</p>
<p>6. 第三者保管（振替決済、単純又は混蔵）の場合、当該機関の預託残高証明と自社の帳簿等の残高との照合が適切に行われているか。</p> <p>① 定期照合 ② 照合差異の事由と確認 ③ 照合不一致への対応</p>	<p>① 第三者機関が作成・交付する預け先残高と顧客有価証券の帳簿等残高とが定期的に照合されているか。照合対象とすべき第三者機関の例（出力帳票又は証明書など）として、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 証券保管振替機構 ロ 証券代行会社 ハ その他 <p>② 照合した結果、顧客有価証券の帳簿等残高と預け先残高とに差異があった場合、その事由が合理的なものか確認しているか。照合差異の主な例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ フェイルされた場合 ロ 顧客の依頼により現物を引出してから受け渡すまでの間 ハ 入力ミス ニ その他 <p>③ 照合差異の事由を確認した結果、顧客有価証券の残高に不一致が認められた場合、速やかに保管責任者への報告が行われているか。</p> <p>④ 照合不一致の原因等を究明するとともに、顧客有価証券の不足が認められた場合、速やかに不足を解消しているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
	⑤ 保管責任者の調査において、不一致の原因等が究明できない場合、速やかに法令遵守責任者等及び内部監査部門へ報告が行われているか。

以 上

分別管理の外部監査の受検に関する Q&A

平成 29 年 6 月 8 日制定
令和 4 年 4 月 14 日改正

(注) 本文中に使用した略称は次のとおりです。

「規則」…投資信託協会「受益証券等の直接募集等に関する規則」

「細則」…投資信託協会「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」

「実務指針」…日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 56 号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』」

問 1：平成 29 年 6 月 8 日付「規則」の改正のポイントは何ですか。

答：平成 29 年 6 月 8 日付「規則」の改正による分別管理監査に関する主な変更点は以下のとおりです。

(1) 分別管理の法令等遵守に関する保証業務への統一

従来、直接募集を行っている正会員は、日本証券業協会の規則（顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則）及び日本公認会計士協会の実務指針¹（以下「旧実務指針」といいます。）を参考に、分別管理の法令等遵守に関する検証業務（以下「検証業務」といいます。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」といいます。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検しております。

今般、日本証券業協会では、平成 27 年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、同協会の規則改正を行い、保証業務（日本証券業協会における従来の検証業務に当たる手続）に統一することになりました。

本会においては、投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査について、その根拠を明確にするとともに、法令等に基づく公認会計士等による「顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務」（以下「保証業務」といいます。）の義務化をすることといたしました。

また、日本公認会計士協会と協議し、分別管理監査のための「実務指針」を策定していただくこととなりました。

(2) 経営者報告書の作成義務の新設

従来、正会員は、検証業務を受検する際、「旧実務指針」を参考に経営者報告書を作成し

¹ 日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」。

ています。

今般、分別管理監査における二重責任の原則を明確化するために、日本証券業協会の規則において経営者報告書の作成を会員の義務として規定することとされました。

投資信託の直接募集において、顧客の資産をお預かりするという行為については、厳格な管理が求められること、また、顧客からの信頼を確保するためにも、当該業務においては、第一種金融商品取引業と同様の分別管理状況及びその監査が求められるものと考えます。

本会でも、経営者報告書の作成を正会員の義務として「規則」で規定することとしました。

(規則第 11 条第 5 項)

(3) 経営者報告書の記載事項

「細則」の第 3 条の 2 第 1 項において、以下の内容を記載することを規定しました。

- ① 分別管理の法令等を遵守する責任を有している旨
- ② 分別管理の法令等遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨
- ③ 監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、また、口座管理機関である場合には顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨
- ④ 法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨
- ⑤ 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令等を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨
- ⑥ 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令等遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容

(細則第 3 条の 2 第 1 項)

(4) 分別管理の法令等遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令等遵守状況の確認手続（以下(4)及び(5)において「確認手続」といいます。）の実施義務の新設

今般の「規則」改正により、上記(2)の経営者報告書の作成を「規則」で義務づけたことに伴い、正会員に経営者報告書作成の基礎となる確認手続を実施することを義務づけることとしました。

なお、分別管理監査を受検するときの確認手続の実施は、従来は旧実務指針を参考に行っていたものと思われませんが、今後は「規則」で規定する対応となります。

(規則第 11 条第 6 項)

(5) 分別管理の法令等遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令等遵守状況の確認手続についての記録の作成義務の新設

上記(4)の確認手続を実施した結果について記録することを義務づけることとしました。また、当該手続を実施する中で把握された法令等非遵守事象等についても記録することを義務づけることとしました。詳細は問 3 を参照してください。

(6) 分別管理監査の結果の投資信託協会への報告

正会員が公認会計士等による分別管理監査を受け、分別管理監査の結果に係る報告書(公認会計士等から提出される「分別管理の法令等遵守に関する保証報告書」をいう。以下「分別管理監査報告書」という。)を受領したときには、本会へ報告することを「規則」で義務づけることとし、「細則」においてその提出の様式を定めるとともに「経営者報告書の写し」も添付することといたしました。

また、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業の両方の登録を受けている正会員が、投資信託の直接募集に係る顧客からの出資金の預託を有価証券等管理業務(第一種業)として行い、かつ、分別管理監査報告書を日本証券業協会へ提出している場合に限り、本会への届出を不要といたしました。

なお、第一種金融商品取引業として勧誘・販売を行うためには、当然のことですが、本会への営業役職員届出の提出だけではなく、日本証券業協会への証券外務員の登録を行うことが必要となります。

(規則第 11 条第 8 項及び細則第 3 条の 2 第 3 項)

問 2 : 「規則」第 11 条第 6 項において、「分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。」こととされていますが、どのような手続を行えばよいですか。

答 : 正会員は法令等を遵守して分別管理を行う義務があり、かつ、分別管理の状況について、「口座管理機関に関する命令」又は「規則」の定めるところにより、毎年 1 回以上定期的に公認会計士等の監査を受けることが義務づけられております。この公認会計士等の監査を受けるためには、経営者報告書を作成する必要があります。

経営者報告書は正会員が定期的に公認会計士等の監査を受けるために、監査対象基準日における自社の分別管理に係る法令等遵守の状況について経営者が意見を表明するものです。

つまり、経営者報告書で経営者が意見を表明するために、監査対象基準日において、法令等の求めに応じて顧客分別金を信託するとともに顧客有価証券を分別して管理していたか、あるいは分別管理の法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用していたかについて、これらを確認するため、自社の実情に応じた手続(社内検査等)により点検を行うこととなります。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられます。

- (1) これまで合意手続を受検している正会員や新たに分別管理監査を受検することとなる正会員

「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」やその添付資料である「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」を参考に、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるた

めの手続（社内検査等）を行うといった対応が考えられます。

(2) これまで検証業務を受検している正会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより行っていた確認手続と基本的に同様の手続を行うことで差し支えありません。

（規則第 11 条第 6 項）

問 3：「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成する記録は、どのような記録を作成すればよいですか。

答： 「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成する記録には、「規則」第 11 条の 6 の定めにより実施した手続（問 2 参照）及びその結果の主要な点について記載することになります。

(1) これまで合意手続を受検している正会員や新たに分別管理監査を受検することとなる正会員

問 2(1)を参考に手続を実施した場合は、従来、日本証券業協会で作成されている「分別管理に係る調査表」等を利用してその結果を記録するといった対応が考えられます。

(2) これまで検証業務を受検している正会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより作成されていた記録と基本的に同様の方法により作成することで差し支えありません。

問 4：「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成した記録については、どの程度保存しなければなりませんか。

答： 「規則」第 11 条第 7 項に基づき作成した記録については、保存年限を定めるものではありません。しかし、従来より、「金融商品取引業者等検査マニュアル」のチェック項目として「内部監査業務の従事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。」あるいは「内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。」と示されていることから、これまでも内部監査業務に係る記録については、各社において適宜保存期間を定めていただいているものと考えますが、当局の検査等における対応も勘案し、最低 3 年程度は必要と考えます。

問 5：経営者報告書の作成にあたって、どのような事項を記載する必要がありますか。

答： 経営者報告書の作成にあたっては、「細則」第 3 条の 2 第 1 項に基づき、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等。上記問 2 参照）の結果、監査対象基準日において、

①顧客分別金の信託不足や②有価証券の分別管理が行われていないといった法令等非遵守が発見された場合には、原則としてそれらをすべて記載することになります。なお、監査対象基準日より前に発生した法令等非遵守で監査対象基準日時点で是正されているものや、監査対象基準日における法令等非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミス（例えば、顧客分別金信託は必要額を充足しているものの計算誤りや事務手続上のミスが発見された場合）については経営者報告書に記載する必要はありません。

経営者報告書の記載事項については、問 1(3)を参照してください。

(細則第 3 条の 2 第 1 項)

問 6：今般の規則改正に基づく保証業務をいつから受検する必要がありますか。

答：今般の規則改正に基づく保証業務は、平成 30 年 3 月 31 日以後の日を監査対象基準日として実施する分別管理監査から受検することになります。具体的には次のとおりとなります。

(1) これまで検証業務を受検している正会員

この改正の施行日前から検証業務を受検している正会員については、引き続き保証業務を受検していただくこととなります。

(2) これまで合意手続を受検している正会員

この改正の施行日前に合意手続で受検している正会員についても、保証業務を受検していただくこととなりますが、合意手続から保証業務への切り替えに準備を要することを考慮し、猶予期間を設けました。具体的には、平成 30 年 3 月 31 日までの間の日を監査対象基準日として受検する分別管理監査については、引き続き合意手続によって受検することも可能です（この場合には、平成 30 年 4 月 1 日以後の日を監査対象基準日として受検する分別管理監査から保証業務を受検していただくこととなります。）。

問 7：経営者報告書の作成にあたって、署名（電子署名を含む）又は記名押印するとのことであるが、電子署名したものを「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で提出することが可能か。

答：まず、電子署名を利用する場合には、その規格について、監査人との間であらかじめ合意して頂く必要があります。その上で、電子署名により「投信協会届出管理システム」で提出する場合、本会において電子署名の内容を確認できるとは限らず、記載内容が確認できない場合は受理できません。従って、例えば、PDF 形式にする等、当方で記載内容の確認ができるような対応をして頂く必要がある点に留意してください。また、その際、経営者報告書に氏名の表示をお願いします。

以上

議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項

平成15年 3月13日制定
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月12日改正
平成22年 3月18日改正

投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第2条第2項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

1. 作成上の留意事項

（1）規定作成の目的及び議決権の指図行使に係る基本姿勢

議決権の指図行使は受益者の利益を図るためののみ行うものであることを踏まえ、規定作成の目的及び議決権行使に当たっての基本となる考え方を明記する。

（2）議決権の指図行使に係る意思決定プロセス及び体制等の整備

議決権の指図行使に当たっては、その意思決定プロセス及びその意思決定に係る権限並びに責任の所在について明記するとともに、その体制を整えるものとする。

（3）スクリーニング基準

効果的な議決権の指図行使に資するため、投資信託委託会社はスクリーニング基準を設けることができる。ただし、当該基準を設けた場合にはその内容を明記する。

（4）根拠データの保存

投資信託委託会社は（1）～（3）に定めた事項等の規定に従って、個々の議案が問題になるかどうかを判定し、問題となる議案があった場合には、当該議案に係る株主総会通知書、問題となる理由及び意思決定の理由等根拠となる記録を、指図を行った日の属する計算期間の終了後5年間は保存する。また、当該規定にその保存期間を明記する。なお、議決権の指図行使に当たって、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第26条及び別表第1により、指図書を作成し、保存することとなっていることに留意する。

2. その他留意事項

（1）開示について

① 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記（1）～（3）について具体的に開示する。

② 投資信託委託会社は、国内株式の議決権行使の結果について、開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、原則として5月及び6月に開催された株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、8月末を目途に開示する。

（2）外国株式に係る議決権の指図行使について

外国株式に係る議決権行使に当たっては、投信法及び業務規程の定めに従い、当該国の実情に応じてその指図を行うことに留意する。

[議決権の指図行使結果の開示項目例]

議案項目案	集計項目
1. 会社提案 ① 剰余金処分 ② 取締役選任 ③ 監査役選任 ④ 定款一部変更 ⑤ 退職慰労金支給 ⑥ 役員報酬額改定 ⑦ 新株予約権発行 ⑧ 会計監査人選任 ⑨ 再構築関連 ⑩ その他の会社提案 2. 株主提案	① 議案数 ② 賛成の数 ③ 反対の数

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。

投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドライン

平成25年 7月18日制定

1. 目的

このガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）による投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いについて基本的な考え方を示すことを目的とする。

2. 原則

委託会社会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭を、原則として終了（償還）時の受益者に返還することとする。ただし、投資信託契約に別に定めがある場合や受益者に返還することが困難な場合はこの限りではない。

3. 投資信託の終了時の取扱い

委託会社会員は、投資信託の信託終了時において、当該信託終了後に入金が見込まれる金銭の有無及び投資信託財産への計上可否について受託者と協議し、投資信託財産に計上できる金銭がある場合には、立替えにより投資信託財産への計上を行った上で終了することとする。

なお、立替えは投資信託約款に定める「受託者の立替え」を踏まえ、処理方法を受託者に確認した上で実施する。

4. 投資信託財産への計上可否の考え方

委託会社会員は、「3.」に定める投資信託財産への計上の可否については、①発生の確実性（目安として償還日から1年以内の入金が見込まれるもの）や②金額の確実性（入金額が確定し、還付手数料等の諸費用を控除して（銘柄別に）なお1円以上の入金が見込まれるもの）を判断基準として判定することとする。

5. 投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還について

投資信託の信託終了後に新たに生じた金銭の返還には、通常、返還に要する費用（発送費用（切手代、封筒代、印刷代等）、振込費用、受益者特定のための費用等、合理的に必要と想定される費用。以下「返還費用」という。）が生じると考えられる。

委託会社会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭について、受益者数や返還費用等を勘案して受益者への返還の可否を原則として発生毎に判断することとする。

6. 返還可否の判断について

投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還の可否は、会員が自身の判定基準に基づき決定できる場合や販売会社に返還費用を確認した上で決定する場合がある。

委託会社会員は、以下の「返還可否の判定について」を参考にして返還可否の判断に関する社内基準を定めることとする。

<参考>

返還可否の判定について

(1) 信託終了後に生じた金銭が少額な場合

発生した金銭が受益者数と比較して著しく少額である場合等は、委託会社会員が自身で返還可否を決定する。返還可否の判定基準として、以下の方法が考えられる。

- ① 信託終了後に生じた金銭について、投資信託の終了時の受益権口数を用いて基準価額計算口数当たりの金額を計算する。当該金額が1円未満の小数の場合は返還不可と判定する。
- ② ①の判定で1円以上の結果が出た場合、返還費用を勘案して返還可否を判定する。返還費用は、投資信託終了時の運用報告書の送付部数により推定される受益者数を用いて試算する方法や過去の返還事例を参考にする方法が考えられる。信託終了後に生じた金銭が返還費用を下回る場合は返還不可と判定する。

(2) (1) ②で返還不可と判定されない場合

信託終了後に生じた金銭が返還費用を超過する場合は返還可と判定する。

7. 返還不可と判断した場合について

委託会社会員は、投資信託の信託終了後に生じた金銭について、返還できないと判断した場合、その旨を受託者に連絡するとともに当該金銭の取扱いについて受託者と協議の上処理することとする。

附 則

このガイドラインは、平成25年7月18日から実施する。

緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン

平成19年 5月18日制定
平成24年12月20日改正
令和 3年 7月15日改正

I. 目的

このガイドラインは、自然災害、テロ事件、システム障害又は大規模停電などの不測の事態の発生に伴い、有価証券市場の取引停止などの事象（以下「緊急事態」という。）が生じた場合において、投資信託委託業者（以下「委託業者」という。）が、投資信託（以下「ファンド」という。）の適切な運営を確保するために講じる措置等について決定する上での指針となる事項を定めるものである。

II. 緊急事態が生じた場合に委託業者が講じる措置及びその内容等

緊急事態が生じた場合において、委託業者が講じる措置及びその内容、並びに販売会社及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。）への要請事項は、次のとおりとする。

（1）委託業者が講じる措置及びその内容

委託業者は、ファンドの設定・解約の申込みの受付を中止する措置（措置の対象となるファンドの約款で定める基準価額適用日の基準価額で処理する設定・解約の申込みの受付を中止することをいい、以下「受付中止措置」という。）を講ずるものとする。

この受付中止措置は、本会の特別対策委員会の決議の通知があったとき、又は委託業者が必要かつ適当と認めるときに講ずるものとする。

（2）受付中止措置を講じる場合の販売会社への要請事項

委託業者は、販売会社に対して、受付中止措置の実施及び対象ファンド等の情報を通知するとともに、当該措置が円滑に実施されるよう、以下の事項について要請するものとする。

- ① 営業店等に対する当該措置の速やかな周知の実施
- ② 既に受付けている設定・解約の申込みについては、顧客の意向を踏まえ、当該注文の取消し又は翌日以降の注文として処理すること
- ③ 投資者の混乱を避けるため、投資者に対する設定・解約の注文に係る取扱い等を十分に説明すること

III. 社内体制等の整備

（1）委託業者は、緊急事態の発生による受付中止措置の実施を想定し、「緊急時における投資信託の設定・解約の申込みの受付中止措置に係る基本的な考え方」（別記参照）及び以下に掲げる要素を踏まえ、当該措置の対象となる可能性のあるファンドや当該措置の対象外とするファンドの条件等を検討・決定するなど、当該措置を適切かつ円滑に実施するための社内管理体制をあらかじめ整備するものとする。

- ① 当該事象により影響をうける資産の組入比率の水準

- ② 当該ファンドの設定又は解約の状況及びその純資産総額に対する割合や受益者等の属性の構成
- ③ 受益者間の公平性や信託財産に対して与える影響
- ④ 確定拠出年金、定額積立等、通常と異なった販売形態等からの設定・解約の申込みの有無
- ⑤ ファンドの商品性格
- ⑥ その他

また、当該措置の対象又は対象外とするファンドの条件等については、定期的又は必要に応じた見直しに努めるものとする。

- (2) 委託業者は、上記の社内管理体制の整備を踏まえ、事前に販売会社との間で、受付中止措置を実施する場合の連絡方法及び連絡窓口並びに措置適用若しくは適用除外と想定するファンドの要件等、円滑な措置の実施に必要と考えられる情報を協議し連携するものとする。

IV. 想定される事象とその発生に伴い講じる措置等

1. 取引所等の取引停止

- (1) 東京証券取引所及び大阪取引所（以下「東京証券取引所等」という。）の取引停止

- ① 措置の実施の決定

委託業者は、東京証券取引所等の取引停止の緊急事態発生時において、本会の特別対策委員会の決議の通知があったとき、又は委託業者が必要かつ適当と認める時に受付中止措置を講ずる。

- ② 委託業者が講じる措置

委託業者は、上記①の措置及びその対象とするファンドを決定し、販売会社に速やかに連絡する。

なお、ファンドを決定するに当たっては、ブラインド方式の遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響や設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。措置の対象ファンドの決定等

- a 約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近のファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

- (2) 東京証券取引所等以外の国内取引所の取引停止

委託業者は、当該取引所の取引停止の状況等に応じ、上記（1）に準じた措置を講じるものとする。

(3) 国内の申込受付時間終了後に取引が開始される海外取引所（欧州、米国等）の取引停止

① 委託業者が講じる措置

委託業者は、国内の申込受付時間終了後に取引が開始される海外取引所において日本時間の正午までに終日停止を決定した場合又は前日の取引が停止され、当日の取引が再開される見込みがないと委託業者が判断する場合に受付中止措置を講じる。

なお、当該海外取引所が先物市場である場合には、株式、債券のほか、金利、為替等どのような原資産であるかを問わない。

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

委託業者は、海外取引所の取引停止に関する情報を入手し、上記①の措置及び当該措置の対象ファンドを事前に策定していたリストを基に検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定し、速やかに販売会社に連絡する。

なお、措置の実施及び対象ファンドを決定するに当たっては、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該ファンドの約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

(4) 国内の申込受付時間と取引時間が重複する海外取引所（アジア、オセアニア等）の取引停止

① 委託業者が講じる措置

国内の申込受付時間と取引時間が重複する海外取引所において次のイからロに掲げる事象が生じた場合、イの場合は当日の申込について、ロの場合は翌日の申込について、委託業者は受付中止措置を講じる。

イ 当日の取引が停止し、日本時間の正午までに取引再開について発表がない場合

ロ 日本時間の正午以降に取引が停止し、翌日の取引が再開される見込みがないと委託業者が判断する場合

② 措置の実施及び対象ファンドの決定等

委託業者は、当該海外取引所の取引停止に関する情報を入手した場合には、上記①の措置の実施及び当該措置の対象ファンドを事前に策定していたリストを基に検討し、適当と判断する場合にはその実施を決定し、速やかに販売会社に連絡する。

なお、当該措置の実施及びその対象ファンドの決定に当たっては、ブラインド方式の遵守を確保するとともに、次のような点を考慮し、当該ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響などを検討し、決定することが望ましい。

- a 当該ファンドの約款に定められている申込み不可日
- b 上場銘柄の組入比率（概ね20%程度を目安として、委託業者が適当と考える水準）
- c 信託財産に占める当該取引所の先物取引のウェイト
- d 最近の当該ファンドの設定又は解約の状況、またその純資産総額に対する割合
- e 先物市場と現物市場の乖離状況
- f ファンドの商品性格
- g その他

（5）為替市場の取引停止

イ 基本的には、受付中止措置を講じる必要はないものと思われるが、例えば、為替市場の取引停止によりファンドの回金に支障を生じ、解約資金の確保が困難となるファンドがあるなど委託業者が必要と認める場合には、受付中止措置等の措置を講じることを妨げない。

なお、委託業者は、受付中止措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、速やかにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

ロ 為替市場の取引が停止された場合には、信託財産の評価に使用する為替レートについて、本会において協会規則に基づき対応し、委託業者に通知する。

2. 暴落等取引市場の混乱

基本的には、受付中止措置を講じる必要はないものと思われるが、連日の暴落等により気配相場が継続する場合や資産の流動性に影響を及ぼすおそれがある場合など委託業者が必要かつ適当と判断した場合には、受付中止措置を講じることを妨げない。

この場合委託業者は、次のような点を考慮し、個別ファンドの基準価額への影響度や当該基準価額による設定・解約に伴う信託財産への影響、解約のための資金繰りなどを検討し、決定することが望ましい。

- a 気配相場の継続に伴う当該気配相場と実勢価額との乖離状況
- b 当該ファンドの資産構成及び最近の解約状況（資金繰り）

なお、委託業者は、受付中止措置の実施及び対象ファンドを決定した場合には、速やかにその旨及び対象ファンド名を販売会社に通知するものとする。

3. 市場インフラの機能停止

大規模地震等の災害や取引所配信システム又は決済機構の停止等により、相場情報の入手が全く不可能な状況となり、基準価額の算出が困難となった場合や資産の流動性に著しく影響を与える場合には、委託業者は受付中止措置を実施する。

この場合において、委託業者は、次のような点を考慮し、措置の実施及び措置の対象ファンドを検討し、決定することが望ましい。

- a 相場情報の入手困難となった証券取引所上場銘柄の組入比率による影響度
- b 基準価額算出の可能性の有無

4. その他

上記1から3に定める事象以外の事象が生じた場合においても、委託業者は、ブラインド方式の遵守の確保や基準価額への影響度等を勘案し、ファンドについて受付中止措置を講じる必要があるかつ適当と判断する場合には、当該措置を実施することを妨げない。

V. 販売会社に対する措置の実施等の連絡

委託業者は、本会から連絡のあった特別対策委員会が決議した措置若しくは委託業者が決定した措置、並びに当該措置の対象ファンド名等の措置の実施に必要となる情報として所定の様式に記載されている各項目の内容を、所定の様式やその他の方法を用いて販売会社の連絡窓口へ連絡する。

VI. 受付中止措置の実施日における基準価額の公表

委託業者は、受付中止措置を実施した日の基準価額について、協会規則に基づき算出し、原則として当該基準価額を公表する。

ただし、例えば、次に掲げるような場合には、委託業者は、基準価額を公表することによって、むしろ投資者の投資判断に誤解を与えかねないことにならないかといった観点から検討を行い、非公表とすることが適当と認めた場合には、基準価額の公表を行わないことができる。

a 対象取引所が長期間閉鎖された場合

b 対象取引所の多くの銘柄の気配値が、ストップ安若しくはストップ高となるなど、市場全体が混乱した場合であって、このような状況が継続している場合

VII. 実施日等

1. このガイドラインは、平成19年5月18日から実施することとし、本会及び会員は、実施日以降できるだけ速やかに連絡体制等の社内体制を整備するものとする。
2. 「東京証券取引所の取引停止に伴う当面の措置（平成18年1月19日付特別対策部会決議）」は、平成19年5月18日をもって廃止する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年7月15日から実施する。

緊急時における投資信託の設定・解約の申込の受付停止措置に係る基本的な考え方

【前提】

いずれの事由に起因するものかを問わず、緊急事態発生時において、投資家、受益者からの投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置の実施については、投資信託委託業者が個別の投資信託の約款の規定に基づき、実施の可否や対象とする投資信託について判断する。

【基本的な考え方】

投資信託委託業者が投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置を実施する際には、同一の投資信託について

- ・販売会社により、取扱いの条件が異なること。
- ・設定・解約を申し込む投資家と残存受益者との間で不公平が生じないこと。
- ・ブラインドの観点が維持されていること。

等に留意すること。

【具体的な適用除外とする範囲】

投資信託委託業者が投資信託の設定・解約の申込みの受入れを停止する措置を実施している場合であっても、基本的に、上記の観点から、措置の例外として、下記に掲げる様な事例の申込みを受付けることは、弊害が少ないものと考えられる。

ただし、この場合、投資信託委託業者は措置の例外とする投資信託の条件、経路等について、販売会社との間で必要な情報を共有する必要があることに留意する。

(弊害が少ないものと考えられる事例)

- ・確定拠出年金に係る設定・解約、買換え
- ・累積投資契約、積立投資契約等の定時定額購入の設定
- ・分配金の再投資による設定
- ・変額年金保険契約による設定、解約

設定・解約停止ファンド一覧

令和 年 月 日

	受付中止措置適用日	投信協会コード	ISINコード	ファンドコード①	ファンドコード②	ファンドコード③	投信会社名	正式ファンド名	略称又は愛称	定時定額区分	分配金再投資区分	DC区分	VA区分	基準価額適用日
説明	yyyy/mm/dd	8ケタ		野村総合研究所	大和総研	その他				設定・解約をともに停止しないのであれば1を入力 設定のみ停止しないのであれば2を入力 解約のみ停止しないのであれば3を入力	停止しないのであれば1を入力。	設定・解約をともに停止しないのであれば1を入力 設定のみ停止しないのであれば2を入力 解約のみ停止しないのであれば3を入力	停止しないのであれば1を入力。	1:当日 2:翌日 3:翌々日 4:その他
必須項目	○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	○
1														
2														
3														
4														
5														
6														

記載上の注意

1. 受付中止措置適用日

年月日を入力。必須項目。受付中止措置の適用日について記入する。

2. 投信協会コード

8ケタの数字。必須項目。

3. ISINコード

12ケタの英数字。必須項目。

4. ファンドコード①

任意項目。該当ない場合は空白。野村総合研究所のシステムを利用している場合に、当該システムの本ファンドコードを入力することが可能。

5. ファンドコード②

任意項目。該当ない場合は空白。大和総研のシステムを利用している場合に、当該システムの本ファンドコードを入力することが可能。

6. ファンドコード③

任意項目。該当ない場合は空白。上記ファンドコード①及び②以外のシステムを利用している場合に、当該システムの本ファンドコードを入力することが可能。

7. 投信会社

必須項目。投信会社名を記入。

8. 正式ファンド名

必須項目。ファンドの正式名称を記入。

9. 略式又は愛称

任意項目。ファンドの略称又は愛称を記入。

10. 定時定額区分

任意項目。該当する場合は1～3を入力。該当しない場合は空白。定時定額の積み立てについて設定・解約ともに停止しないのであれば1を入力。

定時定額の積み立てについて設定のみ停止しないで、解約は停止するのであれば2を入力。

定時定額の積み立てについて設定は停止し、解約のみ停止しないのであれば3を入力。定時定額含めて停止する場合等は空白のまま。

11. 分配金再投資区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。分配金再投資について停止しないのであれば1を入力。

分配金再投資区分が無い場合や、分配金再投資含めて停止する場合等は空白のまま。

12. DC区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。DCについて設定・解約ともに停止しないのであれば1を入力。

DCについて設定のみ停止しないで、解約は停止するのであれば2を入力。DCについて設定は停止し、解約のみ停止しないのであれば3を入力。

DC区分が無い場合や、DC含めて停止する場合等や空白のまま。

13. VA区分

任意項目。該当する場合は1を入力。該当しない場合は空白。VAについて停止しないのであれば1を入力。

VA区分が無い場合や、VA区分含めて停止する場合等や空白のまま。

14. 基準価額適用日

必須項目。基準価額適用日が当日の場合は1を入力。翌日の場合は2、翌々日の場合は3を記入。

翌々々日の場合や、設定と解約で基準価額適用日が違う場合などは、4を記入。

会員に対する処分に関する考え方

令和 3年 7月15日制定

1. 基本的な考え方

本会が正会員に対し処分を行う主な目的は、法令、これら法令に基づく命令及び処分並びに本会の定款及び諸規則（以下「法令等」という。）に正会員が違反することを抑止するとともに、その再発を防止することを通じて、正会員の行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、もって資産運用業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

そこで、本会では、正会員に対する処分の実効性を一層強化するため、処分において考慮すべき検討要素を整理の上、法令等違反行為の重大性・悪質性や内部管理態勢の状況、また、法令等違反行為が反復・継続している場合や反社会的勢力が関与している場合などの取扱いを明確化し、類型化することに加えて、正会員の行った法令等の違反行為に対して賦課する過怠金の上限額を見直すこととした。

一方、正会員においては、日常的に法令等の高い遵守意識をもって法令等に対する正確な理解・認識の確保に努めるとともに、法令等の違反行為を防止するために自身の業務状況に応じた適切な社内管理態勢を構築し、内部管理を十分かつ的確に行うことで、法令等違反行為の発生を抑止することが重要である。仮に、法令等の違反行為が発生した場合でも、社内の自主点検等により早期に発見し、迅速に必要な対応をとるなど自浄作用が発揮される環境が整備されることが望ましい。

こうした考え方に基づいて、正会員に対する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記のとおり、取りまとめるものであり、これによって、正会員に対する処分の透明性や予見可能性を高めるほか、正会員各社における法令等の遵守意識の向上に資することを期待する。

なお、下記に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても、事案の内容に応じて、必要と認められるものについては考慮することができること、また、正会員の役職員個人による法令等の違反行為であっても、正会員の社内管理態勢に不備が認められる場合には、その状況や程度を勘案し、正会員に対して処分を行うことがあることにも留意が必要である。

2. 法令等の違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

(1) 行為の重大性

① 法令等の違反行為の期間、規模

法令等の違反行為の期間や頻度（件数）、行為者数、信託財産又は運用資産に与えた影響

(損害額)等を考慮する。

なお、法令等の違反行為が長期間又は大規模に行われたと判断される場合には、それらに応じて厳格に対処する。

② 忠実義務及び善管注意義務違反等

投資信託等の受益者又は投資法人のために、忠実かつ善良な管理者の注意をもって投資運用を行っていないと認められる場合や、投資者（受益者）の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は資産運用業の信用を失墜させると認められるような行為については、それらに応じて厳格に対処する。

③ 法令等の違反行為に対する行政処分の状況

法令等の違反行為に対して行政処分が行われた場合には、その処分内容を考慮して対処する。

(2) 行為の悪質性

① 故意・過失の有無及び程度

法令等の違反行為において、当該法令等の違反行為が故意に行われた行為なのか、又は不注意若しくは事務処理ミスといった過失により発生したものなのかを考慮する。

なお、故意又は過失の程度が重大と認められる場合には、それらに応じて厳格に対処する。

② 組織性、経営陣・管理職者の関与の有無及び程度

法令等の違反行為に関与した者の人数、役職（組織性を判断する観点）を考慮して対処する。

法令等の違反行為の関与者が少数であったとしても、経営陣等がそれを容認又は看過していたなど、管理職者の関与が認められた場合には、組織性があると判断し、それに応じて対処する。

なお、法令等の違反行為について組織性が高く、経営上層部の強い関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

③ 反復性、過去における同様指摘の有無

同様の法令等の違反行為を繰り返している場合や、過去の行政検査又は自主規制機関調査等において同様の指摘があった場合については、法令等の違反行為の関与者、前回指摘への対応や是正措置の状況を考慮して対処する。

なお、適切な改善措置が講じられていないなど、事後対応に著しい不備がある場合又は前回指摘が看過されている場合には、それに応じて厳格に対処する。

④ 事実隠蔽行為の有無及びその程度

事実隠蔽行為が認められる場合であって、事実隠蔽行為が組織的になされる等、その情状が著しく悪質であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(3) 行為の影響度

① 資産運用業に対する信頼の失墜の程度

投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務の公正性（顧客に対する公平な取扱い、利益相反の適正な管理を含む。）など資産運用業に対する投資者（受益者）の信頼の失墜の程度を考慮して対処する。

なお、投資者（受益者）や金融商品取引市場に対する影響が重大で資産運用業の信用を著しく失墜させる行為であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

② 投資者（受益者）に対する影響、苦情の有無

投資者（受益者）に対して与えた損失の内容や程度、法令等の違反行為に対する投資者（受益者）からの苦情の状況を考慮して対処する。

なお、投資信託財産及び投資法人の運用資産等の保護に重大な懸念が生じている等投資者（受益者）に対する影響が重大であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(4) 法令等の遵守に対する意識及び態度

① 法令等の遵守に対する意識及び態度

法令等の違反行為における法令等に対する認識、遵守意識及びその態度を考慮して対処する。

なお、法令等に対する遵守意識の欠如が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

② 弁護士等への意見聴取の有無

必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の専門家の意見等を聴取、検討していたかといった状況も考慮して対処する。

(5) 内部管理態勢の状況

① 内部管理態勢の状況

法令等の違反行為を防止するために、正会員の業務に応じた適切な社内管理態勢（情報管理態勢等も含む）を構築した上で、内部管理を十分かつ的確に行っていたかといった状況を考慮して対処する。

② 責任の所在の明確化

法令等の違反行為の発生について、経営陣、管理職者等がその責任をどのように認識し、責任の所在の明確化が図られているかについて考慮して対処する。

③ 社内研修等の実施の有無

法令等の違反行為防止のために、経営陣、管理職者等が適切な指示を行っているか、実効性ある社内研修等が実施されているかを考慮して対処する。

(6) 法令等の違反行為の対応状況

① 法令等の違反行為の発覚の経緯

法令等違反行為が行政検査又は自主規制機関調査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮して対処する。

なお、原則として、行政検査又は自主規制機関調査により発覚した場合は厳格に対処する一方、自主点検等により発覚した場合には軽減措置を検討することができる。

② 発覚後の是正措置の状況

法令等の違反行為発覚後の対応や再発防止のための改善状況を考慮する。

なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として考慮することができる。また、法令等の違反行為発覚後、時間経過も含めて、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として考慮することができる。

③ 調査等への協力

定款に基づく調査や、報告、資料の提出依頼に対して、妨害、情報の秘匿、虚偽の資料の提供など、本会の調査等を妨げる行為等を行うなど、非協力的な態度が認められる場合は、その状況を勘案したうえで、それに応じて厳格に対処する。

(7) 反社会的勢力の関与の有無

法令等の違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(8) 不当な利得相当額の取扱い

① 不当な利得相当額の徴収

定款第17条に規定する処分の対象となる事案について、法令等の違反行為の結果、正会員又はその関係者に不当な利得が発生している場合には、過怠金額の算定において、当該不当利得の相当額を考慮して徴収額を決定することができる。

なお、正会員が自発的に不当な利得相当額の還元策を講じた場合には、当該還元策の内容に応じて、徴収額を決定することができる。

② 実質的に同一視し得る関係会社等の取扱

法令等違反行為に関して、正会員と実質的に同一視し得る関係会社等が不当な利得相当額を得ている場合には、原則として、当該不当な利得相当額は、当該正会員のものとみなして徴収額を決定することができる。

③ 課徴金が課されている場合の取扱

課徴金が課せられている場合には、過怠金額の算定において、当該課徴金の額を考慮して徴収額を決定することができる。

3. 除名処分に関する考え方及び対象事由と検討要素

本会が除名処分等を行う目的は、除名処分等の対象となる事由を発生させた正会員を強制的に脱退させること及び当該脱退に関する警告を行うことにより、当該正会員における法令等の違反行為の再発の防止を図り、他の正会員の法令等の違反行為の抑止につなげることにある。

この点を踏まえ、本会では、重大な法令等の違反行為により資産運用業に対する信用を著しく失墜させた場合、経営破たん等により正会員としての義務が履行できない場合、反社会的勢力の関与が認められる等により正会員としての適格性に問題がある場合には、除名処分等の検討を行うこととし、その検討に当たって考慮すべき項目は下記のとおりとする。

なお、下記以外の項目についても、事案の内容に応じて必要と認められるものについては除名処分等を検討することができる。除名処分を行う時期については、除名処分を受ける正会員が本会の自主規制に服さないこととなっても、投資者保護の観点から特段の問題が生じないかという点も併せて検討する。

(1) 不正加入

不正加入については、当初の加入自体が無効であると考えられることから、除名処分を行う。

(2) 支払不能

自主的に脱退しない場合には、除名処分を検討する。

(3) 行政官庁の処分又は本会の処分に違反したとき

処分がなされているにもかかわらず、正当な理由もなく当該処分に従わないという悪質性が認められる場合には除名処分を検討する。

(4) 会費の滞納等

正当な理由なく会費を滞納している場合等については、会員権の停止又は制限の処分を行うこととし、当該会員権の停止又は制限期間中においても、引き続き、会費の納入がなされない等の状況が改善されない場合には、除名処分を検討する。

(5) 虚偽の報告等

虚偽の報告、資料の提出等を行うといった正会員としての基本的な義務を履行しない場合は、当該義務の不履行の状況を公表することとし、その情状が著しく悪質と認められる場合又は当該不履行の状況が1年以上継続している場合には、除名処分を検討する。

(6) 反社会的勢力が会社経営等に関与している場合

主要株主、取締役等に反社会的勢力が存在することが判明した場合等、反社会的勢力が会社経営等に関与していると認められる場合には、除名処分を検討する。

(7) 会員権の制限又は停止の処分期間が通算して1年超となる場合

過去5年間に会員権の制限又は停止の処分を受け、当該制限又は停止の期間を通算した結

果、その通算期間が1年超となる場合には、除名処分を検討する。

(8) その他

上記のほか、除名処分の検討に当たっては、以下に掲げるような状況も考慮の上、検討する。

- ・ 法令等の違反行為に経営上層部（取締役）の主導的、積極的な関与が認められるなど、組織的な行為があったと認められる場合
- ・ 正当な理由なく適切な改善措置が何ら講じられておらず、事案放置に等しい状況にあるなど、事後対応に極めて著しい不備が認められる場合
- ・ 事実隠ぺい行為が認められ、それが組織的になされるなど、その情状が著しく悪質であると認められる場合

(以上)

外務員に対する処分に関する考え方

令和 3年 7月15日 制定

1. 基本的な考え方

今般、金融商品取引法に基づく金融商品仲介業に関して、本会が外務員に対する処分（個人の金融商品仲介業者に対する処分を含む。以下「外務員処分」という。）を行うこととなるが、外務員処分を行う主な目的は、外務員における法令等の違反行為の発生を抑止するとともに、その再発を防止することを通じて、投資信託の募集又は私募における取引等の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、もって資産運用業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

そこで、本会では、外務員処分の実効性を確保するため、当該処分において考慮すべき検討要素を整理の上、それを明確化し、類型化することとした。

こうした考え方に基づいて、外務員に対する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記2. のとおり、取りまとめるものであり、これによって、外務員に対する処分の透明性や予見可能性を高めるほか、外務員における法令等の遵守意識の向上に資することを期待する。

なお、下記に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても、事案の内容に応じて、必要と認められるものについては考慮することができる。

2. 法令等の違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

(1) 行為の重大性

法令等の違反行為の期間や頻度（件数）、行為者数、金額的影響（顧客資産に対する損害）等を考慮する。

なお、法令等の違反行為が長期間又は大規模に行われたと判断される場合には、それらに応じて厳格に対処する。

(2) 行為の悪質性

① 故意・過失の有無及び程度

法令等の違反行為において、自己の利得を得る目的があったと認められる場合等、当該法令等の違反行為が故意に行われたものなのか、又は不注意若しくは事務処理ミスといった過失により発生したものなのかを考慮して対処する。

なお、故意又は過失の程度が重大と認められる場合には、それらに応じて厳格に対処する。。

② 行為者の地位

法令等の違反行為者の役職を考慮する。例えば、法令等の違反行為者が金融商品仲介業者

における役員などの管理者等である場合には、同業者内における立場、責任の度合い等を勘案し、それらに応じて厳格に対処する。

③ 反復性、過去における同様指摘の有無

同様の法令等違反行為を繰り返している場合や、過去の行政検査、又は自主規制機関調査等において同様の指摘があった場合については、前回指摘への対応や是正措置の状況を考慮する。

なお、適切な改善措置が講じられていないなど、事後対応に著しい不備がある場合又は前回指摘が看過されている場合には、それに応じて厳格に対処する。

(3) 行為の影響度

① 資産運用業に対する信頼の失墜の程度

投資信託の募集又は私募における取引等の公正性など資産運用業に対する投資者の信頼の失墜の程度を考慮して対処する。

なお、投資者に対する影響が重大で資産運用業の信用を著しく失墜させる行為であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

② 顧客に対する影響、顧客からの苦情の有無

顧客に対して与えた損失の内容や程度、法令等違反行為に対する顧客からの苦情の状況も考慮して対処する。

なお、法令等の違反行為の対象顧客数、影響金額が多大で、顧客資産等の保護に重大な懸念が生じているなど顧客に対する影響が重大であると認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(4) 法令等の遵守に対する意識及び態度

法令等の違反行為における法令等に対する認識、遵守意識及びその態度を考慮して対処する。

なお、法令等に対する遵守意識の欠如が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(5) 法令等の違反行為の対応状況

① 法令等の違反行為の発覚の経緯

法令等違反行為が行政検査又は自主規制機関調査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮する。

なお、原則として、行政検査又は自主規制機関調査により発覚した場合はそれに応じて厳格に対処する一方、自主点検等により発覚した場合には軽減措置を検討することができる。

② 発覚後の是正措置の状況

法令等の違反行為発覚後の被害顧客への原状回復などの対応や再発防止のための改善状況

等を考慮して対処する。

なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として考慮することができる。また、法令等の違反行為発覚後、時間経過も含めて、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として考慮することができる。

(6) 反社会的勢力の関与の有無

法令等の違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、それに応じて厳格に対処する。

(以上)

投資信託等の運用に関する委員会決議4及び5に定める留意事項

令和6年9月19日制定

投資信託等の運用に関する委員会決議4及び5に規定する「別に定める留意事項」は、以下の1.及び2.に定める事項とする。

また、同委員会決議4又は5に定める要件を満たすことにより該当するオルタナティブ資産に投資する不動産投資信託証券、インフラ投資信託証券及び外国投資信託証券は、次に掲げるものが主に該当するものと考えられる。(制定時現在)

- (1) 米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国各州に登録されている米国非上場 REIT、米国非上場 BDC 及び米国クローズドエンドファンド (Interval Fund や Tender offer fund)
- (2) 欧州長期投資ファンド規則の適用を受けたファンド (European Long Term Investment Fund 「ELTIF」という。) または英国長期資産ファンド規則の適用を受けたファンド (Long Term Asset Fund 「LTAF」という。)
- (3) ルクセンブルク法の適用を受けた UCI part II

1. 組入れに関する留意すべき事項

- (1) 設定・解約をする者の間に不公平が生じない措置 (ファースト・ムーバー・アドバンテージの抑止)

組入れ対象の投資信託証券によっては、時価の算出頻度が一ヶ月乃至四半期に一回などの頻度でしか算出されないことが想定されるため、日次などで設定・解約が出来る国内籍の投資信託に当該投資信託証券を組入れる際に、その割合が国内籍の投資信託の基準価額に相応の影響度を与える場合 (例えば、純資産総額の15%を超えるような組入れを行う場合など) は、次に掲げる設定・解約をする者の間に不公平が生じない措置 (ファースト・ムーバー・アドバンテージの抑止) を講じるものとする。

なお、国内籍の投資信託の基準価額への影響度が相応に存在しないと判断できる場合の取扱いについては、委託会社により次に掲げる措置を講じるかどうかの必要性を、投資者利益を最優先に検討の上、措置が必要と判断した場合の次の取扱いは、同様に考えるものとする。

- ① 国内籍の投資信託を組成するに当たり、例えば、設定・解約をする者の間の不公平を軽減するための措置として信託財産留保額を設定するなど、一定の必要な措置を検討すること。
- ② 国内籍の投資信託の設定・解約の頻度が、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度を超えるものでないこと。
- ③ 組入れ投資信託証券の換金に上限が設定されている場合、国内籍の投資信託においても解約に係る制限を設ける必要があるかどうかを十分に検討すること。
- ④ ①～③に係る措置を講じた上で、解約に応じた場合であっても、常に、組入れ投資信託証券の国内籍の投資信託の基準価額への影響度が一定の範囲内に限定されていることを適切にモニタリングすること。

(2) 顧客ニーズに沿った商品設計の検討

組入れ対象の投資信託も含め、組成する商品の複雑さやリスク等を十分に考慮しつつ、組入れ対象の投資信託の現地における適合性基準も加味しながら、販売対象として想定する顧客属性を特定し、それに応じた商品設計や販売会社との情報連携を行う。

2. 開示に関する留意すべき事項

投資信託等の運用に関する委員会決議4又は5に定める要件を満たす投資信託証券を組入れる国内籍投資信託においては、流動性の確保が担保できる措置及び受益者の平等性に配慮するための措置（解約制限など）について交付目論見書又は投資信託約款へ記載することに加え、交付目論見書をはじめとする契約締結前の開示資料中にこれらの投資信託証券への投資に関するリスクについて投資者への注意喚起が記載されていなければならないものとする。

「これらの投資信託証券への投資に関するリスク」については、例えば以下のようなリスクが考えられる。

(1) 流動性に関するリスク

これらの投資信託証券は流動性が著しく乏しいため、一般的に、これらの投資信託証券を組入れた投資信託は他の金融商品を組入れた投資信託と比較して、流動性リスクが高い商品であると考えられる。

(2) 評価及び換金に関するリスク

組入れを行う投資信託証券によっては、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度が一ヶ月乃至四半期に一回などの頻度でしか算出されないことから、国内籍の投資信託の設定・解約の頻度は、組入れ投資信託証券の時価の算出頻度を超えない必要があると考えられる。

また、国内籍の投資信託に解約額の上限を設定する場合も想定されるため、必ずしも受益者の解約希望額を満たせない場合も想定される。

更に、投資信託の商品性によっては年単位を超えた解約不可日の設定をせざるを得ず、更に有事の事態が発生した場合には複数年に亘って解約が出来ない場合も想定される。

加えて、投資信託の1口当たり純資産価格の根拠となる組入れ資産の評価価格は公正価値に基づくものであり、実際の売買時の価格とは必ずしも一致しない旨を記載するなど、評価及び換金に関するリスクについて記載する必要があると考えられる。

これらを踏まえ、投資者保護の観点から、これらのリスクがある旨などを、交付目論見書その他の開示資料で明記する必要がある。

以 上

投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方

令和6年6月7日 政策委員会 決議

1. 基本的な考え方

本文書は、基準価額の算出を受託者一者において行う場合（以下「受託者一者計算」という。）において、投資家/受益者保護の観点から留意すべき事項を取りまとめるものである。

投資信託委託会社が、受託者一者計算を行う際には、下記内容を参考に、各社の判断において適切に業務運営の体制を整えることが望ましい。

なお、基準価額の算出に係る体制整備の在り方は多様であり、本会としてその方法をいずれか一つに限定するものではない。

また、下記内容のうち一部項目（3.（1）、3.（2）、4）については、受託者一者計算以外の体制を採用している場合であっても、同様に対応を実施することが望ましい。

2. 受託者一者計算を開始するにあたり取り決めるべき事項

投資信託委託会社及び受託銀行は、受託者一者計算を開始するにあたり少なくとも以下の要素について、両者の間で覚書や契約書等にて取り決めに交わすことが望ましい。

なお、基準価額の算出について、どのような体制・取り決めに築いた場合においても、基準価額の算出に係る全体的かつ対外的な責任は、投資信託委託会社が負うものであることに留意すること。

（1）基準価額の算出業務に関する取り決め

- ① 投資信託委託会社及び受託銀行双方の基準価額に係る義務及び責任の定義¹
- ② 受託銀行が算出した基準価額を、投資信託委託会社が追加信託の受入れ及び解約を行う際に用いた結果の責任は、投資信託委託会社の責任において判断されるべきこと
- ③ 受託銀行に起因する基準価額の過誤が発生した場合の、受託銀行が投資信託委託会社に補填する金額の取扱いについて

（2）基準価額の算出に関連して対応が求められ、かつ投資信託委託会社と受託銀行との間での協議の上、受託者一者計算下において受託銀行にて行われることとする業務に関する取り決め

- ① 事務委託・受任にあたって必要な項目

3. 基準価額の算出にあたり留意すべき事項

（1）基準価額の算出に係る計理処理

基準価額の算出に係る計理業務における各計理処理について、投資信託委託会社は会員通

¹ 例えば、平成30年9月18日に本会より公表した「投資信託のガバナンス懇談会報告書 基準価額の算定についての考え方について（<https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/18669/>）」を踏まえ、投資信託委託会社においては「基準価額の適切性を確保する責任」及び「基準価額の確定責任」、受託銀行においては「投資信託委託会社によって確定された基準価額をもとに、追加信託解約を実施する責任」及び「基準価額に係る善管注意義務・忠実義務の履行」などの整理が考えられる。

知（投信協（企）6第50号）にて掲げる推奨方法にて処理を行うことが望ましい。

なお、本項目は、受託者一者計算を行うにあたり、現行の方法から直ちに推奨方法にて業務を行う体制へ変更することを求めるものではない。新規に業務を開始する投資信託委託会社が新たに業務を構築する場合や既存の投資信託委託会社において社内の事務やシステム等の見直しを行う場合などにおける参考として定めるものである。

また、本項目に記載されている内容については、受託者一者計算以外の体制を採用している場合であっても、同様に対応を実施することが望ましい。

（2）指図書の送付

投資信託委託会社から受託銀行へ送付する指図書について、投資信託委託会社は会員通知（投信協（企）6第50号）にて掲げる推奨方式により送付することが望ましい。

また、国内取引について、証券保管振替機構（ほふり）・SWIFT・システムベンダーなどのシステムを活用した送付が困難な社においては、会員通知（投信協（自）5第22号）にて掲げる様式により送付することが望ましい。

なお、本項目は、受託者一者計算を行うにあたり、現行の方法から直ちに推奨方法にて業務を行う体制へ変更することを求めるものではない。新規に業務を開始する投資信託委託会社が新たに業務を構築する場合や既存の投資信託委託会社において社内の事務やシステム等の見直しを行う場合などにおける参考として定めるものである。

また、本項目に記載されている内容については、受託者一者計算以外の体制を採用している場合であっても、同様に対応を実施することが望ましい。

（3）組入資産の評価

組入資産の評価は、これまで各投資信託委託会社において行われてきたが、受託者一者計算を行うにあたり、投資信託委託会社と受託銀行との間での協議の上、受託銀行にて行われることとするとも考えられる。

ただし、受託銀行における組入資産の評価に係る体制が、これまで各投資信託委託会社において行われてきた水準相当まで至るには、相応の期間を要するものと考えられることから、当面の間は、引き続き投資信託委託会社において行われることが望ましい。

なお、本項目は、受託銀行における組入資産の評価に係る体制が、これまで各投資信託委託会社において行われてきた水準相当に至ると考えられる場合においてまで、今後に亘り組入資産の評価が投資信託委託会社において行われるべきと考えるものではない。

投資信託委託会社は、受託銀行との間での協議や下記5. に示す受託銀行へのデューデリジェンス及び継続的なモニタリングを通じて、受託銀行における組入資産の評価に係る体制について、受託銀行において業務が適切に遂行されるとともに、投資信託委託会社において業務を適正に遂行するにあたり必要な情報が適時提供されるための体制が確保されていることを確認しつつ、業務効率化及び経済合理性の観点から、適切な体制・業務分担の整備に向けて継続的に検討を行っていくことが望ましい。

4. 基準価額の過誤発生時の対応

基準価額の過誤発生時の対応については、これまで各投資信託委託会社において、各社ごとのマテリアリティ・ポリシーや社内規則等により、投資家/受益者保護の上で適切と考えられる対応が図られてきた。

一方で、諸外国、特に欧米等の個人の資産運用が発達した国では、例えばルクセンブルクやイギリスでは法令により、またアメリカでは業界慣行として、一定の閾値を統一的に適用した上で、基準価額の過誤発生時の対応として、それに係るコストも勘案し、当該閾値以下の場合には（一口当たりの額が）僅少な金額での個別投資家/受益者への補填を行わない取扱いが実施されている。

今回、基準価額の算出について受託者による一者計算への移行を容易にし、また、業界全体の業務効率化及び経済合理性、投資家/受益者保護の水準を向上・高度化させる観点から、我が国においても、欧米などの資産運用先進国の例に倣い、基準価額の過誤発生時の対応について、投資信託協会として、全投資信託委託会社に対して、「統一的な指針」を提示する趣旨で本項目を取りまとめた。

投資信託委託会社は、基準価額の過誤の発生原因が受託銀行による基準価額の算出過程におけるものなのか、或いは投資信託委託会社による運用指図の過程によるもののかなどの起因の所在や原因の性質を問わず、基準価額の過誤発生を認識した際の判断基準や投資家/受益者保護のために行う措置等、基準価額の算出に係る全体的かつ対外的な責任を有する投資信託委託会社として、基準価額の過誤を認識した場合に果たすことが求められる事項について、適正な手続きにより、事前に社内規則を定めることが適切である。

また、その社内規則に則った措置を実施した場合であっても、投資信託及び投資法人に関する法律第21条に定められた損害賠償責任や金融商品取引法第42条に定められた権利者に対する義務などの法令上の責任を免れるものではないことにも留意する。あくまでも、法令上の責任の有無、責任の軽重などについては、司法手続きにより最終的に判断されるものである。一方、この手続きには相応の期間とコストが投資家/受益者、投資信託委託会社の双方に求められるものであり、この間、長期に亘り投資家/受益者が損失を被っている状況が継続されることは望ましくない。法的責任の確定を待たずに、事象の発生を認識した時点から、過誤の水準に応じて、なるべく早期に信託財産や投資家/受益者の損失を回復させるなどの適切な対応を実施する必要がある。

以上を踏まえると、基準価額の過誤発生時の対応を規定する社内規則には、少なくとも以下の要素を規定することが望ましい。

(1) 基準となる基準価額の過誤に係る閾値

投資家/受益者保護と実質的な経済合理性等の観点から、自社の取締役会等において、善管注意義務及び忠実義務を踏まえ適切と判断した、イギリスやルクセンブルクの法令やアメリカの慣行を参考に、一般的な基準である50bpsなどの閾値。

(2) 上記の閾値「を超える」基準価額の過誤の場合の対応

上記(1)で定めた閾値を超える過誤を認識した場合には、善管注意義務及び忠実義務を踏まえた上で、原則、過誤が生じていた期間中に、設定・解約を行った投資家/受益者に生じた負の差額について補填する。さらに、基準価額の過誤が生じていた期間において、投資家/受

益者の設定・解約により発生した損益を相殺し、結果として信託財産に対して発生した損失を補填する。なお、是正取引等（運用財産を本来あるべき状態とするための取引。以下同じ。）によって信託財産に発生した損失は、上記の相殺の対象とはせずに補填する必要があることに留意する。また、この場合において、過去の基準価額（及び各種ディスクロージャー書面）を遡及訂正するか否かについては、個別事案の事情及び状況等を勘案し、適切な措置を図ることとする。

（3）上記の閾値「以下」の基準価額の過誤の場合の対応

上記（1）で定めた閾値以下の過誤を認識した場合には、善管注意義務及び忠実義務を踏まえた上で、原則、基準価額の過誤が生じていた期間において、投資家/受益者の設定・解約により発生した損益を相殺し、結果として信託財産に対して発生した損失を補填する。なお、是正取引等によって信託財産に発生した損失は、上記の相殺の対象とはせずに補填する必要があることに留意する。ただし、この場合においても、前述の通りの法令上の責任を免れるものではなく、また閾値以下の場合であっても、例えば投資信託委託会社や受託銀行の故意又は重大な過失に起因する基準価額の過誤については、適切な措置を図る必要があることに留意する。

（4）その他の留意事項について

その他、基準価額の過誤を適正な状況に復旧するために必要な事項について、当該事象の発生と対応方針、復旧等に関する取締役会等への報告と承認を含め、社内規則に定めることが適切である。

また、以上を踏まえて定める基準価額の過誤発生時の対応を規定する社内規則については、その概要をウェブサイトへの掲載等を通じて開示することが望ましい。なお、当該社内規則が本項目に記載する内容に準拠する場合には、その旨を開示することでも代えることができる。ただし、この場合、当該社内規則は適正な手続きにより、自社の責任において決定された内容であることを併せて開示する。

なお、本項目に記載されている内容については、受託者一者計算以外の体制を採用している場合であっても、同様に対応を実施することが望ましい。

5. 受託銀行へのデューデリジェンス及び継続的なモニタリング

基準価額の算出に係る全体的かつ対外的な責任を負う投資信託委託会社は、受託銀行の算出する基準価額の妥当性について日々確認をするとともに、基準価額の算出実務を行う受託銀行に対し、基準価額の算出に係る体制整備状況等について、少なくとも以下の要素についてデューデリジェンス及び継続的なモニタリングを行うことが望ましい。

① 継続的に業務の遂行に懸念がないこと

（とりわけ、基準価額算出業務の重要性に鑑み、業務遂行現場において自然災害やテロ、システム障害などが発生した場合のBCPが策定され、算出の不能・遅延の防止のために有効に機能することが認められること）

- ② 業務を確実に処理する能力があると認められること
- ③ 基準価額の過誤発生時の情報提供など、投資信託委託会社において業務を適正に遂行するにあたり必要な情報が適時提供されること
- ④ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

その他、投資信託に係る帳簿の作成・保存や、受託銀行が発行する純資産計算や情報システム統制などに関する内部統制保証報告書の発行頻度の増加や内容の拡充などを含むファンド監査への対応検討など、基準価額の算出に関連して対応が求められ、かつ投資信託委託会社と受託銀行との間での協議の上、受託者一者計算下において受託銀行にて行われることとする業務に係る体制整備状況等について、受託銀行において業務が適切に遂行されるとともに、投資信託委託会社において業務を適正に遂行するにあたり必要な情報が適時提供されるための体制が確保されているか、上記の要素も踏まえてデューデリジェンス及び継続的なモニタリングを行うことが望ましい。

なお、投資信託委託会社の経営陣は、上記に係るデューデリジェンス及び継続的なモニタリングの適切性を確保するための方策を定めるとともに、方策の実施状況及び審査機能の実効性について、常に把握できる状況を構築することが望ましい。

以上